

日野市議会会議録

平成6年第2回定例会

第15号～第22号

6月10日 開会

6月25日 閉会

日野市議会

日野市立図書館 081-7354



1887935

平成 6 年 第 2 回 定 例 会 日 程

6 月 1 0 日	(金曜日)	会期の決定、行政報告、諸般の報告 議案上程、請願上程
6 月 1 3 日	(月曜日)	一般質問
6 月 1 4 日	(火曜日)	一般質問
6 月 1 5 日	(水曜日)	一般質問
6 月 1 6 日	(木曜日)	一般質問
6 月 1 7 日	(金曜日)	一般質問、議案上程、請願上程
6 月 2 4 日	(金曜日)	議案上程、審査報告
6 月 2 5 日	(土曜日)	審査報告、請願上程、議案上程

平成 6 年
第 2 回定例会 日野市議会会議録目次

○ 6 月 10 日 金曜日 (第 1 日)

出席議員	1
欠席議員	1
出席説明員	2
議事日程	2
開 会	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
行政報告	5
諸般の報告	7

(議案上程)

議案第 40 号	平成 5 年度日野市一般会計補正予算 (第 5 号) の 専決処分の報告承認について	7
----------	---	---

(報 告)

報告第 2 号	平成 5 年度日野市繰越明許費繰越計算書の報告に ついて	23
報告第 3 号	平成 6 年度日野市土地開発公社事業計画の報告に ついて	24
報告第 4 号	平成 6 年度財団法人日野市環境緑化協会事業計画 の報告について	25

(請願上程)

請願第 6-11 号	神明緑地の伐採反対に関する陳情	26
請願第 6-12 号	真に国民のための公共事業推進を求める陳情	26
請願第 6-13 号	真に国民のための公共事業を求める陳情	26
請願第 6-14 号	ミニバス南平路線早期運行開始を求める請願	26
請願第 6-15 号	程久保一丁目下程久保自治会私道を公道移管に関 する請願	27

請 願 第 6-16 号	定住外国人の無年金者に対する適用拡大を求める 陳情	27
請 願 第 6-17 号	私学助成拡充を求める意見書採択に関する陳情	27
請 願 第 6-18 号	「日本のプルトニウム利用に反対する」意見書提 出の請願	27
散	会	27

○ 6 月 13 日 月 曜 日 (第 2 日)

出 席 議 員	29
欠 席 議 員	29
出 席 説 明 員	30
議 事 日 程	30
開	議	31

(一 般 質 問)

鈴木美奈子議員

1. 豊田駅北口市有地の有効活用について	31
2. 子どもの権利条約の批准、発効をうけて地域、学校で条約を守るとり くみについて	35

天野 輝男議員

1. 区画整理事業の進め方につき問う	44
2. 違法駐輪車取締りを問う	55
3. 多摩川河川敷の利用計画につき問う	59

佐瀬昭二郎議員

1. まち全体を地域学習のフィールドに	63
2. 特別教室などの地域開放の早期実現を	80
3. 『保健・福祉計画』について	83

沢田 研二議員

1. 再度問う、日野市の財政基盤確立について（市長は市民に公約した事 の何割を実現すれば良いと考えているか）	89
---	----

散	会	104
---	---------	-----

○ 6月14日 火曜日（第3日）

出席議員	105
欠席議員	105
出席説明員	106
議事日程	106
開議	107

（一般質問）

竹ノ上武俊議員

1. 団地駐車場の確保について	107
2. 都立美術館は日野市に誘致を	112
3. 地方自治・住民自治をそこなうニセの地方自治分権論について問う	117

江口 和雄議員

1. 市民の側に立った行政サービスの向上について問う	128
----------------------------	-----

土方 尚功議員

1. 今後の財政見通しと効率的運用について問う	146
2. 市長の行政報告に問う	151

一ノ瀬 隆議員

1. 学校の近くの住宅の環境を守れ	158
-------------------	-----

吉富 正敏議員

1. 21世紀への福祉ビジョンについて問う	171
2. 多摩平のまちづくりについて問う	179

散会	183
----	-----

○ 6月15日 水曜日（第4日）

出席議員	185
欠席議員	185
出席説明員	186
議事日程	186
開議	187

（一般質問）

森田美津雄議員

1. いわゆるゴミ問題に関する今日的課題について	187
2. 公共施設を市民にとって、より使いやすい施設とするために	201
夏井 明男議員	
1. 日野駅に新改札口をつくる時である	208
2. 多摩平団地建て替え事業に住民参加方式を採れ	217
3. 信号機・横断歩道の総点検を実施せよ	226
橋本 文子議員	
1. 福祉作業所などに通所できない重い障害をもつ成人（18歳以上）の ために、通所による療育施設を	228
2. 公営住宅の中に、障害をもつ人や高齢者向けの住宅建設を、さらに積 極的にすすめよ	237
小川 友一議員	
1. 公有財産の管理及び運用方法について	250
2. 七生村土地改良区に関する事務処理方法についての行政対応について	259
散 会	266

○ 6月16日 木曜日（第5日）

出席議員	267
欠席議員	267
出席説明員	268
議事日程	268
開 議	269

（一般質問）

米沢 照男議員

1. 図書館サービスの充実について 269
2. 横田基地騒音対策、基地返還要求について 277

執印真智子議員

1. 子ども達のための学校給食の改善と、地域に向けての将来的展望を問
う 284
2. 「女性の社会参加促進」の方向を問う 296

菅原 直志議員

1. 学校における「空き教室」の利用について（その2）	307
板垣 正男議員	
1. 日野駅、豊田駅のエスカレーター設置の見通しについて	320
2. 住環境を守るため建築違反に厳しく対応されたい	328
佐藤 洋二議員	
1. 消費税の税率アップに、市長は反対の意志表明を	337
2. ボランティア都市宣言の制定を	345
散 会	351

○ 6月17日 金曜日（第6日）

出席議員	353
欠席議員	353
出席説明員	354
議事日程	354
開 議	357

（一般質問）

奥住日出男議員

1. 市民参加型行政の推進について問う	357
---------------------	-----

田原 茂議員

1. 図書館行政をより充実させるために！	367
----------------------	-----

中谷 好幸議員

1. 福祉を破壊する消費税引き上げに反対しよう！	381
2. 「タクシーバス」の運行で、交通不便地域の解消を！	392

馬場 繁夫議員

1. 高幡土地区画整理地域の電波障害等の対策を	397
2. 地球にやさしいリサイクル行政を求めて	402

（議案上程）

議案 第 44 号	浅川右岸第四処理分区（6-4）工事請負契約の締結について	421
議案 第 45 号	浅川左岸第四処理分区（6-1）工事請負契約の締結について	423

(請願上程)

請願	第 6-19 号	公共住宅家賃値上げに関する意見書提出を求める 請願	426
請願	第 6-20 号	「海の非核化」宣言に関する請願	426
請願	第 6-21 号	在日朝鮮、韓国人高齢者と障害者に国民年金適用 の救済措置を求める陳情	426
請願	第 6-22 号	日野市に重度知的障害者が主に入所出来る更生施 設の建設に関する請願	426
請願	第 6-23 号	「日野市立かしまだい地区広場」の施設充実に関 する請願	426
請願	第 6-24 号	日野市に政治倫理確立の条例制定を求める請願	426
請願	第 6-25 号	第五小学校で発生する砂ぼこりの防止に関する請 願	426
請願	第 6-26 号	地元中小建設業者の不況打開と振興政策を求める 請願	427
請願	第 6-27 号	消費税率の引き上げ反対を求める請願	427
請願	第 6-28 号	社会保障の拡充を求める意見書採択の請願	427
請願	第 6-29 号	潤徳小学校の北側の環境の保全を求める請願	427
散	会		427

○ 6 月 24 日 金曜日 (第 7 日)

出	席	議	員	429	
欠	席	議	員	429	
出	席	説	明	員	430
議	事	日	程	430	
開		議		435	

(議案上程)

議案	第 46 号	日野市助役の選任について	435
議案	第 42 号	日野市収入役の選任について	436
議案	第 43 号	日野市教育委員会委員の任命について	437

(議案審査報告)

(総務委員会)

議案	第 4 号	第 3 次日野市基本構想の制定について	438
議案	第 5 号	政治倫理の確立のための日野市長の資産等の公開 に関する条例の制定について	438
(請願審査報告)		(総務委員会)	
請願	第 6-14 号	ミニバス南平路線早期運行開始を求める請願	438
請願	第 6-17 号	私学助成拡充を求める意見書採択に関する陳情	438
請願	第 6-19 号	公共住宅家賃値上げに関する意見書提出を求める 請願	438
請願	第 6-20 号	「海の非核化」宣言に関する請願	438
		(文教委員会)	
請願	第 6-6 号	全日制高校進学希望者全員の受入れ枠確保の意見 書採択を求める請願	442
請願	第 6-25 号	第五小学校で発生する砂ぼこりの防止に関する請 願	442
		(建設委員会)	
請願	第 6-1 号	通学路の安全確保に関する請願	444
請願	第 6-2 号	旭が丘三丁目のグリーンコーポ豊田(仮称)の建 設計画に関する請願	444
請願	第 6-3 号	堤防上のサイクリング道路へ車椅子で上がるため のスロープ設置に関する請願	444
請願	第 6-8 号	多摩平団地の建て替えに伴う都営住宅の併設に関 する意見書提出を願う請願	444
(継続審査)		(総務委員会)	
請願	第 6-9 号	南平一丁目～二丁目住宅地内への路線ミニバス導 入計画の見直しについての陳情	446
請願	第 6-12 号	真に国民のための公共事業推進を求める陳情	446
請願	第 6-13 号	真に国民のための公共事業を求める陳情	446
請願	第 6-18 号	「日本のプルトニウム利用に反対する」意見書提 出の請願	446
請願	第 6-24 号	日野市に政治倫理確立の条例制定を求める請願	446
請願	第 6-27 号	消費税率の引き上げ反対を求める請願	446

		(文教委員会)	
請 願	第 6-5 号	「学校五日制にふさわしい、ゆとりある教育内容にするために新学習指導要領を早急に再改訂することを求める意見書」を国にむけて提出することを求める請願	446
		(厚生委員会)	
請 願	第 6-4 号	年金支給開始を65歳に遅らせることに反対する意見書提出を求める請願	447
請 願	第 6-7 号	多摩平五丁目地区センター設立に関する請願	447
請 願	第 6-16 号	定住外国人の無年金者に対する適用拡大を求める陳情	447
請 願	第 6-21 号	在日朝鮮、韓国人高齢者と障害者に国民年金適用の救済措置を求める陳情	447
請 願	第 6-22 号	日野市に重度知的障害者が主に入所出来る更生施設の建設に関する請願	447
請 願	第 6-23 号	「日野市立かしまだい地区広場」の施設充実に関する請願	447
請 願	第 6-28 号	社会保障の拡充を求める意見書採択の請願	447
延 会			449

○ 6 月 25 日 土曜日 (第 8 日)

出 席 議 員	451
欠 席 議 員	451
出 席 説 明 員	452
議 事 日 程	452
開 議	455

(継続審査)

		(建設委員会)	
請 願	第 6-10 号	公園建設に関する請願	455
請 願	第 6-11 号	神明緑地の伐採反対に関する陳情	455
請 願	第 6-15 号	程久保一丁目下程久保自治会私道を公道移管に関する請願	455

請 願 第 6-26 号	地元中小建設業者の不況打開と振興政策を求める 請願	455
請 願 第 6-29 号	潤徳小学校の北側の環境の保全を求める請願	455
(継続審査議決)		
	議会運営委員会の継続審査議決に関する件	456
	下水道対策特別委員会の継続審査議決に関する件	456
	スポーツ・文化施設対策特別委員会の継続審査議決に関する件	456
	交通対策特別委員会の継続審査議決に関する件	457
	市立病院等対策特別委員会の継続審査議決に関する件	457
(請願上程)		
請 願 第 6-30 号	「核兵器全面禁止・廃絶の国際条約締結を求める 意見書」採択に関する陳情	457
(議案上程)		
議員提出議案第 4 号	J R採用差別事件及び労使紛争の早期解決に関する 意見書	458
議員提出議案第 5 号	多摩平団地の建て替えに伴う都営住宅の併設に関 する意見書	458
議員提出議案第 6 号	私学助成拡充を求める意見書	458
議員提出議案第 7 号	公共住宅家賃値上げを見送りし、建て替え後の適 正家賃を求める意見書	459
議員提出議案第 8 号	海の非核化宣言に関する意見書	459
議員提出議案第 9 号	全日制高校進学希望者全員の受入れ枠確保の意見 書	460
閉 会		460

6月10日 金曜日 (第1日)

平成6年
第2回定例会 日野市議会会議録 (第15号)

6月10日 金曜日 (第1日)

出席議員 (30名)

1番	江口和雄君	2番	佐藤洋二君
3番	菅原直志君	4番	渡邊馨鴻君
5番	吉富正敏君	6番	小島久君
7番	小川友一君	8番	森田美津雄君
9番	佐瀬昭二郎君	10番	中谷好幸君
11番	沢田研二君	12番	田原茂君
13番	宮沢清子君	14番	執印真智子君
15番	土方尚功君	16番	天野輝男君
17番	奥住日出男君	18番	橋本文子君
19番	板垣正男君	20番	鈴木美奈子君
21番	内田勲君	22番	馬場繁夫君
23番	夏井明男君	24番	黒川重憲君
25番	福島盛之助君	26番	簀野行雄君
27番	小山良悟君	28番	一ノ瀬隆君
29番	竹ノ上武俊君	30番	米沢照男君

欠席議員 (なし)

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君	助役	前田雅夫君
企画財政部長	大崎茂男君	総務部長	小林修君
市民部長	永瀬誠一君	生活文化部長	藤本享一君
環境部長	山口正夫君	都市整備部長	鈴木栄弘君
建設部長	小俣雅義君	福祉部長	坂口泰雄君
水道部長	土方重男君	病院事務長	須藤雄示君
教育長	長沢三郎君	学校教育部長	谷正幸君
社会教育部長	大谷俊夫君		

会議に出席した議会議務局職員の職氏名

局長	落合豊君	次長	田中正美君
書記	濃沼哲夫君	書記	橋達雄君
書記	山田二郎君	書記	田倉芳夫君
書記	鈴木俊之君	書記	堀辺美子君
書記	永野裕子君		

速記委託先 住所 東京都立川市曙町一丁目10の3
立川速記者養成所 所長 関根福次
速記者 保木 シゲル 君

議事日程

平成6年6月10日(金)
午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 行政報告
- 日程第 4 諸般の報告
(議案上程)
- 日程第 5 議案 第40号 平成5年度日野市一般会計補正予算(第5号)の
専決処分の報告承認について
- 日程第 6 議案 第41号 日野市助役の選任について

日程第 7 議案 第 4 2 号	日野市収入役の選任について
日程第 8 議案 第 4 3 号 (報告)	日野市教育委員会委員の任命について
日程第 9 報告 第 2 号	平成 5 年度日野市繰越明許費繰越計算書の報告について
日程第 10 報告 第 3 号	平成 6 年度日野市土地開発公社事業計画の報告について
日程第 11 報告 第 4 号	平成 6 年度財団法人日野市環境緑化協会事業計画の報告について
(請願上程)	
日程第 12 請願 第 6 - 11号	神明緑地の伐採反対に関する陳情
日程第 13 請願 第 6 - 12号	真に国民のための公共事業推進を求める陳情
日程第 14 請願 第 6 - 13号	真に国民のための公共事業を求める陳情
日程第 15 請願 第 6 - 14号	ミニバス南平路線早期運行開始を求める請願
日程第 16 請願 第 6 - 15号	程久保一丁目下程久保自治会私道を公道移管に関する請願
日程第 17 請願 第 6 - 16号	定住外国人の無年金者に対する適用拡大を求める陳情
日程第 18 請願 第 6 - 17号	私学助成拡充を求める意見書採択に関する陳情
日程第 19 請願 第 6 - 18号	「日本のプルトニウム利用に反対する」意見書提出の請願

本日の会議に付した事件

日程第 1 から日程第 16 まで

午後4時3分 開会

○議長（福島盛之助君） 議員の皆さん、本日は大変御苦勞さまでございます。

それでは、これより平成6年第2回日野市議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員30名であります。

これより日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員については、会議規則第81条の規定により議長において

3番 菅原直志君

4番 渡邊馨鴻君

を指名いたします。

次に日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

議会運営委員長の報告を求めます。

〔議会運営委員長 登壇〕

○議会運営委員長（天野輝男君） 議長の指名をいただきましたので、議会運営委員会の報告をさせていただきます。

去る6月7日、午後2時から議会運営委員会を開催いたしました。議案、請願等の取り扱い、また日程などの協議の結果、会期は本日より6月24日までの15日間と決定いたしました。

議案、日程の状況につきましては、お手元に配付いたしました資料のとおりでございます。

なお、理事者側より追加議案の上程を予定しているとのことであります。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

以上です。

○議長（福島盛之助君） お諮りいたします。ただいまの議会運営委員長の報告のとおり会期を決定するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君） 御異議ないものと認めます。よって会期は、本日から6月24日まで期日15日間と決定いたしました。

次に日程第3、行政報告を行います。市長から行政報告を求めます。

〔市長 登壇〕

○市長（森田喜美男君） 本日より平成6年第2回市議会定例会をお願いしております。

よろしく願いをいたします。私より、行政報告4件について申し上げます。

さきの定例会以降、今定例会に至る間の主要な行政事項について4件の報告を行い、
他は提出資料をもってかえさせていただきます。

1. 柴町高齢者在宅サービスセンターの業務開始について

今年度より開始する柴町在宅サービスセンターについては、5月7日に披露を行い、
デイホーム事業より順次業務を始めております。

体が不自由で家に引きこもりがちなお年寄りが、地域の中でより豊かに生き生きと暮
らせるようお手伝いをする施設として業務を進めるものであります。サービス内容は、
お手元のしおりをごらんいただくようお願いいたします。

2. クリーンセンター内ストックヤードの完成について

清掃実務の一環として、これまで資源物回収事業の奨励策を実施してまいりました。

このたび、回収びんの資源化促進を目指し、ストックヤードをクリーンセンター内に
設けて4月15日に御披露を行ったところであります。その能力は、ビン等を破碎したカ
レット約300立方メートルのストックが可能であります。今度とも「ごみ減量」と「資
源物回収」の促進を工夫し、努力して成果を上げる考えであります。

その他のストックヤードに必要な隣接国有地の借用についても、鋭意交渉を進めてい
るところであります。

3. 財務会計電算化システムの運用開始について

財務会計事務の電算化につきましては、平成3年12月に「日野市財務会計電算化基本
計画」を策定し、準備を重ねてまいりました。平成5年10月から予算編成システムが稼
働し、平成6年度予算編成事務を行ってまいりましたが、平成6年4月から予算執行シ
ステムが稼働する運びとなりました。

今後も事務の電算化を進め、事務の正確化と能率化を促進する所存であります。

4. 建築確認事務行政の施行準備について

建築指導行政の中の建築確認事務は、多摩地区においては八王子市、町田市のみ実施
されているところであります。

このような状況の中で、当面人口15万人以上の市を対象に東京都よりその業務の移管
に向けての指導がありました。懸案事項でありました東京都の支援方策としては、技術
職員の派遣や、5年間の財政支援が提案をされております。

今後、本市といたしましてもこの提案を受け、東京都の指導に沿って平成8年の施行
を目的に検討チームを設け、対応を進める考えであります。

以上、主要な行政事項4点につき私より御報告を申し上げ、議会の御理解と御指導をお願いする次第であります。

以上です。

○議長（福島盛之助君） 収入役以下については、お手元に配付した報告書のとおりですので、報告を省略いたします。

これをもって行政報告を終わります。

次に日程第4、諸般の報告を行います。

会務報告については、お手元に配付してあります報告書のとおりですので、事務局長の報告は省略いたします。

これをもって諸般の報告を終わります。

これより議案第40号、平成5年度日野市一般会計補正予算（第5号）の専決処分の報告承認の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

「市長 登壇」

○市長（森田喜美男君） 議案第40号、平成5年度日野市一般会計補正予算（第5号）の専決処分の報告承認についての提案理由を申し上げます。

本議案は、平成5年度日野市の一般会計の補正予算第5号であり、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成6年3月30日付で専決処分をしたものであります。

補正額は、歳入歳出それぞれ1億6,976万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を44億9,122万6,000円とするものであります。

詳細につきましては、担当部長に説明いたさせますので、よろしく御承認のほどお願いいたします。

○議長（福島盛之助君） 関係部長から詳細説明を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（大崎茂男君） それでは議案第40号、平成5年度日野市一般会計補正予算第5号について御説明申し上げます。

まず第1条でございますが、ただいま市長からの提案理由がございましたように1億6,976万2,000円を追加補正するものでございます。なお、第2条で地方債の補正を2件行っております。専決の日には、平成6年3月30日ということでございます。

恐れ入りますが、2ページ、3ページをお開き願いたいと思います。

今回の補正につきましては、国の交付金、また東京都の支出金等の特定財源を主とした確定に関係した補正でございます。

主なものとしたしましては、地方譲与税が約5,000万ほどプラスになっておるということでございます。また利子割交付金が2億1,400万ほどの増額になっております。一方、10番の国庫支出金につきましては4,990万ほどの減額でございます。また、3ページの都支出金につきましても1億円ほどの減額になっております。

一方、4ページの歳出の方でございますが、歳入の増と、それから歳出の減額に基づきましての財源調整といたしまして、総務管理費の方に2億4,000万ほどの積立金をいたしておるものでございます。

次に、5ページの地方債補正でございますが、栄町高齢者在宅サービスセンターの新築工事と、市民プール改築の工事にかかります地方債につきましては、国庫補助金等の変動がございましたことによりまして地方債の額を変更いたしましたものでございます。

引き続きまして、10ページ、11ページをお開きいただきたいと思っております。

歳入の地方譲与税でございますが、消費譲与税、自動車重量譲与税、地方道路譲与税、この3件とも増額の交付金がまいりました。4%から10%の前年度よりのアップでございます。

次に12、13ページでございますが、款の3の利子割交付金でございます。利子割交付金につきましては、平成4年度に相当前年度より減額になったわけでございますが、5年度につきましては、前年に比較いたしまして36.6%のアップとなりまして、今回、2億1,459万5,000円を補正するものでございます。

次に14、15ページでございますが、5款の自動車取得税交付金でございますが、この交付金につきましては、前回の補正予算でもマイナスの4,000万を補正いたしましたが、さらに自動車販売業の減ということで2,679万1,000円を減額させていただくものでございます。

下欄の6番、地方交付税でございますが、特別交付税といたしまして2,852万が歳入となっております。

次に18、19ページをお開きいただきたいと思っております。

国庫支出金でございますが、主に民生関係を主体といたしました補助金の対象の増減による補正でございます。説明欄の節の2番、老人福祉費負担金、マイナスの2,466万3,000円ほどになっておりますが、これは特別養護老人ホームの措置者の減によるマイナスでございます。

次に20ページ、21ページをお開きいただきたいと思っております。

中ほどに衛生費国庫負担金がございます。保健衛生費負担金459万3,000円がプラスに

なっておりますが、これは健康診断の受診者がふえたことと、単価がアップしたことによる負担金の増でございます。

次に22ページ、23ページでございますが、下欄の教育費国庫補助金のうち小学校建設費補助金並びに5番の中学校建設費補助金、それぞれ500万、あるいは200万ほどの増になっておりますが、これは学校の大規模改造工事等の対象工事の増による増額でございます。

24、25ページでございますが、右側説明欄の中の10節、体育費補助金78万6,000円、これは市民プールの改築の補助金でございますが、これも補助対象がふえたというようなことでございます。

次に都の支出金になりますけれども、28ページ、29ページをお開き願いたいと思いません。

中ほどに都の補助金、総務費都の補助金で、節の2番、市町村調整交付金がございます。5,493万9,000円減になっておりますが、これは市町村調整交付金、前年に比較いたしまして11%の減でございます。

次に30ページ、31ページでございますが、説明欄の中ほどで、心身障害者福祉費補助金の一番下欄になりますが、リフト付乗用自動車運行助成事業費補助金がございます。250万、これは車椅子タクシー、現在3台運行しておりますけれども、これのうちの1台分が新たに東京都から認められまして、2分の1の補助金が収入になったということでございます。

次に32、33ページでございますが、老人福祉費補助金の下欄の方に地域福祉ネットワークづくりモデル事業費、250万ございますが、これは地域福祉のネットワークづくりということで、多摩川苑福祉ゾーンの計画についての補助金でございます。

次に少し飛びまして、38、39ページをお開き願いたいと思いません。13番、寄附金でございますけれども、3,337万7,000円、これはまちづくり要綱に基づく収入でございます、7件分でございます。

それから次の40ページ、41ページでございますが、諸収入のうち収益事業収入2,500万の増になっております。競輪、競艇事業収入につきましては、前年と比較いたしまして相当落ち込みまして、前回の補正予算で2億3,500万ほど減額補正させていただきましたが、やや持ち直しまして、2,500万プラスになったということでございます。

下欄の市債の民生債、教育債につきましては、国庫補助金が増になった分だけ起債の方が減ということでの数字でございます。

42、43ページでございますが、歳出でございます。

総務管理費のうち財産管理費、説明欄の4番に基金積立金がございます。公共施設建設基金並びに環境緑化基金につきましては、寄附金に見合うものが主でございます。それから職員退職手当基金につきましては、若干の数字の前回との違いがございましたので、57万減額させていただきます。財政調整基金の2億901万5,000円につきましては、先ほど申し上げましたように、今回、最終補正の中の財政減調整といたしまして積み立てるものでございます。

次に、歳出の主なところの説明をさせていただきますが、やはり民生費が主体の国庫、あるいは東京都との歳入との関係の費目が多いわけでございますが、46、47ページの中に老人福祉費がございますが、説明欄の中の12番、老人性白内障特殊眼鏡等助成事業、これは当初予算で18万見込んでおりましたけれども、該当者がゼロだということでの減額でございます。

次に48、49ページでございますが、下欄の商工費の商工振興費でございますが、商店街活性化推進事業補助金でございますが、これは事業量の減によりましての58万5,000円の減額でございます。

50ページ、51ページに移らせていただきます。下欄に住宅費がございますが、借上公共賃貸住宅経費がございますが、共同施設整備費等補助金でございますが、これは第2かしの木ハイツの補助金でございます。額が確定したことよっての補正でございます。

次に52、53ページでございますけれども、下欄の11、公債費でございますが、利子及び割引料等も減額になっております。これは、特に利子につきましては、当初の借入見込みの利率と実際に借り入れた利率との差による低利率で借りることができるということでの不用額、見合いでございます。

以上、雑駁でございますが、説明を終わらせていただきます。よろしく御審議のほどをお願いいたします。

○議長（福島盛之助君） これより質疑に入ります。天野輝男君。

○16番（天野輝男君） 何点かお伺いします。

19ページの、先ほどの老人措置費、この老人施設に入っている人が少なくなった部分が減額になったという説明を受けたわけですが、この部分の何名減で、これだけの減額になったのか教えていただきたいと思います。

それと、今回この国庫補助金とか寄附金、または都の負担金、こういうものが結構ふえている部分もありますが、減額になっている部分があるわけですね。それが29ページ

の先ほどの市町村調整交付金が5,400万と、こういう形で減額になっておりますが、こういう部分の減額は、これは全体の15%という形なものですから、この交付金の減額になった部分の事業費というか、その部分の何ゆえ減額補正になったのか、このあたりを説明できましたらお願いいたします。

そして、49ページの商工業助成経費、この中の58万5,000円ですか、これは事業量が減ったという今説明がありました、どんな事業が減ったのか、このあたりをちょっと教えていただきたい。

3点、お願いします。

○議長（福島盛之助君） 福祉部長。

○福祉部長（坂口泰雄君） 第1点目の老人福祉費負担金でございます。これにつきましては、115人から108人と、7名の減でございます。

○議長（福島盛之助君） 企画財政部長。

○企画財政部長（大崎茂男君） 2点目の国あるいは東京都の補助金等で減額になったものの理由でございますが、ほとんどが補助対象の量と申しますか、人に対する補助であれば、ただいま福祉部長が説明いたしましたように対象の人数の減、あるいは後ほど出ます商店街の補助金等の対象事業量の減が主なものでございます。

御質問にありました東京都の調整交付金につきましては、特に国から地方交付税というのがございますが、これの補完をするような形で東京都が市町村に交付しておるものでございますが、これにつきましては、年によりまして算定の内容、基準が変わってきてございます。そういう中で特に市の事業量、全体の事業量等によっても変わってきておりまして、平成5年度は前年に比較して11%減となっておりますということでございます。

○議長（福島盛之助君） 生活文化部長。

○生活文化部長（藤本享一君） 49ページの商店街活性化推進事業の補助金の減の説明でございますが、豊田駅北口の商店街のシンボル灯を初めの計画でございますが、プラントーとか放送設備につきましては当初の予定どおりでございましたが、シンボル灯につきまして、またこの設備灯といいましょうか、これが当初、場所によっては2灯式、または3灯式ということをして計画をしていたんですけれども、最終的には同じ2灯式に全部改めたということで、若干単価が安くなったためにこの補助金がいらなくなったというようなことです。

○議長（福島盛之助君） 天野輝男君。

○16番（天野輝男君） この老人措置費につきまして7名減という形の今説明を受けた

わけですが、日野市の中には、恐らくこの施設に入りたい方が待っていると思うんですね。そして、その人たちを、その減になった部分、補っていただけたところがなかったのか、そして、そういう7名減になれば当然日野市の中で要望を出して、そのあいたところに入れていただけるような方法は取れなかったのかどうか、このあたりはいかがなんでしょうか。

○議長（福島盛之助君） 福祉部長。

○福祉部長（坂口泰雄君） 現在、特別養護老人ホームにおきましては、浅川苑で50床、それからベッド確保ということで、立川にございます社会福祉法人「至誠老人ホーム」に20床ですか、したがいまして70床は確保できているわけでございますが、そのほかの部分については近隣の市町村等にございます民間の特別養護老人ホーム、そういうところをお願いして措置をしているわけでございますけれども、これらについては、あくまでも措置するのはその施設長の権限でございます。

そういうようなことで、そういうような施設で日野市から入所していた人が欠けた場合、必ずしもその補充を日野市からとってもらえない。最近は特にその老人ホームの所在する地域で、やはり入所される方が非常に多いというような状況でございますので、従前であれば減った分は必ず日野市からとっていただいたこともあったんですが、最近なかなかそれが難しくなっているというような状況でございます。

○議長（福島盛之助君） 天野輝男君。

○16番（天野輝男君） 大体わかりました。ただ、このベッド数を民間のところに確保していた部分につきましては、日野市の中で多分、その負担金というものを出して確保していたと思うんですね、ならば、少なくとも亡くなって減になった部分については日野市で話し合いに応じているならば、やはりこの数は確保できるのではないかと、とりあえず今、実際、日野市で50、そして至誠老人ホームでしょうか、ここで20、70床ということは、まだ寝たきりのお年寄り100名や200名はいるんじゃないかと、このように思っておるんですが、実際、現在ではベッド待ち、施設へ入りたいという方がどのくらいいらっしゃるのか、このあたり教えていただきたい。

○議長（福島盛之助君） 福祉部長。

○福祉部長（坂口泰雄君） 先ほどお答えでちょっと落とした部分がございますが、日野市で確保しているベッドは、浅川苑で50床、至誠老人ホームで20床、八王子にございます山水園で20床ということで90床確保しております。失礼いたしました。

現在の待機者は70名強だと思います。

○議長（福島盛之助君） 天野輝男君。

○16番（天野輝男君） 70名いるわけですから、日野市の中でそういう減になった部分は、極力やはり努力をしてそういうところへ、またあいた部分は日野市の中でぜひ入れてほしいというような形の要請をすることが必要ではないかということを感じたわけがあります。

以上です。結構です。

○議長（福島盛之助君） 土方尚功君。

○15番（土方尚功君） 何点か伺います。

最初に、収入役がないので申しわけないんですけども、ここで、これが最終の補正という形になりまして、もう既に出納閉鎖の時期も過ぎていきます。前回もその前もちょっとお話ししたかと思うんですけども、決算見込みが既に整いつつあるのではないかと、いうふうに思います。毎回この時期にこの質問をするというのもおかしなものであれなんでしょうが、決算見込みが果たしてどの程度、次年度への繰越があるのかなというようなこととあわせて、今定例会中に決算見込書、今まで2回とも2年続けて出ていますけれども、果たして提出がされるものかどうか、そしてまた、それに伴って、こういう質問をしない限りその書類が出てこないということであっては困るので、今後は、この定例会中に大体出すという方向だけは打ち出していただければと思うんですけども、そこら辺、可能かどうか、収入役がいなくても事務は進むということでもありますので、ひとつ、その辺のお答えをいただきたいと思います。

それから、続きまして、歳入あるいは歳出に絡んでこれ全部やってあるわけなんで、歳出絡みの方からで進めていきたいと思っておりますけれども、まず基金の繰入金、77万円減額をした。これについては緑化協会、特定財源の調整ですから77万円減額をしています。実際には3月のときにも155万5,000円を減額いたしました。それに見合って当然市の方から、要するにページ数からいきますと都市計画費、50ページ、51ページに当然、前回の3月のときには155万5,000円の減額をいたしました。今回はその77万円を、取り崩しの分を減額をしながら緑化協会の助成金の減額がされてない。この処理は、いかがなものか、こういう視点です。

つまり、今、街灯の問題もありましたけれども、その他の特定財源は、次の商工費の方を見ればわかるとおり総額の、結局これは4分の3に見合うもの、つまり39万円が特定の財源、それから一般財源は19万5,000円、事業者が19万5,000円負担しているわけですから、総事業費8,428万円のうちのこの58万5,000円、公費にかかる部分が減額された

と、実施者が19万5,000円負担している部分が少なくなる、こういうことがはっきりするわけですね、これを見れば……。ところが緑化費については、これは特定財源ですから一般財源に組み込んでしまうということは、これはもう無理があるわけで、この部分が果たしてどこへ行ってしまったのか、3月のときには、はっきりそういうふうに両方が対比されているんですが、今回ありませんから、これはちょっと欠陥ではないかという視点から、この部分の質問をさせていただきます。

それから、あわせて寄附金の関係で3,337万7,000円ここにございます。それに見合ったものが、説明にも歳出の部分で総務費の積み立てでありますけれども、今まででも何回か、ここの部分はありまして、要するに見合って公共建設基金と環境緑化協会の基金に振り分けをして積み立てをしております。ここにある積立金を足しますと、3,778万3,000円ということで、入ってくるのは3,337万7,000円ですから、440万6,000円の差が出る、これは明らかです。先ほど部長の説明では「前と違い」というような発言が若干ありましたけれども、果たしてこの440万6,000円はどこなのか、要するに見合いがないということですね、前後、歳入と歳出の見合いが合っていない、これは明らかに合っていません。

それから、あわせてこのところ、たまたま基金の積立ですから——「前と違い」というのは、失礼いたしました。職員の退職手当の基金であります。これは取り崩しの問題と実際に支払われる問題とは別でありますから、これはあくまで支出の分で57万円、これは一般の関係で集めたりなにかしたものが不足をしたということだと思っておりますけれども、前と違うということは、どういうことなのかどうか、この関係は特にこの時点での専決すべきような内容なのかどうか、3月の時点である程度わかったのかどうか、そこら辺も含めて、もうちょっと詳しい説明をいただきたいというふうに思います。

それから別件でありますけれども、48ページを開いていますから、国や都の見合いの関係で調整をされたということでもありますけれども、その用地取得事務経費については特定財源の欄を見てもわかるとおり、全然国や都の支出金に関係ない部分の、要するに補正であると、ほかには、確かに用地費の関係で用地課絡みではほかにもありますけれども、そちらは国や都の関係が絡みますけれども、こちらの方は国や都の関係が絡んでない補正専決だというふうに見ざるを得ません。ですから、これには特段の理由があったのかどうか、この点ですね。

それから、そういったことでそれぞれ、その緑化協会絡み、それから寄附金絡み、それと今の用地費の関係、それともう1点、利子割交付金で、これは確定をしたということで、単純に受けとめればそれで結構なんですけれども、先ほどの説明にありましたよ

うに当初予算では64.7%の減があって、今年予算は組まれて、昨年実績ということですから、ところが今回36.6%、結果的にはふえた。これが2億からの金額になるわけですけれども、実際にはそういった金額が確定する時期ですね、これは国からそういう指示があったんだとはいえ、一定の動きの中でもう少し早い時点で取り込みができなかったのかどうか、そこら辺を伺っておきたいと思って、その裏づけとしては10月31日付で、要するに平成5年度の第4回定例会のとき、12月時点で4億7,000万ほど入ってきていますから、この時点で少なくとも執行率、予算に比べれば81.9%の歳入があったわけですけれども、後半ということで見れば、相当の利子に多少の動きがあったとしてもこの収入はある程度見込めるんじゃないか、少なくとも2億なり一定のものは元の金額からすれば、それはもともと見込んだ5億何千万に対して1億円ほどは、まだ入ってくるのはあるけれども、後半部分で一定の見込みがとれるんじゃないか、こういってことで事業費も、この時点での専決にする前に一定の打診なりをして、少なくとも満額ということはないまでも3月あたりで、もう少し数値が出せたんじゃないか、こういうふうな視点なんですけれども、この点についての御説明をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（福島盛之助君） 企画財政部長。

○企画財政部長（大崎茂男君） 御質問につきまして、順を追ってお答え申し上げます。

まず最初の決算見込みといえますか、繰越金でございますけれども、お尋ねのように昨年、あるいは一昨年もそのような御質問をいただいております。確定ではございませんが、一応一般会計は10億1,000万ほどの繰越金が算出されております。

なお、資料につきましては会期中にこれまでも提出していたという経緯がございますので、同じように提出したいと思います。また、今後の取り扱いにつきましても十分留意ができておるとすれば、前もって準備したいというふうに考えておるところでございます。

それから、2点目の基金の関係でございますが、歳入の中の基金の繰入金でございます。これにつきまして、77万円の減がございますけれども、これは歳出の方と連動すれば一番よろしいわけでございますが、この緑化協会の決算等の見込みにつきまして、これを最終日に合わせるという中では、3月の補正時点では十分見込めなかったということもございますし、そんなような中で、前に御指摘いただきました支出と逆に繰り入れですか、取り崩しが逆に多いというのはおかしいというようなこともございまして、これを一致させる意味で77万をここで補正し、歳出の方とあわせたわけですが、歳出につ

いては既にこの額で決定しておりまして、今回の専決には計上しなかったということでございます。

それから、寄附金から来た積み立てでございます。若干説明が十分でなかったんですが、寄附金につきましては、公共施設への積み立てと環境緑化への積み立てと振り分けてございますが、440万ほどの差がございますのは、これは前年度の環境緑化基金等の先ほどの緑化協会の決算と、市の取り崩しとの金額の差について、ここで改めて調整をさせていただいたということで、寄附金にプラス440万が乗っているということでございます。

それから退職手当基金につきましては、これは経理上の計上の見誤りといえますか、過度、余分に今まで見ていたというような中で数字的に訂正させていただく意味合いのものでございます。

それと、歳出の総務費の中の用地取得の関係で特定財源がないというふうな御指摘でございます。今回の補正は専決ということで、国等の交付金に見合うものが主体でございますが、御指摘のとおりこの用地取得につきましては、歳入の方に東京都の委託金で国土法の収入もございませぬけれども、直接この歳出とは関係ございませぬので、これは御指摘のとおり特定財源は絡んでない補正でございますが、補正をさせていただきました。

それから利子割交付金でございますが、確定の時期でございますが、年1回でなく分けて交付されるわけでございますが、これの確定時期がやはり3月補正には間に合わないということでございます。また、特に利子割交付金につきましては、前年度相当落ち込みまして、また金利等の低下もございましたので、ふえるというような、ちょっと予想はしておりませんでしたところ、法人関係の利子の関係でしょうか、財政当局としては思いがけない収入が最終的に出てきたということでございます。

できるだけ財源の額等キャッチいたしましたときには、一番近い補正のときに計上をするというようなことは原則でございますので、それはそのとおり今後もしていきたいということで、この利子割交付金につきましては、その時点にはまだ確定してなかったということで説明させていただきます。

以上でございます。

○議長（福島盛之助君） 土方尚功君。

○15番（土方尚功君） それぞれ御説明いただきまして、決算見込みについては10億1,000万ということで、先ほどの市長の行政報告の中の収入役以下の中で見れば、今、4

月30日現在ですから、これを見る限りでは23億円ほど残っているということになるわけですね。こればかりは、これはあくまで日にちが、時点が違いますから何とも言えませんけれども、もう少しあるんじゃないかなという気がしないでもないんですけれども、一応それはわかりました。あと、今後、毎回こういう形で資料要求をしないと出てこないものかどうかという点については、今議会中には出すということですが、今後もずっと、いつもこうやって請求しないと出てこないものかどうかというようなことで、そこら辺もまた検討をひとついただきたいというふうに思います。

それから、寄附金の関係については緑化協会の前年度の調整がされて、要するに返還金だと、これをここに入れ込む——要するに、じゃあ緑化協会の2,541万1,000円のうち440万6,000円を引いたものが実際の寄附であったと、そういうことでその手順はわかりました。しかし、この緑化協会の基金の返還はもうとっくにあったんじゃないんですか。この年度末に始めて前年度分が返されたということですか。要するにこの時期にするべき作業じゃないだろうという視点なんですね。とっくにもうわかっていたと思うんです、これは……。これをその専決処分として、ある意味では伏せておいた、返ってきたけれども、伏せておいた、それを専決で処分したということだと思っただけですよ。果たして、それでいいのかどうか、こういう視点で、ちょっといただきたいなと思う。

今回もそれに伴って、今の手法からすればこの77万円を——私の言っているのは、ここで調整しているんですか、さっきいろんな説明をされておりましたけれども、支出と要するに取り崩しと見合ったものを3月にはちゃんとしているんですね、155万5,000円、150万取り崩しをして、こういうふうに全部データがありますよ、これは全部調べているんですから。この中に、3月のときに150万取り崩しを減額をして、緑化協会の補助金を155万5,000円減額したんですよ。だから、今回77万というものがはっきりしているんだとすれば、わからないんだったら77万も不明で、いずれにしても次の年に今回のこの寄附金と同じように、後の年になってから整理をしたのならば、77万円確かに多く出しちゃったんで寄附金として入れましたと、こういう説明ならいいです。

ところが、今回、はっきりここで77万円出ていながら3月の補正のときと違った手法をとっているからおかしい、こういうことになるんですね。これに見合ったもの、77万を乗せなきゃいけないんですよ。その他のところへ、50ページ、51ページのときに緑化協会の補助金は77万円減額しますと、それに伴って、19の負担金、補助及び交付金は今65万4,000円ですけれども、それを足したものの142万4,000円が減額になり、その明細としては、その他の財源で77万円ということにここに減額の表記がされ、そして、その前

段の方の補正前の額は同じでありますけれども、次の補正額が142万4,000円になり減額、そして合計金額が6億4,774万3,000円にならなければまずいんですよ、これ。全部整合しないわけですよ、前回のと……。今回だけをそうして歳入の方の、これ特定財源ですからね、ここに77万、その他の欄に乗らなきゃいけない。前回そういう作業をしているんですよ、補正のときに前回。今回これも補正なんですけれども、専決のときに戻したかどうか知りませんが、こういう作業をして専決しちゃっているんですね。これは専決の処分ですから、承認か不承認かですから、理由がつかなければ、これは不承認なんですよ、大体今の説明で納得すると思うんですよ。そんなやり方を——前回はいいですよ、指摘をされて、440万、もう特定財源のものだからお返ししますよということで返した、ところが、現実にはもう77万円とわかっているものがありながら、それをここへ減額しないというのは、おかしい、そうだと思うんですよ。これはおかしいですよ、理論としてどうですかということを伺いたいと思います。

○議長（福島盛之助君） 企画財政部長。

○企画財政部長（大崎茂男君） 環境緑化基金の取り崩しにつきましては、環境、緑の保護、あるいは環境行政の緑化協会への事務の補てんといいますか、それに使うということでの取り崩しでございます。

それで、先ほども御説明いたしましたけれども、緑化協会に必要な金額が1,000万ならば1,000万を取り崩すわけでございますが、それが環境緑化協会でもし900万に終わった場合は、1,000万の取り崩しは多過ぎるということで100万円は戻さなければならないわけです。そういうような手続きを指摘いただきましたので、それにあわせるというようなことで——財政当局としては翌年度の清算ということも考えましたが、できれば年度内で処理するというので、緑化協会の補助金と繰入金とは合うというようなことで手続きをいたしました。今回の補正も、歳入があるから歳出があるのが一般的なんです、かなり歳出の方はその補正がなく歳入だけがされているというところもあります。それで、この77万につきましては、ちょっと3月のときのことは私も十分承知していませんが、いずれにいたしましても、その原則とする歳出の方に合わせた、びたり合わせるための77万でございまして、歳出の方につきましては戻入というような形もとった経緯もございます。

いずれにしても、その手続きが予算の中では時点的なずれがあらうかと思っておりますけれども、緑化協会への補助金の支出と繰入金とは合わせた結果ということで御理解いただきたいと思っております。

○議長（福島盛之助君） 土方尚功君。

○15番（土方尚功君） ちょっと理解がしにくいんですけども、要するに数字がわかっていて合わせるのだったら、前回そういう手法をとっているんですから、同じ手法をとらなきゃおかしいじゃないですか、ということですよ、77万ははっきりしているんですから……。とにかく、これ特定財源で3,220万2,000円を当初で取りましたと、これは基金の取り崩しですと、これははっきりしているんですね。それでいて3月補正に繰入金金が、それだけ155万5,000円、その時点では155万5,000円オーバーしているからお返ししますと、その方法は戻入の方式だとか、いろいろあるでしょう、言うことは。だけれども、今回の場合には、これは基金ですから特定財源ということで、一般財源ならいいんですよ、幾らでもやりとりしたって。だけれども、特定財源だから戻さなければいけない。こういう視点があるからこそ155万5,000円を取り崩し分を減額をした、それで助成金も155万5,000円減額しましたと、歳出部分も減額したわけですから、それでつじつまが合っているんですよ。申請書等を見れば、それは最初のときは3,220万の総額で当然緑化協会の方は市側へ請求していると思いますよ。ところが、そういうことで明らかになった3月時点の補正、この時点ではそういうことが出たから、そういうふうに市もした。ところが、今回だけ限って77万円の方は、確かにそれは不足でしたとわかっているんですよ、それでいながら、じゃあ今言うとおりの、それに見合った金額をやっぱり乗せなきゃいけない。

私、詭弁だと思いますよ、今のこの段階で企画財政部長の……。だって、わかっているんですから、その数字はもう決定しちゃっているんですよ。わからないものだったら翌年に行ってから、ことしのさっきの連動する寄附金の400万とするんですけども、去年はわからなかったから、ことしになってわかった残った部分を戻してきた、こういうことだと思うんですよ、どうしてこのやり方を——特に何年かさきにもそんなことをやっていたというならともかくとして、直近の前回の3月議会で我々に審議をさせたわけですよ、155万、これだけ緑化協会はいらないから、補助金も削ります、今回はそれと同じように77万円はいらないから基金の取り崩しをやめるとやったのだったら、支出も補助金も削らなきゃいけない。完全なこれはミスだと思います。

○議長（福島盛之助君） 企画財政部長。

○企画財政部長（大崎茂男君） 私も理解が十分でなかった点、申しわけございません。

今回の補正につきましては、御質問の中の3月の補正とはまた別に、これは4年度に4,000万を取り崩しまして、実際は3,700万——（「それはわかっていますよ、それは40

4万の分ですよ、今言っているのは77万の分ですよ、この77万は今年度分でしょう」と呼ぶ者あり)——その300万ですね、前年度に取り崩し歳入の方にオーバーがございまして、そういう中で232万5,000円が市の方に戻入になっております。その差について77万をここで減額したというようなことで、ちょっと私も内訳について細かく資料もございませんが、先ほど申しましたように、あくまでも緑化協会の支出に合わせて歳入の取り崩しの額を合わせたということで御理解を賜りたいと思っております。

○議長(福島盛之助君) 土方尚功君。

○15番(土方尚功君) ちょっと、これ専決で承認するかしないかという重要な問題ですから、少し今の300万の前年の分だ、云々だということもあるものですから、誠に異例な関係ですけれども、若干休憩をいただいて、少し詳細な説明を受けて納得をすればそういう対応をすると、そういう意味で議長のお取り計らいをお願いしたいと思うんですけれども。

○議長(福島盛之助君) お諮りいたしたいと思えます。議事の都合により、あらかじめ会議時間の延長をいたしたいと思えますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(福島盛之助君) 御異議ないものと認めます。よって会議時間の延長をすることに決しました。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思えますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(福島盛之助君) 御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後4時58分 休憩

午後5時20分 再開

○議長(福島盛之助君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

企画財政部長。

○企画財政部長(大崎茂男君) 貴重なお時間を拝借いたしまして、ありがとうございました。土方議員からの御指摘につきまして十分な回答ができませんで、休憩をとらせていただき調査してまいりましたので説明させていただきます。

御質問の中の環境緑化基金77万の財源に見合う歳出についての御質問でございました。今回の補正については、歳入と歳出が必ずしも一致しない点が多くあったこともございまして、私も歳出の方についてはすべて終わっているというふうに判断いたしまして、

前回お答えいたしました。調査の結果、歳出の方にやはり77万が計上されるのが本来でありまして、欠落しておりました。おわび申し上げます。

したがって、この欠落部分は不用額ということになりまして、先ほど決算見込みと申しますか、繰越金が10億1,000万というふうな御説明をいたしました。その中に含まれているということでございます。事務長の手違いというようなことでございます。申しわけございませんでした。よろしく御理解いただきたいと思っております。

○議長（福島盛之助君） 土方尚功君。

○15番（土方尚功君） ただいまの件は、それぞれ今も御説明のとおり数字の上での納得は一応いたしました。ぜひ、今後こういったことのないように、ひとつ特段の注意を払っていただくということをいただきたいと思っております。

それから、先ほどの中で一つ落としておりますし、特に続けたいと思っておりますけれども、やはり利子割交付金等、相当ウエートが大きいわけですね、今回、ほとんどということになるわけですから。やはり、こういった金額の大きいものは積極的にその情報収集に当たって対応を図っていただく、こんなようなことをお願いをしておきたいと思っております。

それから、もう1点、私が先ほどのメモの中で落としてしまったんで、実は教育長ということではありませんけれども、市民プールの改築の関係でも説明をいただきました。地方債の補正の関係、特にこれは、やはり当初があって3月の補正をいたしました。それで、そのときには増額をしたわけですね。そのときの説明は、単価アップですよ、というようなことで、特に金額からすれば先ほど国の補助金も78万6,000円増額になったわけですね、それで、それに伴い、要するに地方債の補正額は60万、つまり補助金見合いで落とすとすれば、それに見合うような、例えば70万近い状態の減額であってしかるべきではないのかなというふうに見るのが妥当だと思うんですよ。同じように市民プールのそこに不用額があるとすれば、これも不用額で処理がされていると思っておりますけれども、やはり、こういった問題を突き詰めていきますと、必ず連動して出てくる問題なんですね。これについては特段にその60万という金額と78万6,000円、補助金の方が多く入ってきたわけですから、特に地方債が60万という金額、こちら辺の連動と申しますか、何かあるのかどうか、その1点をまた追加でお願いしたいと思っております。

○議長（福島盛之助君） 企画財政部長。

○企画財政部長（大崎茂男君） 前段の利子割交付金につきましては、これに限らず歳入等の特定財源の情報収集、また、わかった時点でできるだけ近い議会と申しますか、

補正予算に乗せたいということでございます。

それから、起債の変更が補助金見合いというような説明を申し上げました。これは補助金と同額というふうにとるのが一般的でございますが、この中身につきましては、やはり起債の申請の中で補助金、あるいは東京都の支出金等も変わってきております。このような中で最終的な精査で変わったということで、必ずしも同額にならない点があるかと思っておりますので御理解いただきたいと思っております。

○議長（福島盛之助君） 土方尚功君。

○15番（土方尚功君） わかりました。それでは、これ普通だったら、もう少し強くやりますと、やっぱり先ほどの——今の説明ではございませんけれども、前段の関係で特に要望いたしました、これだけのやりとりで、場合によれば意見で改めて承認できないという発言をすれば、それなりになるでしょうけれども、ある程度、事務段階の話もいただきました。

そういう中で、市長、このやりとりを聞いて特段にこうした点をやっぱりというような、聞いた中での何かあれば、ちょっと伺っておきたいと思っておりますけれども。

○議長（福島盛之助君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 年度末あるいは年初の会計の処理でございますので、なるべく正確を期することはもちろんでありますし、手続きの上においても準則果敢に対応すべき御指摘をいただいたと、こう思っております。（「終わります」と呼ぶ者あり）

○議長（福島盛之助君） これをもって質疑を終結いたします

お諮りいたします。ただいま議題となっております本件については、委員会付託を省略したいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君） 御異議ないものと認めます。よって本件については、委員会付託を省略することに決しました。

本件について御意見があれば承ります。小島 久君

○6番（小島 久君） 私の方から意見を申し述べたいと思っております。

ただいまの議案40号につきましては、いわゆる緑化協会の運営費というのが100%基金から支出をし、それで運用している。したがって、ぜひ財源の内訳は一般会計からもその中に、例えば2割とか3割とか運営しやすいような方向で処理すれば、ただいま土方議員が指摘されたようなことがないというふうに信じますので、ぜひ、ひとつ6年度以降、財政当局で御検討していただけたらということをお願いしておきます。

ます。

○議長（福島盛之助君） これをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。

本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君） 御異議ないものと認めます。よって議案第40号、平成5年度日野市一般会計補正予算（第5号）の専決処分報告承認の件は、原案のとおり承認されました。

これより報告第2号、平成5年度日野市繰越明許費、繰越計算書の報告の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 登壇〕

○市長（森田喜美男君） 報告第2号、平成5年度日野市繰越明許費、繰越計算書の報告についての御報告を申し上げます。

本報告は、下水道事業特別会計の浅川右岸第6処理分区（5-2）工事に係わる繰越明許費の繰越額を、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき報告するものであります。

詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしく願いいたします。

○議長（福島盛之助君） 関係部長から詳細説明を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君） 報告第2号、平成5年度日野市繰越明許費、繰越計算書の報告について御説明申し上げます。

この繰越明許費でございますけれども、前年度、国の総合経済対策といたしまして第三次補正がありました。これに伴いまして、3月の市議会で補正の議決をいただいておりますのでございます。

それでは、2ページ目をお開き願いたいと思います。

繰越の計算書の内容でございます。まず、事業名でございますけれども、浅川右岸第6処理分区5-2工事でございます。この工事の契約でございますが、平成6年3月31日に契約を行っておるものでございます。工期といたしましては、翌日4月1日から12月14日までの工期となっておりますのでございます。

なお、ここに記載のとおり金額等は全額繰り越したものでございます。

以上でございます。よろしく願いをいたします。

○議長（福島盛之助君） これより質疑に入ります。なければ、これをもって報告第2号、平成5年度日野市繰越明許費、繰越計算書の報告の件を終わります。

これより報告第3号、平成6年度日野市土地開発公社事業計画の報告の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 登壇〕

○市長（森田喜美男君） 報告第3号、平成6年度日野市土地開発公社事業計画の報告について。

本報告は、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、平成6年度日野市土地開発公社事業計画を報告するものであります。

詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしく願いいたします。

○議長（福島盛之助君） 関係部長から詳細説明を求めます。総務部長。

○総務部長（小林 修君） 御報告申し上げます。

報告第3号、平成6年度日野市土地開発公社事業計画の報告について御説明申し上げます。

恐れ入りますが、2ページをお開き願いたいと思います。

まず事業名でございますが、用地取得事業でございます。面積といたしまして4,488平方メートル、金額といたしまして15億720万8,000円でございます。

この内訳でございますが、説明欄でございますように用地取得としまして面積1,988平方メートル、事業費としまして6億7,920万8,000円でございます。この内容でございますが、公園、道路、緑地等の用地買収でございます。

次に、土地区画整理事業用地の取得でございますが、面積2,500平方メートル、事業費が7億500万でございます。この取得内容としては、東町、西平山土地区画整理事業区域内の減歩緩和及び公共施設用地の買収でございます。補償金につきましては、これら事業に伴うもので1億2,300万円を計上させていただいております。

その他の事業費としまして、138万5,000円でございますが、説明欄でございますように用地取得に伴うところの測量設計等の委託料でございます。

合計いたしまして4,488平方メートルの用地を取得いたしまして、金額につきまして15億859万3,000円でございます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（福島盛之助君） これより質疑に入ります。なければ、これをもって報告第3

号、平成6年度日野市土地開発公社事業計画の報告の件を終わります。

これより報告第4号、平成6年度財団法人日野市環境緑化協会事業計画の報告の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 登壇〕

○市長（森田喜美男君） 報告第4号、平成6年度財団法人日野市環境緑化協会事業計画の報告について

本報告は、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、平成6年度財団法人日野市環境緑化協会事業計画を報告するものであります。

詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（福島盛之助君） 関係部長から詳細説明を求めます。建設部長。

○建設部長（小俣雅義君） 報告第4号、平成6年度財団法人日野市環境緑化協会事業計画について御説明いたします。

財団法人日野市環境緑化協会は設立以来6年目を迎え、緑化推進の施策の一翼を担い、春、秋の緑化月間を初め花とうるおいの普及啓発等、事業の拡充に重きを置き、去る3月26日の当協会理事会において平成6年度の事業計画及び収支予算案が承認され決定を見ております。

平成6年度の当協会の緑化推進に関する事業は、普及啓発事業、事業活動、調査研究及び受託事業で、一般管理費1,521万円を含めて予算総額は7,620万2,000円であります。対前年比で382万6,000円、4.8%の減であります。

財源の主なものは、基本財産3億円の運用収入と市からの助成収入及び受託事業収入であります。基本財産運用収入は660万円で、前年対比で390万円の減であります。市からの助成金は3,594万5,000円で、対前年比529万8,000円の増であります。受託事業からの組替え分347万7,000円を含んでおり、実質的には182万1,000円の増であります。

支出の部で一般管理費の役員報酬240万円を計上し、専任の常務理事を置き体制の充実を図っているところであります。

以上であります。

○議長（福島盛之助君） これより質疑に入ります。小川友一君。

○7番（小川友一君） 1点だけ簡単にお伺いします。

先ほど、以前から協会の理事は建設部長が兼務するべきではないという指摘をさせて

いただいていたわけですが、専任の常務理事がここで置かれたということで、建設部長の処遇はどのようになっているのか、お聞かせ願いたい。

○議長（福島盛之助君） 建設部長。

○建設部長（小俣雅義君） 理事という形で残っております。

○議長（福島盛之助君） 小川友一君。

○7番（小川友一君） 何度となくこの部分は、要するに大切な建設部長の職務を、職務専任義務を全うするためには兼務を避けるべきだというふうに指摘をさせていただいているわけですが、以後は——市長にお伺いします。以後、どのように対応されますか。

○議長（福島盛之助君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 日野市の主要な緑化行政の外郭団体という役割を持っているわけでありまして、行政と緊密な関係にあるということでもありますので、確かに常務理事の形で建設部長が兼務するという事は、少々議論のあるところだろうと思っておりますけれども、一般、平理事としてその運営の中にかかわるということは、やはり大切な役割だと思っておりますので、その形で今後とも存続をさせていきたい、こう思っております。

○議長（福島盛之助君） 小川友一君。

○7番（小川友一君） 今の市長の答弁で理解をします。

以前から常務理事の部分で、要するに給料の部分がありましたね、その辺、しっかりいただけるものをいただかないで市の職員が兼務していた部分を指摘させていただいたわけですが、それでも、「緑と清流」ということで緑化協会も大切な事業だと思いますので、頑張ってやっていただきたいと思えます。

終わります。

○議長（福島盛之助君） これをもって報告第4号、平成6年度財団法人日野市環境緑化協会事業計画の報告の件を終わります。

これより請願第6-11号、神明緑地の伐採反対に関する陳情の件を議題といたします。請願の要旨は、お手元に配付しました印刷物のとおりです。

請願第6-11号の常任委員会への付託は、会議規則第138条の規定により議長において建設委員会に付託いたします。

これより請願第6-12号、真に国民のための公共事業推進を求める陳情、請願第6-13号、真に国民のための公共事業を求める陳情、請願第6-14号、ミニバス南平路線早

期運行開始を求める請願の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君） 御異議ないものと認め、一括議題といたします。

請願の要旨は、お手元に配付しました印刷物のとおりです。

請願第6-12号、請願第6-13号、請願第6-14号の常任委員会への付託は、会議規則第138条の規定により議長において総務委員会に付託いたします。

これより請願第6-15号、程久保一丁目、下程久保自治会私道を公道移管に関する請願の件を議題といたします。

請願の要旨は、お手元に配付しました印刷物のとおりです。

請願第6-15号の常任委員会への付託は、会議規則第138条の規定により議長において建設委員会に付託いたします。

これより請願第6-16号、定住外国人の無年金者に対する適用拡大を求める陳情の件を議題といたします。

請願の要旨は、お手元に配付しました印刷物のとおりです。

請願第6-16号の常任委員会への付託は、会議規則第138条の規定により議長において厚生委員会に付託いたします。

これより請願第6-17号、私学助成拡充を求める意見書採択に関する陳情、請願第6-18号、「日本のプルトニウム利用に反対する」意見書提出の請願の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君） 御異議ないものと認め、一括議題といたします。

請願の要旨は、お手元に配付しました印刷物のとおりです。

請願第6-17号、請願第6-18号の常任委員会への付託は、会議規則第138条の規定により議長において総務委員会に付託いたします。

本日の日程は、すべて終わりました。

次回本会議は、6月13日、月曜日午前10時より開議いたします。時間厳守で御参集願います。

本日は、これにて散会いたします。

午後5時45分 散会

6月13日 月曜日 (第2日)

平成6年 日野市議会会議録 (第16号)
第2回定例会

6月13日 月曜日 (第2日)

出席議員 (30名)

1番	江口和雄君	2番	佐藤洋二君
3番	菅原直志君	4番	渡邊馨鴻君
5番	吉富正敏君	6番	小島久君
7番	小川友一君	8番	森田美津雄君
9番	佐瀬昭二郎君	10番	中谷好幸君
11番	沢田研二君	12番	田原茂君
13番	宮沢清子君	14番	執印真智子君
15番	土方尚功君	16番	天野輝男君
17番	奥住日出男君	18番	橋本文子君
19番	板垣正男君	20番	鈴木美奈子君
21番	内田勲君	22番	馬場繁夫君
23番	夏井明男君	24番	黒川重憲君
25番	福島盛之助君	26番	篠野行雄君
27番	小山良悟君	28番	一ノ瀬隆君
29番	竹ノ上武俊君	30番	米沢照男君

欠席議員 (なし)

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君	助役	前田雅夫君
企画財政部長	大崎茂男君	総務部長	小林修君
市民部長	永瀬誠一君	生活文化部長	藤本享一君
環境部長	山口正夫君	都市整備部長	鈴木栄弘君
建設部長	小俣雅義君	福祉部長	坂口泰雄君
水道部長	土方重男君	病院事務長	須藤雄示君
教育長	長沢三郎君	学校教育部長	谷正幸君
社会教育部長	大谷俊夫君		

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	落合豊君	次長	田中正美君
書記	濃沼哲夫君	書記	橋達雄君
書記	山田二郎君	書記	田倉芳夫君
書記	鈴木俊之君	書記	堀辺美子君
書記	永野裕子君		

速記委託先 住所 東京都立川市曙町一丁目10の3
立川速記者養成所 所長 関根福次
速記者 本間 ムツ子 君

議事日程

平成6年6月13日(金)
午前10時開会

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1

○議長（福島盛之助君） 本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員28名であります。

これより日程第1、一般質問を行います。一般質問1の1、豊田駅北口市有地の有効活用についての通告質問者、鈴木美奈子君の質問を許します。

〔20番議員 登壇〕

○20番（鈴木美奈子君） それではただいまより、一般質問を行わせていただきます。

最初に、豊田駅北口市有地の有効活用についてでございます。この駅前の市有地は、住都公団と土地を交換いたしまして、市の公共施設になりました。今は、雨が降ったときには、ここで雨宿りをしたり、あるいは市の市民会館で行われますいろんな事業のプログラムなども張られたりして、そしてまた駅前の、その中に入れないように花壇が置かれたり、しかし、最近見ますと、自転車がずっと道路をふさぐような状況で、その自転車も、先日も一斉にこれをまた撤去するという、こういう作業が行われていたりしております。

先日、5月26日の雨のひどいときに、私はちょっと驚いたんですけれども、角のところの一番奥に、ホームレスの方が、段ボールで囲んで、お顔は見えましたけれども、そういう姿も見られまして、ホームレスが起きるといふその状況は、今の社会的な現象で、これを放置している今の問題があると思っておりますが、こういうこともございました。

私は、そういう中で先日、町田の版画美術館を見る機会も得まして、町田は障害者の働く場所については、本当にお花の問題だとか、リス園を経営したりという、いろんな障害者の働く場所の確保をしておりますが、この版画美術館の中にも、障害者の喫茶店が経営されているということで、私は今回2回目でございますけれども、喫茶店の中には入らなかったんですけれども、障害者の働く場所がここにも確保されている、こういうふうにも感じて帰ってまいりました。

そして最近では、15日には、たんぼぼの家が、今度は日野の駅のそばに「アンダンテ」というカレーショップ、これを経営するというのも出されておりますし、また、市役所の売店も障害者の働く場所ということで、確保されております。

そういういろんな障害者の問題も私は抱えながら、ぜひこの駅前の公共施設、おそば屋さんがなくなって、ちょっとあそこを歩きますと、かなり広い土地なので、ここに障害者が喫茶店などを経営する、この援助をして、そしてその中にギャラリーも展示したらどうかというふうに思うわけでございます。

私も、絵をかいていらっしゃる女性の方たちが、大坂上にあります喫茶店に絵の展示をやっている。そして御案内をいただくものですから、そのときには見にいってまいりますと、クラシックの音楽が流れて、そして絵を見ながらコーヒーを飲む。本当にほっと落ちつくという。議会で忙しいときでも、もう打打発止やった後、やっぱりほっとする、そういうことを私は感じたんです、実際に。

そういう意味においては、やっぱり私どもは、そういうほっとする部分、それから文化に接する部分、これが生きていく上には、私は必要ではないかというふうに思うんです。大坂上のギャラリーとは全く違いますけれども、でも今の障害者の方たちの働く場の確保、それから豊田の駅のそばには市民ギャラリーもございまして、使用料も1日2,000円ということで、ここを利用した方から、4日間だと8,000円になるけれども、通して1週間なら1万円だから、ついでにもう1週間借りましたということで、私もお知り合いの方も、布に絵をかく、そしてブラウスとかそういうものを売ったりなんかしたんですけれども、そういうことで、とてもいいものができておりますので、この市民ギャラリーも絵だけでなく、経営するんであれば、この障害者団体にもお任せするとか、いろんなやり方があると思いますので、私は二つの点で、ぜひ障害者の喫茶店の経営と、それからギャラリー、駅の前ですと、とてもいろんな方たちが出入りするところでございますので、有効活用ができるのではないかと思いますので、その二つの点について質問を行わせていただきました。よろしくお願いいたします。

○議長（福島盛之助君） 鈴木美奈子君の質問についての答弁を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君） それではお答え申し上げます。

豊田の北口の市有地でございますけれども、ただいま議員さんからお話ございましたとおり、昭和63年に住都公団より譲渡された土地でございます、面積的には296平方メートルございます。この土地の利用でございますけれども、御承知のとおり、豊田のまちでございますが、現在JRによりまして、南北に分断されております。そこで、今事業をしております豊田南口の区画整理一帯でございます。この区画整理の中で、南側に駅前広場を4,300平方メートル現在計画をいたしておりますし、また、その地下に駐車場、それから駅前広場に接する街区につきましては、商業地域ということで、その有効な土地利用を図るということで、高度化の計画も進めておるわけでございます。

特にこの中で、ただいま御指摘の、そのちょうど反対側の土地でございますが、ここにつきましては、豊田南の中で立体換地という形で、現在複合ビルの計画もされておる

わけでございます。それで、この立体換地が現在、地元の権利者と話し合いを進めておるわけでございますけれども、この底地は大部分が日野市の用地、それから保留地、新都市建設公社、一部民地が入っていると、こういう土地でございますので、ここへ複合ビルを建設する時点で、その南北を、JRの上をデッキ等で南北を接続するような方法を同時に進めていきたいというふうに考えておるわけです。したがって、この土地は、そういう、その時点の土地利用としていきたいということで、現在のところは、その別の利用ということは、今のところ、考えていないというのが実情でございます。

○議長（福島盛之助君） 鈴木美奈子君。

○20番（鈴木美奈子君） 今、部長の方からの答弁を私は、前から承知している。それにもかかわらず、質問したわけでございます。でも、まだ南口との開発の問題、それから北口の開発、これについても、長く時間がかかるというふうに思いますので、そんなに私は、お金をかけて、いずれ壊す土地ですから、建物ですから、そんなにお金をかけなくて、そして有効活用ができるのではないかという、そういう判断のもとで質問しておりますので、そのときまでという、まだ長くかかると思うんですけども、じゃあ、この南口の区画整理の中で、こういうビルができるのはいつごろになるのか。私はそれを承知で質問しておりますので、ぜひお答えをいただきたいと思います。

○議長（福島盛之助君） 都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君） 現在のこの複合ビルの計画でございますけれども、今年度中に権利者との意向調査、それから何らかの方向をまとめていきたいという考え方を持っております。それで、もし仮にこの方向がまとまりますと、当然それに基づきまして、次の段階として、いろんな調査関係、ボーリング調査とか、そういうものも入ってまいりますので、順調にいきまして、今の計画でまいりますと、9年度ごろには遅くとも着工していきたい、こういう計画を持って進めておる段階でございます。

○議長（福島盛之助君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 鈴木議員さんの別の発想に基づいての御質問に対して、都市整備部長が今お答えをしておるわけでありまして、質問の当該地は、今までの経過も御承知のとおり、都市整備公団の多摩平団地開発のときからの所有地になっておりまして、それを将来、日野市の特に豊田駅の南北アクセスの用に充てたいということで、特別な理由を立てて確保した土地でありまして、したがって、これまでいろいろと工夫をした経過がございますけれども、いつの場合も、検討不十分ということで、議会の御了承を得るまでには至りませんでした。またそれを普通財産としてではなくて、今答えをし

ております都市計画用の目的のある財産ということで、所管を都市整備部がかかわっておりますので、そのようなお答えをしておるということでもあります。つまり、その用途が始まるまで、何らかもっと使用の形に工夫がないか。その工夫の手段に、例えば障害者団体等の何らかのお店であるとか、そういうことを工夫したらどうか、こういう御提案でありますから、そはそれなりに伺っているところであります。将来の用途といたしましては、今都市整備部長がお答えをしておりますとおり、南北を結ぶ大切な、JRの上にデッキをかけて、一つのアクセス通路にする、こういう考え方であります。今、一応の設計で、せいぜい通路の用をなしているという程度しか役割を持たせていないわけではありますが、工夫をすれば、何らかの暫定的な使用の考え方も出ないわけではない、こうは思っております。

しかしながら、なかなかそれに到達するプロセスまでまだ完成していないということでありまして、多少のことは提案してみるわけでありまして、なかなか具体的には難しい、こういう状況であります。したがって、固定的な施設を用いず、テーブル程度で暫定的な何かいい活用のアイデアがあれば、結構だというふうには思っております。そういう意味で、御提案をできるだけ具体化し、また、しかもそれは暫定的であるという条件の中で、検討はいたしてみたい、このように考えております。

以上のようなことで、一応のお答えにさせていただきます。

○議長（福島盛之助君） 鈴木美奈子君。

○20番（鈴木美奈子君） ありがとうございます。

本来ですと、この土地は、住都公団が、びょうぶのような建物を建てるといふ、もう計画図までできているときに、私、議会の一般質問をやり、また多摩平自治会も一緒になってこれを阻止して、今市の土地に交換できるという、こういうところにまでなったわけですから、もしここに住都公団が建物を建てていたら、もう南と北との分断、こういうことによって、今市が計画しておりますこういうこともできなかつたはずでございます。そういう意味においては、私は市民の皆様の声なども聞いていただいて、私は永久的ではなくて、暫定的にでもいいから、やっていただきたいということでございますので、今障害を持っている人たちの雇用率というのが非常に大企業になればなるほど、法定雇用の促進法があっても、未達成の企業が1,000人以上のところでは80.8%にも上っておりますし、大変障害者のことが、今のこういう中では大変なんです。小規模作業所でも、全国で3,000カ所あって、それからそうでない、法定の授産施設でも利用者がありますけれども、小さなところの方が今多く働くことにもなっておりますし、障害者の

基礎年金などもとても少なく、障害者の1級の方でも月に7万6,867円。障害者の1級の方たちは働けないというふうに思うんです。そういう意味においても、私はぜひ、あの、まだ働ける状況のある障害者の方が、それによって地域の中で生きていける、そして、安心して住んでいける、そういうまちにもなると思いますので、ぜひ、暫定的でもいいですので、そのことも御検討いただきたいと思います。

また、市民の作品展会場についても、利用者もきっと駅前であれば、多くなると思うんです。本来ですと市の方は、最初これを建てるときの計画は、あそこに支所の窓口、これを計画したこともございますけれども、さまざま議会の問題がありまして、これが断念したといういろんないきさつのある駅前の利用でございますが、ぜひ私は、南北のことはよく承知の上で、今回はこの質問を取り上げましたので、市長の答弁、それから部長の答弁をお聞きいたしまして、ぜひ御検討いただけるということですので、これでこの質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（福島盛之助君） これをもって1の1、豊田駅北口市有地の有効活用についての質問を終わります。

一般質問1の2、子どもの権利条約の批准、発効をうけて地域、学校で条約を守るとりくみについての通告質問者、鈴木美奈子君の質問を許します。

○20番（鈴木美奈子君） それでは次に、子どもの権利条約の批准、発効をうけて地域、学校で条約を守るとりくみについて質問をいたします。本当ですと、家庭も入れなきやいけないんですけれども、今回は家庭のこともかかわってまいります、家庭をちょっと表題からは抜けて、地域、学校でというふうに入れましたので、よろしくお願いをしたいと思います。

子どもの権利条約は3月29日に国会で承認され、批准の手続を経て、5月22日に発効されました。1989年11月の国連総会で採択されてから実に4年5カ月ぶりでございます。日本はようやく批准国になったのですけれども、世界の各国が次々と批准をしていく中で、日本がどういうことがあったかと言えば、このときには、PKO法案の強行とか、小選挙区制のgori押しとか、あるいは佐川金丸事件とか、次々といろんな事業が起きたために、この国会の決議が先送りとなったという、こういういきさつがございます。しかし、衆議院の外務委員会では、全会一致、可決されました。そして、批准に際しての条約の趣旨や目的などを、特に子供に理解されるような広報を徹底するなど政府に求めました附帯決議も可決されております。日本は158番目の批准国となりましたが、批准を願う運動は全国の各地域に広がり、そしてまた、個人や団体、大学教授など、この

要請行動、そしてまた、500を超える地方自治体での決議なども大きな力になっていたわけでございます。

子どもの権利に関する条約の前文とそれから54条、これになって、これが1部、2部、3部というふうに分かれておまして、子供たちの問題、それから国が何をやるべきかという、こういうふうに1部、2部、3部というふうに分かれておりますが、子供の最善の利益を、医療、福祉、保育、教育、司法、文化、地域、家庭などあらゆる分野で、すべての子供たちに保障することを基本理念とし、1条ずつその原則が示されております。本当にこの原則1条ずつ読んでみますと、これからの子供たちがこれを守っていられる状況を、本当に日本、また世界でつくっていけば、今の子供たちの置かれていく状況が変わってくるのではないかという、大変私は心強いものを感じました。国際児童年から10年の歳月、本当に長い歳月をかけて討論をし、討議を重ねて、世界の合意として批准した国が、これを拘束される条約としてつくられて、そして子供の権利条約であり、これを本当の実効ある子供の権利条約にしていかなければならないというふうに思います。

外務省が発表しました児童——外務省の方は「児童」というふうに言っているんです。子供とは言わない。児童の権利に関する条約の説明書の中の批准をした世界の国々、外務省のときは、平成4年のときの3月20日、署名した国が132カ国です。私は、その全部名前が書いてありましたので、皆さんも多分、テレビなどでは名前を知る、そういう国がたくさんあると思うんですけども、私も全く名前のわからない小さな国がたくさん出てくるんです。それでやはり、私は質問する以上は、どこの国がどこにあるのかということをしかりと見なきゃならないというふうに思いまして、世界地図を広げて、全部調べてみました。本当に日本の国よりも小さな、北海道ぐらいなそういうところでも批准をしているんですね。大変私は、このことについては、感動しました。世界じゅうでこうして子供たちの権利の問題、人権を守る取り組み、そして今、世界の上では、飢餓や貧困にあえいでいる発展途上国の子供たちの救済、こういうものも視野に入れた、こういう権利条約であります。生存権や健康権や教育権、世界じゅうが本当に子供たちの基本的な人権を守る、こういうことを保障する、この条約でございますので、私は、この条約は、ぜひ政府の手によって、正しく積極的にこれにこたえていく、こういうものが姿勢として見られなければならないわけでございますけれども、当時の宮沢内閣では、1992年の3月で閣議決定して、そして初めて政府が英文を公表いたしましたけれども、政府の答弁では、その試案の中に入っておりますのには、憲法や国際人権規約があ

るので、本条約に示されている子供の人権は守られている、こういうふうなことでございます。したがって、国内法の改正は必要ないし、条約を実施するための予算の措置は不要である。

これは外務省が1992年の3月に、どういうものであるかということ全部こう、各都道府県に示したとき、こういうふうに言われているわけです。そしてその後、次々と内閣は変わってまいりました。最近の羽田さんの内閣まで来ましたが、3月29日の国会批准のときも、全く同様な姿勢であるわけでございます。今、子供たちが置かれている状況、これを見てまいりましても、新学力観、こういうことによって、学習指導要領によります小学校の1年生からの落ちこぼれとか、ふえ続ける登校拒否とか、あるいはいじめ、不登校、高校の中退者が相変わらず多い。「君が代・日の丸」の押しつけ、私学助成のカットとか、保育所の削減、あるいは保育所の制度への攻撃、これも1回は撤回いたしましたけれども、こうしていろいろと調べてまいりますと、条約の理念に沿って改めなければならないことがたくさんあるわけでございます。外務委員会の審議の中でも、日本共産党の古堅議員や立木議員が取り上げてまいりましたが、外務省を中心に、各省庁が何をしなければならないかを検討する。また法律は、大人中心につくられている。今後、変える必要が生じた場合には、法改正もあり得る、こういうふうに答弁を引き出し、そして条約は、子供の生活を前進するために役立てるという、こういう政府の答弁を日本共産党国会議員団が引き出すことができたわけでございます。批准国は子供の権利実現のために、立法上、行政上、及びその他の措置をとることが義務づけられて、その上、2年後には、子どもの権利委員会に報告しなければならない、このことがこの条約の中に、最後のところに、政府のやることとして載っております。

ぜひ、私は子どもの権利条約を進める会、こういう会の方たちが本当に日本じゅうでいろんなところで政府外務省などに対しての今までの運動もやってまいりましたし、また、会の方としても、これから子供の権利条約推進本部設置と、各省庁が何をするのか、計画を発表せいという、こういう具体的な取り組みにも入る、こういうことになっております。

私は、この日野市の中において、やはりこれは、国の問題でもありますけれども、その国の中において、この日野市の子供たちが、このままこの権利条約をどういうふうに生かして、地域、家庭、学校でこれを批准を受けてやっていくのかどうか、このことについて、ぜひ私は、皆さんと一緒に考えてみたいと思いますので、この日野市における取り組みについて、御答弁をお願いをしたいと思います。

以上です。

○議長（福島盛之助君） 鈴木美奈子君の質問についての答弁を求めます。教育長。

○教育長（長沢三郎君） 私の方から答弁させていただきます。

今、鈴木議員さんの方からお話がありましたように、児童の権利に関する条約というのが、5月の22日の日に発効されたのを受けまして、5月の27日の日に東京の教育委員会の方から条約の前文、それから条約発効に伴う趣旨の徹底ということが日野市の教育委員会の方にも通知がございました。この児童の権利に関する条約の趣旨の徹底の問題につきましても、学校側に対しましては、6月の7日の日に校長会がございましたので、その校長会の席上、前文の写し、並びにこの条約発効に伴い、趣旨の徹底方につきましても、お話をさせていただきました。それからなお、6月の18日の日に市民の公聴会がございいますので、この席上でも、地域の方々へもこの児童の権利に関する条約の内容を含めて理解を深めていきたい、こう考えております。

今、鈴木議員さんの方からお話がございましたように、今回の条約というのが、今までどちらかといいますと、大人を主体に置いた考え方、子供というのは、大人が保護してあげて、その発達を促す、そういうものであるというような規定から、子供を一個の人格を持った主体として考えて、その権利を保障していく方向、こういう方向に変わってきているのが、今回の条約の特徴でございます。

確かに、今お話の中にもありましたように、開発途上国の子供たちの大変悲惨な飢餓だとか貧困、あるいは戦争だとか内乱、あるいは差別とか虐待、そういうものに対する国際的な保護、こういうことを訴えている部分がございますけれど、それとあわせて、あらゆる国の子供たちに対しまして、国内におけるところの子供の人権というものがあるか、そういう面も含めまして、問題が多岐にわたって提示されておりますので、その内容につきましても、ぜひ十分これからも、あらゆる機会を通して、対応を進めていきたい、こう考えております。

特に、日本の国内における問題といたしましては、今も御指摘のありましたような、学校におけるいじめだとか体罰の問題、そういうことのない社会の実現、そういうものを、この条約の発効とあわせながら、さらに趣旨を徹底させていきたい。それから家庭の問題といたしまして、特に最近、家庭内の不和がいろんな意味で子供たちの非行に走っていく原因にもなっていくというような指摘もございいますので、そういう点につきましても、ことしが国際家庭年という年でもありますので、その辺の実態も十分踏まえながら、対応していきたい。さらに、受験競争、これがいろんな形で激化しておりまして、それ

に伴う逆現象と申しますか、せっかく高等学校に入学しながら、途中の退学者が激増している、あるいは不登校の子供がふえている、こんなような現実もごございますので、そういう対応等も含めながら、今回のこの権利条約を全面的に学校あるいは地域の中に浸透していく努力を進めていきたい、このように考えております。

以上です。

○議長（福島盛之助君） 鈴木美奈子君。

○20番（鈴木美奈子君） 教育長の方から、校長会の方に全文写しをやったとか、それから市民公聴会の席上でも徹底させていきたいというお話がございました。私も、これから提案したいなというふうに思っておりましたのは、この権利条約というものが、非常に本当に中身の濃いもので、そして第2条というのは、ちょっと読ませていただきますと、第2条の1は、「締約国は、その管轄のもとにある児童に対し、児童またはその父母もしくは法定保護者の人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見、その他の意見、国民的、種族的もしくは社会的出身、財産、心身障害、出生またはその地位にかかわらず、いかなる差別もなしに、この条約に定める権利を尊重し、及び保障する。」2は、「締約国は、児童がその父母、法定保護者または家族の構成員の地位、活動、表明した意見、または信念によるあらゆる形態の差別、または処罰から保護されることを確保するためのすべての適切な措置をとる」というふうになって、この中のこれから12条から15条、ここまでが、全部そうなんですけれども、16条まで大変重要な中身の問題でもあります。

それで、政府の方がなかなか、文部省の通達も出されて、そして教育委員会に東京都を通じて来たと思いますけれども、このことについては、本当に子供の権利がこれで守られていくかどうかという、そういうふうに思うわけです。この条例というのは、私たち女性の問題でも、随分前に、女性の差別撤廃条約、これを批准いたしましたけれども、今度のこの子供の条約も同じような、今度は子供の問題として、非常に大きな、重みのあるこういう差別の子どもの権利条約でもございますが、なかなか政府の方が予算化しないとか、いろいろ言っておられて、具体的でもないの、私はこれを本当に、この日野市の中で実効あるものにするには、どうしたらいいかということで、ちょっと御提案をしたいと思うんです。

前に新しい憲法ができましたときに、文部省の方では、こういう新しい「憲法の話」というこの本を、わかりやすく、憲法がどういうものであるかということ、非常にわかりやすく、私たちが今、これを読んでみますと、ああ、こういうものだったのかとい

うことで、非常に条文だけ読むと、なかなかその意味が、子供向けに非常にわかりやすく書いてあります。これは、日本国憲法が公布されて10カ月後の1942年の8月に文部省によって発行されて、全国の中学生が1年生の教科書として学んだものなんです。これが二、三年使われただけで、もうだめになったんですね。どういうふうに使われなくなったかと言えば、1950年、昭和25年に始まった朝鮮戦争の基地にされて、日米安保条約が結ばれて、警察予備隊が自衛隊に変わっていくという、こういう時代の流れの中で、教室からこの本がなくなってしまったわけです。最近、これは平和委員会が出されまして、今これを普及するというので、私も何年か前に、この本を手に入れたんですけども、本当に子供たちにわかりやすく書いてありますので、私はこういうふうなものを、本当は政府の方がやるべきなんですけれども、やらないのであれば、日野市が日野市の子供たちに徹底させる。先生や父母の中で徹底させるという意味においては、これが必要ではないかと思っておりますので、こういうものをやるかどうかということが1点。

それから、日野市の大変特徴的なものは、ポケット版の「日本国憲法」があります。私は、市長がいつもこれを胸に入れていらっしゃるということをお聞きして以来、私もハンドバッグの中に入れていたんですけども、この憲法のポケット版の中には、児童憲章と教育基本法、今度のこの児童の権利条約も、これにのっとった教育基本法や憲法と同じような立場での条約でもございますので、私はこういうポケット版の中に日野市として子どもの権利条約の、もし全部載せるのが、大分厚くなりますので、大変かと思うんですけども、もし全部がだめであれば、政府の方のことは載せないとしても、どういうふうにしたら子供たちが守れるのかという、それをやはり入れて、市民が常にこれを手にして見ることができる。かなりのたくさんの市民の方が、この「日本国憲法」のポケット版を持って、時々見ていらっしゃるんです。私たちも仕事にかかわっておりますので、憲法がどのように市民の生活にかかわっているかということでやっておりますので、ぜひこのポケット版をつくっていただけないかどうかという、これが一つ。

もう一つ、最後は、子供の権利条例を制定したらどうかという、これから日野市も、市民参加条例が次には、市民の運動などによってできてくるのではないかと。それを市が受けて条例もできてくるんじゃないかと思いますが、今では参加の要綱もつくられて、先ほど私も提案しようと思いましたが、教育長は既に今度の市民の公聴会の席上では、これを皆様にお渡ししたいということでございましたが、私はやはり、市民参加のこういう形の中で、子供にかかわるこの問題を多くの市民の皆様に入っていて、子供にかかわることをやっていらっしゃる団体、個人はたくさん日野市の中にいらっしゃる

いますので、日野市の子供の権利条例をつくったらどうかという、この三つの点について質問をさせていただきます。

以上です。

○議長（福島盛之助君） 教育長。

○教育長（長沢三郎君） 日野市の教育委員会、東京都の教育委員会もそうなんですけれど、一応毎年、その年度の教育目標、重点施策、それを取り上げて、各学校の方への徹底を期しているわけですが、その教育目標等の中におきましても、この子供の人権という問題、これにつきましては大きく取り上げておきまして、重点項目の中におきましても、特に人権尊重の教育の推進、これはもうトップに掲げられているわけです。それ以外に、環境教育の推進とか、国際理解教育の推進とか、そういうような項目があるわけですが、いずれにいたしましても、この教育目標に沿いながら、できるだけ努力をしていきたい。

今、こういう関係の、子供たちにわかりやすい解説書といえますか、ちょうど新しい憲法の話というのが具体的に出されましたけれど、それと同じようなものをつくって、子供たちに理解の徹底を図ったらどうかという御提案もございますので、これは今までも、議会の御提案で福祉副読本を日野市は教育委員会独自につくりましたし、それから環境副読本等もつくりまして、対応している。確かに人権にかかわる問題というのは、これは非常に学校教育を進めていく上で、よその国とのこれからの交際、そういう面からも極めて重要な内容を含んでいる問題でございますので、できれば各学校の方からこの人権副読本の編集委員といえますか、そういう先生方の御協力等も得ながら、小学校段階でこんな内容で、中学校においてはこういう内容でというような人権副読本でも仕上げていったらどうか、こんなように考えております。ただ、予算等も伴ってくる問題でございますので、本年度、そういう準備を進めながら、来年度以降、十分その辺の問題等も明らかにしていきたい、こう考えております。

それからその中で、憲法の問題、これについても、若干触れておりますけれど、日本国憲法というのは、そういう面では、私、大変よくできている憲法だろうと。特に、第3章ですか、10条から40条まで、ここまでの項は、ほとんどが今言った国民の権利及び義務にかかわる問題、それが列記されておりますので、その部分だけでもこの人権副読本ができるときには、併用させていただきながら、対応したらどうかというような気持ちを持っております。

それから、この子どもの権利条約を、何かちょうど児童憲章なんていうのがあるんで

すけれど、ああいう形で成文化して、幾つか市民全体で子供そのものの権利を守っていく、そういうような方向の問題につきましては、これは全庁的な問題もございますので、他の部局とも十分話を詰めて、もしそういうものが日野市として必要であれば、一つの内容をまとめて、次回に承認を得て対応していく、そのような手だてをとったらどうかと、こんなように考えております。

以上です。

○議長（福島盛之助君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 最近、子どもの権利条約が我が国で批准をされ、発効することになったということで、にわかにかこの問題に国民の関心が向いてきておる、こういう一般情勢があると思っております。我が国では、という大げさな言い方ではありますが、日本国憲法があり、また児童憲章があり、教育基本法が早くから制定されております。そして、福祉にかかわりましては、児童福祉法という法律も立派に機能しておる状況であります。国際社会で、いわゆる年少の子供と言われる人たちが、飢餓でありますとか、疫病でありますとか、あるいは戦争にかかわる被害という形で、大変また見方によっては粗末な処遇に置かれておる、こういうことにも言えるわけありますので、恐らくそういう観点から、国連という国際平和を願う場からそういう提案が行われ、条約として今回、世界各国がその条約の批准を行い、加盟国になった、こういう経過があると思っております。我が国内でも、批准に伴って、効力を発生するという言い方が、これは義務として履行しなきゃならないということになるわけありますから、必要によっては、法改正も合わせ行われる。そして、一般国政として、もちろんその中にはまた自治体の行政領域として、いろいろな具体的な成果が——成果といいましょうか、課題の解決が伴いに違いない、こう認識をいたしております。

今までの国内法で特に欠けたという部分は、私はなかったというふうにもとれるとは思いますが、国際社会の一員である我が国も、いわゆる世界的視野で、国際的視野で子供の権利ということに視点を広げる、こういうことの内容だと思っております。地方自治体でも、どういうことをやれば、この趣旨により一層適合できるかということもたくさんあるだろうと思っております。恐らく法改正、あるいは自治体行政の場でも、いわゆる総合行政として位置づけられる、そういう役割でなければならないと思っております。したがって、今すぐどうこうという積極的な反応手段は、ちょっと我々も探しくいわけありますけれども、いわゆる崇高な人類の精神としては、極めてあるべき方向を示すという基本になる性格の条約でありますので、違反をしない、また違反の事実

があるかどうか、こういうことを内部の内政の立場においては、むしろ見詰め、また反省をすべきことではないか、こんなふうに思うわけであります。地方自治の立場で何ができるか、何をなすべきか、これはこれからの課題だと思っております。

早速であります、我々も市民ぐるみでこの課題を考えさせていただきたい、そういう考えで市民公聴会のテーマにも時局の一番ホットなテーマとして提案をいたしておるような次第であります。当面は、教育行政、児童という立場から深いかかわりはあるわけでありますが、むしろ人権行政として、あるいは具体的に福祉行政としてかかわるべき課題である。そしてまた、我が国が高い理想を持って、憲法の理念に掲げる理想を持って、そして人類としての次の世代、これに大きな責任感を持つ、あるいは具体的な政策を持つということは極めて重要だと思っておりますので、そのような観点から、しっかりと見定めを行いながら、具体的な課題を取り上げていきたい、こう思っております。

○議長（福島盛之助君） 鈴木美奈子君。

○20番（鈴木美奈子君） 市長及び教育長の方から、非常にこれからの日野市の教育、あるいは子供たちにかかわる問題についての前向きな答弁がなされまして、本当にありがとうございました。まだ中学生、高校生の8割がこの条約の存在を知らない、というふうに新聞の報道にもされておりますし、私たち自身がこの問題を本当に多くの市民の皆様にも知らせていく、このことが必要でもあるわけでございます。この条例が54条まであって、41条までが子供たちにかかわる問題であるわけですが、これに違反するところが各所にあるわけですね、条約の。28条では私学助成の大幅カットとか、それから24条、27条では、保健所の削減計画とか、保育所制度の解約とか、これは今度福祉にかかわってくるというふうに思いますし、すべての子供に基礎的な学力をきちんと保障することを法規した新学力観、新学習指導要領は第29条、こういうふうにいろんなところがかかわってまいりますので、教育長は非常にこれからの点で、積極的な答弁もございましたので、予算とのかかわりもございまして、新しい平成7年度の予算の中で、ぜひ教育長が答弁されたことを踏まえて、財政当局も御検討をいただきたいというふうに思います。

これからの日野市の市民への参加の要綱、この中でもこの子供が取り上げられるということでもございまして、私ども議員は、なるべくそこには出ないようになんていうふうに、ちょっとちらりと聞いておりますので、しゃべらないで、オブザーバーとして意見を聞く、そういう立場で議員なんかも出席させていただいたら、いろんな意見も聞かれるのではないかとこのように思いますので、そのことをちょっと申し上げまして、

この質問を終わります。

○議長（福島盛之助君） これをもって1の2、子どもの権利条約の批准、発効をうけて地域、学校で条約を守るとりくみについての質問を終わります。

一般質問2の1、区画整理事業の進め方につき問うの通告質問者、天野輝男君の質問を許します。

〔16番議員 登壇〕

○16番（天野輝男君） 議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして、一発質問させていただきます。

私は、この種の質問を毎回させていただいておるわけでありまして。そして私は、この日野市の中で、区画整理、特に都市計画事業の進捗状況というもの、日野市民の生活の上にも、大変影響を与えてくるという形の中で、毎回質問させていただいております。そして私は、言いつ放し部分もありますけれども、少なくとも、この私が言っていることに対しては、しっかりと受けとめていただいているのかどうかというのがわからないわけでありまして。今回、基本構想の策定の中で、市民からの意見が、また要望が、この区画整理事業の中で取り上げております。その中に、一人の人の意見が載っております。「何回か市議会に参加したが、行政の計画発表だけで、住民の意見等を聞かない、意味のないものばかりだ。区画整理事業の重大さは、市職員もよく理解し、住民、地権者に前向きな審査を行うべきである」という市民の考え方がここに載せられております。私も、そのとおりであると思っております。やはり、特にこのような区画整理事業、またこれに伴うところの都市計画事業というものは、当然市民も協力的にしなければならぬ部分があるからであります。その部分を十分私は、もっと親切に受けとめて、これらの事業に取りかかっていたきたいというのが、私の皆さん行政側に要望するところでありまして。そういう面で、これらの質問を繰り返してやるのが、また私の力にもなると思うし、また、繰り返し繰り返しやっていくことが、必ずや私は理解していただけると、このように思いますので、これらの質問をさせていただきたいと思っております。

日野市の区画整理事業というものは、市の施行が6カ所、また組合が、今現在13カ所ありますが、将来的には、すべてを、駅前再開発等入れますと、23カ所ぐらいに私はなると思っております。これらの事業を進めていくということは、これは並み大抵なことではできない、このように思うんです。そして現在、市の施行、また組合施行の区画整理事業が始まっておるわけでありまして。また、一昨年度から財政の一般財源が大変落ち込んでまいりました。そういう中で、結局、事業費がないから、この事業を少し延

ばさなきゃならない。そういうような無策の事業の進め方であるということが、私は大変不満に思うのであります。少なくとも、日野市の区画整理事業の進め方であるならば、私は、国や東京都の方に行って、もっと協議を進めて、予算を確保するということが、一番大切なことである、このように思うんです。（「毎回言っていることと同じだ」と呼ぶ者あり）繰り返し言っているんです。日本全国、税収の落ち込みは国ばかりでなく、都道府県どこも厳しさは同じであります。そして、日野市の中の区画整理事業の進め方、これは私、異例だと思うんです。こんなにいっぱい、一緒にたに区画整理事業を進めたというところに大きな問題がある、このように思うわけであります。

そして、少なくとも私は、市の施行の区画整理事業であるならば、やはり公共性の高い国道とか都道については、もっと積極的に進めていく、そして市民生活において、やはり公平性を保つように努力するということが必要であると思います。特に私はこの問題につきましても、下水道の問題で、この下水が使える地域、まだ見通しは全く立っていない、こういう地域が明らかになってきているわけであります。これらの問題は、自治省では昭和41年度に基本構想の位置づけをしております。そしてこの41年度から、日野市の中でも将来的な計画を立てていくなれば、私はこれは解決できたと思うのであります。財源が少ないから、事業ができない。このような仕事であるならば、だれにでもできると私は思います。そして、市の施行の区画整理事業は費用をいただけるように協議を続けるなら、事業費を獲得してくる。このことが大切であります。

都道日野3・4・8号線の万願寺区画整理事業内の用地費は確保できたでしょうか。現在、多摩モノレール構想の進捗状況が、立川市ではおこなわれてくることが聞こえてきております。そこで、都道日野3・4・8号線上の予算は確保して、そしてこの万願寺区画整理事業内、市の施行の区画整理事業の中から、この用地を編み出しているわけです。この事業費さえあれば、当然その土地は確保できるものと思うのですが、現在日野市では、このモノレール構想を、日野市を通過するこの部分をいつごろと考えておられるのか、まずこのあたりをお聞きしたいと思います。

○議長（福島盛之助君） 天野輝男君の質問についての答弁を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君） まず、都市計画道路3・4・8号線の通過、完成の予定でございます。この路線の中には、東町区画整理、それから万願寺第二区画整理、それに現在実施している万願寺があるわけでございます。新井橋を渡りましては、高幡の区画整理というものがあるわけでございますけれども、高幡の区域の中、それから万願寺の区域の中、現在施行している区域の中につきましては、ほぼ用地はあいております。

それから万願寺第二、東町でございますけれども、先ほど議員さんの方からもお話しございましたとおり、換地の発表を1年延伸しております。したがって、来年、平成7年の3月発表という形になっております。

それで、このあく予定の時期でございますけれども、モノレールそのものは9年度で工事完了という予定になっておりますので、これに合わせるような形で現在、東京都のモノレール担当部局とその用地の確保について鋭意努力をいたしております。協議もいたしております。事務段階では、遅くとも8年までにはあけていただきたいという形で現在、そういう方向で進めておる、協議をしておるといことでございます。

○議長（福島盛之助君） 天野輝男君。

○16番（天野輝男君） どうもありがとうございました。

そうしますと、今までどおりの計画で、日野市の中のこのモノレールに対するところの工事は進んでいくという形でよろしいのでしょうか。

○議長（福島盛之助君） 都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君） 現時点では、計画どおりに鋭意進めておる、こういうことでございます。

○議長（福島盛之助君） 天野輝男君。

○16番（天野輝男君） そうしますと、もう少し具体的にお聞きしたいわけですが、この事業内を通るところの立川また東大和の方ですか、この地域の部分は平成12年度ごろになるのではないかと、そういうことを聞いておるわけでありまして。そうしますと、このモノレールができた場合、立川の駅から多摩センターまで、取りあえずは運行するかどうか、そのあたりは、まだ具体的になっていないのかどうか、そのあたりいかがでしょうか。

○議長（福島盛之助君） 都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君） この全線につきましては、今まで都の方との打ち合わせの中では、東京都としては、9年という線は、今のところまだ崩しておりません。聞くところによると、部分的に多少おくれておるやにも聞いておりますけれども、各地区のこの事業にかかわる職員等では、鋭意その年度に合うような形で努力をしているというのが現状でございます。

○議長（福島盛之助君） 天野輝男君。

○16番（天野輝男君） それと先ほど、万願寺、高幡、それから万願寺第二の東町の件につきましては、来年度5月ごろですか、この仮換地を発表すると。そうしますと、万

願寺第二の方の区画整理の中で、この用地は獲得できているのか。

○議長（福島盛之助君） 都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君） ですから、現在残っておる部分は、万願寺第二地区と、それから東町地区、これが換地がちょうど1年おけておりますので、この対応を含めて、東京都のモノレール担当と、今月に入っても、もう何回か協議を重ねております。この対応の仕方、すぐ費用がかかってまいりますので、これをその費用関係を別途東京都の方で出していただくと、こういう協議を具体的に今進めておる、こういうことでございます。

○議長（福島盛之助君） 天野輝男君。

○16番（天野輝男君） そうしますと、繰り返しになりますが、モノレール構想は、現在は平成9年度を目標に事業を進めておる、そしてその部分的なところの開通については、できないところもあるかもわからないけれど、平成9年度をめどに頑張っておるという形でよろしいんでしょうか。そして日野市の中のこのモノレールに対するところの用地費は、獲得することはできるという、そういう考え方でよろしいんでしょうか。

○議長（福島盛之助君） 都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君） そのとおりでございます。

○議長（福島盛之助君） 天野輝男君。

○16番（天野輝男君） ぜひ、私は、そのように努力していただきたい、このように思うわけでありまして。私は、この都道の促進というものが、毎回言っておりますけれども、日野市の特に下水道の浅川右岸の多摩川中央幹線には、重大な役割を果たしてくるからであります。この都道の中に日野市の多摩川中央幹線、これを埋設していただきます。そうしますと、大幅に下水道の進展が見られるわけでありまして。そしてもう一つは、私は、高幡踏切につきましても質問させていただいておりました。この高幡踏切は、平成7年度までに完成するという、この前に聞いたときには、お答えをいただいておりますわけでありまして、もう7年というと来年になりますが、実際、明年度までに高幡踏切の立体化ができるのかどうか、このあたりを教えていただきたいと思っております。

○議長（福島盛之助君） 都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君） 高幡の踏切の立体でございますけれども、これは御承知のとおり、道路が地下、それからモノレールが今の京王線の上を通る、こういうことになっておるわけです。この地下の工事につきましては、その上部がモノレールの駅舎がつきますので、その協議が現在まで時間がかかっておるということでございます。今

の状況でいきますと、ほぼその協議が整った、具体的な設計に入る、それで早ければ、ことしの10月ごろから一部着工できるのではなからうか、こういうふうな予定で現在進んでおると思います。

それで、いずれにいたしましても、立体そのものが3年間ぐらいかかりますので、ここでその上部の駅舎関係、そういうものを考えますと、遅くとも来年には着工していかざるを得ないような、こういうふうな予定になっておるようでございます。

○議長（福島盛之助君） 天野輝男君。

○16番（天野輝男君） そうしますと、この道路とモノレール、そして駅舎の、こういうことについては、今東京都と協議をして、ほぼ協議がまとまった。そして早ければ、ことしの11月に工事に入れる。そして駅舎、道路、またモノレールを促進するに当たっては、約3年間かかりますから、その3年間のうちにぜひ、実行して、これらができるようにするという形でよろしいのでしょうか。

○議長（福島盛之助君） 都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君） ただいまそのとおりで、そういう方向で目標を定めて、進めておるということでございます。

○議長（福島盛之助君） 天野輝男君。

○16番（天野輝男君） わかりました。大変ありがとうございました。

やはり、こういう事業を通しながら、協議を重ねていく、そのことが実際、日野市の中においても、大変優位な部分が出てくるということが明らかになってきているわけがあります。ぜひ、私は、もっともっとこれらの問題を通して、そして日野市と東京都と協議を進めながら、必要であるものは十分手を組んで、事業を進めていくということが、大変必要なことである、このように感じておるわけであります。日野市の中には、多摩動物園があるわけであります。そして、この隣接地に今、都立の美術館をつくりたいという形の中で、この用地を日野市で買い集め、東京都の方に要請しているようであります。私は、この都立の美術館、これだけをつくりたいというだけでなかなか協議をしても、難しい部分があると思うんであります。そして、御存じのように、三多摩は東京都と大変格差があるわけであります。その三多摩格差を解消するために、今東京都では、いろいろの独自の事業を三多摩に持ってくる計画があるわけであります。やはり、その計画の中の一部を私は、日野市の中に持ってくる必要がある、このように思うんです。今までは、日野市では、大変財政も豊かでありました。そして日野市の独自の財政でできた部分もありました。

しかしながら、このように各市町村の都市計画事業、公園、体育館、また文化センター、こういうものを見ても、やはり見劣りをしてしまうというのは、日野市の財政を主に考えて、今日つくってきたところに、私は問題があると思うんであります。だから、ぜひ、私は、今後は、これらの大きな文化施設を考え、またスポーツセンター、こういうものを考えた場合には、もっと東京都の施設を持ってこることができるならば、今までとは違ったところの重量感のある施設をつくることができると思うのであります。ぜひ、そういう面で私は、こういう道路を通しながら、東京都と協議をすることができた。そして、部署が多分違いますから、そこにまで発展するということは、意欲的に取り組まなければ、そういう部分の、この事業の主体としておるところの部署を紹介していただくことができないと思うわけでありましたが、やはり、これらの問題も、日野市の市民のためを考えるならば、私はぜひとも、これらの考え方を、市民の要望の高いところのこの施設を、ぜひ東京都ぐらいの規模でつくることを考えていただきたい、このように思うわけであります。

また、私は先日、森田市長が、都市計画事業の進め方で、市民に公募した記事が載っておりまして。市民に呼びかけて、そして市民の方から、参加者があったようでありまして、その中で、日野市側の都市計画の進め方について公募した中で、新聞の記事ですと、余り内容がよくわかりませんので、そのときの何かいいアイデアか、また、今後参考になるようなものが少しでもありましたら、教えていただきたいと思いますが、このあたり、市長いかがでしょうか。

○議長（福島盛之助君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 日野市のいわゆる都市計画、昭和30年代の末期、40年の前のころにつくられたものであります。その当時は、今日のような交通事情、あるいは車社会、なかなか予測が難しい時代ではありましたが、一応よくできているというふうに見ております。したがって、これらを基準として、国道、あるいは都道、また市の管理する市道、こういう分担に応じて、区画整理事業等の手法を駆使しながら、だんだんと前進をしつつある。流域下水道も、いよいよ稼働開始となりまして、今度は市内を公共下水道事業としてだんだんと普及を進めつつある、こういうことでありまして、都市計画全般の事業の進展といたしましては、かなり能率よく進みつつある、というふうに客観的に言えるのではなかろうかと思っております。

今、取り上げておっしゃられました新交通システム、モノレールのことでありますが、このモノレールは、事業主体は東京都であり、それからモノレール株式会社が出てお

るわけでありまして、それぞれの役割分担によって進みつつある。特に日野市内では、主として都道を使用することになるわけでありまして、あらゆる部分部分につきまして、大変な隘路になっているということは日野市内にはないわけでありまして、一つの例として今、高幡東、京王線の踏切であります。これもようやく高幡区画整理事業によって、都市計画上必要とする用地は確保でき、いろいろな協議が進みつつある。それで平成6年、つまりことしは、いわゆる高幡東踏切の立体化の工事に着手される、こういうことにもなっておるわけでありまして、今お答えをいたしましたとおり、10月ごろには工事も始まる、こういうことでありまして、しばしばといひましょうか、事業を担当される東京都の御当局、あるいはモノレール会社、状況報告にお見えいただくわけですが、日野市の場合は、大変順調に進んでおりますというのが、一般的な報告の内容でございまして、特に申し上げましたとおり、隘路という部分は、当面はないというふうに見ておるところであります。

その他のいわゆる都市計画道路、国道相当分、つまり甲州街道のバイパスと言われる浅川に近い将来の国道も、だんだんと区画整理事業によって、その用地がつながりつつある、こういうことであります。最近のごくまだ事務的な連絡の内容であります、したがって、あのコースにも、多摩川の架橋に着手をされる。来年あたりはピアの1個か2個かは、着手しようと、こういうことにもなるようでありました。だんだん姿が見えてくるということが申し上げられるというふうに思っております。

市内の区画整理事業、これは市施行が6事業、組合施行が現在8事業、それに準備中の事業がたくさんございますから、これらをどのように対応するか、かなり大きな課題でもあるわけでありまして。近ごろ一番、事業計画のいわゆる資金計画として立てますところの保留地処分金、いわゆる地価が下がりつつあるものですから、なかなか完全に売却することが難しい、こういう部分もございますので、この際、市民という範囲で分譲対象としていましたのを、市外も対象者に広げまして、だんだんと、そのことを新聞社にもこの間、発表いたしました。新聞広告も出そうという事務当局のかかわり方もあるわけでありまして、財政事情に多少、当面の難しさがあるものですから、これをどのように突破するか、どうしてもしようがなければ、年次を多少の繰り延ばしは仕方がない、あるいはなるべく能率よく事業を進めるために、若干の計画変更も試みるというふうなことを、大きな作業として担当者が取り組んでおる、こういう状況でありまして、天野議員さんからいつも号令をかけていただいて、ありがたいわけでありまして、そう大きな御心配なく進みつつあるというふうにお考えになって結構でございます。

○議長（福島盛之助君） 天野輝男君。

○16番（天野輝男君） 市長は市民に公募して、都市計画の何か話し合いいたしましたですね。

○議長（福島盛之助君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 農のあるまちづくりということがいろいろ、我々のまちづくりに緑と清流を標榜する観点からも好ましいことでありますから、どのような手法を持ち得れば、あるいはどのような見通しを立てるならば、なるべく農を残す、農と共存のできる都市ができるかということについて、市民の方々から大変高い関心をいただいております。そういうことを含めまして、シンポジウムを開いたり、あるいは市民参加の機会を設けまして、御意見を伺ったり、また手法を検討したり、このようなことは進めておるとい事情であります。

○議長（福島盛之助君） 天野輝男君。

○16番（天野輝男君） ありがとうございます。

市長から今いろいろと答弁いただいたわけではありますが、確かに昭和30年代、40年代から見たときに、日野市の中の区画整理事業が確かにここまで進んだということが言えると思うわけであります。しかしながら、私は、確かにこの都市計画事業というものにつきましても、そう簡単にたやすくできないということは、明らかであります。そして、明らかにしていくことはできない、そういう中であっても、努力次第では可能になる部分がたくさんあるわけであります。それが現在の日野3・4・8号線のことであり、モノレールの事業はそのことに尽きると思う。やはりこれは、モノレール株式会社でしょうか、これが経営をしており、そしてこれに目的を持って事業を進めているから、これは具体的にできてきたものであると、私はこのように思うわけであります。そして日野市の中では残念なことに、日野市の中の全体を考えて、そしてこれらの事業をもっと進めていくなれば、私はもっと効率的に進めることができたということを感じておるわけであります。

そして、今市長が申しいただきましたこのよう中であっても、やはり私は、都道、また国道のことも後ほど言うつもりでおったわけではありますが、国道、多摩川に橋がかかる。国道の3・3・2号線、この国道の場合は、日野市にとりましても、大変重大なところの働きをなすわけでありますから、これらの橋ができ、やがて開通してくるということは、私は大変この日野市の中で、交通の渋滞を緩和する上においても、また東京全体の交通量を緩和する上においても、大変意義のあることだなということを感じてお

るわけでありませぬ。

しかしながら、税収が落ち込んでおる今日、先ほど市長の方からも説明がありました。留保地の処分というものが、日野市民の中だけではなかなか対応できなくなってきた。そして外にもこれらの問題を公募して、処分しておくんだという、そういう考え方でありませぬ。それは一つの方法であると思ひませぬが、私は、少なくともこれらの問題も、やはり計画的に進めていくなれば、もっとその対応の仕方があったのではないかと、このように思ひませぬ。当然、市の施行の区画整理事業であるならば、幅広く公共施設のこういうものをつくりたい、その事業計画等に要請していくなれば、これらの用地は当然私は確保できるものである、このように信じておるわけだ。そういう中から処分しなければ清算ができない、こういうところに日野市の区画整理事業の進め方、他市もそのようなところがあるかも知れませぬ。そういうところに多少問題があるのではないかと、強く感じておるわけだ。

ぜひ、そういう面で、残り少ない用地になってくるわけだ。そして、市民の公募したそういう中에서도、いい意見が出ているということでありませぬが、今の説明では、いい意見かどうか、私には理解できませぬので、今後、そのような問題がもっと具体的になってくるということを期待したいと思ひませぬ。そして私は、この区画整理の進め方というものは、やはりむだがあつてはならない。そのためにしっかりと基本構想の中で、日野市の中に施設を誘致できるように努力するということが必要だ。その努力をぜひ今後は考えていただきたいものである、このように考えるわけだ。

そして私は、日野市の中でこうして見渡してまいりまして、これらの大きい事業ですから、そう簡単に私が言つて、また議会で論議しようとしても、最終的には予算がなげできないわけだ。この予算を確保するためにはどのような働きをしていったらいいのかということが、一番大切なことであると思ひませぬ。私は、そういう面で、今区画整理課で、このような問題を担当しているとしても、もっと職員に、市の施行の区画整理事業の中の都市計画事業、下水道は当然進めなげないと思ひませぬ。また公園も、しっかりでありませぬ。そして、当然公共用地として確保できるこれらの用地には、どういふものをつくったらよろしいか、日野市の中にバランスよくこれらの施設を保つていくということが必要である。そのためにはやはり、これらの予算の獲得も日野市だけで努力するのではなくして、国や東京都の方に、どういふ施設を国では要求しておるか、また東京都でどういふ事業をこの三多摩に求めておるかというようにも、

かりと学びながら、これらのものを生かすということが必要になってくると思うんです。そういう面でぜひ私は、今後、日野市の中で——私どもも、日野市のまちづくりというものについて、いろいろと調べてまいりました。夢がある仕事なんですね。そして、夢を持たせるような事業を進めていくことが、また次の世代に対しても、またやる意欲を持たせる結果になると私は思うわけであります。そういう面で、ぜひ私は、市の職員の中に、こういう将来的な都市計画の事業に対して関心のある人を公募しながら、自治省や東京都の研修会等に出席させて、そしてこれらの意見を今後ぜひ、日野市の中でも生かしていくことが必要ではないかということ、強く感じておるところであります。ぜひこのようなものを考えていただきながら、そしてハードの面、そして計画的には、なかなか進まない部分があるでしょう。しかしながら、努力を重ねることによって、これらの問題が必ず可能になってくると私は思うわけであります。

そして、ぜひ私は、市民のための施設をつくるためには、公共の施設をつくるためには、やはりこの順番というか、何を一番初めにつくったらいいのか、あれもこれも森田市長が選挙公約で言っていたようなことを、一つ一つできるわけがないわけですから、これらのものを一つ一つ確実に、小さいものじゃなく、立派なものをつくるには、一つしかできないと思うんです。そういう事業をぜひ展開していただきたい、このように思うわけであります。

私は、森田市長もそれなりに努力していただいているとは思いますが、しかしながら、森田市長の熱意が伝わってこないということが大変残念に思うわけであります。ましてこれからは地方自治体、将来的には、地方分権という形の中で、地方にもっともっと権限を持たせる部分が出てくることは明らかであります。そのためにも、私は東京都と協議を続けながら、そして市民要望の高い問題を日野市の中に一日も早く取り上げていくということが必ずや必要になってくるということ、強く感じております。ぜひ、そのように御奮闘いただきたい、このように思います。

また、この区画整理事業の中で、組合施行の事業として現在考えられております堀之内上田地域の件であります。この事業においては、民間の建て売り業者が開発しております。そして国道3・3・2号線、国道日野3・3・4号線ができることになっておるわけであります。先ほど森田市長の説明がありました。そして私は、この国道が通るわけですから、この地権者の方と選挙前に話をしたわけですから、その後会っておりますが、多分、そんなに進展はしていないと思うんです。この事業を、この地域の地域性を考え、また、これらのところの事業を一日も早く促進するという形にするという計画

であるならば、やはり私は、市の施行の区画整理事業として格上げをすべきでないかと、このように思うわけであります。現在、私どもが住んでおところの日野本町、このあたりが、多摩川中央幹線がある程度見通しが立ってきております。しかしながら、浅川中央幹線、この一部は、やはり国道の中に埋設していただくことになっておるわけです。そして私がこのようなことを質問すると市長は、別の方法でと。都市整備部長も、そのような形で、別な方法で、その多摩川中央幹線の接続を考えておるといような説明をいただいたわけであります。私はむだなことであると、このように思うんです。やはり、この道路を促進していくならば、ここにいていただけるわけですから、少なくともこれらの浅川中央幹線に対しては、もっと積極的に国の方に働きかけることによって、これらの事業が、できれば市の施行で行っていただけるような形のものをつくり上げるべきである、このように思うわけであります。先ほど市長からの答弁の中に、多摩川の橋がかかってくるという形ですから、もうこの道路を取りやめることはできないわけであります。必ずこの道路はできるんです。このできる道路を日野市でも努力して協力するから、ぜひ、これらの事業を格上げしてほしいということを、私は言うべきである、このように思うのであります。そして、地域によっては、全く下水の見通しが立たない、そういう状況の中で、私は市民としても、また市民の一人としても恥ずかしいし、やはり困っている人のために一日も早くこれらの問題を解決してあげることが、議会の役割だとも、このように考えておるわけであります。ぜひ、これらのところを市の施行にさせていただいて、これらの問題が一日も早く解決できるようにぜひ取り組んでいただきたいなということを要望しておきます。

森田市長も、よくことあるごとに、「私欲がなければ、恐れるものなし」ということを言っておりますが、やはり、自分のためばかりでなく、日野市の市政発展のためを考えるならば、もう小さいことはいつまでもこだわらないで、そして日野市民のためになることを率先して頑張っていたいただきたい、このようにお願いいたします。また、市長が動きにくい部分については、助役を動かす。そして地権者に理解を求めて、市民のための役割を果たしていただきたいと思えます。

数年前だって、市長が助役の2人制のことを提案してまいりました。そしてそのときの説明は、ハードの事業を担当させたい、そのためにぜひ認めてほしいという議会での説明でありました。そして、当然議会としては、区画整理が一気にわいてきたようにふえているこの状況の中で、ああ、これらのことをある程度整理して判断し、実行していくには、助役も必要であるという形の中で助役を認めたわけであります。前の助役と話

しをする機会がありました。そして私は助役に、市長は助役の意見を聞いてくださいますか、このようなお話しいたしました。そうしたら、大変お困りになって、何も言いませんでした。それで私は、助役に申し上げたんです。日野市民のためになることは、聞いても聞かなくても、言い続けなきゃいけないですよ、ひとつ頑張ってくださいよ、という話をしたことも私は、今も思い出すわけであります。そして、助役が任期満了になり、退職してからもう1年もたとうとしているわけです。そしてその中でたびたび市長の提案で、助役、収入役、これが出てまいりました。そして議会の方に要請があるようであります。それらのことがなかなか市長の考え方と議会側と違うという形の中で、この話がいまだに解決つかない。こういうところから私は判断しても、市長がこれらのハード面の事業に取り組む姿勢、これらのことが、大変市長はそれなりに頑張っているとは思いますが、ちょっとやる意欲が伝わってこない。そして、もっとこういうときであるからこそ、一日も早く助役を決めて、そしてこれらの中で、このハードの部分の事業を進めていただきたいということが市民の願いではないか、このように思っておるわけであります。ぜひ私は、これらのことを一日も早く具体的にさせていただいて、そして日野市の中で滞っているところの部分の事業を少しでも前向きに努力をし、解決していただきたい、このように要望して、この種の質問を終わらせていただきます。

○議長（福島盛之助君） これをもって2の1、区画整理事業の進め方につき問うの質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君） 御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午前11時50分 休憩

午後1時10分 再開

○議長（福島盛之助君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問2の2、違法駐輪車取締りを問うの通告質問者、天野輝男君の質問を許します。

○16番（天野輝男君） 日野市内の中央線、京王線の駅周辺の違法駐輪には、だれもが頭を痛めております。私も、市民の多くの人々より、駅前周辺の違法駐輪車を何とかしてほしいという要請を受けているわけであります。市民の迷惑を考えた場合においては、この違法駐輪に対するところの何らかの厳しい取り締まりが必要ではないか、このよう

に思っておるところであります。そして、日野市の広報でこの違法駐輪に対するところの広報的な活動を続けるとともに、また駐輪場の確保も必要でありましょう。しかながら、現在では、行政側の指導が後手後手に回っておるような状況であり、この根本的な解決を、私は期待したいものであります。そして、この違法駐輪に対するところの日野市の今後の対策はどのような方法を考えておるか、このあたりをお聞きしたいと思います。

○議長（福島盛之助君） 天野輝男君の質問についての答弁を求めます。建設部長。

○建設部長（小俣雅義君） 自転車利用の増大に伴います自転車の大量放置は、交通安全、防災面においても、さまざまな問題を提起しております。この問題に対処するため、自転車条例に基づいて、駅周辺の放置自転車の定期的な移動、処分等を行っているところでもあります。また、駅前放置自転車等整理案内誘導員なんかを配置して効果を上げているところもございます。さらに、市民の協力をいただきながら、放置防止に努めてまいりたいと思っております。放置自転車は、全国的には、やや減少という兆しを見せております。これは駐輪場の整備等があるわけですけれども、迷惑駐車を防止するための移動撤去というのが増加しております。

国において昨年12月にいわゆる自転車法の改正が行われまして、間もなくけさの新聞では、6月20日ということをめどに施行がされる運びになりました。この放置自転車の法改正というものが、放置自転車の定義を比較的明確にしていること、つまり「即移動ができない状態のものを放置自転車とみなす」、そういうような定義づけ、あるいはその後の放置自転車を移動あるいは処分する法的な根拠が明確になった点で飛躍的なものであろうかと思えます。このような法律改正を受けて、これまで若干移動、処分等いろいろな法的な隘路があって制約を受けていた中での措置でありましたが、一歩進んだ対応が可能となってまいりました。また、「放置自転車の移動保管について、利用者の負担というものが可能になる」、そういうような法的な根拠も規定されております。今、これらの法改正の状況を受けて、近隣市町村との連携を考えながら、条例改正の準備を進めているところでもあります。また、この法改正に基づいての条例整備には、伴って、移動保管場所等の整備などが急務となっておりますので、それらについても視野に入れながら、対応を図ってまいりたいと思えます。

以上です。

○議長（福島盛之助君） 天野輝男君。

○16番（天野輝男君） それでは再質問いたします。

そうしますと、日野市もこの法改正をまって、当然現在は、移動処理を行っておると。そして、移動処理、またそれに伴ったところの自転車の保管場所を確保するとともに、自転車の持ち主の罰則も今後は考えざるを得ないんじゃないかと、このような説明でよろしいのでしょうか。そして、日野市においても、各駅周辺に行きましても、なかなか駐輪場として確保できるような場所が見当たらなくなりました。私は、そのようなところにも多少問題があるのではないかなということを感じておるわけでありまして。駅周辺でありますから、できるだけ市民の便宜を図るということであるならば、駐輪場の確保というものは、当然必要になってくると思うわけでありまして、この駐輪場の確保を今後、もう少し広げてみたいとかいう、そういう考え方があるのかないのか。そして、移動して保管する場所は処理場の方であってもいいわけでありまして、そういうところは問題が解決するのではないかと思うわけです。

そして、何よりも私は、これらの違法駐輪をする方の、自転車に乗って急いで通勤通学をするために、駅周辺まで乗ってきってしまうということが、当然これは考えられるわけでありまして、そういう中で、市民がもう少し自転車を駅周辺にとめるならば、迷惑がかかる。この迷惑さをやはり自覚をしていただくということが必要であると、このように考えるわけでありまして、ぜひこのあたりの広報での違法駐車に対するところの活動を積極的に進めていただきたいなということを感じておるわけでありまして、今私がこの再質問の中で申し上げましたところの、要するに将来的には、この違法駐輪を繰り返す人に対しては、当然罰則を考えるのかどうか。そして何らかの移動するといっても、人手がかかるわけですから、その部分の費用をそれに充てるような形のこともとらなきゃならないんじゃないかということ、今思うわけです。このあたりのことをもう一度質問させていただきますが、いかがでしょう。

○議長（福島盛之助君） 建設部長。

○建設部長（小俣雅義君） 放置自転車の駐輪場の確保というのは、御指摘のとおり、駅周辺の非常に利便性の高いところにあつて初めてその効果が生まれるということは、おっしゃるとおりであります。したがいまして、確保する努力はしているものの、やはりなかなか困難であります。現在手持ちの自転車駐輪場等の立体化をすることによって、多少収容能力の向上を図っていく、そのようなことも考えております。それから、迷惑駐輪の自覚というものをもっと呼びかけるべきではないかという御指摘であります。そのとおりだと思います。広報等でもっともっとわかりやすい呼びかけ、ルールを守ってマナーよくと、こんなような趣旨で、より市民の皆さんの協力を求めてまいりたい、不

要不急の車、自転車は利用しないというような協力も、ある意味では必要になってこようかと思えます。それから、罰則のことがございましたけれども、あくまでもこの自転車法改正の趣旨というものは、市町村長に放置自転車の措置、撤去、保管、処分の根拠を明確にした。一定の条件のもとでは、放置自転車の所有権まで市町村に帰属させるという、そういう明確な規定を定めております。ただ、罰則ということではなくて、保管あるいは撤去、売却等に要した費用を、自転車等の利用者に負担させることができる、そういうようなものを根拠づけた、そういう意味であります。

以上です。

○議長（福島盛之助君） 天野輝男君。

○16番（天野輝男君） 大変ありがとうございました。

そうしますと、私が今申し上げたところの、この駅周辺の駐車場につきましては、今後は立体化を進めることによって、駐車場を確保しておくという形でよろしいかと思えますが、そして迷惑駐輪車に対しては、広報でもっと呼びかけて、そして自転車で来る方の、要するに自転車に乗って人に迷惑をかけるということのないような努力を考えていただけると、そういう形でよろしいかと思えます。そして、この自転車法の改正によりまして、処分、取り締まりというものが、市町村に対するところの保管、売却、処分等の権限が任されてきておるといふ形であるようでありますが、しかしながら、私は、保管、売却、処分、こういう中で、やはりしっかりとしたところの違法駐輪車に対するところの、もう少し強いところの何らかの処分、方法というものを打ち出しておかないと、恐らくこの新しい自転車を、飛び出て、それを持っていかれてしまった。そういう形の中の問題もあるいは出てくるのではないかなということを感じるわけでありまして、新しい自転車であっても、そこに放置してあるならば、それが二束三文で処分されてしまった。その場合の、1回か2回しか乗っていない自転車をとめて、持っていかれてしまったというようなことも当然考えられるわけでありまして、そして新しいからといって、それを処分したときに、その自転車はもう二束三文で処分しなきゃならない部分があると思うわけです。そういう中で、私は、少なくともこれらの古い自転車であっても、新しい自転車であっても、一定の金額で引き取られるわけでしょうから、それには、そういうときのトラブルがないために、しっかりとしたところのやはり、条例の中で罰則を定めながら、そして市民がそのような方法で取り締まられても仕方がないという納得できるようなものでないと、なかなかイタチごっこで、このような問題は解決しないのではないか、このように思うわけでありまして、保管、売却、処分、このような権限を市

町村に与えた場合においては、責任者に対するところの法的な取り締まりと申しますか、しっかりとしたところの違法駐輪車に対するところの罰則規定というものを、日野市中では考えているのかどうか、このあたりいかがでしょうか。

○議長（福島盛之助君） 建設部長。

○建設部長（小俣雅義君） 実費徴収という側面でお答えさせていただきたいと思いますが、どの程度の実費費用がかかるのか、そういうような自転車利用者に対してどの程度の費用負担をお願いするのが適当か、そのあたりを十分に検討する中で、新しい法改正を受けた条例改正の中で反映してまいりたいと考えております。

○議長（福島盛之助君） 天野輝男君。

○16番（天野輝男君） そうしますと、実費徴収という中で考えるということでありますので、ぜひ、取り締まられる人が、あっ、これは悪いことをしたなというようなことをやはり気がつくような方法をとらせんと、なかなかこれらの違法駐車に対するところの取り締まりは改善できない、私はこのように思いますので、ぜひ——駅周辺で、目が見えない人が、自転車が出っ張っているために、それにつまづいて倒れているのを、私も日野駅前で見ることがありました。そういう身障者の人たちのためにも、そういうことがないように十二分に私は、これらの機会を通しまして、こういう違法駐車に対するところの取り締まりを強化していただき、駅周辺の違法駐輪がないように努力していただけることをお願い申し上げます、この質問を終わらせていただきます。

○議長（福島盛之助君） これをもって2の2、違法駐輪車取締りを問うの質問を終わります。

一般質問2の3、多摩川河川敷の利用計画につき問うの通告質問者、天野輝男君の質問を許します。

○16番（天野輝男君） 1級河川敷の利用計画は、東京オリンピック後に、日本国内の運動施設等の不足を解消するために、具体的に打ち出されてきたものであります。そして日野市においては、多摩川河川敷の用地がたくさんあるわけであります。その利用方法を考えていただきたいと思います。

日野市側のゾーニングは、Dゾーンであります。Dゾーンの中では、野草公園が可能であります。野草公園といいますと、芝生を植えたり、花壇をつくったりして、その芝生の中で遊ぶことができます。現在、この日野市の多摩川河川敷の中では、雑草が生えたまま、河川敷を利用するということは、全くできません。そして、これらの河川敷の中をぜひ私は、日野市の市民のために開放していくということが必要ではないか、こ

のように思うわけでありませぬ。

そして、ゾーニングを調べてみればわかるように、このゾーニングというものは、多摩川の横割りでゾーンが大体決まっております。私もこれを、その前に資料をいただいたものがちょっと見当たらなくなってしまったので、中身のことが、自分が調べた程度しか残っておりませぬので、その中から質問させていただいておるわけでありませぬが、例えば日野市の行政境、立川がある。立川の大部分の多摩川河川敷の中は日野市の土地であります。そして、日野市の土地であって、立川の市民が使っておる野球場や、またサッカー場なんかにも利用しておるところの、日野中央線の下側です。立川寄りのゾーンには、野球のネットが四つ確保してあるわけでありませぬが、このような中で、日野市側は全くDゾーンで、野草公園のままであるということ、私は大変おかしいと思っておりました。そして、これはどうしてそのような差別があるのか、このようなところをちょっとお聞きしました。そうしましたら、確かに立川の河川敷の中では、水がかからないために、多少川の中の水を抑えるための何というんでしょうか、工事や手が加えてある。人工的にですね。工事が加えてありまして、水の流れるところを決めております。その差なんだそうでありませぬ。そして私は、この多摩川の河川敷の中のゾーニングを見直すときが来ておると思っております。たしか昭和47年ごろ、このゾーニングが決まったと思っております。そういう中で、見直すことができると思っております。そしてまたは、Dゾーンのまま野草公園にして、市民のための広場として利用できるようなことは当然考えることができるわけですから、この部分を今後、野草公園として位置づけをしていただけるのかどうか。日野市の中で特に中央線から立日橋、日野橋にかけての区間、この区間の中に、特に立日橋の上に、かつて東町で使っていたところの野球場があります。これは建設省の多摩川河川敷の図面を見ると、野球場ができておることになっておるんです。私はここは、工事をすることによって、当然野球場に認めていただくことができると、このように思っております。あそこもたびたび神明上の用水があそこに流れていきましたもので、荒らされてしまっ、もう石が出て、たくさん土を盛って整地されていたのが、もう石がごろごろしているから、あのままでは当然、野球場として使えませぬから、この部分のグラウンドの工事をしていただき、そして当然、先ほど申し上げましたように、この水の流れる部分の工事、これは立日橋の下が堤防の補強工事がされておるわけでありませぬ。そして、ちょうどはかってみると、この立日橋の今度は上が、この部分の空間は野球場が一面ぐらいできるような用地があるわけでありませぬ。この部分を私は、日野市で要請をして、この部分は、もう当然、水が来ても危険はないし、また、これら

の部分については、この公園に野球場をつくったとしても、十分市民のためになるという形の中でお願いしていくならば、この2点について私は、利用ができるんじゃないかなということを感じております。そのために、要するにDゾーンのままで、この野草公園ができるのでありますから、この部分の公園として今申し上げました、中央線から立日橋、立日橋から日野橋にわたって、この草が生えている、雑草のままでなくして、利用できる計画を考えていただけるのかどうか。

そして今申し上げました、少年野球が使っていたところのグラウンド、これも建設省の図面においては、野球場ができてるように書いてあるわけですから、そのところも利用させていただけないかどうか。そして今申し上げました立日橋の上の部分については、当然造作をして、立川と同じような形で認められるべきであると思いますので、この部分にも野球場の一面ぐらいつくれると思うのでありますので、ぜひ、このことにつきまして協力していただけるかどうか、ここらあたりの回答を求めたいと思いますが、いかがでしょうか。

- 議長（福島盛之助君） 天野輝男君の質問についての答弁を求めます。建設部長。
- 建設部長（小俣雅義君） 多摩川につきましては、既に多摩川河川環境管理計画というものが策定されております。日野区間では1カ所、多摩川グラウンドが運動健康管理空間という形で位置づけられて、認められているのが現状であります。そのほかは、いわゆる自然レクリエーション空間、あるいは文化強化空間、情操空間、生態系保持空間、こんなような形で、いわゆる自然と親しむ空間として位置づけられております。また、管理計画策定時には、市内の自然保護団体等の意見も聞いているかに伺っておるわけですが、河川空間は貴重な自然体験の広場という考え方も一方でございます。御指摘のとおりだと思います。今後、他市の状況等見ながら、対応していきたいと思いますが、一方で、この河川管理計画というのは、55年に策定されたものでありますけれども、治水対策、治水安全度の向上、それから河川環境の保全整備、こういった側面と同時に、自然と親しめる安らぎの空間づくり、そういうような趣旨から、この計画が策定されております。水質汚濁問題がクローズアップされたこの55年当時、全国に先駆けて多摩川にこの管理計画が策定された経緯もございます。このゾーニングの変更というのは、なかなか建設省当局も、ガードは固いわけでありまして。今後、課題とさせていただきたいと思っております。

以上です。

- 議長（福島盛之助君） 天野輝男君。

○16番（天野輝男君） ありがとうございます。

この多摩川の管理計画。私は、この多摩川の近くに住んでおりますから、よく多摩川には行きます。私たちが子供のとき、特に昭和30年前までは小河内ダムがありませんでした。そして、この多摩川は絶えず、堤防いっぱいぐらい前に水が来てしまいますから、もう何回も何回も、毎年多摩川の堤防が決壊しているわけです。そして現在では、小河内ダムができ、水の調整をしておりますから、よっぽど大水に、小河内ダムも満水になり、放流しないことには、多摩川の堤防に来るといふ、増水というものは、まず考えられなかったわけでありましたが、昭和45年か46年ごろ、狛江が決壊したことがありましたですね。（「46年」と呼ぶ者あり）46年ですか——43年か44年ですよ。この時期に、狛江が切れてしまった、そういう感じのことを思い出すときに、今現在、鉄橋の下の要するにせきをとめて、そして蛇かごというんでしょうか、せきをとめてあったその部分が全部流された。そして流されてしまうから、やわらかい部分はだんだん削れてきてしまって、何トンもある大きい四角のかたいコンクリートの塊が崩れ落ちてきておる。こういう状況を見るときに、建設省では、当然この部分の危険箇所ということを考えておるんです。水が出るたびに、下流の部分のテトラポットをだんだん延ばして、下の方のやわらかい部分は固いところにつつかって、ここに突き当たれば、当然その部分は削られてしまいますから、その部分の工事は進めておるわけでありまして。本家本元は全然、手を加えていない。こういう中で、私はこれらの問題は、当然建設省も知っておるし、将来的には、水の流れは多摩川のもっと真ん中の方に流すことによって、そしてこの水の流れる部分をしっかりと位置づけをすれば、この部分の残された部分は、市民のための憩いの場所として十分使えるようなことになると、このように思うのであります。その中で、私はぜひ、これらのことをやはり考えていただきながら、日野市の部分のこの危険箇所に対しまして、国の方に、建設省の方に十分お願いをして、そして協力をしていただけるような形をとっていくなれば、おのずから日野市の多摩川の中の空間の場所はつながってくるものと、私はこのように思うのであります。ぜひ、この治水対策というものがあつた中で、やはり私は、もっと積極的にこれらの問題を建設省の方に呼びかけ、そしてお願いをしていくことが大切じゃないかなということを強く感じておるわけでありまして。

そして、日野市の中の自然レクリエーションの空間ということでありまして、自然のまままで過ごすということも、あるいは必要な部分もあるかも知れません。しかしながら、立川においては、公園として、野球場として使っておる。日野の方では、人が入ら

ないような、そういう自然のままの状態である。これでは余りにも差があり過ぎると、私は多摩川を散歩するたびにそのように感じておるわけです。

そして、ゾーニングを改めるのは大変難しい。確かに難しいかもわかりませんが、先ほど申しあげましたように、このゾーニングというのは、多摩川の用水に横割りで来ていますから、この空間の部分、日野市なら日野市の部分、また国立市なら国立市の部分、また調布市なら調布市の部分、こういう部分は、大体一定したところのB、Cぐらいのゾーンで決められておるわけです。ところが、日野市の場合には、自然ゾーンという形のものが多過ぎるという中で、確かに日野市には、多摩動物園もあるし、多摩動物園の動物が多摩川の河川敷に行つて、巣をつくったりしている可能性が多少あります。それはそれとして、たくさんいる部分については残すとしても、どこもかしこもそのような形で残すということは、私は、市民のために必ずしもいい影響を与えないと、このように思うのであります。ぜひ、そういう面で、これらのゾーニングの見直しを通してながら、日野市の中の自然保護の人たちはよく活動しておりますから、どのあたりに一番この生態がいらっしゃるか、このことはわかっておると思いますので、こういう考え方を生かしながら、もっと日野市民のための河川敷の利用計画を考えていただきたいと思ひます。ぜひ、このようなことを参考にしながら、実施していただけることをお願いいたします、質問を終わらせていただきます。

○議長（福島盛之助君） これをもって2の3、多摩川河川敷の利用計画につき問うの質問を終わります。

一般質問3の1、まち全体を地域学習のフィールドにの通告質問者、佐瀬昭二郎君の質問を許します。

〔9番議員 登壇〕

○9番（佐瀬昭二郎君） それでは、通告に従ひまして一般質問いたします。

日野のまちは、大変変化に富んだ自然の景観を持っています。浅川、多摩川などに沿った水辺の自然、それからこの日野市役所がある台地ですね、河岸段丘と段丘崖の湧水や樹林地、こういう自然、さらに多摩丘陵の自然、こういういろいろな自然の顔を観察できる条件を持ったまちです。日野市で緑と清流を取り戻そうという政策が精力的に進められてきた、その成果もあって、日野市内は自然を観察するポイントに事欠かない、至るところに市民が自然を観察する条件が整ってきている、そう言えると思ひます。また、歴史の遺産、文化財、史跡の面から見ても、都市化がかなり進んだ現在でも、さまざまな文化財、史跡が市内に残っています。つい最近も、高幡不動の本尊ですか、不動像の

中から胎内文書というんですか、中世の文書が発見されている。この文書は二次的に使用されたために、大変読みづらい状態になっていたんですが、専門家が大変な苦勞をして解説したところ、現在の日本では、この手の文書は日野から発見されたこの1件しかない、非常に貴重なものであることがはっきりして、つい先ごろ、国の重要文化財に指定される。本尊ともどもですね。そういうこともありました。

このような自然や文化財というものは、日野のまちのことを、自然の面でも、歴史の面でももっとよく知りたいと考えている市民の学習権を保障していくという視点から言えば、いわば市民的な学習の素材として大事にしていく必要がある、そういう存在だろうと思います。で、ここのところ、市役所のさまざまな部局が一斉に散策路や遊歩道の整備と絡めて、これら自然の観察や、あるいは文化財等々を散策路や遊歩道と結びつけて市民にさまざまな情報を提供しようと、言ってみれば、学習機能を備えた都市空間をつくっていかうという計画が持ち上がってきております。この仕事の中身について、ぜひ配慮していただきたいということもあり、また、仕事の進め方に対して要望したいこともあって、今回この問題を質問で取り上げることにしました。

まず、文化財保護行政の現状について、基本的な情報を教えていただきたいんですが、日野市の指定文化財の現状、市が指定している文化財ですね、これをジャンル別に、それぞれ何件文化財が指定されているのか、このことをまず教えていただきたいと思います。

○議長（福島盛之助君） 佐瀬昭二郎君の質問についての答弁を求めます。社会教育部長。

○社会教育部長（大谷俊夫君） それでは、ただいま日野市の指定文化財の現状につきまして御質問いただきました。現在日野市が指定しております文化財は49件でございます。そのうち有形文化財が27件、そして史跡が14件、それから有形民俗文化財が1件、名所史跡が1件、天然記念物が6件、計49件となっております。

○議長（福島盛之助君） 佐瀬昭二郎君。

○9番（佐瀬昭二郎君） ちょっと別なジャンル分けで教えていただきたいんですが、建造物は何件だったでしょうか。

○議長（福島盛之助君） 社会教育部長。

○社会教育部長（大谷俊夫君） 有形文化財の中の27件の中に入るわけでございますが、建造物は5件でございます。そして5件の内訳を申し上げますと、4件が神社あるいは寺院でございます、1件が民家というふうになっております。

以上でございます。

○議長（福島盛之助君） 佐瀬昭二郎君。

○9番（佐瀬昭二郎君） 次の質問のことまで答えていただきまして、どうもありがとうございます。建造物5件のうち、民家が1件だけだということですが、これはちょっと少ないのではないかと思うんです。私も指定文化財の一覧を見ましたら、今年度のものはまだ出ていませんので、質問をして教えていただいたんですけども、高幡の長屋門が1件、昨年指定されているということによろしいですね。

○議長（福島盛之助君） 社会教育部長。

○社会教育部長（大谷俊夫君） そのとおりでございます。

○議長（福島盛之助君） 佐瀬昭二郎君。

○9番（佐瀬昭二郎君） 民家が1件だけというのは、繰り返しますが、少な過ぎるのではないかと私は思います。高度経済成長の時代に、古い農家が次々と取り壊されていった。そして建て替えられていった。そういう歴史を日野のまちは持っております。それから現在、日野市全域で先ほどの質問にもありましたけれども、かなり広い範囲で区画整理が行われていて、この区画整理に伴って、農家が建て替えられるということも、いろんな場所で起こっているんですね。早急な保存の措置をとらないと、古いわば、日野の住民の生活の形を伝えている民家が1軒もなくなってしまうかもしれない。長屋門というのは住んでいた場所ではありませんから、本当に人々が住んでいた場所を、ぜひとも保存していく必要があるというふうに思います。今、保存のための適当な手だてを講じておかなければ、古い民家が近い将来、なくなってしまうというのは、ほぼ確実な状況になってきている。残っている民家が大変数も少なくなってきております。

そこで、ちょっと御質問ですけども、民家を対象にした文化財調査をこれまでに実施したことがあるかどうか。もしあればその概要を教えてくださいと思います。

○議長（福島盛之助君） 社会教育部長。

○社会教育部長（大谷俊夫君） 私が社会教育部長に就任してからは、昨年、文化財の全体の見直しをした中で、調査というよりも、この民家が指定文化財に指定できるかどうかというふうなことで、文化財保護委員さんと見に行った家が1軒、万願寺の斉藤さんの家がありました。そこで、いろいろとお話を聞いたりしましたんですが、解体計画が早急でございまして、市の仮に残すといたしましても、保存計画等が間に合わない、そういうようなことで、その家は既に取り壊されております。

以上でございます。

○議長（福島盛之助君） 佐瀬昭二郎君。

○9番（佐瀬昭二郎君） 私が調べたところでは、何年の調査かちょっと確認できないんですが、1976年以降であることだけは確かです。参考資料で1976年までのものが記載されておるので、76年以降のものであることは確かなんですが、市内8軒の民家についての調査報告が手に入っておりますけれども、これについて、もしおかわりのようでしたら、教えていただきたいと思うんです。もし把握されていなければ、私の方で言っても構いませんけれども。

○議長（福島盛之助君） 社会教育部長。

○社会教育部長（大谷俊夫君） 過去に民家の調査をやったということは聞いておりますが、ちょっと手元にその資料がございません。

○議長（福島盛之助君） 佐瀬昭二郎君。

○9番（佐瀬昭二郎君） それでは、私の方からちょっと概要を紹介しながらお話ししたいと思います。全部で8軒の民家の調査が行われております。調査の結果、いずれも江戸時代の末から明治の初年にかけての民家であると。民家としては2種類の民家が日野市内にはあって、農業を営んでいる普通の庶民が生活をしていた民家と、ちょっと上層の農民が生活していた民家と2種類の民家がまだ市内には残っているということがあります。ぜひ、これらの民家を、せっかく調査をしているわけですから、保存をするような方向で仕事を進めていただきたいと思いますが、民家の文化財としての価値をどのように認識しておられるのか、ちょっとそのあたりのことについてお考えを伺いたいと思います。

○議長（福島盛之助君） 社会教育部長。

○社会教育部長（大谷俊夫君） 民家に対しましては、文化財的価値のあるものは、当然これを保護していかなければならないということは、文化財行政の基本でございますので、その民家に対しましても、これからさらに文化財保護審議会の委員の意見等も聞きながら、文化財保護に努めていきたい。基本的には、そのように考えております。

○議長（福島盛之助君） 佐瀬昭二郎君。

○9番（佐瀬昭二郎君） 民家というのは、普通の生活をしていました場所ですから、何か特別芸術的価値が高いとかいうようなところに文化財的価値があるのではなくて、その建物が建てられた当時の住民の生活が、その後さまざまに手を加えられていますが、復元できるかどうかというあたりに、民家の文化財的価値を判断する物差しがあるべきだろうと思うんです。ぜひ、改めて報告書を再検討して、とりわけ復元可能なそ

ういう民家があるのであれば、普通の農民が暮らしていた民家と、少し上層の農民が暮らしていた民家が両方残っているそうですから、ぜひ、その二つの種類について、保存措置をとられるように要望したいと思います。繰り返しになりますけれども、今を置いて時期はありません。今適当な手だてを講じなければ、民家がすべてなくなってしまう、この可能性はかなり高いと言わざるを得ません。ぜひ、積極的な取り組みを要望しておきます。

同じ文化財の問題です。日野市の歴史を考える上で、とても大事な意味があると思われるのに、1件も文化財指定がされていないジャンルがあるんですね。それは城郭です。普通、城というと、石垣や水壕というのを思い浮かべて、日野にそんなものはないだろうというふうに受けとめられることが多いんですけれども、日野に残されている城跡というのは、戦国時代までの城跡で、石垣や水壕は伴っていません。土を突き固めて空堀や土塁を築いて、いわば軍事的防御施設にしたというものがほとんどですけれども、この城郭について、文化財保護行政の方で、これまで城郭を対象にした文化財調査をやったことがあるかどうか、そのことをちょっと伺いたいと思います。

○議長（福島盛之助君） 社会教育部長。

○社会教育部長（大谷俊夫君） ちょっと私の記憶では、ないように思います。

○議長（福島盛之助君） 佐瀬昭二郎君。

○9番（佐瀬昭二郎君） 恐らくやられていないだろうと思います。今申し上げたように、戦国時代までの城というのは、私たちが普通持っている城のイメージとかなりかけ離れていて、多分、一般的な常識で言うと、日野市内に城なんかあるはずがないというのが一般的な常識ですから、特にだれかが主張しない限り、城が日野市内に幾つあるということは、これまでなかったというのが、ごく普通に考えられることです。ところが、八王子城などは、石垣を持った城ですが、あのような城は例外中の例外で、戦国時代を通して、この南関東、日野を含む南関東の地域全体を支配する中核的な城だった滝山城というのが八王子にありますけれども、滝山城址公園になっていて、行かれた方も多いと思いますが、あのお城などは、戦国期の城としては、全国的に見ても最大級の規模の城なんですけれども、その城ですら、土の城です。石垣や水壕があるわけではありません。しかも、日野の城は規模も小さくて、戦国時代の後半の時期に使われなくなったと思われまので、地元の言い伝えも全く残っていません。

ですから、ここで私が初めて多分城のことを質問で取り上げたと思いますけれども、佐瀬はいいかげんな思い込みで、勝手なことを言っているんじゃないかと思われても困

りますので、これまで日野の城について、どういう調査、確認が行われてきたのかを若干、わかっている範囲で紹介しておきたいと思いますが、まず東京都の文化財を保護している部局が『文化財の保護』という刊行物を毎年出しています。この本の第4号、1972年の3月に刊行されたものですが、この『文化財の保護』の4号が、多摩地域の中世城址を取り上げています。この中で、高幡城を紹介しています。高幡不動の裏山です。縄張り図というか、城がどういう構造を持っているのかという見取り調査をした図を含めて、紹介されております。また、現在まで、中世城郭を含めて日本全域の城郭を網羅的に収録した本としては、『日本城郭体系』というのが刊行されていますけれども、この「城郭体系」では、高幡城と平山城が、やはり縄張り図入りで紹介されています。さらに、日野市内に「日野の歴史と地理を学ぶ会」——私も会員の一人ですが——という会があって、この会の自主的な調査、中世城郭の研究専門家の協力を得て行った調査研究、調査・確認作業では、高幡城、平山城を含めて6箇所の城郭遺構が市内で確認されています。これらの調査・確認の手法は、考古学的な手法ではありません。現地を歩いて、縄張りが、空堀がどう入っているのか、縦堀がどう入っているのか、郭がどう配置されているのかということを見取って、それを図面に落とししていくというタイプの調査方法で、厳密に言えば、最終的には考古学的に発掘調査をしなければ、細部についてはわからないことはもちろんなんですけれども、そのような見取りという方法による城郭調査もかなり長い歴史を持っていて、十分に信頼するに足るだけの実績を上げてきていると、私は考えております。

これまで日野の城については、だれが一体、その城を築いたのか、また日野という地域の中で、どういう機能をそれらの城が果たしてきたのかということは全くわかりませんでした。しかし、日野の城が小さな城なんですけれども、相互に関係をしていたらしいということは、およそ想像はついていました。というのは、例えば百草園の城と平山の城が、全く同じ出入り口を持っている。同じつくりの出入り口を持っている。あるいは高幡の城と百草園の城とが、谷筋の防御施設のつくり方がそっくりであるというようなことから、同じような技術を持った集団が、それらの城をつくって相互に関係をしていたのではないかと、そう考えるだけの証拠はあったわけです。

ところが、ちょっと話が長くなって申しわけありませんけれども、ところが、最近になって、新しい史料が発見されてきました。とりわけ鎌倉の末の時期から戦国の終わりの時期まで、日野のまちにだれが住み、どういう人々が支配をしていたのかについての、ずっとながった、切れ目のない史料が発見されました。その戦国期に関してですが、

「高幡不動堂座敷次第」——字で書かなければ意味はおわかりにならないと思いますが、高幡不動で地域の領主たちが会合するときの席順を書いた史料です。これを見ると、偉い順が全部わかるわけですが、この史料は永禄10年、1567年ですから、戦国時代の後半に入った、その時期の史料ですが、この史料によって、日野の浅川流域、浅川の南岸と北岸の地域ですね。落川、百草、石田から平山、豊田までのこの浅川の両岸地域が「高麗」という一族によって支配されていたということがはっきりしたんです。「高麗」というのは、八高線の「高麗川」の高麗です。本領は向こうにあったらしいんですが、いつの時代にか、確実にわかっている限りでは、鎌倉時代の末に日野に進出してきて、この地域を支配し始めた。

ちょっと中身を紹介させていただきますと、これはふるさと博物館が行った企画展『中世の日野一幻の真慈悲寺と高幡不動一』というパンフレットですが、このパンフレットの中に、その関係史料が全部紹介されております。例えば、高麗山城守という人がいて、この人は、この永禄の時期に新井の村を支配していた。高麗平次左衛門は、豊田を支配している。高麗近江守は三沢を支配している。高麗左衛門という人は、堀之内村を支配している。高麗越前守は河内村、落川、百草を支配している。それから平山越後守、これは高麗氏と血縁関係があったと考えられている人物ですが、平山越後守は、たの口村、現在の高幡を支配している。高麗勘解由という人は程久保谷、程久保の地域を支配していることがはっきり史料的に確認できるようになったわけです。さらにこの史料には、伊藤さんという堀之内の関係者が出てきたりしまして、現在の日野の人々ともつながって読むことができるような、添付された絵図には、谷の村であるとか、いろいろ興味深い情報がほかにも入っておりますが、きょうの質問との関係でいうと、このようになっておまして、日野の浅川沿岸が、高麗一族に支配されていた。高麗といういわば一番地域に密着した小さな領主の集団が支配をしていた。そして、現在までの調査で、落川、百草、三沢、高幡、平山、そして川辺堀之内に城郭遺構が確認されております。この高麗氏が鎌倉の末から戦国時代の中ごろまで日野を支配していたことは史料的にも明らかになって、土の城というのが一番盛んにつくられたのが、南北朝から戦国期までですから、日野に残されている城郭が、恐らく間違いなく、高麗一族によって築かれたものということがわかってきたわけです。この日野の新しく発見された史料とこれまで確認された城との関係を関係づけて考えていきますと、これまで城郭史研究では見ることでできないような側面から城を見ることが可能になって、これまで城というのは、上下関係でとらえるのが普通でした。この地域でいうと、滝山城という一番中心で

ある城があった。その下に、もうちょっと小さな地域の中核的な城、例えば片倉城なんていう城がある。そしてその下に日野の小さな城が位置しているという、こういう上下関係で城をとらえることが普通だったわけですが、今回、日野で新しい史料が発見されたことによって、日野の城というのが、小さな領主が血縁関係を結びながら、相互に連携して、地域を支配する。この場合、浅川の流域を支配するわけですが、そのよりどころとしての城だったということが、ほぼ見えてきた。これまで見えてこなかったような城の形が、意味合いが、日野の新しく発見された史料で見えてきたという意味では、非常にこう、日野の一種城郭群と言ってもいいと思いますが、城郭群というのは、全体として大変大きな史料的価値を持っていると言わなければならないと思います。

そこで、ぜひ、この新しく見えてきた、大きな意味合いが見えてきた日野の城を保存する手だてをとっていただきたいと思うんですが、まず、教育委員会の考え方を伺っておきたいと思います。

○議長（福島盛之助君） 社会教育部長。

○社会教育部長（大谷俊夫君） 先ほどもお答え申し上げましたとおり、城郭につきましては、まだ調査をしたことがございませんし、まだ市内にはいろんな文化財で、調査を進めなければならないものもたくさんございますので、それに合わせて城郭の調査もできるかどうか、また、きょう御質問いただきましたことも、文化財保護審議会の中で取り上げていただきまして、その点は、今後の課題とさせていただきたいと思います。

○議長（福島盛之助君） 佐瀬昭二郎君。

○9番（佐瀬昭二郎君） 保存をしていくためには、文化財として指定しなければなりません。文化財として指定するためには、行政が責任を持って文化財調査をやっていかなければなりません。試しにトレンチで溝を掘ってみて、それが確かに空堀なのか、あるいは土塁なのかというのを確かめる際には、試掘を行うというのが一番確かな方法なんですけれども、先ほども言ったように、城郭研究というのはそれなりの歴史、技術を蓄積してきていますから、試掘のような費用のかかる方法ではなくて、見取り調査という方法で、かなり安い費用で調査が可能だと思うんです。とりあえず予備調査という形で、ぜひ、私が言った日野の城郭が、私が言ったとおりのものなのか、あるいはその史料的価値というものに関して、私が言ったとおりのものなのか、そのことを行政として急いで確認をしていただく必要があると思います。ぜひ、そのような、文化財として検討する価値があるかどうかについて、行政の立場で確認をするための予備調査をまず実施してもらいたいと思いますけれども、この点についてはいかがでしょう。

○議長（福島盛之助君） 社会教育部長。

○社会教育部長（大谷俊夫君） 先ほどもお答え申し上げましたとおり、文化財保護審議会の委員の皆さんの御意見も聞きながら、前向きに検討したいと思います。

○議長（福島盛之助君） 佐瀬昭二郎君。

○9番（佐瀬昭二郎君） 戦国時代までの城というのは、山城の形式をとっています。自然の険しい地形を利用して城につくり上げているわけで、なかなか開発の手が簡単には及ばないという場所に城があるんですね。そのために、比較的日野市内の城もよく残っています。あるいは高幡不動の信仰の対象になっているとか、あるいは百草園の境内で、いわば観光地として保存されてきたとかいうようなことがあって、比較的よく残っているんですが、しかし、一部の城は、やはり開発の波にさらされて、破壊が進んでおります。例えば、高幡不動と密接な関連があると思われ、最近では、高幡不動が室町の初期に建て替えられる以前にあったのではないかという場所として比定されているところにも、城郭の遺構と見られるものが残っておりますけれども、この部分は遺跡の包蔵地に指定されていないため、また、文化財として城郭が保存の対象となっていないため、既に大きな社員寮などが建って、かなり破壊されてしまっている。あるいは文化財としての指定がないために、百草園の内部でも遊歩道を整備するという工事が行われて、城の出入り口、城を確認するための最も大事なメルクマールというか、指標なんですけれども、その出入り口が半分ぐらい埋められてしまったとか、そういうことが起こっています。そういうことを一刻も早く防止するためにも、早急な取り組みが必要になってきていると思いますので、ぜひ、今おっしゃったように、前向きに早急に文化財保護審議会議に諮問をするなり相談をするなりして対応を練っていただきたいと思いますが、城については以上でおしまいですので、教育長の考え方もちょっと伺いたいと思います。

○議長（福島盛之助君） 教育長。

○教育長（長沢三郎君） 今、社会教育部長がお答え申し上げたとおり、大変きょう佐瀬議員さんのお話を聞いて、日野の歴史と申しますか、興味の深い、そういう状況等が日野の各地に点在していると、そういう状況等のお話を承りまして、今お話のありましたような方向で、文化財保護審議会とも十分話を詰めまして、予備調査であれ何であれ、一定の方向づけをやっていくように努めてまいりたいと思っています。

○議長（福島盛之助君） 佐瀬昭二郎君。

○9番（佐瀬昭二郎君） 今私の方からもお話ししましたように、現在の土木技術というのは、日進月歩で進歩しておりますから、これまで家がこんなところに建つわけがな

いというところにも平気で家が建ってしまうという時代になってきております。今は景気が冷え切っておりますから、まだいいわけですがけれども、これでまた再び日本経済が上向きの時期を迎えるというふうになれば、それは城にも開発の手が及ぶということは十分考えられますので、ぜひ、早急な調査をお願いしたいというふうに要望しておきたいと思います。

それでは次の質問に移ります。先ほど私は、日野市が今、いわば日野市民の地域学習の学習権を保障するために、遊歩道や散策路の整備をするという、そういう計画が浮上ってきているという話をしました。日野市の基本計画の原案というものは私たち受け取っておりますけれども、この原案の中でも随所に清流や緑など、自然に親しみ、自然の成り立ちを学ぶため、また、まちを歩きながら歴史の遺産に学ぶための散策路、遊歩道などの整備計画や、案内板・解説板の設置計画が盛り込まれています。全部を紹介するととても時間がありませんので、重立ったものだけをちょっと御紹介しますと、例えば「地域づくりのための市民ネットワークの形成」という、そういう項で、「地域の歴史民族を発掘する活動を推進する」という、こういうことがうたわれています。これは恐らく、生活課がやってこられた、地域住民が自主的に地域の歴史などを掘り起こしていく仕事を行政の方が援助する。平山探検隊と南平探検隊という二つの探検隊が既に活動を始めております。平山探検隊については、昨年度の調査活動で、『鮫陸源とその時代』という、なかなか充実した冊子を刊行されている。皆さんも御存じかと思いますが、そういうようないわゆる意欲的な計画がこの長期計画に盛り込まれています。さらに、これは教育委員会にかかわることだと思いますが、「郷土の歴史と文化を学び育てる」というところでは、「市内の遺跡文化財を結ぶ散策路を整備します」と。散策路、案内板の整備ということが計画の中に盛り込まれています。また、水路清流の分野でも、「自然環境を生かし、生態系を十分配慮した親水路の整備を推進する」。これは既に向島や平山で実施に移されています。これをさらに市内全域で展開をする。また同じ水路清流の分野では、水辺のネットワークづくりということで、「多摩川、浅川、程久保川による水辺の軸と周辺の公園緑地、神社、史跡などの緑と河川用水路を結ぶ散策路を整備する」。かなり意欲的な計画が盛り込まれている。また、公園緑政の分野でも、緑地の保全と緑化の推進というところで、「自然観察路の整備、自然観察会の実施、ガイドブックの作成などにより、自然保護思想を普及する」。ことしに入って、『日野の動物』という立派なガイドブックというのか、解説書が刊行されていますけれども、そういう仕事と合わせて、いわば、言ってみれば、学習機能を持った都市空間をつくっていくん

だと。人々が普通にまちを歩く、あるいはちょっとした案内人がついてまちを歩くと、日野の自然のことや、あるいは歴史のことがいろいろと見えてくる。日野市がこれまでとちょっと違った風景で見えてくるというのは、そういういわば学習機能を持った都市空間をつくるという仕事が、教育の分野でも、あるいは生活課の分野でも、水路清流の分野でも、公園緑政の分野でも、一斉に計画が持ち上がってきているというのが現在の状況だろうと思います。

文字どおり、水路清流、公園緑政、文化財保護、博物館など、それぞれの行政分野ごとに盛り込まれているこれらの計画をつなげてみると、まさに、「まち全体が地域学習のフィールドだ」と言えるような、まちのイメージが具体的に浮かんでくる、そんな段階だろうと思います。これらの計画は、市民に学習機会を豊かに提供して、市民の学習権を保障していくという意味でも大きな意味を持っていますし、それだけではなくて、自然の成り立ちや歴史の成り立ちに深い理解を持つ市民がふえていくことが、例えば自然保護、リサイクル行政などを進めていくには欠かせません。さまざまな行政分野でも、市民参加を進めていく上で、地域により深い理解を持った市民がふえていくということが、かなり大きな意味を持っているのではないかと。

これまでも日野市では、緑と清流を守り、それをまちづくりに生かす仕事が意欲的に取り組まれてまいりました。ふるさと博物館や文化財保護の分野でも、地域学習の機会を提供する努力を熱心に積み重ねてきています。そこで質問ですけれども、それぞれの部局で、これまでどのようにそういう仕事が進められてきたのかを、特に全部について伺うと、とても時間が足りないと思いますので、自然に関する解説・案内板であるとか、歴史に関する解説・案内板、こういう解説・案内板の設置状況を中心に、これまでどのように仕事が進められてきているのか、現状はどういう段階に至っているのかを、それぞれの部局ごとに教えていただきたいと思います。教育委員会、それから水路清流、公園緑政、この三つの分野について教えていただきたいと思います。

○議長（福島盛之助君） 順次答弁願います。社会教育部長。

○社会教育部長（大谷俊夫君） それでは、教育委員会関係の御質問いただきました点についてお答えを申し上げます。

まず、説明・案内板等の設置につきましては、先ほど申し上げました市指定の文化財に対しましての説明・案内板を、49件の文化財指定の中で、現在つけてありますのは、34件につきまして設置をいたしてございます。それからまた同時に、国指定の文化財につきまして3件、また都指定の文化財につきまして2件につきましても説明・看板を設

置をいたしております。それからそのほかにつきましては、平山城址公園駅前のロータリーに平山城址公園周辺の歴史散歩マップというのが出ておりますし、また石田寺にございます土方歳三の墓、あるいは土方歳三の生家跡にも看板が立っております。それから甲州街道の日野宿の間屋場、高札場跡、さらには日野の渡し場、あるいは万願寺の渡し場跡にも碑が設置してございます。これらが文化財等に対します案内板、看板の設置でございますが、それから図鑑あるいはマップ等につきましては、図書館におきまして「日野絵図」あるいは「ふるさと歳時記」というものを発行してございますし、公民館につきましては「環境図鑑」を発行いたしましたのが、近年の状況でございます。

以上でございます。

○議長（福島盛之助君） 建設部長。

○建設部長（小俣雅義君） 清流ポスター等につきましては、用水路沿い30カ所掲示しております。市内の小中学校から「清流月間」等に募集した2,200点の中の優秀作品をコーティングして、ごみ捨て場の多いところに掲示しております。それから多摩川の生態系保持空間等には、オートバイの乗り入れやラジコン飛行機などの禁止看板を2基ほど設置したりして、自然を大切にすることを呼びかけております。潤徳小学校のトンボ池の看板設置もあります。この池に生息している魚やトンボ、水草、飛んでくるカワセミ等のイラストを描いて、子供たちの環境学習の基本とも言える、親しむ、知る、守ることを日々の学校生活の中で学ぶことをねらいとしております。この水辺を地域の学習のフィールドとしてとらえ、ボランティアの育成を含めて取り組んでいくつもりであります。公園の名称につきましては、地域の歴史的なかわりを中心に、旧来から地元で呼ばれていた名前なんかをつけて、ネーミングに際しては、付近住民に親しみを持っていただけのような配慮をしております。また、その由来を園名板に期して、利用者の便を図っております。121の公園のうち59公園にこれを設置しております。また、古くなったもので、更新を含めてさらに充実を図ってまいりたいと考えております。また、由来をまとめたパンフレットも発行する準備を進めております。近々のうち窓口で配布できる予定になっております。

以上であります。

○議長（福島盛之助君） 佐瀬昭二郎君。

○9番（佐瀬昭二郎君） 樹林地などでの雑木林などに萌芽更新の解説板やら、あるいは炭焼小屋の役割を記した解説板やら、あるいは樹名を簡単に書いただけじゃなく、その植物がどういう分布状況にあるのかというようなことを簡単に解説したものが緑道沿い

に設置されていると思いますけれども、そのことをちょっと確認させていただきたいと思いますが。

○議長（福島盛之助君） 建設部長。

○建設部長（小俣雅義君） 南平丘陵公園等を整備する際に、そのような趣旨のものを配置してございます。一般的な緑や自然公園に関する説明板を設置する場合に、単なる文字で説明をするということはなかなか理解しにくい面もございますので、今後、さらに検討を加えていきたいと思っております。

以上です。

○9番（佐瀬昭二郎君） そのように、各部局ごとにかかなりのエネルギーと知恵を使ってこれまで仕事が進められてきた。その成果を踏まえて、今後、これもまた各部局ごとに、遊歩道、散策路の整備の計画が持ち上がってきております。この際、恐らくこの長期計画の原案が成案になったときには、どう実施していくのか。実施計画が策定されていくと思いますけれども、その過程で、それぞれ遊歩道、散策路などの建設を計画している部局が計画をすり合わせるというか、協力・連携して仕事を進めることが必要なのではないかと思います。

例えば南平丘陵、かつてハイキングコースであったところが、かなりきれいに整備されて、かなり歩きやすくなっております。ここには植物や動物に関する情報を提供する解説板などが今後たくさん設置されればいいなというふうに思いますけれども、同時に、本当に山の中の道なんだけれども、歴史の情報も合わせて提供されると、もっといいのではないかと。雑木林というのが生活と密接に結びついた存在であったわけで、南平の側に住んでいる人々が、程久保に住んでいる人々と交流をしたり、あるいは山の中にある畑に行ったり、雑木林に仕事をしにくくするための仕事道が尾根越えでつくられているわけですけれども、それが現在の南平でほとんど消えてしまって、東西の端に、1カ所は部分的にですが、もう1カ所は南平から尾根筋まで完全に残っておりますけれども、そういうかつて人々が雑木林とかかわって使ってきたような道が残っております。南平丘陵の一番東の端にある道の遺構などは、かなり道普請の手を加えなければできないような立派な構造になっていて、その地域の人々は本当に毎年、農作業が始まる前に総出で道普請をして、自分たちの生活や作業のための道を確保していた。そのような解説がもしその道のわきにつけられるならば、雑木林というものと人間との関係について、もっと深い情報を人々に提供することができるなら、あるいは川沿いには、これは水路清流課が主として仕事をするところになると思いますが、川沿いにもかつて、高幡、南平、平山

の地域の人々が、日野の台地の地域につくられた自分たちの畑に通うための木橋が何か所もつくられていた。ここには昔、木橋がつくられていた。その木橋は、南平の人々がつくった木橋で、豊田の人がつくったんじゃないんだよ。なぜそうなのかというと、南平の人々が、日野台地に仕事に行くための橋だったから、それはその人々がつくったんだよというような解説がついていれば、また川と人間との、自然について学ぶだけでなく、同時に川と人間とのかわりについて歴史的にも学んでいく。そんな学習機会をまちの中に、もし現在、散策路、遊歩道を計画している部局が協力し合えば、かなり総合的な情報提供が可能な、客観的条件というようなことは、今どういものが用意されているかではっきりしましたから、ぜひ、協力・連携が必要だと、私は考えております。それぞれの部局の問題についてのお考えを伺いたいと思います。

○議長（福島盛之助君） 社会教育部長。

○社会教育部長（大谷俊夫君） 御質問いただきましたように、現在、各課等で発刊しておりますパンフレットあるいはマップ等、これが、また説明・案内板等もそうございますが、各まちまちであることは事実でございます。したがって、今後、総合的に、あるいは機能的にまとめまして、地域の学習の教材として提供できるようにしていかなければならないということはおわかりですので、今後、関係部課とも調整をとりながら、総合的なものを出せるようにいたしたいと思います。

○議長（福島盛之助君） ほかにございませんか。建設部長。

○建設部長（小俣雅義君） 散策路であるとか、遊歩道の整備につきましては、恐らく建設部の方が所管すると思います。いろんな情報を集めながら、今社会教育部長がお話ししましたように、連携をとりながら、なるべくいろんな情報を含めて可能な限り努力してまいりたいと思います。

○議長（福島盛之助君） 佐瀬昭二郎君。

○9番（佐瀬昭二郎君） 例えばこれは、日野市の環境緑化協会がつくった「日野市緑の散歩道」という、なかなかよくできた緑のマップです。これを見ながらまちを歩くと、さまざまな樹木、自然の体系に出会うことができる、というぐあいになっているんですが、大変残念なことに、歴史の情報が一切入っていません。専門店になってしまっているんです。

それから、これはふるさと博物館のパンフレットですけれども、これを見ますと、「映像と音で綴る多摩川と日野」というのがありまして、言いますとタウンガイドという、日野の文化財をつなげた散策路を4コース設定して、映像であらかじめ情報を提供

するというシステムができています。立体映像などが突然飛び出してびっくりしましたけれども、とてもすてきなシステムができておりますけれども、これなどをずっと見ましたところ、やはり自然の情報が今度は少ないですね。歴史、文化財の情報だけで自然の情報がほとんど入っていない。自然の情報を知りたければ、また別のシステムの前に行ってスイッチを押さなければいけないというぐあいになっていて、できればまちの情報というのが、相互に協力し合うことによって、総合的に相互に乗り入れるような形で提供するのが一番いいのではないかと。しかも、今申し上げた計画はいずれも、「日野市基本計画」に盛り込まれているものです。

この「日野市基本計画」、繰り返しになりますけれども、いずれ実施計画をつくって、実際に仕事を進める、こういうことになると思うわけですが、基本計画の策定から実施計画に至る間に、日常的な協力・連携ということではなくて、もっと一步踏み込んで、それぞれの部局が持っている計画を突き合わせて、日野市の緑道、散策路の計画は、全体としてこうあるべきだというのは、そういう会議を持つ必要がある。検討のプロジェクトチームのようなものをつくるのが一番いいのではないかと、私は思うんですけれども、この点についてどうお考えか。調整の仕事は企画だと思っておりますので、企画財政部長をお願いします。

○議長（福島盛之助君） 企画財政部長。

○企画財政部長（大崎茂男君） ただいまお話を伺っておりまして、各部門での行政の仕事で、これを相互に乗り入れといいますか、連携して総合的に解説板等をつくったというようにお話もございました。それからプロジェクトチームという御指摘もございました。計画につきましては、御指摘にありましたように、基本計画、あるいは実施計画、あるいは各年度の子算ということで、一応明らかにするわけでございますが、これについて、ただいまの教育委員会と建設部というような関連については、常日ごろから連携なりをとっておりまして、情報交換もしておりますけれども、なお総合的に調整を必要とするものにつきましては、企画の方で今後考えていきたいと思っています。

○議長（福島盛之助君） 佐瀬昭二郎君。

○9番（佐瀬昭二郎君） ぜひ、そういう方向で検討していただきたいと思っています。

市長は日ごろ、博物館の仕事について、まち全体が博物館のフィールドなんだと、そういうようにおっしゃっていると思います。そういう市長の考え方を受けて、各部局が非常に意欲のないわばまちづくりの計画を今度の基本計画に盛り込んでいる。市長にも最後に、このプロジェクトチームなどをしっかりつけて、私の個人的考えでは、自然

に関する情報、歴史に関する情報が交錯する位置にいる博物館ですから、招集するのは企画財政部にしても、実際の作業に当たる仕事の中心には博物館が据えられるべきだというふうに思いますけれども、そんなことを含めて、今企画財政部長に伺った、計画を総合的に検討するためのプロジェクトチームの設置について、市長のお考えを伺いたいと思います。

○議長（福島盛之助君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 今、佐瀬議員さんの一般質問という形でいろいろ御提言をいただいております。そのタイトルに用いられております「まち全体を地域学習のフィールドに」ということですので、まさに、日野市のやってきた仕事の側面にはこういう状況であると、御提案には賛成だということで、最初のお答えをいたしたいと思います。

日野市の基本構想あるいは基本計画に、第2次基本構想から、目指す都市像として、「緑と文化の市民都市」という言い方をしております。緑は、もちろん自然環境でありますし、それから文化は、市民生活であります。市民都市というのは、自分たちの自治するまちであると、こういう理念をまとめた表現であります。そして、日野市の現状、つまり、かつての何十年か前、農耕文化としての地帯であった。それが今日、都市化して、生産並びに消費の都市として姿を大きく変えつつあるわけでありまして、過去の人間のつくってきた文化、日野市地域には、またそれらしいいろいろな跡が残っているということは当然のことですので、その残っているものをなるべく生かすような形で新しい市民の、自分たちのまちであるというふるさと意識を育てていくということが、いわゆる今日のまちづくりの課題になることだと思っております。

いろいろ具体的な御指摘もあったわけですが、日野市というせいぜい25平方キロという程度の区域でありますし、これは地形から言って、あるいは地勢から言って多摩川とその支流の浅川が骨格をなして、それに伴って、丘陵地、台地、それらが長い年月の中に農耕地となり、あるいは集落地となって今日に及んでおるといふに言えると思います。

また、過去のいわゆる行政として、過去のいろいろな残された文化財、これらをできるだけ調査し、保存をするという目的を持って、日野市文化財保護調査会でしょうか、審議会でしょうか、そういう専門家による機関も設けておるわけでありまして、その学会のオーソリティーであります児玉幸多先生を中心として、日野市内のまた専門系列の方々、あるいは市外の方にも参画をしていただきまして、それらの取り組みについては、

一つの体系をなしているということは言えるのではなかろうかと思っております。

今日、いわゆる自然に近い地形や地勢が残されておった状況が、かなり大型の都市計画事業等によって、開発や、それから市街地づくり、それらが進みつつありますので、原形を大きく変えてしまうという状況下にあるわけでありまして、我々が一番仕事を困難に思いますのは、それらのいわゆる文化財等が、今日では私有財産であるということでありまして、どこの場所を選びましても、その私有権というものが優先をするということはいうまでもありません。特に河川、過去の水路敷でありますとか、その公共空間としては、それぞれのまた行政上の管理機能があるわけでありまして、できるだけ手のつきやすいものから保存をしていく、あるいは守っていく、あるいは活用していく、こういうことを進めておるわけでありまして。

ある専門家の先生に聞きまして、日野市という程度のまちだったら、特に博物館というものを具体的に持たなくても、市内全体をフィールドとして考えて、それをセンター化したものが機能すれば十分だと。これは消極的な意味の我々の仕事を激励していただいたという趣旨ではありますけれど、そのことのお話を聞いて、大変心強くしたこともあります。

特にふるさと博物館という優しい言い方を用いまして、子供たちになるべく夢の持てる、こういう拠点に育てることがその趣旨だというふうに考えておるところでありまして、保存し得るもの、あるいは既に失って保存し得なくなっているもの、いろいろな状況があるわけでありまして、できるだけ市内を、まち全体を地域学習のフィールドにしていくという考え方に立ちまして、その具体化の施策をやっていく、そういうことだというふうに考えております。たまたま植物学や動物学、いわゆる地質学も含めて比較的専門家が日野市内には早くからそれらのことに着目をされて、「自然を守る会」でありますとか、いろんな形で御活躍の成果があります。

文化財につきましては、少々おくれをとっているという面もあるかと思っておりますけれど、古民家等の保存につきましても、多少かかわってみましたけれど、なかなか実施としては難しい。日野市にあった古い建物が東京都の御配慮で、小金井市の公園に移築されたというようなこともあるわけでありまして、できるだけいわゆるそういった人間の文化の一つの指標として大切なものを保存をしたり、あるいは開設をしたり、そういう手段をとりながら、御指摘のような方向づけをしていきたい、こう考えております。

○議長（福島盛之助君） 佐瀬昭二郎君。

○9番（佐瀬昭二郎君） どうもありがとうございました。

大変丁寧なお答えをいただいて、時間が一方でなくなってまいりましたがけれども、ぜひ、最後に私、お願いしましたがけれども、いわば地域全体を、まち全体を地域学習のフィールドにするための庁内のプロジェクトチームというものを発足させていただきたい、そのことを最後に強く要望して、この質問を終わりたいと思います。

○議長（福島盛之助君） これをもって3の1、まち全体を地域学習のフィールドにの質問を終わります。

一般質問3の2、特別教室などの地域開放の早期実現をの通告質問者、佐瀬昭二郎君の質問を許します。

○9番（佐瀬昭二郎君） この問題は、3月の議会でも質問して、一定の答弁をいただいております。日野市基本計画で余裕教室の地域開放を検討するということが盛り込まれているけれども、特別教室の地域開放についてもあわせて検討すべきではないかということで、それは含めて検討する、という御答弁をいただいております。その検討作業が3月以降、どのように進められてきているのか、ちょっと教えていただきたいと思っております。

○議長（福島盛之助君） 佐瀬昭二郎君の質問についての答弁を求めます。学校教育部長。

○学校教育部長（谷 正幸君） 3月以降の状況ですが、議会が14日に終わりましたので、早速校長会の代表の方々に教育長と私どもで行きまして、議会の内容の報告をいたしました。特別教室も含めた内容で開放の問題を検討してもらいたいという話をいたしました。その後、校長会がございまして、校長会にも議会の内容の報告をいたしました。教育委員会の内部では、社会教育部と学校教育部の課長以上で1回話し合いをいたしまして、それぞれの分野での話し合いが終わって、第2回目を開こうという状況でございます。

○議長（福島盛之助君） 佐瀬昭二郎君。

○9番（佐瀬昭二郎君） 教育委員会内部の動きについて、学校教育部と社会教育部の共同の検討委員会を発足したと、その1回目が行われて、間もなく第2回目が行われると、こういうことですか。

○議長（福島盛之助君） 学校教育部長。

○学校教育部長（谷 正幸君） はい、そのとおりです。

○議長（福島盛之助君） 佐瀬昭二郎君。

○9番（佐瀬昭二郎君） 特別教室、余裕教室の地域開放を希望している市民からすれ

ば、本当にあすにでも使えるようになってもらいたいものだと、本当にそういうふうに願っていると思うんですが、大体、いつごろまでにこの検討作業、いわば学校サイドとのいろんな話し合いを全部クリアしなけりゃいけないと思いますけれども、いつごろまでに検討を終了して、いよいよ学校開放を実施するという運びになるとお考えになっているのか、ちょっと見通しを伺いたいと思います。

○議長（福島盛之助君） 学校教育部長。

○学校教育部長（谷 正幸君） それぞれの分野で話し合いをして、予算編成の10月末ごろまでには何とか形ができればいいなというふうに考えております。

○議長（福島盛之助君） 佐瀬昭二郎君。

○9番（佐瀬昭二郎君） ことしの10月末ごろまでをめどに関係者の合意が形成される、それを目指して仕事を進めていると、そういうふうに受けとめてよろしいでしょうか。

それからもう一つ、質問したいんですけれども、これも3月の議会で私が、検討作業には市民も加えるべきではないかという質問をしたところ、教育委員会の方からは、そういう形には明確なお答えありませんでしたけれども、特に特別教室の開放を求めている関係市民から意見を聴取する、そういう機会を設ける、こういうふうにお答えをいただいているんですけれども、いつごろ市民からの意見聴取をされるおつもりでおられるか、ちょっとそのあたりも教えていただきたいと思います。

○議長（福島盛之助君） 社会教育部長。

○社会教育部長（大谷俊夫君） 3月の議会のときに、学校を社会教育の分野に開放していただきたいというふうなことからお答えを申し上げた中で、市民の意見も取り上げてまいりますというようなことをお答え申し上げました。今学校教育部長が申し上げたのは、内部で検討いたしまして、これから学校の校長を含め、学校をどのように社会教育の分野に開放いたしていただけるかという段階を今詰めているところでございまして、それが10月末ごろまでに何とか目鼻をつけたいということでございます。それで学校の方も、社会教育分野にスポーツ開放と同様、いろんな制度を決めた中で、開放できるという段階になりましたら、どういう使い方をしていくか、どういうふうな運営をしていくかにつきましては、その点から市民の意見を聞いていきたいというふうに考えています。

○議長（福島盛之助君） 佐瀬昭二郎君。

○9番（佐瀬昭二郎君） そういう段取りだと、後々問題が生ずることも考えられるんじゃないかと思うんです。つまり今、学校側との話し合いが始まった段階で、早い時期

に空き教室をこんなふうに使いたいと思って、さまざまな思いがあると思うんですが、そういう市民の意見を一度聞くということが大事なんじゃないでしょうか。話し合いがついたところで市民の意見を聞いたら、思いも寄らぬ意見が出てきて、その辺については対応できないなんていうことになっては、せっかく意欲的に取り組まれているのに、無用の混乱に陥ってしまうということも考えられないことはないと思いますので、ぜひ特別教室については、音楽室を使いたいのは音楽活動をするんだということはわかっています。どういう使い方ができれば一番使い勝手がよいのかというようなことについては、ちゃんと事前に使用を希望している人たちの意見を聞いておく必要がありますし、余裕教室については一層のこと、日野の市民が一体、どのような余裕教室の使い方に希望を持っているのかということをあらかじめ状況を把握しておくということが、物すごく大事なんではないかと思うんです。ですから、市民の意見を聴取するといっても、それぞれの段階で意見を聴取する手順が必要なのではないかと思えますけれども、そのあたり、もう一度考え直していただきたいというふうに思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（福島盛之助君） 社会教育部長。

○社会教育部長（大谷俊夫君） ただいまの段階では、移動公民館の件につきましてはまた別個の問題でございますが、学校をスポーツ開放と同じように、社会教育分野に開放していただくということは、まだ教育委員会と学校側との協議が成立しておりません。学校側の理解もまだ得られていない段階でございますので、まず学校側の理解を得ることが先決でございます。それから大体市民の要望といいますのは、今寄せられているのは、音楽の関係が主でございます。その点につきましての特別教室の早急なる要望があるわけでございますが、それはよく十分承知しております。しかしながら、まだ学校側の理解が得られていない段階で、まず学校側の理解を得ることが今第1次的なものだというようなことで、それを詰めている段階でございます。それ以後におきまして、というようなことでお答えを申し上げます。

○議長（福島盛之助君） 佐瀬昭二郎君。

○9番（佐瀬昭二郎君） わかりました。それでは先ほど、10月末までに形ができるというのは、学校の余裕教室、特別教室を地域に開放していくという大枠で合意ができるのが大体そのあたりだというふうにお考えになっているということですね。

○議長（福島盛之助君） 学校教育部長。

○学校教育部長（谷 正幸君） そういうことでございます。

○議長（福島盛之助君） 佐瀬昭二郎君。

○9番（佐瀬昭二郎君） わかりました。そういうことであれば理解できます。ぜひ、10月末までに精力的に学校側との話し合いを進めて、できるだけ早い機会に学校開放を希望している市民の意見をその計画に反映させるためにも、市民が参加して委員会を設置するのが一番いいと思いますが、最低でも意見を聴取する機会を何度か設けていただきたいと希望しておきます。

この質問は、以上でおしまいになります。

○議長（福島盛之助君） これをもって3の2、特別教室などの地域開放の早期実現をの質問を終わります。

一般質問3の3、『保健・福祉計画』についての通告質問者、佐瀬昭二郎君の質問を許します。

○9番（佐瀬昭二郎君） 時間がなくなってまいりましたので、手短にお答えをいただきたいと思いますが、「日野市保健・福祉計画」が策定されました。これから市民活動計画、三層計画の一番最後のものが策定されたと同時に、「保健・福祉計画」の実施計画が策定されていくということになると思います。今後の論議のためにも、基本的な部分に関する共通の理解を持っていくことが大事だと思いますので、そんな立場で質問を二、三したいと思います。

まず確認しておきたいんですが、この「保健・福祉計画」の4ページにも出てきますけれども、この「保健・福祉計画」の基本的な目標は何であるかと言えば、それはここに書かれているように、すべての市民が、必要なサービスを必要なときに身近なところで受けられるようなシステムを整備をしていく。そしてまた、その目標を達成するために、総合的にサービスを提供する仕組みを構築していくんだ。また、そのためにも、保健・医療・福祉の専門家、専門の領域で働いている人々が協力・連携をする仕組みをつくっていくんだ。それからこちらですね、また、この保健・福祉計画を着実に実施に移していくためには、市民の協力、市民参加が欠かせない条件だ、このように全体の組み立ててというか、柱を押さえて間違いありませんか。

○議長（福島盛之助君） 佐瀬昭二郎君の質問についての答弁を求めます。福祉部長。

○福祉部長（坂口泰雄君） そのとおりでございます。

○議長（福島盛之助君） 佐瀬昭二郎君。

○9番（佐瀬昭二郎君） そこで、総合的な対応ということについて、少し市の考え方を確認しておきたいと思いますが、「保健・福祉計画」の102ページ、103ページの方の

相談・情報システムの整備というところについて、まず質問したいと思います。

この文は、大きな表題としては、「保健・福祉・医療の連携をめざして」という表題のもとに書かれていて、それぞれについて保健・福祉・医療が連携をする総合的な体制をつくるということは、非常にわかりがいいんですけども、例えば高齢者福祉、障害者福祉、あるいは生活困窮者に対する福祉というのは、福祉のそれぞれの縦割りの分野の、壁を越えた連携については大変わかりづらい書き方になっていて、例えばちょっと読んでみますと、高齢者に対する施策、総合相談窓口の制度の検討、「在宅の寝たきりやひとり暮らし高齢者などに対し、保健・医療・福祉など総合的に提供するため、市役所や高齢者在宅サービスセンターなどに総合相談窓口を設ける」というふうに、高齢者施策にかかわる総合相談窓口というのが設置されるように読み取れる記述になっている。さらに先に行くと、母子・児童に関しても同じようなことが書いてあって、やっぱりここにも総合相談窓口だと。さらに障害者のところに進むと、ここでもやっぱり同じようなことが書いてあって、障害者に対する総合相談窓口だというふうになっていて、少なくとも保健・医療・福祉の連携という意味では総合化されているんだけど、障害者、高齢者、母子・児童、そして生活困窮というのは、そういうこれまで福祉の施策を担ってきたそれぞれの分野を超える総合化にはなっていないように見えるんですけども、しかしこれは、この「保健・福祉計画」の冒頭、理念に書かれている文章からすると、とてもそんなことを考えているのではないだろうと。ちゃんと二重の意味での総合化、つまり保健・福祉・医療の総合化と、福祉のそれぞれの分野を超えた総合化という両方のことをちゃんとお考えになっているんだろうと思うんですが、大変その意図が読み取りづらいので、一体、どうお考えになっているのか、そのあたりの考えている基本をちょっとお話しいただきたいと思います。

○議長（福島盛之助君） 福祉部長。

○福祉部長（坂口泰雄君） お答えいたします。

確かにこの「保健・福祉計画」の相談情報提供システムの整備のところにおきまして、それぞれ縦割りの総合相談窓口の制度の検討というので、記述さの不的確は確かにございます。御指摘のとおりでございますけれども、ただ、この基本的な考えといたしましては、例えば今現在、高齢者の場合を例にとりますと、窓口といたしましては、主に福祉部、あるいは生活文化部、そのほかでは、社会福祉法人の日野市福祉事業団、日野市社会福祉協議会等々ございます。そういう中で、それぞれの援護、サービスといえますか、それらは大体四十数種類のサービスがございます。そういうようなことから、か

なりきめ細かな施策ということで整備を進めておりますけれども、半面、市民の方から見ると、非常に複雑化しているということで、わかりにくい面があるのではないかと、いうようなことで、できるだけそういう相談の窓口を統合いたしまして、その中で福祉・医療・保健の連携をも図る、またそれをやらなければ、その三つの連携はできないと思います。

それからもう一つは、その総合相談窓口をいわゆる福祉のサービスの入り口といたしまして、そこからいろいろな処遇が決定されるというような一連のケアサービスのシステム化を図っていきたい、そういうところが基本でございます。確かに御指摘のありましたとおり、記述の仕方に若干の不的確さがございました。申しわけございませんでした。

○議長（福島盛之助君） 佐瀬昭二郎君。

○9番（佐瀬昭二郎君） わかりました。例えば、障害を持った人が高齢化をする、同時に生活上の困難もある。そういう場合に、この記述を見ると、それぞれの相談窓口に行かなければいけないというふうにも読み取れるわけですが、そうではないんだと。それぞれの福祉の分野を超えた総合相談窓口を設置されるんだというふうに理解してよろしいわけですね。

同じようなサービス提供システムについても言いたいですけれども、サービス提供システムについても、高齢者について、母子・児童について、障害者（児）についてというふうに、やはり記述がそれぞれ縦割りになっている。ここでも全く同じことですが、保健・医療・福祉の連携による総合化というのはよく読み取れるんですけれども、その分野を超えた総合化ということは大変読み取りづらいです。全く同じことだと考えてよろしいですね。

○議長（福島盛之助君） 福祉部長。

○福祉部長（坂口泰雄君） そのとおりでございます。

○議長（福島盛之助君） 佐瀬昭二郎君。

○9番（佐瀬昭二郎君） そこで、別に聞くまでもないことなのかもしれませんが、あえて確認をしておきたいんですけれども、つまり総合相談窓口をつくる、あるいはサービス提供システムを総合化するということは、これまで福祉のサービスを提供していたその対象をさらに拡大するということを含むと思うんですね。そこでこんなふうに理解してよろしいかどうか。つまり社会生活上で何らかの支障を持つ人すべてを保健福祉サービスの利用者として範囲を拡大すると考えてよろしいですか。例えば、現在では、寝た

きりの方への福祉のサービスというのは、65歳以上の方というと、年齢に制限がありますけれども、60歳で寝たきりになる方だっていらっしゃるわけですね。そういう意味です。社会生活上で何からの支障を持つ人、同じような支障を持っている人には同じようなサービスが提供されると、そういうふうに理解してよろしいですか。そういうまちを目指すというふうに理解してよろしいですか。

○議長（福島盛之助君） 福祉部長。

○福祉部長（坂口泰雄君） ただいま御指摘の、障害のある方すべてということですが、ただ、現在、制度上から来る問題点もございます。したがって、65歳以下の方では、寝たきりの手当がもらえるかということ、現状ではそうはいきません。これはやはり制度上から来る問題でもございますけれども、例えば在宅サービス、いわゆるホームヘルプサービス、こういうものについては、その辺の対象者の年齢の範囲を拡大して進めていかなければいけないんじゃないかというふうには考えております。

○議長（福島盛之助君） 佐瀬昭二郎君。

○9番（佐瀬昭二郎君） ぜひ、この計画を実施に移していく中で、柔軟に、ですから最終目標はまさに、私が今読み上げたように、社会生活上で何らかの支障を持つすべての人々を対象にすると、それを目指していく必要があろうかと思えます。

もう少し具体的に伺いますが、この「保健・福祉計画」、日野市で社会的さまざまな困難を抱えている人の現状を書いているところでは、精神障害者と難病患者の実態について触れております。しかし、実際の計画では、その二つは落ちておりますけれども、今申し上げたような趣旨で、精神障害者も保健・福祉・医療のサービスの対象者とされるべきだと思いますし、また、難病患者についても、同じように保健・福祉・医療のサービスがこの提供する対象だというふうに考えるべきだと思うんですが、そのところを具体的にお答えいただきたいと思えます。

○議長（福島盛之助君） 福祉部長。

○福祉部長（坂口泰雄君） 今の御指摘の精神障害、あるいは難病、これらについては、今までは制度的には、いわゆる疾病対策、そういうような観点から国の方では、そういう視点でとらえておりますので、福祉のサイドでなく、保健衛生の角度からとらえておりましたが、さっきの身体障害者基本法ですか、この中では精神障害も含めるということですのでございます。ただ、法律が改正になってのまだ制度的なものが確認されておられませんので、その辺が確認されれば、もちろん体に何らかの支障のある方は、すべて障害者というような観点からとらえていきたいというふうに考えております。

○議長（福島盛之助君） 佐瀬昭二郎君。

○9番（佐瀬昭二郎君） 難病患者についても、心身障害者福祉対策基本法が改正されたときに、国会の附帯決議で含めるべきだということになっていると思います。一つ要望しておきたいんですけども、日野市は福祉の面で、住民の要求に積極的にこたえる中で、いわば国の制度にないもの、都の制度にないものについても、独自に福祉のサービスの分野を開拓してきたという歴史を持っていると思います。その誇りを持って、制度にないからということを経由せずに、やはりすべての社会生活上で何らかの支障を持つ人にサービスを提供するのであれば、もしその制度が国になれば、日野市が切り開いていく、そのぐらいの位置づけで仕事を進めていただきたいというふうに要望したいと思います。

そこで、総合的な相談窓口の設置、総合的にサービスを検討し、提供する仕組みを、どのような手順でつくっていかれるのか、そのことについて質問します。

○議長（福島盛之助君） 福祉部長。

○福祉部長（坂口泰雄君） 総合相談窓口の設置の今後の見通しということになりますけれども、計画では、いわゆる計画期間の前期に検討し、後期に計画、それからもちろん実施に移っていくわけですが、本年度から、総合相談窓口のあり方等について、少し庁内の関係部課と検討を進めていきたい。それからその相談窓口を通じて、それからそれぞれの個々のニーズに合ったサービスを提供していくわけですが、その処遇決定について今まで各課ばらばらといいますか、もちろん連携をとっておりますけれども、総合的に連携をとっていくための計画にも記載されてございますサービス調整チーム、これらについては、段階的ではございますけれども、本年度から、高齢者福祉に限って発足していきたい、かように考えているところでございます。

○議長（福島盛之助君） 佐瀬昭二郎君。

○9番（佐瀬昭二郎君） どうもありがとうございました。

計画の全体を読ませていただきましたけれども、まず、どういう総合相談窓口になるかの具体的なイメージは少しは出ていますけれども、その全貌はまだわかる段階にはなっていない。それからサービス調整チームについても、高齢者、母子・児童、障害者、それぞれについては、サービス申請に対して、地域の医師、保健婦、ケースワーカー、民生委員、コーディネーター等で構成されたチームを設置して対応するというふうになっているけれども、高齢者、母子・児童、障害者というのは、福祉の領域、各分野を超えた総合的な体制については具体的なイメージはまだできていないのではないかという感じ

がしております。

そこで、そういう一番こう、この計画を進める上で基本になる、もともになる仕組みについての構想は、これからつくっていくということなのであれば、どうしても計画を推進する組織が必要になるのではないかと、そんなように思うわけです。今年度、そのサービス調整については、高齢者サービス調整チームは予算化されて、仕事を始めていると思いますが、この「日野市保健・福祉計画」の全体の進行状況を見ながらそれをチェックし、前に進めるためのいわば部局を超えた推進組織というのか、そういうものをつくるおつもりがあるかどうか、そのことをお聞きしたいと思います。

○議長（福島盛之助君） 福祉部長。

○福祉部長（坂口泰雄君） 平成12年までの計画をつくったわけですが、当然のことながら、各年ごとに、それぞれその施策の進捗状況、こういうものは常に評価していかなければいけないのではないかというふうに考えております。また、平成12年という割合と身近な期間でございますので、この期間の間には必ずこの計画のフォローアップといいますか、見直しをやっていきたい。このときにはもちろん、当初計画を作成したときの委員会のような、市民参加を得たそういう委員会を設けまして、中間で大幅な見直し、またそのときのいわゆるローリングをするとか、それからさらに内容の充実を図るとか、あるいは達成を計画より縮めるというような見直しを中間でやっていきたいというふうに考えているところです。

○議長（福島盛之助君） 佐瀬昭二郎君。

○9番（佐瀬昭二郎君） 次に質問することまで答えていただきましたけれども、その中間の見直し、中間でなくても、必要なときにやっていただく必要があると思いますが、今部長の口から、市民参加でという話が出ました。ぜひ、その今の御発言どおり、今後、ローリングに伴う計画の見直しには、市民参加の仕組みで仕事を進めていただきたいと思いますが、私が先ほど伺ったのは、その前の話で、この計画自体がまだ具体的でない部分を持っている、これから計画化しなければいけない部分を持っているので、その部分に関しては、その計画づくりを推進する仕組みがまだ必要なのではないかと。

時間がなくなりましたので、あわせて言ってしまうと、その仕組みをちゃんとつくって、しかもそこには市民がちゃんと参加できるというような将来見直しが必要な場合には、その仕組みを若干充実させれば、そのまま見直しの仕組みとしても機能する、そんなことでもいいんだらうと思いますが、ぜひ、そのことを福祉部のサイドで検討していただきたい。そのことを要望しまして、質問を終わりにしたいと思います。

○議長（福島盛之助君） これをもって3の3、『保健・福祉計画』についての質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君） 御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後3時10分 休憩

午後3時43分 再開

○議長（福島盛之助君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問4の1、再度問う、日野市の財政基盤確立について（市長は市民に公約した事の何割を実現すれば良いと考えているか）の通告質問者、沢田研二君の質問を許します。

〔11番議員 登壇〕

○11番（沢田研二君） それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。

3月議会でも同趣旨の質問をさせていただいております。市長から、また企画財政部長からも、それぞれ質問に沿っての答弁、考え方を伺っているところでございます。ただ、しかし、3月議会、通常の90分という時間のはかに、時間の制約等もございました。これは紳士協定ということであって、守った方、守らなかった方、いろいろございますけれども、いずれにしましても、何点か伺い漏れもありますし、また、答弁いただいた中にも疑問な点を残しておりますので、再度の確認と、再度の基本的考え方を伺いたいということがございますので、ひとつよろしくお願いをしたいと思います。

サブタイトル的に若干センセーショナルな問い方をしておりますけれども、これは特別の他意はあるわけではございませんで、単刀直入にわかりやすくということで、市長は市民に公約したことのどの程度実現すればいいかということをお伺いしたいということでございます。

3月に伺った内容を要約いたしますと、基本計画の中の事業費だけでもおよそ1,000億の財源が必要であるということがございます。しかし、内容的には多くの事業項目で欠落をしていると思われる部分がございます。これは主なものをということで伺っておりますので、ある程度はやむを得ないというふうにも思っておりますが、ただし、それら欠落部分を含めると、恐らく1,500億近くの財源が必要になるのではないのかなというふうにも思われます。一方、見込める財政及びその実態はというと、大変多くの問

題があるのではないかというふうに思います。傾向としまして、これは御答弁をいただいた中を整理したものですけれども、平成5年、6年と2年連続の減額予算、ピーク時である平成4年度との比較でも23億からの予算ショートになってきております。しかもこの2年間、平成5年と平成6年度の2年間だけでも、53億1,000万の基金繰り入れをして、なおかつ23億のショートになっているという事実でございます。その基金からの繰り入れでございますけれども、これも5年間で120億強の繰り入れと。したがって、実質の基金残となると、恐らく五、六十億がいいところではないのか。まさに、底をついた状態ということが言えるのではないかと思います。また、経常収支比率が平成6年度では恐らく八十二、三％になるだろうということも言われていたかと思います。

こういったことを含めて企画財政部長の現状分析という形でお答えいただいた内容を繰り返しますと、国も都も市町村も、税収の低落で財政は著しく困難な状態と言える。当日野市も例外ではなく、平成4年度には、市民税、利子割交付金が、当初計上額を24億円も下回って、その補てんに基金の繰り入れ、市債の発行を行い、何とかその収支を保ってきたところである。このような厳しさはここ一、二年のものではなくて、今後の景気回復に期待するところであるけれども、まだまだ先行き明るい見通しができる状況にはないというふうに思う、こんなような御答弁をいただきました。私、これを伺いまして、極めて企画財政部長の受けとめというのは冷静であり、かつ客観的な見方をされているのではないのか。民間人という立場で見ても、3月に御答弁くださいこの状況判断というのは、さほど差がないのではないのか、そんなふうに受けとめさせていただいたところでございます。

そして、これらのことを踏まえて、今後を見通したときにどうなるかということでもた答弁いただいたわけですが、持てる財源といいますが、あるいは弾力的に使える財源というのは、ハード面だけではなくて、ソフトも含めて年間20億円程度ではないか、このような答弁だったかと思います。単純に10年間でも200億円程度ということになります。ということは、1,000億あるいは1,500億とも思える事業費と比較をしたとき、極めて大きなギャップがあるということが明確になったのではないかというふうに思います。一方、市長は、現在6期目のビジョンを掲げて、その実現に向けて鋭意努力をされているところでございますが、その中に当然、第3次基本計画に沿うものが数多く含まれているのは当然でございます。

そこで、初めに1点だけ市長にお伺いをしておきたいんですが、市長は4年任期の中の時間的な比率からいきますと、約30％が今終了しようとしているところでございます。

今の流れからしまして、今の流れというのは、経済的な背景であるとか、あるいは時間の推移の問題等々含めて、こういう流れからしまして、公約された、あるいはビジョンとして掲げられた項目の何割程度の公約が実現できそうかどうかということですね。これは注釈抜きで、ずばり数字で答えていただきたいなと思います。後でまたいろいろ考え方なり等については伺う場面もございますので、ここでは単刀直入に、いろんな背景の変化もございましたので、そういったことも加味して一声でお答えいただければありがたいと思います。

○議長（福島盛之助君） 沢田研二君の質問についての答弁を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君） 日ごろ感じていることではありますが、自治体日野市としてのいわゆるハード、ソフトの将来像、この辺についていろいろな施策の提案をするというのが、いわゆる公約だというふうに言えると思います。したがって、なるべく任期中に割合多く実施できれば、努力目標に一步でも近づくと、こういうことでもありますから、御質問の内容に問われておりますような、客観的には財政的に非常に厳しい情勢下にいまだあるわけであります。しかし、日野市がいずれやらなきゃならない仕事としては、私どもが今まで公約に掲げてきたそれらを一つずつでも具体化しつつ前進をするそのプロセスであるというふうに客観的には御理解をいただきたい、こう思っております。

したがって、何割を達成すればという言い方はなかなか難しいわけでありまして、できるだけ幅広くといいたまうか、分量多くといいたまうか、市民の要望になるべく近づけていくという努力こそ日常的な財政運営であり、また日常の行政そのものである、というふうにお答えを申し上げておきたいと思っております。

確かに財政的に相当期待が、回復の速度等もおくれておりますので、制約を受けるといことは、これもやむを得ない仕儀でもありますし、御指摘の趣旨は、要するに公約はなるべく多く、市民の信頼にこたえる意味で実現を図れ、こういうことだと思っておりますので、そういう意図ですべて日常的な業務を進めておるといことは論を要さないことでもありますので、そのような御理解をお願いをしておきたいと思っております。

○議長（福島盛之助君） 沢田研二君。

○11番（沢田研二君） ありがとうございます。

なかなか明確に数字で何割、何％というふうに答えにくいことは承知しておりますけれども、しかし、3月議会でも質問させていただきましたように、具体的に個々に検討していきますと、対比をしていきますと、いかに理想だけでは政治というのは運営できないんだということが明確になってきていると思います。しかしこれは、やはり市長だ

けの責任ではなくて、私ども議員も、また市民も一緒になって考えねばならないときに、どこまで腹を割ってそういったことの話し合いができるかというところにポイントがくるかと思っておりますので、そんな観点から何点かお伺いをさせていただきたいと思っております。

初めに、第3次基本計画との整合性について伺いたいと思っております。と申しますのは、3月議会でこの全体の歳出と申しますか、必要な費用と申しますか、そういったものを伺ったときに、予算検討未定というようなものが幾つかございました。市民要望の強い重立った、かつ第3次基本計画に含まれるものとしては、3月段階では1,000億円強程度の財政を要するとの説明であったわけでございます。しかし、この中には、先ほども申し上げましたように、何点かの極めて市民要望の強い項目でございますけれども、その事業費と申しますか、要する費用がどの程度かまだ検討されていないということでもございました。それでも1,000億近くの財政が必要なんだということでもございます。その欠落をしたという言い方が正しいかどうかわかりませんが、そういったものの重立ったものだけを幾つか拾い上げてみましても、例えば市立病院の建て替えに伴う、目下のところの計画地とされている4-3ブロックのこの移転費及び、当然、壊して建てれば、その建て替え費用というものがああります。こういったものも明確に第3次基本計画の中に含まれていないのではないかなというふうに思います。それから南部地域病院、これも追加で、どうなんですかと伺ったときには、ある程度の数字は出ましたけれど、こういったものも入っておりませんでした。公民館の建て替えの問題、それからいろんな場で私も申し上げておりますが、野球場の建設、こういったものもまだ未定ということで、予算的なものは試算されておりません。それから、ここ何年間か議会でも論議されております都立美術館の誘致に関しての予算も、これもたしか入っていなかったというふうに思います。それから中央福祉センターの建て替え、これも入っておりません。モノレール駅の周辺整備、これは3月の答弁では、五つの駅のうちの三つまではある程度区画整理の中で見込んでいるけれども、あと二つについてはこれからの検討事項だというようなニュアンスの答弁であったかと思っております。それから高齢者地域サービスセンター、これは栄町に1個できましたけれども、その後のいろんなやりとりの中、あるいは市長の答弁の中では、最低でも中学校区に一つぐらいの云々というようなことの答弁もあったかと思っておりますが、じゃあ、具体的に第3次基本計画の中に重立ったものとして予算計画されているかというのと、これも入っていなかったのではないのかなと。その他ごみ処理場の建設であるとか、地域リサイクルセンター等々、いろんなものが入っていなかったように思います。それからハード、ソフトという面とは若干違いますけれども、退職

金なんかはここ10年間で約70億ぐらいは必要とするんじゃないかということの答弁もございました。また地方債についても、大変な金額がこれから予測をされているわけがございます。こんなような、既に答弁されているものもありますけれども、主にハード的なものでは、代表的なものを幾つか上げましたけれども、こういったものが含まれていないで、なおかつ1,000億程度ということでございます。大変な数字だというふうに思います。

そこで、以上の事業費については、どのくらいかかるかというようなこと、その後検討されてるのかどうか、もしされているようであれば、ここで伺いをしたいなというふうに思います。まず最初に、そののところをお願いいたします。

○議長（福島盛之助君） 企画財政部長。

○企画財政部長（大崎茂男君） 第3次基本計画に盛り込むもの、あるいは欠落しているものというようなことでございますが、ただいま御指摘のありました事業について、その後の検討、あるいは額がわかったかという質問でございますが、3月議会のときには、ほぼ1,000億ほどの事業というようなことで幾つかの大きな事業を説明させていただきましたけれども、ただいま御質問にございましたように、多摩平の4-3ブロックの既存施設の移転費、あるいは南部病院の用地費とか、公民館の建て替えとかいうことについては、まだ金銭的には未定ということで上がっておりません。この未定というのは、基本計画を策定するにつきまして、その時点で事業費をそれぞれの事業課で出させていただくわけでございますけれども、ただいま御指摘のありました項目については、まだそれぞれの事業部門で、何年度予定というような年次的な目標が定まっておりますので、金額もはじいていないというような状況が多かったわけでございます。

その後、多摩川園福祉センターというような福祉ゾーンの計画が出まして、それには特養施設、あるいは老人保健施設というようなものを予定しまして、それから総合センターも予定しておりますが、老人保健施設については15億円ぐらい、それから総合センターについては45億というような金額がその後出ておりますのと、それから高齢者サービスセンターについては、6カ所程度つくりたいということでございますが、それでは1カ所が4億から5億ぐらいかかると。これは場所、あるいは規模によって違ってきますが、そんなようなところです。

あと南部病院の用地につきましては、これは交換するんですが、等積等価ならよろしいんですけども、全農から全部引き取るということになったらしますと、またプラスされなければいけません。現在市の土地と全農との交換であれば、一応8億円程度の

金額が必要かというようなことでございます。

あと、お話にありました野球場、あるいはモノレールの駅周辺という点につきましては、特に野球場につきましては、目標といいますか、構想としては持っておりますけれども、年次あるいは金額については、出てございません。

それからソフトの関係といいますか、お話にありました退職金等もございますけれども、開発公社の利子補給というようなものがまだかなり続くのではないかと、年に10億からのものがずっと続くのではないかとというようなことでございます。特にその後の状況としては、以上でございます。

○議長（福島盛之助君） 沢田研二君。

○11番（沢田研二君） 今回の、年次計画的に具体的なものがないので、予算の方の検討も十分されていないということだったと思いますが、ざっくりした話、検討未了ということは、言葉ではいろんな、それぞれ出てくるんですが、計画がないということでそういう扱いになっているのか、あるいはその計画が定まっていないからそうなのか、あるいは言われるとおり、年次計画が明確になっていないからというお答えが一番スマートなんですけれども、ただ、もう既に第3次基本計画というのは、議会に投げかけられているわけですよ。ですから、今答弁いただいた内容とは全然、もしそうだとすれば、非常におかしなものになってしまうと思うんです。この辺のことについては、市長、いかがでしょうか。非常に整合性がない計画になってしまうような気がするんですが。

○議長（福島盛之助君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 目指す都市像への努力と、それから財政能力が伴って、一つ一つを具体化、完成をさせながら進め得るということは極めて望ましいことには違いありません。しかしながら、近年の要請、希望は多くて、なかなか財政的な現実が伴っていない、こういう状況下でありますから、大変苦慮するということにならざるを得ないわけでありまして、基本構想、これは法律の上で求められておる趣旨も、おおむね10年を目途にということでありまして、地方自治体が都市化をしたり、いろいろな過疎過密、いろいろな戦後の要請があることに対しまして、国では、法律に準拠して、一定の構想を持ちなさい、こういう趣旨のもとに定められておる制度であります。基本構想があるから、それに伴って基本計画もなるべく合わせ存在をするということが大変望ましいということは言うまでもないわけでありまして、これも取捨採択、優先順位等を決めて、なるべく早く実現を図るもの、あるいは少々後回しにならざるを得ない事業、こういうことのローリングによってまた単年度計画が動くわけでありまして、短期3年ぐら

い、そしてそれらをまた各年度の財政配分を行って、事業を推進をしていく。一般的な大型プロジェクトは、そのような経過を経るという性格のものであります。

したがいまして、優先順位を定める、あるいはローリングの手法をどういうふうに考えていくかというようなことが、当然大切でありますので、一般論として、私は当面は、ハードないわゆる都市基盤整備事業の推進と、それから今日的に猶予のできない弱者に対する福祉の保障、それから育ちゆく子供に対する教育の充実と、こういうふうに重点を置くことになるわけでありました。市民の皆さんに、その手順の了解をいただきながら具体的に進めていくということが、行政そのものの姿である、このように申し上げなければならないと思っております。何か大ぶろしきを広げて、それでその何割かをやればいいというような考え方でもございませぬし、日野市が今何を一番優先しなきゃならないかという、やはり都市基盤整備だろうというふうに思っております。

それぞれが緒について、公共下水道等もようやく見通しのできる状況に到達できた。その他の基盤整備事業も、日野市は特に区画整理の手法を多面的に活用して、そしてまた、市民や地権者の皆さんも、そのことをよくお認めいただいて、それぞれに御支援をいただいております、こういうふうに理解をいたしております。計画的に進め得れば、これにこしたことはないわけでありませぬけれど、設計図の方眼紙にかいたような縦横の関係にはまいらないというのもまた、現実の事情であります。そのような国の行政もそうでありますし、自治体行政もおのずからそういうことになるわけでありまして、具体的な仕事につきましては、なるべく早くめどをつけて、財政配分を行いながら、仕事をしていくということだろうと思っております。

○議長（福島盛之助君） 沢田研二君。

○11番（沢田研二君） もう1回伺いますけれども、市長の今の御説明で理解する部分はあるんですけども、事業費の検討が伴わなくても、第3次基本計画は推進して、あるいはその計画を今議会の中に投げかけられて、今委員会に付託されているんですけども、それを採択して、じゃあ、これで行きましょうということになっても何ら矛盾はないという受けとめでよろしいんですか。もう一度、その部分を念を押して確認させていただきます。

○議長（福島盛之助君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 基本構想は、おおむね10カ年というスパンの単位であります。そうしてまたそれに伴う事業計画でありますから、財政能力の許す範囲で、なるべく現実性に可能なものを取り上げていくということは当然だと思っております。その中でまた3年

ずつぐらいなスパンに砕いてといひましようか、区切って、それぞれに大きなプロジェクトについてはなおさらそういう形で取り組んでいく。そして1年1年の単年度予算によって具体的な方針が作り得ると、こういうことでありまして、今10カ年計画を基本計画としては持たなければなりません。

ただ、財政の見通しということは、国の経済動向と最も密接な関係にあるわけでありますから、自治体だけのみの能力ではそれらを克服していくということも、これもまた難しいことでもあります。国民の総力を挙げて、そして国際的にも役割を果たしつつ、方向を持とうというのが国政でありましようし、自治体においても、市民の納得をいただきながら、将来に何といひましようか、誇りの持てる、また子孫に残すに足りるそういう基盤整備、あるいはその他を残していくといひましようか、一つずつ蓄積をしていく、こういうことだというふうに考えております。

○議長（福島盛之助君） 沢田研二君。

○11番（沢田研二君） 行政は何をやるにもやっぱり、財源が基盤になってくると思うんです。そうしますと、10年先だから、あるいはそれを3分割すれば3年ないし4年、10年という単位も本当にすぐ来てしまうと思うんです。まして3年、4年になると、本当にもうあつという間に来てしまうわけです。ですから、当然いろんなことを計画をするときに、経済情勢だとか国の情勢だとかいろんなものが絡むのは当然なんです。だから今ここでその先のものが検討されてなくても、そう心配ないのではないかというところからは、本当に裏づけのない計画にしかならないのではないかという非常に心配があるわけです。

ですから、例えば一つの例を挙げますけれども、市立病院の建て替えの問題があります。これは4—3ブロックで決定しているわけではないにしろ、いずれにしても、どこかに今一番市民要望の強い事業の一つだと思うんですね。そうしますと、もう一方で、多摩平の団地の建て替え問題があります。これはある程度もう年次で2期に分けてという。そうしますと、その4—3ブロックに限らず、市立病院をより効率的な費用の中で進めていこうとすれば、建て替えのあの枠の中で土地交換なりなんなりしてやっていくことで、これは日野市だけではなくて、もっともっと大きな視点でとらえたときに、国としても余計な費用を余計なところにかけてなくても済むということだって考えられると思うんです。それは日野市の知恵としてそういうことをうまく話を持っていけば、病院一つの建て替えにしても、限られた予算でしようがないんだと言っているのではなくて、それは工夫で何とかなるのではないかと思うんです。そのほかに市営の斎場なんかの間

題もありますけれども、総論ではみんな必要、各論では反対ということでもありますけれども、こういったものも、そういうものの建て替えと絡みでいろんなことを検討していけば、本当に立派なものができる可能性があるんじゃないかと思うんですが、そんなことの検討はされているのか、されていないのか、いかがでしょうか。

○議長（福島盛之助君） 市長。

○市長（森田喜美男君） オープンの検討という形ではありませんが、あり得る可能性として、いろんなことをいわゆる検討してみるということはもう、最たる責任のあることでありますので、言われるまでもなくと言っては失礼かもしれませんが、広い範囲で十分そのようなことも合わせて、検討という内部的な立場と、またそういう交渉という相手のある関係において、見きわめもしていきたい、いかなければならないというふうには、言うまでもなく考えておるとのことだけお答えをさせていただきます。

○議長（福島盛之助君） 沢田研二君。

○11番（沢田研二君） 今、一つの事例で申し上げたんですが、いろんなことにやっぱりいろんな知恵を使えば、優秀な職員がたくさんおられますので、そういった人たちの知恵を使えば、いろんなことがまだまだできると思うんです。ぜひ、こういったことについても検討をしていただきたいということで、また別な角度からお伺いをさせていただきたいと思います。

第3次基本計画の事業計画費用といいましょうか、それと財源、予算との兼ね合いをどういうふうに整合されるかということ、これは先ほどは、第3次基本計画と事業そのものとの関係を伺いました。今度は、その持てる財源といいましょうか、それと実際に計画に必要とする費用との関係でございます。事業計画費及び地方債なり退職金まで含めると、先ほど来何度も申し上げておりますように、1,000億あるいは1,500億の大変な財政を必要とするわけでございます。そこで、第3次基本計画を当然庁内でいろんなセクションで検討されたというふうに思うんですけれども、その財源との兼ね合いは討議されたのかどうか。改めてそんな単純なことを聞くのもおかしいんですけれども、どうも今まで、いろいろこう3月議会も含めて聞いてきて、緊迫感がないというのか、本当に真剣にそこまで検討されているのかなという疑問が残っちゃうんです。当然積み上げ方式で計画をされてくるならば、そこに必要な予算がどうだとかこうだとかということも当然伴ってきて計画というものができ上がってくると思うんですが、そのあたりは討議をされたのかどうか。

それからもう1点、討議された上でのものということであるならば、そのときの数値

の実態と、その先ほど来言っている、例えば200億と1,000億でもいいんですが、そういうギャップというのは当然問題になってくるだろうと思うんです。そのあたりはどうか、どういふふうに討議されたのか、ちょっとこの点について。ま、関連しているようなことですが、2点について伺いたいと思います。

○議長（福島盛之助君） 企画財政部長。

○企画財政部長（大崎茂男君） 基本計画を策定するに当たりまして、その事業の規模、あるいは金額については、それぞれの事業課から上がってきております。これをそれぞれの事業課の出してきたものをただ単純に積み上げますと、相当の事業量になり、また金額になります。単純に積み上げた結果を一つ御披露しますと、それぞれの年度で30億程度の不足と申しますか、財政フレームとして、財政全体としてはそのくらいの不足が毎年出てくるというような状況でございます。前の3月のときにも説明したかと思いますが、現在日野の場合は、都市基盤事業に力を入れておりまして、持てる余裕財源が二、三十億という中では、大体区画整理、下水道に充当するとなくなってしまうぐらいのものでございますが、しかし、そのほかの病院とか福祉施設につきましては、国の補助金、あるいは起債等を仰いで、可能なものもございまして。そういうような中で、毎年の10カ年を積み上げていきますと、どの年も財源不足というようなことは出てきます。ただ、現在の出してきた各部門の事業が、それが適正かどうかというような細かなところまで、予算の査定のようなところまでしておりませんから、ただ単純に積み上げた数字でございまして、これをもう少し精査すれば、また変わってはこようかと思いますが、いずれにしても、財政的な財源としては足りないというような状況でございます。それで、基本計画につきましては、議会に御提案しております基本構想につきましては、一応理念ということでお願いし、基本計画につきましては、前期と後期に分けて、一応前期5年、後期5年にこういうものをやりたいというような計画で、一応出しております。先ほど市長からも御答弁申し上げましたが、財政的な裏づけをきちっと持ったものとしては、短期3カ年とすればベターかなというような感じがいたします。特にことし減税、また来年税制改革で国税、地方税がどうなるというようなこともございまして、なかなかここ一、二年の財政状況を見きわめるのも難しい状態でございますので、10年というような幅ではなかなか見込めない。見込んだとしても、机上的なものになっていってしまいますので、一番確実性が近い3年のサイクルで見たい、こういうふうな考え方です。

○議長（福島盛之助君） 沢田研二君。

○11番（沢田研二君） 各課より単純に積み上げたということですが、年額で大体30億ぐらいマイナスと。この30億というのは、再三伺っている1,000億との兼ね合いでいきますと、ソフト、ハードを含めて20億、10年間で単純計算すると200億、そうすると、800億からの不足ということになるわけですね、これだけで比較をしまして。そうすると、30億とか50億の単位じゃなくて、もっともっと大きな不足を来すのではないかなと思うんです。もちろん、事前に織り込み済みというものも当然あるんでしょうけれども、大きなものとしては、土地区画整理だけでも200億近く、それから下水道に至っては、330億ぐらいというものがあるわけです。今だって、相当の事業費を注ぎ込んでおりますので、そういったものをある程度相殺されるのかもしれませんが、そのところをちょっと、もう1回伺いできますか。

○議長（福島盛之助君） 企画財政部長。

○企画財政部長（大崎茂男君） 基本計画に出てきました事業についての積み上げでございますけれども、先ほど申し上げましたような各年度の不足でございます。これは下水道あるいは区画整理、またハードの箱物とか、あるいはグラウンド等の用地等で、もう少し詰めてみると、土地でいえば取得費の単価がよろしいかどうか、体育館でいえば、その面積と単価がどうかというようなことを詰めなきゃいけないんですが、粗いといえますか、出てきたそのままで行きますと、先ほど申し上げましたような数字です。ですから、区画整理あるいは下水道をもう少し手前に前倒しとかいうようなことができますと、ますます不足が生じますし、年代によっては、金額も変わってこようかというふうに思います。

○議長（福島盛之助君） 沢田研二君。

○11番（沢田研二君） ありがとうございます。

市長に伺いますが、先ほど、第3次基本計画と、それから事業そのものについてのお伺いをしたんですが、今度は予算面で、事業計画、要するに費用と実際にある財源、今でいえば、数字をとれば、1,000億と200億というとらえ方でもいいと思うんですが、そういう現実に対して、どのような受けとめ方をされているのか。先ほど10年でとか、それをさらに分割をしてというような一般論的な形で御答弁いただいたんですが、これはもう現実の話として、そういう費用が必要である。しかし、一方では財源は限られているという、こういう実態があるわけですね。そのあたりについては、この基本計画をトータル責任者という立場で見たときに、どういう受けとめ方をされているのか、これについてちょっと伺いたいと思います。

○議長（福島盛之助君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 財政計画の当然の取り組み姿勢であります。本来、「入るを計って出るを制する」、こういう原則に示されているとおり、確保し得る財政力をなるべく漏れなく確保するという努力と、それから遊休という仕事はないわけでありまして、将来に送り得るもの、特にスクラップすべき事業等もお精査をして、できるだけ支出を少なくする、こういうことの原則で物事を考えざるを得ないわけでありまして、そのことで今、国でも地方でも、いろいろそれぞれにかかわっておる者が苦勞しているわけでありまして、お答えとして申し上げられるのは、そういう基本原則に沿った一つの物差しで財政基盤というものを支えていかなければならない。出るを制するは多少可能性がありますが、入るを計るということは、これまた相当困難な事業であります。公共料金等の見直し等が言われておったわけでありまして、国までも当面の公共料金はしばらく見合わせるべきであるというふうな指示もあるようであります。原則論しか申し上げられないのが残念でございますけれども、そういう基本姿勢で当面の状況によく耐えて頑張っていくということに尽きると、こんなふうに思っております。

能力の有能であるか無能であるかということではなくて、まさに、今問われているのは、地方自治をいかにして守っていくかということではなければならないと思っております。できるだけ知恵をめぐらし、また御提言をいただいて、一日の仕事、また年度間の仕事をなお積極的に取り組んでいきたいというのが、私の市民にお答えをする基本でなければならない、このように考えております。

○議長（福島盛之助君） 沢田研二君。

○11番（沢田研二君） 質問していても、非常に厳しい状況というのは十分わかっているつもりなんです。市長の今、いろんな方面での答弁を見ても、考えざるを得ないとか、申し上げざるを得ないとか、ねばならないとか、本当に苦しい答弁、十分わかります。

じゃあ、今度は、今第3次基本計画との兼ね合いで伺ってきたんですけれども、市長が公約をしたことを実現するための財源というような意味合いで今度はお伺いをしたいと思います。日野の革新市政第6期ビジョンで多くの課題を掲げておられたわけですが、それは一つでも多くのことが実現されることを、もちろん御本人は当然でしょうけれども、多くの市民がそれを期待しているわけです。当然微力ながらも、実現のためには協力を惜しまないつもりでございますが、しかし、以前から非常に問題意識としてあったことでございますが、問題はやはり、先ほど来、いろんな角度から質問させていただ

ております、その財源、予算等の兼ね合いをどうされるのか、どうやりくりをされるのかということの疑問でございます。第3次基本計画は日野市全体の向こう10年間のまちづくりです。第6期ビジョンは、森田市長の革新市政、継続のためのビジョン、公約事でございます。

その二つを対比、あるいは検証を行って見たわけですが、何点かに分類がされるかと思えます。当然、双方ともにその計画をされているものもございます。それから第3次基本計画にはあるけれども、第6期ビジョンの中にはないものもございます。それから逆に第3次計画になくて、第6期ビジョンにあるものがあります。それから第3期の基本計画の中に当然なければならないもので、そこにはなくて、第6期ビジョンにあるといったものもあります。いろいろ内容がありますけれども、大きく分ければ、この四つぐらいに分類をされるのかなというふうに思うんですけれども、ここで先ほどの第3期基本計画との兼ね合いと同じようなことになりすけれども、市長御自身は、第6期ビジョンを立てられるときに、その財源問題ということについてはどのような考え方をお持ちになっておられたか、これはもう長年経験を積んできた上でのビジョンでございますので、我々が考えるレベルとは違うというふうに思うんですが、その財源についてはどのような考え方をされていたのか。

それから、当然あれだけの多くの項目を公約をしたわけですから、公約を掲げて立たれたわけですから、その財源はどの程度だというような見込みをされていたのか、あるいは全くそんなところまで考えなかったのか、そのあたりについて今度はお伺いをしたいと思います。

○議長（福島盛之助君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 一般的に言いまして、ビジョンというのはどなたでも、明るく大きく描くというのは当然であります。そしてそれをなるべく具体化に置いて現実を図るというのが当然の手法でありますから、掲げたビジョンと、それからこの第3期基本構想に当たる年次とは、時期を同じくするわけでありますから、そのような整合についても、また今日の日野市が何に真正面から取り組むべきであるかということは、おのずから市民の皆さんのいろいろな情報等で、我々の方も確認し得ておるわけですから、それらに向かって取り組んでいきますというのは、これがとりもなおさずビジョンであります。

ただ、役所は、いわゆる行政マンによって行政行為を行っておるわけですから、それぞれのまた行政の内部の組織から当面の取り組みについて、それぞれのいわゆる事

業の取り組み姿勢が生まれてくると。これが大きく離れておるということでは、全くないと思っております。ほぼ系列的には、同一方向といいますか、同一の路線を目指しておると。また、そうであるからこそ、政策になるわけでありますから、そのような考え方でこれまでも市民の期待されるいわゆる公約というものを掲げてまいったというふうに考えております。財政的な側面も、これを全く無視してというわけにはいかないわけでありますけれど、今日の自治体として、また市民要望にこたえる政策、施策として、全く整合ができるということであるならば、十分将来の夢を掲げて、それをまた真正面から取り組んでいくということがおのずからの進歩の原理である、というふうに考えておりますので、そのように御理解をお願いしたいと思います。

○議長（福島盛之助君） 沢田研二君。

○11番（沢田研二君） 非常に頭のいい人がいて、今の答弁で納得された方もおいでになるようですけども、普通に考えれば、全く納得できないんじゃないかなと思うんです。第6期ビジョンとして大変多くの公約をされましたね。ビジョンだから、だれも描くと。これは全くそのとおりです。しかし、選挙での公約というのは、やっぱりある程度、私が4年間の任期の中でこういうことをやりますよと言って、あるいはその道筋をつけますよということで掲げることではないのかなと思うんですね。そうであるとすれば、余りにもちょっと抽象的な答え方になっているんじゃないかなと思います。恐らくこの問題、押し問答しても、満足できるような答弁はないというふうに思います。

先ほどもちょっと伺ったんですけども、要するに4年間に弾力的に使える財政というのは、頑張っても100億かどうかということですよ、現実問題としては。そうしますと、市長がビジョンあるいは公約として掲げたものを全部足し算していきますと、恐らく1,000億近くになるのかなというふうに思うんです。そうしますと、費用面で実現性を計算しますと、せいぜい20%できればいいのかなと。项目的に見れば、大きなもの、小さなものありますから、もっと30とか40になるかもしれませんが、いずれにしても大変なギャップがあると思うんです。

ただ、これはもう、こういう世の中の変化とかいろんなことがありますから、一概に森田市長に対して云々ということだけで言っているつもりはないんですけども、しかし、何といっても市民は、ベテラン市長のビジョンを見て、ああ、こういうことをやってくれるんなら、やっぱりもう1回やっていただきたいなということで選んでいるんだと思うんです。また、投票されなくても、いろんな分析はあるにしましても、少なくとも公約として掲げた以上は、その実現に向けてのやっぱり努力責任があると思うんです。

そういうことからして、今数字面で見て、市長、もう1回とらえ方を、これは第3次基本計画も全く同じだと思うんですか、今度は公約という面でもらえたときに、もう一度、御答弁いただければありがたいと思いますが。

○議長（福島盛之助君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 最初に申し上げましたとおり、なるべく幅広く、それから分量多く実現を成果として到達するという事は言うまでもありません。地方自治体というのは、何年間でこれで事が終わったということはないわけでありまして、次から次と新しい課題が生まれてまいります。したがって、その方向づけ、ルールを敷く、こういうことも合わせて公約の範疇に入るわけでありまして、完成させるもの、また半ばのもの、そして将来のためにルールを敷くものということがおのずからあるはずでありますから、私はその考え方に立って邁進をするということだけ明確にお答えをするのが使命だと、こんなふうに考えております。

○議長（福島盛之助君） 沢田研二君。

○11番（沢田研二君） 今最後に市長がお答えになったことは、当然だと思うんです。これは、もしそうであるならば、まず最初にそこから入ってくるべきではないのかなと思うんです。苦し紛れで言われたかどうかは別にしましても、やはりいろいろ曲折あって、最後にそういう答弁に入ってくるということは、だれでもそうだと思うんですが、ビジョンを掲げて、それは限られた任期の中でできるもの、できないもの、当然あるわけですから、そういったことからすると、やっぱり自分の掲げたこれはこういうことなんだと、そこから説明に入り、あるいは答弁に入るべきではないのかなというふうに思います。

そういったことで、先ほど1点だけ、例えば都市基盤整備というものを最重点課題として、今日野市としてはやっていかなければならないんだ、という答えがありましたけれども、こういう数字面でも、現に何倍もの財源不足ということがあるわけですから、その都市基盤整備のほかに、どんなものを今優先をして、この任期の中で進めていこうとされているのか、もし考えておられることがあったら、伺いたいと思います。

○議長（福島盛之助君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 広い意味で、福祉と教育だということは、初めに申し上げたつもりであります。具体的に言いますならば、常に論議になっております、また皆さんも政策として掲げておられます、市立病院の建て替えに対する取り組み、あわせて南部の医療機関に対する取り組み、これらが最優先をする課題であるというふうに考えてお

ります。伴って、複合文化施設でありますとか、あるいは生涯学習の取り組みだとか、いろいろ揆を一にする内容もあるわけでありますから、やれる事業を採択、取り上げて、そしてきちっとしたルールを敷いていくことだというふうに考えております。また、いろいろとお答えをすることのできる背景をつくっていきたい、こう思っております。

○議長（福島盛之助君） 沢田研二君。

○11番（沢田研二君） 3月議会での質問、そして今回と続けて、この財政とそれから予算との兼ね合いで質問させていただきました。これは各行政だけではなくて、国も含めて非常にこういったことに対しては苦しいわけですが、その状態はわかるんですけれども、しかし、先ほども申し上げましたように、市民の立場からしますと、病院問題を語れば、病院を最優先で要望する、区画整理事を問題にすれば、そちらを最優先する。みんなそれぞれの立場で、あれもこれも要望する。しかし、やはり、市長だけでなく、我々も含めて、財政的なことを含めて限界があるんだと。しかし、その中でどれを優先して、どこで我慢をしてといったようなことを、お互い理解し合うような行政運営をしていかないと、あれもやります、これもやります、結果的に、何もできなかったという日野市政では非常に困るのではないかなと思います。どこかの川柳ではないんですが、できなけりゃできなかつたで済む市長でも困るわけです。できなけりゃ議会のせいだという市長では、もっと困るんですね。もっと一番ひどいのは、やらないでできなかったで済む市長ではもっと困るわけですから、ですから、これは先ほど来申し上げておりますように、決して市のトップである市長だけの責任ではなく、我々も連帯責任を負うということの意味合いで、もっともっと市民にこの実態を知らせて、そしてどこで我慢をし、何を最優先していくかということ、もっともっとPRしていただきたいな、また、そういう観点で行政を進めていただきたいなということをお願いをしまして、この質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（福島盛之助君） これをもって4の1、再度問う、日野市の財政基盤確立について（市長は市民に公約した事の何割を実現すれば良いと考えているか）の質問を終わります。

本日の日程はすべて終わりました。

明日の本会議は午前10時より開議いたします。時間厳守で御参集願います。

本日はこれにて散会いたします。

午後4時46分 散会

6月14日 火曜日 (第3日)

平成6年
第2回定例会 日野市議会会議録 (第17号)

6月14日 火曜日 (第3日)

出席議員 (29名)

1番	江口和雄君	2番	佐藤洋二君
3番	菅原直志君	4番	渡邊馨鴻君
5番	吉富正敏君	6番	小島久君
7番	小川友一君	8番	森田美津雄君
9番	佐瀬昭二郎君	10番	中谷好幸君
11番	沢田研二君	12番	田原茂君
13番	宮沢清子君	14番	執印真智子君
15番	土方尚功君	16番	天野輝男君
17番	奥住日出男君	18番	橋本文子君
19番	板垣正男君	20番	鈴木美奈子君
21番	内田勲君	22番	馬場繁夫君
23番	夏井明男君	24番	黒川重憲君
26番	旗野行雄君	27番	小山良悟君
28番	一ノ瀬隆君	29番	竹ノ上武俊君
30番	米沢照男君		

欠席議員 (1名)

25番 福島盛之助君

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君	助役	前田雅夫君
企画財政部長	大崎茂男君	総務部長	小林修君
市民部長	永瀬誠一君	生活文化部長	藤本享一君
環境部長	山口正夫君	都市整備部長	鈴木栄弘君
建設部長	小俣雅義君	福祉部長	坂口泰雄君
水道部長	土方重男君	病院事務長	須藤雄示君
教育長	長沢三郎君	学校教育部長	谷正幸君
社会教育部長	大谷俊夫君		

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	落合豊君	次長	田中正美君
書記	濃沼哲夫君	書記	橋達雄君
書記	山田二郎君	書記	田倉芳夫君
書記	鈴木俊之君	書記	堀辺美子君
書記	永野裕子君		

速記委託先 住所 東京都立川市曙町一丁目10の3
立川速記者養成所 所長 関根福次
速記者 山川芳子君

議事日程

平成6年6月14日(火)
午前10時開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1

○副議長（宮沢清子君） 本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員23名であります。

本日、議長所用のため、私副議長がその任を務めます。特段の御協力をお願いいたします。

これより日程第1、一般質問を行います。

一般質問5の1、団地駐車場の確保についての通告質問者、竹ノ上武俊さんの質問を許します。

〔29番議員 登壇〕

○29番（竹ノ上武俊君） おはようございます。通告いたしました一般質問をさせていただきます。

第1問目は、団地駐車場のことについて質問をいたします。今回は、通告いたしましたとおり百草団地の駐車場の問題に絞りまして、質問をさせていただきます。過去、団地関係、そのほかの駐車場問題については、繰り返し議場でも取り上げてまいりました。過去の質問と中身がダブる点はございますが、改めて百草団地の駐車場確保のことについて、要望を含め質問をさせていただきたいと思っております。

百草団地には、駐車場適地といたしまして汚水処理場跡地という場所がございます。この汚水処理場は、昭和62年5月1日から日野市の公共下水道に下水が放流できるようになりました。それ以来、通称コミプラと言っておりましたこの汚水処理施設は不要となったわけがございます。面積はおよそ4,000平米ほど直接の場所はあるかと思っております。この場所につきまして、百草団地自治会を初め、さまざまな形で跡地利用について、公団や日野市に要望が繰り返されてきたというふうに思います。

百草団地の現在の駐車場不足の実態でございます。5月28日の午前5時から6時、同じく29日の午前5時から6時、自治会の方で不法駐車の数調べてみました。百草団地は御承知のとおり、日野地区、多摩地区と分かれております。この両地域で合わせて439台の路上駐車があったわけでございます。こういう状況でございますので、一刻も早く駐車場を設置してほしい、この居住者の要望は強いものでございます。

またさらに、せんだっては高幡台団地で不幸な事件がありました。その際も不法駐車が消防活動、人命救助の上で障害になったということがあったわけでございます。そういうことも手伝いまして、今、不法駐車をなくそう、そのためには駐車場が必要だ、こういう住民の声が高まっているところでございます。

今までに自治会の皆さんが努力された経過を若干申し上げます。最初に、全世帯のアンケートが行われました。その結果、この汚水処理場跡地をどういふふうにご利用すればいいか。住宅をつくるべきだ、この意見は賃貸住宅2,000軒の中で、わずかに4軒だけだったわけでございます。そのほか圧倒的多数が、あの場所は駐車場にすべきである、こういう回答状況でございました。これらのアンケートをもとにいたしまして、自治会などが住宅都市整備公団に交渉を毎年繰り返してきたところでございます。特に1カ所の自治会としては、なかなかできないことですが、百草団地自治会は東京支社にも役員の方々が赴かれまして、駐車場をつくってほしい、そういう要望を行ってきたわけでございます。また、日野市に対しても側面援助ということで、日野市公共住宅自治会協議会、これらを通じて、あるいは自治会長が直接市長にお願いに上がりまして、あの地を駐車場用地にしてほしい、こういう要望を行ってまいりました。そのほか、百草団地というところは大変面積の広い団地でございます。山の斜面、そのほかに部分的に駐車場をつくれれば、数百台をつくることのできる場所もあるわけでございます。これらの点につきましても、自治会役員の皆さんと公団職員が合同で調査いたしまして、何百台ぐらいの駐車場ができるか、こういう検討も繰り返してまいりました。しかし、団地に不規則に駐車場をあっちこちつくっても、よくないのではないかという、最近では結論になっております。

そういう中で、解決の仕方としては二つあるわけでございます。一つは、この汚水処理場跡地に駐車場をつくること。現在の不法駐車車の台数は、完全に収容できるだけの面積がございます。もう一つは、百草団地内の公園、緑地、こういうものを削りまして、そこを駐車場にしてしまう、こういう進め方もございます。しかし、後者につきましては、百草団地の地理的環境、山のてっぺんにある、また緑を残したい、団地全体の公園面積として緑が都市計画上も必要であるというような理由、こういうことで、後者についてはなかなか足が踏み出せない、こういう状況にあるわけでございます。また、不法駐車をなくするために、自治会あるいは団地内のPTAを初め、さまざまな団体が手をつなぎまして、モラルの向上の運動あるいは不法駐車にステッカーを張る運動、さまざまなことも何回も何回も試みてまいっております。しかし、不法駐車はなかなか減らない、こういう状況です。

近々、また百草団地自治会の皆さんが駐車場設置の大運動並びに不法駐車の一掃のためのさまざまな行動、こういうものも決定をして行動に移そうという段階になっております。2,000世帯、全世帯の署名をそろえて住都公団にお願いに行こう、これも役員会

等で決定をして、今準備が進められております。あわせて、近々、日野市長にも、また会長以下がお会いしていただいて援助のお願いに上がろう、こういうことも役員会で決定をしている状況でございます。

これに対しまして、家主である住都公団の対応状況でございます。数年前、日野市にも跡地処理法について、あいさつ程度の公団から申し入れ的なものがあったということでございます。そのときは、日野市は、まず住民との合意が必要であるということで、公団の見解は聞かなかった、聞く段階になかったということであったと思います。交渉の中で、公団側が自治会に答弁しているのは、何としても貴重な土地であるので、住宅をつくることを優先したい、こういうことを繰り返しております。そして、少しでも住民の要望が入るように駐車場も若干はつくりたい、こういうようなことを繰り返しております。これに対して住民は反対をして、跡地は全面的に駐車場にする以外に解決策はないではないかということを交渉している状況でございます。また、近く6月30日に営業所に役員が赴きまして、交渉をすることになっております。

百草団地に隣接する日本信販の住宅におきましても、あの跡地に密接しております関係上、高層建築あるいは住宅建設ということについては、居住者一同反対をするので、住都公団にそういう動きがあるときには、ぜひ自治会にも知らせてほしい、こういう関係でございます。

現在までのところ、日野市が公団の跡地処理、開発などについての問題に対しては、市長並びに担当部の方におきまして、住民合意が必要である、日野市が納得する方向でなければ処理は決められない、そういう態度をとっていただいております。自治会に対しても、日野市がそういう態度で協力をしますという回答をいただいているところでございます。

一定の面積、広い面積のある地区の今後の処理になります。こういう点では、日野市の許可といいますか、都市計画の指導がかかわってまいりますし、日野市の思惑に叶う方向でなければ開発はできないという、そういう条件もございます。そういう点で、日野市とこの問題とのかかわりがございますので、きょう質問をいたしました次第でございます。質問は1点でございますので、御答弁をお願いいたします。

今申し上げました駐車場建設促進に対して、日野市が側面援助を、ぜひ今後とも強力にさせていただきたい。あわせて今回質問いたしますことは、住都公団に対して、日野市から積極的に進言をしていただくということも、可能ならお願いをいたしたい。また、そういうことについて、自治会からも近々役員がそろいまして、日野市にお願いに上が

る予定でございます。あの跡地、今申し上げましたとおり、昭和62年以来草ぼうぼうの状態でございます。草刈りは、公団に交渉して年1回ほどやらせているわけでございますけれども、さまざまな意味で管理上も危険な地域にもなっております。そういう町並みと申しますか、これを清潔にきれいに保つという意味からも、日野市から積極的な進言をしていただくということも必要ではないかと考えるわけでございます。

以上、お願いいたします。

○副議長（宮沢清子君） 竹ノ上武俊さんの質問についての答弁を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（大崎茂男君） 御質問の百草団地の駐車場問題でございますが、汚水処理場につきましては、数年前に廃止されたわけでございます。御質問にありましたような経緯がございます。特に最初のアンケートでは、文化施設というような要望もあったようでございますが、最終的には駐車場というようなことで、団地の皆さん方の要望でございます。公団側としては、管財課と保全課という組織がございますが、そこで跡地利用について調整中というふうに聞いておりますが、これも相当時間が経過しております。

したがいまして、昨年12月の高幡台の悲惨な事故がございましたこともあり、本年1月20日には住宅都市整備公団、東京支社長に対しまして、駐車場の十分な確保について要請しております。それも含めまして、住宅都市整備公団に対して駐車場問題、汚水処理場の跡地を駐車場にすることについて折衝を持っていきたいというふうに思っております。

○副議長（宮沢清子君） 竹ノ上武俊さん。

○29番（竹ノ上武俊君） ありがとうございます。ぜひ担当部におきまして、住民サイドに立って積極的な対応をお願いをしたいと思います。

最後に、市長に質問をいたします。森田市長は日野市全域、本当に細かく回られまして、いろいろ的政策的な地元への協力、積極的な解決にさまざまな例が今までたくさんございます。百草団地、また近辺の団地などでも、いろいろ感謝しているところでございます。百草団地では分譲住宅の駐車場問題については、大体一定の解決を見ました。高幡台団地につきましても、これは団地内に駐車場をふやすということと、汚水処理場跡地が離れたところにありますけれども、ここは住宅建設に向かないということで、公団も駐車場にしようというようなことを話しておられます。

また、高幡台分譲住宅につきましても、今住民討議が長らく民主的に行われきており

ます。そういう中で、日野市がアプローチの改造などにつきまして援助をしようという
ような形などをとっていただける方向だそうございまして、管理組合を初め住民の皆
さんが喜んでおられます。

そういうようなわけで、この百草団地の跡地についても大変、やはり市政としても重
要な場所でございますので、先ほど私が質問を申し上げました点に触れて、市長の方で
お考えがあれば答弁をお願いしたいと思います。

○副議長（宮沢清子君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 先般、高幡台団地におきまして、不幸な人命を失う経験を我々
は深刻に反省させられたわけでありまして。高幡台団地あるいは百草団地、この両団地が、
今日の住宅都市整備公団によって開発、建設されました時代は、ちょうど二十数年前、
まだ国民の生活事情は必ずしも今のような車社会が見通せ得なかった、こういう時代で
あったわけでありまして。その後、まさに市民生活の、いわゆる車は家具同様な生活財に
変わったということでありまして、駐車場に対する、また配慮もそれなりに大きく方
向づけがされなければならない性格であります。今御質問の百草団地、いわゆる汚水処
理場跡、これはそれだけの空間が生まれたということですから、まず第一に駐車場用地
として活用するというのが、だれが考えても当然の帰趨であるはずであります。

公団が何を考えていらっしゃるか、私も全く正確には存じませんが、公団には確かに
住宅を整備しなければならないという数の上の使命もあるわけでありまして、その中
に何とかカウントしたいということもあり得ることかというふうには思いますが、物事
にはおのずから順序があるわけでありまして、一番必要とするものから解決のいろ
んな方策に当てるといことが当然だと思っております。

そして、高幡台団地の事故の場合には、私は必要な駐車場を確保するためには、どう
しても場所がないというならば、住宅の1戸や2戸は犠牲にしても、やっぱり設ける
のが必然の対応でなければならない、このようにも申し伝えておるつもりであります。
百草団地の場合も、同様な考え方で跡地利用につきましては、積極的な駐車場利用とい
うことを優先をして、これは交渉ではなくて行政指導であります。そういう考え方で取
り組む、これまでもそうであったと思っておりますけど、その姿勢を正しく推し進めて
いきたい、このように思っております。

○副議長（宮沢清子君） 竹ノ上武俊さん。

○29番（竹ノ上武俊君） ありがとうございます。ぜひ御協力のほどお願いいたします。

御承知のとおり百草団地という場所は、日野市最高地点、標高140メートル地帯にて

きた団地でございます。百草団地のでっぺんに登りますと、360度パノラマ状況に筑波山から羽田沖に至るすべてが見渡せる地域でございます。それだけに周辺に民有地、公有地、こういう空き地がございません。そういう点で、これ以上あの地域に人口をふやすということは、まちづくり上も非常に不合理が生じてくるに違いございません。百草団地自治会は、かつて一定の空き地がありました。これは、高幡台の欠陥住宅という問題がございまして、分譲住宅でございましたが大問題になりまして、これを補修、改築しなければいけない。このときの団地自治会と公団との交渉におきまして、第二百草団地、現在のエステート百草台、これを80戸、自治会が譲歩いたしまして建設を認めたいきさつがでございます。いれ以上の建設については、今まで自治会との話し合いの中で、公団はすべてあきらめまして中止してきたというたくさんの経過があるわけでございます。そういういきさつもありまして、ぜひ住宅ではなく、今逼迫している住民要求であるこの駐車場、これを一刻も早くつくるという方向で住民も努力いたしますし、市からの援助もお願いいたしまして、この質問を終わります。

○副議長（宮沢清子君） これをもって5の1、団地駐車場の確保についての質問を終わります。

一般質問5の2、都立美術館は日野市に誘致をの通告質問者、竹ノ上武俊さんの質問を許します。

○29番（竹ノ上武俊君） 都立美術館の誘致問題について、質問をさせていただきます。

日野市に都立美術館を、これは広範な市民の要求であることは間違いございません。日野市におきましては、美術館あるいは市議会、日野市出身の都議会議員、また教育委員会、そして市長、すべての市民が一致団結して都立美術館の誘致という方向に沿って、運動をいたしてきているところでございます。今、日野市にはかなり名の知れた絵かきの方々もいらっしゃいます、彫刻家もいらっしゃいます、デザイン家もいらっしゃいます。そういう中で、市民の中の美術、こういう方向の芸術活動というもの、非常に盛んです。高齢者の美術サークルもいろいろとございます。また、ほぼ専門的あるいは専門家に近いというような美術家集団もございます。さらに、幼稚園、保育園、小学校、中学校、高校、大学と美術に対する教育も熱心でございます。また、最近、日野市内に絵手紙という葉書に絵をかく方々のサークルなども生まれまして、これも活発に活動をされていると聞いております。そういう熱い市民の期待がある都立美術館、これを何としても日野市に誘致したい、こういう気持ちから、私は質問をいたしたわけでございます。

御承知のとおり、過去、日野市に対して東京都が幼児教育研究所、こういうものを都の力でつくらせてほしい、こういう申し入れがあったことがございました。その後、いろんないきさつはございましたけれども、東京都が日野市に対していろいろと要望したり、あるいは期待をしているものはたくさんございます。その最大のもは、多摩動物公園でございます。そして、七生福祉園、七生の都立の養護学校、多摩更生園、こういった施設あるいは百草にも療護の施設がございます。こういうふうに、日野市には、東京都に対してさまざまな点で土地なども提供し、過去も協力をしてきたという、そういう歴史的關係にもあるわけでございます。

そして、特に多摩動物園、ここの緑を伴った自然動物園というものは、非常に教育上も、また精神上もいい施設であるというふうに思います。きょうも、朝方の激しい雨が上がりまして、先ほど少し青空が出てまいりました。雨の後の程久保の緑は非常に豊かで美しいものでございました。この地域を、近くモノレールが通ることになってまいります。これも建設が順調に進めば、もうごく近々にモノレールが走る状況になってこようといたしております。このように自然環境といい交通の便といい、非常に条件のいいのが、私は日野市ではないかと思えます。

美術館は、御承知のとおり芸術の一つのジャンルでございますけれども、町中のにぎにぎしいところに建てるというよりは、程久保の緑に囲まれた中にたたずまいがあるという、そういう姿が全東京都民から見ても、好ましい雰囲気ではないかと思うわけでございます。

私は先日、日曜、土曜、そのほか立川市で市議選があるというので、いろいろと数日間勉強に行ってまいりました。立川のまちづくりというのをいろいろ聞きますと、やっぱり北口中心で、こちらに最近66億円もかけてオフィスビルを11戸つくったというんですが、空き室がいっぱいありまして、市長さんもさすがに、これは立川市民のためだけのまちづくりという点では、ちょっと問題があるという傾向を、最近はお認めだそうですけれども、こういうところに、さらにまた155億円使うというので、市民の間で、いろいろこの点を問題にする動きが盛んでございました。

こういうまちづくりに比べまして、日野市は緑と清流ということをもットーとするまちづくりが進んでおります。ですから、市民、また周りの市町村からも、この日野市というは非常にまちづくりがいい、人間のまち日野だ（「そうだ」と呼ぶ者あり）、こういう評判が高まっているわけでございます。こういう緑と清流のまちにこそ、都立美術館はふさわしいのではないかと、（「そのとおり」と呼ぶ者あり）こういうふうに私は考

えている次第でございます。

今、東京都におきましても23区の方では、現代美術館が来年の3月にはもう完成するという状況になります。そうなりますと、残された三多摩地域へのこの美術館の建設をどこにするかという、今大変重要な決定段階の山場に差しかかっているのではないかと、そういうふうに考えております。

そこで、質問を申し上げます。これも質問は1点でございます。こういう状況下にありますと、三多摩27市で六、七カ所の市が誘致をねらっているというふうに聞いております。そういう状況でございますので、この東京都の決定を待つというのもいいんですけども、さまざまな形で日野市が音頭を取って、誘致の運動と申しますか対策を進めるべきである、そういうふうに考えているわけでございます。

先ほど、説明の中でもう一つ落としました。日野市は実践女子大、また明星大学、隣接して中央大学、その先には都立大学、この非常に学園という点でも、雰囲気のいいまちでございます。都立美術館が来れば、美大を一つ誘致するぐらいの教育上の効果もあるわけでございまして、ますます日野市並びに近辺のそういう学園都市といえますか、そういう情景の中にも、また美術館が来ることがふさわしい、こういう点も、ぜひ東京都にも訴えていただきたいと思うわけです。

特段の市のこれからの対応、現状でどういうふうに分析をされ、また今後の努力方向についてはどういうふうにお考えか、担当の方から答弁をいただきたいと思います。部長さんあるいは教育長、市長、それぞれ見解をいただければ幸いです。

○副議長（宮沢清子君） 竹ノ上武俊さんの質問についての答弁を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（大崎茂男君） 都立美術館につきましては、これまで長い経緯がございます。昭和61年に、東京都新美術館建設構想懇談会が答申を出しまして、三多摩に一つというようなことが出ました。それから、昭和64年ごろまでに用地を決めて建設するというような動きがあったわけでございますが、これにあわせて、市も誘致の運動に乗り出したところでございます。都立の美術館誘致期成会を発足させまして、いろいろ東京都の方に要望を、これまでしてきております。特に文化人等の方にも御協力いただきまして、都知事を初め副知事、教育長、財務局長等関係の当局に、これまで三十数回にのぼる要望、陳情をしてきておるところでございます。

東京都としては、当初昭和64年ごろ用地決定というような計画でございましたけれども、先送りとなりまして、最近では昨年つくられました東京都総合実施計画においては、

平成5年に用地を決めて、平成6年には基本計画をつくるというようなことが、総合計画の中には示されておりますけれども、既に平成5年を経過した中では、用地選定も終わっておりませんし、また、新年度の予算にも基本計画というようなことでの予算は計上されていないようでございます。

このような中で、都立美術館についてはまだまだ数年かかるのではないかと思います。しかし、東京都区内の方の完成もでございますので、来年3月にできるということであれば、これに引き続いて都下の美術館をつくっていただくというような陳情もあわせて、特に日野市に誘致をということでは、今後も交渉を続けていきたいというふうに思っております。

○副議長（宮沢清子君） 竹ノ上武俊さん。

○29番（竹ノ上武俊君） ぜひ強力で頑張ってくださいと思います。東京都の担当部局は教育委員会が、結局は中心になるというふうに私、思っております。東京都に、私どもも何回かその点で陳情にも伺ったわけでございますが、そういうこととも関連いたしまして、もし教育長に答弁があればお願いしたいと思います。

○副議長（宮沢清子君） 教育長。

○教育長（長沢三郎君） ただいま企画財政部長さんの方からお話のあったとおりなんですが、窓口が東京都の教育委員会ということもありまして、私も再三、東京都の教育委員会の方には、この誘致の問題につきまして、ぜひ日野市をということで、いろんな条件を与えながら、三つの美術館を東京都がつくるということであれば、全部更地というか平地につくるのではなくて、一つぐらひは熱海のモア美術館とか箱根の彫刻の森美術館とかというようなユニークな形の美術館、特に都民の方々がいろんな形でその美術館の中に参加できるような美術館、そういうものをつくっていただけるような方向はないのか。特に、先ほど申し上げましたようにモノレールの開通あるいは多摩動物園との隣接、そういう問題等あわせて、集客性というお客さんがどんなにその美術館を活用するか、そういう点からいっても、日野の程久保緑地、この近くに美術館を誘致するという事は最高の条件ではないか、そんなことで、都教委の方から建設局あるいは都市計画局の方、そちらの方の対応等も問題があるのでという話がございまして、そちらの方にも出かけまして、建設局の公園緑政部等におきましては、今の緑をできるだけ破壊しない方向の中で、特に美術館があつた地区に誘致されるならば、都民の森林浴を兼ねた遊歩道として、適当に彫刻等配置しながら、都民の一大オアシスみたいなものをつくり上げる一つの契機にもなるというような形での話等も伺って、勇気を得ている

状況でございます。

ただ、先ほど申し上げましたように、7市が競合しているという状況もございまして、確かにいろいろ問題もあると思いますけれど、できるだけ人事を尽くして天命を待つという気持ちではございませんけど、最大限の努力を払っていきたい、こう考えております。

○副議長（宮沢清子君） 竹ノ上武俊さん。

○29番（竹ノ上武俊君） ありがとうございます。

ぜひその筋でも頑張っていたきたいと思います。七つの市で競り合っているというふうなお答えでございました。しかし、私はこれは政治力で誘致合戦をするというようなものではないんじゃないか、こういうふうに思うわけでございます。先ほど申し上げましたように、どのような点から見ても、美術館にふさわしい土地というものは、自然に私はよく考えれば決まるものである、そういう点に確信を持っていただきまして、このことの運動を進めていただきたい。

市で主催されましたある集会といいますか、斉藤先生の絵の展示を含めました催し事がありました。私は、そのとき初めて斉藤紅一先生にお会いして、一言あいさつをただけでございます。しかし、高齢と言えは高齢でありながら元気で、そのときはございました。ユニークでとても偉大な芸術家、こう言うにふさわしい人だと感じております。こういう先生が三多摩にふさわしい絵もかいていらっしゃるし、また美術館誘致にも執念をお持ちではないか。こういう人の、やはり生涯の願いというものも、私は叶わせるべきであるというふうにも考えております。

そういう点で、もし市長にこの点についてのお気持ちがあればお答えいただきたいと思えます。

○副議長（宮沢清子君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 東京都とされまして、多摩地域を区部並みに行政の方向づけをしていこうという発想のもとに、いろいろな多摩に対する見方が進められておるわけでありまして。そして、その一つの文化施設として、多摩にも都立の新たな美術館を設けようという発想が打ち出され、いろいろの経過をたどってきておるわけでありまして、日野市も早くから、その誘致に手を挙げて熱心に努めてまいった経過は、御承知のとおりであります。そして、優位性と申しまししょうか、我々の迎える、いわゆる多摩地域全体としての位置、それから周辺の環境条件、いろいろな意味で群を抜いて好適な場所だということは、我々の考える限りでは、どなたも理解される状況であります。特に我々

が一番心配をいたしましたのは、地元の程久保地域の方々、そして、またその当時はいろんな開発計画が持ち込まれて、状況は極めて難しい一面も伴っておったわけですが、それらをそれぞれ思い切っていただきまして、しかも、地元ではそういう交渉には十分応じていける、このような考え方にまとまっていたいておるわけでありまして、恐らく財政力が従来どおりの計画を推進するだけの背景にあれば、そろそろ決定が打ち出されるころ合いたとは思っておりますが、やっぱり財政力の現状からいって、本当の具体的な位置の決定あるいは事業計画の推進ということには、やはり躊躇があるようでありまして、これは我々の財政的な立場もお互いに理解のできる関係ではありますが、ますますその間に、我々が誘致する条件の位置、条件その他、優位性をなるべく主張して、そして、市民の皆さんにもその熱意をいつまでも持ち続け高めていただいて、誘致ムードをますます強化していくということが、また大切な一面だというふうに考えております。

教育当局が窓口になって対応されておりますので、しばしば教育長にも出向いていただいて、状況の把握や日野市の熱意をお伝えをするということは、たえず進めておるところであります。

なお一層誘致の意思を日野市として高め、また、それがはっきり東京都に伝わる方策も進めながら、ぜひ達成をいたしたい、こういう考え方でございます。

○副議長（宮沢清子君） 竹ノ上武俊さん。

○29番（竹ノ上武俊君） ぜひその立場で頑張っていただきたいと思えます。

程久保につきましては、東京都の建設関係で、多摩動物園の拡張というような意味合いも含めまして、あの地域を東京都がいただきたいという考え方も、以前は相当強かったわけでございます。そういう東京都教育委員会ではない部局ではございますけれども、東京都全体としても貴重な多摩丘陵の残された地域だというふうに、恐らく位置づけていただけたと思います。上野の森というのに続きまして、程久保の森というと、ちょっと響きが小さいですが、日野の森というのもどうかと思いますけど、多摩の森でもいいんですけど、（「日野の森」と呼ぶ者あり）日野の森、こういうのが上野の森に続いて出現することを願ひいたしまして、質問を終わります。

○副議長（宮沢清子君） これをもって5の2、都立美術館は日野市に誘致をの質問を終わります。

一般質問5の3、地方自治・住民自治をそこなうニセの地方自治分権論について問うの通告質問者、竹ノ上武俊さんの質問を許します。

○29番（竹ノ上武俊君） 表題の件につきまして、質問をいたします。若干難しいタイトルを選びまして、勉強は不足いたしておりますので、的を絞って質問をいたしたいと思っております。

地方自治の大切さということは、日本国憲法自身が最高法規として規定しているとおりでございます。第8章地方自治、ここに地方自治の基本原則、こういうものが記されております。ところが、最近の政府財界の動きを見ておりますと、どうも憲法の精神に基づく地方自治の本旨、これに基づく地方自治体や地方住民の活動、こういうことが本当は目ざわりなのではないかと感じる動きがさまざまあるわけでございます。

その中でも、特に革新自治体に対する動きというものは、国民としても許せないさまざまな動きがございました。政府が、地方自治を財政面から活動ができないような状況に追い込もうとする政府みずからの地方自治体に対する、いわばいじめというものもだんだんと強まってきております。また、もう一つは、市民運動の内部からあるいは議会からも出てまいる方向でございますが、括弧づきの行政改革という言葉を使いまして、地方自治体の福祉や教育、住民サービス、こういう活動を現実的にはやらせない方向にしてしまう、こういう傾向が見られるわけでございます。

そういう中で、政府、財界などが、最近やたらと地方分権ということを言っております。真の意味の地方分権は、もちろん私も大賛成であり、これからも真の意味の地方に権限を委譲する地方自治こそ、住民を守る最大の機関である。そういう方向に持っていくべきであるというふうには、もちろん考えております。地方自治体に対する大きな攻撃といたしますか、こういう顕著なものが、今二つあるわけでございます。

一つは消費税、この税率アップを政府が狙う中、地方自治体が今、財政困難状況にあることに目をつけまして、財源不足については地方消費税を創設して地方自治体は賄うべきである、こういった攻撃の仕方がございます。これこそ地方自治体、住民の反発を得るやり方でございますが、この点については、後ほど中谷議員が取り上げていらっしゃいますので、その方面のことは省略をしたいと思っております。

また、もう一つは戦時体制、有事立法ということが、今もくろまれております。そういう中で、やはり地方自治体の権限を小さくしていこう、こういう動きも有事立法の中にいろいろと含まれて、その具体案なども、もう既に政府部内では細かく決めているというふうに言われております。この件などにつきましては、また、米沢議員が横田基地等の問題と関連して発言があるかもしれませんので、この点も私は省略をいたしたい。

本日の通告の中心的な問題に絞って、私は質問を行っていきたいというふうに思うわ

けでございます。それは、羽田内閣が最初の閣議におきまして、地方自治法の改定案というものを決めた点でございます。この法改定の中身は、行革審答申、第23次の地方制度調査会答申、こういうものに基づくものでございます。

中心点を申し上げますと、一つは中核市というものに市をしていく。人口30万人単位に切って一つの市に固めていく。面積は100平方キロ、昼夜間人口比率を100%以上、こういうふうにして新政令市というような方向に持っていく。そこに都道府県の権限を委譲していくんだということでございます。もう一つは、広域連合という方向を打ち出しているものでございます。これは、市町村がたくさん集まりまして、またその上に一つの議会をつくり責任者を決めて、多くの市町村をそういうところで、特に開発などを中心にして指導していく。こういうような方向を羽田内閣が打ち出しました。この動きが盛んになってきたことは、先ほど申し上げました消費税率のアップ、そして、軍事体制づくり、こういう動きと連動しながら進んでいるのではないかと、私にはそういう気がしてならないわけでございます。

中核市に関する事項ということで、地方自治法の一部を改正する法律案、平成6年4月自治省行政局、そういうものができ上がってまいっております。また、広域連合の方につきましては、平成5年度、市町村の自主的合併の推進方策等に関する調査研究報告書、これは自治省に設けられた調査研究委員会が発表した文書でございます。このような動きが具体化をいたしてまいりました。しかし、この文書を見ますと、中核市についても、その該当する市がみずから自主的にそういう運動を起こして中核都市をつくっていくんだ、広域連合についても自主的に合併を進めていくんだというふうになっております。そして、そういうふうになれば、ますます一層福祉や教育にきめ細かい政策が、地方自治体は実施できるんだ、こういうふうに文章の中に乗っているわけでございます。これが、私はちょっとおかしいというふうに思うわけでございます。

今ある自治体の単位これをもっともっと政府が財政的にも援助をし、地方自治の本旨を発展させていくことによってこそ、地域に密着した福祉や教育、住民本位のまちづくり、こういうものが進められていくべきではないでしょうか。それを、大型合併によってそういう方向にするという、目的としてはそういうことを書いてございます。これは、非常に矛盾をしている。だから、私は、中核都市づくり、全国の市を300ぐらいにまとめてしまおう、こういう動きのようでございます。これは、私は戦争中のような地方自治体に対する、そういう方向を再度逆戻りさせよう、そういう動きではないかというふうに思うわけでございます。つまりは、県知事には政府中央出身者を、現在もどんどん

立候補させて持ち込もうとしております。昔は、県知事も市長も、天皇または政府の任命制でございました。こういう方向に行って、昔の大きな軍、こういうようなものを県の中につくる、都の中につくる、そういうふうにして中央から県、中核市というふうにして、開発を中心とした国家づくり、そういう歴史に逆行するような意図があるのではないか。これからいろいろと財政の問題は政府を含めて厳しい面が出てくるに違いございません。それは、現在の不況が、非常に日本資本主義の深い病気に基づくもの、国際的に複合したかかわりによる深刻な不況でございますので、なかなか今の自民党政府あるいは連合政府によるやり方では、解決の方向は打ち出せない。ますます矛盾が深まっていく状況でございます。ですから、消費税を税率アップをして、将来は15%ぐらいの税率に持って行って、どんどん貧しい国民から財源を生み出させる。そして、軍事費とODAの予算をふやしていく、海外に出兵する、そういうある人に言わせれば普通の国だそうですが、これぞ軍事大国を目指していくその一環の流れとして、今度の地方自治法の改正が出てきているのではないか、こういうふうに私は分析をするわけでございます。

学者の皆さんもいろいろとこの点について論文などを発表されております。結局、今政府がねらっているのは、地方自治体に地方分権と称して権限を与えるかのように見させる。そういう中で、地方自治体によって財政の削減を行うような方向に、地方自治と国民を誘導していく。地方自治体の財政活動をいろいろの点から拘束をして、結局は財政削減を政府の音頭取りによってではなく、地方自治体に任せて、日本全体の福祉、教育の財政を削減をしていく、そして、やがては地方自治体のすべての仕事を効率化とか企業主義を持ち込めというような方向で民営化部分をふやしていく、地方自治も結局は福祉、教育、住民本位のまちづくりというものに対する仕事を狭めていく、住民参加も窮屈になっていく、そういう方向が狙われている、そういうふうに主張する地方自治問題の学者の方が多いわけでございます。

地方自治が今意識され、住民運動が盛んになってくる。これを逆手にとりまして、住民の多様なニーズにこたえるためにというような論理で、国民意識を変えていこう。福祉の点もそうでございます。一例を挙げれば保育園、就職していない人、女性の社会的な地位向上、社会活動、いろいろな文化活動をしたい、そういう人たちは就職してなくても保育園に子供を預けられる制度にもっていこう、こういうことを言いながら、結局は経済的ゆとりのある人だけが保育園に入れるような制度、国や地方自治体は児童の措置という権限を取り上げられまして、民営化の方向に持っていこう、これが大きな政

府の今、動きでございます。こういう流れの今申し上げました中核市づくり、地域の連合の方向へのこの体制づくり、そういうものとなってきているのではないかと、私はそういう危険を考えるわけでございます。

そういう前提に立ちまして、私が、きょう質問をいたした次第でございます。まだ、閣議で決定したばかりでございますし、地方自治体に対して、どういう指導なり文書なりが届いているかも存じておりません。しかし、こういう動きについては、もうここ相当長い歴史もありますので、市当局もいろいろ勉強をされているのではないかとというふうに思うんです。

市町村合併の沿革というものも、この自治省の文章の中で解説的に述べられております。「明治の大合併」というのがあったそうでございまして、明治22年末には7万1,314あった町村が1万5,820と、約5分の1に減少した。次は「昭和の大合併」というのがあった。これは、昭和28年を例にとりますと、9,868あった市町村が、昭和36年6月の資料では3,472と、約3分の1に減少した。これらは、すべて機械的、画一的な合併であったというふうに自治省は言っております。今回は違うぞ、自主的に地方自治の意欲に基づいて合併をしてくれよ、そういうような内容になっているというふうに、私は受けとめたわけでございます。

この点について、日野市に質問をいたします。一つは、こういう動きについて、既につかんでいらっしゃるかどうかということでございます。同じような内容でございますけれども、こういう動きに対して、市町村というものはどういうふうに受けとめて、今いらっしゃるのか。また、日野市としては、今後こういう動きに対しては、どういう対応をされようとしているのかというような点について、質問したいと思います。

○副議長（宮沢清子君） 竹ノ上武俊さんの質問についての答弁を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（大崎茂男君） 地方分権ということの御質問でございます。地方分権という言葉は、もうその言葉が出てから、かなり時間がたっておるようでございますが、特に第3次行革審の答申が行われまして、それにまつわっていろいろ論議が展開されているところでございます。御質問にありましたように、いろいろな学者先生方のお考えもあるようでございますが、私どもの方に、特に行政的な連絡というようなことは、まだ正式には来ておりません。

ただ、第3次行革審の内容をちょっと御披露いたしますと、地方分権の必要性ということにつきましては、これまでどちらかというと、国づくり、国家主体の政治が行われ

てきていた。それで、経済の発展、経済主義に基づいてきたんだが、これからはそうではなく、質のあるゆとりのあるこれからの社会、国民の生活大国としての行政をやっていくべきだというような考えの中で、国の役割それから地方自治体の役割を分けて、それで進めていったらどうかというようなことのようにございます。一般的に地方分権として、広く国民にアンケートをとった一例を申し上げますと、これはある資料からなんです、地方分権というイメージで何が出るかということですが、中央集権とか東京圏一極集中というような答えが返ってくるようでございます。そのような中で、やはり国が中心だあるいは東京圏が中心だという時代から、これからは地方に重きを置いていくべきだというようなことが、この地方分権ということの行革審の中では言われておりますし、また、それぞれの行政学者でも、そういうような意見を述べておる方が多いわけでございます。

その中で、御質問にありました中核市とか広域連合ということも出ております。これは、行革審ではなく、第23次地方制度調査会などからも出ておるわけでございますけれども、やはり地方分権といいますか、地方に主体を置くというような中での一つの段階的な方策として、中核都市といいますか中核市、あるいはそこまでできないとすれば、広域連合というようなことでの考え方が出てきておるといふふうに受けとめておるところでございます。中核市では、それぞれの一つの基準がございまして、日野市がそれに当てはまるかどうかとか、あるいは広域連合については、近隣の市町村とどう携えていくかというようなことも今後の問題だと思いますけれども、地方分権とかあるいは地方自治、地方を主体にというようなことにつきましては、これは地方自治体の中からも、かなり意見が出ておるといふふうに聞いております。特に全国の知事会、そういうような中では、地方分権を先取りするような形で、どちらかというところの段階でこの地方分権の制度といいますか、中身について検討するということが強いようございまして、公式には、東京都でこの研究会が発足したというようなことが、市の方に文書として来ておるといふような段階でございまして、今後いろいろ国が進めてくる分権の内容あるいは受ける側の自治体の対応、これは東京都なり府県がまず最初になろうかと思っておりますが、そういうような心構えについては、今後の研究課題というふうに思っております。

○副議長（宮沢清子君） 竹ノ上武俊さん。

○29番（竹ノ上武俊君） 日野市としての動きに対するつかみ方、状況という点は詳しくわかりました。しかし、これは企画財政部長、日野市の官僚という失礼ですけども、そういう立場、行政マンとしての立場からの答弁でございます。ですから、この動

きに対してどうかということは、なかなか言えないだろうというふうに思うんですね。何となく受け入れるようなために、いろいろ研究しているというような感じがしないでもないんですけど、それでもないかもしれないし、これはなかなか部長としては、発言のできないところだというふうに思います。

地方自治体の首長として、最後は市長に答弁をお願いしたいと思います。その前に少々意見を加えましてから、市長のお答えをいただきたいというふうに思うわけでございます。

地方自治体の権限というものを、今そういうふうにもいろいろいじくっていかうと政府がしております。大きな例で、自治体と財界、政府との関係はどういうふうに動いていくかという例として、私は一つお話ししたいと思うんです。これは、横浜の「みなとみらい21」という計画がございまして、だんだん完結の方向に進んできております。このとき、三菱の社内報などに出ていたそうでございます。1985年、この「みなとみらい21」というのを計画する街区は25街区と呼ばれているわけでございます。当時の社内報には、現在容積率は200%である。しかし、そのうち400%以上になるであろうと、社内報が1985年、一企業でありながらこういうことを書きました。ところが、その後どんどん政府などの指導の中で、横浜市などがどんどん方針を変えまして、最終的には容積率、現在1,030%である巨大超高層ビルができ上がってしまったわけでございます。ですから、地方自治体に合わせてまちづくりを進めるというのではなく、結局大きな動きというのは、こういうふうにもまちづくりも財界と政府に合わせてまちづくりが進んでしまう。私はこういうスタイルを各地に持ち込もう、そういうねらいが今度の動きにあるのではないかというふうに思います。これは一例、具体例としてふさわしくないかもしれませんが、こういうことが現実に行われたわけでございます。

そういうことも関連するわけでございますが、今地方自治を本当に真剣に追求されている日野市長として、今回の政府の動きに対する御感想、見解がございましたら、お答えいただきたいと思っております。

○副議長（宮沢清子君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 御質問の地方分権論議に対して、私自身定まった論評をするだけの知識を持ち得ておりません。我が国の憲法は、前文の冒頭に日本国民は正当に選挙された国会における代表者を通じて行動する。そしてまた国政は、国民の厳粛なる信託によるものである。こういう趣旨が明確にされております。

いわゆる経済能力あるいは情報化、いろいろな機能の発展によって、とかく放任すれ

ば中央集権に集中され、あるいは一極という東京にほとんどすべての機能の中核の役割が集中する、こういう傾向にある今世紀の状況でありますから、その政府が余り過大な統治能力を持つということに対しては限度がある。したがって、国民総参加の地方自治によって、それぞれの権限能力をわかち合っていこう、これが分権論の論ぜられるよりどころであろうと考えられるわけでありまして、でも、その手法として、いろいろな説が行われておるわけでありまして、いずれが一番適当かということをおのずからこれからの歴史が定めていくプロセスであろうと思うわけでありまして。

封建時代から立憲君主国の時代を経て、今、日本国憲法に基づく民主主義の時代に国民は置かれておるわけでありまして、その主権在民また地方自治の権限能力、これらがより明確に機能する、そういう行政形態をつくるがいいということは、一般論としては言えることだと思っております。

そのまた、権限能力の単位をどういふところに置くべきかということが、諸説の行われる内容だと言えらるるわけでありまして、大きく言えば、中央政府は外交でありますとか、あるいは大きな財政でありますとか国防でありますとか、そういう国土全体にかかわる分野をつかさどり、地方には国民、市民の民政や、そして、いわゆる主権在民にふさわしい地方自治のあり方をみんなが納得できるといいますか、享受できる、そういう状況を目指すべきだろうというふうに言われる一つの根拠があるというふうに思います。しかし、日本の官僚制度からいって、そう単純明快に結論が出るというふうにも思われません。むしろ、中央は中央らしく、また地方は地方の権限能力をより高めて、そして説得力のある、そういう自治のあり方を追求すべきだというふうに思っております。

漠として論になっていないかもしれませんが、道州制という言い方もありますし、共和制という言い方も、またないわけではありません。大いに地方分権は、今後、国民課題として、地方がいわゆる自治のよりどころとして大きく機能権限が持ち得る、そういう発展の仕方をすべきであろう。そして、中央をより地方に分割することによって、また地方自治もおのずから大きく変わってくるだろうというふうに考えられます。そういう課題を今世紀、21世紀の課題として国民自身が考える、またそれが政府に反映される、そういうことでなければならぬだろうと思っております。

力関係としての中央と地方の関係は、もっと分散をさせて、地方に大きく権限を委譲する。そのまた権限を履行し得る財政力を移行させる、こういうことでなければならぬというふうに考えております。

○副議長（宮沢清子君） 竹ノ上武俊さん。

○29番（竹ノ上武俊君） ありがとうございます。

市長は漠とした答弁ではないかなと、感想を漏らされました。私はそうではなく、今の地方自治体に対する政府、財界の考え方、動きがある中におきましては、今の市長の答弁は、非常にすどく深く国民の権利を大切にす立場から、また長年の地方自治体の運動を实践された体からにじみ出る具体的なすばらしい答弁であったというふうに受けとめた次第でございます。（「そうだ」と呼ぶ者あり）日野市は、そういう精神でもって全国市長会などでも筋を通していただきたいというふうに思います。

市議員に全国市議会旬報というのが、ときどき配られてまいります。この6月5日号に、全国議長会への衆院議長、参院議長の祝辞というのが紹介されております。これは、なかなか漠としたあいさつなんですけれども、よく読むと、やはり政府の地方自治体に対する考え方を表明しようとしているなという気がするんですね。参議院の原文兵衛さんの祝辞、これは原文兵衛議長が直接書かれたかどうかは存じません。しかし、「国と地方の役割分担についての議論を深め、両者のより強固な協力関係を構築しよう……」、こういうふうにあいさつをされております。両者のより強固なというんですけど、両者のより強固じゃなくて、政府により協力で地方自治体が協力せよというふうに、これは私は読み取るべきではないかというふうに思います。そして、「各自自治体が自主性、自立性を強化し……」こういう言葉を用いて、その文章、あいさつそのものはすばらしい気もするんです。「住民が誇りと愛着を持てることのできる、豊かで活力ある地域社会づくりができますよう、最大限の努力を傾けてまいる所存であります。」と、こういうふうに言っているんですけども、先ほど言いましたとおり、今度の地方自治法改正のさまざまな文書の中にもありますように、自主的に自立的に大型合併、連合の方向に行けという趣旨がうたい込まれておりまして、私はこういうところからも酌み取った上で、こういうあいさつをされているのではないかと思います。これが、単なる勘ぐりでなければいいわけでございますけれども、私たちは地方自治を充実させていくことこそ、日本が生き生きとした国に前進ができる、そういうふうに思っております。

同じく全国市長会関東支部総会の決議というものも資料として配付いただきました。今、不交付団体における財政的措置の拡充を図ること。地方独自財源の強化。これは抽象的でございますので、地方消費税なども認めてしまうような危険性のある文言ではありますけれども、地方独自財源の強化ということもうたっております。不交付団体を含め、完全補填を減税に伴う地方自治体の減収分についてはせよ。国費の単なる地方転嫁

とならないよう国庫補助金の一般財源化等については十分の財源の確保を図ることというようなことが、市長さんたちの最大の今、要望になっているテーマであることが示されております。

そういう点からも、地方自治が大いに頑張って住民の福祉、教育、あるいは住民参加によるまちづくり、緑の保存、こういうことに尽くしていくべきである、そういうふうを考えるわけでございます。市長並びに市幹部職員の皆さん、また、全市職員の皆さんが地方自治前進のために、憲法の本質に沿って頑張ってくださいよう心から願うところです。

現在、羽田内閣はとんでもないことをいろいろやろうとしております。参議院ではわずか24%の支持率、国民の得票数では30%の得票率しか持っていない羽田政権です。国会において総理大臣を任命するという我が国の法体系の中では、議会制民主主義を守るものであるならば直ちに解散して、こういう少数内閣でもよろしゅうございませうかと、国民に真を問うというのが当然ではないでしょうか。（「日野市は少数与党」と呼ぶ者あり）それはちょっと違うんですよ。

今、羽田政権のもとで、近々、お隣の横田基地はゲートの表示が「アルファ」というマークに変わったそうでございます。これは脅威警戒体制というものを示すマークでございまして、こういうふうにして、有事体制に着々と至るところで備えている。私が、質問をしております今日も5月23日から7月6日まで、日本の自衛隊が大々的な日・米・韓の事実上の一体化軍事演習であるリムパック94というのを連日行っております。参加国はアメリカ、オーストラリア、カナダ、韓国、日本の5カ国、自衛隊がその演習に持ち込んだ武器、日本から初参加のイージス艦「こんごう」を初めとする、いわゆる“八八艦隊”これは護衛艦8艦、搭載ヘリ8機というものを“八八艦隊”と言うんだそうです。護衛艦「くらま」5,200トン、「はたか風」4,600トン、「ゆうぎり」「あさぎり」「さわぎり」「はまぎり」各3,500トン、これに補給艦「ときわ」8,150トンが随伴する。これに潜水艦「たけしお」を加えると、10隻が参加する。また、航空機は、対潜哨戒機P3Cオライオン8機も参加する。護衛艦の部隊が約1,950人、航空機部隊約160人、潜水艦部隊90人、合計約2,200人。この規模は、アメリカに次いでトップであるということで、こういう記事を読んでおりますと、私が小学生であったころの戦争中の何か新聞記事を読んでいるような感慨に陥ってしまう、こういう憲法違反の行為をやっております。

そして、有事体制ということになりますと、大変なことが行われます。今、有事体制、朝鮮の制裁ということが言われております。米議会調査局『94年の朝鮮危機』という、

どうやって制裁を加えるかというシナリオなどが発表されております。こうなっております。「原子炉の炉心に達する直接攻撃によって、数時間以内にソウルが、翌日には日本南部が放射性降下物で覆われるだろう」日本国民や日本国憲法に多少迷惑がかかるかもしれない。「敵軍の攻撃体制がととのう前に、その虚をつき…短期の勝利の展望を増大させるだろう」海上封鎖は戦争行為である。こういうようなことで、アメリカがシナリオを書いております。この経済封鎖であれ、これが海上封鎖であれ、こういうことに東部方面の援護射撃だということであれ、すべて戦争行為につながっていく大変危険な、今動きをアメリカと羽田内閣が進めているわけでございます。

ペリー米国防長官は「朝鮮有事」では「数十万の犠牲者があるだろう」と堂々と言っているわけでございます。こういうことを解散もなしに、羽田内閣が勝手に決めて国民に押しつける、本当に許せないわけでございます。

消費税率も10%アップ、これも国民に諮らず押しつける、本当に許せません。そして、国会の中では、ある大臣が日本共産党志位書記局長の質問日本対して答弁しておりました。全く本当にでたらめな内閣でございまして、これはもう国民が本当に解散してほしい。羽田内閣は、本当にもうこれは認められないと目をふさがなきゃいけないような状態だと言っておりますが、きのう、公約に対する質疑のやりとりが日野市議会でもございました。

ある大臣はこう言っているんですね。公約というものは「選挙前のことにつきまして、そのときの、要するに次の政治体制がどうなるかは、全くわからないわけでございます。」満場爆笑の、私もテレビを拝見いたしました。状況でございましたが、消費税反対と選挙前に言ったのは、次の政治体制がわからないからどうなるか全くわからないという立場であったんだ。だから、公約なんかは政治体制の変化によっては変えていい、こういう答弁をするような大臣の人たちがつくっている内閣なんですね。本当に国民をばかにしているではありませんか。

私は市議会議員ではございますが、こういう羽田内閣は直ちに解散、総選挙を行え、そして、民意が最もよく国会に届く現在の中選挙区制で総選挙を行えということを強く訴えまして、この質問を終わります。御協力ありがとうございました。

○副議長（宮沢清子君） これをもって5の3、地方自治・住民自治をそこなうニセの地方自治分権論について問うの質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（宮沢清子君） 御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午前11時38分 休憩

午後1時5分 再開

○副議長（宮沢清子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問6の1、市民の側に立った行政サービスの向上について問うの通告質問者、江口和雄さんの質問を許します。

〔1番議員 登壇〕

○1番（江口和雄君） それでは、通告に従いまして、市民の側に立った行政サービスの向上について問う、こういう大きなタイトルの中で、具体的には3点ほどについてお伺いをしたいというふうに思います。

まず第1点目の問題でございますけれども、この日野市の中に市で所有あるいは管理しているという公園、スポーツ施設あるいは学校等のこういう施設の利用に関しての問題についてお伺いしたいというふうに思います。既に世の中、週休2日制が定着しました今日、働く市民あるいは家庭の奥様方、そういった方々がスポーツあるいは文化活動にと、日ごろの忙しさをリフレッシュする、こういうことでその活動に随分と生活時間の中でも、その時間をかけるようになってきたというふうに思います。また、最近ではJリーグの人気の大変象徴的ではございますけれども、大変新しい分野のスポーツというようなものも大変盛んに行われる、こんなような状況でございます、従来スポーツといえますと、柔道とか剣道とかあるいは卓球とか野球とか陸上競技だとか、どちらかといえば大変専門的に運動をやっているという、そういった方々がスポーツを楽しむというような傾向だったわけでございますけれども、最近では、ジョギングだとかウォーキングあるいはインディアカ、ハングラライダーとか、さらにはエアロビクスなど家庭の奥様あるいはお年寄りまでも含めて、だれもが気軽にスポーツを楽しむ、こういったような状況にあるかというふうに思います。

このような中で、市内にも多くあります企業や学校、さらにはスポーツクラブというような中で運動をしている方は別といたしまして、グラウンドや体育館の不足というのは、市民の慢性的な不満として、大変多く出てきているわけでございます。このことにつきましては、既に本議会におきましても、大勢の議員の方々からいろんな角度から、このことについての問題提起がされているわけでございますけれども、日野市の現状を見たとき、こういった施設をすぐにつくるということについては、大変現在の財政状況あ

るいは用地不足というような点から考えまして、相当な困難があるというふうに思っているわけでございます。

そういった中で、限られた施設の利用等につきましては、それぞれその仕事に携わっておる関連部門の担当者の方々の大変な御苦労と工夫によりまして、公平な抽選会やきめ細かな運営によって、市民の皆様に利用していただいているわけでございますけれども、今目的に平成6年度の予算が既に決まり、その執行が進んでいる段階でございますけれども、この平成6年度以降の中期的な計画として、スポーツをするためのグラウンドやテニスコート、あるいはナイター設備の新設など、第3次の日野市の総合計画、基本計画の中には触れられているわけでございますけれども、その具体的な計画については、どういったように市民の中に示されていくのか、そのことを一番最初に教えていただきたいというふうに思います。

要するに、計画そのものについて、ぜひ中間的にことしより来年、ことしはここまでできた、あるいは2年後はここまでできた、こういったことがどういった形で市民の中に、一つの事業というものが示されていくのか、このことについて特にスポーツ施設等に絞って、現在どういうふうにお考えになっているのかお聞きをしたいというふうに思います。

○副議長（宮沢清子君） 江口和雄さんの質問についての答弁を求めます。社会教育部長。

○社会教育部長（大谷俊夫君） 直接スポーツ施設ということでございますので、私の方から答弁をさせていただきたいと思えます。

まず第3次基本計画原案に触れられておりますスポーツ施設につきましては、まず総合体育館につきましては、前期の時期に用地の確保、そして後期に建設というふうに盛られているわけでございます。これをどのように実施に図っていくかということにつきましては、さらに実施計画等に盛られていく、その手順があるわけでございますが、私どもの部といたしましては、財政フレームのこともございますが、主管の部としての願望を含めた努力目標として掲げておりますことは、体育館につきましては、前期の10年度までに検討、調査をいたしまして、基本計画、実施計画を進め、並行いたしまして用地の買収をいたしまして、後期の11年度から建設に着手できればというふうな願望を込めて計画を進めているところでございます。

それから、野球場につきましては、第3次基本計画の中では、前期に用地の確保、後期に建設というふうになっているわけでございますが、これにつきましても早い時期に

建設できるように主管課としては努力をいたしたい、このように考えております。

それから、テニスコート等につきましては、直接第3次基本計画の中に具体的には載っておりませんが、これも整備につきましたの検討を進めていくということでございます。最終的には北原公園等にも4面のテニスコートができるというふうな計画がなされておりますので、これらにつきましても、なるべく早い時期に実現を図っていきたいというふうに考えております。

それから、ナイター施設でございますが、基本計画の中には小・中学校のナイター設備の整備を図るということで、前期後期とも整備をしまっているようになっております。このことにつきましては、既に中学校の5校に設置をされておりますが、さらに3校につきましての中学校全校にナイター施設を設置したいというふうなことで、これもできれば隔年に1校ずつぐらい設置をしまいたい、このように考えているところでございます。

これが、どのように市民に知らされていくかということにつきましては、実施計画に盛り込まれ、さらに予算化されていくことの段階で示されていくと思っておりますけど、主管課といたしましては、今申し上げましたような計画に基づいて進めてまいりたい、このように考えております。

○副議長（宮沢清子君） 江口和雄さん。

○1番（江口和雄君） ありがとうございます。

今、答弁いただきまして、具体的に既に隔年からというようなことでの用意をされているものもあるというふうにお聞きしまして、ぜひ確実な実行の方をお願いしたいというふうに思いますが、もう少し今の御答弁の中でつけ加えてお聞きしたいわけでございますけども、主管課としての取りまとめにつきましては、当然していただくわけでございますけども、やはりこういった市でまとめた基本構想等については、今、市からの市民への伝達の手段といたしましては、広報等を中心としてあるわけでございますけども、そのことに大変興味を持って見ている方からしてみれば、予算のたびにとかそういったときに、相当真剣になってその状況を見るわけでございますけども、そうでない方については、大変私なんかも含めて残念なんですけども、どうしても形が、単に市の広報で出しているから、それで知らされているというようなことに言われたとしても、なかなかうまく伝わってこない。もう少し市としてのやっている事業等について、広報等の利用についてが一番いい方法かとも思いますが、やはり総合計画に示されているようなものについては、中間段階の報告というものが、もう少しいろんな形で、手段

で、市民の方に見せていくようなことが、何とか工夫ができないだろうか、こういったことを常々思っているわけでございます。

特に期の区切りであります予算審議あるいは決算等の中、さらには日野の議会の中には、スポーツ等特別委員会もあるわけでございますけども、そういった中での論議とは別に、やはり市民に対してもう少し一歩、親切さというものが前面に出るような広報活動についても、ぜひこれから工夫をしていただければ、大変ありがたいということをお願いしたいというふうに思うわけでございます。

それと、この基本計画の中を見ますと、特に言葉としてどうこう言うつもりはないんですが、整備あるいは充実、さらには推進というような言葉が、この基本計画のあちこちに大変多く使われているわけでございますけども、できれば、これが実現とか実行中、こういったような文字がたくさん使われてこなければ、本当に意味がないというふうに思いますので、今、スポーツの点だけをとらえまして私は要望いたしましたけども、それぞれの総合計画の進捗状況につきましては、ぜひ大変重要なことだと思っておりますので、これから市民に対する中間報告でもいいと思いますから、そういった、これは用地取得まで進んだとかここまで基本設計ができたとか、そういったことについて、知らせていくということについての工夫を、ひとつ要望しておきたいというふうに思います。

さて、今お答えいただいたこととは別に、市長が今議会の最初の行政報告にも触れられました財務会計電算化システムの運用開始の報告があったわけでございますけども、その中でも、後半の方には事務の電算化促進というようなことをうたわれているわけでございます。特に、今この日野市の現状を見たときに、限られた少ない施設の利用についての問題ですけども、私は、ぜひこの施設の利用状況や予約状況、こういったものについても、電算化の取り組みの中で、ぜひ少し先取りするようなプログラムシステムというものができないのかということ、ひとつお伺いしたいわけでございます。

市役所あるいは支所、さらには図書館と言われるように市の施設が各所にあるわけでございますけども、こういったところで常にその利用状況が把握できる、あるいはこういった施設が将来的には基本計画に基づいて完成していくわけでございますけども、そういったことを見越した中で、将来的には予約等についても、市内のどこにいてもできるというような、こういう前向きな取り組みをすべきじゃないかというふうに思いますけども、こういった点につきまして、せっかく事務の電算化が進んだわけでございますから、一歩突っ込んで時代を先取りするような、世の中全体としては、既にこういった

システムが運用されているところも、かなりあるというふうに聞いているわけですが、日野市として、こういった公共施設の利用なり予約等については、電算化ということの中に計画されているのかどうか、このことにつきましても、前にもこの質問につきましては、一部先輩議員の方からあったかと思えますけれども、現時点でこういった点について、コンピューター利用による市民サービスのレベルアップということについて、計画があればお聞きをしたいというふうに思います。

○副議長（宮沢清子君） 企画財政部長。

○企画財政部長（大崎茂男君） 行政の電算化事務でございますが、一般的に、今までは市民課の窓口を中心といたしました住民基本台帳等の電算化を、まず第一段階に行いまして、これをデータにした各行政部門での活用等も行っております。二つ目の大きな事業としては、財務会計をシステム化したわけでございます。また、財務会計につきましては、さらに学校事務等の方の計画がございましたり、それから、決算の関係があります。

財務のシステム化が終わった次のことというような、今後のスケジュールの中では、まだ御質問にあります市民施設の利用についてのシステムということが、スケジュールにはのっておりませんが、大きな財務会計が一応、一段落いたしますれば、あとはそれぞれのところに細かく配慮していきたいと思っております。特に、それぞれの職場に端末機が置けるような状態が、この財務会計制度が一通り終わりますと、端末機が置けますので、それを十分活用していきたいというふうに思っております。

○副議長（宮沢清子君） 江口和雄さん。

○1番（江口和雄君） どうもありがとうございました。

ぜひこの宝の持ちぐされと言っては何ですけども、やはりコンピューターに頼るということは、もはや市の仕事を問わずすべての分野において、大変パソコン等も中心として普及しているわけですから、できるだけそういった点については、先取りしたことというものをやっつけていかないと、やはり日野市の市民というものが常に着実に市民がふえてき、新しい住民がふえてくる中で、そういったことは私の口から言うべき問題でもないかと思えますけれども、先取りした施策というものに対してやっつけていかないと、市民の中と市政との間の溝がいつまでも埋まらない。先取りすることによって、そういったことに、市民に本当に行政の方もよくやっているな、こういったことが言われるわけですが、別に褒めてもらうためにやるわけじゃございませんけれども、先取りした施策というものを、ぜひこれからも考えて仕事に当たっていただきたい、このことを

コンピューター関係のことについては、お願いをしておきたいというふうに思っています。

次に、窓口の対応ということで、少しお伺いさせていただきたいわけでございますけれども、今、窓口と一口に言いましても、大変各部課を初めとして支所あるいは各施設いっぱいあるわけでございますから、どここの窓口ということを使うつもりもございませんけれども、市民と行政に携わる人の最初の接点の場として、それぞれの窓口というところが果たす役割は大変重要だというふうに考えているわけでございます。

特に最近、私は市民の一部の方から寄せられた苦情でございますけれども、その方が言うには、市民として市の担当者、いわゆる窓口の担当者を交代してもらうことはできないでしょうか、こういった大変ショッキングな相談をいただきました。私といたしましては、随分困った相談を持ち込まれたというのが、率直な気持ちでございます、お話を聞いたわけでございますけれども、その方の言い分をお聞きしてみますと、どうもあの担当者があの窓口にいる限り、またことしもいやな思いをしますと。要は、その担当の職員の方は、その方のお話を一方的に聞いただけではよくわかりませんが、私なりに解釈するならば、恐らく市の決まりとか条例とか、一つのルールに基づいてきちんとした対応をされているなというふうに思うわけでございますけれども、一方そういったやりとりを聞いているその上長といいますか、上司の方といいますか、そういった方の方にそのお話が持ち込まれますと、結果的には、その上司の方は許可をしてくれる、その使用について。こういうようなことがある。私はその場面、どちらが正しいとか悪いとか言うつもりはないわけでございますけれども、市民にしてみれば、やはり許可をしてくれる方に好意を持つというのは、ごく当然なことではないかというふうに思うわけでございます。

市役所の公の仕事でございますから、とてもでたらめなことをしているというふうには、私は思いませんけれども、率直に言わせてもらえるならば、私は、やっぱり使用を許可してくれる上司の方々の判断の方が正しいのではないかというふうに、端的に思うわけでございます。

これが、一度だけならさもしらず、毎年のようにこういう同じことが繰り返されているというふうに、その市民の方は言っているわけでございます、こういったような事実について、どのように理解すべきなのか、私としても大変頭の痛い問題でございます。特にこのことにつきましては、企画財政部長あるいは市長の方から、こういった事実に対してどういうふうに受けとめていいのか、お考えがあれば聞かせていただきたいと思

います。

○副議長（宮沢清子君） 総務部長。

○総務部長（小林 修君） お答えしたいと思います。

窓口業務というのは、行政サービスの最先端の仕事でございまして、我々人事を担当している者から言わせますと、窓口の対応が大事だということは常々言っているわけでございます。それで、一般的に窓口対応は新しい職員が対応することが現実には多いわけですけども、できればベテランも少し難しい仕事の面の場合は、ベテランが窓口対応をすべきだというようなこともお願いしているところでございます。

今のちょっとお話を聞きまして、私の耳にはそういうケースが上がってきておりませんけれども、一応私の方もいろいろ職員の窓口対応についての問題を調査してみて、何らかの不都合があれば対応していきたいと思っております。市民には迷惑をかけたくない。市長も言っていますように清潔、親切ということがモットーでございまして、十分、職員もそれを踏まえて対応していかなければいけないと常々思っているところでございます。

○副議長（宮沢清子君） 江口和雄さん。

○1番（江口和雄君） 今、企画財政部長と言いましたけれども、総務部長の主管でございました。ありがとうございました。

不都合があれば対応したいということで、これは対応してもらわなきゃ本当に困るわけでございますけども、今の中でもう少しやや質問の本題の趣旨とは角度が違うかもしれませんけども、こういった今のお話の中で少し関連して、市役所の内部における人事といいますか仕事のやり方といいますか、こういった点について少し、これは教えていただきたいというふうに思うわけでございますけども、だれもが自分の好きな意欲を持ってやれる仕事をしてみたい、こういうのは全く当然のことだというふうに思いますし、そういった市の職員が、本当にやる気を持って自分の好きな仕事をやりたい、こういったような方も大変多いんじゃないかと思えますけども、現在、市の中におきましては、そういった職員の仕事に対する自分の要望とか配置転換に対する希望というものについて、こういったような形で人事担当部署としては、そういった希望は叶えられることができるのかどうか。あるいはそういったようなことが定時的にといいますか日常的にといいますか、そういったことが管理者として把握できるというか、あるいはヒアリングをすれば、そういったシステムがあるのかどうか、そういった点についてお教を願いたいというふうに思います。

○副議長（宮沢清子君） 総務部長。

○総務部長（小林 修君） お答えいたします。

一般に職員の基本的な異動ですけれども、毎年1回自己申告というものを各職員からいただいております。これは、職員に直接お配りして、第1希望から第3希望まで、自分の行きたいまた異動して仕事をやってみたいという部署等を書いて、職員課へ直接上げる、職員課はそれを保管する。そして、職員課が、異動の対象になっているときにはそれを参考にしながら異動する。

それからまた、異動の基準は一般職については、大体5年を1サイクルに考えております。これは技術職なんかは別にしまして、一般職は5年を1サイクルということをやっているわけでございますけれども、職場の中には希望する部門が偏ることがございます。それについては、第2希望なり第3希望の中で対応していくということを基本的にやっているわけでございます。

それからまた、上司がその職員の仕事ぶりを見ていて、どうもこの部署は合わないんじゃないかというような場面もあるわけです。そういうときには担当所属長が――課長ですけど、所属長が職員課と相談にきて、それについての対応をしているというのが、今の大体実情でございます。以上でございます。

○副議長（宮沢清子君） 江口和雄さん。

○1番（江口和雄君） ありがとうございました。

実際に、ついた職場が合わないということであれば、上司が職員課と相談してということでございますけれども、もうちょっと全体的なことということで、基本的な考え方でちょっと今、市長さんにもお聞きしたいというふうに思いますけれども、民間会社と違いまして役所のことですから、どういった方々がどういったように、こういった人事なりあるいは日常の職員と接することについてはどういうふうにするのかというのは、私もわからないので、市長にちょっと教えてもらいたいわけでございますけれども、理事者の最高の長として市長が市の行政の責任を負っているわけですけれども、市長として、例えば市の職員の方々と一人ひとりとお話をするとか、そういったようなことというのはあるのかないのか、あるいはしょっちゅうやっているんだったら、私が知らないわけございまして、そういった点について、最高責任者がやるかやらないかのよしあしは別といたしまして、市長さんとして、そういった点について日常の職員の中にあるそういう気持ちというようなものをどのように把握されているのか、あるいはどのようなことをしてきたのかというようなことが、もしあればお聞かせを願いたいというふうに思いま

す。

○副議長（宮沢清子君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 市役所という行政サービスの拠点が地方自治体の管理運営の中に存在をし、日々の市民サービス活動を行っておるという仕組みであります。したがって、その事務にかかわる職員は、常に市民本位であることは言うまでもございませぬし、地方自治の原理をよくわきまえて、日常業務に尽瘁するということは当然であります。

私もいろいろな経験を経る中で、全体の職員に個別に意見交換をするということは、なかなか不可能でありますから、一定の組織を通じて、その責任体制に基づいて意見交換をし、お互いの判断基準をつくっていくということは、日常活動の中で絶えず行っておることです。全体に対します、つまり庁内に対します放送施設を使って、今のところでは、なるべく月に一、二回は「市長の月曜スピーチ」という言い方でいろいろな時事問題あるいは地方公務員としての物の考え方等について、情報を伝える手段に用いているということはあるわけでありまして、職員の人事採用から始まって一定の基準に基づき、いわゆる庁内の人事異動ということも、今、総務部長がお答えしましたとおり、一定の期間を基準としていろいろな経験をします。そして、能力を高めることはもちろんでありますし、地方公務員としての職員像を高めていきなさい、こういうことをいろいろな形で指導しておるわけです。

別の言い方ではありますが、今、江口議員さんからいろいろ御提案のある、いわゆる公共施設、市民の使用される施設につきまして、それらの条例が伴うわけではありますが、その条例は使用という言葉が使われております。使用条例あるいは使用料、特に使用料ということが、私ども非常に厳しく公務員に求められる根拠があるというふうに考えております。つまり、すべての施設等は市民の使用のためにある。つまり、持ち主は——持ち主はといいましょうか、その主体は市民に所在するといいましょうか、そして、地方公務員という立場は、それを正しく運営をする管理者であるという関係だろうということを、日ごろみずからも考え、庁内の窓口サービス等の一つの基準といいましょうか、心構えにしておるところであります。

そういう意味で考えます場合は、つまり主権在民ということが、もう明確にその内容になっておるわけでありまして、つまり、すべての行政は主権者にサービスをする手段として存在をする、機能する、こういうことでなければならぬと思っております。したがって、ごくわかりやすい言葉として、私どもの庁内では親切、清潔、能率という

ことを唱えております。組織といたしましては、別の言葉で協力、また機能、そして規律という言い方をしております。それらをうまくみんなが正しく理解をすれば、おのずから庁内には大いにやる気も生まれ、また、地方公務員としてのみずからあるべき姿、これがとりもなおさず職員像だと思っておりますが、それらがだんだん完成をしていくというふうに思っております。

今伺いますと、いわゆる貸し出し等の窓口事務で不愉快に受けとめられておる事柄もあるということのようではありますが、特別の市民側からのエゴと言われるような事項がなければ、公平公正に御説明をして、そして理解をしていただくというのが前提でありますし、時々トラブルが起きるということも経験するところであります。別の言葉で、私は市役所は封建時代の代官所ではないんだ、市民に直接サービスする市民側の主権者の方へのサービスの拠点である、中央の何か施策を市民に強いたり、中央のまた代行をするような関係ではない。地方自治というものこそ、まさに日本国憲法の、先ほどの御意見の中にもございましたが、新しい概念であります、統治する仕組みと自治する仕組みが適切に機能して、そして民主主義は発展をするということではなければならないというふうに思っております。

まだまだ未熟な点があるかもしれませんが、そういう考え方に立ちまして、納得のしていただけるあるいは満足のしていただける、特に不愉快や不公平を感じられるようなことがあっては、これはまさにまだまだ民主主義が理解されていないということになると思っておりますので、もっと意識を高くして地方自治の理念、そして住民サービスの考え方を普及、徹底させていきたい、このように考えております。

○副議長（宮沢清子君） 江口和雄さん。

○1番（江口和雄君） どうもありがとうございます。

市長の方から大変公務員としてのとか、市の職員としての気持ちなりあるいは市長が求めていることが、大変今の御答弁であられたわけでございますけれども、最初のころの御答弁の中で、少しあれと思ったところがございまして、これは意見として、ぜひお聞き取り願いたいというふうに思うわけでございますけれども、市長の職務というのは大変激務で多忙であるということは、ある部分承知しているわけでございますけれども、個別に市の職員と対応するようなことは物理的に不可能であるということもお話の中にございましたし、それについては、組織に基づいて日常の中で職員の不平不満を聞いている、あるいは庁内の放送で市長の考え方も出している、こういったことについては、一定の理解をするわけでございますけれども、私は、市役所という中において1年目、

2年目の職員の方にしてみれば、市長さんの存在というものは大変大きいものというふうに思うんです。そういった中で、市の中で市長が職場に、例えば直接窓口の中のカウンター越しあるいは職員の机の間に入っていって職員に声をかけてみる、あるいはどうなっているかというようなことでちょっと聞いてみるとか、こういったようなことというのは、日常の中に、私は少しはやられているのかというような気もしたんですけども、どうも今のお話を聞きますと、そういったことが余りないようなふうに聞いたのですが、一つの物差しではかるつもりはありませんけども、やっぱり一定の組織なりああいっような一つの集合体になれば、やはりそこに働いている職員というものは、そのの長に対して直接接する、その人がどういう考えを持っているか、自分の意見というものや仕事に対する不満や不平というものをどういうふうに聞いてもらえるかというのは、やっぱり仕事をする上での一つの励みになるというふうに、私は思うんです。

そういった中で、やっぱり職員自身がそういった行政の長に、自分たちの大将に声をかけてもらう、そのことによってやる気を出す、そのことによって、それが結果的には市民の中に接する職員の気持ちとして伝わっていくというふうに思うわけなんですね。ぜひ、そういった点で、大変お忙しいかというふうに思いますけども、今言われました市長のお考えというものは、私も感ずるところも大いにあるわけでございますけども、日常の行動指針ということで大変おこがましいわけでございますけども、機会があれば、市の幹部、市長を初め率先してそういった行動をとっていただきたい。そういったことによって、少しでも職員の方に、トップと話をしたことによってのやる気なり、あるいは公務員としての親切なり清潔なり能率というものが、直接聞けるということでの実際に身についたものとしてなるというふうに思いますので、ぜひそのことを要望しておきたいというふうに思っています。

次に、ただいまの質問と関係するものもありますけども、2点目の質問をさせていただきたいと思うわけでございますけども、日野市の基本計画の原案にも示されているわけでございますけども、地域社会の生活の場としての大切さが、大変今言われております。この日野市の基本計画にも示されておりますように、とりわけ高齢化の進行や少子家庭の増加、あるいは新旧住民の混在、住民意識や価値観の多種多様化、こういったようなことは地域のつながりを弱めている。こういう分析も、この基本計画の中には書かれているわけでございますけども、地域の自治会やスポーツなり文化団体、こういったものが果たしている地域の役割というものは、大変大きいものがあるというふうに思います。

日野市におきましては、生活文化部が地域活動の担当部署になっているわけですが、地域住民の要望というものは大変多岐にわたっておりまして、これこそ、生活文化部の関係窓口での御苦労というものは、大変多いのではないかというふうに思います。自治会の活動につきましても、地域によってさまざまではございますけれども、市に対しましての相談事も大変多く、そういった面では自治会の役員さんの方々の苦労も大変だというふうに思います。自治会の行事を通じまして、私も何回か窓口でも個別に御相談をさせていただいたこともあるわけですが、一つの例としてでございますけれども、これからの季節になりますと、市内各所で夏祭りというようなものも地域行事として盛んに行われます。そういった際に、お祭りの道具の保管場所がないとか、あるいは山車をつくっても、それも置くところがない、こういったような問題が実際に出てきているわけでございます。また、地域でボランティアということでの公園あるいは周辺道路の清掃というようなこともしているわけですが、こういった点につきましても、特に落葉の季節になりますと単にちり取りだけでは片づかない。できれば、リヤカーなりそういった運搬するものがないかというような要望もあります。

さらには、花見のシーズンなんかになりますと、実際には、地域の自治会が自主的に地域の方々へのサービスということで、公園にあります桜の木にちょうちんを取りつけたり、そういった周辺のお花見が本当に楽しめる環境のために、自治会の方がやっているわけですが、ある日、突然つけようと思ったら、下の枝が全部見事に切られてしまった。つけるために、相当長いはしごを持ってきて、お年寄りの方が木の上に登らないとちょうちんがつけられないという、こういったようなことが大変日常の地域活動の中には多いわけですが、そういった点につきましては、その都度窓口で御相談し、丁寧な対応をさせていただいているわけですが、何かもう一つ、そこに市の方と住民の方との心が通わないというか、こういったことが大変多いというのが実感でございます。桜の木を切るにしても、地域の住民の方からしてみれば、公園の桜の木の枝が垂れ下がっていて、通るとき頭にぶつかって危ない、そういったようなことがあるから切ったんだというような話もございまして、それはそれで安全上の問題からいけば当然だというふうに思いますけれども、そういった場合も、全部機械的にばっと全部切る。そうすると、そういった公園については、市民の憩いの場として、桜の季節にはお花見を楽しむというようなこともあるし、ちょうちんをつけるには、市で電気料を払ってもらってちょうちんをつけているわけですから、そういう御相談もしているわけですから、ちょうちんの取り付けなどということもわかっていると思うんです

けども、そういうようなことに機械的にやってしまうために、実際につける枝が全部切られてしまう。一言そういった点について相談をしていただければ、もう少し本当にだれにも喜ばれ、危ない人には邪魔な枝だけは切る、こういったようなことの中から桜も楽しめるし公園の散歩もできるというようなことがあるんですけども、そういった何か心がもう一つ通わないというのがあるわけなんです。

こういった点について、行政サービスとして、やはりこれから求められるのは、もう一つ今やられている仕事は一生懸命やられているのはいいんですけども、もう少し地域住民の気持ちを、逆にいいことをして逆なでするようなことになってはいけなと思っていますのです。そういった点について、窓口の対応について、大変苦情が多い窓口だと思いますので、そういった対応についてどんなふうにお考えか、ぜひお聞かせ願いたいと思います。

○副議長（宮沢清子君） 生活文化部長。

○生活文化部長（藤本享一君） 生活文化部の生活課で、今お話しのありました主なことを、市民生活に密着した仕事を担当しております。四つの係があるわけですけども、自治会関係とか地区センター関係、また生活保健センター等の問題、コミュニティー施設の関係とかいろいろ対応しているところでございます。

今お話しの中で、まだまだ行き届かない点がたくさんあるということをお指摘をいただきましたが、自治会の親睦行事だとか子供会のキャンプ、また老人会やPTA、また学校5日制に対応した事業等の活動に対しましても、相談をたくさん受けているところでございます。さまざまな角度からプランを練ったり、リクリエーション係で用意したプランを紹介したりして事業としております。また、市民の方からお問い合わせ、相談、協力要請などが出ましたときには、率先して業務に当たっているつもりでございます。また、他の部課に関係するものがあればらい回しをすとか、またうまく連携をとってやっているところでございますが、今お伺いしましたように、桜の木を下の方を切ったとかということまで気がつかなかった点とかがあったんじゃないかというふうに思いますが、これもまた、公園緑政課とかそういうところへ私どもの方からも相談をして、御迷惑をかけないように、できるだけの対応をしたいというふうに思っております。四つの係もそれぞれ協力し合って問題解決には当たっておりますので、また職員の指導も続けながら、今後も指導していきたいというふうに考えております。

○副議長（宮沢清子君） 江口和雄さん。

○1番（江口和雄君） ありがとうございます。

私は桜の木を切ったからどうのこうのという事例で話ただけであって、そのことについてあれしているわけじゃないんですけども、今御答弁いただきましたように、市の職員の方々は、それぞれ大変一生懸命に市民サービスということでやっておられるというふうに考えているんですね。率直に言いまして、先ほど言いました内容につきましては、当然法律的にできないものとか条例に照らして難しい、こういったことがあるというのも承知しているわけでございますけども、ぜひそういった点については、私、住民の側も我慢しなければいけないものもあるというふうにも思いますし、そういったことをできないものはちゃんと言っていくということも、それは正しいかというふうに思いますけども、私は市役所の仕事については詳しくわからないんですけども、公の仕事である以上、ある程度の規則遵守ということは当たり前なことだというふうに思いますけども、やっぱりもう少しアドバイスがいただけたらとか、あるいはこういうふうにしたらどうでしょうかというような一言添えてもらえればというのが、非常に事例として多いんですよ。

そういった点について、市民が市役所にいろんなことで来るということ多いわけなんですけども、建屋に入った途端に、どこかの窓口に行ったら相談に乗ってもらえるかというようなことも含めて、大変市役所に来たことのある人の半分ぐらいの市民の方は、恐らくどの窓口に行ったらいいだろうかと迷った経験があると思うんです。そういった点で、例えば、これは昨日佐瀬議員の質問の中で指摘もありましたように、もう少し市の部署が、今四つの課が対応していると言われましたけども、横断的にやることが、もう少し今の市の仕事のやり方の中で求められているのではないかと。

一つの部署によって、この仕事はここ、この仕事はここ。例えば、先ほどの公園の掃除の問題でございますけども、私の住んでいるところは旭が丘の中央公園に所属しているわけでございますけども、公園の周辺の道路を掃除してごみを拾う。そのごみは道路のごみを取っているんだから土木課へ行け。だけど、公園の中から出てくるから、公園の中もついでに掃除をする。すると、ではそれは公園緑政課へ行ってください。同じ掃除をやるにしても、土木課へ行けばいいんだか公園緑政課へ行けばいいのか。市民にとってみれば、場所にしても、うんと離れている生活課ということになれば、旧庁舎の方へ行かなければなりません。市民にとってみれば、1回で済むところが相当な不便を感じているというところがいっぱいあるんですね。

ぜひそういった点で、やっぱり行政というものが、それぞれの部署、部署では大変いいんですけども、そこを何とかくし刺した横割の行政というものが工夫できないのか、

こんなように思うわけなんです。ぜひこういった点について、少しの改善の余地がないのかということについてお聞きをしたい。特に、現在の市の仕事というものは、市民に対してのパンフレットを見ますと、この仕事はこういう課でやっているというのが市勢要覧に載っていますけども、ああいったところをもう少し見直しをしてみるとか、そういったことが日常的にやられているのかどうか、これはまさに仕事の見直しですから企画財政の方の分野かとも思いますけども、そういった業務を市民サービスの充実というような観点で、もう少し見直してみるというようなことがあるのかないのか。あるいはそんなことは考えていないのかどうか、そこら辺について、少し企画財政部長の方に、この点についてはお聞きしたいというふうに思います。

○副議長（宮沢清子君） 企画財政部長。

○企画財政部長（大崎茂男君） 行政の中にはいろいろなセクションがあるわけですが、ただいま御指摘の中で、縦割でなく横の連絡もして市民対応ができないかというようなことでございます。

一般的には、何でも承れるような総合窓口があると一番よろしいとは思っております。これは、また庁舎、生活課とか健康課が離れているようなこともありますので、なかなか難しいわけですが、できるだけ総合窓口的なものは、今後設けていく必要があるのではないだろうか。ただいまの段階では、この本庁舎に来たとき、多くの市民がどこへ行ったらいいかというような不案内な感じを持ってこられているときには、一応窓口としては、市民課の窓口あるいは広報課の市民相談の窓口が御案内はしておりますけれども、そこですべてが解決するということではないわけございまして、先ほど言いましたように、総合窓口的なものを持ちますともう少し半数ぐらいがそこで解決できるようなシステムがとれるわけですが、今後の課題とさせていただきますと思います。

○副議長（宮沢清子君） 江口和雄さん。

○1番（江口和雄君） ありがとうございます。

今後、そういったことも検討していただけるということでございますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

そこで、具体的に例えば、私も数少ないまだキャリアの浅い中で、先般行政視察の機会を得まして訪れた市におきましては、窓口で案内といいますかインフォメーションと申しますか、そういったようなカウンターを設けて専門の職員の方がいる、こういったようなところも目にしたわけでございますけども、日野市としては、そういったようなことというのは、実際には、本庁舎の入口にそういう案内カウンターみたいなものを設

けるというようなことができるのかどうなのか、そこら辺のことは具体的な問題としていかなものなのでしょうか。

○副議長（宮沢清子君） 企画財政部長。

○企画財政部長（大崎茂男君） 御視察されたところのシステムについては、ちょっとわからないわけですが、先ほど申し上げましたように、かなり市の行政を経験したベテラン職員をそろえた総合窓口化というような一つのやり方はあるわけでございます。現在、その窓口化あるいはカウンターについて、近々の計画はございませんが、いろいろな市民サービスのあり方について研究して、できるだけ御指摘に沿うような研究をしていきたいと思っております。

○副議長（宮沢清子君） 江口和雄さん。

○1番（江口和雄君） どうもありがとうございました。

私は今までの間、行政サービスの向上という視点でいろんなことをお聞きしてきたわけですが、やっぱり今市制31年目を迎えている日野市としては、一番これからやっていかなければいけないことは、できませんとか無理ですねとかちょっと難しい、こういったような、いわゆる冷たい対応じゃなくて、どうしたらできるのかあるいは何かほかに方法はないかとか、あるいはこういうことではどうでしょうかという代替の案を持つ、こういったような発想で市の窓口の方々が市民に接するということは、非常に求められているのではないかと、これがやっぱり東京27市の中核都市として、31年目を迎える市にふさわしい森田市長、20年以上やっているわけですが、そういった中で、1人の長の方が長い間見てきたわけですが、そういったことというものが、これからは求められるし、そういうことをぜひ仕事のやり方としてやってもらえないかな、このように率直に思うわけですが。

今、大変世の中は不況の真ただ中ということで、それこそ企業につきましては、大幅なリストラクチャリングを余儀なくされているわけですが、けさほどの新聞等につきましても、既に来年度の採用はしないばかりか、進入社員の初任給は上げない、こういったようなことが現実の問題として出され、経費の削減というようなことは、当然のこととして、どこの企業でも行われているわけですが、そういった中で、業務の見直しとか組織の統廃合、こういったことも頻繁に行われているわけですが、そういったことによって、この厳しい局面を乗り切ろうということで、それぞれの民間の企業なり商店の方々は努力をしているわけですが。

そういったことで、私はやっぱり、市役所の中におきましては、実際には景気の変動

というようなことには関係ないわけでございますけども、ぜひ今現実に生きているこの市民の感覚というものを大事にさせていただきたい、こういうふうに思うわけでございます。そういうことで言うならば、仕事を進める上でも、ぜひ常にいろんな工夫をしていただけるような、職員にやる気を起こさせるような、そういったことをしていかなければ、本当に市民と行政とが乖離してしまうのではないかな、こんなふうに思うわけでございますので、ぜひこういう点について、市としてもこの市民感覚というものを大切にさせていただきたいということで、改めて聞く必要はないかと思っておりますけども、ぜひ市長さんの方から、このことについての御感想があればお聞きをしておきたいというふうに思います。

○副議長（宮沢清子君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 新しい感覚で市政に参加され、いろいろまた感じ取りがおありだろうと思ってお伺いをしているところであります。

我々もこれまでの経過の中で、そういう点に、つまり活性化あるいはよく言われておりますところのスクラップ・アンド・ビルドという発想を、絶えず持たなければいけない、こういうことは意識しておるわけではありますけど、なかなかその実が上らないというところに、とかくマンネリ化のそしりに陥る弊害が伴うわけであります。十分心して、絶えず生き生き脈々とした公務員精神で務めていかなければならないということは、もう御指摘のとおりであります。

いろいろこれまでも工夫してまいりましたし、よく言われる言葉に「役所に来るとたらい回しをされる」という言い方があります。つまり、セクションが皆縦割になるものですから、一つの相談を持っておいでになられても、1カ所だけでは満足していただけない、そういうことも時々経験をするとありますので、職員に総合能力と個別能力を十分持って、そのケース、ケースで一定の判断をし、むしろおいでになられた方を伴って御案内をするというぐらいなサービスは当たり前だというふうには言っておるわけであります。「何番さんに言ってください」では、ちょっと事務的過ぎるという嫌いはあろうかと思っております。十分、内部的にも明確な意識と判断のできる、そういう能力の学習といいますか研修を進めて、いわゆるマンネリに陥らない、いつ行っても気持ちがいい、こういう役所に成長することを願っておる次第であります。

○副議長（宮沢清子君） 江口和雄さん。

○1番（江口和雄君） どうもありがとうございました。

ぜひ今後とも、今、市長御答弁いただきましたことに尽きるかと思っておりますけども、よ

ろしくお願いしたいと思います。

最後の質問ですが、これは機械的なお答えで結構かと思いますが、従来から大変市民要望が強い斎場の建設の問題でございますけども、日野市には公立のものが無いということでございますけども、この問題につきましても、過去の議会等を通じまして、下水処理場の跡地の問題やあるいは団地の建て替えなりあるいは区画整理の事業などの中でというようなことで、いろんな論議がされているようでございますけども、市民からの関心が大変強く、一刻も早くこういった施設を市営のものをつくってほしい、こういう要望があるのも事実でございます。現時点で、この斎場建設ということについて、市としては、予算等の中で措置がされてはいないわけでございますけども、どういうふうに考えているのか、こういった計画についてあるのかないのかも含めまして、あればその計画を教えてください、このように思います。

○副議長（宮沢清子君） 生活文化部長。

○生活文化部長（藤本享一君） 御指摘のように斎場の必要性は、最近の住宅事情とか生活様式の変化等、とにかく家族形態にもよります、自宅での葬儀ができないということで、強い要望であるということをお私ども承っております。

具体的に今どこへつくるという計画を、今現在は市内におきましては持っていないわけですが、今、南多摩斎場にこの南多摩の5市が加入しているわけですが、ここで、今ことし設計を行っております。炉の増設とあわせて斎場をつくるということでございます。二つの式場ができるように、ことしの設計金額一千数百万円で、今やっています、来年からその建築に入るということで、多分平成8年ごろに完成するのではないかと。これが早くできることを期待をしているわけですが、しかし、日野市内にもそういう御要望があるので、市民すべての方が総論ではほしいということで、ただ、つくる場所になりますといろいろ反対が起こったりなんか難しい点があるということで、いいところを見つけなきゃいけないんじゃないかということで、これからも努力はしていきたいと思っております。

○副議長（宮沢清子君） 江口和雄さん。

○1番（江口和雄君） どうもありがとうございました。

たしか今、部長からお話があったように、この日野市の現状を見たときに、やっぱりこういった施設は迷惑施設というような施設だというふうには聞いておりますけども、やはり最優先してやらなければいけないような内容ではないのかなというふうに、率直に思うわけなんです。これにつきましても、先ほどの竹ノ上議員の質問に、市長の

方から、とにかく必要なものから順番にやるのは当然だ、こういったようなことがありましたし、ぜひ市民の要望の強いなおかつ迷惑施設ということで、非常にやりにくい問題かというふうに思いますけども、できる限り優先をして、こういったことをしてもらうように要望したい。

なおかつ、今、南多摩の方が平成8年に完成するというところでございますけども、ぜひ地の利なりいろいろ考えた場合には、この市内の中に求めたいというのは市民の率直な気持ちでございますので、これにつきましても、先ほどの話と重複しますけども、ことはこういう計画です、来年になったらこうなりますということがわかるような形で、市民の方にこういうものについてもぜひお知らせをしていく中で、より一層市民のサービスのために御努力をしていただきたい、こういったことを最後に申し上げまして、私の質問を終わらせていただきたいと思います。

どうもありがとうございました。

○副議長（宮沢清子君） これをもって6の1、市民の側に立った行政サービスの向上について問うの質問を終わります。

一般質問7の1、今後の財政見通しと効率的運用について問うの通告質問者、土方尚功さんの質問を許します。

〔15番議員 登壇〕

○15番（土方尚功君） 議長のお許しを得ましたので、通告に従いまして質問を進めてまいりたいと思いますが、今回、それぞれ私より前に財政関係の話、大分出ておりますし、実質的に求めようとする結論からすれば、実施計画を早く出すべきだ、こんなようなことになるんですけども、特に沢田議員も財政関係で、前回のとき、大分おとなしく引っ込んでしまったなという感じを受けたんですが、再度突っ込みをかけたようでありますので、大分明らかになってきた部分もあります。また、実施に伴っては、今、江口議員も何点かスポーツ施設関係あるいは最後には斎場の関係等で質問をされてきましたし、ただ、通告もしておりますので、私を支持いただいている支持者の方に向けても、ひとつここで質問はしておかなきゃいけないだろう、こんなことで一つの質問は簡単にいきたいと思います。

今後（本年度を含め）数年間の歳入歳出の見込みというようなことで上げてございすけれども、特に最初に、大変戦後でも3回目の厳しい状況の財政状況に各段階が行っているということは傾向でありますし、たまたま竹ノ上議員の先ほど市町村の統合の問題なんかも、明治の代から、また戦後の昭和28年、そういった状況の話もありました。

財政的にも、そんなことがあるわけで、果たして今の日野の状況ですね、3月の議会のときにも、年間予算でないというようなことも私は強く指摘をいたしました、どうも市民税の落ち込みやら、それから土地開発公社の利子の補給分といいますかね、こういった点の手当てで見直しをしなければいけない、こんなことを当然抱えているわけなので、どうもやりとりの中では、あんまり財政の関係、せいぜい3年も読み切れないんじゃないかというような企画財政部長の沢田議員に対する答えでありましたので、同じような感覚かなと思うんですけれども、もう少し財政の関係で、果たしてどうなのかなということ、まず最初に伺っておきたいと思います。

○副議長（宮沢清子君） 土方尚功さんの質問についての答弁を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（大崎茂男君） 財政状況についての御質問でございますけれども、御質問にもありましたように、最近の財政状況は、日本の経済の動向と相まって厳しいものがあるわけでございますが、これについては、もうたびたび出ておりますが、特に地方自治体の財政といいますと、俗に3割自治というような、3割ぐらゐが自主財源というようなことも言われておりますけれども、その自主財源の中では、租税が一番大きいわけでございます。その税に対しましても、これが国の政策等によりまして、今回のように、日野市でいけば二十五、六億の減というようなことが出てきますし、また、来年につきましても税制改革を考えている。今月中にある程度の方向を出すというようなことになっておるわけですが、そういう点で、先般の沢田議員の質問に対しましても、なかなか歯切れのよいお答えができなかったわけでございますが、やはりそうかといまして、では、全然財政状況をつかめないかということではなく、一応、日本の経済あるいはまた国の政策の中でこれまでの水準を維持していくためには、それなりの財源確保が伴わなければならないわけでございます。

したがしまして、減税についても、その見返り財源というものも出てこようかと思っておりますが、そして、経済成長率といいますか、最近はもう横ばいか一、二%の成長率でございますけれども、経済成長率に見合う財政の推移は考えられるのではないかと思います。ただ、従前のような成長率ということは望めませんので、やはり支出につきましてもかなり抑制をせざるを得ない。また、継続して行っております事業についても、一部は先送りが出てきたり、あるいは物によっては計画が、一時保留になるというようなことが出てこようかと思っておりますが、そのほかに、できるだけ市民ニーズにこたえるためには与えられた環境の中だけでなく、やはりリストラといいますか、そういうような

ことにも努めてできるだけ財源確保をし、基本計画に基づく実施計画をつくりたいというふうに考えているところでございます。

○副議長（宮沢清子君） 土方尚功さん。

○15番（土方尚功君） なかなかこうしますよという基盤の強化の方策というのが出しにくい、こういうような現状だと思うんですけども、今の回答の中でリストラというような問題、先ほどもちょっと出ていましたけれども、そういった中で、市長はどうも職員とは直接話をするのではない、こんな状況で出ていましたけれども、特に行政改革、またあわせて職員の給与体系、要するによく市長が言う「入りをはかって出るを制する」このような中で、当然入ってくることはそういうことなものですから、今度逆に、出る方を抑えていかなきゃいけない。こういう中から見ると、今言う行政改革でリストラを図っていく、あるいは給与体系、特に、これも職員のやる気というようなことが、さっき出ていましたけれども、今の給与体系を見れば、これも都や自治省なり指導があるわけですが、一部だけちょっと手直しされて、その後全然手もついていない状況であるというふうに、私はとらえています。

こちら辺の2点等含めて、市の考え方等があればお示しをいただきたいと思います。

○副議長（宮沢清子君） 企画財政部長。

○企画財政部長（大崎茂男君） これは、財政の危機ということだけでなく、常に行政の効率化を図っていかなければならないわけですが、特にこの厳しい中では、もっと突っ込んでそれを行わなければならない時期でございます。これまで市といたしましても、節約とか人員抑制とかいろいろそういうようなことはやってきたわけですが、いろいろな制度の改正もございしますが、一つには、一番できるのは支出の削減ということでございます。したがって、予算の編成におきましては、経常経費の10%削減とかそういうような前提で、経費の節減を試みたところでございます。

また、同じく節減につきましては、光熱水費の節減というようなことでは、むだな電気は消灯するというようなこと、あるいは長電話はしないというようなこと。また、きのうもNHKテレビでやっておりましたが、地方自治体の一つのリストラ、節約の中では、自動車を使わずに自転車に乗るとか、あるいは電話も無線電話を利用するというような試みがなされているところを報道されておりましたけれども、できる限りの内部的な努力をまず行う。そのほかに、やはり不要不急なものについての見直しというようなことが必要かと思えます。

行政改革といいますか、一応その推進本部をつくる方法もございしますし、委員会をつ

くる方法もあるわけでございますけれども、今までやってきたことを、さらに徹底するという意味では、現在内部的な通知でやっておりますが、今回6年度の当初予算には、一応行財政推進委員会というようなものを予定しております。この中では、一応行財政について見直す、全体ということを目指しておりますけれども、若干回数が少ないものですから、当面は、公共施設の使用料手数料、これの受益者負担についてのこと、これはリストラというのではなくて、全体の行政改革の中での考え方でございますが、そういうようなことも一応予定しているところでございます。

○副議長（宮沢清子君） 総務部長。

○総務部長（小林 修君） 給与体系について、私の方からお答えしたいと思います。

給料につきましては、我々は職務給化が最大の課題と考えております。従来から、この点につきまして、組合とは何回も協議をしているところでございます。昭和63年に、先ほど議員さんおっしゃいましたように、課長補佐以上までは職務給化を導入させていただいたわけですが、その後の職務給化がまだ進んでおりません。職員組合とは協議を行っておりますけれども、組合としては、この給与問題は、最大の身分保障と並んで、公務員としての基礎的な権利として、また生活水準を維持していくという点からして、いろいろと進んでいなかったわけでございます。

昨年の秋ですけれども、給与改定の時期に、やっと組合の方も重い腰を上げまして、労使双方で給与検討委員会をつくって、今現在ある給与体系の見直しをしていこうということで、現にそれに基づきまして、お互いに協議をしております、きょうも午前中やっているような状況です。できれば、早く今あります給与体系をきちんと見直して、少なくとも都とかそういう制度と同じような制度の形を、まるっきり同じとはいきませんけれども、そういう形をして、きちんと職務に応じた給与内容にしていきたいと思っております。できれば、私たちの希望としては今年度内にはめどをつけていきたいと思っております。今精力的に組合と話をしているというのが現状でございます。以上です。

○副議長（宮沢清子君） 土方尚功さん。

○15番（土方尚功君） それぞれ答えをいただいて、最終的に私の考え方なりを交えたものでは、最後までめとしていきたいと思うんですが、続いて、先ほどの江口議員の話ではありませんけれども、これから前期後期で10年、その中でも3年財政的な関係のものの見通しも、それ以上先はなかなか難しいというようなことが出ていますが、実際の実施計画、このものは今のところ示されていないわけですね。構想、要するに委員会にかかってまだ継続になっていますから、基本構想、それから基本計画、やっぱり基本計画、

あそこまで見てもどうなのかなという感じのところもありますし、こうこうこれの検討については総務委員会の皆さんにお任せするとしても、我々からすると、実施計画で果たしていつ実施に持っていけるのかな、もう少し突っ込んだところを見るには、実施計画ということで、既に平成5年までは事実できていまして、6年度、実態としてはもう既に事業進んでいるわけですけれども、示しが、まだされていないわけですけれども、果たしてこれが早急に出せるものかどうか、そこら辺の見通しをお伺いしたいと思います。

○副議長（宮沢清子君） 企画財政部長。

○企画財政部長（大崎茂男君） 基本計画とそこに言っておりますのは、今回第3次総合計画というような名称で、基本構想並びに基本計画、それにプラス実施計画の三つが合わさって完成するのが、一番望ましいわけでございますし、それを目指しているわけでございます。特に基本構想を議会で御承認いただきました後、現在、案としてできております基本計画を一部手直しをいたしまして、これを案から正式なものにする。その作業の中で、実施計画を同時にやっていく予定でございます。

基本計画の中には整備とか実施だとか用地確保とか、いろいろな言葉が出ておりますけれども、実施なら実施という中では、どの程度の規模で何年度に幾らでというようなことがはっきり書かれるのは実施計画でございます。基本計画は実施とか整備で終わっておりますけど、そういうような具体的なものを出すにつきましては、もう6年度が始まっておりますので、6年度については、これは予算どおりになろうかと思っておりますが、基本構想の成立に合わせて、逐次急いで実施計画をつくっていききたい。特に実施計画につきましては、先の見通しが十分でない財政状況でございますので、なかなか難しいわけでございますが、一応努力目標といたしまして、できるだけ実のあるものをつくっていききたいと思っております。

○副議長（宮沢清子君） 土方尚功さん。

○15番（土方尚功君） いずれにしても、実施計画、いろいろ一定の年数でローリングさせながらもっていくというようなことになろうかと思っておりますので、いずれにしても、一番注目するのはそこら辺なんです、私の方は。ぜひこの点は積極的に進めていただきたいというふうに思います。

先ほどいろいろお答えをいただいた中にも、受益者負担の問題、要するに歳出といいますが歳入にも絡むわけで、そこら辺からすれば、受益者負担の問題が出てきました。先ほどの市長のあれからすると、余り市民の財産だから、そういう使用料をというよう

な、はっきりした発言ではありませんでしたけれども、どうもちょっと答えが違うなという感じは受けます。やっぱり理事者と担当者とそこら辺が一つのあらわれとしてかみ合っていないなというのが、一つ出てきたわけですけども、ぜひこういった財政基本的な税を中心として事業を進めてもらう。それはだれをとっても、貴重な財源を有効に使ってもらおうというようなことであるわけですから、そういった点を含め、そしてまた、組合の問題なんかもありました。給与体系の見直し、組合としての、たしかに権利はあるでしょうけども、職員としては働いてもらう、先ほどの話ではありませんけれども、義務を果たして、そして自分たちの権利は権利として主張する、そこら辺のけじめをはっきり持っていなければいけないんじゃないというようなことは、職員を管理する総務部関係、目を厳重に光らせてもらいたいなというふうに思うところです。

いずれにしても、財政的に大変厳しい状況になっているというのは十分わかりますし、まちづくりのビジョンと申しますか、そういったものに基づいてその財政の裏付けを十分させて、よりよいまちづくりに全力を注いでもらいたい、こんなことを強く申し上げ、この質問は終わります。

○副議長（宮沢清子君） これをもって7の1、今後の財政見通しと効率的運用について問うの質問を終わります。

一般質問7の2、市長の行政報告に問うの通告質問者、土方尚功さんの質問を許します。

○15番（土方尚功君） それでは、二つ目に入りますが、市長の行政報告について問うということで、行政報告が通常行われるわけですが、平成4年から我々が行政報告に対する質問というものをとめたという背景がありまして、それについて直接質問するのは、こういった機会を設けないとできない。これはこれで皆さんで決めたことですからいいんですけども、果たして今やっている市長の行政報告がふさわしいと言えるのかなという視点で、今回質問として取り上げた。

例えば、今回の行政報告についても、定例会から定例会の間までの主要な行政の報告だということでもありますけれども、今回、栄町の高齢者在宅サービスセンターの業務開始について。このことについては、3月の議会等でもいろいろ、もう我々は開設されるのを十分承知をしているし、市民向けには4月15日号の広報に、4月1日オープンというようなことで大々的にPRもされている。その後、財政の公表があった5月1日号の広報にもサービス、そこのところが一番目玉に表示がされているわけですね。果たして、こういったものを我々のこの議会の中で、ことさら行政報告として取り上げるのはどう

か。

それから、クリーンセンター内のストックヤードの完成というようなことが2番目にありました。この施設ができたことは、確かにちょうど議会が終わって披露をしたんですけれども、こういう中でも中心となるのは、その東側の公共の用地をあけてもらうというような方が、大きな意味合いであるわけです。そのこともさらっとは触れていますけれども、ことさらこれも行政報告で取り上げるような問題かどうかというのは、これはもうみんな感覚の違いですけれども。

それから、財務会計の電算化のシステムの運用開始。このことは、平成6年度予算を審議したときから、もう既にそういった財務会計絡みで、もう電算やってくるし、予算書も全部そういった新しいシステムの中で対応されてきている。これは、B版からA版というような問題は別ですけれども、そういったことも含めていろいろ今までもこういった関係は、議員のメンバーだったら十分承知をしているような問題。

それから、建築確認の事務行政の施行の準備。これももう既に平成4年の4回定例会で行政報告として出ているんですね。相当進んだ話ならともかくとして、たまたま8年のときにスタートさせますよ。先日、多摩西部の課長とも会って話したんですが、ちょうどこの行政方に絡んで出てきましたので、実際にもっと細かいことを我々は知っているわけです。もうやることは知っていたし、だから、逆に課長にも会ったときに、日野の今これからの状況はどうなんだ。今まで理事者はもう動いて、ほかの多摩西部とか南部とか東部あるけれども、そちらとの引っ張りになる、こんなような話までしているわけですね。

ですから、果たしてこの行政報告そのもの、とくに電算の関係なんかも、収入役以下のこの報告書にも電算の、かえってこっちの方が詳しく書いてある、内容は。この中の文章を部分的に引き抜いて、市長が行政報告しているみたいな感じなんですね。果たして、市長これをいつも行政報告としてされるのは、市長がみずからこういったことを報告しようとして出されているのかどうか、事務段階が下から持ち上げていってるのかどうか、これについてちょっと伺いたいと思います。

○副議長（宮沢清子君） 土方尚功さんの質問についての答弁を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君） 行政の流れという表現の仕方が、いわゆる行政報告の内容でありますので、議会では了承済みという内容もダブることはあるわけではありますが、やはり主要な変化の部分あるいは新しい取り組み、それらは私が選び出した、また若干の相談も内部でいたしまして題目を上げておる、こういうことであります。もっと簡素化

が適当であれば、そのように承っておきたいと思っています。

○副議長（宮沢清子君） 土方尚功さん。

○15番（土方尚功君） 私は、今市長がみずからということで選定をされた、その選定の仕方に若干問題があるんじゃないかなという視点で、今回特に前定例会、特に指摘された事項等を含めて報告されるべきだろう、こういう視点から今回は質問。必ずしも簡素化をすべきとか報告をしないでいいとか、そういうことじゃなくて、もうちょっと内容を、例えば今回も通告の中には上げておきました。必ずしも行政の問題ではないかもしれないけれども、一般市民からとってみれば、前回の3月の定例会の31日まで食堂は開設されていた、4月1日からストップしますよ。これについては、総務部長が、いずれにしても今すぐ手だてをとっておりますので、早急に開かれるものだという発言が、これはまだ議事録が手元に配付されていませんから正確ではありませんけれども、そういった趣旨の発言をされています。今回、もう開設されたかなと思ったら、全然食堂は開かない状態であります。こういったことを、今、市はどういう業者を、例えば考え方ですね、どこに問題点があって、そして果たして今こういう状況で調整を図ってしまして、いずれこういった時点で必ず開設がされます。ですから、ぜひ市民の方にも御了解いただくように、我々はこの時期しか来て食べないということはあるかもしれませんが、通常も来ていて利用はしていた。そういったことの方がよっぽど市民にとっての、「行政報告を受けて報告のときもあった。だから、もう少し我慢してしてくれよ」こういうことが言えるわけですけども、そういったことの方が、よっぽど我々にとっては行政報告として価値のある行政報告である、こういうふうに思うわけですね。

この際、どんどんしゃべっちゃっていますからあれですけども、そういった視点で、そのことも報告をいただければと思います。

あわせて、先ほど職員との対話がないとしても、市長は庁議という形で部長を集めているわけですね。通常、流れの中でもどうも一般質問なりが出てきた後に庁議を開いている、こんな傾向も伺えるんですが、この行政報告こそ、それぞれ各部長が課の細かいことを知っているわけですね。市長が単独で四つなら四つ、三つとか上げてくるんじゃないかと、実はこういう部の中では、こういった問題がこういう状況で進行しています。こんなことが市長の耳に入ると、では、それを取り上げよう、こんなような方式がとられていれば、もっとより市民生活に即したことの行政報告ができるんじゃないか、こういう視点でいるわけですけども、果たしてどうなのかなと思うんですが、そこら辺のあり方をとっているのかどうかも含めて2点になろうかと思うんですけども、ちょっと

再質問という形でお伺いしたいと思います。

○副議長（宮沢清子君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 先ほどの質問のお答えの中で少し誤解をつくった状況がありますので、説明を加えておきたいと思いますが、市の職員と私が全く他人行儀なような気持ちは全くないわけでありまして、内輪であり家族である、そういう気持ちで意識しておりますので、何か一言も話をしないのが冷たい感情だというような、私の意識ではございません。十分気持ちは通じて温かい連帯関係が存在をするということは、きちっと申し上げておきたいと思っております。（「大丈夫ですか」「こんな温かい市長はいない」「ワンマンおやじ」と呼ぶ者あり）

それから、行政報告の取り上げ方といたしまして、なるべく行政報告に値する題目をとらえて上げるということは、当然でなければなりません。そのようなつもりで、これからは庁内いろいろ意見交換をしながら、行政報告をきちんとなるべく議会はもちろん市民にもわかりいい、そういう報告のあり方を努めていきたい、こう考えております。

○副議長（宮沢清子君） 総務部長。

○総務部長（小林 修君） お答えいたします。

行政報告でございますけども、御存じのように、行政報告というものは、法律にも会議規則にも何にも根拠がないわけでありまして、そのような観点から、それでは日野市はいつごろからこういう行政報告をやっていたのかと、ちょっと倉庫へ行ってもらいまして調べたら、現存しているのが昭和45年には冊子がきちんとできておりまして、その冊子は、現在、議会へ提出しているような形の行政報告となっております。

また、他市にも何市か聞いてみましたが、もちろん東京都は行政報告等はしておりません。それから、八王子市にしても本会議ではしていない、立川市でも同じ。ただ、委員会にその期間の重要な問題については、委員会の中でしているというようなことを聞いております。

そういうわけで、今後、市長の行政報告等についても、重要と思われるものは簡潔に経過また顛末を報告するということが必要だと思いますし、先ほども議員さんがおっしゃいましたように庁議という機会もありますから、そういう中で、我々自身も市長に次の市長の行政報告は、こういうものはどうですかというような提案もしていきたいと思っております。以上です。

○副議長（宮沢清子君） 土方尚功さん。

○15番（土方尚功君） 私が質問したこととちょっと違うんですけども、改めてまた

聞きますからあれなんですけど、確かに行政報告がいいの悪いのということではなくて、大いにこれやっているわけですから、45年なりさかのぼって資料が出てきたということは別として、今後も積極的にそういう後段に出てきました庁議等も有効に使う中で、よりいい方向で行政報告をしてほしい、こう言っているわけですから、それをお願いをするとともに、今部長には、私は食堂の問題、簡単にでもいいですからその様子を聞きたい、こういうことがあったんですね。それは改めて、またお答えいただきますが、その前に、一つ行政報告ではないんですけども、所信表明が市長からされて4月1日号に広報に載りました。実は、本会議でやった所信表明のときに30カ所近い間違いがあるぞという指摘をしたところ、一切原文を変えないで皆さんのお手元に配付した資料のとおり広報へ出します、こういうことでした。

基本的にはそういう形がとられたようですが、重要なポイントが1カ所差しかえになっています。それは、市政に取り組む基本姿勢の中の2番目の高齢化社会に対応する地域福祉の中で、きのうあたりもちょっと発言が出ていたんですけども、健康と医療の問題につきましては、市立病院の建て替えと南部地域の医療施設について取り組みを進めてまいります、このことはいいんですよ。ところが、所信表明は診療施設だと。診療施設、確かに診療に変わったじゃないか、今までは南部医療だと言っているながら、診療施設に変わってきた、こういう現実が前回の所信表明のときに出たんですね。それで、皆さんにお配りした資料のとおり出しますと言っているながら、ここを医療施設に変えたんですね。

だから、そういう確認がたまたまされているから、私はこれ、こういう指摘をちょっと確認、この機会だからできるなということですから、余りにも、そういうことがあるから、言い方でまるっきり変わってくるんですね、診療施設と言っていたのが医療施設に変わってきた。ここら辺はどういうことなのか一応、説明。これは関係するところで、その確認をしていなければ、まだ変えた——変えたというか、それだって重要なことなんですよね。みんなの前に発言したことと、こういう公的に出す文書のところで変わってきたという現実。これをちょっとひとつつけ加えさせていただくとともに、それからもう1点は、先ほどもちょっと発言の中に出てきました。地方税財源の確保に関する決議、これが資料として配られているんですが、行政報告の資料としての添付の中に入っていました。このことについては、行政報告の中に全然触れていない。竹ノ上議員なんかは与党ですから、十分承知をしていて先ほどの引用されているんだと思うんですけども、そういう中で、これだって財源確保のためにこういう努力をして

いるんだよというようなことが、全国市長会関東支部総会、出ているわけですよ。このものについては何にも触れていませんので、ここら辺のことも、ちょっとこの際ですから言っていたきたい。

それから、先ほどの電算の関係とも絡むかもしれませんが、行政報告書の中に、収入役のところ、今まで予算もそうなんですけど、マイナス表示が△、要するに減は△、ところが、今回の行政報告からマイナス表示に変わってきた。つまり、マイナスの表示の方がちょっと見にくいんですね、ぱっと見たときに。ちょっと1本筋をつけ加えたりすると間違える可能性が十分あるんですが、行政報告ですから、議会は知っていますけれども、こういった変わったところが基本的であれば、やっぱりこういった部分を変えていますよというようなこと。

それから、一番我々として必要だなと思うのは、例規集の差しかえが大体あります。これは、もう条例やったり、それから規則を変えたりして当然の手直しをしていく。それから、特に要綱集なんかの場合は、我々の手元へは、通常変更があっても出てきません、通常では。差しかえがあって、初めてこの部分が差しかえられたんだな、要綱変わったんだなという理解をするんですけども、あれだけ厚いものを全部最初から最後までべらべらべらべらめくっているというわけにもいかないんで、ぜひ今後、行政報告とは別に例規集の差しかえをしたときには、この部分を差しかえていますというようなことを明らかにしてもらおうと助かるんですね。（「賛成」と呼ぶ者あり）そこら辺ができるかどうか、そこら辺も含めて4点になるかと思うんですけども、（「わからない、積んだままだよ」と呼ぶ者あり）そういうことですから、そのお答えをいただければと思います。

○副議長（宮沢清子君） 総務部長。

○総務部長（小林 修君） 行政報告申し上げます。

食堂の問題でございますけれども、確かに前回の議会の中でも、私の方からお答えいたしました。結論から先に申し上げますと、今、業者は6社希望がありまして、総務部の方でその業者に対して、提出資料を今求めております。それを求めた上で、食堂問題委員会を助役をキャップにつくっておりますから、その書類等を参考にして選定をしていきたいという段階でございます、できれば、6月いっぱいにはきちんとめどをつけていきたいというのが、今の現状でございます。業者も大手から中小的なものまでいろいろございます。そういう中で選定をしていきたいと思っているところでございます。

それから、例規集とか差しかえのときは、わかりやすいようにこういうところを改正

したというものは、私の方で検討させていただきたいと思います。以上です。

○副議長（宮沢清子君） 企画財政部長。

○企画財政部長（大崎茂男君） 所信表明の言葉が、広報で変わってきているということの御指摘でございます。所信表明のときには、3月議会で市長が、一応読み上げたわけでございますが、この読み上げた中では、読み違いと申しますか原稿に書いてある活字と違う読み上げもございました。そういう中で、御指摘も受けたわけですし、また、基本計画に沿ってというようなことは、基本計画はまだできていない。つまり、もう前のは終わっているという中で、そういうような御指摘。それから、南部の診療所、これも診療所でいいか医療施設でいいか病院かというような御指摘もあったわけでございます。そういう中で、担当の私としましては、一応、市長の言葉の読み違いについては、原稿どおり所信表明として広報で出させていただく。それから、御指摘を受けた基本計画に沿ってとか、あるいは南部診療所というようなことは、お許しをいただけるならば訂正させていただきたいというふうに、当時お願いしたつもりでございます。

それと、行政報告の中での収入役報告の中で、数字にマイナスの表示が、たしかおっしゃるとおりでございます。行政報告については書類でお出ししておりますが、なお、その注書きで、そういうようなことができればよかったかと思います。今後、いろんな内容の変わったことにつきましては、できるだけ前もってわかるようにさせていただきたいと思います。

○副議長（宮沢清子君） 土方尚功さん。

○15番（土方尚功君） 食堂の関係は、いずれにしても精力的に進めている。ただ、業者が変わってから何回か、比較的安定をしないでやめていってしまっている、こんな状況が続いている背景がなんだかあるというふうに、私の方も見てはおります。この場所でどうのこうの言いませんけれども、そういったことは、各議員もある程度は承知をしていますけれども、ぜひ、そういったもし悪い部分があるとなればそういったものを断ち切って、新しい姿勢の中で対応を図っていただきたい。大変あの食堂は低廉といえますかね、そういったことで市民の方も相当利用している。そういった中ですから、積極的にそちらの方、進めていただく、そういったことをお願いしたいと思います。

それ以外には、積極的にまた姿勢を示していただきましたので結構ですけれども、今これは言わなかった。いずれにしてもこれも資料だということで、簡単に直せば、こういうことをやっているよということであるならば、それでいいんですけれども、やっぱり気にはなりますので、ぜひそういったことも含めて行政報告等の対応を図っていただ

きたい。

それから、最後の市長の姿勢、大崎部長が言うとおりの、基本計画にのっとっていない部分は、確かに私、承知をしていますけれども、医療の施設というところは、そんな発言はなかったというふうに思っています。というのは、あのとき市長が読み間違えたのは、診療と書いてあって、「い」と言い始めたんですけれども、「診療」というふうに言ったんです。これは、速記録というかテープでも聞けばわかると思うんですけれども、そういったことで、そこはことさら市長の方が気にしていたんですよ、間違えたんじゃないんです。そのとおり読んでいますから、「診療施設」というふうに読んでいます。やっぱり重要なポイントなんです、これは。（「南部地域の診療施設と書いてある」と呼ぶ者あり）いずれにしても、ここでやりとりしてもあれですから、その後も指摘が議会であって、5月1日号にも、とにかく議会で指摘されたことがありまして、今後私見が強過ぎるというような指摘を議会で受けました。公職者として自戒しておりますというようなことがあるわけですから、こういった重要なポイントのところは、やっぱり我々は指摘しますので、ぜひ今後いずれにしても、余り20年を超える市長の職責にいらして、おごりのないような市政を進めていただくよう強く申し上げて、この質問を終わります。

○副議長（宮沢清子君） これをもって7の2、市長の行政報告に問うの質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（宮沢清子君） 御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後2時54分 休憩

午後3時23分 再開

○副議長（宮沢清子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問8の1、学校の近くの住宅の環境を守れの通告質問者、一ノ瀬隆さんの質問を許します。

〔28番議員 登壇〕

○28番（一ノ瀬 隆君） 護憲市民会議の一ノ瀬です。社会党から訣別して初めての質問をさせていただきます。

私は五小学区に住んでいます。この日野市立第五小学校に起因して、近隣市民に大きな悩みが生じています。五小校庭の砂ぼこりが近隣の住宅、特に東側に住む市民の住環

境を破壊しているのであります。五小は4年前に全面改築が行われ、校庭が北から南側に移り、しかも2階建てが4階建てになった分だけ校庭が広くなり、南風ないし西風による校庭からのほこりをまともに受ける住宅が、数多くあるのです。多摩平区画整理で造成されて以来、この地に住み続けて35年、この住み慣れた土地をどこかに引っ越したいとまで悲観させているのが、この五小校庭からの砂ぼこりです。このどこかへ引っ越したいとまで考えられているこの問題を軽視できないとして、質問に取り上げた次第です。この地域の方々の御協力をいただき被害の状況を把握し、砂ぼこりの発生の原因を他校と比較しながら追求し、考えられるその打開策に言及したいと思っています。そして、それに対する担当部局の考え方を質問することにいたします。

五小校庭の東側の居住者、多摩平六丁目31番地、32番地に住む9人の方から五小校庭から受ける被害の詳細を書いた手紙をいただきました。非常に深刻な状態であることを理解することができました。その内容を紹介させていただきます。

六丁目32番地の方はこんなふうに言っています。春先から5月下旬までが、特に砂じんが飛んできます。ことしは黄砂のような砂が飛んできて、床や畳、テーブルの上までもがざらざらな状態になりましたと言われています。また、五小のほこり、最近の状況として、西風のときは防砂林、砂じんを防ぐ植木のことだと思いますが、防砂林がないのでまともにほこりが飛んでくる。風の強い日は、砂の部分がほこりとなって舞い上がる、学校周辺の道路の側溝に砂が入り込む、校庭の子供たちを見ると、砂ぼこりの中で遊んでいるように見える、健康上も心配だ。暑いときでも、西風のときは戸を閉め、布団も干せないと教えていただきました。

他の方はこう言っています。スポーツ振興のため校庭の使用は大変結構だと思いますが、そのために校庭の土が痛み、砂ぼこりとなって、西風のときは特に東側の家屋の方に砂じんが吹きつけ、洗濯物はもちろん、家の中、サッシのレール溝の中など、細かい砂ぼこりが入って困っています。よろしく御考察の上、早急に対策をお願いします。

別の方は、土ぼこりの被害状況について次の3点を示されました。1点、自宅南側の2階ベランダ、1階ぬれ縁に土ぼこりがたまる。2点、サッシの棧に土ぼこりが入る。3点、風の強い日には洗濯物にも土ぼこりが付着する。

五小から少し離れた方ですが、台所、居間の窓が西側、学校側にあり、朝、雨戸をあけても風が吹いてくると、ほこりのため閉めてしまう。台所の出窓には食べ物を置いておけなくなった。子供が金曜日の夜、洗濯物を持って帰ってくるので、土曜日、日曜日は砂ぼこりがあっても仕方なしに気にしながら干し、ほこりのため、後でよくはたかな

くてはならない。

以上が、六丁目32番地の方の手紙の一部でしたが、次に六丁目31番地の方からの手紙を紹介いたします。

1人の方は、五小の砂ぼこりなどの被害について、次の6点を上げています。1点目、風の吹く日は黄砂のような細かい砂が吹き、机の上、家の中がざらざらになり、暑い日も窓を開けられない。2点目、外の戸袋、敷居など低いところに砂がたまっている。3点目、外に干してある洗濯物、布団にも砂がつく。4点目、屋根のといにも砂がたまっている。5点目、外のガレージの中に置いてある車は、1日で砂で真っ白になる。6点目、五小の庭木が少なくなり、鳥の巣づくりに戸袋などが狙われている。

他の方はこんなふうに言われています。昭和34年に入居して以来、学校のほこりには悩まされてきました。今度、校舎が建て替えられ校庭が南側になって、学校では対策をされていたようですが、風の吹く日には家中締め切って洗濯も干せない状態です。何とか改善していただきたいと切望しております。

もう一人の方は、五小の砂ぼこりの被害の状況を、次のようにまとめてくださいました。晴天で風の強い日には、五小の運動場から猛烈な砂ぼこりが飛び散って、学校の周囲、特に東に当たる当家では、次のような被害があります。1、洗濯物はたちまち砂ぼこりをかぶるので、すぐ屋内に取り込まなければならず、せっかくの晴天なのに乾燥できない。2、サッシの窓のすき間から、非常に細かい砂じん、碎石の粉のようなものが家の中に入り込み、室内がざらざらになる。その都度、掃除機をかけなければならない。3、飛んでくる砂ぼこりは引き戸の溝、戸袋、窓枠に入り込み、なかなか除去できないので、小さなブラシで除去する始末である。4、このような事態から、暑い日でも風を入れることができず、冷房機、クーラー機に頼らなければならず健康にもよくない。5、また飛んでくる砂じんはガレージの屋根に積もり、洗車したばかりの自家用車の屋根、窓ガラスに付着して、使用の都度、清掃しなければならない。

もう一人の方、この方の発言を紹介の最後としますが、この方は南西風の強いときの五小校庭よりの砂じん、土ぼこりの被害状況を6点にまとめています。強風時、主に南西風の3月から4月にかけての強風時、その兆しを感じたときは、洗濯物は戸外に干せない、室内に干すようになる。2、突然のときや留守にしたときに吹いたときは、再びすすぎ直しをするようになる。3、布団がほこりになるため干せない。4、強風、突風後、室内まで土ぼこりが舞い込む。5、ふだん使用していない部屋に用事があるときは、必ず掃除機、ぞうきんがけが必要になる。6、もちろん窓枠、障子の棧などへのほこり

がたまるため、うっかりすると手や衣類を汚して気がつく以外のほかに、強風、突風のとき、砂じん、土ぼこりが黄色く龍巻のように舞って押し寄せ、目も口も開いてられない状況で、家の中にも、落ち着いてられない状況です。

以上が、被害者みずからが訴えられた被害状況の紹介であります。非常に大変な状況であるということが、おわかりいただけたと思います。

ここで、1点だけつけ加えておきたいものがあります。以上、紹介した被害は、校庭から飛んでくる砂ぼこりによる被害ですが、このほかに校庭から飛んでくる砂ぼこりならぬボールの被害を訴えた人もいました。野球、サッカーなどで、ボールが多いときに1カ月に5個も五小校庭からフェンスを越えて、家の中に飛んできます。もし、当たりどころが悪かったら、損害をこうむる可能性が高いと考えられます。また、飛んできたボールを取りにこないで、家に向かって謝るだけで済ませてしまう点も問題があるでしょうというものです。

私は、6月3日、被害を受けているこの地域の皆さんと一緒に、五小校庭を視察しました。校長や教頭とも話し合いました。ほこりがたたないように校庭に水をまく散水設備も実際に使っていただき見せてもらいました。スプレーガンと名づけられている鑽孔式散水システムと説明されているもので、これを取りつける給水栓が校庭内に4カ所埋設されていました。水圧が十分でなく弊害があって、いつでも自由に使えるというものではなさそうでした。これではこりを防止するには、長時間の連続運転が必要で、用務員の1人や2人では不可能だと言えそうです。生まれたての校庭ゆえか周りに植えられている植木は小さく、さらに樹木の数も少なく、周辺への防じんの効果をなくしています。長年住み慣れ愛着のあるこの地を離れよそに行かなくてもいいように、何とか五小の公害から環境を守るために、この地域の方々は真剣にこの問題に取り組んでいます。

6月3日、五小を視察したのですが、それより先、5月31日、この方々は市内幾つかの小・中学校を視察しています。近くの住宅に環境破壊を及ぼしているのは五小だけなのか、他の学校はどうなっているのかを調査、観察に出かけたのでした。この報告を聞きましたので、これも紹介させていただきます。

校庭の調査観察を行った学校は、第一小学校、東光寺小学校、第三小学校、大坂上中学校、第六小学校、第二中学校でありました。第一小学校は、市街地の真ん中にあるが、運動場の周りにはかなり大きな木が植わっている。西風に対して、防砂林となるような大きな木がいっぱい茂っている。西風が吹いても、それに遮られて住宅地への影響は少ないと思われる。その上、西側は日野台の丘になっているので、風当たりも少ないと思わ

れる。

東光寺小学校は段丘地の中に校舎があり環境は最高、校庭もやや段差があるが、森林の中に校庭があります。西側は日野台のがけに迫っていて、風当たりが少ないと思われる。周りに緑が多く、砂じんが飛ぶことは少ないと思われる。

第三小学校は日野台上にあり、五小同様、風は吹くものと思われる。校舎は南西に面して建っていて、西からの風は入りやすい。しかし、東側は大きな樹木が茂っていて、五小よりも砂じんに関しては心配が少ないだろう。なお、ここにはプール用かもしれないが、大きな給水用タンクが2カ所ある。

大坂上中学校は運動場の周囲に大きな木が計画的に植えられていて、運動場の砂じんが飛散しても、樹木に遮断されて周囲への影響は比較的少ないと思われる。大きな木が数多くあって、防風林の中に校庭があるような感じだ。散水用のホースをつなぐ給水栓が校舎前に2カ所あり、散水機操作盤も別にあった。

第六小学校は住宅地の真ん中にある。運動場全体がすっぽり大きな木に囲まれている感じで、特に東側は巨木と言える大きな木で、学校を取り巻く塀もコンクリートブロックで高く築造されていて、砂じんの飛散はかなり遮断されると思われる。

第二中学校は、非常に広い運動場を持っていて、四方にかなり成長した樹木が植わっている。校庭の東外側は公団住宅だが、樹木が大きく防風、防じん効果はあるものと思われた。

以上が、六つの小・中学校へ行っての調査、観察の報告であります。わざわざ出かけていってつぶさに観察してきたその努力に、心から敬意を表しているところであります。環境破壊の現状を何とかしてほしいという一念がその行動に走らせたのだと思います。この調査、観察からはっきりしたことは、五小は他校に比べ、防じん効果のある校庭周辺の樹木が決定的に不足していることが上げられます。

6月3日、五小校庭での用務主事の話で、第四小学校の校庭の表土は五小のものとは違って、児童が運動しても全くほこりの出ないような性質のものだと聞きました。その直後、早速第四小学校も視察し、その事実を確かめていただいたところです。このように、他校と違って砂じんをまき散らし、周辺住宅地の環境を破壊する元凶、五小校庭をどうしてくれるのか、関係部局の緊急かつ強力な対策を強く望むものであります。緊急かつ強力な対策として、何が上げられるか。ここで環境が破壊され、被害を受けている当事者である皆さんの打開策、対応策についての声をお聞きいただきたいと思います。4人の方の声を、まずはそのままお伝えします。4人の方を仮にOさん、Tさん、Nさ

ん、Fさんと呼ばせていただきます。

その1、Oさんの対応策。1、スプリンクラーの設置。2、樹木の密度の強化。3、新しい砂の補充。4、高さ2メートルぐらいでもいいから、フェンスにパワーシートなどを張りめぐらせて防ぐ。ここで言うパワーシートとは、建築中の家の周りを覆っているビニールシートだそうです。Oさんは、この4点を対応策として上げています。

次にその2、Tさんの意見は、1、天気の良い日は校庭に水をまいても、すぐ乾き役に立たない。散水より良土の入りかえが第一だと思う。2、五小周辺の植樹林は目隠し程度、防砂となるような大きな木を植えて、自然現象には自然林で守ることが必要ではないでしょうか。

その3は、Nさんの言う校庭から砂ぼこりが周辺住宅地に飛散しないようにする方法です。1、砂ぼこりが発生しない種類の表土を運動場に入れる。2、砂ぼこりが立っても、その外部への飛散を防ぐため、市内の他の小・中学校に植樹されているような大きな樹木を運動場の周辺に植える。3、現在、既に設置されている散水用ノズルと散水車の活用。つまり、晴天で風の吹く日は、予防的にスプリンクラーを用いて散水すること。4、学校休日の日にサッカー、野球などで運動場を使用する団体、個人には、周辺住宅地への砂ぼこりを立てないように指導するとともに、使用前後に散水を行うことを条件として使用を許可すること。Nさんは、以上を要望しています。

その4として、Fさんは、対策の要望として3点を出しています。校庭の土、砂については改良が望まれる。2、校庭に3ないし4カ所、散水用の水源があるが水圧が弱いとのこと、強圧装置、高所への水槽等の設備が望まれる。3、校庭周囲の樹木が校舎改築後のもので、たけが低く細いものがまばらであるため、防じんの役に立たず、常緑樹等のある程度大きなものが植えられればよいと思う。

以上が、4人の方の改善策の要望、対応策、打開策の提起であります。

また、砂じんならぬ野球ボールやサッカーボールの被害についての対応策としては、1、フェンスに向かってキャッチボール等はしない。2、わざとフェンスにボールを当てて、音を立てたり騒音を立てたりしないよう、子供に指導するでありました。

住民の皆さんの声を参考にしながら、五小の防じん対策を考えてみたいと思います。大きく分けると、その対策は三つになると思います。一つは校庭の表土の改善。二つ目は校庭周囲の樹木の充実。三つ目は散水設備の完備のように思います。これらを一つずつ言及します。

まず、校庭の表土の改善であります。先ほどの話の中にもありましたが、五小校庭と

四小校庭の表土には大きな差があるようです。ほこりの出ない表土に入れかえるのがいいのだと思います。一番いいと思うのは、陸上競技場のようにアン・ツー・カーと芝生で校庭をつくることだと思いますが、これを小学校で要求するのは無理だとは思いますが。たしか第七小学校の開校時だったと思いますが、校庭が全面芝生が張られていました。どういう経過を経たのか、今はそうはなっていないようです。表土の改善ないし入れかえは一番即効性があるという意見があります。だとしたら、直ちに実施していただきたいと思います。

次に、校庭周囲への樹木の充実であります。先ほど紹介した調査からも判然としていますが、五小は他校に比べて余りにも樹木が小さく少ない。緑と清流のまち日野としてブロック塀をなくすのはいいが、緑が貧弱なため砂ぼこりが外出自由となつては困ることです。砂ぼこりの飛散を防止するため、樹木を数多く、しかも大きいものが必要だということです。

3点目の対策は、散水設備の充実完備であります。適度に水をまくことによって砂ぼこりをなくすことはできます。散水するのに、それほどの労力を要しない。そして、校庭で運動するのも邪魔にならない自動化された本格的なスプリンクラーを完備してほしいと思います。当面は、五小に今ある散水設備をタイミングよく活用して、でき得る限り砂ぼこりがたたないようにしてほしいと思います。現在の設備で完全にほこりのたたないようにすることは至難のわざだと思えます。2人ぐらいが1日中そのことにかかりきりで、しかも現状より水圧を上げることができれば、可能であると思えます。これを毎日のようにやる労力は望むべくもありません。五小の散水設備の水圧は十分でなく、この設備を使用するのは、学校給食中の時間で、これより先、給食準備中で水を使っているときには使用できないということです。また、水道を校庭で散水のために使うことによって、この地域の水圧にも影響を与え迷惑をかけることになるということです。そのため、散水用の貯水槽をつくる必要があるということです。散水用貯水槽をつくることも、ぜひ実現していただきたいと思えます。

五小は比較的広い校庭ですので、日曜、休日など学校開放の一環として、広く一般市民に開放され、野球やサッカーが行われるようです。児童と違って成人の動きはさらに激しく、特にサッカーなどは、ほこりの量を増大させています。これらの対策として、校庭利用者は、その使用前後に校庭への十分なる散水を義務づけることができると思います。

風が吹くことによって、校庭を使用していないときでもほこりが立ちますが、児童や

社会人が校庭を使用することによって、一層のほこりが立ちます。その時の児童は砂ぼこりにまみれていて、健康上もいいたげがないと思います。児童の健康を砂ぼこりから守るためにも、校庭から砂ぼこりの発生をなくす必要があります。

以上申し上げてきました五小校庭からの環境を破壊する砂ぼこりの影響は、主として、東側に住まれる方に与えるものとしてきました。しかし、校庭の南側、多摩平六丁目20番地、33番地の公団住宅に住まわれている市民の皆さんにも影響があることがわかりました。夏の暑い日は風通しをよくするため、北側のドアや窓をあけるのだが、五小校庭のほこりがあるときには、あけられないで困るというものでした。東側に限らず、周辺住宅全体の立場に立った改善をお願いいたします。

以上申し上げ、質問いたします。

まず、総括的なものとして2問。質問1、市内小・中学校から近くの住宅に迷惑をかけている現状を問う。これは、五小以外について考えていただきたいわけですが、1として、校庭の砂ぼこりについては、2、ボールの飛び出しは、3、学校の騒音は、4、その他にあるか。次に質問2、五小の状況をどう把握してきたか、どう把握しているか。

以上、総体的に二つの質問をいたしまして、次に打開策としての表土の入りかえについて、四つばかり質問いたします。質問3、アン・ツー・カーと芝生の校庭はできないのか。質問4、七小の芝生の校庭の顛末を教えてください。質問5、四小などの表土と五小との違いをどう把握しているか。質問6、五小の表土の入れかえについて、どう考えるか。

打開策としての校庭の周囲の植樹についての質問を3問。質問7、樹木の防塵効果についてどう考えるか。質問8、他校より五小は樹木がなぜ少ないのか。質問9、五小校庭に樹木を数多く、大きいものを植える考えは。

次に、打開策としての散水設備の充実についての質問を4問いたします。質問10、本格的なスプリンクラーの設置の考えは。質問11、現状の散水設備は、ほこり防止のためどこまでできると考えているか。質問12、水圧強化のため、散水用貯水槽をつくる考えは。質問13、学校開放で校庭を使用するとき、使用前後の散水を義務づけることはできないか。

その他として、質問14、砂ぼこりの中での児童の健康についてどう考えるか。質問15、野球ボール、サッカーボールなどの近隣への迷惑についてはどう考えるか。

以上、15の質問を組み立てました。学校教育部長と社会教育部長にお答えいただくこ

とになると思います。よろしくお願いいたします。

○副議長（宮沢清子君）　一ノ瀬隆さんの質問についての答弁を求めます。学校教育部長。

○学校教育部長（谷 正幸君）　質問1の中で、市内小・中学校から近くの住宅に迷惑をかけている現状を問うということですが、校庭の砂ぼこりについては、かなりの学校があるんですが、全体を調査した結果、8校が何らかの形で確認されております。三小、四小、潤徳小等ほかの学校がございます。それから、ボールの飛び出しは2校で三小と滝合小にあるんですが、これは特に学校の先生の方から連絡があって、地元の人からはありません。それから、学校の騒音なんですが、6校ございまして、四小、七小、三沢台小ほかなんですが、確認しております。その他にあるかということなんですが、その他については13校ございます。これは一番多いんですが、毛虫と木が多ければ多いなりに葉っぱがいっぱい落ちて、その葉っぱの問題があります。

それから、質問の2なんですが、五小の現状をどう把握してきたかという内容でございますけれども、それをちょっとお答えしたいと思います。第五小学校は平成元年度と平成2年度に校舎の改築が行われておりますが、その際に、校庭の造成工事を実施されています。これは2年度に行いました。そして、造成工事は簡単に申し上げますと、上層部は荒木田と石灰ダストの混合土10センチでございます。それで、中層部は良質のロームを10センチ、そして下層部は砂利10センチの厚さに施し整備したもので、適度な弾力性、保水性、排水性が確保されたものとなっておりますが、造成後、経過年数も短く、痛みもまだそれほど進んでいないというふうに受けとめておりますが、校庭は、必要に応じて砂をまいたり、凍結防止剤の塩カリと言ってますが、塩化カルシウムですが、をまいたりしていますが、これは雪のときによく解けるといことなんですが、ほこりもたたないということで多少使っております。乾燥し過ぎた場合は散水をしたりして、日常の使用に支障のないように、管理には各学校とも注意を注いでおりますが、風の強い日がありますけれども、日照が続き砂ぼこりが舞い上がったりするのは、どうしても避けられないようでございます。

それで、五小にこの間、ちょっと行きまして内容を見たんですが、五小では校庭の造成工事のときに、四隅に散水栓を設置して手押しの散水機を購入してありまして、それで、周囲に散水できる条件が整っています。そして、ことしの状況なんですが、散水を余りやっていなかったんですが、その指導の私の方の勝手ということもありますが、私の方ですぐまくようにという実験もいたしまして、まく時間とかそういうものも指導

してまいりましたけれども、現状では、そういうところが把握されました。それから、やはりちょっと風があるときには、何個かの渦みたいにはこりが出まして、子供たちも確かにそういうほこりの上で遊んだりするような状況もあります。ですから、風の日は、相当近所には御迷惑がかかっているのではないかというのも確認され、そして、砂ぼこりについても、近所の方々に迷惑をおかけしているようですが、砂ぼこりを防ぐ一番の決め手は散水になると思いますので、一層適切な散水と校庭管理について、学校に指導していきたいと思います。

砂ぼこりについては、他校においてもいろいろ苦情が寄せられておりますが、校庭の全面改修時には、そういうことができれば、ジェットガンの散水機みたいなものをつけたいというふうに思いますが、費用も結構かかるんですが、五小もさっき申し上げたとおり、平成2年度に校舎を改築して、まだできたばかりでございます。そういうこともございますので、現状で十分な時間帯とか水圧の問題もございますので、十分な指導、技術的な指導も行いながら、状況を見ながら散水をしてまいりたいというふうに思っております。

これが、五小の現状をどう把握してきたかということのお答えです。

それから、3番目ですが、アン・ツー・カーと芝生の校庭はできないかということなんですが、アン・ツー・カーは可能ではございますが、芝生とアン・ツー・カーを入ると、きれいな校庭になってほこりは出ないと思います。そして、管理の面では、アン・ツー・カーの場合は1年に1回ずつ、表土がほこりになって水を吸わなくなるので、そういう管理をしなきゃいけないとか、現在、テニスコートは使われていますが、校庭ではほとんど使われていないような状態でございます。ですから、余りお金もかかりますけれども、校庭には適さない。芝の面においては、芝は消毒も必要ですし、それから、上に大勢の生徒が乗ると非常に痛みが激しいということもございますので、景観はきれいでございますけれども、その辺はできますけれども、ちょっと適さないのではないかというふうに思います。

それから、4番の七小の芝生の校庭の顛末を教えてほしいということなんですが、これは48年に九州の方へ行って市長さんが見学されて、これがいいんじゃないかというのであそこへまいたんですが、非常に何年かは柵に縄をやって入らないように、よく生えそろうまで中へ乗っちゃいけないとかという形で、61年まで使いましたけれども、かなり管理が大変で、どうしても来た校長先生方も何とかしてくれという話もありまして、61年に閉鎖をいたしました、そういう現状でございます。芝の管理、除草、消毒等によ

りやめたというふうになっていますけれども、そういうことでございます。

質問の5番ですが、四小などの表土と五小の表土の違いを把握しているかということですが、表層の砂が荒木田と石灰が五小でして、緑色スクリーニングというのを四小と一小ですかね、それを使っているんですが、あとはみんな同じなんですが、下の方は。これは少し重い石を細かく砕いたようなものが使われております。ですから、多少違うんですが、そういう種類が違うということです。費用も多少違うということでございます。

それから、五小の表土の入れかえについてどう考えているか。現状では、今のところ、応急措置でやるんですが、将来にわたっては、その辺を十分考えていきたいというふうに思っております。

それから、7番目なんですが、今度は打開柵として校庭の周囲の樹木なんですが、樹木の防じん効果についてどう考えるか。これは、やはり防じんについては、相当の効果があるというふうに考えられます。ですから、そういう形では、今後できるだけ植えていきたいというふうに思いますが、8番の問いは、他校より五小は樹木がなぜ少ないのかということなんですが、3メートル以上の木が105本、それから、1.5から3メートルが424本、低木が1,586本ということで、2,115本は一応植えてあるんですが、あんまり低いために目立たないのではないかというふうに思いますが、それを9番の問いでは、五小校庭に樹木を数多く大きいものを植える考えはということなんですが、大きいものを植えるということは、できればやりたいと思っていますが、なかなかこれはほかの学校でも歴史があっただんだん太くなったものですから、できるだけ植えられれば、そういう努力を今後してまいりたいと思いますが、すぐにぱっと植わるというわけにはいきませんので、そういうふうに考えて検討してまいりたいと思えます。

打開策として、散水設備の充実ということですが、本格的なスプリンクラーの設置の考えはということですが、さっきちょっと言いましたけれども、校庭の全面改修ができるようになれば、要するにジェットガン方式のものを一緒にくっつけてみたいと思えますが、それまでの間は、今ある設備をきちっとつくってありますので、それを十分に生かすような、今、活用の方法で不十分ではないかという話だったんですが、私はそれもあると思えますので十分指導して、その結果やってまいりたいというふうに思えます。

それから、現状の散水設備は、ほこり防止のためどこまでできると考えているかということですが、散水時間等十分計算して実施すれば防げると思えます。あそこところは、管が50ミリが入ってまして、40ミリで直接パイプから来ていますから、市民の方

に影響しますので、その使わない時間帯にまけるような方法を考えながら学校へ指導して実施すれば、ある程度はできると思いますが、それを実験してしばらくの間、やってみたいというふうに思っております。

12番、水圧強化のために、散水用貯水槽をつくる考えは。今のところ、それは突然で考えておりませんが、少し内容を検討してみたいというふうに思っております。

13番、学校開放で校庭を使用するとき、使用前後の散水を義務づけることはできないか。できるだけそういうふうにしたいたと思いますが、水をまいていろいろ経費もかかりますけれども、ほこりになっては困りますので、十分その辺も考えながらやってまいりたいと思います。学校開放ですから、社会教育部長の方ですが、私の方でお答えさせていただきたいと思うんですが、よく十分に協議をしながらやってまいりたいと思います。

その他ですが、砂ぼこりの中で児童の健康についてどう考えるかということで、砂でひどいときには体育館でやるようにというふうにやっております。それから、ほこりで少し、子供たちには休み時間などでほこりを吸った場合には、必ずうがいをするようにということで、具合が悪いなるときには養護の部屋の方に行くようにという形で、今のところはやっておりますけれども、いずれにしても、砂ぼこりがない方がいいわけですから、そういうことに注意してやってまいりたいと思います。

15番、最後ですけれども、野球のボール、サッカーボールなど、近隣への迷惑についてどう考えるかということなんですが、金網が8メートルの高さがあるんですが、そのフェンスがありますので、できるだけ外に出ないように、もちろん方向だとかやり方をあれしてやっていただくわけなんですが、この点についても、開放の担当部長の方ともよく話をしながら対策を考えてまいりたいと思います。

以上でございます。

○副議長（宮沢清子君） 一ノ瀬 隆さん。

○28番（一ノ瀬 隆君） 大谷部長の声も聞きたかったんですけども、学校教育部長が、それを含めて答えていただいたようなので結構でございます。

今、学校教育部長から答えたいただいたわけでありますけれども、教育委員会の事務局の学校教育部長ということですけども、この事務局の最高責任者である長沢教育長の発言をここで求めておきたいと思います。私は、1992年第2回定例会で日本一の学校給食を目指してと題した一般質問を行いました。そして、同じく92年の第4回定例会では、日本一の学校図書館を目指しての質問を行いました。もちろん日本一を目指すということは、現実に全国のトップレベルであるということであり、このことに異論はないと思っ

ています。全国トップレベルの教育委員会として、この学校校庭の不備が織りなす近くの住宅の環境破壊をどう考えるか、教育長にお願いいたします。

○副議長（宮沢清子君） 教育長。

○教育長（長沢三郎君） 昔はよく「孟母三遷の教え」などというのがございまして、学校の近いところに住宅を求めて、自分の子供の教育をしていきたいというそんなあれがありましたけれど、最近は今、一ノ瀬議員の方からお話がありましたように、大変学校公害という関係で、学校から出ます騒音とか砂じんあるいは景観、その他そういう問題につきまして、それぞれいろんな意味で、学校がいろいろ課題を抱えているというのが現状でございます。できるだけ学校当局とも連携をとりながら、なるべく望ましい環境の中で教育が行われるように努力していきたい。

それとあわせて、もう一つ、ぜひ学校と地域とのコミュニケーション、こういうものを図っていかれるような学校の雰囲気、市長あたりがよく校長先生方に、ぜひ地域の文化センターの村長になってくれというようなことを言うことがあるんですけど、地域と学校との交流というものをさらに深めて、地域の方々から、そういういろいろ学校に対する苦情等については、率直に学校に問題を投げかけ、また学校の方でもそれにこたえられるような体制、さらに必要があれば、教育委員会の方にその事情を報告されながら対応していかれるような態度、そういうものをぜひつくり上げていきたい、こう考えております。

いずれにいたしましても、五小の問題につきましては、今、一ノ瀬議員からお話があったような状態で、その砂じん対策につきましては、いろんな角度で検討して、当面の対策、それから恒久的な対応、そういうものを図っていかれるよう努力していきたいと思っております。以上でございます。

○副議長（宮沢清子君） 一ノ瀬 隆さん。

○28番（一ノ瀬 隆君） どうもありがとうございました。

本格的スプリンクラーを備えるにしても、表土の入れかえないし改良でも大きな木を植樹するにしても、簡単なことではなくお金もかかることだと思います。緑と清流のまち日野市という言葉も出てまいりました。森田市長の発言なくして、この質問を終わるわけにはいきません。市長に前向きなお話をお願いしたいと思います。

○副議長（宮沢清子君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 数年前に大願でありました第五小学校を、位置をかえて新しい理想的な建築に建て替えたということで、大きな事業をやり仰せたという気持ちでお

りましたところ、議場でいわゆる校庭のほこりといひましようか砂じんといひましようか、それが近所に御迷惑をかけている、こういう質問になって出されたことに、少々驚きを感じた次第であります。（「遅い」と呼ぶ者あり）というほどに、私もその情報を正確に聞き得ていなかったということでありまして、（「二小もそう」と呼ぶ者あり）今まで、いわゆる学校騒音とか近隣にはこり等で御迷惑をかけているということには、しばしば対策を講じて、その後のおさまり方といひましようか、経過についても関心を払ってきた次第であります。

今聞きました限り、相当激しい状況があるという認識に立ちますので、あれこれ言うことなく、恐らく土を入れかえることが一番いいだろうと思っておりますが、いろいろな方策を講じて御迷惑を最小限にするという努力こそ、第一に取り組まなければならない、このように受けとめた次第であります。

方式につきましては、専門の人たちにいろいろと検討していただきます。そして、なるべく早く対策を講ずるということで、御質問にはお答えをいたしたいと思っております。御近所には、また迷惑をかけて本当に恐縮でもございましたが、なるべく早く対応するというところこそ、行政の責任だというふうに感じております。

○副議長（宮沢清子君） 一ノ瀬 隆さん。

○28番（一ノ瀬 隆君） どうもありがとうございました。どうぞよろしく願いいたします。

この私の質問と同じ目的で請願、第五小学校で発生する砂ぼこりの防止に関する請願が準備されました。紹介議員として、渡邊馨鴻議員、吉富正敏議員、森田美津雄議員、田原茂議員、板垣正男議員、内田勲議員の御協力をいただきまして、本日、福島盛之助議長に提出したところであります。文教委員会に付託されると思っておりますが、ぜひ現地視察などをしていただきまして、請願者の窮状を理解しての審査をお願いしておきます。

以上で終わります。御答弁、御静聴ありがとうございました。

○副議長（宮沢清子君） これをもって8の1、学校の近くの住宅の環境を守れの質問を終わります。

一般質問9の1、21世紀への福祉ビジョンについて問うの通告質問者、吉富正敏さんの質問を許します。

〔5番議員 登壇〕

○5番（吉富正敏君） それでは、質問を始めたいと思います。

最初に、前回の一般質問におきまして、保育園の口座の自動引き落としの願いをし

たところ、市議会だよりに実施されるというような形で載りまして、保育園の父兄から、市長に大変ありがたいという言葉が多数寄せられております。また、やっとやってくれたんですねというような御意見もあったということも覚えておいていただきたいというふうにお願いします。ぜひ父兄の期待に沿って、来年の春からの口座引き落とし実施をよろしくお願ひしたいと思ひます。

そして、あと私の保育園のそばの多摩平の汚水の処理場の件についても、斎場撤回白紙のままでは困るということをお願ひしましたら、ともかく全市民のために有効利用を図るというお言葉をいただきました。ということは、黒川の住民がいやだと言っている斎場建設はないんだなというふうに、前向きに解釈をしていきたいなというふうに思ひます。この点もあわせまして、森田市長に感謝したいと思ひます。

感謝ついでにもう一つお願ひがあるんですが、汚水処理場の件なんですが、今使ってなくて、夜、真っ暗なんですね。それで、ぜひこれから夏になって暴走族とかがたむろしますと、ちょっとまずい問題が起こります。あの辺は、やはり袋小路といひますか、東豊田三丁目、一番奥のマンションまで行くと道が終わり、たしか鈴木先生がトンネルをつくりましようということ言っておりましたように袋小路です。ですから、何事かありますとどうにもなりませんので、警備灯という範疇で構いませんので、ぜひ電氣をつけていただきたいと思ひます。本当に、今の五小とは逆で、周り中、木が茂ってまして、逆に中が見えないんですね。連れ込まれたら終わりというぐらひの、今現状でござひます。ぜひ管理の方、よろしくお願ひをしたいと思ひます。電氣をつけていただきたいと思ひます。その辺、追加で申しわけないんですが、よろしくお願ひします。

それでは、私、手短かに質問する方なんですが、本題の方へ入っていきたくて思ひます。きょう、先ほど私の青年会議所の仲間が10名ほど何をとち狂ったか1時ごろ来まして、さっさと帰っちゃったんですが、その連中の中でちょっと口の悪いやつがいて、「議員の給料幾らもらっているんだ」と私に聞くんですね。「私もなったばかりなんで給料幾らだかわからないけど50万ぐらひだよ」というふうに言ひましたら、「では、年間で1,000万円ぐらひもらってんだらう」と言うんで、「そんなもんじゃないか。1年間もらったことないんでわからない。源泉徴収もらってないんでわからないよ」と言ひましたら、「じゃ、議会は何回あるんだ」と聞くんですね。本当にしつこいやろうだなと思ひたんですが、「年、4回だ」と。すると「お前がここで一般質問やるのが、ワンステージ250万じゃないか」「おれは俳優でもないし歌手でもないよ」と言ひたんですが、「ともかく単純に計算すれば、年90分が250万だよ」というふうに言われまし

て、ちょっと私は……（「議員活動しているのよ」と呼ぶ者あり）保育園でやっていますので、原価計算というのはない世界なんですね。保育園というのは、定員がありまして、そこに子供がいると、要するに100%で100%の運営ができる、そういう施設なんで、原価計算なんてやったことないんで、いきなりそんなこと言うやついるんだなと思ってびっくりしたんですが、市民の参加ということで、森田市長、大変すばらしい要綱をお出しになりました。市民にも、働いている市民、経営している市民、いろいろいると思います。私の仲間は、どちらかというと経営市民なんです。そうすると、「お前のステージ250万だよ」と経営感覚でくるんですね。やっぱりそういう市民もいて、市政に経営感覚をもって、そして、「これからのバブル崩壊後の税収のない中、日野市をぜひ崩壊しないようにお前頑張れよ」ということを言って、私の仲間は帰っていきました。別に歳費の話云々かんぬんというのは、別に議会冒瀆とかという意味ではなくて、そういう市民の声があるという部分、ぜひ市長に伝えてくれというふうに言われております。ぜひ経営感覚をもって、これからは市の運営に、市長さんぜひよろしくお願ひしたいと思います。（「一番弱いところだよ、それは」と呼ぶ者あり）

そして、福祉の方の話に入りまして、私も保育園が専門なんで、全部の福祉がわかるわけじゃないんですが、何か3月に厚生大臣の私的な諮問機関というのに、高齢社会福祉ビジョン懇談会というのがあるんだそうです。そこが、21世紀福祉ビジョン、少子高齢社会に向けてという答申を出した。物の本によりますと、私が入っている協会なんですが、日本保育協会の機関紙に厚生大臣官房政策課というところの発の文書で掲載されておったんですが、高齢社会福祉ビジョン懇談会というのは、21世紀の少子高齢者社会の社会保障の全体像、重要施策の基本方向、財源負担のあり方という三つの中・長期の方向性を打ち出す諮問機関だというふうに紹介はされております。

その中で、目的といいますのが、高齢化が活力に結びつく明るい社会を構築するというのが、基本理念として打ち上げられています。そして、少子高齢者社会にふさわしい社会経済システムをつくっていくんだ。そして、21世紀には、だれもが安心して生活をして子供を持って年をとる、年寄りが安心して暮らすんじゃないんですね。子供を産み、そして年をとって、サイクルがちゃんといくようにしましょう。そして、長寿国家日本に生まれ育ったことを誇りに重い幸福に思ふ福祉社会を築きましょう、そういう答申が出されたそうなんですね。

私も勉強不足であんまりよく知らなかったんですが、よその保育園の園長に教わりまして、あわてて読んだという情けない次第なんですが、日本の社会福祉とといいますと、

大体が救貧政策という形でスタートしています。新しい福祉は、若干採算ベースが違うようですが、私のとこの保育園なんかも、生活保護がベースです。生活保護の中で、昼間の何時間だから何分の1に幾らだよという形になっているんだそうです。で、その中で、この答申の唯一変わってきたという部分は、社会福祉という言葉じゃなく、社会保障という言葉を使い出しています。今までの救貧、慈善という形の社会福祉から、アメリカは勝手にやれというシステムだそうですが、ヨーロッパ型の社会保障という時代に、これからの日本の福祉は転換をしていくという答申が出た。これは、大変すばらしいことだというふうに、私は福祉をやっているものとして思う次第でございます。

そして、この答申の中で、これからの福祉をどうしていこうという部分がございます。現在、日野でも柴町のデイケアセンターとかという形で、やっと動き出したところですが、新ゴールドプランという形で、これからの在宅老人福祉はやっていく。要するに、デイケアセンターとちょっと違う方向ですね、在宅へ回る方の介護の方ですね。そちらを強化していくんだというような形が載っておりました。

それから、私の商売の方なんですが、児童福祉の方は、ゴールドプランに対抗するエンゼルプランというのを推進していく、新ゴールドとエンゼルとをダブル路線でやっていくというふうに答申が出ております。

そして、何か五つぐらいの項目がありまして、その中で、子供が健全に育っていく環境づくり、安心して子供を産み育てられる社会的支援体制の整備という項目がございます。それから、高齢者、障害者、子供たちがともに安心して暮らすことのできるゆとりとふれあいの住宅、まちづくりという項目がございます。あと三つほどあるんですが、その辺は割愛いたしまして、基本的に日野の保健・福祉計画と同じで、ノーマライゼーションというのが基調路線でやっているようですが、とにかく子供が育っていかれる社会体制を組んでいく。そして、高齢者と子供と一緒に住んでいける住宅とまちをつくっていくというのが、5分の2ですかね、いう形で項目として上がっております。この部分は、後の団地の方でも言いたいと思うんですが、その中で、エンゼルプランの基本財源として、前回予算委員会の時に、ちょっと質問はしたんですが、児童手当拠出金を財源としたいろんな施策を国が推進していくという形で、書かれておるように聞いております。

日野市においても、この春に保健・福祉計画がやっとというのか急遽というのか、私も関係者なんで実態はよくわかっておりますが、でき上がった。もちろん厚生省から平成5年度中につくれというお達しがあったというのは事実ですが、その中で、21世紀ま

での日野の老人の福祉計画の指標ができたということで、福祉の関係者として、大変喜んでおります。厚生省の21世紀のビジョンの前にでき上がった日野の保健・福祉計画ということで、私はちょっと危惧をしておりますのは、厚生省の方は財源をどうしようという部分があるんですね。今、話題になっている税金を上げる、消費税を上げるという部分があるの、初めての答申というインカムがあつての出ていくという部分がちょっと書いてあつたんで、さすがだなと思つたんですが、日野の場合は、その部分がほとんどないような中で21世紀までの保健・福祉計画をつくり、そして実施に移されるということで、間違つたところで、けつまずかなきゃいいなというふうに、勝手に心配しているんですが、ぜひインカムに合つた予算の中でやっていただきたいと思います。

いろいろ全体論で話をしてみました、要は、私の質問したいところは1点ございまして、そのような中で国が老人と子供と一緒に、そしてまちづくりをしていこうという動きの中、日野市では、何年か前に——何年前だったかちょっと忘れたんですが、幼児教育センターというのがございましたね。どっかで廃案になってなくなつちやつたんですが、あれ時限立法でしたか、そういうような形の幼稚園と保育園ですね、老人と保育園の一元化というんですかね、老保一元化、それから、老人と幼児の一元化、老幼一元化というんですかね、そういう部分についての日野市における研究等を、ぜひ進めていただきたいなというふうに思います。

今、何部でしたか社会教育部というのかな、ちょっと所轄忘れましたが、教育の方と福祉の方で、子育てとか育児とかというタイトルでいろんな事業をやっていると思います。その辺も教育関係と福祉関係というのは、いろんな行政の明と暗、裏と表という形で、大概教育の方がスポットが当たりまして、福祉の方が大体お月様のように隠れているというのが実態なんです、その中で、今の財源のない中、ダブルで予算が出ているんじゃないかなというような危惧を持っております。そして、生活文化部の方なんかも検診とかいろいろやっています。そういうトリプルの中で、日野市が子育てにお金を有効に活用できているのだろうか。同じようなことに片や厚生省、片や文部省からお金が来て、やらなきゃいけないからやるんだというような部分はないでしょうか。ぜひその部分を一緒にやれば倍のお金でできるとか、そういうやり方があると思います。一緒にやれば、倍の人数でできるとか、その部分、ぜひ検討していただきたいというふうに思います。

そして、やっと保健・福祉計画ができ、これから森田市長の政策といたします老人対策、高齢者対策がやっと動き出したということで、今、社会保障ということで、国の

方も消費税やら何やらかんやらということで、財源をどこから取ってくるかということで、大変がたがたやっています。日野の方も、その財政をどうしていくか、そして、教育と福祉が一緒になって、これからの21世紀を本当に担(にな)うというよりも担(かつ)ぐに近い子供たちをどうやって育てていくか、その部分にぜひ市長の前向きのお力をお貸しいただきたいと思います。

私は3月に議員になったばかりの新米者で、法律とか議会のシステムとかよく知らないんですが、東京都なんかですと、福祉担当の副知事がいたりとかというのは知っているんですが、市の場合は、教育長という方がいて、何か市長と同じぐらいの発言をされているんですが、それは私、勝手にそう思っているだけですからね、坂口部長は何か後ろの方について、ただ部長をやっているという、これが同じ教育と福祉の中で、こんなことがあっていいのかなというふうに、勝手には思っているんですが、これから高齢者と子供との対策をしていかなきゃいけないときに、そういう行政のアンバランスの中で、本当にいい行政がやっていけるんでしょうか。

私も助役とか収入役というのもよく知らないんですが、そこ1席あいているところの方に、福祉担当助役とかという形でぜひ人事の方(「坂口助役、決まり」と呼ぶ者あり)それなら、私もありがたいですけどね。ぜひ福祉担当助役とかいうような形の助役人事とかというのも、やっていただけるとうれいなというふうに、私は思います。人事権は市長にあるようですから、別段、私はやってくださいというふうに勝手に思っているだけで、やれとは言いませんので、その辺はお間違いないようお願いしたいと思います。

ぜひ、これからの子供対策、老人対策、そして、市の行政機構等にまで及んだ部分で、ぜひ市長のお考えを一言お聞かせ願いたいと思います。よろしくお願いします。

○副議長(宮沢清子君) 吉富正敏さんの質問についての答弁を求めます。市長。

○市長(森田喜美男君) 私が、言論に相当する部分をお答えをして、それぞれ具体的なお答えに担当の方からさせていただきます。

私どもの一番政治といいましょうか、あるいは行政という形で基本になるものが、言うまでもなく、まず憲法の示すところであります。そして、その憲法から、特に御質問にかかわりましては、25条という有名な条が福祉行政のすべての源になっている。そして、しかも25条には、すべての国民は健康で文化的な最低限の生活を営む権利がある。そのことを保障した上で、国はすべての社会福祉、社会保障の面で、あるいは公衆衛生の面で十分なことをしなければならない、こういう原則が定められておることを、国民

皆さんも御承知のとおりであります。

そして、地方自治体という立場から、国の基本制度で申しますと、地方教育の管理運営に関する法律が、これが教育委員会の規定になる法律であります。そして、福祉六法と言われるその福祉六法の中には老人福祉、それから児童福祉、今御質問にかかわる部分は、そのあたりから大きな行政施策が福祉国家あるいは文化国家、そのような形で、国民のともに理解をしておるところであります。

戦後あるいは憲法制定後、半世紀近くになりました。そして、その憲法の条章が、国民によりやく浸透し、また政治や行政も、その憲法に規定された最大限の努力をしてきたということで、今日の状況があるわけでありまして、私は、時々市民の会合に出席をして、人生80年という、いわゆる高齢化社会あるいは長寿の時代をつくり得たのは、まさに憲法25条の理念の然らしむるところであろう。すべての政治や行政は、今申し上げております社会保障、社会福祉を目的として制定されておると言ってもいいくらいであります。

したがいまして、現実のこの地域社会に状況の変化を求めてまいりますと、わずか二十数年前までは、いわゆる幼稚園不足とか保育園の保留児とかいう形で、幼児の施策が十分でないという時期がありました。今日では、またそれが逆に子供さんの少ない時代となって、また別の問題をつくり出している。一方には、高齢化社会の進行が具体的に進んでおりますために、今、特に高齢者に対する福祉の課題が、国民的課題になったというふうに考えてよろしいと思っております。（「評論ばかり言って」と呼ぶ者あり）幼保一元化というような、つまり同じ年齢層にある子供さん、幼児や、あるいは保育対象という種分けではなくて、なるべく条件の同じ年齢層の子供さんということで、福祉の施策と、それから教育の施策を統一的に行うべきであるというのが、幼保一元化の考え方でありました。

そして、今日、吉富さんが質問に用いられております幼老一元化というふうな発想が生まれてくる関係は、まさに大きな変化だというべきだろうと思っております。高齢化社会が、当面の大きな課題でありますので、おっしゃるところの保健・福祉、つまりゴールドプランあるいはエンゼルプランというような言い方で二つの方策がいろいろと論議をされておる。こういう時代の変化だと思っております。

いずれにいたしましても、社会福祉という理念は社会保障の上に成り立つ。社会保障をしっかりと、そして社会福祉をレベルアップをするというのが、本来のあるべき政治行政の姿だろうというふうに、私どもも考えております。そういう観点に立ちまして、

これから一自治体として、日野市もきちんとした政策、施策の展開を図っていこうというのが、基本計画の内容でもあるわけであります。

これからは、財政面といいますのは、福祉こそ政治行政の目的でありますから、すべての財政の使途は、福祉のためにあると言っていいぐらいであります。国際的な平和の問題も、あるいは一人ひとりの人権を大切に人権の問題も、すべてこれは福祉に帰一するというふうに言っていいぐらいだと思っておりますので、全く矛盾なく、いわゆる将来の立派な社会構造を目指して取り組んでいくということであろうと思います。

何か高齢化社会といいますと、考えようによっては暗いイメージになりかねない。それをより明るく生き生きとした社会構造をつくっていくのが、とりわけ、また若い人たちの処遇あるいはエネルギーでなきゃいけない。また、それらが需要と供給の関係において、立派に商業や営業にも成り立つということが、言われるところの明るい将来の社会像でなければならない、このような考え方であります。したがって、そういう見解に立って、地方自治の場において大きな実験をするというのが、これからの我々の使命であるというふうに考えております。

○副議長（宮沢清子君） 吉富正敏さん。

○5番（吉富正敏君） ありがとうございます。

大変前向きな森田市長のお考えがよく伝わりまして、本当にありがたく思っております。（「ごますりだ。ちっとも前向きじゃない」「曲げて取るんじゃない」と呼ぶ者あり）前回、社会福祉法人の高齢者福祉事業団でしたか、あそこで理事会がございまして、それで、その理事会の中で私、市長にお願いという形で言った記憶があるんですが、これからの日野の老人福祉なり事業なりを支えていく社会福祉の事業団の理事長を、創設以来、いつまでも市長がおやりになっているのは、何らかの問題があるんじゃないですか。できれば、それなりの人材をというようなことを、私はお願いをした記憶がございまして。私が、それなりの人材をという意味は、先ほど言ったような福祉担当の責任者を置いていただきたい。せめて教育長と互角になるような福祉の担当者を置いていただき、市長は、もっと市民全般のことを見ていただきたいなということを、前回、理事会でお願いしたと思います。ぜひ、今の市長の福祉に対するお考えを進めていただきまして、庁内における教育と福祉のバランス、そして老人の施策、そして乳児の施策の一元化、私もハーフを50台で回る71の年寄りを抱えているんですが、赤い車に乗ってまだ元気なんです、そういう年寄りの面倒を見なきゃいけなかつたりしますので、ぜひそういう部分でこれからの高齢者社会を支えていく若者のために、市長みずから、後へ続く世代

のために福祉を考えていただきたいと思います。

ありがとうございます。

○副議長（宮沢清子君） これをもって9の1、21世紀への福祉ビジョンについて問うの質問を終わります。

一般質問9の2、多摩平のまちづくりについて問うの通告質問者、吉富正敏さんの質問を許します。

○5番（吉富正敏君） 5時までには終わりたいなと思っているんですが、一応250万のステージの半分を終わりましたので、あと125万円分の質問をしていきたいなというふうに思います。

多摩平団地の建て替えの問題と、豊田の再開発ということで若干お聞きをしたいんですが、私も自治会の方から見せられて初めて知ったんですが、市長が本部長をやられる建て替え対策の何とか要綱だか綱領だかというのができたとかという、ちょっとタイトルを忘れたんですが、そういうのがあるということで、4月何日だかの公布なんで、私も初めて見びっくりしたんですが、市長の方で建て替え本部長をやっていただいて、多摩平団地の建て替えに市が本気で臨んでいただけるというのが見えて、本当にありがたいと思っております。

それで、多摩平の自治会に私も突然、副会長の拝命を受けましたので、副会長としても感謝をさせていただきたいなと思いますが、6月1日の広報で用途変更というんですか、宅地の。それが見開きにぱんと出まして、素案というふうに書いてあったんで、まだこれから変更がきくのかなと勝手に思っているんですが、あれが広報の見開きのカラーページで出まして、本当にもう多摩平の人間は上へ下への大騒ぎというような形で、本当に団地は建て替わっちゃうんだなという空気が充満しております。ぜひ2,000戸というような形で伝え聞いておるんですが、多摩平の住人は、その2,000戸がどういう形でどういふうになっていくのかというのも全く情報のない中、本当に市長が本部長となつて、市全体を動かして対策をやっていただけるというふうに、みんな期待をしております。

一つ、自治会の方からお願いというか、来ると思うんですが、何かその部会に市民参加はできるんですかというようなお話がありました。私は、「行政機構の要綱だから、できないんじゃないですか」と言っちゃったんですが、とりあえずその部分で住民が参加できるのかできないのか、都市整備部長だったかな、担当は、ちょっとそこだけ御返答を。何という名前の名称で、市民は参加できるのか単なる役所の機構なのか、その辺

を御答弁お願いします。

○副議長（宮沢清子君） 吉富正敏さんの質問についての答弁を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君） ただいまの御質問の、まず要綱の名前でございますけれども、住宅都市整備公団多摩平建替事業行政指導本部設置要綱でございます。それで、内容といたしましては、この要綱の中で、本部というものがございます。それから、担当の部会、今議員さんのお話がありました。部会が九つの部会に分かれています。おのおの行政課題別に九つに分かれています。それで、部会で検討したものを本部で検討して、行政対応を決定していく、こういうことになっております。

それから、この部会に対する市民参加の話でございますけれども、この部会の組織の中には、具体的にそういうものは明記されておられませんので、この部会の中で検討し、またそういう要請の中での対応をしていくことになるのではないかなというふうに考えております。

○副議長（宮沢清子君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 少し補足しておきます。

多摩平団地という、住宅都市整備公団による建て替えの申し入れであります。単なる老朽化したから、ほとんどもとどおりに近い形で、家賃も大きい変更なしに新しくするんだということであれば、これは一般的な民間住宅と同様に、そう行政が関与することはないわけですが、多摩平の建て替え計画というのは、大きく言いますと、現在の2,800戸の戸数、これを近代的に建坪におきましても、あるいは構造にいたしましても、今の国民生活に叶う程度の設計にしたい、こういうことであります。したがって、面積も広くなるし設備もよくなるということは、当然だと思っております。そして、そのために家賃も高くなる。

日野市が大きく関心を持ちますのは、2,000戸数をふやすということでありまして、そのことは、我々が以前に経験をいたしました宅地開発、団地造成、そのことによって学校が足りない、公共施設が足りないあるいはごみ処理がどうなるであろうか、いろいろな対応を求められたわけでありまして、それらのことを含めて、つまり日野市では、住みよいまちづくり開発指導要綱を持っているわけでありまして、それを該当させる。したがって、今まで了解事項といたしましては、一般論として、2,000戸を日野市は、多分、国の住宅政策で公団でも責任戸数ということだろうと思っておりますから、極力受け入れてまいりますというふうに対応をいたしております。

そのこと等を含めて、つまり行政としての対応を非常に大きな課題として求められることとなりますので、調整部会という形で行政組織に適應できるようにしようと考えたということであります。

それから、市民参加はこれは第1項の第1調整部会、市民への対応ということで、その任務に定めておりますので、いろんな形で市民の参加あるいは御意見を調整しながらやっていこう、こういうことでもあります。

○副議長（宮沢清子君） 吉富正敏さん。

○5番（吉富正敏君） 補足説明、ありがとうございます。

第1部会というのは大崎部長のところですよ。そのうち、ごあいさつに参りますので、よろしく願いいたします。

建て替えも2,000戸とかなんとかかんとかと、やぶをつつついているだけで、さっぱりわからないんで、やっぱりさっきあの辺でふらふらしていた私の青年会議所のばかたれが変なことを言ったんですが、「何を建て替え、建て替えて騒いでんだ。公団は2,000戸つくりたいんだろ、全部建て替わりゃ5,000戸だか4,700戸なのか。2,000戸だったら、駅に近いところに高層住宅建てりゃいいじゃないか。用途変更があるんだろう、だったら駅前のところ、用途変更をかけて2,000戸分の40階でも50階でもつくりゃいいじゃないか」と。（「勝手なこと言わないでよ」と呼ぶ者あり）これは極論ですよ。ただ、こういう極論を言わなければ、住んでいる人をお前出て行け、おめえどけ、おめえ戻れる、高いの安いのって、これノイローゼになりますよ。住んでいる人はたまったもんじゃない。やはり行政の側は、極論とは言わないけども、住んでいる人が納得できるたたき台を出していただきたい。相手が公団だから、公団が言ってこなきゃわからないんだという、そういう逃げ口上を言わないで、日野市としては、豊田駅北口をこう考えているんだ、豊田の北口の商店街の団地の土地はありますよ。駅前のロータリーは何か日野市が買ったと言ってましたけども、北口の再開発を含めた中で団地の2,000戸をどうやっていくんだ、4,000戸をどうやっていくんだ、4,700戸になるのかな、ちょっと足し算下手なんで。そうすると、約2万人の人間が駅前の商店街を利用するのかなという単純計算が出ます。そうすると、今の駅前の商店街は2,700戸の4人家族だから1万人ぐらいですか、その購買層向けにしかできていない。だったら、駅前商店街の再構想から何から考えてやるべきだ。せめてそれくらいの極論とは言いません、夢を出していただきたい。老人世帯ばかりだから、私は年金でお金を払えないから、じゃあんたたちを守ってあげるよと、これは行政じゃないと思います、さっき言った救貧政策で

すよ。さっきの市長の福祉政策はどこへ行っちゃったんですか、社会保障じゃないじゃない、救貧政策ですよ。

老人と子供がともに暮らして、ともにやっぺいこうという、これが国のこれからの社会のビジョンだという中で、せめて多摩平の21世紀に対して、2,000戸増戸はこう持っていくんだ。そして、豊田駅の北口をこう開発する。もちろん南口の再開発の、何か本を私、見たことあるんで、それとは線路の上、橋つなげて何とかなんて書いてあったような記憶があるんで、豊田周辺再開発というような、それぐらいのものは出していただきたい。もちろんそれに対する予算の裏づけとか年次が何とかという細かいものもあると思います。

せめて、こういう夢を持って地元の豊田から出ている市長として、豊田をこうやっていくんだという夢を私たち多摩平の人間に投げかけていただきたいと思います。（「暮らしていけないわよ」と呼ぶ者あり）ぜひ、その部分で市民参加という中で、駅前の商店街の方々、それから、たしか商工部会の副会長がいたと思います。日野市の商工会の方々、そういう方々を交えて多摩平団地の再開発、そして、駅前の再開発をぜひ検討していただきたいと思います。

我々は団地の建て替えを、公団の言いなりに建て替えはしたくないんです。また、30年たたなきゃ公団の建て替えはないんです。そのためには、今、ぜひ森田市長のお力で、豊田駅北口の再開発、そして団地の再開発を、この何とか本部というところで、ぜひ青写真をつくっていただきたいと思います。

○副議長（宮沢清子君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　言われるそのとおりであります。そのおりにしようというのが、我々の対応、行政指導本部を設けて、もっと大きく全体像を整えていこう、こういうことあります。（「詭弁だよ」と呼ぶ者あり）

今の用途地域では、2,000戸を迎えるには、当然の考え方でしょうが、高層住宅を相当数建てなければなりません。今の用途指定では、高層住宅も建たないわけですから、それらの将来計画に適合できるように、多摩平を1団地として、そして、商業地域あるいはいろんな施策を整えるための、それに整合できる用途地域を定めていこう、こういう手順でありますから、今御提案のとおり、十分な市民参加もいただきながら、豊かで明るい環境の中で、子供さんやお年寄りが日常生活もすることができる。そして、誇り高い日野市内の1団地を発展をさせていきたい、これが我々の行政の務めであるというふうに考えております。

公団側も、その辺の大変意気込みを持っておられるようでありますから、大きな日野市の発展の姿の1ページになるに違いない、このように考えております。

○副議長（宮沢清子君） 吉富正敏さん。

○5番（吉富正敏君） 市長にお願いしましたら、大変ありがたい答弁で、ぜひ豊田の駅前、そして多摩平の総合開発ということをやっていただけるといふ答弁というふうに、私は御理解をさせていただきます。そして、市民団体として責任ある団体、商工会を交えて多摩平の商店街の開発について、やっていただけるといふふうに御理解をしたいと思っております。

これをもちまして、私は友人いわく250万というステージを終わりたいと思っております。9月の一般質問のときには、友人の評価額の報告もしたいなというふうに思っております。土地と同じで、評価額と実勢価格の差が若干あるとは思いますが、今後とも頑張ってやっていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。以上で質問を終わります。

○副議長（宮沢清子君） これをもって9の2、多摩平のまちづくりについて問うの質問を終わります。

本日の日程はすべて終わりました。

あすの本会議は午前10時より開議いたします。時間厳守で御参集願います。

本日は、これにて散会いたします。

午後4時55分 散会

6月15日 水曜日 (第4日)

平成6年 日野市議会会議録 (第18号)
第2回定例会

6月15日 水曜日 (第4日)

出席議員 (30名)

1番	江口和雄君	2番	佐藤洋二君
3番	菅原直志君	4番	渡邊馨鴻君
5番	吉富正敏君	6番	小島久君
7番	小川友一君	8番	森田美津雄君
9番	佐瀬昭二郎君	10番	中谷好幸君
11番	沢田研二君	12番	田原茂君
13番	宮沢清子君	14番	執印真智子君
15番	土方尚功君	16番	天野輝男君
17番	奥住日出男君	18番	橋本文子君
19番	板垣正男君	20番	鈴木美奈子君
21番	内田勲君	22番	馬場繁夫君
23番	夏井明男君	24番	黒川重憲君
25番	福島盛之助君	26番	笹野行雄君
27番	小山良悟君	28番	一ノ瀬隆君
29番	竹ノ上武俊君	30番	米沢照男君

欠席議員 (なし)

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君	助役	前田雅夫君
企画財政部長	大崎茂男君	総務部長	小林修君
市民部長	永瀬誠一君	生活文化部長	藤本享一君
環境部長	山口正夫君	都市整備部長	鈴木栄弘君
建設部長	小俣雅義君	福祉部長	坂口泰雄君
水道部長	土方重男君	病院事務長	須藤雄示君
教育長	長沢三郎君	学校教育部長	谷正幸君
社会教育部長	大谷俊夫君		

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	落合豊君	次長	田中正美君
書記	濃沼哲夫君	書記	橋達雄君
書記	山田二郎君	書記	田倉芳夫君
書記	鈴木俊之君	書記	堀辺美子君
書記	永野裕子君		

速記委託先 住所 東京都立川市曙町一丁目10の3
立川速記者養成所 所長 関根福次
速記者 本間ムツ子君

議事日程

平成6年6月15日(水)
午前10時開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1

○副議長（宮沢清子君） 本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員23名であります。

本日、午前中、議長所用のため、私副議長がその任を務めます。特段の御協力をお願いいたします。

これより日程第1、一般質問を行います。一般質問10の1、いわゆるゴミ問題に関する今日の課題についての通告質問者、森田美津雄さんの質問を許します。

〔8番議員 登壇〕

○8番（森田美津雄君） それでは、通告に従って質問をさせていただきます。

今日、ごみ問題というのは、現代社会の最も深刻な問題の一つとして、新聞を初めとして、マスコミでも連日のように報道されているところでありますけれども、かつてごみは一般的には、廃棄物、汚いもの、あるいは不要なものの代名詞ということで、なるべく速やかにまちの中から見えないものとするのが求められ、清掃行政にとっても、市民から出されるごみをどのようにして収集し、焼却あるいは破碎などの処理・処分をするか、また、公衆衛生上の問題を生じないように適正に処理していくかが、重要な課題であり、ともかく、どこかの最終処分場に持ち込むことで一件落着きということになっていたような気がします。

また、それで済んだように思えた時代もあったということであろうかと思うわけですが、しかし、特に高度経済成長時代の中で、大量に生産、あるいは大量消費、あるいは使い捨てのライフスタイルというのが定着をして、さらには、都市化の追い打ちの中で、清掃行政の予想をはるかに超えるごみの量と、それから質の変化、これが予定していた施設での処理能力を超えて、適正処理が困難な事態をもたらして来ました。バブル経済によって加速された消費型のライフスタイルというのは、それがはじけた今日においても、なかなか変わる気配がございません。

一方で、あふれ続けるごみに対して、埋め立てという方法にも限界が見え、また、環境保全という見地や、資源が有限であるというからすれば、何らかの方法によって、克服する道を早急に見つけなくてはならないという段階に来ております。

このような中で最近では、ごみを単に処理するという守りの行政から、ごみ問題は資源問題にリンクするという視点に立って、攻めの行政を推進するということが言われております。つまり、ごみの発生を抑制することを第一義として処理、処分から、リサイクルを中心とした行政へと転換が求められているということになるかと思うわけです。

その点からすれば、清掃行政に求められていることも、汚いものの収集処理ということから、社会環境や、ひいては地球環境を守る、そういう役割へと変わってきているというふうにも思うわけです。

とすれば、このことは、ひとり清掃行政にとどまらず、生産や流通や消費、あるいは処分のすべての過程で求められて、産業や消費者、あるいは教育行政など、ほかの分野における支援があって、初めて地域全体のリサイクルシステムの方向が見えてくることになるんだというふうに理解をするところです。

そこで、質問の出発点として、ごみ問題の今日的課題を、行政としてはどのようにとらえておられるのか、ぜひお聞かせいただきたい、こういうふうに思うわけです。

○副議長（宮沢清子君） 森田美津雄さんの質問についての答弁を求めます。環境部長。

○環境部長（山口正夫君） お答えいたします。

ただいま御意見の中にもございましたように、近年、我が国は、世界に類を見ない規模で経済成長を遂げております。そして大量生産の結果、市民生活も豊かな物資を手中にするようになってまいりました。この大量生産は当然のこととして、大量流通、大量消費ということになります。その結果は、大量廃棄と廃棄物の多様化をもたらしました。このことは今、御意見の中にもございましたとおりでございます。

市内のごみの状況を簡単に触れておきますと、この10年間でございますが、昭和58年を100といたしました場合、平成4年では、人口の伸びは100.95、つまり1割足らずの人口の伸びでございますが、ごみの排出量で見ますと、可燃ごみでは142.1%、つまり4割以上の可燃ごみが伸びておる。さらに不燃ごみにおきましては約2倍の198.5、さらに事業所からの持ち込みのごみも、194.3でございます。いかにごみがふえているか、この経済成長の結果、これだけのごみの状況の変化が如実にあらわれているということが言えると思います。そしてそのことは、我が国で生産されておりますペットボトルや、あるいはトレイ、これらの総生産量と全く比例をしているということが言えます。

このような状況の中で、国では、平成3年10月に、リサイクル法と呼ばれる「再生資源の利用の促進に関する法律」、これを制定いたしました。さらに、平成4年7月には、廃棄物処理にかかわる法制度が大幅に改正されまして、従来の、御意見ございましたように、公衆衛生、生活環境の保全が中心となした清掃行政から、地球規模の環境保全、廃棄物の抑制、処理、再利用という新たな理念のもとに、循環型社会システムの構築は国民的課題である、ということを確認いたしました。

また、日野市におきましては、平成5年の10月に、「日野市廃棄物の処理及び再利用

の促進に関する条例」を制定いたしました。その条例の第1条に、「目的」でございますが、「資源が循環して利用されるまちづくりを図ること」を掲げてございます。この目的を目指して、やはり生産、流通、消費、そして廃棄の各段階におきまして、行政はもとより、市民、事業者が、それぞれ責務を果たすことが求められておるわけでございます。そのためには、現在、ごみの問題がどういう状況にあって、どこに課題があり、この問題解決に向けて、何をなすべきか、これらを順を追ってわかりやすく、広報紙を初め、パンフレット、あるいはイベントなどのあらゆる機会を利用して市民にお伝えし、協力を要請していくことが現在必要であろう、このように考えております。

以上です。

○副議長（宮沢清子君） 森田美津雄さん。

○8番（森田美津雄君） ありがとうございます。

今お話になったとおり、問題意識としてはほとんど共通をしているというふうに理解するわけですが、市民にも広報活動を通して、そのことを十分に理解されるように努めておられるということを含めて、行政としてもいろんな努力をされているというふうに思うわけです。

今お話を聞いていまして思ったんですが、このごみ問題の究極の課題というのは、やはり生産、流通、消費、あるいは処分の各段階でのごみの減量、つまりごみの発生をどうして抑制するかということに尽きるのではないかとというふうに思うわけです。まずは、そのことをしっかりとやっていくことが大切だというふうに思うわけですが、そのごみの減量のために、あるいはリサイクルに対して、いろいろな挑戦が可能だというふうに思うわけですが、最終処分場をにらみながら、ごみの減量を意識して、さらにリサイクルを実効あるものとするという気の遠くなるようなテーマも一方にあるわけですが、今お話の中にありました広報活動を含めて、何といたっても私は、私ども市民が、今日のごみ問題の実態について、あるいは減量やリサイクルの意義ということをよく理解をする、そしてまちを挙げてこの問題に取り組んでいくという体制を、どう工夫してつくっていくかということが大切になるかと思うわけです。そういう意味では、市民がみんな立ち上がっていくという環境をどういうふうにつくっていくか。

私は今回の質問をするに当たって、後援会の方々にも御協力を願って、市内80カ所くらい、グリーンボックスと、それからオレンジボックスを点検といいますか、あけて状態を見て回ったわけですが、一部写真を撮りまして、後で環境部長にも渡したいと思うんですが、そうしましたら、今、行政の努力としてして大変な取り組みをしてお

られるんですけれども、一方では、歩いてみますと、非常に気持ちの上では落ち込んでまいったんですが、グリーンボックスの中には相当危険物、不燃物が投げ込まれておまして、しかもそれは、裸のまま投げ込まれている。場合によっては、一升瓶がそのまま、あるいは多分、ソースが入っていたんでしょうか、そういうものも投げ込まれていたり、あるいは家具の一部と見られるものも相当大きい形のまま投げ込まれている、こういう状況が見られました。特にこのことは、単身者が住んでおられると思うようなアパート、マンション付近で、可燃物、不燃物の分別すらなされていないという状況は目立ってまして、こうした方たちへの理解をまたどういうふうにして進めていくかということも大きな問題ではないかというふうに思う次第です。

歩きながら思ったんですけれども、貸し主といいますか、管理されている方たちに対しても御協力願うということも、特段必要ではないかなというふうに思ったりしました。それとあわせて、学校教育の現場や、あるいは家庭、さらに自治会、あるいは老人会、それから子供会、こういう場を総動員してこのごみ問題についてしっかりと論議を巻き起こしていくということも極めて大切ではないか。それと、それぞれの段階でのルールの徹底をする上で、ごみを本当にどういうふうにして出していくのか、あるいはごみになる前に、どういうふうにしてそれをリサイクルしていくのかということ、わかりやすく、これはもう年末に1回やったとかいうことではなくて、何度も、機会あるごとにやっていく。場合によっては、そういうことをお話になる方たちを市の方で用意されて、出前でもそういうところに何か会合があれば行って話をされるとか、そういう意味を含めた広報活動が非常に必要なんじゃないかというふうに思いました。

そういう中で、減量の方法とか、あるいは分別をわかりやすくする努力をもっともっと工夫をしていかれること、あるいは我々も含めて、あらゆる機会に、例えば私どもは、議会報告ということで初めてこの前も呼ばれましたけれども、そういう折にも、こういう問題を、私どもが突きつけられている問題として話していくというようなことも必要かなというふうに思ったりもしたわけです。

それから今、部長の御答弁にございましたけれども、事業系のごみが相当、ごみの量といたしますか、排出量に対して圧迫をしているというようなお話もあったと思いますけれども、これへの対策を一体どういうふうにしていくのか。聞くところによると、持ち込まれる量ですか、4,000トンですかね、年間それぐらいあると。それから持ち込まれるのではなくて、家庭ごみのようにボックスにどんどん捨てられているというものを合わせますと、相当な量だというふうに聞いております。特に事業系のごみの中で、OA

機器の発達もあったと思うんですけども、紙の量が非常にふえているというふうにも聞いております。

それから中小の事業者に対しての対策といいますか、営業活動から出されるごみ、例えば、豊田駅の北口を少しおりますと、ダストボックスがずっと並んでおりますけれども、あるいは都民銀行の前の通りですか、あそこにも相当並んでおりますが、一日中悪臭を放っているという状態で、無秩序に捨てられている。多分、のぞいてみてもそうだと思うんですけども、黒いビニールをかけてあるものについては、なかなか中を見るというわけにいかないんですけども、やっぱり相当いろんなものが混在しているんじゃないかというふうに思ったりもするんです。そういう中小の業者、もちろん営業活動を一生懸命やっておられるわけですけども、後処理をどうするかということに対して、どうまた行政としても指導されていくのかというあたりを、減量効果という点からは相当意味があると思いますので、質問をさせていただきます。

○副議長（宮沢清子君） 環境部長。

○環境部長（山口正夫君） お答えいたします。

まず1点目の、出前と申しまししょうか、地域に出向いての分別あるいは減量指導、こういうことですが、大変私どももそのことを考えておりまして、既に二、三の自治会には出向いて御説明をし、要請があるところには極力出ていきたい。

それといま一つ、単身者ということが出ました。確かに、結果は単身者のアパートの近所ということが比較的例としては多いんですが、時間に関係なく出す、このようなケースから、カラスあるいは猫、犬、これらの食い汚しといいまししょうか、ごみを散らかすというような被害が御近所の方に出まして、そのことから、個別にはそこへ出向いて指導しているというのが現状でございます。今度の条例で、清掃指導員制度という市の職員の制度もございますので、これを機能させていきたい、そして出前指導ということを打ち出していきたい、このように思います。

それから2点目の、事業系のごみの問題でございますけれども、過日、市内の大規模な事業者、この方々の総務担当と申しまししょうか、お集まりをいただきまして、説明会をし、減量計画書あるいは処分の報告書、これらを出していただくような指導をいたしまして、用紙を既に交付し、各事業所では、それぞれの担当責任者を私どもの方へ届け出をしてございます。そのようなことで、かなり大企業では、リサイクルに熱心でございまして、相当量の用紙類のリサイクルをしていただいております。ただ、まだ幾つかのと申しまししょうか、ちょっと規模が小さくなりますが、そういうところでは、ダスト

ボックスにじかに入れているという事業所も見受けられます。そういうことにつきましては、発見次第、最近では、責任者に御来庁いただいて、きつく御指導をしている、こういう現状もございます。

それといま一つ、中小の事業者ということでございます。特に豊田駅の北口、この例が出ましたけれども、私どもも、その商店街とお話し合いを進めてございます。そして現在、今の経過をお話ししますと、一応今月いっぱいであのダストボックスは撤去をしたい、こういう申し入れをしてございます。それに付随しまして、これは事業系のごみですので、許可業に運搬をしていただく。つまり有料ということになろうかと思いますが、そのような指導をただいましておるところでございます。

以上でございます。

○副議長（宮沢清子君） 森田美津雄さん。

○8番（森田美津雄君） ありがとうございます。

第1点目の方なんですけれども、出前による啓蒙活動といえますか、そういうものだけではなくて、今伺いますと、年に一度ですか、年末にこういう、「ごみは正しく出しましょう」という、これは年に一度でしょうか、出されておると思うんですが、あるいは1階の市民課のところにも置いてありますけれども、リサイクル型のまちづくりを目指してということで、「資源物を分別収集します」という、割に丁寧なといえますか、こういうビラも配布されているということで、ステーションの場所なんかも明記されておるビラですけれども、瓶や缶や新聞や雑誌、段ボール、古紙、牛乳パック、これについて毎月第2、第4金曜日、朝6時から9時までというような時間も書いてありまして、あるいは地球資源を大切にということで、学校にブルーのコンテナを置いて、空き缶回収を始めたというようなこともあったりするんですけれども、まだなかなか興味を持ってみますと、こういうものも目に入って、それに従って分別収集を頑張ろうというふうになるんですけれど、こういう文章といえますか、書き物だけではなくて、やはり先ほどおっしゃったような出前によって、いろんな機会にそういうお話しされるとか、あるいは場合によっては、どこかの市で、これは府中市ですか、「みんなでごみ減量を」と言って、市がキャンペーンを実施する。そしてここは、駅前に係の方が出まして、一斉にごみ減量キャンペーンを展開する。そのほかに、市の清掃指導員の方が、車3台で朝から市内全域を巡回して、みずからできるごみ減量策、リサイクル、それをPRして歩く。そういう音の出る広報というんですか、広報活動、こういうものも試みられておられる。

あるいは、私が回っていて伺った話では、ごみを収集する場所に、何か簡単でもいいから、絵のかいたようなそういう看板みたいなものを立ててもらって、これはこっちだ、これはこっちだ、いや、これはここに捨てちゃいけないんだ、というようなことも、一目してわかるようなものがあればいいなという、お年寄りの声だったんですけども、そういうことが言われたりもしていました。工夫すれば、お金のかからない宣伝活動も大分工夫できるのではないかなというふうに思うわけです。ぜひ、その点は頑張っていたきたい。我々も協力して頑張るわけですけども、行政の方としても頑張っていたきたいというふうに思うわけです。

それから第2点目の、事業系のごみについてですけども、これは今回質問するに当たって、幾つかこれにまつわるものを読んでみたんですけども、日野市だけではなくて、東京全体でも相当事業系のごみがふえていまして、確かに一方では、リサイクルということで紙を収集しておられるという努力もあるんですけども、それでも大変な量が出ているということで、日野にも事業所は大変多いわけです。やはりそういうところに出かけていく機会をたくさん持たれて、ぜひ意義を訴えていただくということが大切であろうかというふうに思います。

それから、中小の事業者に対して、例えば先ほど言われました、ダストボックスを撤去するという問題ですけども、相当上手にやらないと、結局、出発点は公衆衛生ということにあったとして、その公衆衛生上の観点からしましても、もう置き去りにされてしまうというようなことがもしたくさんあるとしますと、大変これからまた夏に向かうわけですから、不潔になってくる、公衆衛生上の観点からしても、大変な状態になってくるというふうに思いますので、相当粘り強くやっていただくということが大切だろうかと思えます。かけ声ということではなくて、相当現場での指導が必要なんじゃないか、あるいは話し合いが必要なんではないかというふうに思ったりもします。その際に、分別等、それもやっぱりこう、営業者の方たちにしっかりとお話をするというようなこともなされる必要があるだろう。スタッフの問題からしますと大変だと思うんですけども、これは我々の環境を守るということでありまして、また地球を守るということでもありますから、ぜひとも頑張っていたきたいというふうに思うわけです。

それから、減量とリサイクルというのは連なっているわけですけども、リサイクル型のシステムをつくるということになれば、その排出されたごみを単に処分するということだけでなく、先ほど来出ていますように、生産、流通の段階から後処理が困難なものをつくらない、あるいは流通させないということを目指していく必要があるかと思う

わけです。詳しく調べていませんけれども、全国の議会の中でも、例えばこういうことに関する意見書を法制に向けて国に実行しなさいということであるいは出されているところがあるかと思えますし、また企業に対しても、意見表明をされている自治体もあるかと思えますけれども、今時点で行政として、この生産流通業者に対して、何らかの方策を迫るといような計画といえますか、そういうふうな思いがあれば、ぜひ教えていただきたいと思うわけです。

○議長（福島盛之助君） 環境部長。

○環境部長（山口正夫君） この生産、流通からまいりますところのごみの減量ということになりますと、やはり、仕組みや広域的な減量行政、このようになろうかと思えます。せんだっても、4品目を処理困難物として、つまり大型冷蔵庫、それから大型テレビ、自動車のタイヤ、スプリング入りマットレス、この4品目は、今後は製造者責任処理をする、このような指定が厚生省の方でなされました。そのような形で徐々に、先ほど申し上げました法律等がかなり従来のごみ行政を転換させているといえますか、180度変えているというものでございますので、そのような形で進むのかな、このように思えますし、また、一方では、従来、ごみそのものは、例えば物を消費するときに、子供さんが物を買う、あるいは家庭で物を買うというときに、それが不要になったときにはどうなるんだという考えを持ってお買いになる方はいらっしやらないと思うんです。不要になれば、黙って黒い袋へ入れて出せば、行政で処理をしてくれる、こういう明治以来の国民的感情だと思えます。

最近、せんだっても教育長の方から、環境教育の推進をうたいまして副読本をつくり、そういう中でも、今の廃棄までも含んだ、要するに環境そのものの大切さ、これを教育の中でもうたっていただく、こういうことが一つの私どもとしては、将来的に大きな効果になっていくのではなかろうかと思えますし、また、その教育に関して申しますと、最近では、ある小学校では、社会人口比制度という制度を取り入れまして、私どもの職員に、授業を持ってくれ、ごみ行政について授業をしてほしい、こんなことがございましたので、職員を派遣し、教育をしました。そのような形で、一つずつ、もちろん学校教育の低学年でございますけれども、これから先、社会教育、あるいは生活者の市民運動、こういう中にも職員を積極的に参加させまして、その議論なり、また意見交換なりをしていきたい、このように考えています。先ほどのお答えは、要するに生産、流通の方の減量についてどのようなという中での、直接的ではございませんけれども、間接的には長期的な目で影響していくかな、こんなふうに思うところでございます。

いずれにしても、こういう生産、流通となりますと、国、通産省、あるいはそれぞれの省庁の関与するところが大変多うございまして、一自治体でできる範囲は何か。例えば廃棄物として出たものを、どのような形で分別して、ごみとしないか、こんなようなことが当面の課題だとして、私どもは努力をしているところでございます。

以上でございます。

○副議長（宮沢清子君） 森田美津雄君。

○8番（森田美津雄君） ありがとうございます。

今お話になったように、この生産、流通という場面になりますと、確かに一市町村が独自にやるということもなかなか範囲が限られている、意見としてもそう大きなものにならないかと思えますけれども、行政としては、しっかりとした意見につくり上げるために、今おっしゃったように、例えば回収される資源について、その品質や規格とか、あるいはそれに対する統一基準というのを広域的に取り組んで、そして十分にそれが再資源になるようなシステムをつくることや、あるいは生産流通業者自体に対して、しっかりとリサイクルに乗るようなものをつくれ、あるいは処理困難なものをつくってはならない、というような意見にしていくということの取り組みが、やはり広域的に大変必要なのかなというふうな気がいたします。そういう意味では、この日野市においても、他市としっかりと広域的な取り組みを重ねる中で、あるいはそれを模索する中で、大きな意見としていく、あるいは東京全体としての意見としていくというようなこと、そして業者並びに国にも迫っていくということも、新たなリサイクルシステムをつくる上で、とても大切なのかなというふうな気がします。

そして、先ほどちょっと述べかけたんですけども、一方、例えばリサイクルの形自体は、観念的にはできるんですけども、実際には市場性というものがリサイクルには必ず絡んでくるわけで、リサイクルしたのも次に使われていくということが担保されて、初めて実効性を持つてくるというふうに思うんですね。そういう点で、例えば資源の流通が、リサイクルに取り組んでいるんですけども、資源自体の流通が悪くなる。例えば円高による影響があって、くず鉄を集めたんですけども、しかしそれを生産業者に使わせるとすると、いや、そういうのを使うのはコストが高いと、かえって。外国から円高メリットで新しいものを入れた方がはるかにコストを低くできるというようなことが一方であったり、あるいは少し出ましたけれども、市民意識として、例えば紙を再生して、そしてトイレットペーパーにする。しかし、その再生紙によるトイレットペーパーを使っているのは、私調べたら、約30%くらいだというような状況だというふうに理解

しているんですが、やはりこれらを、リサイクルを実際のものとするには、そういう市場性をちゃんと考えていくというか、そういうことがやっぱりひとつ大切だなというふうな気がするんですね。

そういう観点からすれば、先ほどのちょっと話しかけましたけれども、再生資源の品質を幾つかの市で共同して一定に保つとか、あるいは規格の統一基準をつくるとか、何かそういう研究も広域的な取り組みでは必要なんではないか。そのことによって、良質な再資源をつくる。で、生産業者にとってみれば、原料としてと。そして、量もしっかりと確保されているというようなことで需給のバランスがとれれば、場合によっては、この市場性というのは出てくるのではないかというふうに思ったりしますし、がしかし、場合によっては、行政が少し補助をしても、このリサイクル型の社会をつくるために、ぜひそれを進めようというようなことも、また考えられてもいいんじゃないかというふうな気もするわけです。

どうも例えば、ゴミボックスをあけてみますと、新聞紙がそのまま束になってどかんどかんと入っているというところも、これにも載っていますけれども、あるんですね。これはステーションに持っていくというふうになっていると思うんですけど。あるいは、前はこれは業者が引き取っていましたから、一定程度ストックしておけば、それはトイレットペーパーになったり、あるいは何かになったりしたということですが、この回収に携わっている業者自体が生活が成り立たないということのために、そのこともうまくいっていないということでもあります。今後のリサイクル型の社会を考えれば、あるいはゴミ減量に本当にしっかりと取り組むという上では、そういう場面に補助を出しても、やはりやっていくというふうになるのかどうか、こういうことも検討されているのではないかなというふうな気も一方でしたりするんです。ただ、これは財政との関係もあろうかと思うんですけど、そういうふうなことをやはりしっかりと考えておかれると、もちろん考えておられると思うんですけども、そういうことも大事ななという気がします。

それからさらに、日野のまちでも、私どもにコンポストの使用を勧められているというふうに思うんですけども、このあたりもゴミを出さないというためには、普及させるということが必要だろうかなと。これに対する研究も相当ほかのまちでも既に進んでいると思いますので、調査されて、できれば安価なもの、安いものを我々に提供していただく。あるいは私の家は土がないんですけども、ベランダでもできるようなものがあれば、そういうものをぜひ開発研究していただきたいなというふうにも思ったりし

ます。

そんなことで、いずれにしても、この資源回収活動、さらにはリサイクル社会を実現するということは、私たち市民にとっても、新しい役割をしっかりと担っていくということになるかと思うんですが、先ほど来言っていますように、再生品を需要をしっかりと市場確保していくということは、これはとっても大切だというふうに思いますし、これに対するPRと申しますか、これも行政としては一方での大切な取り組みだろうという気がするんです。そこら辺について、部長の方でお考えがあれば、ぜひお聞きしたいなというふうに思います。

○副議長（宮沢清子君） 環境部長。

○環境部長（山口正夫君） お答えします。

確かにリサイクルには、市場性といいたいでしょうか、まず第1には経済性も考えながら再生品の利用を促進しなければ、リサイクルの意味が——意味がと申しましょうか、パイプが詰まる、こういうことになるかと思えます。私どもも、この再生品の利用の促進につきましては、これは条例にも明確に市民の責務の中にうたわれてございますし、そのことも特に最近では、雑誌類、これの市場価格といいたいでしょうか、ない。つまり逆有償になりつつある、こんな状況がございます。

それらも含めて、やはりこれらがどのような形で再利用されていくか。先ほどちょっと御意見の中にございましたけれども、製品の画一性とか、このような、数市でどうだというようなお話がございましたが、最近、この雑誌類の排出元が、事業系の雑誌類と申しましょうか、売れ残りと申しましょうか、これが製品が統一しているわけです。ですから、そちらの再利用の方がかなり業界では利用がしやすい、つまり製品が統一されている、均一化に近い、このようなことが、風聞ではございますが、聞いております。

一般市民の皆さんが、雑誌類あるいは新聞紙を出す、これらがどのようなルートで、どのような形でまた再利用品として戻ることか、このことがリサイクルには大変大事なことだと思いますし、私どもも、この再利用品に、例えば新聞紙が、あと5%使用済みの紙を使えば、日本国の何と申しましょうか、紙のリサイクルは十分だ、というような意見をおっしゃる学者さんもいらっしゃいます。そのようなことも含め、やはり日野市では、全体的にトイレットペーパー初め、印刷紙にしましても、再生品を使う形をとっております。やむを得ないものを除きましては、ほとんどが再生紙という形をとらせていただいていますので、そんなことも考えながら、もちろん市民の皆さんには、この促進方を、先ほど申しましたけれど、機会あるごとにお伝えをしていきたい、こんなふうに

思っています。

それから、コンポストの件でございますけれども、現在コンポストとして本年度実施をすることで鋭意準備を進めておりますが、やはり廉価でということになりますと、経常的な、例えば全く安くということになれば、土地のある方は、穴を掘って埋めれば一番安いわけですが、それだけですと虫が出たり、あるいは御近所に迷惑をかけるとか、においが出るというようなこともございまして、そこに促進剤、これを毎回振りかけていかなきゃならんという経常的な経費がかかる。このような、利点があればマイナス部分もあるというようなことで、一長一短ございますので、それらも鋭意検討しながら今、コンポストについての事業を準備しているところでございます。

以上でございます。

○副議長（宮沢清子君） 森田美津雄さん。

○8番（森田美津雄君） ぜひ、あらゆる段階で、減量施策といいますか、リサイクル施策を展開していただきたいわけですが、それを市民のものとするためには、ぜひ宣伝活動のあらゆることをやっていただきたいというふうに思うんです。全般通しまして私、本当に回りながら思ったんですけれども、行政が本当に努力されている事柄のレベルといいますか、苦勞ですね、あるいは研究されている事柄に比べますと、どうも私ども一般的には、家庭にあるごみをせいぜいグリーンボックスと、それからオレンジボックスに入れてふたをして、ああ、すっきりしたというような、もちろん、本当に頑張っておられる方も多いわけですが、一般的には何か、そうなのかなと思えるようなごみの捨て方なんです。後で写真を見ていただければわかるんですが。ですからぜひ、一方で技術的な取り組みだとか、あるいはいろいろの施策の研究もしていただきたいわけですが、ぜひ広報活動に力を入れていただく。それから場合によっては、そういうリサイクル課でチームを組んで、まちにいつも出ていくというようなことをぜひ頑張っていたきたいなというふうに要望しておきたいと思えます。

それから、最後になるんですけれども、少し私勉強してみましたら、市消連ですか、ここからまた資料もいただいたりもしたんですけれども、「日野消連だより」というのを、「リサイクル社会をめざして」というこれをいただきまして、相当頑張っておられるんだなということを改めて知って、自分の勉強不足もまた思い知ったんですけれども、今、第1処分場の日の出で最終処分がされている。しかしこれが予定していたよりも早く満杯になってしまう。平成8年にはどうも満杯になる。あるいはこの逼迫した状態が日野におけるごみ問題というものを少しトーンを上げていくということへの出発になっ

たかと思うんですけれども、そしていろいろ読んでみますと、どうも環境破壊というものも、処分場に捨てられたごみから発生したと思われるような環境破壊が既に出ている。しかもそれは、かなりゆゆしき問題として出ているんだということも知るに及んでは、ぜひこちらの、最終的に一体どうするのかということも、究極的にはしっかりと我々が市民としても知っておかなければならないし、また考えておかなければならないというふうにも思うわけです。

最後になりますが、このまちを挙げてのごみ減量リサイクルの取り組み、この効果を上げていくこと、これは確かにみんなで意欲を持って、また行動しながらやっていかなければならないということを改めて思うんですが、他方で、最終処分場についても、今申しましたように、みずからのまちの問題としてしっかりと考えていく。第1処分場が満杯になる、だから第2処分場だ、というようなもちろん悩みはあっても、そういうふうな形で設定していくのではなくて、相当やっぱり、第1処分場で一体、どんなことが起こってきたのかということも考えていかなければならないというふうに思うわけです。

そういう観点から、最後に市長にお伺いします。この最終処分場について、今後、日野のまちとしてどんなふうに考えていったらいいのかというあたりの御意見を、ぜひ伺いたいというふうに思います。

○副議長（宮沢清子君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 私がかねて、地方自治の市民生活に一番密着する行政課題として、ごみと下水ということを大きく政策目標に掲げてまいりました。下水につきましては、これは流域下水道方式、それに伴うまた公共下水道の普及施策等によって、大きな投資が伴うわけではありますが、ある程度の解決が可能であるという性格の業務であると思っております。清掃に関しましては、これは言うなれば毎日であり、また永久の課題という性格のもので、なかなかこれで課題を完成したということはなかなか難しい。自治体の行政としてこれからも長く続く大きな課題であるというふうに考えております。いろいろな法律や条例等の改正も伴いまして、やや、いわゆる廃棄物に対する方向づけが新しい意識に基づいて進められつつあるということでもあります。

前回、法律、また都条例、また東京都の中の各自治体で、「生活廃棄物の処理処分に関する推進条例」という形で制度が大きく変換をいたしました。これまでは集荷、処理処分ということで一応の解決があり得たわけではありますが、いわゆる経済社会の、あるいは生活水準の向上に伴ういわゆる経済成長によりまして、大量生産、大量消費という方式がまた経済を支える基盤になっておる。伴って、いわゆる生活廃棄物が質を変

え、ますます多量化してきた、こういう状況にあるわけでありまして、私どもの日野市では、比較的早くある程度の対応を整えてきたわけではあります、今日になると、例えばボックス方式についても、かなりの問題をはらんでいる、こういう状況にあるわけです。いろいろ御指摘もありましたとおりであります。つまりごみ問題が試験問題になり、また環境問題に展開をしてきておる、こういう状況と認識をいたしております。

したがいまして、消費者には、ごみの減量と、それからリサイクル化への仕分け作業をお願いをしなければなりません。そしてまた、その減量化として、ある程度集荷し得るものを、これをまた流通社会にいつまでも逆有償という形で金を使っていいものかどうかということも、恐らく大きな課題であるわけでありまして。

今、期するところは、特に清掃は自治体の固有の義務ということになっておる範囲でありますから、その清掃の範囲では、一応の見通しは対処しつつあるわけではあります、資源化という問題は、大きくまた経済界のいわゆる資源と、生活水準ということに伴ってまいるわけではありますから、抜本的な解決手段と、それからまた地域的な対応手段によって、一応の改善の方向を進めなければならない、これが現在の、いわゆるごみ問題が資源問題になり、またそれが環境問題に連なってきたという認識であります。日野市の今やっております方法が、もちろん解決のシステムになっているというふうには、まだまだ考えられません。また、生活者の意識といいましょうか、いわゆる廃棄物に対する意識をもっと具体的な、新しいシステムに沿う認識もお願いをしなければ、こういう課題を持っているというふうに考えております。今日でも清掃は自治体の固有の義務ということになっておりますので、その範囲での対応は最大限に努めなければなりません、やはり環境問題、資源問題、あるいは経済問題ということで、各段階において解決の方法を具体化していく、その努力が必要であるわけでありまして、私どもの自治体として描く将来像としては、ごみの解決は地域で解決をしなければなりません。自区内で処理を完成させるという方式をつくり出していかなくてはならない、これが一番大きな課題だというふうに認識をいたしております。その目標を持つために、いろいろとこれから工夫をし、また市民にも御理解をお願いをする、こういう努力を詰めていく考え方であります。

○副議長（宮沢清子君） 森田美津雄さん。

○8番（森田美津雄君） どうもありがとうございました。

今最後に、自区内で処理するという課題があるんだというお話ですけれども、この間

題というのは、本当に入り口も大変ですし、出口という点でも、先ほど市長のお話もありましたが、永久の課題であるというふうにも言えようかと思うんです。そういう意味では、私は清掃行政に携わっておられる方たちだけが、非常に悩ましく毎日、どうするかということを探されるだけではなくして、やはり庁内でもいろいろな部局と、また、この問題をまち全体の問題としてしっかりと話されるというような関係ができていくことが大切だというふうに思うわけです。

例えば、学校でこういう問題に関してしっかりと環境教育をしていただく、あるいは討論のきっかけをつくっていただくという意味でも、教育委員会の方たちも挙げて応援していただくというようなことも必要でしょうし、また社会教育の場においても、こういうことが一々取り上げられていくというような、そういうバックアップ体制をしっかりとつくっていく。それから何よりも、その場にいた方たちは、しっかりとこの認識を共通していく。そして一人一人が地球環境を守る。あるいは社会環境を守るために、一体何をしたらいいのかというイメージがわいてくるような、そういう環境をつくっていくということが大事だと思います。

私もこの間、この問題を取り上げるに当たって、勉強していく中で、自分がいかにいかげんだったかということも、あわせて思い知らされたわけですけれども、今家では、いろんな袋を用意して、そしてようやく分別ということを意識した毎日を過ごしているんですけれども、こういう問題でも取り上げて勉強しなかったら、そこまで行かなかったんじゃないかという自分に恥ずかしい思いがあるんですが、ぜひとも我々もまちに出るときには、こういう問題をしっかりとお話をし、あるいは御意見をいただく、そしてまた、こういう場でお話をし、行政にも一つの取り上げをしてもらおうとか、共同の関係がやっぱり必要だろうというふうなことを思います。ぜひとも頑張っていたいただきたい、また我々も頑張らなきゃいけないというふうに思っております。これは大変な問題ですから、この質問の時間内にすべて回答が出るということではありませんので、これを第1回ということで、ぜひとも、今後とも勉強させていただきたいというふうに思います。これでこの質問を終わります。

○副議長（宮沢清子君） これをもって10の1、いわゆるゴミ問題に関する今日的課題についての質問を終わります。

一般質問10の2、公共施設を市民にとって、より使いやすい施設とするための通告質問者、森田美津雄さんの質問を許します。

○8番（森田美津雄君） 昨日、江口議員がこの問題に関しては深くお話がありました

ので、私は申し込み手続の簡略化ということについて、ぜひお話をしてみたいというふうに思います。江口議員の昨日の質問に対して、市長から、すべての施設は市民の使用のためにあるんだ。施設の持ち主というのは、主体というのは市民だ。公務員はそれを正しく運営、管理するという立場にあるんだ。したがって、窓口サービスの心構えとしては、主権在民が明確にされる。主権者にサービスをすることにかに寄与するかということにあるんだ、というふうなお話をいただきましたので、これに関しても一定の方向が具体的に出るのではないかというふうに思っておりますので、部長、よろしく願いいたします。

公共施設というのは、言うまでもなく、できるだけ多くの市民に公平に使われるということが望まれているわけですし、そのことが予定されているというふうに思うわけです。したがって、使用手続については、あるいは施設の管理に当たられる方たちの思いとしては、常にそのことを念頭に置いて、市民サービスがいかにかに円滑になされるかということを配慮していただくことが、先ほど市長の発言にもございましたけれども、最も大切なことであろうというふうに理解をしております。つまり、より多くの市民にできるだけ気持ちよく使ってもらう、そのことに気を配ることが仕事の中心的な事柄ではないかというふうに思うわけです。とすれば、使用の出発点となります申し込み手続、このあり方というのは、施設によってまたその内容、難しさも多少異なると思えますけれども、この申し込み手続は、非常に複雑であったり、あるいは煩雑であったりしますと、この時点でサービスが受けられない、こういう方たちも出てくるわけです。

ですから、この申し込み手続のつまり出発点に当たってのこの段階は、いかにかに簡略化されるか、簡単であるかということとは、とても大切な事柄であるというふうに思うわけです。したがって、もしこの点について改善しなければならない点があるとなれば、やはり思い切って改善をして、そしてだれでも使いたい施設をその使用目的に沿って、使いたいときには使用できるという申し込み手続が、広く開かれているということが必要だろうというふうに思います。

そこで、このことはいかが考えておられるのか、まず部長にお伺いいたします。

○副議長（宮沢清子君） 森田美津雄さんの質問についての答弁を求めます。社会教育部長。

○社会教育部長（大谷俊夫君） 私どもで管理している体育施設につきまして、その申し込みの簡略化にどのような努力をしているかということでお答えを申し上げたいと思いますが、体育施設につきましては、有料の施設、あるいは無料の施設、また団体で使

用するもの、個人で使用するもの、まちまちでございまして、それぞれ申し込み手続きにつきましては、より効率的に、また使用に対しましては、公正、公平に市民に使っていただくようにいろんな工夫をし、これまでも市民の意見や、いろんな市職員の意見等も聞きまして、いろんな試行錯誤を重ねて、いろいろと簡略化あるいは公平化に努めているところでございます。これからも一層、その使用に当たっては、市民に気持ちよく使っていただけるようなことで、申し込みの時点におきましても工夫を凝らしていきたい、このように考えます。

○副議長（宮沢清子君） 森田美津雄さん。

○8番（森田美津雄君） 総論的にはそういうことだと思いますし、努力をされていると思うんですけども、窓口受け付けというのが基本になっているところが結構多いんです。しかもその時間帯が、例えばせんだって、南平体育館に参りましたら、午前中は9時から11時45分ですか、午後は1時から4時というふうな受け付けになっているんですね。そのほかは受け付けないということになっているんですけども、市外に通勤する勤労者、あるいは市内に通勤している勤労者としても、例えばその受け付け時間に申し込み手続きを窓口でするといことは、なかなか難しいですね。

ある方にお話を伺ったんですけども、これは東部会館の例ですけど、3月の予算委員会でも質問しましたが、東部会館を使たくて電話を入れた。そうしましたら、部屋があいているんで、あしたまでに窓口で手続きをしてくれと言われた。それでその方は、次の日に、昼までの仕事を終わって、急いで自転車で駆けつけた。そうしましたら、カーテンが閉まっていた。で、隣のプールの方に聞いたら、午後夕方までだという話を聞いた。しかし、この方は、仕事に戻らないといけないわけで、5時終わって行こうとしても、もうそのときには受け付けは終わっているんだというふうにしますと、この人は実際には、使うことに欠陥があったり、欠格事由があったりするわけじゃないのに、設定された時間内にとっても申し込みができないということによって、結局は使えないと。この人の感想ですけども、何と不親切なんだ、というふうに言われるわけです。もちろん職員の方も、お昼御飯を召し上がるわけで、あるいはその任につかれる時間帯というのが決まっておりますから、それ自体を責められるわけじゃないと思うんですけど、体制として、やはり窓口業務の大切さと、そして窓口でどうしても受け付けをしなさいというのであれば、そこはだれもが一応公平に受け付けられるという体制を考えていくということは、非常に大切なんじゃないかというふうに思うわけです。

したがって、市民へのサービスということを考えるなら、あるいは申し込み手続きをだ

れにも公平にというのであれば、当然昼休みの体制とか、あるいは施設によっては、夜間も開館しているわけですから、申し込み手続自体が非常に煩雑な手続ではないと思うんですね。したがってそこをしっかりと改善するということは、私は、先ほどお話ししました市長の昨日のお話からしても、早急に改善されるべきだろうというふうな気がするんです。

続けてお話ししますが、もしその方向で考えるのであれば、例えば電話で予約をして、そして実際に使うときに、使用料を払ったりする手続をするというところまで持っていくのに、そう難しさはないんじゃないかという気がするわけです。これに対してブレーキになることの幾つかのお話もまた窓口でも伺いましたけれども、しかし、例えば金銭の管理をどうするのかとか、それから責任を問われたら、シルバー人材センターの方が困るとか、そんないろんなことを聞きましたけれども、やはりとにかくだれでも市民が使おうと思うときに、入り口まで行けるということを保障するというのが出発だろうという気が私、するんですね。ですから、ぜひともそこは改善に向かって努力をしていただきたいというふうに思いますし、これはぜひ現実に話を始めていただきたいというふうに思うわけですが、そこまで言い切ってしまうと、大変御回答難しいかと思えますけれども、ぜひお願いいたします。

○副議長（宮沢清子君） 社会教育部長。

○社会教育部長（大谷俊夫君） 受け付けに当たりますとは、なるべく市民の利便に供するようにということで、例えば南平体育館等におきましては、これは個人で使用する場合は、開館時間中に来ればいつでも入れるわけでございますが、団体で使用する場合は、申し込みにつきましても、8時半から5時までの間に来れば体育館では受け付けておりますし、また多摩平テニスコートの受け付け事務所におきましても、12時30分から1時30分までの、30分時間をずらしまして受け付けをいたしております。それで電話の申し込み等につきましても、公民館なんかの例は、電話で予約をとりまして、申し込みができるようなシステムになっておりますので、他の施設でもそうしたことが工夫できるか、これから前向きにひとつ検討いたしまして、進めていきたい、このように考えます。

○副議長（宮沢清子君） 森田美津雄さん。

○8番（森田美津雄君） ぜひ実現をお願いをしたいというふうに要望しておきます。これはまた9月にも議会がございまして、ぜひまたお話をお伺いできればというふうに思っております。

それから今、多摩平のテニスコートのお話が出ましたけれども、申し込みの公平とい

うことから、一つの例として質問させていただきますけれども、多分、このテニスコートの使用許可に関しては、毎月1回1日に、平日分については、団体登録をしている団体に対して抽選会を行う。それから土日分については、個人使用について抽選を行う。この平日分の抽選は、多摩平テニスコート管理事務所ですか、ここで行う。朝9時からですが、それから土日分の個人使用に関しては、夜7時から、この本庁で抽選会があるということですが、ここでは整理券を出して、番号札を渡して、そして早い順に枠に何順化させて埋めていくという方法らしいんですが、この状況をかねてから興味があったんで、見てきたんですけれども、大体、多摩平のあの管理事務所に行きますと、使用枠といいますか、それがほぼ埋まっているんですね。

少しお聞きしますと、取るために団体登録をするというような方たちもかなり多いわけで、実際は1人の方が幾つかこうかかわってはいるんです。取り合うというんですかね。そして埋めていくということで、どうも行政側で期待された公平ということとはずれていまして、しかもテニスコートが、その取られた方たちによって十分使われるというよりは、とにかく1週間ずっとできるように押さえておくというような、一方での、まあそういう方たちばかりじゃないですよ。しかし、そういう押さえ方も一方であるわけです。だから私は、過去の経緯とか研究あったと思うんですけれども、もう少し個人開放といいますか、それを枠をとるとか、そういうことが必要なんじゃないかという気がするんです。月1回、朝並んだ人だけ大丈夫だというやり方というのは、やっぱり改善されていい場面が結構あるんじゃないかというふうに思うんです。

多分、現に行ってごらんになりますと、季節にもよりますけれども、枠は埋まっているんですけども、しかし、コートは全部あいている——旭が丘なんかはですね——というようなことも間々あるんですね。で、じゃあと思って取りに行くと、実際はもう埋まっています、キャンセルありませんということになったりしてしまっていて、昨日、体育課の係の方とお話ししましたら、改善を考えているんだというお話でしたけれども、ぜひそういうところもどうなのか、ちょっと御意見があれば伺いたいというふうに思うんですが。

○副議長（宮沢清子君） 社会教育部長。

○社会教育部長（大谷俊夫君） テニスの場合、団体で使用する場合と、それから個人で使用する場合がございます、団体に登録しながら、あるいは個人でも申し込んでいるという実態があるかもしれません。あくまでも使用者のモラルに期待するわけでございますが、そういうふうな公正になるべくいくように、またこちらも、行政側として

も工夫をしなければなりませんので、この点につきましては、十分配慮いたしたいと思
います。

それから、コートを取りまして、使用許可も受け、使用料も払って、なおかつコート
を使用しないであいているということにつきましては、これもそうしたことのないよう
に、申し込みの際に、キャンセルのないように、もしキャンセルする場合には、なるべ
く早目にキャンセルをいたしまして、あとの使用者が使えるように、というふうな配慮
をしていかなきゃならないと思いますので、この辺についても十分考えてみたいと思
います。

以上でございます。

○副議長（宮沢清子君） 森田美津雄さん。

○8番（森田美津雄君） ありがとうございます。

いろいろ御検討願いたいというふうに思いますし、テニスコートも、今後またできる
というお話もきのう伺いましたけれども、そう多くあるという施設ではございませんの
で、ぜひとも、できるだけ多くの市民の方に使っていただくというような工夫を引き続
きしていただきたいというふうに要望しておきます。

それから、申し込み手続にちょっと戻りますけれども、申し込み手続をいろんな御努
力で改善できたと、割に簡略にできるようにもなったというふうにしまして、実際に張
り切って施設を使いたいといって、行き着いたとします。許可書を提示して受け付けを
通過していく。この際、昨日のお話の中にもありましたけれども、窓口を通過するとき、
例えば、おはようございますとか、こんにちとはとか、あるいはこんばんはというような
声がかかれば、さあ、元気に頑張ってこようとか、あるいは勉強してこようとか、結構
気持ちが高揚すると思うんですけれども、ただかぎをうーんとか、それから面倒くさそ
うに言われたり、あるいは場合によっては、先に諸注意を非常に厳しくされる。片づけ
ておきなさいよとかなんとかこう言われますと、やっぱり非常に、最初の段階で落ち込
んでしまうというようなこともあるわけです。私なんか、受け付けの前に立っただけ
で緊張して、お願いしますという感じなんですけれども、そういう方も多いと思うん
です。確かに、役所というのは代官所ではない、というきのうのお話もありましたけれ
ども、まだそういう気持ちって、あるんですね、借りる方としては。それで使わせてくだ
さいみたいな雰囲気で行きますと、余計に何か言われる。

しかし、それは、私は個人の資質とか、あるいは個性とかいうようなことで言ってし
まうのではなくて、今例えば施設についてシルバー人材センターに委託をされて、実際

の管理をするというケースもあろうかと思うんですけれども、この研修が、設置目的に従った研修というのが、私はきちんとなされていると、しかも継続的になされていくということが、非常に大切だというふうに思うんです。で、市民が施設を使うときにどんな気持ちでいるのかと。もちろん、その場に立たれている方は、あるいはおられる方は、いろんなことを経験されてこられていると思うんですけれども、しかし、この施設はとにかくすぐ使ってもらって成り立つんだというようなことを、しっかりと委託の段階で言うていただく、あるいは研修をしていただく。

それから現場で伺ってみますと、シルバー人材センターから私たちは派遣されているんだ、市に雇われているんじゃないというようなことをおっしゃる方もあるわけで、そうしますと、シルバー人材センター自体をしっかりとやっぱりそういう形を把握して、そして研修するという、それに対してシルバー人材センターに委託料を払っているんだというような関係をしっかりとつくっていただく。場合によっては、所管とシルバー人材センターとの連携をきちんととる場を定期的にも持っていただきたい、あるいはモニターをする、あるいは苦情について、それをまたもとに改善していただくとか、意見調整していただくとか、そういうことの機会が必要じゃないか。間違っても個人の問題にして、おまえ何だという、そういう指導ではなくて、ぜひそこら辺も頑張っていたきたいな。つまり、使う市民にとって、やはりその施設を気持ちよく使うということが、私は何としても大切なことだというふうに思うわけで、そういう点についての取り組みをぜひやっていただきたいというふうに思うんですけれども、いかがですか。

○副議長（宮沢清子君） 社会教育部長。

○社会教育部長（大谷俊夫君） 多摩平のテニスコートの受け付け事務所、あるいは南平体育館の夜間、そして陸上競技場の受け付け等、シルバー人材センターをお願いしているわけですが、常々受け付けに当たりましては、こういう点をお願いしますというようなことで、いろいろと指導といいますか、お願いをしているわけですが。シルバー人材センターから派遣された方は、人生経験も多く、我々の人生の大先輩でございます。いろいろ難しい点はございますので、その点は十分市民の受け付けに当たっては、公平あるいはそういう点で十分注意してくださいというふうに申し上げているのでありますが、なおそういうシルバー人材センター事務局ともいろいろとお話しして、今御質問ありました趣旨に沿って進めていきたい、このように考えます。

○副議長（宮沢清子君） 森田美津雄さん。

○8番（森田美津雄君） どうもありがとうございます。

施設目的をしっかりと把握していただくというような機会をどう保障していくかというまたことにもなるかと思っておりますので、そういう機会をぜひ設けていただきたいというふうに思うわけです。あと8分ありますので、最後に市長、何か御感想ありましたら、ぜひお願いをいたします。

○副議長（宮沢清子君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 日野市の設置いたします市民施設、数々あるわけでありまして、それぞれ一番有効に機能するように、その管理運営を行っているつもりではあります。時によって、市民の御指摘をいただくこともあるということは事実であります。市民の何といいますでしょうか、恣意的な要求を認めるということであってはいけないと思っておりますけれども、いわゆるサービス精神に十分判断能力を持って、その場その場を適切に御理解をお願いするということが一番大切だと思っております。制度が完成いたしますと、時々思いがけないまた欠落もあるということを感じておりますので、十分指導というよりも、本質的な意味をよく理解をしてもらうような努力をするということだと思っております。

○副議長（宮沢清子君） 森田美津雄さん。

○8番（森田美津雄君） どうもありがとうございました。

これで一般質問を終わらせていただきます。

○副議長（宮沢清子君） これをもって10の2、公共施設を市民にとって、より使いやすい施設とするための質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（宮沢清子君） 御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午前11時33分 休憩

午後1時5分 再開

○議長（福島盛之助君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問11の1、日野駅に新改札口をつくる時であるの通告質問者、夏井明男君の質問を許します。

〔23番議員 登壇〕

○23番（夏井明男君） この日野駅の改札の問題は、過去にかなり多くの方から署名をいただいて、たびたび日野の議会でも採択をされた経緯があります。趣旨とすれば、改

札が今の1カ所では、非常に利用者として不便である、危険であるということが中心になりますが、その中で、駅ビルをつくりながらの解消策と、駅ビルは度外視をしても、とえあえず改札口をつくってほしいというふうな形のもの、請願者の代表も違うわけですが、非常に数千人からの署名をいただいて、出されてきた経緯があります。日野市の方もそれを踏まえて、かなり昭和50年代から具体的な対応策を考えて進めているやにお聞きをしていますが、最近この数年は、いわゆる西豊田駅の新駅の設置についての話が非常に多かったと思います。具体的な資料もいただいておりますが、年を追って、どういうふうな形で、例えば口頭であるとか、あるいは文書に基づいてとか、時間の経緯を踏まえて、現在までの交渉過程及び、そこでの問題点についてお話をさせていただきたい、御報告をお願いしたいと思っております。

○議長（福島盛之助君） 夏井明男君の質問についての答弁を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（大崎茂男君） 日野駅の改良といいますか、整備につきましては、神明上土地区画整理事業、これが日野駅を含んでおったわけでございますが、神明上の土地区画整理事業で日野駅前広場をつくる、また日野駅の東側に都市計画道路3・5・16号線、それからホームの下をくぐります都市計画道路3・4・6号線、こういうような整備に合わせまして、駅の改良につきまして当時、日本国有鉄道に申し入れております。これが昭和53年7月が最初でございます。文書といたしましては、そのときに日野市長名でも出してありますし、また、ただいまの御質問の中にごございました請願等の採択に基づきまして、日野市議会議長名によっても、要望書は出ておるところでございます。

それで53年7月から交渉を始めまして、要請を始めまして、当時、その駅前広場、あるいは都市計画道路が昭和56年ごろでき上がるというような状況の中では、それに合わせて駅の改良をということで行ってきておまして、現在の日野駅舎については、甲州街道に面していて、なかなかそこを改良するには、場所的にも難しいということで、都市計画道路3・4・6号線に面した、ちょうどホームの中ほどの下になりますが、そこに駅舎をつくるのがどうだろうというようなことで、下地といいますか、デッサンまでは進んだわけでございますけれども、その後国鉄当局は、分割民営化というような話も出てまいりまして、なかなか新規事業に取り組めないというような状況の中から、昭和62年には民営化されてしまったわけでございます。

したがって、駅前広場ができ、あるいは都市計画道路が整備されましたけれども、これに合わせての駅舎改良が実現に至らなかったという経緯がございます。また、その後民間になりましたJR東日本当局にも引き続き、駅舎の要望をしまいいってきておる

ところでございます。駅舎につきましては、特に老朽化しておるとか、狹隘であるというようなことから、現場の日野駅長以下も認めておるところでございます。現場からもJRの企画担当の方にも要望が出ておるところでございます。しかしながら、JR当局におきましては、数ある駅の整備の中で、いろいろ年次計画、基本計画、実施計画等を立てていく中で、まだ日野駅については改良の時期に至っていないというような状況があったわけでございます。

この間、前後いたしますけれども、日野駅につきましては、国道20号線と接しておるといような中での交通事故解消という中では、地下道といいますか、ホーム下に歩道をつくるという日野駅ガード下歩道整備を建設省の相武国道事務所の協力を得まして、歩道をつくることができ、一部は利用者の便が図れたということもございます。また、抜本的な駅舎改良はできないが、トイレの改修ですか、一応これを水洗化するということ、それからホームに至るコンコースといいますか、歩道を広げるというように、部分的に改良はされてきておるところでございます。

なお、駅改良につきましては、駅ビル構想が出て、これが実現すれば、ほぼほとんど解決するわけでございますけれども、駅ビルにつきましては、なかなか土地の面積、それからそれに伴います建物では、なかなか採算がとれない、経営的投資が無理だというようなことがございまして、JR当局としては消極的な態度であったわけであります。なお、そのほかに、エレベーターの設置、あるいは風、雨をしのぐための風防壁等についても要望してきたところでございます。幾つか要望してきた中で、若干カード下とか、トイレの改修がございましたが、今後は、駅舎改良と並んで、エレベーターか、あるいはエスカレーターを設置、そういうようなことについて折衝を続けていきたいというような考えを持っているところでございます。

○議長（福島盛之助君） 夏井明男君。

○23番（夏井明男君） ありがとうございます。

今のお話をちょっと踏まえまして、もう少しお聞きしたいんですが、神明上の区画整理事業と含めて、また今の駅広は完成するのを、それと合わせて昭和56年からのチャンスといいますか、その辺があったんだけど、いわゆる国鉄の民営化という中で進捗しなかったというふうな形に聞こえたわけですが、そこら辺の一つの機会があって、それがそういかなかったというところに現在でも、なぜできないのかという問題点が含まれているというふうに思いますので、そこら辺の事情をもう少し詳しく話していただければありがたいというふうに思います。

○議長（福島盛之助君） 企画財政部長。

○企画財政部長（大崎茂男君） 駅前広場あるいは道路に合わせての駅舎改良といえますか、市改札口の計画でお願いしていたわけですが、市の要望、特に業者の要望、そういう要望を踏まえて、国鉄の公共交通機関としての責任の中で、両者に対して便宜を図ろうというようなことで事務的には一部準備を進めたわけですが、そのころ国鉄の財政が厳しくなりました、国鉄財政再建時代といえますか、そういうような中に入りまして、時代的にそういうようなところに遭遇した中で、事務的な緒にはついたんですが、最終的には上部の方までこの案が上がらず、立ち消えになったというようなことをごさいます。

○議長（福島盛之助君） 夏井明男君。

○23番（夏井明男君） その辺が資料によりますと、今、53年の7月、文書で初めて交渉をこの日野駅についての話を出したということですが、その後の交渉過程を見ますと、何点か確かに、甲州街道に面したところのトンネルというんでしょうか、ガード下のいわゆる有名な場所ですが、あそこを解決するための運動もそこであったわけですが、その後何回か日野駅についての改札の問題については、文書で、また口頭で対象、相手方、要するにお願いをする側の、同一でない場合もあるわけですが、それにしても何件かおやりになってきていると思うんです。そこでやりとりがあると思うんですが、今の総括的なお話ですと、JRの持っている基本計画の中には、当面多くの駅を抱える中で、それよりもさらにまだ対応を迫られている場所があるんだということで、基本計画、年次計画ですか、そういう中にもいまだ入っていないというお話なんですが、それ以上のやりとりといえますか、交渉の中身で、話が私はあると思うんですね。その辺、文書でこちらの方の実情としては、いわゆるあそこを利用する利用者の立場に立って何とかしようと。JRの方では計画はないんだけど、ぜひその計画の中に盛り込んでいきたいということで始まったけれども、財政的な状況の中で、お話は聞いていただけなかったというふうに漠然と理解しているんですが、何回かこの資料によりますと、交渉されていますので、もう少し具体的に、どういうふうにすれば、どういうふうになればいわゆるJRの方の側の計画にのるか、のせることができるのか、その辺のお話をお聞きしたいと思います。

○議長（福島盛之助君） 企画財政部長。

○企画財政部長（大崎茂男君） 53年から交渉を持ちまして、先ほど申しあげました五十六、七年ごろの駅広の整備が一番のチャンスだったわけですが、それがかな

えられなかったうちは、昭和60年に入りますと、(仮称)西豊田の要望も出ました。それで、国鉄当局はどちらも同じ窓口でございますので、交渉に当たりましては、西豊田駅の問題、それから日野駅の問題、あるいは踏切の問題とか、JR当局にかかわるものについて、一応それぞれの問題点について要望してきたわけでございます。特に日野駅につきましては、狭いというようなことも当局は承知しておりますが、やはり乗降客の安全性を一番心配するという中で、現在の利用状況では、そのような危険性あるいは困難性といえますか、両者が迷惑をこうむるといような状況と判断していないといような中では、まだ基本計画の中にはのせてくる段階ではないというニュアンスでございます。

○議長(福島盛之助君) 夏井明男君。

○23番(夏井明男君) ありがとうございます。

大体JR側の雰囲気は今のお話で伝わってきたんですが、実は、先ほどお話ししましたけれども、甲州街道日野駅のあのガード下のところが、トンネルがまだ抜けていない、歩行者専用のトンネルが抜けていないときつい最近まであったわけですが、あのときは要するに、両側が、歩行者がお互いに通り抜けができない、場合によっては、要するに自動車道路に自分の身をさらして通勤通学ということが随分続きました。ラッシュのときも、そういう場面が非常に多くなって、全国の国道の中でも珍しいぐらい、事故が起きないのが不思議なぐらいのことがずっと続いていて、議会の方でも多くの方が、こういうことでどうなんだということを再三申し上げて、やっと本気になって取り組んだという経緯を嫌というほど身にしみてその経過を知っています。それでも今でもやはり、歩行者の専用のトンネルだけではもう狭いというぐらいになってきているわけですが、今のお話で、日野駅を利用する乗降客の人数がまだそれほど多くないというお話だと思うんですが、しかし駅広、いわゆる改札から道路に面するまでの広場的なものは、日野駅が一番少ないわけですが、それ対して、いわゆるJR側の方では、まだ利用者の不便性というものはそれほど高くないというふうな物の見方をしていると思うんですが、それをそうではないんだということを具体的に利用者の立場に立って私はお話をするのが、やはり大事なんではないかというふうに思うんです。

ちなみに、これは平成4年ですが、日野駅の1日の乗降客ですか、これはJRの方からの資料ですが、2万8,196人という数が出ています。これと似たような状況のところというふうに見ますと、東小金井の2万4,681人。東小金井の駅も多少問題はあるんですが、日野駅の改札のような広場状況にはなっていません。それから西八王子が、3万

1,036人という乗降客の数ですが、日野駅と似たり寄ったりですけれども、ここも見ていただくとわかるとおり、乗降客にとっては、その安全性においてはきちっとしたものが対応ができています。高尾は3万3,471人ということで、以外に乗降客の方は少ないんですが、この駅も見ていただければ、その乗降客のはげ口が、改札は一つですけれども、はげ口は分かれてあります。で、この全体的ないわゆる危険状況を一つずつ、国分寺にしても、国立にしても、一つ一つ丹念に見ていきますと、日野駅のような、ああいうふうな立地条件の改札というところは多くないと思うんですね。多くないというより、むしろ危険度が高いのではないかというふうに思います。日野は当時、53年、もう13年ぐらい前に、利用者の利便性を考えると、これではいけないということで始まった。現在においても、その問題が解決をしていない。これは非常に私は、行政の責任だというふうに思います。

特に危険性を非常に感じましたのは、J Rの運行が不規則になって混乱を来したようなときがあります。特に通勤時の朝の時間帯ですが、そうしますと、いわゆるラッシュのときですから、電車が動かない。その後どんどん利用する方が来る。要するに駅の周りに人がたまってしまうという状況の現象が随所に見られたことがあります。一端そういうふうな状況が起きますと、日野駅のあの改札の状況を見ますと、非常に危険な状態が高く出てくることはもう、必然的な状況になっています。これはどなたでも私は認めると思うんです。ですから、何遍も申し上げますが、ガード下の甲州街道のあの拡幅をする前の、あの悲惨に近い状態になって、やっと行政が腰を上げるというようなことは、私はやらないでほしい。53年にもう気がついているのであれば、13年かけて、これはトイレの改良とか、先ほどのガードの改良等、涉外関係難しい問題あるわけですが、決して市の方でも努力をしてこなかったわけではないというお話ですけれども、むしろエレベーターをつけるとか、そういう問題よりも、それは私はむしろ簡単だと思うんです。この問題を私は本気になって取り組めば、私はできると思うんです。その本気になって取り組まないところが、問題ではないかと思うんです。

ちなみに、川崎街道の道路の歩行者の問題にしても、いわゆる都道の問題ですね。国道の計画道路の開通の問題にしても、これは天野議員が下水道の事業と絡めてたびたび指摘をされていますけれども、いわゆるよく見ていきますと、非常に困難な事業が積み残しになってきている。道路の問題にしてもそうですし、西武沿線の駅周辺の問題、全部そうですね。百草駅にしても、平山城址にしても、一つ一つ駅を見ていきますと、利用者にとってはどうかというふうな状態がそのまま取り残されている状態が結構ありま

す。国道でもいつつながるのかわからないような。そのたびに、土地の提供者との話し合いがつかないんですということで説明をされて、それで事足りるとされていますけれども、実際、三多摩のほかの市を具体的に見ていきますと、そういうことを言わないで、具体的に進んでいる市があります。これはもう行政の方で、よく骨身にしみてわかっていると思うんです。ですから、行政の方とすれば、できる問題からどんどんやっていくというのはそれはそうでしょうけれども、少し困難な問題になっていくと、それは先送りしてしまう。むしろ手をつけないということで、そういう問題が随分私はあると思うんです。その一つが、私は日野駅の改札の問題だというふうに思います。これから先も、あと13年待つのか、そういうふうな要するに状況を見てから、やおら真剣になろうとするのか、その辺の気迫が全く感じられないです。ですから私も表題で、今取り組むべきではないかということをお話しています。

そこで、一つお尋ねしたいのは、年次計画に入っていない、基本計画に入っていないということですが、ぜひ入れさせようという気持ちがあるのかどうか、どういうふうにしたら説得を持ってできるのか、中央線の沿線をずっと職員が歩いて、駅広の面積もはかって、具体的な日野駅と類似したような場所を見られて、既に解決する場所も私はあると思うんですが、そういう研究をされて、相手の方にお願をし、交渉しているのかどうか。その辺が全く見えない。しかし、そういうことをこれからおやりにならないと、いけないのではないかということが第1点です。

それから、基本計画が今議会の方でも審議されていますけれども、その基本計画の中に、日野市の事業ではないにしても、これは日野駅の改良だけの問題ではありませんが、国道、都道についても、目標年次を具体的に掲げるべきではないかというふうに思うんです。抽象的な言葉ではなくて、日野駅の改札の問題については、何年次までにはこういうふうにめどをつけたいというものを私はするべきではないか。特に渉外関係については、難しいことはわかっていますが、やはり考えるべきではないかと思うんです。その辺のお話をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（福島盛之助君） 企画財政部長。

○企画財政部長（大崎茂男君） 駅の問題につきましては、御質問にありましたように、もちろん利用者の立場に立って交渉を進めているわけでございます。利用者が個々に意見を持っておりまして、JRに電話で要望したり、あるいは手紙で要望したりしておることも事実でございます。しかし、それが個々の要望でございまして、JR当局としても、数としては少なく受けているわけです。その中で実際に声とし、あるいは手紙とし

て出ていない利用者を代表してといたしますか、まとめまして、市が、行政側がJRに交渉している、要望しているというようなことでございます。それで、駅の改良につきましては、JR当局の計画にまだのっていないというようなことで、この詰めがまだまだというようなことでございます。結果的には、西豊田駅と日野駅との二つを要望しております。そういう中で、アピールの方法がうまく二つが10と10が20になるようにはやっておりますけれども、受け取る方は逆に二つ、三つという数の中では、そのウエートで一つ一つで答えてはくれておりますが、やはり議論としては、新駅が中心になり、お話にありますように、日野駅については、若干弱い点が出てきておるかと思えます。しかし、また別の問題でございますので、日野駅につきましても、さらに努力を続けたいと思えます。

なお、市の基本計画に年次的に表記できないかというようなことにつきましては、市としては、この年次で何とかしたいという願望は、気持ちはございますけれども、やはり相手のあることでございますので、そこまで明確にはなかなか表記できないというふうに考えております。

○議長（福島盛之助君） 夏井明男君。

○23番（夏井明男君） 市長も平成4年の1月の23日に東日本東京地域本社長というんでしょうか、駅の改良についての陳情をされています。平成5年の1月の26日も陳情、恐らくこれは口頭だろうと思うんですが、この辺の具体的などういうふうな今度は話をされているのか、実際にこういうふうにするにはできないかというところの感触は市長が一番つかんでいると思うんですが、その点を含めて、今対外的なこともあるので、要するに今の基本計画の中にはのせるのはどうか。その中では解決をしたいという気持ちはあるけれども、というお話もあったんですが、その辺を含めて御答弁願いたいと思えます。

○議長（福島盛之助君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 日野駅舎の改良ということで、多年にわたって日野市の行政課題であるということは、いろいろな形で検討をし、また要請もしてまいった経過があります。神明上区画整理事業の中で、東側、西側といいましょうか、西側の方に広い駅広場を設け、それから東側の方にはできる限りの商店街の整理もした。そして、ちょっと名称は忘れましたが、線路の下に道路をつくって、一応の交通環境の改善には役立ったということではあります。確かに日野駅の基本的な課題ということについての未解決で残っておるということでありまして、少し迂遠な経路をたどっているという感じが

私自身もするわけではありますが、区画整理事業のときにあそこの線路下の道路を開き、一応の交通路ができた。もう一つは、甲州街道沿いに我々のこれまで承知しています知識といいたしめようか、甲州街道側の擁壁に将来を期して穴をあける構造物はできておるといことは聞き伝えて承知しておりました。その後、いろいろな運動の成果として、例の甲州街道に沿うトンネル通路が開かれたり、また国鉄からJRに移管されたというような経過の事実がありまして、少々確かに運動が積極的に継続をし得ていなかったという感じは覚えております。

あの場所の地形といいたしまして、我々は駅ビルによって解決の機会を期待をしておるとい事情があったものですから、今の道路をトンネル部分の線下の部分を穴をあけて、そして改札口を1本にし、また日野駅の構造になっております橋上駅、この地帯を積極的に改良に向かっの要請を進めるといことにちょっと二兎追った感じがいたしております。本格的には、線路の両サイド、これをまたがるような形の駅ビル構想を描くわけでありますけれど、これもなかなか急速には今の情勢では難しいということも察知しているところでありまして、とにかく改札口をなるべく1カ所にまとめる。そういうことをまた新しい——新しいというよりも、既存の課題をより追求するということ、御指摘の件にアタックしてみたい、このように思っております。JRに対します日野市としての、市民生活の利便のための積極的な交渉事かなり数が多いわけでありまして、今まで駅ビル構想という形で、少し大きい夢を描き過ぎておったという感じもしないわけではあります。より具体的な方策を探って、御指摘のと通りの駅の入り口を統一する、そして市民生活の利便を図る、あわせて交通事故等の解決に努める、こういう目的で取り組んでいかなければならないと、このように感じた次第であります。

○議長（福島盛之助君） 夏井明男君。

○23番（夏井明男君） 今市長から御答弁いただきましたが、一つは、駅ビル構想等が改札口の新設の問題ということで、駅ビル構想を追いかけてきた。その結果、時間的にはこういうふうにかかったというお話ですが、私は駅ビル構想といのも確かに大事な観点だろうと思ひますけれども、むしろ今の改札が1カ所であることは間違ないんですね、今。あそこが1カ所ですから、分散しているわけじゃありませんから。一番今大事なのは、要するに利用者の身の安全ということだと思ひんです。不便性ということよりも。ですから、身の安全性を考えてくれば、今のあそこの改札でいいわけがないんで、その問題を至急駅ビルと離して解決に走っていただきたい。その後で駅ビルをつくるかどうかということも議論として出てくるわけですから。ですから、今一番大事な問題をして

いただいて、その後、要するに、ぶつかるものじゃありませんから、改札口をつくることによって、駅ビルができなくなるとかというふうな将来の芽を摘む話じゃありませんので、ぜひ真剣に取り組んでいただきたいと思います。

また私も、もう少し調べて、この質問をしたいと思えますけれども、ぜひ、もう少し具体的な、中央線の沿線の中でも日野駅はまだいいんです、まだほかにはこういう順位が非常に高く、まだそれには手がついていませんというか、そういう話も率直にしてください結構です。私の見る限りでは、三鷹以降からの線の中で、一番危険な改札を持った駅だというふうに思っています。

以上でこの質問を終わります。

○議長（福島盛之助君） これをもって11の1、日野駅に新改札口をつくる時であるの質問を終わります。

一般質問11の2、多摩平団地建て替え事業に住民参加方式を採れの通告質問者、夏井明男君の質問を許します。

○23番（夏井明男君） この問題につきましては、先日吉富議員の方から質問がありまして、それに対しての一つの答えが出ていますので、確認をさせていただいて、どういふふうに取り組んでいくのか、非常にまだ市民の方にとってはわかりにくい部分がありますので、質問をさせていただきたいと思えます。

私の表題は、住民参加方式、いろんな形式があるわけですが、この建て替えについてどういふふうな方式をとってこの事業を進めようとされているのか。先日の御答弁ですと、すごく長い要綱ですが、「多摩平団地建て替え事業行政指導本部設置要綱」、この中の部会が九つあって、調整第1部会は「総合政策住民対応に関する部会」ということで、座長が企画課長になっていますが、この中での対応というふうなちょっと話があったんですが、もう少し詳しく説明をしていただきたいと思います。お願いします。

○議長（福島盛之助君） 夏井明男君の質問についての答弁を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君） この要綱の内容でございますけれども、今議員さんのお話のとおり、九つの部会に分かれておるわけでございます。それでおのおののいろんな課題がございますので、おのおのの部会でこれを協議をしていくということになるわけですが、この部会の招集の仕方でございます。この部会を招集していくのは第2部会、要するに都市計画課が窓口となって対応していきますよという内容になっておるわけでございます。したがって、いろいろな課題はございますけれども、そういう課題につきまして、関係する自治会なり、地元関係、こういうところに情報という形

で提供させていただく。それで、その要望の趣旨等を十分尊重しながら、事業者と再度協議をしていく、こういう形のものでございます。この部会のしたがって、地元対応、そういう窓口、情報提供等の窓口になっていくのは、受けていくところは第2部会の都市計画課が行っていくということになる、この要綱の中からはそういう形になっております。

以上です。

○議長（福島盛之助君） 夏井明男君。

○23番（夏井明男君） 市長もこの点については、先日答弁をされていますので、今の説明の中でちょっとわからない部分もありますので、再度、どういうふうなシステムになるのか、もう少しわかりやすく話をしてください。

○議長（福島盛之助君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 御質問にお答えをいたしたいと思えます。

多摩平団地が建設されて30年近くになり、国内の社会情勢や、それから経済情勢、いろいろな変化に伴って、老朽化、あるいは、当時は要求に一応こたえた形の設計になっていたわけではありますが、かなり狭い住宅の設計になっております。時代の要請で、老朽化対策は改築ということになるわけでありまして、改築に伴っては、今日的市民生活にかなうとともに、将来も十分安心をして住まえる、そういう面積規模等も当然な事情の背景にあると思っております。そして管理者の住宅都市整備公団、内規的なものをいろいろと検討されておるようでありまして、何年経過したものは建て替え対象にするというふうな基準があるようであります。多分、20年前後ということだろうと思っておりますが、ちょうど多摩平もそれに該当してきた。そこで総論的な意味合いで地元市、日野市に対して、建て替え計画の申し入れをあいさつという形で受けておると、こういう状況であります。

そしてとかく住宅という大変関心の深いことでもありますから、組織といたしましては、団地の自治会、それらにも多少、説明ということではないかと思えますけれど、働きかけもあったようでありまして、日野市といたしましては、まず入り口は自治体行政ですよ、市民生活を守るためということと、都市計画、なかんずく人口の相当の割合にも匹敵する、戸数条件でもそうであります。決して従来どおりの建物戸数で、少し模様がえをして建て替えるということではないはずだから、まずきちんとした協議を市と進め、余り情報を地元に不安を与えるような形で出さないでほしい、というふうにたしか伝わっておるはずであります。その対応手段として、先ほど挙げられております、我々の行政

の内部の公団に対しては行政指導であります。それから内部に対しましては、市民の意見を十分聴取することはもちろんでありますし、将来の日野市の都市計画の問題、そして日野市の姿勢と申しましょうか、市のエネルギーの問題としてとらえなければならぬ、そういう事業だというふうに位置づけております。

ですから、いわゆる担当される東京支社、私も支社長の方と2回ぐらいお会いをして、あいさつの機会は持っておるわけでありまして、たまたまこれは余談であります、自治省出身の理事者でいらっしゃいまして、つまり自治体を尊重するのは当然です、という言い方で話が通じておるわけでありまして。よく団地関係の新聞もございまして、よその建て替えも始まっておるものですから、それらの情報がいろんな形で伝えられて、将来家賃が今の何倍になるとか、そういう言い方の方が先に走ってしまって、ちょうど多摩平の在住の方々の、定年退職をして年金生活をしておられるという方々に大きな不安をつくり出しておる、こういう感じがいたしております。

そこで、どちらにも当然のこと、市の行政として申し上げておりますのは、加えてまた公団側では、多摩平団地が非常に余裕があるという見方だと思うわけですが、きのうもお答えの内容にもお伝えしましたとおり、2,000戸増戸したい、こういうことであります。ですから、2,000戸増戸ということは、人口にしましても、伴う市民生活のいろいろな需要にいたしましても、行政需要にいたしましても、そう簡単なものではないわけでありまして。簡単な建て替えという言い方で事が済むということは、我々は伴ういろいろな問題の解決を図っていかなければならない、そのように受けとめておるところであります。私どもが頭の中で知り得ておりますのは、その2,000戸の増戸のことと、それから2期の計画に分けて、第1期建て替え、第2期建て替え、そして、その期間は恐らく17年というふうに言われましたが、多分、何年までということが計画全体としてはあるかもしれません。その程度でありまして、日野市で申し出たところは、全戸を賃貸住宅にしてくださいということ、それからあれだけのすぐれた緑の環境を持っているわけでありまして、その増戸の課題も含めて、環境を最も守る形で、その設計をなさしてください。それから、現在の居住者の方に不安を与えないということ、一番大きな配慮の課題にしておいてください、そのようなことを申し上げたわけでありまして、たまたまことしの正月、支社長ほか幹部の方がおいでになられた際に、日野市としては、市長を本部長とする本部という組織で対応をいたします。ちょうどまだ案という時期ではありましたが、一応の素案を差し上げ、内部では4月1日をもって要綱として定めた、こういう経過でございます。

したがいまして、市民参加ということは、居住者という当事者はもちろん、いろいろな意見の調整を図りながら、日野市が受け入れるとか、断るとか、そういう関係ではないと思っております。国の政策でもありますし、戸数をふやしたいという御希望にはなるべく協力を、理解を示しましょう。それから日野市をより発展するまちの条件にしたということと、それから居住者の方に不安を与えない、そういうことを当然の論理としてお伝えをしているということでありまして、市の意見は一応了解すると、こういうことで回答なり、これからの取り組みに当たりたい、こういうあいさつは受けておるといことでありまして、住民の方にも、なるべくその意味を正しく御認識いただくようにお伝えをし、都市計画とか、それから大きな政策的な問題につきましては、市自身にしばらく一任をお願いをする、そして市民御自身の生活に当たる部分につきましては、もちろんいろんな形で連絡をし、また御意見を聴取していきたい、それを主張していきたい、このように理解をお願いをしているところでありまして、つまり、多摩平団地の自治会が当事者になるという意味での市民参加へは、むしろ市に御一任願うということでき取り組んでいきたい、こう考えております。十分理解と納得の中で事を進める。しかも、日野市の大きな市政発展の大きな機会でもありますので、最も有効に活用し、国策には沿い、しかも住民には理解をされ、安心が保障されるという形で進めていきたい、このように考えております。

○議長（福島盛之助君） 夏井明男君。

○23番（夏井明男君） 今、大体御答弁いただいたんですが、不安に思っていること、まさに家賃なんです。この家賃問題をどうするかということなんです。市長は昨年平成5年の3月ですけれども、ここで多摩平の自治会の方に文書で約束をしています。どういうふうな文書かといいますと、まずお願いが、家賃のところだけちょっと申し上げます。要するに建て替えがあるわけですが、いわゆる1DKで将来10万、2DK、3DKで家賃が20万から21万ぐらいになると。今市長のお話があったとおり、年金生活者にとっては、どうかという問題があります。今一番建て替えの問題で、間取りの問題とか日の問題、これは後でやりますが、いろいろある中で、要するに現在の生活水準を維持をしながら自分の住宅が確保できるのかということが、より深刻な悩みです。これに対しては、東京都の方も、公団の方も、建設省もそうですが、さまざまな工夫をしている。一番新しい切り札としては、公営住宅の併設というところまで打ち出してきている。それに対しての家賃対策でもあるわけですけれども、私もここで、本会議で、たびたびいろんな提案をさせてもらいました。2,000戸からふえる人にとっての財源がそ

れだけ日野市が豊かになる。その財源を先行投資をして、住宅費に対策として充ててはどうか、という話まで提案をさせてもらっています。

先ほど、平成5年の3月に市長は、この住んでいる方の問題について、高家賃に対してどのような対策を考えていただけるのかというお話です。これを中心にして市長の方では、家賃を含めてすべての居住者が戻り入居できるように計画をする。家賃を含めて計画するのは、これはもう当然だと、こういうことですね。それから3番目に、高齢者の問題もあるわけですが、要するに60歳以上の世帯の方に対するいろんな対策ですけれども、いわゆる公営住宅、第1種住宅、第2種都営住宅、特に第2種の都営住宅の問題になってくるんですが、いわゆる公営住宅の併設ということが取り込まれてくるけれども、どうかということで、市長の文書による回答では、「十分な高齢者対策を計画に入れるように公団に求めていきたい。公営住宅等の建設は、市としても検討することになる」、こういうお話ですね。一番の冒頭が何かというと、そのことなんですね。率直に言って、市長はこれをどうするのか。再三聞いていますけれども、どういうふうにしていこうとするのか、この部会の中で、例えば家賃問題に対しての問題はどこか、また公営併設の対応の問題ではこの部会だと、いろいろ手法あると思うんですけれども、その辺、どういうふうにお考えになっているか、本部長としての立場もありますから、明快にお答え願いたいと思います。

○議長（福島盛之助君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 日野市の行政組織にそれぞれ所管事項があるわけでありますので、部会という内部組織は、その行政組織そのもののかかわることだというふうに考えております。それから前提条件、つまり日野市の都市計画地域用途指定等の条件にも整合させなければ、行政手順を踏むことも不可能ということになるわけでありますから、日野市が当面、ちょうど用途地域の見直しの時期に合わせて、それらに対しまして1種住居専用地域と、高度制限も多少余裕をつけると、こういうことになっているというふうに思っております。これが都市計画関係……（「家賃の問題をどうするかということが一番メインです」と呼ぶ者あり）ちょっと私どもの姿勢としてお答えしておきたいんですが、こちらから提案するということは、その立場でない。向こうが提案をして、こちらが応諾できるかどうかということで対応するのが、おのずからの交渉の姿ではなからうか、このように思っております。

ただ、言えることは、何と申しますか、総論と申しますか、理論的に、とにかく困る人が1人も出ないようにしてくださいという言い方をしておるわけでありまして、その

意味は、リロケーションハウスという言い方をなさっておられますが、これは仮住まいといえますか、移り住まうその居住の手段の建物をつくる、こういうことだと思います。それから、大体推測をいたしますと、東京都にどのように住宅対策として参加していただくか、あるいは市営住宅としてどのような参加の仕方があるか、こういうことがいずれ話題になってくるのではなからうか、こんなふうにも思っております。要するに、年金生活の方が、一つの家族構成の中で不安なく生涯を託することができる、こういう保障をして差し上げる。保障というのは、つまりそういう対策を行っていただくと、こういうことになるだろうと思っております。

○議長（福島盛之助君） 夏井明男君。

○23番（夏井明男君） 市長、今のお話、市長の立場を理解した上で話をしています。この問題はどこの市町村でも大変な問題としていますから、ですから、前の発言とこうではないかという議論は、私、今、余りしたくないんですが、今市長の話ですと、要するに公団の方から、いわゆる住んでいる方の居住権の保障をどういうふうにするかといういろんな知恵を考えているわけですが、それを提案をしてくると。その前提として、住んでいる方はなるべく生活の不安がないようにということを市の方でも申し上げていから、それに配慮したものを公団は持ってくるであろう。その提案を持ってきた段階で、市もそれに取り組みますという姿勢のように話を聞いたんですけど、そうではなくて、私が申し上げているのは、その公団の方から言ってくるのが、もしも言ってこなかったらどうなのかということでもあります。

一つだけ申し上げますと、公営住宅の建設の問題です。これは建設省の方でも予算化してきている問題ですから、市長も御存じだと思いますけれども、要するに公団の方の公営住宅の併設を考えております、何百戸ぐらいここで考えていますというふうな提案がなければ、市長の方は、最大限公団の方でもできることをしてくれて、その提案がないんだから、それはしようがないということになってしまうのかどうかですね。具体的な提案がなくても、制度としてあるわけですから、それを市長の方で、そういうふうな制度があるじゃないか、そういうことについて考えていただきたいという、そういうふうな発想が出てこないのかどうか、そこら辺です。ほかの制度でも大事な話になりますから、その辺、どういうふうに考えておられるのか、お聞きしたいと思えます。

○議長（福島盛之助君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 制度とおっしゃる趣旨は、私は日野市でも、いわゆる公営住宅対策という福祉を中心とする一応の各機関の参加による政策の原案は持ち得ておるわ

けでありまして、そういう制度の適用であるというならばわかりますが、もっといろいろと勉強してみる必要は感じておりますけれど、やはり説明は——説明はというか、提案は向こうからしていただく、それで要するに市民には、総論としては不安のない内容を地元にお伝えをしたいと思います、そういうことになるのではなかろうか、こんなふうに思っております。あるいは具体的な場には、団地関係、自治会の関係の方も同席していただいて、説明を求めるといようなことは、いわゆる市民参加の手法として当然必要だろうと思っております。

○議長（福島盛之助君） 夏井明男君。

○23番（夏井明男君） 後で会議録を見れば少しわかってくるのかもしれませんが、ちょっと私、理解ができないんですけれども、具体的に申し上げますと、今度用途見直しも含めて、日野市の住宅プランの中でも、多摩平には将来的には2,000戸ふやしますという数字が出ました。あの数字が出るからには、大体の構想がなければ私、数字は出ないと思うんです。あれだけの全体の面積の中で、第2種でございます、だから、というふうな形にならないと思うんです。

一つ心配申し上げますと、かなりの戸数、2,000戸という数がどういうふうな形で出てきたのか。本当の形であれば、住んでいる人の立場に立ちまして、要するに南側の間取りが大体どのぐらいのものであって、何畳とかありますね、3DKの標準的なものをつくって、それを何階建てぐらいにしてというふうな、その個人が住んでいるところから積み上げて行って、全体的にはこうです、という私は手法になると思うんです。それがそうではなくて、国の政策も踏まえて、最大限協力できるのは戸数という問題だと。まず2,000戸ありきという話では、どうしてもその2,000戸にこだわってしまって、最終的なし寄せが、そのいわゆる住んでいる人のところにし寄せが来るんですね。具体的に申し上げますと、例えば南側の方に間取りを全部とろうというふうにすると、最大限とろうとすると、南の方にウナギの寝床のような形になって住宅が建つんです。そうすると、全部南口です。南に面しているわけですが、この住宅というのは、確かに南寄りに面して、日が当たるんですけれども、最終的な平米数を考えると、かなり長いウナギの寝床みたいな形が具体的にあります。実際に個人で生活、住んでいる人の視点に立ってみると、非常に不便なんですね。ですから、むしろそういうふうな問題も起きてくるわけです。

ですから、初めに2,000戸ありきという話を私は、どこから来たのか。これはむしろ、積み上げて行って2,000戸という数なのか、これは2,000戸というのは一応概要だけれど

も、そういうふうな視点に立って積み上げてきた設計図を見て、その中で市民の人に、こういうふうな具体的には、住む居住環境はこうなりますよということで、変更可能になるような作業をこの部会でされていくようなことになるのかどうか、その辺が非常にいきなりぽんと出てきていますから、違和感があるわけです。具体的に2,000戸という話で、今の話をちょっと私はさせてもらいましたけれど、これは市長はどういうふうに具体的に考えていますか。

○議長（福島盛之助君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　2,000戸いわゆる増戸という一番大きな提案であります。それから既存の中に2,800ですから、全体数としては4,800、そして14階の中高層と言える住宅、建物を十数棟建てたい、こういうことは聞いておりますが、個々の設計、間取り等については、まだ知り得ておりません。多少、何か説明することがありますか。

○議長（福島盛之助君）　夏井明男君。

○23番（夏井明男君）　それでは、都市整備部長の方から、その辺の話をもう少し詳しく。

○議長（福島盛之助君）　都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君）　まず、公団の方から公団の試案という形で提案されてきているものがございます。これはまだ部会で第1回目の説明を受けた段階でございますので、これから部会の中で検討していくという資料でございます。これによりますと、今市長がお話、説明申し上げたとおり、約2,000戸の増戸をしていきたい。戸数でございますけれども、概要をちょっと申し上げますと、その多摩平団地の全体の敷地の面積が約29.2ヘクタールでございます、ということでございます。それから現況の用途地域、こういうものが建ぺい率、容積率等がございまして、現在の状況では、42.5%の容積率になっております。それから建ぺい率につきましては、16.1%になっておりますということでございます。それと今の建物の状況等が、全体で2,792戸ございますという概要になっております。これを第2期に分けまして、1期でございますけれども、計画を含めてですけれども、6年度から11年度までで事業をしていきたい。それで2期につきましては、12年から21年ということになっております。こういう計画で進めていきたい、こういう内容の第1回の説明があったということでございます。これは、この内容を現在受けておるのは、各部会で受けておるわけでございまして、部会の中でこれから検討し、その内容を本部の方へ具申をする。それで最終的に、本部の中で市の案として決定していく、こういう形になるものでございます。

○議長（福島盛之助君） 夏井明男君。

○23番（夏井明男君） ありがとうございます。

市長、今、概要ですね、余り詳しくありませんけれども、今のところ話ができる概要をお話ししていただいたわけなんです、そうしますと、市長は、公営住宅、いわゆる従来の生活を維持できる、特に年金生活へ入られた方々に対する対策の一つとして出ているわけですが、リロケーションもそうですけれども、公共的には公営住宅ですね、それが例えば今の中でいうと、14階建てものを十数棟建てるということですが、その中にどういうふうな手法を持ってそれはお入れになっていくのか。当然その問題が起きてくると思うんですね。その中には在宅福祉サービスセンターの構想もあると思いますけれども、その辺はどうですか。

○議長（福島盛之助君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 今後の推移の中で当然、具体的な、いわゆる住居を保障する手段を進めていかなきゃならないことはもう言うまでもありません。したがって、それが市で受け持つ範囲、あるいは都が受け持つ範囲と、そういうことがまた出てくるかもしれませんが、まだまだそのあたりには具体的な話題は進んでいない、こういうことであります。

○議長（福島盛之助君） 夏井明男君。

○23番（夏井明男君） 今、計画段階で、設計をその途中で変えるということは非常に難しいという話を専門家の方から聞いています。その基本的な設計の段階で、どういふふうにしていくのかということがもう、確定的な決め手になっているという話を聞くわけです。ですから、私、さっき、間取りの話だけをさせてもらいましたけれども、そういう問題も入っているわけですね。ですから、どうしても公団の方とすれば、要するに住宅政策ということで、多くの大量のものを公団の所有地を最高限に利用したいという気持ちもわかります、住宅政策としては。しかし、住んでいる方の既存の生活権の保障との調和の問題ですから、その調和をどの辺で図るかという接点はまさに、この部会の方で決めていただく。そのためには、市民の方によく話を聞くということが私、大事だと思えます。それをどこで、どういうふうに反映するかということシステムをきちっとしておかないと、私は今の14階建ての十数棟というものが、そのまま歩いていってしまうと。最終的には、市の方の別の視点からの、いわゆる学校の問題とか、土地の問題とかという外周的な問題、そういう問題で終わってしまう。これは、私は行政のあり方としては、従来はそれでよかったかもしれませんが、これからの新しい行政

のあり方としては、それは逆行するのではないかというふうに危惧をしています。

ですから、私は表題で挙げておりますのは、その住民参加という言葉の意味はいろいろありますけれども、こういうふうなものを心配をしないでください、大丈夫ですからということではなくて、具体的にそれを吸い上げていく、その作業が必要だろうと思うんです。確かに自分の声は届いて、それを届いた上で話をしてくれて、悩んで、この辺を持ってきてくれたかどうかということが、この辺の過程が一番大事だろうと思うんです。そのところを丁寧にぜひやっていただきたい。ですから、初めから2,000戸ありきという考え方は、とらないでいただきたい。場合によっては、少なくなるかもしれません。それがお一人一人住んでいる方の居住権の確保から見て、よろしければそれはいいわけですから、その辺をぜひ十分配慮していただきたい。それがいわゆる、これは皮肉ではなくて、要するに市長が文書で多摩平の方に約束をされた、その約束されたことが、確かに住民の方も、どの辺が難しいかなということを、私は知っていると思います。しかし、それを誠意を持ってやり抜く姿を、私は市民の方は見ておられると思うんです。それが私は大事だと思いますから、その点、お願いをしたいと思います。

以上で、この質問を終わります。

○議長（福島盛之助君） これをもって11の2、多摩平団地建て替え事業に住民参加方式を採れの質問を終わります。

一般質問11の3、信号機・横断歩道の総点検を実施せよの通告質問者、夏井明男君の質問を許します。

○23番（夏井明男君） 質問通告をしまして、時間がなくて、非常に建設部長及び管理課長の方には失礼をいたしてございまして、基本的にはこの問題は、次回の一般質問で大枠としては取り上げさせていただきたいというふうに思っています。何点が気がついた点がありますので、概要についてのお答えを願いたいと思います。

今現在、信号機の設置をされていても、具体的に利用者の立場からして、改良してほしいという場所もあります。また中には、この辺に信号機をつけなければいけないのではないかという場所も指摘をされている部分があると思います。そういう点を踏まえまして、典型的な例は、神明上二丁目の交差点ですとか、それからその手前の日野消防署のところの横断歩道のところですね。これは信号ありません。それから矢頭橋の手前のところ、これは一方通行になっていますが、この信号機のところの問題。これは変形信号機になっています。それからさらに、これは東豊田陸橋ができたところですが、二小へ下っていくところですけども、これは渡邊議員の方からも、こちら辺の横断歩道を

含めて指摘があったんですが、この辺の変形信号機の改良の工夫の問題ができないかどうか。それから有名な第三小学校の信号機、これは日野の警察、市の管理課にとっては、非常に信号機設置要請の高い場所というふうに指摘をされていますが、この辺の問題を、今気がついたところで申し上げました。

横断歩道の点では、一番典型的な例としてわかりやすいと思いますが、いわゆる団地の方から第五小学校の東側の方ですが、そこへ入る横断歩道があります。ここは一方が横断歩道帯としてありますけれども、右側の方にはないという、要するに横断歩道が必ずどちらかの側に一つあって、もう一つの側にはついていないというものが非常に目につきます。何か方策があるかと思いますが、その辺のお話を、概要で結構でございますが、お話をさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（福島盛之助君） 夏井明男君の質問についての答弁を求めます。建設部長。

○建設部長（小俣雅義君） 道路の附属施設は、道路管理者が設置する安全施設、東京都公安委員会が設置する交通安全施設、交通管理施設とに分かれます。信号機であるとか、横断歩道等は、東京都公安委員会が道路における危険防止と、交通安全の円滑を図るために必要と認めた場合に設置しているわけであります。各信号あるいは、そういう安全施設等に問題点が多々あることは承知しております。今何点か挙げていただきました箇所の問題意識も持っております。

神明上の信号機につきましても、右折の専用の標示が必要であろうということもわかっております。

また、七小のところは、矢頭橋のところは、押しボタンで学童の歩行安全のための専用信号帯であります。ミラーもありますし、交通安全施設的には完備しているものの、事故が多発していることも確かであります。

また、三小のところ等につきましても、かつて本庁協議まで行って、本庁の実査があったにもかかわらず、信号機の設置が不可能だったという、そういうような経緯もあります。こここのところにつきましても、その後の道路形態を多少変える工夫をすることによって、何とか事前の策、信号機の設置ができないならば、事前の策としてできないかどうか、これを検討して、既に本庁へ上げております。設計ができ次第、これも改善に努めていきたいと思っております。

二小の件につきましても、周辺の区画整理との調整もあります。そんなことを踏まえながら、今後、警察等と協議しながら、少しでも改善できるような方法をとってまいり

たいと思います。

また、一方で、五小の歩道橋のところのことがあります。多分、歩道橋があるからそこには横断歩道をつけていないというような意味合いがあるのかと思いますが、横断歩道の設置については、やはり歩行者の自然な流れ、あるいは車道に直角に設置するとか、あるいは交差点の中心に近く寄せて、運転者から視認しやすく、見て確認がしやすいような形にするとか、いろんなスペースが必要であるとか、そういうような要件がありますけれども、そんなようなことを踏まえて……。

○議長（福島盛之助君） 残り時間1分です。

○建設部長（小俣雅義君） 少しでも改善をするように努めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（福島盛之助君） 夏井明男君。

○23番（夏井明男君） 大変に短時間の中の御答弁で申しわけなく思います。

以上で終わります。

○議長（福島盛之助君） これをもって11の3、信号機・横断歩道の総点検を実施せよの質問を終わります。

一般質問12の1、福祉作業所などに通所できない重い障害をもつ成人（18歳以上）のために、通所による療育施設をの通告質問者、橋本文子君の質問を許します。

〔18番議員 登壇〕

○18番（橋本文子君） 議長から質問のお許しが出ましたので、早速始めさせていただきますが、その前に一言お礼やらお願いを申し上げたいんです。前回の一般質問の中で、女性センターに早く職員を1人ということでお願いをしておきましたところ、早速手配をちょうだいしたんですが、残念ながら館長がいまだに部長と兼務ということで、私はできることなら、館長をもう1人、ぜひ常任の方をお願いをしたい。今、副館長しかいらっしやらないわけです。ぜひそれをお願いしておきたいと思います。

それと、きょうは障害を持っている方の質問ですから、障害を持っているお子さんを連れてこられている方、あるいは車いすで1人で来られている方あるのでしょうか、交通の問題があって、来られるか、来られないかわからないなんていうことでしたが、非常に来にくいところをいらしていただいておりますので、せめて一つ目の質問は先にと申し上げたわけで、ありがとうございます。

それでは早速、質問に入らせていただきます。この、もう皆様のお手元には行っていると思いますが、きのうからたびたび、「日野市保健福祉計画」、この中の23ページを

あけてみますと、障害者の現状という項目がございます。「市内の身体障害者手帳保持者は平成元年には2,263人でしたが、平成4年には2,675人と4年間で約18%増加しています。そのうち1級、2級の重度者が約半数を占めるようになっており、障害者の障害の重度化がうかがえます」。つまり重度化ということが、ここでうたわれています。さらに、「一方、市内の精神薄弱者の「愛の手帳」保持者も漸増傾向にあり、平成元年には440人でしたが、平成4年には474人と4年間で約8%増加しています」と書かれているわけです。

「1人の弱者を救えずして、万民を救うことはできない」、この語録は、我が日野市の森田市長の語録でございます。同様に、前町田市長の天下勝さんも、現職の時代、絶えずこの言葉を口にしておられました。私もそのとおりだと思っています。社会的に弱い立場に置かれている1人の市民の陰には、それは1人ではなくて、そのバックに30人、50人、あるいは100人という多くの困っている、つらい思いをしている人たちがいると言っても過言ではない、と私は考えています。そういう方々は、つらい思いをしながら暮らしているというのが現実の社会です。つらくても人に話せない。話したいけれども、言いにくい。結局はだれにも言わずに、我慢して、1人で悩んでいる、重い障害を持っている人、あるいはその御家族、日野市の中に現在、どのくらいいらっしゃるのか、教えてください。これが質問の第1点目でございます。

○議長（福島盛之助君） 橋本文子君の質問についての答弁を求めます。福祉部長。

○福祉部長（坂口泰雄君） お答えいたします。

今現在、日野市内の20歳以上の在宅の重度の障害者でございます。身体障害の1級、2級、特に重度障害ということでございますが、この方につきましては、37名でございます。それから、いわゆる精神薄弱、知的障害2度の方が13名、それから同じく脳性麻痺あるいは筋ジス、これらにつきましては13名ということで、合計63名でございます。そのうち6名の方が、通所施設に通ってられるということで、在宅の方は残りの57人ということでございます。

以上でございます。

○議長（福島盛之助君） 橋本文子君。

○18番（橋本文子君） ありがとうございます。

63名いらっしゃる中で、通所の方はたったの6名、57名の方が在宅でいらっしゃる、そういうことでした。きょういらして——あ、いらしていますね。重い障害を持つ由紀ちゃんは、双子です。もう1人、女の御兄弟がいて、御両親と4人で三沢に住んでおら

れます。生まれてこの方、まだ一度も歩いたことがありません。自分の手で食事をしたこともありません。言葉による意思伝達も、全くできないと言ってもいいかもしれません。生まれてこの方、17歳の今日まで、ずうっとおむつを当てています。おふろに入るのもむろん、だれかの手をかりなければ、入ることができません。むろん、外に飛び出してお友達と遊ぶという経験もないわけです。お母さんは、仕事に出ることもできないで、由紀ちゃんの世界話をずうっと続けてきました。くたびれ果てていらっしやいます。お子さんはだんだん重くなる。お母さんはいくら若いといっても、だんだん年をとっていくわけです。今、背骨の軟骨があちこちつぶれて、絶えず腰の痛みに悩み続けていらっしやるわけです。

由紀ちゃんは今、八王子の東養護学校の高等部の3年生です。来年3月には卒業します。卒業後、どこにも行くところがないんです。日野市では、皆さん御存じのように、つばさ学園という中軽度の障害を持っている方々の通所の施設がございます。また、重度の障害を持つ方のためには、はくちょう学園というのもございます。しかしながら、来年卒業する由紀ちゃんの行くところはどこにもないんです。たとえその二つの施設で空きがあって、入れてくださると言ったとしても、そこにはお医者様との連携もなければ、常駐なさる看護婦さんもいらっしやいません。由紀ちゃんのような重い障害を持っている人には、つまりつばさ学園もはくちょう学園も適当ではないということです。このように重度の知的障害や、肢体不自由の人たちのための通所施設がどうしても今後、日野市の中に必要になってくるのではないのでしょうか。福祉作業所に通うこともできない由紀ちゃん、この由紀ちゃんが地域の中で、家族と一緒に生活しながら、日中は療育施設に通所することによって、初めて心身の自立と社会的自立を図ることができるわけです。と申しましても、来年3月の卒業を控えた由紀ちゃんのために、設備の整った通所施設を今すぐと申し上げても、3月までにはできない、今すぐそれは無理だということとはわかっています。

そこで、二つ目の質問になるわけですが、来年の4月以降、養護学校の高等部を終えた由紀ちゃんを毎日24時間在宅にさせないために、また社会的な自立を図るために、何かいい施策はございませんでしょうか、お尋ねいたします。これが第2点の質問です。

○議長（福島盛之助君） 答弁を求めます。福祉部長。

○福祉部長（坂口泰雄君） お答えいたします。

第1点の、いわゆる療育の施設ということでございます。ただいま議員さんの方からも御質問ございました、いわゆる今現在の施設の現状を若干申し上げますと、いわゆる

障害者を対象といたします施設といたしましては、法律によりまして、その設置基準等を定められております、いわゆる法内の施設ですね、児童福祉法、並びに身体障害者福祉法、あるいは精神薄弱者福祉法、これらに基づく施設と、もう一つは、東京都の条例によって設立されております施設でございます。それからもう一つ、そのほかには、いわゆるその法外施設ということで、市内にも8カ所ございますけれども、養護学校卒業後の地域生活を支える社会参加の場としての通所訓練施設がございます。これらにつきましては、それぞれ施設の特性を生かしつつ自主的に運営されておるわけでございます。これらについても、東京都並びに市においても、これらの支援は現在まで、もちろん十分とは言えませんが、実施しているところでございます。ようやく東京都の方も、この制度の見直しを行いまして、本年度から大幅な改正がございました。これによりまして、日野市と東京都の役割分担も明確化にされましたし、また、運営の安定化、あるいは利用者の処遇の向上、こういうものが充実されてきているのではないかとこのように考えております。このような施設並びに運営についても、このように改善がなされております。なかなか希望どおりとはまいりませんが、おおむねの受け入れができる場所ではないかとこのように考えております。

しかしながら、親の高齢化や障害者の重度化、こういうようなものに伴いまして、将来に対しまして、非常に多くの不安を抱えている方が多いわけでございます。市といたしましても、これら不安問題につきましても、常日ごろ相談に応じ、いろいろ検討を重ねてきているところでございます。

また、平成7年度には、七生養護学校の高等部の卒業生も見込まれることでございます。身体障害者手帳あるいは愛の手帳所持者の重度の障害を持つ人たちがふえてくるのが現状ではないかと思っております。今後、法内施設や通所訓練施設に通所できない、いわゆるそういうところに通所できない重い障害を持つ人につきましては、障害の程度を問うことなく、地域で生きがいを持ち、安心して生活ができる施設、これらの設置について考えていきたいというふうに思っております。法内の施設ということになりますと、非常に厳しい設置基準等もございます。現在、法内施設で重度の障害施設を設置している市町村はまだ都内にはないわけでございます。そういうようなことで、やはりやるとすれば、法外の施設ということで、肢体不自由あるいは知的障害、こういうものも一緒に通所できるような弾力的な運営ができる、そういうような施設を目指して、これから検討を加えていきたいというふうに考えておるところでございます。

それから2点目の、来年4月、養護学校を卒業して、そういう方たちが24時間在宅に

ならないようないわゆる社会的自立のできる施策ということでございます。現在、いわゆる24時間在宅につきましては、介護されている、もちろん24時間ヘルプが必要なわけでございますが、これらについては国の制度、あるいは東京都の制度等活用いたしまして、どうしても自立できないという方については、まだ24時間とはいきませんけれども、大体、これは生活保護のヘルプ4時間、あるいは緊急一時保護の月5日ですか、こういうものを換算いたしますと、大体21時間までのヘルプサービスは可能であるというふうに考えておりますし、また、そのように現在行われているのではないかというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（福島盛之助君） 橋本文子君。

○18番（橋本文子君） 私のお尋ねしている、その社会的自立を図るために、いい施策はありませんか。21時間ヘルプできます。24時間私は在宅にたくないから、通所できる場所、通所する方法、そのためのいい施策はないでしょうかとお尋ねしたつもりでございます。ですから、21時間なら、1週間1日3時間しかありませんね。しかもこれは、在宅という形ですね。だからそうじゃなく、通所ということを入れた上で、いい施策をお尋ねしているわけでございます。もう一度、お願いいたします。

○議長（福島盛之助君） 福祉部長。

○福祉部長（坂口泰雄君） 社会的自立の施策ということでございますが、これにつきましては、やはり通所の施設以外にはないと思います。1点目の療育施設ということになりますと、これはやはり、医療行為等が当然伴うわけでございますので、なかなか今現在でも、この近辺では、島田療育園というようなところで、医療行為を兼ねた中での療育施設ということでございますが、やはり2点目の、社会的自立の施策ということになると、通所施設以外には方策はないのではないかというふうに考えます。

○議長（福島盛之助君） 橋本文子君。

○18番（橋本文子君） 今、島田しかないというお答えでございましたけれども、私はこの質問をするに当たりまして、東京都の方へ問い合わせをしたり、近くの療育施設を見学させていただいてまいりました。その中で、一つは国立のあすなろという施設でございます。これはやはり療育施設で、都との連携のもとにつくられているものですが、社会福祉協議会に委託をして、そこでは運営をされておりました。それともう一つ、町田市の光療育園というところへ伺いました。そこでは、市の直営の形での運営が行われておりました。で、東京都の衛生局に伺いましたところ、15園をとりあえず東京都の中

に療育施設をつくろうと。そのうち既に開園しているのは、9園です。残る6園についても、既にもう建築中のものもあれば、もうつくるよということで手を挙げている自治体があるので、とりあえず15カ所は決まっております、というふうなお答えでしたが、まだまだ欲しいという都民の声が強いから、これからまた協議をし直して、この15園にとどまらず、次のことを考えていきたい、というふうな衛生局のお答えがございました。

そんなわけで、あちこちで重い家族と24時間毎日毎日、暮らすというのは、社会的自立から本当に反していくわけです。そういうことを踏まえた上で、東京都も先をもっと発展させましようかと答えられているわけですから、それに向けて何とか日野市も、療育施設をつくる方向で努力をしていってほしいのですが、とりあえず4月というリミットがあります。

そこで私は、親御さんの御提案もあったりして、ここでお訴えをしたいのは、例えば一昨日の佐瀬議員の質問の中で、余裕教室とか、あるいは特別教室を地域開放しなさいというふうなやりとりがありました。また、これは明日になるんでしょうか、菅原議員の質問の中にも、学校における「空き教室」の利用についてという質問が出るようでございます。私も、学校というこの余裕教室を、何とかとりあえず4月から、だれかそこに人をきちっと配置をしていただいて、3月に卒業してしまうまず由紀ちゃんを、社会保障してほしい、社会に参画していける場をつくってほしい。つまり社会的自立をお願いをしたいわけです。これは教育委員会にも絡んでくることとございますが、その辺、教育長、いかがでございますか。

○議長（福島盛之助君） 教育長。

○教育長（長沢三郎君） 八王子東養護の方に現在在籍しておりますので、八王子養護とも十分連携をとりながら対応していかなくてはならない性格のものだと思いますけれど、卒業した後のそういう方々の通所訓練的なものにつきましては、現実的にはやはり、福祉の内容をさらに充実することによって対応していかないと、八王子養護の方の在籍期間を終えて、なおかつ八王子養護の方に引き続き在籍していくということは、大変困難な問題じゃなからうかと、こう思っております。

○議長（福島盛之助君） 橋本文子君。

○18番（橋本文子君） 余裕教室を何とか使わせていただいて、由紀ちゃんの行き場、通所する場所、それをお伺いしたいと思っているんです。一昨日は、10月までに何とか地域開放は考えていこうとか、なんかありましたね。しかしもう、由紀ちゃんの問題は、

せっぱ詰まっています。一刻も待てない状況です。いくら余裕教室を使うとしても、多少の準備は要るでしょう。そこにしやすいように、居心地のいいような場所にさせていただいて、とりわけ問題なのは、そこに迎えてくださる人の問題だろう、ソフト面だろうと思っています。ハードよりもまずソフト面をしっかりと考えていってほしいのですが、そういう意味で、教育長が校長さんを説得してくだされば、実現するわけでございます。その辺、いかがでございましょう。

○議長（福島盛之助君） 教育長。

○教育長（長沢三郎君） 現在、百草台小学校の方には、これは小学生を対象にしての通級学級、こういうものが設けられておまして、これは結局、そのための受け入れの態勢をとっておりますけれど、八王子東養護の高等部を終えた後の受け入れというようなこととなりますと、これは全然別個にその内容につきましては考えていかざるを得ないと思いますし、教室そのものの開放等につきましては、これまた当然、学校当局とも検討していかなくちゃならない性格のものだと思いますけれど、そこで結局、対応してあげられる、いわゆる介助の方ですね、こういう方の問題等につきましては、現実的には身障学級等の担当している先生方をお願いするというのはなかなか困難じゃないかと。全く別に、今申し上げましたような福祉の関係の中で対応していくような方向をとらざるを得ないんじゃないかと、こう思っているんですけど。

○議長（福島盛之助君） 橋本文子君。

○18番（橋本文子君） そのとおりなんです。内容は、確かに福祉のテーマになってくるでしょう。しかし、学校を使う、余裕教室を使うということは、これは教育の施設をとにかく貸していただくということになるわけですから、当然そこは切りかえていただいて、地域の重い障害を持っている18歳を超えた、つまり養護の高等部を終えた方々、これは由紀ちゃんだけではないと思うんです。既に卒業をとっくにして、在宅で家に、さっきの数字で見ると、たくさんありましたね。家でつらい思いをしながら、何かいい方法はないかと待っている方々、そして、きょうもいらしていますが、由紀ちゃんの後が続いて卒業する方もいらっしゃると思います。とにもかくにも、今すぐその方策を考えていくために、とりあえず建物があるところといえば、学校というわけなんです。ですから、そこは物わかりのいい教育長に、校長先生方を説得していただく形で、ぜひ実現をお願いしたいというふうに今私はお願いと質問をしているわけでございます。じゃあ、その辺、福祉部長、いかがでしょう。

○議長（福島盛之助君） 福祉部長。

○福祉部長（坂口泰雄君）　いわゆる障害者の方が、義務教育を終了して高等部に行かれる。そして高等部を卒業すると、ダイレクトに福祉にかかってくるわけでございます。やはり教育と福祉というもののいわゆる連携ですね、この連携がこれからますます必要になってくるのではないかというふうに考えております。また、日野市のように、例えば七生福祉園、ここの入所施設がございしますが、ここから高等部へ通っている方もいるわけでございますが、こういう方たちは卒業と同時に、また七生の福祉園の方へ戻る方もいれば、地域で生活していくという人が出てくるわけでございます。もちろん、八王子の養護学校にも日野からも大勢の方が通学しているわけでございますが、そういう方たちがみんな地域に戻ってくるわけでございますので、そういう意味からすれば、やはりその辺、教育と福祉と常に連携をとりながら、教育課程のときも、ずうっと同じような一貫性を持った施策がとられていけばいいんじゃないかなというふうに考えておりますが、今御指摘のように、来年3月ですか、卒業されるということで、とりあえずどこかということでございますが、確かに今、通所できる施設、市の施設はございません。はくちょうがたまたまあけばともかくとして、ございません。ただ、市内には、やはり重度の障害者の通所訓練をしておる施設もございしますので、私どもも、それらの施設にいろいろお願い申し上げながら、その対応に当たっていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（福島盛之助君）　橋本文子君。

○18番（橋本文子君）　じれったいですね。重い障害を持っている人にとって、障害があるから、大変なんだということではないんです。ここがとても重要なところだと私は思っています。障害をカバーするための介護システム、あるいは個々のニーズに応じていくことの柔軟なサービスが不十分だから、問題が起きてくるわけです。言葉を置きかえますと、重い障害を持っている人たちが、人生設計をしていく中で、この道しか選ぶ方法がない、これしか生きていけない、こんな寂しいことはないと思います。選択肢がたくさんあって、どこを選ぼうか、そういう福祉の制度がつくられなければ、決して障害を持っている人たちの幸せな人生はない、そのように私は考えます。

昨年、デンマークのロスキレというまちで伺ってきた話ですが、日本の立川で育って、ロスキレの郊外に、デンマークの人と結婚していらっしゃる女性の方が、時々、日本の立川にお母さんがいらっしゃるから戻られます。その方がおっしゃったことが図らずも今の日本の貧しい福祉を表現しているなと思ったんですが、「日本のお役人は大変優秀です」、その方はおっしゃる。これはかなり皮肉を込めた言い方でした。その方のお父

さんは、至誠ホームでお世話になっているそうです。「日本のお役人は非常に優秀です。何か福祉のことでお願いにいったとき、こうしてくださって言うと、「あなたのその要求に対して、こういう理由とこういう理由とこういう理由とこういうこととこういう条件で、お答えできません」と断られるのが一般的です。デンマークはその逆なんです。私はこういうことで困っていますと窓口に行くと、「この道はどうでしょう、こういう方法もありますよ、こういう生き方もありますよ、こういう生活の仕方がありますよ」、いろいろ示してくださって、「その中で、さあ、あなたはどの道を選びますか——」。

これがデンマークの福祉です。そういう大きな格差を、私は一気に望もうとは思っておりません。せめて今3月に卒業して、学校の片隅でいい、どこか市の施設の片隅でいい、だれか温かい人がそこにいてくださって、由紀ちゃんを何時間か療育していただければそれでいいんです。いい施設はそれから後何年かかかってつくってくださればいいんです。これがお母さんの要望なんです。御家族の要望であり、さらにもっともっとたくさんいらっしゃる多くの市民のニーズなんです。ですから、私はどうしても、4月に由紀ちゃんが通所できる場所を何らかの形でつくってほしいんです。市長、いかがでしょうか。

○議長（福島盛之助君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 今お話のケースと、それから制度、それから我々の現在の実務能力、それぞれの中で十分検討をさせていただきたい、こう思っておりますので、若干時間をおかしたいと思っております。

○議長（福島盛之助君） 橋本文子君。

○18番（橋本文子君） 申しわけございません。若干の時間というのは、どのくらい考えたらよろしゅうございますか、再度質問します。

○議長（福島盛之助君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 具体的な解決が見出せるまでというふうに申し上げたいわけですが、なるべく早くということでお答えをしておきます。

○議長（福島盛之助君） 橋本文子君。

○18番（橋本文子君） なるべく早くと。私は3月までに、ぜひともその道を見出したいです。由紀ちゃんは本当に間もなく卒業します。在宅になります。既に社会に出て、つらい在宅暮らしをしている方、たくさん知っています。先ほども申し上げましたが、由紀ちゃんの後続く多くの重い障害を持った子供たちが、障害を感じないで生きていけるような社会環境、行政によるきめの細やかな福祉サービスが受けられ

ますように、システムの確立に向けて、きょうから一層の努力をしていただきたいと思います。

冒頭申し上げました市長の語録、「1人の弱者を救えずして、万民を救うことはできない」、私はこれを口にしておられる森田市長は、必ず4月には由紀ちゃんが行ける場所をつくってくださることを期待し、また信じてこの質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（福島盛之助君） これをもって12の1、福祉作業所などに通所できない重い障害をもつ成人（18歳）以上のために、通所による療育施設をの質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君） 御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後3時13分 休憩

午後3時43分 再開

○議長（福島盛之助君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問12の2、公営住宅の中に、障害をもつ人や高齢者向けの住宅建設を、さらに積極的にすすめよの通告質問者、橋本文子君の質問を許します。

○18番（橋本文子君） 休憩をして英気を養ったところで、二つ目の質問をさせていただきます。

タイトルは「公営住宅の中に、障害をもつ人や高齢者向けの住宅建設を、さらに積極的にすすめよ」となっておりますが、住宅ができればそれでよしというものじゃないんですよね。それと、今世間で、高齢化高齢化、さあ、お年寄りふえてどうしよう、という声が非常に高まってきておりますが、お年寄りの問題というのは結局、障害者の問題でもあるわけです。だから、はい、高齢者の問題でございます、障害者の問題でございますと分けることの方が、私は何か不自然に思えて、仕方がありません。

1人の車いすの方からお手紙をちょうだいしたんですが、きょうはいらしていません。きのう、あしたですよと申し上げておきましたら、施設に暮らしていらっしゃるんですが、さあ、車がうまく手配できるかな、とか、介護者がうまく見つかるかな、とかということで、もう本当に手紙を出したんだから、行きたいけれども、行けないかもしれない。8割ぐらいは行けると思う、とおっしゃっていたんですが、やっぱりいらしてないところを見ると、これはやっぱり車いすの方にとっては、大変なことなんだな、今の

社会は、というふうに今感じております。

再び、「日野市保健福祉計画」というのを開いてみるわけですが、これは平成6年度から12年度ですから、平成6年度ということはことしが入っているということですよ。来年のことじゃないんです。ですから私は、ここにうたったから、もう福祉はできたというんじゃないで、ここにうたったことが実際に実態として出てくるような施策を日野市でやっていただきたいと思うし、それはやろうとしてお書きになったんだと思いますから、それを信じていきたいんですけれども、お手紙をちょっと読んでみましょう。全部は読めませんから、少しだけ読みます。

「日ごとに暑さが増すきょうこのごろですが、橋本さんにはいつもながら市政、施策に強い関心を持たれ、御活躍されていることに敬意を表します」云々と始まって（「それは省略した方がいい」と呼ぶ者あり）省略いたしましょう。「福祉タクシーについては、現時点で市から委託されたタクシー会社、17社ありますが、会社それぞれが利用時間が異なっております。一般の料金を取りながら、夜の時間制限、または朝の時間制限があっては、私たち車いす利用者にとっての差別だと思えます。また、路線バスにリフトをつけるには、東京都から補助金が市に支給されるシステムになっているが、市長が都に請求をしなければ補助は受けられません。市としては、どう考えているのか聞きたいものです。よろしく願いいたします」というふうな文章になっているわけです。

さて、このタイトルに書いた住宅問題でございますが、実際に車いすの暮らしをしている方が、1人で暮らしたい。今施設で何不自由なく暮らしているとしても、自分の世界を持って、自分で1人で暮らしたいという方がいっぱいおられます。その住宅問題についていいますと、さまざまな道がやはり用意されるべきで、先ほど申し上げた選択肢がいろいろあってしかるべきだろう、というふうに私は思っています。ですから、ここに幾つか書いてみたんですが、障害者入居の公営住宅の整備、これはまず、一人で暮らしていけるようなケアつきの公営の住宅をたくさんつくってほしい。それが今、重度の障害を持っておられる市民の大きな願いでございます。そしてそれは、単身の入居にかかわらず、やはりケアつきでアパート形式というのでもいいんじゃないか。あるいはまた、グループホームという家庭的な五、六人で暮らしていけるようなホーム形式のものがあってもいいんじゃないかと、民間のアパートを借りる、で、その民間のアパートには、奨励金やら助成金を出してということになるんでしょうが、いずれにしても、重い障害を持っていても、一人で暮らしたい、あるいは気心の知れた仲間とほんの数人で暮らしてみたい、そういう要求にきちっとそれぞれにニーズにこたえ切れるような福

社の施策がなければ、本当に障害者が地域で暮らせる、あるいは高齢の方々が地域で安心して暮らせるということには、まずならないだろうと思います。

そこで、この90ページを開いてみるわけですが、ここに経済的自立の支援となっております、1、2、3と分かれて、1の高齢者福祉施策のところには、高齢者民間住宅家賃助成となって、前期、後期どちらも「充実」という文字で、具体性は全く書かれていません。そして3番の障害者（児）福祉施策というところでは、障害者向け住宅の確保となって、じゃあ、どのくらい確保されるのかなと見てみますと、前期で市営住宅2戸、都営住宅8戸、後期で市営住宅2戸、都営住宅8戸。平成4年度では、市営で9戸、都営で6戸となっておりますから、これが4年度の現実なんだろうと思います。それにつけても、6、7、8、9、10、11、12、7年間ですか、この7年間で市営住宅前期2戸、後期2戸というのは、余りに寂しい計画だなあというふうに思うんですが、この辺について、少し御説明をいただければと思います。よろしく願いいたします。

○議長（福島盛之助君） 橋本文子君の質問についての答弁を求めます。福祉部長。

○福祉部長（坂口泰雄君） 障害者の福祉施策の中の障害者向け住宅の確保でございますが、平成4年度現在、市営住宅におきましては、車いすの住宅が9戸と、都営住宅で6戸確保できているということでございます。平成6年につきましては、栄町の都営住宅、ここで身障向け住宅6戸が建設されたわけでございます。また、9年から10年については、それぞれ市営住宅2戸、都営住宅8戸でございます。6年、8年の前期の市営住宅については、高幡の市営住宅の建て替えでございます。高齢者の住宅の整備につきましては、御承知のとおり平成3年3月に日野市の地域高齢者住宅計画ですか、それを作成いたしまして、2000年までには550戸確保していくと。もちろん、市営住宅あるいは都営住宅、あるいは借り上げ方式、こういうものを合わせまして550戸ということで進めておりますが、高齢者についての居宅の確保ということで、その実態につきましては、おおむね把握しているところでございますが、障害者についてはなかなかその把握までいっていないのが現状でございます。過去の車いす、いわゆる障害者向け住宅の応募状況等を見ながら、このような数字をはじき出したわけでございます。

東京都の都営住宅についても、そういうようなものについてはかなり、いわゆる優先所というんですか、先般できました栄町におきましても、地元割り当てということで確保できたんですが、実際応募してみたら、戸数に満たない応募者きりいなかったというような現実もございますので、またその辺、十分居室の需要といいますか、その辺の把握ができましたら、それぞれこれら計画も変えていかなきゃならないと。たまたまこ

の今回の「保健福祉計画」でございますが、これは平成6年から12年までということで、必ずしも固定して継続される計画ではございませんので、毎年毎年見直した中で、ローリングしたり、あるいは繰り上げたりしてやっていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（福島盛之助君） 橋本文子君。

○18番（橋本文子君） 何年か前のことになるんですが、全盲の障害を持っている方2名、光の家という施設から、ひとり暮らしをしたい、そういう強い本人の願いがありまして、どちらも住宅探しに私はもう、不動産屋さんを、市内の不動産屋さん気がつくところはみんな歩いたような気がします。むろん、知らないところもあったはずですから、全部とは申しませんが、かなりの数を歩いて、1人で全盲の人が暮らしたいんだけど、家がありませんか。不動産屋さんは、あ、じゃあ、こういう家あります。見にいきましょう。あ、じゃあ、いいですね、これを借りたいです。じゃあ、大家さんに聞いてみてください。不動産屋さんはまずオーケーが出るんですが、翌日になると必ずといっていいほど、大家さんの方からだめですという答えが返ってくる。そのたびに、足を棒にしながら家探しをして、1人の人は三沢に、そして1人の人は南平に落ちつくまでには、多分、1年ぐらいの年月がかかったと思います。これはたまたま視力障害者ということでしたが、先ほど私がお手紙を読ませていただいたのは、これは実は、多摩更生園という施設で暮らしておられる車いすの方なんですね。障害を持っている人が家を何とか借りて、自分1人で暮らしたいと思うときに、民間のアパートはもう、ほとんど先ほどのような状況で、断られるのが落ちです。そのたびに、2人で涙を流しながら、よし、あしたまたほかを探そうということで、家探しをして、まあまあ、たまたまその2人については何とか見つかったからよかったものの、今も南平と、1人は民間です。そして三沢の方は、その後、幸いにも都営住宅に移ることができまして、三沢の都営住宅で暮らしておられますけれども、障害を持っている方が一番悩むのがまず、家なんです。

だから、民間のアパートを借り上げたりするのも、それはそれで結構なんですけど、一番やっぱり私がお願いしたいのは公営の住宅で、市営でも都営でも、障害があっても車いすでも本当に楽に暮らせるようなつくりの住宅をどんどんつくってほしいなというふうに思うんです。で、車いすで使えるということは段差がないということですから、段差のない家をつくるということは、決してそれは障害を持っている人にだけ住みいい家ではなくて、普通の人でも、例えば小さな赤ちゃんを抱えている若い人たちでも、赤ちゃ

んがはいはいするには、あるいはよちよち歩くには、段差がない方がいいわけです。だから、若い人でも年をとっていても障害があっても、本当に暮らしやすい家というのは、大体決まったものだなというふうに思います。格好のいい家よりもやっぱり暮らしやすい家の方がいいわけで、そういう意味で、今部長は、ローリングしながら、あるいは見直しをしながら、この計画はもっともっと変えていくとおっしゃっていただきましたので、できるだけ早いところで、前期で市営住宅で2戸なんていうのは寂しいです。この福祉をメーンに据えた、きのうあたりもたしか市長が、都市整備のことと、福祉のことと、子供のことを重点的にやる、とお答えになっておられました。そうなってくるとやっぱり、家というのは、人権問題です。まず住む家がなければ、次のことに進めません。今の部長のお話を信頼しまして、家はその都度、また申し上げてまいります、ぜひ心を砕いてやっていただきたいと思います。

さて、家がじゃあ保障されたと。住む家ができたと。それだけでは障害を持っている人は暮らせないわけです。2番目に問題になってくるのは、1人で暮らすお年寄りあるいは障害を持っている人が、介助なしには過ごせないわけですから、今日野にはあるよと言われれば、全くないとは言いません。まだまだ足りませんよということを申し上げたいんです。お年寄りにとっては、例えば福祉事業団ですか、そちらで老人ケアの仕事がかなり定着してきていますから、そこでひとり暮らしのお年寄りには、介助システムは少し充実してきているようでございますが、問題なのはやっぱり、障害を持っているの方が大きく問題が残されてきているんじゃないかというふうに思います。

で、この介助システムの構築ということで58ページですか、「障害者（児）の地域生活を支援するために、各種サービス提供体制の整備を推進します」と書いてあります。このサービス提供体制の具体的な中身について、今もうお考えは持っていらっしゃると思いますので、お聞かせください。これが2点目の質問でございます。

○議長（福島盛之助君） 答弁願います。福祉部長。

○福祉部長（坂口泰雄君） 障害者に対します施策の中で、「地域生活を支援するために、各種サービス提供体制の整備を推進します」ということでございますが、これにつきましては、第4章、73ページにそれぞれ事業の種類がございます。その中の事業すべてが当てはまるわけでございます。

以上でございます。

○議長（福島盛之助君） 橋本文子君。

○18番（橋本文子君） わかったような、わからないような、私、鈍いからちょっと、

すべてでございますと言われても、ここで例えば、障害を持っている方の項目のところを見ましょう。もっと具体的にじゃあ伺いしましょう。ホームヘルプサービスというのが一番上に出ています。このホームヘルプサービス、まだまだ本当に不十分なんですよ。皆さん困っていらっしゃるんです。わずかの時間しかサービスをいただけないということで、切符のようなものをちょうだいしたり、何かいろいろあるようですが、それで十分だなんていうお話、残念ながら聞いたことがないんです。じゃあ、このホームヘルプサービスの整備向上のために、具体的に年次を追って、どういうふうに考えていらっしゃるのかお聞かせいただけますか。

○議長（福島盛之助君） 福祉部長。

○福祉部長（坂口泰雄君） ホームヘルプサービス事業につきましては、これは国の制度でございます、これを受けまして、東京都が家政婦協会との一括委託契約に基づいて、それを市町村が受けているわけでございます。一昨年までは、このサービスの回数といいますか、時間が週18時間というような制限規定がございましたが、これが昨年からすべて撤廃されまして、必要な人にはいつでもサービスができるというような制度にはなっております。しかし、そうかといって、すべての方が24時間ヘルプサービスを受けると、また24時間受けなきゃならないというようなこともないわけでございますので、その辺はケースワーカーが中心になりまして、その人の様態に合ったサービスの提供をしているわけでございます。先ほど来、出ておりました、特に重度の障害者等については、24時間に近いような実際には体制が整っているということでございます。

それから、こここのところで前期、後期ということでございますけれども、これについても、できるだけマンパワーの確保といいますか、ヘルプサービスの体制を整えば、できるだけ本人の必要とする時間をサービスできるように努めていきたいということでございます。

以上でございます。

○議長（福島盛之助君） 橋本文子君。

○18番（橋本文子君） まだ私の中にすとんと落ちてきませんね。先日、愛隣舎というところの総会があるというお手紙をちょうだいしましたので、その総会に参加してみました。そこに1人の、ストレッチャーに乗ったひとり暮らしの重度の障害を持つ方が来ておられました。順調に総会が終わりまして、さまざまじゃあ皆さんの御意見を伺いましょうというときになって、その方は座ることもできないんですね。ストレッチャーというこう、寝たまま話をされるわけですが、寝返り一つうてないわけです。今、14名

の方々に、さまざまな介助を受けてきました。学生さんもいますから、1人の介助できる時間は少ない人もいるそうですが、とにかく14名の方に介助を受けてきたけれども、まだまだ足りない。自分としては、思うようにまだ動きがとれないんだ。何とかヘルパーを探してくださいませんか、というお訴えでした。私はその方に、あと何人ヘルパーがいたら、あなたの暮らしは成り立つんでしょうか、と質問をしましたら、その方が言うには、あと10名です。つまり、14名プラス10名ということは、24名。つまり二十四、五名いないと、1人で寝返りも打てない、むろんお手洗いにもいけない、御飯をつくることもできない、食べるのも人の手をかりなきゃいけない、こういう重い障害を持った方には、少々のヘルプをしたんじゃ、役に立たないわけです。全く役に立たないと言ったら語弊がありますが、暮らしていくのは不安なんです。

この例のように、重い障害を持っている方には、いや、いくらでも対応できますよと、18時間のそれはもう解除されて、いくらでもできますよと言われても、実際に困っている方がいるわけです。私はそういう方々のためには、どうしてもヘルパーさんの増員充実、またそういう方々が集うセンターというんでしょうか、確かに家政婦協会にお願いしている部分も知っています。でもそれで日野市の福祉は十分ですなんていうお答えはなさらないと私は思っていたわけですが、とても残念なことなんです、みんながみんなじゃないんですけども、家政婦協会に頼んだんだけれども、本当に思うようにしてもらえなくて、せっかくお願いしたのに、何のために来たのかな、という声も聞かれます。たった1人そういう方がいても、そういうふうな言葉になるんでしょうけれども、だから私は、家政婦協会はだめです、と乱暴なことを言うつもりはありません。

ただ、そういう民間のところへ委託したら、もういいんだよというのではなくて、在宅老人ケアのシステムのように、障害を持っている方々のためにも、私は分ける必要はないと思っているんです。お年寄りや、重い障害を持っている方両方にケアに行けるような、もっともっときちんとしたシステムを、センターをつくらなければいけないなというふうに考えておりますが、そういう私の考えに対して、部長、どう思われますでしょうか、再度質問をいたします。

○議長（福島盛之助君） 福祉部長。

○福祉部長（坂口泰雄君） ただいま質問の、重度の障害者のヘルプでございますけれども、現状を見てみますと、市内に二、三名の方がいらっしゃいます。この方たちは、やはり24時間に近い介助が必要だという方でございます。この人たちにつきましては、国のホームヘルプ事業、これは今現在、1日9時間ということで、週63時間です。これ

は365日行っております。また、これら重度のいわゆる脳性麻痺あるいは筋ジス、こういう方の事業ということで、東京都の事業がございます。これは国のヘルプ事業ができる前に、補完する意味で東京都の方が先行してそういう制度をつくったわけですが、この制度も現在続いております。これらを使いますと、1日8時間、365日ということで、そのほか、生活保護の中で認められております介助4時間、あるいは緊急一時保護月5日というようなことを換算しますと、さきの1問目の通告質問のときにもお話ししましたが、大体21時間ぐらいその介助に当たれるということでございます。ホームヘルプ事業においては、これはいわゆる家政婦協会からの派遣ということと、それからまた、そのほかにも、いわゆるその重度の障害者が指定するといいますか、そういう介護者を市の登録ヘルパーとして登録していただきまして、そういう方が専門的に介助に当たっているということでございますので、たまたま人数が少ないからできているわけですが、大体24時間に近い介助ができているのではないかとこのように思っております。今議員さんのおっしゃられました方だと推測いたしますけれども、この方も、家政婦協会から4名、あるいは市の登録ヘルパーが十数名、そのほか、ボランティア等によって、その温かい、そういう差し伸べられたあれでもって生活が確保されているというのが現状ではないかと思っております。

それから、ヘルパーの確保につきましては、まだまだ社会的評価が低いというようなこともございますが、やはりこれも社会的評価を上げていかない限り、なかなかその確保は難しいのではないかとこのように考えております。したがって、そのヘルパーさんの処遇の改善、あるいは確保ももちろん重要でございますが、それに加えて、ヘルパーさんの質の向上、こういうものもこれから行政としても積極的に取り組んでいかなければならないのではないかなというふうに考えているところでございます。

○議長（福島盛之助君）　橋本文子君。

○18番（橋本文子君）　部長も私のお話ししている方のことを御存じだということで、十分だと思っておっしゃいますが、本人は十分ではないと訴えているわけで、その愛隣舎の総会の場所で、本当に必死に声を振り絞って、ぜひ私をヘルプしてくださいと叫んでおられました。ヘルパーさんの処遇の改善と同時に、質の向上も図りたいと今おっしゃったそのことを、私は大変心強く思っておりますが、いずれにしても、ヘルプの仕事というのは、ヘルパーさんが固まってたくさんいればそれで済むということではなくて、ヘルパーさんをたくさん増員し、質を高めると同時に、そのヘルパーさんと一緒に動いてくださる看護婦さんというのが非常に重要になってくるんですね。そしてそ

のバックにはいつでも御相談できるお医者さんがいて、というふうなことが将来的には必ず必要になってきます。国がこうだからとか、都がこうだから、だから市はそこで、ということではなくて、日野市は福祉を他市よりも充実させてやってきたまちだと人からも言われ、このまちに住む人々も思っているわけですから、それに恥ずかしくないような、国に先行した、都に先行した福祉の介助システムの構築というのがこれから非常に重要になってくるだろうと思います。

先ほどの最初の質問のところでもこれを読ませていただきましたが、身体の障害あるいは知的障害の重い方がどんどん年々ふえているんだということを、現実ここに現状として書かれているわけです。ということは、これから1年1年ふえてくることは間違いないでしょう。としたら、国や都に遠慮しないで、もっともこのまちの中でヘルプのシステムが確立されるように私は願いますので、その辺の決意のほどを市長からお伺いをしたいと思います。お願いいたします。

○議長（福島盛之助君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 日野市でも皆さんの知恵をかりて、「日野市保健福祉計画」というのを一応資料として整えたところであります。文言の表現でもありますし、なかなかこれの精神のこもった実現化ということには、これからの努力が必要だということはまだもう言うまでもありません。行政はやはり、法律があり、それに基づいた施策によって、公的な仕事ができる仕組みでありますので、なるべくそれらのことをみずからも開拓をしながら、そしてまた、制度の完成、そして地域社会としての対応能力というものをより一層高める努力をしながら、充実をしていきたい、このようにお答えをしておきたいと思います。

○議長（福島盛之助君） 橋本文子君。

○18番（橋本文子君） 介助システムは、市長もできるだけ急いで、充実させていこうと、制度の完成を図ろうとおっしゃっていただきました。ありがとうございました。そうすると今度は、アクセスの環境整備というんでしょうか、最初に申し上げました、きょうは車いすの方がいらっしゃる予定でいたんですが、車の手配の都合ででしょうか、それとも介助者の都合ででしょうか、とうとうここに傍聴に来ていただけなかった。つまりアクセスの問題というのは非常に重要なんです。福祉タクシーのこともあります。リフトつき路線バスのこと、先ほど読み上げた中で書かれていました。時間の制限が非常にあるんだそうです。夜の時間制限、たしかこれは8時ぐらいでもう終わりでしょう、福祉タクシー。夜中に欲しいこともあるわけです。一般的には、呼べば来ていただける

タクシーが、車いすであるために、来ていただけない。福祉タクシーは、もう時間外で対応できないとなると、本当に思うようにこのまちの中で暮らせないわけです。この福祉タクシーの増車と時間延長、乗りたくて電話しても、今、ありませんと断られることが非常に多いそうです。増車と時間延長についてどうなのかということと、それからこのお手紙にありますように、リフト付きの路線バス、低床の路線バスは、都へ市長の方からお願いをすれば実現できるんじゃないか。そういうことを私は知っていますということをお話しておられるんですが、その問題と、あとエレベーターのこともあったんですが、板垣議員が日野駅、豊田駅の——あ、エスカレーターですか、これは。エスカレーターとエレベーターは違うんですが、その辺を聞かれるようですから、それをここでとってしまうと失礼になりますので、そこはお譲りするといたしまして、じゃあ、福祉タクシー増車と時間延長、またリフト付き路線バスの運行について市がアクションを起こしてくださるかどうか、その2点をお伺いいたします。

○議長（福島盛之助君） 福祉部長。

○福祉部長（坂口泰雄君） 車いすタクシーの件でございます。車いすタクシーにつきましては現在、27市のうち5市で実施しているわけでございます。日野市としては、3者の業者をお願いいたしまして、それぞれ運行していただいているわけでございますが、今年度から、そのうちの1社が積極的な取り組みをしていただきまして、さらに1台増車していただきましたので、現在4台で実施しているわけでございます。この辺を見ても、運行の台数等を見ても、別に自慢するわけじゃございませんけれども、市としては一定のレベルには来ていると思っております。もちろん、利用者の方からは、まだまだ不十分だという御指摘もあろうかと思いますが、実際各市とのレベルの中では一定のレベルに来ているんじゃないかというふうに思っております。

それから、時間の延長でございますけれども、以前は午前8時から午後6時までということでもございました。しかし、状況に応じましては、午後8時までということで現在対応しているところでございます。一般的に、夜のニーズは低いということと、それからもう一つ、午前中、医療機関に通院するとか、そういうような関係から、どうしてもそういう時間帯でかなりのラッシュになってしまうというようなことがございます。また、この辺のさらなる夜中の時間帯というようなことにつきましても、今後、課題として取り組んでいきたいというふうに考えております。

それからもう一つ、リフトつきバスでございます。これについてはたしか、東京都がリフトつきバスの導入を図って、現在七、八台で運行されているんじゃないかと思って

おります。その辺の実態よく把握しておりませんが、恐らく試験的導入ではないかと思っております。で、このリフトつきバスとなりますと、バスそのものが特殊な構造といいますか、低床——床の低いバスというようなことで、ちょっとした坂道ですと、床がついてしまうというようなことで、平坦を走る分には問題ないようでございますが、その辺もよく検討いたしまして、申請すれば、その辺の補助金が導入できるのかどうか、今後検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（福島盛之助君） 橋本文子君。

○18番（橋本文子君） ありがとうございます。

部長もおっしゃるように、この福祉タクシーについては、他市に比較すると、確かに日野はよくやっておられます。私も承知しておりますが、実際に障害を持っている方々にしてみれば、日野には日野療護園あり、多摩更生園あり、光の家ありというふうなことで、必要な方がたくさんおられるわけです。で、1人の方が病院通いで、毎日それを使われると、もうほかの方はほとんど使えなくなる。1台ひとり占めしてしまえば、それはひとり占めという言い方は大変失礼な言い方ですが、そうしなければ動けないわけですから、だから4台になったということは、他市よりは多いかもしれない。しかし、100人を超える200人、あるいはもっと多いかもしれないその障害を持っている方々に対応するには、やはり少ないのではないのでしょうか。夜の件、これからの課題にしたいとおっしゃっていただきました。おっしゃっていることはとてもわかりますから、増車あるいは時間の延長、ともに今後よろしくお願いをしたいと思います。

それではその後でございます。あと11分ありますね。例えば町田に行ってみますと、国際版画美術館ができると、そのコーナーに知的障害を持っている方の働く喫茶コーナーがつくられる。体育館ができれば、また体育館の一部に、そういうコーナーがつくられる。また「花の家」という、たった1人の石田さんという障害のお子さんを持った方が大下市長時代に一生懸命お願いして、うちの子を何とか社会に出ていかせたい、何とかありませんかと言われたことに、「1人の困っている人にすぐ対応しましょう、それが私の信念です」と大下さんはおっしゃって、あの今の立派な「花の家」ができたんだそうです。そしてそこではたくさんの方々が障害を持った方がかかわっておられます。

で、先ほど国立のあすなろに行ってみたと申し上げましたが、国立には10年以上前から、公民館の中に「わいがや」という喫茶がございます。大変しっとりとしたいいい喫茶コーナーで、私も国立に行ったときには、そこで静かにコーヒーを飲むのを楽しみにし

ているんですけれども、障害を持っている人たちが地域の中でともに生きていくということの大きな願いの中に、自分たちが働ける場所が欲しい、マーケットでもいい、喫茶コーナーでもいい、とにかくにも、車いすでかかわれるような働ける場が欲しいんだとおっしゃってられます。障害があるからと経済活動ができないということはありません。したいという方には、やはりその選択肢をきちっと保障していけるような福祉のありようが、この日野のまちでは、絶対求められれば応じるべきだというふうに私は考えております。そしてそこは、ただ働く場として生きていだけじゃなく、交流の場として、いろんな人がそこに入出入りすることで、それぞれの情報交換もでき、また、人との楽しい語りもできというふうなことで、そういう要求が、これは高齢者にとっても必要だということ、よくお年寄りの方から言われるんですが、とりあえず、例えば障害者ではなく、お年寄りの場合だったら、市民会館の今できている施設にちょっと試験的にやっていただくというのもどうかと思ったりしています。

ただ、あそこも階段があったり、段差があったりしますので、余りいいづくりではないというふうに思っておりますけれども、障害を持っている人、お年寄り、福祉を受けるだけの対象ではなくて、自分たちも働いて、動いて、その動いたことで一定のお金が報われるという、それは十分な金額にはならないかもしれませんが、いろんな選択肢の中にお店を用意するという、そういう私の思いについて、福祉部長、どうお考えになるでしょうか、お伺いいたします。

○議長（福島盛之助君） 福祉部長。

○福祉部長（坂口泰雄君） 障害者の自立、これにはやはり、経済的自立が一番最初に来る問題ではないかというふうに考えております。そこで市としては、市の独自事業といたしまして、障害者雇用促進援助事業というものを実施しております。特に中小企業の事業主がこれら障害者を雇用した場合には、援助金を支給するというような制度で、現在20名前後の方が就労についてそこに社会参加をし、自立に向けて励んでいるところでございます。また、一方、市役所の社会福祉協議会が運営しております売店、これらについても、障害者の訓練、あるいは自立の場としてあそこで働いていただいているわけですが、そういうような場面があれば、どんどん障害者の雇用といえますか、働く場所を見つけ、積極的にまた雇用の促進と合わせてやっていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（福島盛之助君） 橋本文子君。

○18番（橋本文子君） 今、部長のお言葉の中で、雇用雇用というお話が多かったよう

に思うんですが、雇用も一つの方法だし、障害を持っている人たちが、自分たちがやっているんだと思えるような、そしてともに生きるという、雇用というと何か、雇う人がいて、雇われる人がいて、上下の関係が何となくこうあるように思えるんですか、自分たちがこの店をやっているんだ、自分たちがこの喫茶を運営しているんだというふうな、自信を持って語れるようなかわり方ができるという、そういうお店を私は考えているわけです。今申し上げた国立のその公民館の中の「わいがや」の喫茶コーナーにしても、店長は車いすの方でした。で、立川の中央公民館の一角にも、玄関に入ってすぐ右手のところですが、車いすの方、あるいは軽い知恵おくれの方たちが、自分たちで運営している喫茶の部屋を持っておられます。立川の公民館を時々使うことがあるんですが、そのときは、やはりそのお店でコーヒーを飲むのが私の楽しみなんです。ともに生きる、お互いにみんなこのまちの市民なんだと。障害があろうとなかろうと、年をとっていようと若かろうと、みんながこのまちをつくっていく、みんなでもとに生き合えるという、そういう実感の持てるまちを目指していくために、その一つの方策として、このお店づくり、マーケットづくりというのを、私は積極的に進めてほしいというふうに願っています。雇用関係ではなく、そういう積極的な障害者の運営する、あるいはお年寄りの経営する場所、コーナーをつくっていただくということについて、市長の見解をお伺いしたいと思います。お願いいたします。

○議長（福島盛之助君） 市長。残り時間3分です。

○市長（森田喜美男君） 行政だけの発想では極めて不十分に見られる面が少なくないと思っております。いろんな提案を伺って、なるべく可能なことを実現に向けていきたい、一般論としては、そのようにお答えを申し上げておきたいと思っております。市民参加というのは、そういう意味もあるわけでありまして、我々の思い及ばない点が多々あるだろうと思っておりますから、よろしくお願いいたします。

○議長（福島盛之助君） 橋本文子君。

○18番（橋本文子君） ありがとうございます。

市長にその辺、積極的に全力を挙げてやっていただくということを期待して、次の質問です。あとわずかです。

市立病院に障害者が安心してかかりたいんだというわけです。日野療護園に住んでいる1人の男性は、人工透析をしておられて、どちらかというと体力的に弱いということがあって、夜中に急にぐあいが悪くなることがある。で、施設の職員に頼んで病院に行く、あるいは救急車に来ていただいて病院に行く。しかしそれが車いすだと見ただけで

もう、玄関でお断りされるんだそうです。こういう状況に対して、とにかく市立病院を充実して、障害者が安心して医療を受けられようにしてほしいというお訴えをしております。そのところ、市長からやはり御答弁いただきましょう。あと1分でございます。お願いいたします。

- 議長（福島盛之助君） 市長。1分です。
- 市長（森田喜美男君） そういふことのないようにひとつみんなにも心を込めて障害者問題に対応できる能力を鍛えていきたいと、こう考えております。
- 議長（福島盛之助君） 橋本文子君。
- 18番（橋本文子君） そうなってくると、今度市立病院の建て替えということで、本来にありがとうございました。
- 議長（福島盛之助君） これをもって12の2、公営住宅の中に、障害をもつ人や高齢者向けの住宅建設を、さらに積極的にすすめよの質問を終わります。
- 一般質問13の1、公有財産の管理及び運用方法についての通告質問者、小川友一君の質問を許します。

〔7番議員 登壇〕

- 7番（小川友一君） それでは早速、質問をさせていただきます。
- さきの3月の予算審議の場でも質問をさせていただきました。公有財産、すなわち土地建物の貸し付け収入の件であります。予算書の中で、金額そして件数等をちょっと確認をさせていただいたんですが、平成2年、313万5,000円、12件を貸し付けていた。平成6年、ことしの予算書の中では、18件、329万2,000円の収入が予算書の中に計上されていたわけでありまして。価格算定に当たって、助役を初めとした価格審査会で審議をしているというふうな説明がその中であったわけでありまして、そのメンバーの構成に問題点はないのかということが1点。と同時に、公有財産の貸し付け収入の価格が、適正な対価であるとお考えになっているのかどうか、あわせてお答えいただきたい。
- そして、お話をお伺いしたところでは、固定資産評価額の100分の3でその価格を算定しているというふうに聞いているわけでありまして、もし、その評価額の見直しが3年に一度は評価替がなされると思います。この金額の流れを見ますと、平成2年から平成6年度までの金額が余り増減がないように自分では見受けられるわけですが、評価替の際にしっかりと価格の見直しがされているのかどうか、以上数点、御答弁をいただきたいと思います。
- 議長（福島盛之助君） 小川友一君の質問についての答弁を求めます。総務部長。

○総務部長（小林 修君） お答えいたします。

財産価格審査審議会の今のメンバーでどうだということでございます。要綱にありますように、第3条、審議会の14名の委員を庁内の部課長でもって審査会をやっております。委員長は助役でございます。このメンバーでございますけれども、企画財政部、総務部、市民部、建設部、都市整備部、部長及び関係するそれぞれの課長がメンバーでございます。で、このメンバーを見ますと、例えば市民部の資産税課長と、その他そういうある程度専門の職としてやっている職員がいるわけでございますので、それですとやってきておりますので、よろしいんじゃないかと思えますけれども、もしもこの中のメンバーで、どうしてもわからないとか、知恵をかりたいというときがあれば、これはやっぱり専門的な人のお知恵をかりるといことは、これは決してやぶさかでないと思っております。

それから、価格の適正価格でございますけれども、日野市の場合は、固定資産税評価額の100分の3を基準として算定しているわけです。これは貸与する場合も、また市が民間から借りる場合も、同じ基準でやってございます。各市を見ますと、多少いろいろなばらつきがございますけれども、日野市の場合は、昭和62年度からこの100分の3という制度を使ってございます。その中には、この100分の3とした理由でございますけれども、その当時、国及びその他の市の方式等を参考にさせて採用したものでございまして、100分の3から100分の6の間が多かったものですから、100分の3にして、現在に至っているということでございます。そして、今議員さんがおっしゃいましたけれども、固定資産の評価替は3年に一度でございますから、そのときはこの審議会で討議をしまして、そして決定をしております。

ただ、問題は、貸し付け期間とその評価替の年度が一致していれば、そこで変わるわけでございますけれども、年度をまたがってしまっている場合には、その貸し付けをしたときの年度から3年間がその同じ評価額で貸し付けをしているというのが今の現状でございます。多少の市有地の有償貸し付けについても、大体十七、八件が定期的なもので、中には一時的な資材置き場等もございますけれども、件数は大体同じでございます。ですから、議員さんおっしゃいましたように、そう貸し付けの金額が大幅にふえるということにはなっておりません。ですから、評価替があったときには、またその評価額で契約をしまして、多少の金額がかかっていこうと思っております。

以上です。

○議長（福島盛之助君） 小川友一君。

○7番（小川友一君）　　今、御説明いただきました。メンバー構成は、予算委員会の中でお聞きしました。助役を初めとした庁内の部課長さんですか、担当の主管課の部課長さんで構成している。基本的に自治法の237条、適正な対価ということがありますね。通常は、当該財産が有する市場価格、時価を言うというふうに規定され、定められているわけです。一般的に、62年度から100分の3が妥当だから、これでいいだろうというふうな算定の仕方は余りよしとしないというふうに私は考えます。それとメンバー構成に関しては、やっぱり市民の大切な財産を貸し付けるわけですから、そしてまた、財政的にはこれから非常に厳しい時代も来るわけですから、行政責任の範囲で有効に活用するというのが行政の責務だというふうに思います。これは建議として、課題として行政執行部の方に投げかけておきたい。今後の行政課題として取り組んでいただきたい。お願いをして、この関係の質問を終わりたいと思います。

引き続きまして、平成3年度7月に、例の南平丘陵地の緑地、いわゆる1万791平方メートル、およそ5億7,324万円で土地開発公社が取得をした土地の件であります。議会への報告の中で、この土地を自然保護センターとして野鳥の会に貸与するというふうな報告がなされているわけですが、この土地を実際貸与するのかどうか。そしてまた、これを貸与するとしたら、それは有償なのか無償なのか。そしてまた、有償の場合には、どの程度の対価をお考えなのか。

以上、何点かお答えいただきたいと思います。

○議長（福島盛之助君）　　総務部長。

○総務部長（小林 修君）　　この土地は今、普通財産になっておりますので、管財課の方で管理しているわけでございますけれども、私の記憶している中では、前に無償とは言っていないように記憶しております。一部有償の部分もあるというようなことでございますので、そのように理解しているところでございます。ただ、議員さんも承知のとおり、自治法の237条、財産の交換とか譲渡とか無償貸与等に関する条例、準則第4条に基づきまして、市もそういう条例をつくっておりますから、無償にすることも可能でございますけれども、その辺の細かい、最終的にこれをどうするということはまだ決めかねているところでございます。

○議長（福島盛之助君）　　小川友一君。

○7番（小川友一君）　　私が質問させていただいたのは、この場ではっきりと、この土地はその日本野鳥の会に自然保護センターとして貸与するのかどうかの確認をまずさせていただきますね。貸与することは決定なされているのかどうか。

それと、有償か無償かの方向は出ていないということであれば、当然3番目の質問には答えられないと思うんですけれども、その辺をある程度もう東京都の方へいろいろ申請等もなされている時期に、それが方向が出ていないというのもおかしな問題だと思います。私は、その有償か無償かをここで問うつもりは余りないんです。要するに市長の職務権限のことでこれからお聞きをしたいわけです。その辺で、あせて御答弁いただければと思います。

○議長（福島盛之助君） 総務部長。

○総務部長（小林 修君） この土地は、日本野鳥の会に貸し付けるということは承知しております。決定しております。先ほど言いましたように、無償、有償の件については、まだ確定していないということでございます。

以上でございます。

○議長（福島盛之助君） 小川友一君。

○7番（小川友一君） 今、総務部長から御説明をいただきました。後段は、最高責任者であります市長の方からお答えをいただきたいと思います。

一応貸し付けることは、そのように職務権限の範囲で決めた。有償か無償かはまだ決まっていないということであります。今、私たちの日野市の条例、「財産の交換、譲与、無償貸与等に関する条例」があります。その条例第4条の中に、いわゆる「普通財産を公共的団体に貸し付けることができる」というふうな案文がこの4条に記されているわけですが、前段として、この普通財産を公共的団体に貸与するには、その日本野鳥の会が公共的団体でなければ、基本的には貸与できないわけですね。総務委員会の場や議会の場でも、この日本野鳥の会が公共団体としてどのような根拠があって認知したのか、という質問を何回かさせていただきました。なかなかすっきりとした御答弁はいただけておりませんので、まずこれを貸与する基本であります、この日本野鳥の会が公共的団体であるという根拠、すなわち日野市が認めた根拠を教えてくださいたいと思います。

それともう1点、市長にはお伺いしたいと思います。当然、こういうふうなものを、普通財産を貸与するに当たって、市長の総合調整権があるわけでありですね。私たちの大切な5億7,000万以上の財産を貸し付けるわけでありますから、当然その団体がしっかりと対応しているのかどうか。市長の総合調整権で指揮監督権を市長の職務権限の範囲で権限を行使するおつもりなのか。もし、権限を行使するとしたら、市長はどの程度までこの日本野鳥の会自然保護センターに関与をしていくおつもりなのか。

以上あわせて2点、市長より御答弁願います。市長の職務権限でありますので、市長から御答弁いただきたい。

○議長（福島盛之助君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 南平市有地、これまで日本野鳥の会に貸与という形で、その自然保護運動に寄与しようという考え方を持ち続けておるわけでありまして、これまでも議場でお答えをしたと思っておりますが、たまたま日野市は、過去の七生時代の地域おこしの発想として、自然動物公園が所在をしておるわけでありまして、したがって、その自然動物公園は、日野市の一つの性格を表現し得る施設だというふうにかねがね思っておるわけでありまして、過去の先輩が、相当な犠牲を払ってといひましょうか、あるいは将来の地域おこしのために、そのような英断をやってこられたということに対して、だんだんと考えを及ぼしますと、大いに敬意を表さなければならない、このようにも思うわけでありまして。

そこでといひましょうか、所有をする過去の開発企業、持ち主であった開発企業であります、必ずしも問題を残さなかったということではないわけでありまして。一方には、自然保護センター、そういう発想の誘致ということと、それから将来に問題を起こす可能性のある業者から、むしろ公有地として確保する方が適切ではないかという考え方に立ちまして、取得をした経過がございます。その後、いわゆる野鳥の会に若干の問題ありという議会側に対します請願等がありまして、果たしてどういうふうな帰趨に至るのであろうかというふうに注目しておりました。議会でも提出された三つの請願が不採択になっておりますということ、その後、日本野鳥の会から東京都にいろいろな御指導があったと思っておりますが、建築確認についての……。

○議長（福島盛之助君） 小川友一君。

○7番（小川友一君） 市長、時間がなくなっちゃうから。そんなことを聞いているんじゃないです。すみませんけれど、質問の骨子に答えていただきたいんです。その前段は、もう十分承知しておりますから結構です。要するに、公共団体として認めた根拠を示していただきたいなど。あなたの職務権限を行使しますか、という質問をしているんです。その2点を答えてください。

○議長（福島盛之助君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 職務権限といひましょうか、日野市にふさわしい事業ということで、実現を図りたいという考え方であります。議会でもいろいろ御指摘もございましたので、例えば民間が所有した場合に、一定の納税もあったわけでありまして、そ

の程度の課税は考えてよろしいのではないか、というふうなことは内部的に話したことがあります。職務権限といいましょうか、可能な範囲の日野市の将来の一つの私は町おこしとして、ぜひ誘致の実現を図りたい、このように考えております。環境庁にもお話を聞いておりますところ、しかるべき面倒を見るのは適切だ、というふうな御判断もいただいた経過がございます。そのような経過でございます。

○議長（福島盛之助君） お諮りいたします。議事の都合によりあらかじめ会議時間の延長をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君） 御異議ないものと認めます。よって会議時間を延長することに決しました。小川友一君。

○7番（小川友一君） 今、市長のお話をいただきましたけれども、その日本野鳥の会がよいとか悪いとかということ、私は言っているわけじゃないんですね。要するに条例で、公共的団体であれば貸し付けることができるというふうに定められているので、要するに議会に、やっぱりその日本野鳥の会が、公共的団体であるというふうな形のもの示すべきだと思うんです。2回も3回も質問していて、そうだと思いますじゃ困るんです。こんなものは調べればすぐわかるわけですから。

○議長（福島盛之助君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 環境庁が認可する財団法人でございますので、公共的団体とみなし得るというふうな判断でございます。また、いろいろな自然保護活動にも相当な評価を受けておる団体であるというふうに承知しております。

○議長（福島盛之助君） 小川友一君。

○7番（小川友一君） 基本的に公共的団体として認知をして、これから自然保護センターとして貸与するというので、市長の方の意向が決まったわけです。であれば、今後段で私がお話しさせていただいたのは、要するに普通財産を貸与するときに、自治法の157条の中で、先ほど私がお話ししました、「公共的団体等の活動の総合調整を図るための指揮監督することができる」というふうな市長の職務権限があるわけです。この職務権限は、いわゆる書類とか帳簿とかを提出させたり、事務の視察をしたり、団体等のいろいろな事務経過の報告をさせたりできる権限を市長は職務権限で持っているわけです。その権限をこれから貸与するのであれば、公有財産を貸し付けるのであるから、市長の権限でしっかりとその辺の総合調整を図っていただけるんですか、というふうな私は質問したんです。いかがですか。

○議長（福島盛之助君） 市長。

○市長（森田喜美男君） ありがたい提言だと思って伺っておるところであります。もちろん、そういうことをきちんと整えて、そして市民の御納得、もちろん議会の御納得をいただく手順は踏みたい、こう考えております。

○議長（福島盛之助君） 小川友一君。

○7番（小川友一君） 当然、5億7,000万もする、そして1万平米以上の財産を貸し付けるわけですから、事前のその辺の調査とか、どのような手法で貸し付けるのかぐらいは、執行部の長として研究すべきだと思うんです。もし、157条で市長の職務権限を行使するのであれば、その内容等を議会の議決を経なければ、市長は勝手にできないんです。ですから、近いうちに、市長のその監督権を行使する内容がある程度まとめて、議会に示していただきたい。それを議会でチェックして、市長のその総合監督権が正しいかどうか、的確かどうかを我々議会でチェックをしていきたいと思っておりますので、近い将来、その内容等を議会に示していただきたい。市長、いかがでしょう。

○議長（福島盛之助君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 承知いたしました。

○議長（福島盛之助君） 小川友一君。

○7番（小川友一君） それでは総務部長でも結構です。これだけの財産を貸与するに当たって、自治法の中では、「普通、公共団体の財産を適切な対価なくして譲渡し、または貸し付けることを原則として禁止されている」というふうな条文が237条にあります。基本的には、有償が大原則なわけであります。しかし、日野市の条例の中で、無償で貸し付けることができるという条例があるがために、その237条が適用にならないわけでありませけれども、と同時に、これだけの財産を議会の議決、いわゆる議会に何も相談しなくても、議会の議決を経なくても、市長の職務権限で無償にするのも、貸し付けるのも、自由にどうにでもなってしまうというこの条例は、これはおかしいと思うんですね。何回かこの条例は、整合がとられないのではないかという指摘をさせていただきました。何となく逃げられていて、ちっとも方向が出てこなかった。その辺、総務部長はどのようにお考えなのか。

○議長（福島盛之助君） 総務部長。

○総務部長（小林 修君） 小川議員から、前からもそういうことを言われて、いろいろ御指摘ありました。それで各市を一応調べてみたわけですが、大体の市が、この国の準則を準用して、この条例をつくっているのが多くの例でございます。

ただ、今議員さんのおっしゃったことは、市の財産ですから、確かに議会のきちんと議決を得て、そして貸すのが一番いいだろうと。ですからそれには、条例を改正しなきゃいけないわけですね、少なくとも。条例で定める場合を除くほかですから、今のままの条例では、処分に当たっては、さらに議会の議決を要しない、というふうになっているわけです。それについては勉強させていただきたいと、私どもは思っています。

○議長（福島盛之助君） 小川友一君。

○7番（小川友一君） 前の質問のときも総務部長は、勉強させて検討させていただきますという話をしている。同じことを今ここで言われても困るわけです。今、自治省の準則の中で、この条例が制定されるというふうな御答弁がなされました。この準則が出されたときに、その自治体の独自の考えを織り込んで、その自治体の色合いを持った条例、いわゆるこの自治省の準則にこだわらなくても、変えて条例を改正されてもいいですよという通達が、この準則と一緒に来ていると思うんです。それはいかがですか。

○議長（福島盛之助君） 総務部長。

○総務部長（小林 修君） 準則はあくまでも基本的なものを示されたものでございますから、条例準則ですね、市独自でこういうものをやりたいということがあれば、市独自で決めればよいものだと思っております。

○議長（福島盛之助君） 小川友一君。

○7番（小川友一君） 自治省の準則だから、そしてまた、その準則に従って条例をつくっているんだから、というふうなお考えでは困るんです。やっぱり、その自治体がどのような状況にあるか、これは森田市長のことを私はお話しするんじゃないですけども、独裁的な市長がいて、市民も無視して、それで議会も無視して、自分でどんどん進んじゃって行政執行がなされるようなまちだったら、どこかで歯どめをかけなくちゃいけないんですね。その歯どめをかけるのは議会なんです。であれば、この条例は改正すべきだと私は思うわけでありましてけれども、市長、いかがですか、どのようにお考えでしょうか。

○議長（福島盛之助君） 市長。

○市長（森田喜美男君） そこまではまだ考えを及ばしておりませんが、もちろん、貴重な財産のことでもありますから、根拠を明確にして、適切妥当な処理をしなければならないという言いまでもありません。行政指導当局等にもお伺いをして、適正な処理をいたしたい、このように今のところはお答え申しておきたいと思えます。

○議長（福島盛之助君） 小川友一君。

○7番（小川友一君）　　今、私たちのまちの条例の中に、契約というふうな条例がありますね。「日野市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例」、その中の3条の中に、「96条第1項第8号の規定により、議会の議決に付さなければならない財産の取得または処分は、」この次の項に、「予定価格2,000万円以上の不動産もしくは動産の買入れもしくは売り払い、そして土地については、1件5,000平方メートル以上のものにかかるものに限る」というふうに条例の中に一定の金額、そして面積を入れている条例があります。いわゆる今回のこの今の私たちの日野市の財産の交換、譲与、無償貸与等に関する条例の中では、いわゆる面積もなければ、価格もなければ、あなたの職務権限の範囲でどうにでもなってしまう条例なわけですね。今市長から、どうか改正に向けて努力をする、というふうなお話をいただきました。きのうですか、これから地方分権がだんだん進んでくる。その中で市長は大変いいことを言っている。権限能力を分かち合うように、そして主権在民の行政形態をつくっていく、みずからきのうもそのようなお話をなされている。となれば、当然議会と、そしてまた執行部とが、しっかりと日野市の財政運営のためにチェックをし合って、有効な財政運営をしていくことが必要だと思います。

最後に市長に、いつごろをめどにこれは市長の方から上程するのか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（福島盛之助君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　　その後の経過ということ、日本野鳥の会のつまり訴訟に対する対応を見守っておったわけですが、訴訟が終わって、勝訴という形になり、それから市議会でも、異論のある請願が不採択になったということで、一定の方向づけは整ったというふうに感じております。なるべく早くこれは、野鳥の会側の計画も事前準備としてはある程度整えられておると思いますので、それらのところを十分整合して、適切妥当な処理をしておきたい、こう考えております。

○議長（福島盛之助君）　　小川友一君。

○7番（小川友一君）　　市長の方にちょっと議会サイドからお話をさせていただきたいと思います。

この条例改正に当たっては、執行部が提案する場合と、議会から議員提出議案として出す、両面からこれは改正できるんですね。ある程度一定の中で市長執行部の方からこの条例改正に当たっての何か提案がなされなければ、これは議会サイドから条例改正の議員提出議案を出させていただきますので、責任ある行政として、もう非常に近い中で、

条例改正に取り組んでいただきたい。執行部として、議会から出されて条例改正するのではなくて、この条例も昭和39年に制定されている。先ほどの市議会の議決案件は、61年に一部条例改正がなされて、時代も変わってきた。要するに財産の価値も大分変わってきた時代ですので、責任ある行政として、みずからその条例改正を提案していただきたい。強く要望しておきますので、どうぞよろしくお願ひしたい。これで終わります。

○議長（福島盛之助君） これをもって13の1、公有財産の管理及び運用方法についての質問を終わります。

一般質問13の2、七生村土地改良区に関する事務処理方法についての行政対応についての通告質問者、小川友一君の質問を許します。

○7番（小川友一君） 土地改良区に関しましては、平成3年の第2回定例会から、もう足かけ3年ぐらいこの件を行政に提起をさせていただいているところであります。形はできて、なかなか進まない、中身がないのが現状である。そこで、これからの対応、そして今まで議会に示されたいろいろな件に関して質問をさせていただきますので、簡潔な答弁をいただきたい。

ことしの予算書の中に、改良区の担当主幹として1名人件費が計上されました。たしか昨年の12月議会、私たちの改選前の議会でしたんですけども、そのときに、今の部長のお話ですと、職員を配置します。そしてまた、職員がこれから都へ出張したり、会議をするための予算、すなわち出張旅費や会議費等もあわせて新年度予算に織り込みます、というような御答弁をされました。予算書の中で、それがどこにあるのか見当たらない。もしどこにあるのか、入っているのであれば、説明いただきたいし、もし入っていないのであれば、その経費はというふうどこから捻出するのか、それが1点。

あわせて、そのとき、部長の御答弁ですと、この改良区解散に向けては非常に難しい案件がいっぱいありますと。いわゆる改良区の責任ある指導官庁であります東京都の方に職員を1名ぐらい派遣もしくは出向してもらうように要請している、というふうなお答えがあった。僕が突きとめましたら、なかなか職員の派遣とか出向は難しそう。これでよろしいですね。しかし、指導官庁であります東京都が、日野市と相応の予算措置をすることは可能だと思います、というふうな答弁をしたと思います。東京都の予算がついたのかどうか。予算の面で2点、お聞きします。

それと同時に、今回、要するに5月1日の発令の中で、職員が配属されました。土地改良区の担当主幹ということで、生活文化部の中で置かれたわけではありますが、この担当主幹が執行体制の中での位置づけは、私たちはどういふうに受けとめたらいい

のか、あわせて説明をいただきたいと思います。

もう1点、平成3年第4回定例会に、私の指摘に対して市長が、七生村土地改良区の対策推進チームというプロジェクトチームをつくって、これから改良区解散に向けては総合調整をしていきます、こういうふうな答弁がある。それで、このプロジェクトチームが議会に行政報告として出された。私がこのことによって、少しずつ進むのではないかと言って、もう3年たっている。この対策推進チームが今日まで何をしてきたのか、そしてこの対策推進チームでまとめたことを、この今回の土地改良区担当主幹にどのような事務引き継ぎがなされたのか、あわせてお答えをいただきたいと思います。

もう1点、お聞きします。たしかこの土地改良区を取り上げた大きな理由は、自分の民地の境界の確定ができない。これは市民にとって、非常に困っている方がいっぱいいらっしゃる。今までは相続等もなかったので、何となく過ごしてきた。しかし、現実的に相続が発生して、自分の財産を処分しなければ相続税が払えない、このように至っている方がいらっしゃる。しかし、その境界が確定できないから、どうかこの改良区の方を決めて、境界確定をできるようにするのが、ということが、私のこの改良区解散に向けての行政側に対するお願いであったわけであります。そのとき、たしか部長は、要するに境界確定と改良区解散に向けての二つは分けてこれから考えていきたい。東京都は、ある程度境界確定ができるような手法をことしの——去年の話ですと、来年の4月には手法を示していただくというふうな説明をしましたね。私はずっとこれを調べてみました。今の七生土地改良区が適法でない限り、法務局の見解では、境界確定はできないんです。できないはずなんです。それを東京都の指導によって、来年の4月までには境界確定ができるように手法を指導します、と部長は答弁したんです。おかしいことを言っているなと思ったんです。きょう、楽しみにしていた。どういうふうに境界確定ができるのか示してもらいたい。

以上、何点か質問します。

○議長（福島盛之助君） 小川友一君の質問についての答弁を求めます。生活文化部長。

○生活文化部長（藤本享一君） お答えいたします。

昨年の第3回、第2回の定例会で質問を受け、またこの3月から4月にかけての予算審議等でもお尋ねがあったわけですがけれども、この5月より担当の主幹が配属されまして、もちろん市長からの指示、それから私ども産業経済課を中心とした内部での打ち合わせ等に早速入りまして、既に担当者は資料の収集などに着手をしております。また、名刺ができ上がると同時に、5月のうちに都の方に打ち合わせに伺いました。きの

うはまた、東京都の方から相談に来庁して見えております。この中で、今後の進め方について東京都に要請をし、いろいろと具体的な進め方についてのフローを使っていただきたいというようなことで話をしてきたところでございます。それで、今後の目標であります改良区の解散に至るまでには、年月も相当かかるわけですけれども、当面の目標、前のときもお話ししましたように、境界確定の再開におきまして、その後改良区の解散という二段階の構えで進めたいということにつきましては、今も変わらないわけですが、しかしながら、この二段階の方式で解決を図るにいたしましても、いろいろのプロセスなりフローが考えられるわけでございます。この当面境界の確定が何かできる方法ということで今相談を申し上げますものは、この改良区をまず一つは、都の指導も受けながら、生きる方法をまず模索しようということで、334名当初ありましたこの会員を、東京都がどこまで認めていただけるかという資料をつくりまして、その中で会議を起こしまして、そして例えば、市の管理課の方にその改良区から委任状といえますか、そういうような形がとれて、管理課の方で立ち会いを以前にやっていたようにできる方法がとれないかということで、これにつきましては東京都の方では、財務局の方にもかわりがあるので、そちらの方とも調整を図ったりして、これから検討しようというようなことで、できないというようなことはまだはっきり申されておられません。これにつきましても、何とか早い時点でやっていただきたいというようなことで、私たちもできるだけの用意をしていきたいというふうに思っているところでございます。

それから、出張旅費につきましては、私を含めまして今、産業経済課に私たち、予算の上では所属をしております。この中には、普通旅費という職員課で用意してくれるものに、一般的に特別旅費でないものにつきましては、その中で使うように予算が考慮されておりますので、万が一、また足らなくなるとか、そういうようなことがございましたら、これはまた職員課の方を通して補正ということもお願いするところですが、予算は其中で使わせていただいているということでございます。

それから、事務の引き継ぎでございますが、今までは産業経済課長が中心となりまして、今までのお答えをしているところですが、この間の事務の引き継ぎは、課内の打ち合わせというような形で主幹に引き継ぎをしたところでございます。

それから、東京都の方から、一つ提案がきのうあったわけですけれども、国土調査法に基づく地積の調査ということをひとつ考えたかどうか、というようなことで、このことについてはまだ、私のところまでしか上がってきていない状態で、これから考えなきゃいけないわけですけれども、これはモデル事業として、この七生地区全体を対象に例え

ばするとか、そのうち、当面この改良区にかかわるところを優先して行い、費用は国が2分の1を持っていただける、都が4分の1、市が4分の1、なおかつ市が4分の1のうち、特別にこの事業に対して交付税、要するに不交付であろうがなかろうがくれるというような交付税だと思いますが、そういうものでも見てもらえると。市の負担は全体の100分の6ぐらいのものでもしかしたらできるかなというようなことのお話があったりした中で、いろいろのことを併用し、こういうことも考えた中で、このことに対応していきたいなというふうに思っているところです。

○議長（福島盛之助君） 小川友一君。

○7番（小川友一君） 前段の境界確定の件です。基本的には、それはできなんです。もうそういうふうなことは言わないで、何か言われたら、そういうことを言わないで結構ですから、要するに、この解散に向けてどういうふうな事務処理をしていくのか、どういうふうなプロセスを組むのか。あなた、責任持って、責任部長であればやっていただきたいんですよ、口ばかりじゃなくて。プロジェクトをつくりました。3年もおっぱといて、何もやらないで、担当主幹1人置いて、1人でどうやってやるんですか。

生活文化部長にお聞きします。5月1日付で改良区の担当主幹が置かれたわけですね。それから1カ月半たった。改良区解散に向けて一番先にやらなくてはならないことは、元の――今はもう理事長じゃないと思うんですね。元の理事長、高橋通夫氏のところへ、市長の方に、もう私はどうしようもない、市の方でどうかしてくれと市長の方に話が来たと言っているんです。であれば、責任の部長として、今度新しく担当のこういうふうな主幹が置かれました。あいさつかお願いに行かれたんですか。どうですか。

○議長（福島盛之助君） 生活文化部長。

○生活文化部長（藤本享一君） 新しい主幹が担当に参りましてから、その前に担当主幹と打ち合わせをした段階の中で、もう少しこの当初の由来、344名が設立された当時の組合員の現況、こういうものを少し調べようというようなことで今、そういう資料をつくって、それからお伺いしようということで、今現在、まだ高橋さんのところへはお伺いしておりません。

○議長（福島盛之助君） 小川友一君。

○7番（小川友一君） お伺いしていないということですね。この方のこのところへ行かなければ、糸口は見出せないんですよ。本当にやろうと思えば、1カ月半もあるんだから、そして去年の12月、そしてことしの3月、6月に質問しますよと部長に通告してあるんだよ、もう。何回言ったらわかるんですか。何もやっていないじゃないですか。

そのぐらのことはやって、それで議会の質問に対して答弁ができるようにしていただきたいんですね。史跡の埋設調査法ですか、先ほどお話しいただいたのは。

○議長（福島盛之助君） 生活文化部長。

○生活文化部長（藤本享一君） 国土調査法に基づく地積調査。

○議長（福島盛之助君） 小川友一君。

○7番（小川友一君） 部長、私がこの改良区の問題は、改良法が生きている、この中へ。都市計画法も、そして道路法も、あらゆる法は、網かけがのせられないということになっているんです。そこへもってきて、この国土調査法の地積調査法なんていう法律はのらないんです。それは法律違反なんです。私が今行政執行部に指摘しているのは、都市計画法の法違反をやっていますよ。要するに法治国家で、法を守って、法を指導していかなければならない自治体が、みずから法を破って、土地改良区の法が生きている上、土地改良区の土地改良法がのっている上、都市計画法の網かけをして、今基盤整備や区画整理事業をやっていることがもう違反なんですよ。だから、こんな国土調査法なんていう法はのらない。もしこれをのせて、今改良区を解散するとすれば、また法律違反を東京都と市が一緒になってやることになるんです。これは市も黙認、都も黙認です。じゃあ、民間が改良区内に開発申請を出したら、開発許可するんですか。都市整備部長、どうですか、できますか。

○議長（福島盛之助君） 都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君） 直接その何といいますか、事業区域内での開発行為、これはいろいろ問題が多いんじゃないかというふうに思っています。具体的にその内容をよく検討してみないとわかりませんが、簡単には、一言でお答えできるというものじゃないと思いますけれども。

○議長（福島盛之助君） 小川友一君。

○7番（小川友一君） 執行部として、その程度しか答弁できないと思いますね。それはもう、できないことは明らかなわけです。そこで民間が出したらできない。それで市がやったらできる。これはもう、非常に早く是正をして、正規な形に戻さなくちゃいけないというのが行政の責任。それに向けて解決をしていくように対応を3年間、ずっとかけてきた。やります。プロジェクトチームをつくれます。担当主幹を置きました。それまではいいかもしれない。しかし3年間も、プロジェクトチームをつかって、その中で何も検討していない。議会の指摘に対するジェスチャーとしか私たちは受けとめられないんで、今度は主幹を1人置いてやっていくということですね。であれば、前回私た

ち議会に示されたプロジェクトチームは何名でやっていたんですか。いっぱいこれはいます。それを、どんな有能な職員だって、改良区担当主幹だから、予算もつけないで、これは解決しなさいと言ったって、これはできるわけがない。東京都へいろいろ折衝に行くにしたって、1人で行ったんでは、ああ言ったじゃないですか、こう言ったじゃないですか、おかしくなる。また、要するにその権利者のところへ行ってお話をしたって、市の人が1人で行って、あのときはこう言ったじゃないか、いや、そうじゃないですよと言ったって、これはもう水かけ論になってしまうんです。いろいろ地元の人や東京都と折衝する中で、1人で解決できるわけがない。部長がいつもついていくわけにいかないでしょう。ほかにいっぱいあるわけですから。

であれば、今回のこの主幹にある程度補正でも、予算措置は次の段階として、要するに職員として配属できないのであれば、庁外にこれに精通したプロジェクトチームをつくって、そこに委託をすとか、財政的に厳しいから。それで地域の問題や、当面やらなくてはいけないその場所の決定とか、改良区の組合員の把握とか、総会に向けての手段、そういうふうなものを進めていただきたいんです、現実的に。ただやっていますじゃなくて。市長、いかがですか。今までやりとりの中でも何回もこれは市長にお話をしてきましたので、もう市長も、やらなくてはいけないことだということは十分わかっていらっしゃるみたいだし、元理事長の高橋通夫氏も、市長もこの場で、議会の場で、背任行為に当たる可能性もあるかもしれないと。まさにダーティーな部分も含まれたことでありますし、行政責任の中で早期に解決することが必要だというふうに思うんです。ただこういうふうに、プロジェクトチームをつくりました、もうしばらくお待ちくださいじゃなくて、担当主幹を1名置きましたじゃなくて、解決できるようにしっかりとやっていていただきたいんです。いかがですか、市長。

○議長（福島盛之助君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 私どもも、七生改良区の問題につきましては、多少認識不足がありまして、状況把握ということを必ずしもまとめた認識に不十分だったというふうに思っております。たまたま長い期間、責任者である高橋さんの名前も出たわけですが、いらっしゃるわでありますから、高橋さんにもしかるべきごあいさつをして、その当初は、何かまだ高橋さん御自身も、財産権が株式会社並みに処分のできるような御認識を漏らしておられましたので、これはちょっと話になりがたいというふうな感じでおりました。その地域のこれまでのかかわりのある方々にも御理解をいただきまして、改めて高橋さんに私もおあいさつに伺いまして、要するに財産にかかわります権利、義

務もろとも、ひとつ日野市に一番近い法人格ということで移管をしていただきたい。そのためのいろいろな調査、それからこれからの取り組みは、行政の責任において処理をしていきたいというふうに申し入れまして、高橋さん御自身も、またそのような理解に立たれました。そして、その旨を今度は回答としておいでになった経過がございます。

そのあたりまではこれまで議会にも報告をしたと思っておりますので、いよいよ担当させる職員を定めまして、そのことに取り組むことができるという発端を今設けたところでもありますので、いろいろ御指導をいただく部分もあろうかと思っておりますが、確かに御指摘のとおり、正統法で何か取り組んでいくよりも、むしろ解散ということに最短距離を置いた方がよろしいのではなからうか、こんなふうにも御指摘を伺っておるところであります。ひとつ、詳しい方々の御指導、御意見をいただきまして、一番簡潔に結論を導き出す、そして市民の方々の迷惑にならない手段を一番近い方法でとっていききたい、このように申し上げておきたいと思っております。ぜひひとつ、いろんな、我々がまだ持ち得ていない情報、知識等を示していただければ幸いですと思っております。

○議長（福島盛之助君） 小川友一君。

○7番（小川友一君） 主幹が1人置かれたわけでありまして。その問題解決に当たって、基本的にそれに精通した方々に、要するにプロジェクトを組ませることが大切なんです。そこへ農政局とか農地課とか、それから地元精通した、要するに改良区に精通した人を入れて、そして地元の測量士業界とか、そういうふうに幅広い人たちに1回、庁内じゃなくて、要するに今の担当主幹が中心になって、そういうふうな人を一堂に介して、これから解散に向けて協力要請をすると。市の職員を1人、2人配置すれば、大変な経費がかかりますし、しかし、そういうようなところへある程度一定の委託料でも払えば、大した金ではないと思えます。そういうふうな形で、具体的に進んでもらいたいんです。主幹を置きました。だからどうにかなるでしょう。プロジェクトをつくりました。どうにかなるでしょうじゃなくて、今回は、ぜひそれを市長、やっていただきたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（福島盛之助君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 任命をしてまだ幾ばくも日取りがたっておるわけでもございませんし、時々取り組み姿勢について、状況は聞いておるところでございますので、今御指摘のことも十分、これからの取り組みの中に配慮いたしまして、なるべく明快な解決に到達をするコースを模索していくということが当面の仕事だというふうに感じております。

○議長（福島盛之助君） 小川友一君。

○7番（小川友一君） ちょうど1時間が経過しました。以上で終わります。

○議長（福島盛之助君） これをもって13の2、七生村土地改良区に関する事務処理方法についての行政対応についての質問を終わります。

本日の日程はすべて終わりました。

明日の本会議は午前10時より開議いたします。時間厳守で御参集願います。

本日はこれにて散会いたします。

午後5時38分 散会

6月16日 木曜日 (第5日)

平成6年
第2回定例会 日野市議会会議録 (第19号)

6月16日 木曜日 (第5日)

出席議員 (28名)

1番	江口和雄君	2番	佐藤洋二君
3番	菅原直志君	4番	渡邊馨鴻君
5番	吉富正敏君	6番	小島久君
7番	小川友一君	8番	森田美津雄君
9番	佐瀬昭二郎君	10番	中谷好幸君
11番	沢田研二君	12番	田原茂君
13番	宮沢清子君	14番	執印真智子君
15番	土方尚功君	16番	天野輝男君
17番	奥住日出男君	18番	橋本文子君
19番	板垣正男君	20番	鈴木美奈子君
21番	内田勲君	22番	馬場繁夫君
23番	夏井明男君	26番	旗野行雄君
27番	小山良悟君	28番	一ノ瀬隆君
29番	竹ノ上武俊君	30番	米沢照男君

欠席議員 (2名)

24番	黒川重憲君	25番	福島盛之助君
-----	-------	-----	--------

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君	助役	前田雅夫君
企画財政部長	大崎茂男君	総務部長	小林修君
市民部長	永瀬誠一君	生活文化部長	藤本享一君
環境部長	山口正夫君	都市整備部長	鈴木栄弘君
建設部長	小俣雅義君	福祉部長	坂口泰雄君
水道部長	土方重男君	病院事務長	須藤雄示君
教育長	長沢三郎君	学校教育部長	谷正幸君
社会教育部長	大谷俊夫君		

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	落合豊君	次長	田中正美君
書記	濃沼哲夫君	書記	橘達雄君
書記	山田二郎君	書記	田倉芳夫君
書記	鈴木俊之君	書記	堀辺美子君
書記	永野裕子君		

速記委託先 住所 東京都立川市曙町一丁目10の3
立川速記者養成所 所長 関根福次
速記者 小野口純子君

議事日程

平成6年6月16日(木)
午前10時開会

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1

○副議長（宮沢清子君） 本日の開議を開きます。

ただいまの出席議員27名であります。

本日、議長所用のため私、副議長がその任を務めます。特段の御協力をお願いいたします。

これより日程第1、一般質問を行います。

一般質問14の1、図書館サービスの充実についての通告質問者、米沢照男さんの質問を許します。

〔30番議員登壇〕

○30番（米沢照男君） 図書館サービスの充実について、質問いたします。

日野市の図書館活動は、御承知のように1965年、1台の移動図書館からスタートをし、1973年、中央図書館が開館をされ、その後、計画的な増設によって現在9館と、移動図書館「ひまわり号」2台で、全市にわたるサービスが展開をされてきております。

1985年、日野市が日本図書館協会に調査・研究を委託をして「日野市立図書館の発展計画のための調査・研究」の報告書がまとめられております。この報告書には、現状のまとめと評価の中で、日野市立図書館のこれまでの発展は「図書館とはサービスである」との理念を実践をし、市民に図書館を身近なものとしてきた。これは日本の図書館発展を先導してきたものとして高く評価されるものであった。我が国の新しい公共図書館のあり方を示す手本として注目され、大きな役割を果たしてきたと、日野市の図書館活動が果たしてきた全国的な役割を率直に評価しております。

この報告書の中で、調査結果の要点のまとめとして、1. 人口の構造の変化や社会的な変化に対応した図書館サービスのあり方を考える時期に来ている。

2として、貸し出し実績は中央と高幡の大型館が他の小規模館を大きく引き離している。したがって、利用者を引きつけるには小型館の大型化や、大型館の増設が有効な手段である。

3として、市民の50％は図書館を利用している。開館時間の検討や図書館活動・サービス内容のPRによって図書館の利用はまだまだ伸びる余地はある。

4として、児童の図書館利用が減少してきている。特に中学生が著しい。その他、資料の充実、教養、市民講座の開設、土曜日午後の開館時間、平日の開館時間の延長などが指摘をされております。

そこで、まず1点伺いたいわけですが、この報告書の中で、将来の発展に向け

てという項目の中で、1点は、サービスの充実ということで、資料の整備・収集の拡充と利用の促進。ここでは、図書館にとって図書館資料の整備は基本的に重要であることは言うまでもない。市民の図書館への要望に見られるように、その充実要求は高い。AV資料を含めて市民の年齢、構成比をも考慮しつつ今後一層の充実を図るべきだ。

2点目として、レファレンス・サービスの充実という項では、調査結果が示しているように、来館者は自分で見つけることができなかつた本について、図書館員の援助を受け得ていないことや、市民の要望について「学術・文献調査の援助」「生活情報の提供」も挙げられているように、読書相談から地域情報、生活情報の提供、高度なレファレンス・サービスまでの過程の充実を図っていくことが求められる。そのためのデータベースと結合した情報検索システムの検討も必要であろう。

3点目として、館外サービスの拡充ということで、現在、移動図書館によりサービスされている地域を常設館にかえていくことによって従来の移動図書館の形式は、図書館に來にくい人々に対するサービスを広げていくことに転換されるべきである。すなわち医療・福祉施設等への配本サービスや在宅障害者へのサービスの充実が望まれよう。

4点として、開館時間の延長。生活の実態に即して、市民が図書館を利用しやすいように開館時間の延長を考える。特に土曜日午後の開館は早急に実施されるべきである。なお、分館によってはパートタイム開館を考えてもよいであろう、という指摘がされており。

5点目として、積極的な広報・PR。図書館サービスの内容は必ずしも市民によく知られていない。特にレファレンス・サービスについては知られていない。このため、強力な広報・PRが必要と考えられる。

6点目として、児童・生徒へのサービスの新たな展開。図書館離れが目立ってきた児童、特に中学生層（恐らく高校生層も）に対して、彼らのニーズの変化への配慮の仕方を検討するとともに、活字離れから若年層を守る手だてを真剣に考える必要がある。

7点目として、図書館業務の能率化。既にコンピュータは有効に働いており、サービスの向上、業務の能率化に貢献している。しかし、その進歩は急速であり、絶えず検討、改善が必要となる。ファクシミリの導入などOA化によってサービスの向上、業務の能率化が図り得るものは積極的に導入していきたい。なお、分館群の資料の運搬、連絡のための巡回車の充実も重要である。

8点目として、相互協力・ネットワークの拡大。他の市とのネットワーク、協力関係の拡大、そのための積極的役割も考えたい。

以上、8点がサービスの充実の項目の中で、具体的な指摘がされております。

さらに、施設の整備ということで、大型館などの計画的な増設などが指摘をされております。これは、ちょっと長くなりますので省略したいと思います。

以上のような日野市の図書館活動の将来の発展に向けて、かなり具体的な、そして積極的な提起が、この報告書でされたわけであります。

その後の経過の中で、以上のような報告書の指摘がどう具体化されたのか、この点、まず1点伺いたいと思います。

○副議長（宮沢清子君） 米沢照男さんの質問についての答弁を求めます。社会教育部長。

○社会教育部長（大谷俊夫君） それでは、1985年に調査・研究がされました日野市立図書館の発展計画のための調査・研究のその後の検討、どう取り組みがなされてきたかということにつきまして、お答えを申し上げたいと思います。

その後の調査・研究を踏まえまして、図書館職員で構成いたします将来構想検討委員会を設けて検討いたしましたり、あるいは担当の職員の話し合いの中で検討をし、対応できるものから改善を図ってまいりました。

この調査・研究報告書で、将来の発展に向けて提言された点は、ただいま御質問されたとおりのことですが、図書館資料の収集・整備、視聴覚資料の充実、障害者サービス、開館時間などの図書館サービスの充実と、それから分館の施設整備を図っていくこととございます。基本的には現状のサービスを維持しながら発展させることを基本方針といたしまして検討をし、努力をしてまいりました。

具体的な検討の結果を申し上げますと、資料の貸し出しでは、総数におきましてここ5年間、微増ではございますが増加をしておりますし、また、障害者サービスではパソコン点訳システムを導入したり、あるいは在宅の利用者へのサービスも実施をいたしました。ただ、開館時間の延長につきましては、現在も検討の段階であるわけでございます。

次に、施設の整備でございますが、報告書の提言、あるいはこれまで市議会への請願等を加味いたしまして、図書館サービスの将来の構想案をもとに図書館協議会にも報告をしながら御意見をいただくなどして検討を行ってまいりました。

報告書で提言のありました昭和62年以降の施設整備の取り組みでございますが、平成2年に開館いたしました百草図書館の設置がございます。また、これから進められます平山駅前公共施設計画に基づきますところの平山図書館の整備、拡充もこれから進めて

まいるところでございます。

また、新中央館構想につきましても、正式の検討委員会等を設置し、検討すべく第3次基本構想案の中に検討委員会の設置が盛り込まれております。

以上が、今まで検討をし取り組んでまいりました結果でございます。

○副議長（宮沢清子君） 米沢照男さん。

○30番（米沢照男君） 再質問をいたします。

一つは、館外サービスの拡充という点ですが、この点、もうちょっと詳しくお聞きしたいんですが、医療・福祉施設等への配本サービス、あるいは在宅障害者へのサービスの充実などについては、現状、具体的にはどういう取り組みになっているのか、1点。

それから開館時間の延長ですけども、これは勤労者、サラリーマンが帰宅途中で図書館に立ち寄って利用するという事など、前々から私も過去に何回か質問をしてきたところでありますけれども、開館時間の延長、それから、例えば平山の図書館の場合は平日も午後からしか開館されないということなどがあります。この点について、なお検討中というお答えでした。この点は、何がネックになっているのか、もうちょっとどのような具体的な検討がされ、何がネックになっているのか、わかるような気もするんですが、あえてこの点は過去に何回も取り上げておりますので、立ち入って伺っておきたいと思えます。

積極的な広報・PRの問題ですけども、現実に全国トップクラスの日野市の図書館活動ということが言われてきております。しかし、この報告書でも言われておりますけれども、全体的に市民の50%が図書館を利用している。しかし、具体的にあれこれのサービス業務については知らない市民がかなり多いということが報告書でも指摘をされ、その積極的な広報・PR活動の必要性がここで叫ばれております。この点について、これまでどんな取り組みがされたか。つまり、日野市の図書館では実際のあれこれの市民に対するサービス業務はこういうことをやっているということが全体に周知、徹底が図られてきているという御理解なのか、この点、もう一度、どのような認識でおられるか伺っておきたいと思えます。

とりあえず以上、再質問いたします。

○副議長（宮沢清子君） 社会教育部長。

○社会教育部長（大谷俊夫君） それでは、再質問の4点いただきました1点目の館外サービスでございますが、先ほど申し上げましたとおり、障害者の在宅サービスということで、障害者が家において本が読めるように、あるいは点字の関係では要望に応じまし

て自宅へ届けたり、そういうふうなサービスを図ってまいりました。

さらには、団体貸し出し等で企業や、あるいは病院の施設、あるいは保育園、幼稚園、小・中学校等にも団体貸し出しで巡回をしておりますし、また小学校等には訪問いたしまして図書館へのPR等もいたしてございます。

開館時間の延長でございますが、これにつきましては、これまでもいろんな方から一般質問をいただく中で、早急なる延長を検討しておりますということで、できれば中央館の週2回程度、2時間ぐらいの延長を図ってまいりたい、このように検討をしているということでお答えを申し上げてまいりました。図書館長の方で職員との合意を図りながら精力的に進めているわけでございますが、いましばらくの時間が、職員の合意をとるまでに必要だというふうに考えております。できれば今年度の予算編成時期までに何らかの決に持っていきたい、このようなことで館長の方も一生懸命やっておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

平山図書館の午後の開館でございますが、これにつきましては、平山図書館が改築されたときに一般の分館と同じように土・日、あるいは午前の開館も図ってまいりたいというようなことで、ただいま進めているところでございます。

広報・PRの点でございますが、これにつきましても、広報等を通じたり、あるいはいろんな図書館協議会等を通じまして広報に務めているところでございますが、特に、ここにも指摘がございましたようにレファレンス・サービス等につきましては、大分、市民も知らなかった方が多かったわけでございますが、こうした点も中央館を初め市政図書館等でそうした機能を果たしていることがだんだんわかってまいりましたので、その点につきましても若干の浸透が図れたんじゃないかというふうに理解をしているところでございます。

以上でございます。

○副議長（宮沢清子君） 米沢照男さん。

○30番（米沢照男君） この、先ほど紹介した日野市立図書館の発展計画のための調査・研究、この報告書の中で、こういう記述があります。この調査で、全般的な感想としては「例外を除いて図書館サービス全般について満足を示し感謝の気持ちを述べたものが多く、特に職員が親切で感じがよいとしたものが多かった」ということで、職員の市民に対するサービス精神といいますか、応対、この辺が非常に感じがいいということで一様に評価をしているという部分があります。

ここで指摘されたあれこれの課題について、今、その取り組みの状況が、答弁がござ

いました。さらにちょっと質問したいと思いますが、この前、私は、平成2年、1990年の第4回定例会、12月議会で「市民要求にこたえた図書館行政を」と題して、一般質問を行ってまいりました。その際の私の一般質問は、一つは、日野市の図書館行政が客観的に見てどう評価できるのか。

2点目が、平山図書館が依然として午後からの開館になっている。これについて今後の取り組みを伺いたいということで、質問いたしました。

3点目は、新設の百草の図書館の日曜開館、午前中の開館など、市民の要求にどうこたえていくのか。せっかく開館された図書館が日曜日はだめ、午前中はだめというような状況は放置しておけないだろう、積極的にこの点は取り組んで改善すべきだということ了指摘をいたしました。

4点目は、今後の地域図書館の増設計画。

5点目として、夜間の図書館の開館、この点を質問をいたしました。

きょう、特に申し上げたいのは、平山の図書館の午後からの開館であります。実は先日、「川北みんなの会」主催の市政報告会が開かれました。そのときに一つの例として、平山図書館が依然として午後からの開館にとどまっている。駅前というあの特等地で、なぜもっと効率的な活用といたしますか、運用ができないんだろうか。これは市民の立場から見て疑問に思うということが、率直に出されたわけであります。私も過去に何回か平山駅前のあの木造モルタルの地区センターの問題も取り上げましたけれども、少なくとも駅前の1等地、特等地のこの公共施設、もっともっと市民の立場から見て使いやすいもの、そしてもっと効率的に、終日そこが市民でにぎわうような施設、そういう運用が必要だろう、こう思うんです。

今の御答弁では、これから計画中のいわゆる平山駅前の公共施設、コミュニティーセンターといってもいいと思いますけれども、これが既に基本設計まで終わっておりますけれども、今年度は遺跡調査の調査費だけがちょっぴり組まれたという程度にとどまっております。平山駅前公共施設懇談会が設置をされて、長い時間かけて検討し、まとめられましたけれども、まず遺跡調査ということで取り組みがされつつあるわけですが、その完成を待つのは、かなり私は日時を要するだろうと思います。したがって、現状の図書館でなぜ今もって午後からしか開館できないのか、理解に苦しむところであります。

もちろん平成2年、第4回定例会の一般質問でも触れましたけれども、この平成2年の3月議会で森田市長は、百草図書館の司書や幼稚園の教諭、保健センターの理学療法士、市立病院の看護婦、さらに学校給食調理員など38名の職員の適正配置、増員を提案

いたしましたけれども、自民党、公明党などの議員がこれを否決をいたしました。森田市長の公約実現に向けての実績づくりはさせない、こういう野党側の露骨な妨害があったために、せっかくの百草の図書館の開設が、日曜日はだめ、そして土曜の午後はだめ、こういう開館にとどまったわけであります。（「そんな意地悪しませんよ。はちゃめちゃだ」と呼ぶ者あり）そういう経過があるだけに、人の配置ということは、現場では相当神経を使わざるを得ない、安易に提案できないという、そういうこれまでの経過から見て、その点の現場の苦しさというのは重々承知はしておりますけれども、しかし長い間、あの平山の図書館が午後からしか開館されない。したがって、十分、市民へのサービスが行き届いていないという現状が続いてきております。私は、何年先になるかわからない新設を待つ終日の開館ということではなしに、暫定的にでも、ここで指摘されておりますけれども、正職員ではなくともパートによる開館ということも一つの方法として考えていいのではないかと私は思います。

この前の質問の際の答弁は、こういう答弁でありました。具体的に——つまり午前中からの開館について、それから夜間の開館について、「具体的にいつからということは今の場合ちょっと申し上げられませんが、全般的な図書館業務の見直し、それから職員配置等検討の上、御質問の趣旨に沿う方向で努力したいと考えております」という答弁でありました。私もこれ以上、深追いしないで前回、終わっているわけですけれども、それから4年が経過をしております。それで先ほどの答弁にとどまったわけですけれども、もう少し前向きな答弁ができないだろうか、こう思います。これは市民の会合で直接出された生の声として、私もなるほどと思いました。現状のままでもいいということは絶対ないと思います。ぜひそういう点では、多くの市民が午後からの開館、午前中なぜ開けないのかという長い間の疑問に対して、行政側が答えていない。いつまでも放置しておけない、私はこう思います。もう一度この点について積極的な答弁をお願いしたいと思います。

○副議長（宮沢清子君） 社会教育部長。

○社会教育部長（大谷俊夫君） 図書館の業務につきましては、本館を初め他の分館につきましても、週1回の休館を維持し、さらには職員は4週8体制をとっているわけでございます。そうしたことで職員のローテーション等も全体的に見ましているいろいろやりくりをしている中で、さらには不足する分は嘱託職員等の関係で賄っているわけでございます。したがって、今後、夜間開館等につきましてもそうした職員の配置等を際検討をしなければなりませんし、平山の図書館につきましても、夜間開館を進めること

についての協議の中で、同じような考えで平山図書館の開館時間の延長もできないか、含めて検討してまいりたい、このように考えます。

○副議長（宮沢清子君） 米沢照男さん。

○30番（米沢照男君） この問題について、市長から答弁をいただきたいと思います。平山の図書館の午前中からの開館と、それから他の図書館も含めての夜間の開館について、御答弁いただきたいと思います。

○副議長（宮沢清子君） 市長。

○市長（森田喜美男君） かつて日野図書館行政、いわゆる知る権利にこたえるという高い理念に立って地方自治体の図書館として先導的役割を務めてきた、この日野市の図書館行政であります。したがって、私も担当の職員にその名誉を変えないように、先導的サービスの体系を常に新たに組みながらやってほしいということを伝えておるところであります。議会にまだ報告をしていないことであつたかもしれませんが、図書館行政の専門家として日野市が迎えた砂川前助役を週1回程度の勤務体系ではありますが、いわゆる嘱託職員に頼みまして、そういった全国に通じる図書館行政のあり方を、ぜひ日野市に絶えず脈々と機能させてほしいという依頼をしておるところであります。

そのところで、具体的に平山図書館の午前開館ができていないというような不十分な点もまだあるわけでありますので、今、御提言の中にもありました、これからの一つの可能性として図書館としてのパートタイム図書館、またその職員にパートタイマー職員を置くというような工夫をうまく機能させるならば、サービスがまた一層行き届くのではないだろうかという感じを持っております。なかなかまた人事の面で厳しい事情もあるわけでありますが、学校図書館がいわゆる嘱託司書の方々の活動によって全国に一つの注目を集めるぐらいな効果を持った、こういうこともございますので、そのあたりに一層の工夫を加えて、日野市の図書館らしい、そういうサービス体系を積極的に取り組むように、また工夫を凝らしたいというふうに考えて伺った次第であります。

○副議長（宮沢清子君） 米沢照男さん。

○30番（米沢照男君） 図書館とはサービスであれ、この立場でこれまで日野市の図書館活動が全国を先導して大きな役割を果たしてきたということが、先ほど紹介した報告書の中でも述べられております。ぜひこの立場で、私が申し上げた点、十分踏まえて積極的にひとつ取り組んでいただきたいということを要望して、この質問を終わります。

○副議長（宮沢清子君） これをもって14の1、図書館サービスの充実についての質問を終わります。

一般質問14の2、横田基地騒音対策、基地返還要求についての通告質問者、米沢照男
サンの質問を許します。

○30番（米沢照男君） 横田基地の騒音対策、基地返還要求について、質問をいたしま
す。具体的な質問に入る前に、横田基地を初めとした在日米軍の実態について、現状を
まず明らかにしたいと思います。

在日米軍基地は、自衛隊との共同使用基地を含めて154カ所、昨年9月現在で4万6、
131人の米兵が占領下さながらに駐留をいたしております。在日米軍司令官は、在日空
軍司令官が兼務をしております。在日米軍司令部は横田基地に置かれております。まさ
に米軍の日本の支配、その中枢をこの横田基地が担っているといっていると思います。
しかも首都東京の真ん中に、東京ドームの約157倍の巨大な面積を持つ米空軍の戦略基
地、横田基地が置かれ、空母艦載機や輸送機の爆音によって住民が日夜悩まされ続けて
いる。このような独立国、このような首都は、世界に例を見ないわけであります。横田
基地周辺の年間飛行測定回数を見ても、1990年が1万5,643、91年が1万3,478、
92年が1万7,042回、これは前年対比で1.26倍、急速に飛行回数がふえております。こ
れは横須賀母港の空母インディペンデンス艦載機の訓練、さらにフィリピンから移駐し
てきたC130輸送機などによる訓練が増加したことが、その背景にあります。

日米安保条約第6条によって在日米軍基地が設置をされているわけでありますけれど
も、有事即応で出撃できる体制をとるということから、在日米軍基地には米軍の最精鋭
部隊が配備をされております。具体的には、横須賀を母港とする空母機動部隊、沖縄、
岩国に展開をする海兵隊水陸両用部隊、横田、三沢、嘉手納を足場とする戦術航空部隊
など、アメリカの世界戦略の上で極めて重要な位置づけを与えられております。アメリ
カは、アジアを死活的利益を有する地域として重視をし、日本を中心に米軍の前方展開
戦力を維持しつつ、日米軍事同盟体制を総動員しようといっております。

「世界でも異例な在日米軍基地」こうした見出しで書かれている資料をちょっと紹介
したいと思います。——ブッシュ政権のチェイニー国防長官は言う。「われわれが日本
を守るために日本にいるのだというのは正確ではありません。われわれは、軍隊を日本
に配備していますが、それは第一義的には戦力投射軍なのです。沖縄の海兵隊、三沢の
空軍部隊、横須賀の空母戦闘部隊がそうです。イラクが最初にクウェートを侵略したと
きに出動したのは日本からの空母部隊でした」「私にとっては、日本が費用の一部を支
払ってくれるので、日本に空母戦闘部隊を維持するほうが合衆国の西海岸で維持するよ
りも安上がりなのです。ですから、われわれが日本にたいして安全保障の面でなんらか

の施しをしているかのように考えるのはまったく根本から間違っているのです。」——これは1992年、1月11日に当時の国防長官が述べていたことでもあります。

さらに1992年8月の米国防総省の報告書「アジア・太平洋の戦略的枠組み」では、「恒久的基地を、アメリカは、いま、なぜ、求めないのか？」について「新しい基地をつくることは、われわれの冷戦後の必要からは、あまりにも高価であるばかりでなく、この地域の諸国から歓迎されない」と述べている。そして日本の基地について「日本は世界で最も経費のかからないところだ」と述べている。「あまりにも高価な」「アジア諸国からは歓迎されない」米軍基地を、日本だけは、夜間飛行による騒音をはじめ米軍によるさまざまな被害を受けながら、安保条約の実施という空虚な口実をたてに、基地撤去の要求もせず、かえって膨大な経費負担を年々増額しており、その異常・異例な実態は、世界でも、きわだっている——こういうふうに、この資料では紹介をされております。

新年度の国の予算を見ますと、在日米軍駐留経費5,944億円、米兵1人当たり1,289万円、これが私たちの血税から支出をされております。米軍施設などの建設費や労務費、光熱水費など、日米地位協定上も日本側に負担義務のない、いわゆる米軍思いやり予算は、このうち2,503億円、その他が3,441億円となっております。アメリカは、これまで大軍拡によるかつてない深刻な経済破綻から、膨大な軍事費を圧縮するために、その手段の一つとして1991年までにアメリカの本土の129カ所の軍事基地を閉鎖をして、41カ所の集約が行われております。そして、これらの基地閉鎖後の跡地を国民レクリエーションセンターにする計画だと言われております。日本では、新たな米軍基地建設のため、三宅島や逗子の池子の森を破壊する計画が現に進められているわけであります。そして一方では、多摩弾薬庫の跡地は“多摩サービス補助施設”として、横田基地などの軍人や家族のゴルフ場、ピクニック場として使われております。多摩や稲城の子供たちがこの施設をキャンプ場として使用する場合、使用料を市が徴収をし、米軍に納めているのが実態であります。これほど屈辱的な従属関係は、世界で例を見ないわけであります。

この3月以降6月にかけて、横田基地とその周辺の動きは極めて異常な雰囲気になっております。

3月20日には、C130輸送機がアラスカ州兵を横田基地に輸送をいたしております。

さらに3月26日、C5ギャラクシー輸送機が完全武装した約50名の軍隊といえますか、兵隊を、朝鮮半島へ輸送をいたしております。

さらにA10サンダーボルト攻撃機2機が横田基地を離陸をいたしております。

4月4日には、米政府は“外交と対話”を強調する一方で、パトリオット・ミサイルの南朝鮮配備を決め、米・南朝鮮の合同軍事演習「チームスピリット」の実施計画を復活をさせ、在日米軍、とりわけ東京の横田空軍基地などで出撃・空輸体制を強化いたしております。

4月18日から4月26日には、この間、御承知のように横田基地で空母インディペンデンス艦載機による離発着訓練が強行されております。

ここに艦載機離発着訓練中止を横田基地に日本共産党と民主平和団体抗議、これは4月17日の午後、私もこの抗議行動に議員団を代表して参加をいたしましたけれども、この日の横田基地への抗議行動には、日本共産党の緒方靖夫国際部長、岩佐恵美衆議院議員、佐々木憲昭経済政策委員長、村松美枝子都会議員、福生、羽村、昭島、立川、日野、瑞穂の各市町議員団、民主平和団体からは東京平和委員会、安保破棄諸要求貫徹東京実行委員会などから多数が参加をして、文書による飛行訓練の中止、そして抗議を行いました。

さらに5月18日、横田基地ゲートの表示が脅威警戒体制「A（アルファ）」に変更をされております。警察機動隊の装甲車両などを配備して警戒体制に入っております。これは北朝鮮の核疑惑問題での制裁論議が高まる、こういう時期に機動隊の配備が行われているわけであります。

6月5日には、基地西側を走る国道16号線で日中から検問を開始をしております。片側2車線のうち1車線を規制し、通行車両のすべてを対象に検問を行っております。有事の際には日本の警察が米軍基地を守るという有事立法を先取りしたような様相となっているのが、最近の横田基地の実態であります。

横田基地を初め主要米軍基地が臨戦態勢に入った動きと、北朝鮮への制裁論議が連動していることは明らかであります。一昨日のニュースでは、米軍などを中心に非公式に検討されている制裁措置に対して、宣戦布告とみなすとして北朝鮮がI A E A（国際原子力機関）から即時脱退を声明したと報じられております。基地問題と北朝鮮への制裁問題が直接関連をしてきておりますので、一言、この問題についても触れておきたいと思っております。

北朝鮮の核兵器開発疑惑に関連して、北朝鮮に対する制裁がアメリカ政府を中心に声高に叫ばれてきております。羽田内閣や韓国政府も制裁に同調する態度を既に表明しておりますけれども、一方では、横田基地に見られるように在日米軍基地を初め朝鮮半島とその周辺でのアメリカの軍事増強措置も進行中で、危機的な様相が日々強まってきて

おります。北朝鮮への制裁論議は、アメリカなど既存の核兵器保有国の核兵器独占を正当なものとする全く道理のない前提に立つものであります。北朝鮮の核兵器開発に反対の態度をとっているアメリカや日本、韓国など、政府の態度は、アメリカなど既存の核兵器保有国の核兵器は一切問題にしないで、核不拡散条約によってそれらの核兵器独占を合理化をし、さらにこの態勢を永続化しようという立場に立つものであります。日本共産党は、北朝鮮が核兵器を持つことに反対であることは言うまでもありませんけれども、同時に、北朝鮮への制裁の動きと連動して、横田基地に見られるような軍事体制強化に強く反対するものであります。

具体的な質問に入りたいと思います。

一つは、先ほど紹介しましたように、ここ三、四カ月間に横田基地の動きが大変激しくなってきております。騒音問題だけではありません。こうした動きに対して、市当局としてどのように対応されてきたのか、1点、伺っておきたいと思います。

それから、米軍機の騒音に対して、今日の時点でどのような認識をされているのか、2点目、伺っておきたいと思います。

3点目は、横田基地の返還要求に関連して、市長からお答えをいただきたいと思えますけれども、昨年6月、当市議会でも米軍横田基地での飛行訓練の中止、及び米軍関係施設の返還を求める意見書を採択をし、関係機関に送付をいたしております。全文は読み上げませんが、要点は「本議会は政府に対し横田基地での米軍空母艦載機飛行訓練、空母インディペンデンスの中止、横田基地を初め米軍基地の撤去と跡地の住民本位の活用について速やかにアメリカ政府など関係機関との交渉に入ることを求めるものである」、こう述べているわけでありまして。

横田基地周辺住民による横田基地騒音公害訴訟が1976年から18年間にわたって行われてきたことは、周知のとおりであります。筆舌に尽くせない騒音被害の実態は裁判でも立証され、被告である国側の責任を明白に認めております。地元の瑞穂町長は「横田基地によって戦前、戦後を通じて国策として農地を取り上げられ、騒音に悩まされ、危険にさらされ続けてきた」と訴えられております。

世界最大の人口密集地である東京・首都圏に、米軍は居座り続けています。世界じゅうで首都に主権侵害の元凶である外国軍事基地が置かれているのは、日本だけあります。日本の主権、憲法と地方自治法に基づき、真正面から堂々と基地の返還を要求すべきだと私は考えています。基地返還要求についての基本的な考え方について、森田市長から答弁を求めたいと思います。

以上、3点、質問をいたします。

○副議長（宮沢清子君） 米沢照男さんの質問についての答弁を求めます。総務部長。

○総務部長（小林 修君） お答えいたします。

御承知のとおり、日野市では旭が丘地区センターの屋上にマイクロホンを設置しまして、常時、航空機の騒音の測定を行っているところでございます。測定結果から、日野市の上空の飛来回数でございますが、平成4年度では月平均689回、1日平均23回でございました。また、平成5年は月平均896回、1日平均30回でございます。

今年度の3カ月をちょっと見てみますと、3月では月481回、日に直しますと15.5回です。4月には497回、日に直しますと16.6回、飛来してございます。5月には645回、1日20.8回となっております。

また、WECPNL、うるささ指数といっている指数で、これは航空騒音の環境基準のあれでございますけれども、これをちょっと見ましても、この環境基準は75デシベルでございますけれども、日野市においても、この75デシベルを超えている平均値が多うございます。

また、ことしの4月18日から4月26日まで行われました米空母のインディペンデンス艦載機の発着訓練でございますけれども、日野市の上空の飛来回数は1日平均16.6回でございました。うるささ指数は75デシベルを超えた日が8日間のうち、2日間超えているのが測定されたわけでございます。

これは、ジェット戦闘機は今、沖組、または厚木飛行場で訓練しておりまして、横田基地では早期警戒機、または対潜哨戒機S-3Pの訓練のために、比較的回数とうるささ指数は以前より高くはなっておりません。これに対して日野市としては、空母艦載機の昼夜間離着陸訓練が予告されたときには、中止要請を防衛庁長官及び在日米軍横田司令官等に出しました。いつも出しております。そしてまた、その旨を広報等に掲載して市民にも知ってもらっているところでございます。

また、東京都市長会では国、都に対しまして基地周辺の生活環境の整備を推進することを訴えているところでございます。

また、平成6年3月31日に、さっきもちょっとお話がございましたけれど、東京高裁に出された第3次横田基地騒音公害訴訟控訴審判決で、うるささ指数が75デシベル以上の地域の住民に対して慰謝料を認めております。判決を受けて国と米国側が交渉を持ちまして、その中で、午後10時から午前6時までは緊急時を除き飛行はしないという合意は取りつけているところでございますけれども、実際この機関でもこの合意を守ってい

ないのが現状でございます。日野市内にもうるささ指数75デシベルを超える地域が現実にあるわけでございますから、この現状を容認することができないのはもちろんだと思います。今後とも飛行の差しとめ、また基地移転等の要請をしていく必要があると私たちは認識しているところでございます。

以上でございます。

○副議長（宮沢清子君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 久しぶりに横田基地に関する日野市議会での発言を行う機会を得たわけでありますが、去る議会の決議におきましても、横田基地に対する飛行訓練の中止、及び米軍関係施設の返還を求める意見書という決定が行われておるわけでありまして、行政当局として真正面にこの課題に取り組まなければならない状況にあるという事は、言うまでもないわけであります。

しかし、そのなれば不思議なものでありまして、騒音も毎日聞かされると、それが当たり前のような、大して気にならなくなってしまう。本来、人類が将来に向かって発展をするためには、もっと感覚を鋭くして基本的問題の系統的それぞれの課題として絶えずかかわっていかなければならないということは、また日本国民の大きな使命でもあるというふうに言うべきと思っております。

横田米軍基地につきましては、我々も交通の出入り等の関係で時々目の当たり、フェンスの外の道路を通過する都度、何と異様な存在であろうか、これが日本国民あるいは地域に何か利益をもたらしているだろうか、そういうことを感じるわけであります。かつて周辺5市あるいは6市、自治対策協議会というのがありましたが、日野市は基地に直接接しないということで、今はその組織から外れている立場であります。そしてまた、いわゆる空路の関係からは直接、騒音禍にさらされる、こういう位置にあるわけでありますので、市民生活の繁栄のためにも騒音源になる横田基地の撤去ということは大きな関心事でなければならない、このように思うところであります。

横須賀の同じく米軍の海軍基地にインディペンデンス号等の航空機が出入りする都度、特にまた艦載機の離発着訓練ということで、訓練の予定日等が通報されてまいりますので、それに対しましては都度、その行動の中止されること、そして関係する地域の住民の生活の安寧を脅かさないことをそれぞれの当局に申し立てる、こういうことを行っているわけでありまして、時々、南多摩の地域の課題といたしまして、多摩弾薬庫跡のことも我々には迷惑であります、なかなか行動として具体的な運動になり得ていないということも事実であります。

本来、冷戦構造がその理由を、その形を失ったわけであります。果たして日本の国土に米軍基地を用意していることの不当性ということが、当然、また国民の意識として出るはずであります。いわゆる日米安保条約というのが何か空気のような状況になってしまっていて、なかなか現実の問題として意識しない国民のおとなしさが、また人のよさが大きな原因になっておるといふふうに見るべきではないかと思えます。もう一遍、思いを新たにしていって具体的な状況の調査、また具体的な政策の取り組み等によって、絶えずこの課題は日本の平和の問題、そしてまた国際的な日本の立場の問題、こういう状況から、特に基地近隣の自治体としての態度並びに行動を進めていかなければならないというふうに感じたところであります。いろいろ複雑な課題はあるわけでありますが、もう一遍こういう運動に結集できる、こういう国民意識の高揚を進めることも大切な自治体の仕事であるというふうには認識をいたします。

以上です。

○副議長（宮沢清子君） 米沢照男さん。

○30番（米沢照男君） 最後に、一言述べて、この質問を終わりたいと思います。

5月31日に東京平和委員会、安保破棄東京実行委員会、東京原水協の3団体が都知事に対して「都民の平和の要求に関する申し入れ」、「東京都平和の日」行事について、文書をもって申し入れを行ったことが、赤旗で報道されております。簡単ですので、ちょっと紹介しておきたいと思えます。——「平和の要求にかんする申し入れ」は、3団体が1月におこなった都との交渉をふまえたもので、都側が検討・実施を約束した事項を9項目にまとめ、6月中旬までに前向きな回答をするよう求めています。その内容は、米軍横田基地返還にかかわる基地及び周辺の調査事業、横田基地内での燃料漏れ事故対策、自衛隊再編強化にかかわる都の対応、被爆者援護、平和記念館の建設、第五福竜丸展示館の拡充、横田基地公害訴訟判決に基づく国と関係自治体・住民との話し合いの場の設置、北区・自衛隊十条基地特例許可の問題などにおよんでいます。「『平和の日』行事についての要求」では、都が憲法前文と第9条の平和原則をつらぬき、その徹底をはかることなどを中心に5項目を提出しています——ということが報道されております。

今、市長からも答弁がございました。戦後から今日まで長い間、居座った基地でありますけれども、何となく全体的にはあきらめといいますか、積極的に基地の返還を要求していくということが、その運動、それから個々の意識が薄らいでいるという状況が現実にあるかと思えます。いかに住みよいまちづくりを進めたといたしましても、常に頭の上では米軍機が勝手に飛び交うという状況では、本当の市民のためのまちづくりは何

ば努力しても空虚なものになってしまうという現実があります。地方自治の立場からのまちづくりの観点からいっても、決して放置できない問題であろうかと思えます。これから機会あるごとに、この横田基地の、そして日本に置かれている在日米軍基地の撤去に向けて、大いに声を張り上げて叫んでいきたいと思えますし、その運動の先頭にも立っていきたいと思えます。このことを一言つけ加えて、この質問を終わります。

ありがとうございました。

○副議長（宮沢清子君） これをもって14の2、横田基地騒音対策、基地返還要求についての質問を終わります。

一般質問15の1、子ども達のための学校給食の改善と、地域に向けての将来的展望を問うの通告質問者、執印真智子さんの質問を許します。

〔14番議員登壇〕

○14番（執印真智子君） それでは、議長のお許しが出ましたので質問をさせていただきます。

これまでに何度か給食にかかわる質問をさせていただきましたが、きょうは現状で改善の検討をいただきたい点、そして日野市も既に高齢化社会に入っておりますので、将来に向けての学校給食の展開、展望について伺いたいと思えます。

まず、現状の改善について4点お伺いいたします。

1点目は、先割れスプーンの問題です。以前にも指摘しましたが、いまだに先割れスプーンが使われている学校があります。スプーンやはしの購入、補充については、それぞれの学校の対応によるとも伺っておりますが、市内で不統一であり、さんざん問題視されてきた先割れスプーンがまだ使用されていることについての見解をお尋ねいたします。

2点目は、一度に使用される食器の枚数について伺います。この辺は、親の立場からはなかなか見えにくい部分だったのですが、子供たちにいろいろ聞いてみますと、トレーにそのままおかずが乗っている日があるということです。トレーは、トレーではなくて食器と数えているというふうには聞いておりますが、一度に使用する枚数は、トレーを含めて2枚ないし3枚という取り決めがあるのでしょうか。トレーの上にそのままパンとおかず、そしてスープの器というような食べさせ方は、豊かな心を育むべき学校給食のあり方から見たとき問題があると思えますが、実態と対応をお教えてください。

3点目は、新食器の導入についてお伺いをいたします。この件につきましては、他の多くの議員も指摘をしてきていますが、洗浄機や労働強化の問題などがあり、思うよう

に進まないと同っております。現状どこまで進んでいるのか、お尋ねをいたします。

4点目は、残菜の量が以前に比べてどうなっているのか、お伺いをいたします。また、給食を食べる現場で、先生方が食べさせる工夫をされているのはさまざま伺っておりますが、栄養士さんや調理士さんなど、つくる現場での工夫はどのようにされているのでしょうか。また、担当部として、指導はどのようにされているのでしょうか。

以上、4点について御答弁をお願いいたします。

○副議長（宮沢清子君） 執印真智子さんの質問についての答弁を求めます。学校教育部長。

○学校教育部長（谷 正幸君） 1番の、食器の問題でございます。先割れスプーンの問題が出ましたけれども、現状でございますけれども、アルミの食器の使用ですが、小学校で20校中18校、中学校で8校全校ということでございます。

先割れスプーンですが、小学校はほとんど使用しておりません。はし、フォークの導入によってスプーンの代用として使用している学校は若干あります。中学校は全校使用しておりません。

食器数ですけれども、一応週に2回で3食器、3回のところは2食器というぐあいになっております。小学校で全校磁器食器を使用しているのが2校でございます。1クラス磁器食器使用が18校。中学校では1学年磁器食器使用が1校、1クラス磁器食器使用が7校。今年度中に1中学校1校1学年の使用校を増す予定でおります。

3番についてですけれども、残菜の量と現場での指導でございます。生涯を通じて健康な食生活に関する理解を深めさせていくことは、今、学校給食の重要な役割であります。学校の教育活動における給食指導は、教育課程特別活動に位置づけられております。昼の給食の時間、時間割の中で位置づけられている学級活動の時間や、学校行事の時間だけでなく、関連の教科や道徳、特別活動におけるほかの活動など、学校の教育活動全体を通じて行っています。——間違えました。残菜でございます。3年、4年、5年というぐあいに残菜の量ですが、1日平均ですが主食でいきますと平成3年度が、小学校が122.8キログラム、中学校が128.9、平成4年度では小学校が122.9、中学校では115.9、平成5年度では小学校が142.4、中学校が165.7というふうに、多少ふえているようでございます。副食とかそういうのをまぜますと、必ずしもふえているんじゃなくて、むしろ減っているような内容でございます。

1日1食当たりの主食で見ますと、小学校が平成3年には12.3キログラムですが、平成5年には15.3、多少これはふえております。中学校では主食が25.1が36.4というぐあ

いに、3年と5年を比べるとかなりふえている残量でございます。そういうような状態です。

牛乳については、ちょっと見ますと、牛乳はほとんど変化がありません。小学校は変わっておりませんが、中学校が平成3年度で0.08本、それから平成4年で0.12、ちょっとここはふえていますけれども、平成5年では0.09というぐあいになっております。

そんな状況でございます。

○副議長（宮沢清子君） 執印真智子さん。

○14番（執印真智子君） どうもありがとうございました。

最初、食器の問題と、それからスプーンなどの問題、それから残菜の問題をまずお伺いしたわけですが、先割れスプーンについては、ほとんど使っていないけれどもスプーンの代用として使用しているというお答えがありまして、こちらもいろいろ調べてみたんですけれども、たまに先割れスプーンが出てくるというんです。それから街頭で議会報告なんかしておりますと子供たちが「うちの学校でも使っているよ」というふうに、声をかけて通ることもあるんです。だから使われているんだろうというふうには思うんです、実態としては。多分スプーンとして使っているということですが、スプーンとして使っても使いにくさは変わらないだろうというふうに私は思うんです。先割れスプーンをフォークとして使うからだめ、スプーンだったら使いやすいということは多分ないと思うので、これはぜひ変えていってほしいというふうに思っておりますけれども、使っていないというお返事があったんですけれども、こちらの調査によりますと、昨年度まで新1年生に向けての食器の購入の予算として先割れスプーンという項目が入っていたというふうに聞いているんです。これからその辺は、まあ、ことしからは抜けたようではございますけれども、次年度に向けてはどういうふうになっていくのか、それからまた、使わないということですが、今スプーンの代用として使っている学校についてはどういう手当てをしていくのか、そこを教えていただきたいと思っております。

それから食器の枚数なんですけれども、これはかなり親も知らなかった部分が随分ありまして、感覚的にトレーが食器というのは、やっぱりなじまないんです。トレーはトレーというふうに思ってしまうわけなんですけれども、やはりトレーの上で食べ物の味がまざる、何か、おつゆがかかって食べにくくなるという話も聞くんです。そういう話を聞きますと、今、新聞などでさまざま高齢者介護の実情というのが報道されてきて、読んでいると年をとるのが恐くなるというふうに思ったんです。介護の手が足りないの、食事の時間になると、御飯にお味噌汁をかけて、その上におかずを乗せて、全

部かきまぜて食べさせるという施設があるということなんです。その上、薬までかけて食べさせてしまうところもあるというふうに、これは新聞記事なんですけれど、書かれておりました。自分自身が年をとってその状況に置かれたときに、口も余りよくきけないし手も動かないけれども味覚だけしっかりしていたらどうしようかというふうに、そのときは感じたわけです。大変極端な例の出し方かもしれませんが、味がまざるということについては「子供なんだから我慢して食べなさい」という言い方が一つある、これまでの大人の感覚からしたらあるのかもしれませんが、食器の枚数をこのまま制限し続けるということは、根っこのところでは同じかというふうに、今お話ししたような、高齢者への対応と同じような人権無視になるのではないかというふうに感じています。

それから、いつまでも食器数を制限していくと、ごみ問題にもつながっていくということがわかったんです。今、食器数ですとか、それからスプーンやフォークの使用制限というのがあるんだそうですけれども、スプーンとかフォークとかおはしも1種類しか使えないということがあるんだそうです。ですから使い捨てのアルミ箔容器をたくさん使うとか、使い捨てのプラスチックのヨーグルトスプーンの使用がされているというふうにも聞いています。環境部はそのような実態を把握しているかどうかわかりませんが、学校は3,000平方メートル以上の大規模事業者に相当するわけですから、環境部としても関心を持っていただきたいところなんですけれども、これは次に譲るといたしまして、担当部としては、やはりこのままでいいのかどうか。ちゃんと期限を決めて、子供たちも人間らしい食事ができるような計画をきちっと立てていく必要があるのではないかというふうに思いますが、これについてはいかがでしょうか。

○副議長（宮沢清子君） 学校教育部長。

○学校教育部長（谷 正幸君） 作業をする側の合理性というか、後片づけとか、そういうものを考えて一つのトレイとか、先割れスプーンとかを今まで使ってきた傾向ですが、やはり家庭の食のように、食器によって食物の勉強をしたり、おいしさが増すということがございますので、そういう教育面からもそういうことがだんだん解消されてもうなくなるように、ぜひとも早くなくなるように努力をしてみたいと思います。

○副議長（宮沢清子君） 執印真智子さん。

○14番（執印真智子君） ありがとうございます。

先ほど質問しましたのは、例えば先割れスプーンだったら何年度ではやめるというようなこともあるかと思うんですけれども、その辺がわかれば教えてください。

それから、すべて予算をつけて買い直すかどうかということについては、実際に使っている学校があるわけですから、その辺がわかれば教えてください。

それから食器の枚数、これもどんな形で検討がされるのか、ぜひ積極的な対応をお願いしたいんですが。

○副議長（宮沢清子君） 学校教育部長。

○学校教育部長（谷 正幸君） 先割れスプーンをどこで使っているかという、今ちょっと把握していないんですけれども、全部使っていないとかじゃなくて、ほとんど使用していないというお答えをしたんですが、その辺をしっかりと把握して、できるだけ早い時期に、いつからということとはちょっと申し上げられませんが、担当の方とも十分検討しながら努力してまいりたいと思います。

食器の枚数の件ですけれども、学校によって多少違うんです。枚数、ですから必要、これは2枚あった方がいいというけれど1枚でやっているところもございまして、その辺も、さっきちょっとお話があったように労働強化につながるから、なかなか枚数をふやせないとかというようなことも含めて、十分（労働強化にならないよ」と呼ぶ者あり）いや、そういうふうには思いますけれども、実際には子供のために枚数をふやすような努力をしてまいりたいと思います。

以上です。

○副議長（宮沢清子君） 執印真智子さん。

○14番（執印真智子君） こういう問題については、食べる側のことだけではなくて、後ろにある労働関係のいろんな問題が絡んでくるというのはわかるんですけれども、ぜひこういうことについてはきちっとした対応をお願いしていきたいというふうに思っております。

それから先割れスプーンについても、もう少し計画を把握しておいていただきたいというふうに思っております。

今まで先割れスプーンですとか、食器の数ですとか、新しい食器について、これは進めていただきたいというふうには思っているわけですが、一つ一つのことというのは、わざわざ取り上げる必要もないぐらいに見えるんだろうと思うんです。でもそれがお互いに絡み合ったときに大きな問題を子供たちに与えているというふうに、いろいろ調べて思っているわけです。

例えば残菜の問題なんですけれども、先ほど少しずつふえているというお話があって、子供たちは少しずつ減っているのに、少しずつ残菜がふえているということは、大変今、

世界の中で飢餓の状況があるという中で大変胸が痛むし、悲しい状況だというふうには思いますけれども、これは、こういうこともあるんだろうと思ったある例なんですけれども、中学校の給食にトンカツが出されてきて、これが包丁で切られていなくて、1枚のまま出ていたというんです。そうするとナイフとフォークが添えられていたかというところ、ナイフとフォークはどちらか1種類しか使えないことになっておりますので、フォークしか出ていなかった。子供たちが食べたいというふうに思うのであれば、フォークで突き刺して端からトンカツをかみ切るしかないという状態だったというんです。これで本当に食べられるかということを考えてみますと、年ごろの女の子なんかはかなり恥ずかしいという部分が出てくるし、家庭ではよっぽどのことがない限りこういった食べ物の出し方というのはしていきませんから、なれさせたいとも思いませんけれども、勢い残菜となって残ってしまう。本当にこれ、軽い問題じゃないというふうに思うんです。子供たちは家に帰ってわざわざこのことを親に話すかというところ、親には余り話をしない。親は、まさかそんなことが学校で行われているというふうには夢にも思わないので、まさかそんな状況に子供たちが置かれているということは夢にも思わないので、知らないでいることが多い。

また、味つけの問題もあると思うんです。例えば新タマネギの時期には少し塩を多い目にしてやらないと、水分が多いので水っぽくなって残菜が残りやすいということなんです。それも給食をつくる現場で栄養士さんと調理士さんの連携プレーがうまくいっていないといけないうことなんだろうというふうには思います。

これは、食べ物が無い国だってあるんだから、出されたものはどんな形でも食べなさいという、そういう問題とは全然質の違う問題だと思うんです。学校が教育の一環として給食をやっている。その現場で、現実的にはこういうことが行われているわけです。結局、子供も人間ですから、おいしいとか、まずいとか、楽しいとか、不愉快とかというのを感じて当然なんですけれども、大人はその子供たちに対してありがたみを知らないとか、それから残菜が多いというふうに片づけてしまうことも、見方を変えればそういった現実もあるのかというふうに感じました。もちろんすべてが、その結果の残菜とは言わないわけなんですけれども、学校も親も思い込みから抜けて、もう一回子供の視点に立って給食をとらえ直すことが大事なんじゃないかと思っています。

新食器で食べた日というのは残菜がゼロになるという報告も聞いているんです。やっぱり食べる環境というのがあるんだろうと思うんです。また、その逆に新食器を大事にするばかりに、割っちゃいけない、割っちゃいけないというので、かえってそこに行

く時は気持ちが落ち込むというような、そういうようなこともあるというふうには聞いておりますけれども、食べることをやはり大事にしていくということが大事だというふうに思います。

ここで、子供の声がどういうふうに学校の給食の中に反映されてきたのか、またこれから反映されていくのか、というふうになっていくわけですが、今回、1番にも子供の権利条約というのも発効されまして、子供の意見を言う権利があるというふうに子供の権利条約には書かれているわけですが、給食一つとってみても、果たして子供がこうしてほしいとか、こうであつたらいいのというような場所があるのだろうかというのが、調べていって感じたところなんです。学校給食会というのがありますが、あれは今度初めて調理士さんが入ったということですが、校長先生とか給食の担当の先生、または調理士さんという、要するに食べさせる側が入っているわけです。子供たちは入っていないということがありますので、ぜひ、こういう細かいことが毎日の子供たちの暮らしなわけですから、子供たちは一日のたくさんの時間を学校にいるわけですから、声を取り上げていく必要というのがあると思いますので、そのあたりをお聞かせください。

続けて将来的展望について伺いたいと思いますが、さまざまトレーの問題ですとか食器の問題、調べていきますと、子供が減って高齢者がふえている状況になってきています。そうすると、現業の職員の方々の雇用の問題も含めて、地域に開かれた学校給食のあり方というのを模索する時期に来ているというふうに考えました。それで、基本計画の中には招待給食というふうにありますが、具体的にどういうもので、どんな目的でここに書かれているのか。また、これまでやってきたことがあるのであれば、その辺もあわせてお聞かせください。

○副議長（宮沢清子君） 学校教育部長。

○学校教育部長（谷 正幸君） 学校給食の、今、給食会の問題が質問ありましたけれども、子供たちの意見を反映させるための仕組みづくりが検討されているかということなのですが、児童、生徒の給食活動への参加ということで、給食会じゃなくて、児童、生徒が組織をする給食委員会があります。その組織の活動内容は次のような内容なのですが、小学校では大部分が児童会の中で設置して、18校が設置されています。中学校では生徒会の中に設置して、全校で設置しています。

構成委員は、小学校では5、6年生で14校あります。希望制は4校でございます。中学校では各クラスでそういうのがやられております。委員の構成です。

構成員で、小学校は8から25人で、人数ですが、20人前後が多いということです。中学校では30人から42人ということです。

活動の内容ですが、小学校では本日の給食内容が放送で給食関係者とインタビューしたり、献立の表示、メニュー、片づけの徹底とか集会とか発表会とか残菜調べとか、青空給食、リクエスト給食、ランチルームの活用、広報活動、交流活動というのをやっております。その中でも残さないようにとかという、そういう運動も一緒に中でやられております。

中学校では点検活動、献立表示、アンケート、給食を残さない、白衣の着用、生産者との話し合い、活動基盤の確立、マナーの徹底、広報活動、このような児童、生徒の給食委員会への教職員のかかわりはやっておりますけれど、教職員のかかわりは給食主任、担任、栄養士等が給食指導、献立等を通して連携を持っています。この児童、生徒の参加方式はますますこれから充実させ、発展させていきたいと思っています。調理員と児童とのかかわりあいは、調理員の仕事上から児童の食事時間帯は調理員も忙しくかかわりを持つことが困難ですので、児童のアンケート、給食だより等で意思の疎通を図っております。

食べやすい方法で切るとか、先ほど出ましたけれど味つけの問題とか、新食器の問題なんかもその中でやるんですが、日野の場合は栄養士は1校1人ずつということでしっかりやっていますので、私の方でも十分な指導を、食べやすい方法の切り方とかというのもありますので、栄養士と調理員をまぜて指導していきたいと思います。

将来の給食と招待ですか、老人の給食、地域に向けての展開をどうしてとらえているかという問題ですが、学校給食の場合は教育課程の中で特別活動で位置づけられていて、また日野市は平成6年度学校教育推進上の課題と施策の中でも開かれた学校、すなわち教育内容を地域に開くというような目標を掲げています。各学校では地域に開かれるという目的で、親子の給食、それから児童、祖父、祖母の給食と、それから地域の老人の方との給食、地元野菜生産者との給食、生産者の人たちとの給食等、学校給食に対する理解を深める努力をしています。ほぼ全校でやっていますが、三沢台小学校、平山台小学校。今後、学校給食が抱えておる課題としては、画一的な給食から個々に応じた給食にしたいということと、それから児童、生徒が学校単位で同一の献立をほぼ同量食べていますけれども、それぞれに応じた教育が提起されている中で学校給食においても選択できる給食、セレクト給食とかバイキング給食とかカフェテリア給食等の推進、お金がかかるんですが、こういうものをまた考えていきたいというふうに思っています。

日本の文化、郷土の文化の継承で、米飯を中心とする和食に関心を持ち、日本の食文化を身に着けられるような給食、地域で培われた食文化を体験し、郷土の関心が深められるような給食の提供をしてみたいと思います。

食事の環境改善ですが、望ましい給食指導を行うために食事環境の整備、ランチルーム——ランチルームは余りたくさんできていないんですが、これからもできるだけふやしていきたい。食堂の整備、食器具、先ほどからもありましたけれども、磁器食器を普及させていきたい。それから調理場の改善とか改修をこれからもきちんとやっていききたいと思います。

それから児童、生徒の健康状態に応じた給食ですが、貧血とか肥満とかアレルギーもございますので、その辺の状況を踏まえて、家庭にも協力をしていただいたり、現在の学校内の条件を考慮して学校給食をできるだけ充実を図ってみたいと思います。

そのほかいろいろありますけれども、このような目標を立てて給食をやってみたいと思います。

以上です。

○副議長（宮沢清子君） 執印真智子さん。

○14番（執印真智子君） ありがとうございました。

給食委員会というものがあって、子供たちが活動しているということですので、私が聞いていたのは、そこでは学期末にベスト3みたいな形で好きな給食というのをあれするんですけども、そういう調査をしているというふうに聞いていたんで、いろんな活動があるんだと思うんですけども、この中で、やっぱり子供たちに給食の中で困ったことがあったら言っているんだよということを、もっと話していくことが必要かというふうに思ったんです。子供も言っているんだよということをまず言うところから、少し調理士さんと子供たち、または栄養士さんと子供たちのつながりが深まっていくのではないかというふうに思います。これはぜひ子供の権利条約のことも受けて、積極的に進めていただきたいと思います。

私たちもうっかりと、ほとんど知らなかったんですけども、調理士さんを、例えば学校の運動会などのときには協力をされているということで、子供たちは顔を見て知っているのかもしれないんですけども、親は知らないことが随分あったなというふうに思いました。仕事の時間の関係で調理士さんと触れ合う場が余りないというのが実態だとは思いますが、学校の中でうまく調理士さんと子供たちが触れ合いながら、食べる子供たちの顔を見て、声を聞いて、調理士さんが仕事に励めるような、そういう

環境整備を進めていっていただきたいと思います。

それから招待給食につきましては、大変いいことだというふうに思っています。核家族化が進んでおりますので、お年寄りとお飯を食べることが本当でない家がふえていると思います。統計ひのに載っております東京都の総務局統計部統計調査課「東京都男女年齢5歳階級別人口の予測」というので、学齢期の子供、実際には5歳区分なので6歳から15歳というわけにはいかなくて、5歳から14歳の人口なんですけれども、それと高齢者の人口予測というのを見ても、平成2年には5歳から14歳が1万8,536人、65歳以上が1万3,044人、まだ子供の数の数の方が多いんですが、これが平成7年には、来年ですね、5歳から14歳が1万5,308人、65歳以上が1万7,322人となって、65歳以上が学齢期の子供たちを上回るというふうになっていきます。

それから、第4次の基本計画に移る平成17年には、5歳から14歳が1万4,402人、そして65歳以上が2万7,923人となっています。16年後の平成22年には65歳以上の人口が、5歳から14歳の2倍以上になるということが書かれておりました。この数字だけで単純にこれから日野の人口のふえ方というのを語ることはできないだろうとは思いますが、今の学校給食の現場の人材に頑張ってもらっていただきながら招待給食をさらに広げて、高齢者の会食の場としていくことも考えていかないと、現実的には老人給食では間に合わなくなるのかというふうに感じています。これは以前にも沢田議員さんの方からも質問がありましたけれども、さまざま縦割りのことがありますので、難しい部分がいっぱいあると思うんですが、余裕教室の活用などについても教育の担当の方としても検討の課題がたくさんあると思いますけれども、各学校でも招待給食を広げていくこと、これは栄養士さんとか調理士さんとの話し合いももちろん必要になってくると思いますので、ぜひ年度目標というか、ことしは何校ふやすというような目標を立てながら具体的にやっていっていただきたいというふうに思いますが、教育長のお考えはいかがでしょう。

○副議長（宮沢清子君） 教育長。

○教育長（長沢三郎君） 学校給食の問題につきまして、かつて一ノ瀬議員さんから「日本一の学校給食」という評価を受けている中で、きょう執印議員さんの方から、現在、学校給食のいろいろの問題点、そういう点を指摘されまして、確かにいろんな点で検討していかなくてはならない内容はまだまだ含まれているということを実感を持ってお聞きしておりました。

確かに給食そのものにつきましては、日野市の場合、例えば地場野菜の採用とか、あるいは学校食堂、そういうものの設置とか、または洗剤の追放とか、相当給食を通した

がら今の学校給食に対してそれぞれの観点から、あらゆる努力を調理員さんあるいは栄養士さんがやっていただいて今日来ているわけでございますけれど、確かにまだ先割れスプーンなんか残っているというような状態などは一刻も早く解消していかなくてはならない、そういうようにお話を聞きながら感じておりました。

将来の学校給食のあり方というものにつきましては、確かに画一的な学校給食という形でなくて、バイキング形式の給食のあり方とか、そんな点についても学校現場でもいろいろ調理員さん、あるいは栄養士さん等を含めて検討されている模様でございますし、いわゆる老人の方々の招待給食、これなども各学校で折に触れて採用しておりますけれど、そういう点につきましてもさらに積極的に学校とかかわりを持ちながら対応していきたい、こんなように感じております。いろいろ子供たちの意見、こういうものも当然、学校給食の中に大きく取り入れていくべきである、こう考えておりますし、子供さんたちの好きなメニューというのが、よくカレーライスだとか、ハンバーグだとか、スパゲティだとか、最近の子供たちの嗜好がある程度、学校給食に反映されておまして、そういうときには非常に残菜が少ない。それと子供たちの栄養という問題、そういうものをうまくミックスしながら、子供たちの意見が最大限取り入れられるように給食のあり方、そういうものをこれからも進めていくように極力、努力していきたいと思っております。

○副議長（宮沢清子君） 執印真智子さん。

○14番（執印真智子君） ありがとうございます。

例えばバイキング方式の給食についても触れていただきまして、また招待給食も積極的に進めていくということですので、ぜひ触れ合いの場というとらえ方であっていただきたいと思いますというふうに思います。

それから、ここから先はまた違ったとらえ方で、福祉の部分とうまく連携をしながら給食をふやしていかないといけないんじゃないかというふうに思っているんです。それをどこで話し合っていくのか、いつか子供たちとお年寄りの給食をどのようにとらえ直してまちの中に仕組みとしておさめていくかということを考えないといけないときが来るだろうと思うんですが、それはどういう形でやっていくのか、市長のお考えをお尋ねしたいと思います。

○副議長（宮沢清子君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 学校給食の本来の任務は、教育の一環という位置づけで学校生活の中でいろいろな体位の成長にあわせ精神的な成長も期待をする、というところにあるわけでありまして、余剰の社会化という考え方が近ごろだんだんそれに入るといい

ましようか、あるいは認められつつある、こういう関係だろうとっております。したがって、あくまでまだ試行段階、あるいは余剰の機能をどのように社会に開放し、貢献をしていくかという時期であろうというふうに思っております。

したがいまして、今伺っております行政側の答えの中に招待給食、お招きをして給食をする、これもいろんな社会開放の意味もあると思いますし、また助言をいただく必要な機会だろう、このように思っております。計画的に招待給食あるいは、とりわけ高齢化社会に向かっての学校給食との関係は、これからの課題としていろんな役割や積極的な検討を進めていく時代に来た、こういう受けとめ方しております。

○副議長（宮沢清子君） 執印真智子さん。

○14番（執印真智子君） ぜひ、高齢者の方がこれからふえていきますので、追いつかなくなってしまったということがないように学校給食と連動しながら将来を見ていくという、そういう仕組みを庁内の中にもつくっていただきたいというふうに要望いたします。

先日、吉富議員からも老幼一元化という御提案がありましたけれども、ある市民の方から、こんな御意見を伺っております。その方はずっとお年寄りの介護をしているんですけども、栄町のサービスセンターもできたけれども痴呆性の人が週1回で、健康な老人が週2回行けるのは何かおかしい。介護している側からすると、痴呆性の老人の介護はとても大変なので見てもらう場所というのをふやしてもらいたいという、そういう話がありました。

そのときに、今中学校区に一つずつという計画があるんですけども、近くにある公共施設を利用して集団介護というとあれかもしれませんけれども、お年寄りが集まって情報提供を介護する側もしながら少し自分もほっとするような、そういった場所も欲しい、それから自分の家のお年寄りにはもう優しくできなくなっている、よそのおじいちゃんなら優しくできるかもしれないという、そういうような話もありまして、それが正直な感想なんだろうなというふうに私は思って聞いたんです。そのときに、やっぱり招待給食のようなものが地域に広がって行って、そこで御飯が食べられる。痴呆の方だけではなくて高齢者の方も足が丈夫な方はそこに歩いて行って食べられる、そしてそこがまた異世代——世代の違う人たちと触れ合える場所であると、すごくいいんだろうと思うんです。子供たちの孤食の問題が随分取り上げられた時期もありましたけれども、老人給食というのは配達をするわけですから、孤食になるという、そういうさみしさもまたあるのではないかというふうに感じておりますので、ぜひ積極的に今後も進めていっ

ていただきたいと思ひます。

その市民の方がお話の中で、介護をしていたんだけど、自宅で2人で、介護する人とされる人といんだけど、たまたま知り合いの赤ちゃんに遊びに来てもらったら、お年寄りがそばを離れなかった、とても顔が輝いていたという話が印象的でした。学校給食についてはアトピーですとかアレルギーとか、そういう対応給食への課題もあると思ひますので、いずれまた質問させていただきたいと思ひますが、将来の展望については、ぜひ前向きな検討をお願いいたしまして、この質問を終わります。

○副議長（宮沢清子君） これをもって15の1、子ども達のための学校給食の改善と、地域に向けての将来的展望を問うの質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思ひますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（宮沢清子君） 御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後0時8分 休憩

午後1時22分 再開

○副議長（宮沢清子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問15の2、「女性の社会参加促進」の方向を問うの通告質問者、執印真智子さんの質問を許します。

〔14番議員登壇〕

○14番（執印真智子君） それでは、質問をさせていただきます。

現在、総務委員会で審議をされています基本構想、それに伴う基本計画の5-1-4「女性の社会参加の促進」の項につき、まず質問をさせていただきます。

昨年7月、基本計画に対して何点か意見を申し上げた中で、取り入れられたもの、取り入れられなかったもの、それぞれありまして、取り入れられなかったものについては、しぶしぶではありますがそれなりに市の考えを了解した部分もあります。しかし、議案提案の折にも触れさせていただきましたように、女性の社会参加の促進が、女性みずからの自覚を高めるだけで解決できるのかどうか、昨年7月に最初の基本計画案が示されてからずっと私はこの項に違和感を持っています。

基本構想や基本計画は単なる書き物であるし、こんなものでいい、詳しくは3月に予算の通った女性行動計画でやればいいという考え方も、もしかしたらあるのかもしれませんが、この女性の社会参加の促進の項が、このまま10年間、市の基本計画として残っ

ていくのは、そのとき議会にいた者として次に続く世代に責任がとり切れないという感じを持っています。

この女性の社会参加の促進、現状の課題では「地域社会の発展にとって女性の果たすべき役割は極めて大きく、当市においてもこれまで自治会活動、教育活動、各種文化活動、環境保護のためのリサイクル運動、消費者運動などで、女性が大きな力を発揮し地域社会に貢献してきています。しかし、女性の社会的地位は依然として低く、こうした現状を打破し女性の社会的地位の向上を図るには、女性みずからの自覚を高め推進することを基盤にとしつつ、各分野への女性の参画を目指すこと、さらに男女平等観に立ち、全市民的課題として取り組む必要があります。

市民意識調査では、女性の社会参加の条件として、子供や年寄りの介護施設、制度(41.5%)、情報提供(17.1%)が挙げられています。当市では昭和63年から女性相談事業を開始し、面接相談及び電話相談を実施していますが、電話相談のニーズは多く、相談内容は多様化しています。女性の悩みを解決し、さまざまな分野で力を十分発揮してもらうためには、そのための諸条件の整備が必要です。」これが現状と課題に書かれていることです。

これを分析をしつつ何度か読んでみますと、地域社会の発展にとって女性の力は大きい、それは自治会や教育活動やリサイクル、消費者運動などである、これらの面で女性は社会に貢献をしている、でもその割にはまだ社会的地位は低い、ということが最初の部分かと思いますが、まず、女性の社会参加の部分を地域社会というふうに限定していることにおかしさがあるのではないのでしょうか。また、この書き方そのものが、入り口から性別役割分業の視点で書かれていると思います。

念のために何人かの市民の方に読んでもらいましたが、何が言いたいのかよくわからない、自治会や教育活動やリサイクルや消費者運動が市の考えている女性の社会参加で、その部分をさらにふやそうということではないか、労働の場での女性の位置づけはなぜないのか、という意見が多く、中には、行政がつくるものだからこんなものでしょう、というような声もありました。

昨年7月には、基本計画に対して女性の自覚を高めるだけでなく、男性の自覚を高めなければならないのではないかという旨の意見を出しておりますが、この5-1-4の記述については社会的現象を挙げているのであって差別表現ではないという判断で、書きかえられておりません。現状把握であり差別ではないという、その判断は、では課題は何なのか、何を解決するためにこういう基本計画を立てていくのかという、基本計画

そのものの性格があいまいになってくるというふうに思います。

1993年6月には、東京都生活文化局が発行しております「21世紀への旅立ち—男女平等の社会的風土づくり」を読みますと、目次だけ読み上げてみますが、大きな1、女性問題は女性だけの問題か、1-1、男女平等社会の模索、理念と現実のギャップ、1-2、女性問題は男性問題、1-3、男女間の意識のギャップ、1-4、単顔から複顔へ、問われる男性の生き方、というふうが続いています。単顔というのは、単純の単という字です。一つの顔からさまざまな顔を持った生き方へということですが、ここで問われているのは、男性の生き方です。

大きな2として、生じている問題という取り上げられ方で、女性労働、地域と家族、若い世代にとっての男女平等など、細かくは省略しますけれども、載せられています。

日野市の基本計画、5-1-4、女性の社会参加の促進は、計画の内容、施策名、主な事業計画、計画実施期間というところで、こういうことを具体的にはやろうとしているんだなということはわかるわけですが、この世界の流れの中での女性の社会参加、社会参画、男女平等をどうとらえているのか、この現状と課題からははっきりと見えてきません。それを一体どのようにとらえているのでしょうか。

また、この項を書き上げるに当たって、どんなやり方で、だれが責任を持って書いているのでしょうか。

さらに、日野市婦人行動計画は、この第3次の基本計画の中にどのように生かされてきたのでしょうか。

まず、この点をお尋ねいたします。

○副議長（宮沢清子君） 執印真智子さんの質問についての答弁を求めます。生活文化部長。

○生活文化部長（藤本享一君） 基本計画案の103ページの5-1-4の点で、今御質問を受けているわけですが、既に前の議会等でもいろいろ御意見をいただいたところでございます。

この女性の社会の参加の促進の項で御指摘を受けましたとおり、現状と課題の件で、女性問題全般の解決の問題としまして、もっと具体的に記入する必要を感じてはおりません。この当時の原案をつくった時点では、ことしからの女性の行動計画等にもっと具体的に入れ込むような形で、ここでは総体的な表現でというような考えがあったように覚えております。

特に、男女平等観につきましても、それから女性の社会参加の促進に関する部分

等についてのものを、ぜひこれに考慮して折り込んでいきたいというふうにただいまは考えております。今現在でも、年齢に比例してといたしますか、若い人ほど女性の理解度がよくなっているということも聞いておりますが、子供のとき、幼児のころから家庭での影響、また小学生、中学生での男女平等教育等が徐々に成果を上げてきていると思いますので、こういうことについてのまたさらに一層の促進とか、あと、女性の地位向上を目指すためにあらゆる分野の女性の進出、これが先ほど御指摘の地域社会という表現が、とにかくすべて全般のことを対して言っている、つくった方側にしてみればそういうつもりだったわけですけれども、この字だけを受け取ると、そういうような理解の仕方もあるかということで、この部分も表現をやはり変えなければいけないんじゃないかというふうに感じております。

それから、女性自身の意識の発展、このことについてはもう既に強く今までも言われてきていますけれども、今も御指摘のように男性の理解と協力が、これはないと不可欠であるというふうに思います。大変恥ずかしいことですが、私、先ほど午前中、おじいちゃんに家では余り優しく当たらないけれどほかのときには、というようなことがあったように、私どもも一たん外でいろいろの女性に触れるときには、自分が敬意を表しながらいろいろ気を使ったりする部分がありますが、一方、家に帰りますと、つい「おい、これをやれ」とか何とかというようなことが実際に自分でも感じております。こんなこともやはり全体の啓発や何かで直していかなければいけない、こういうようなこと、すべてのことを折り込んで事に当たっていききたいというふうに考えているところです。

○副議長（宮沢清子君） 執印真智子さん。

○14番（執印真智子君） ありがとうございます。

私の質問としては、どんなやり方で、だれが責任を持って書いたのかということと、日野市の婦人行動計画がどのように生かされているのかということも、あわせて質問したんですが、それではもっと具体的に質問しますけれども、今回プロジェクトチームをつくって、この基本計画策定に当たっていますけれども、女性がとても少ないというふうに思うんです。たしか28人のうち2人だったように思うんです。それがこういうところにも出てきているのかということと、婦人行動計画を見ますと、昭和62年につくったにしてはさまざまな、例えば性別役割分業をなくすというようなことも入っておりまして、よくできているというふうに感じているんですけれども、それが生かされていないんじゃないか。ということは、つくったけれどもうまく利用されてきていない。役所の中でも

時々話し合いが持たれて点検をするというようなことがやられてこなかったんじゃないのかというふうに思ったので、この質問をさせていただいたんですけども、実際には役所の方が書いたのかどうかということと、それから婦人行動計画についてきちんと点検をしてきているのかどうかということをお尋ねしたいと思います。

○副議長（宮沢清子君） 生活文化部長。

○生活文化部長（藤本享一君） どんなやり方で、だれがつくったかという点、先ほども説明を忘れて申しわけありません。これは、今回の基本計画の原案につきましては、それぞれ担当部署から吸い上げ、それを企画財政部の方で総体的にまとめてきているわけですが、具体的な素案につきましては、ほとんどそれぞれこの分については女性センターが中心になって上げてきているというのが実態でございます。

また、今までの行動計画の点検というようなことで、点検の仕方はいろいろあるわけなんですけれども、厳密なチェックの仕方ということを今までやってはいないわけですが、取り残した部分の方が多い部分がございますが、これらをまたこの次の計画の中に折り込んでいってどうようにしようかというような、資料にする程度の点検というようなのが実態でございます。

○副議長（宮沢清子君） 執印真智子さん。

○14番（執印真智子君） それでは、女性センターの方で書かれたということではありますけれども、前回の基本計画、これは女性の英知と力を地域社会にという、そういうくり方で書かれていますけれども、この現状と課題の方が、今回よりも実態把握としてはよくできているというような印象を持っておりましたので、それと整合性を持たせてつくったこの婦人行動計画がありながら、なぜ今回こういう形で出てきたんだろうというのが一つの不思議ではありました。

それで、先ほどの一番最初のお答えの中で、見直しをしていきたいというようなお話もありました。大枠ではどこが問題なのかということは、例えば地域社会を全般としてとらえていたけれども表現を変えたりとか、それからもっと具体的に書く必要を感じている、そのようなお答えがあったわけです。それはぜひそういうふうに書いていただきたいというふうに思うんです。

例えば、八王子の基本計画、これを見ますと、すべての章の一番最初に「男女共同参加社会の形成」というのが来ております。これは、その下に健康づくり、生涯福祉社会の形成、生活環境の向上、高度情報化への対応、地域経済の活性化ということで、まず男女共同参加社会があって、そして市のさまざまな施策が展開をされていくという、そ

ういう基本計画になっているわけです。

男女共同社会ということ、まずこれをきちっとやっていかないと、これから高齢化に向かったときに、男も困る、女も困る、そういう社会になっていくだろうと思いますので、本当はこういうつくり方の方がよかったというふうには思います。男女共同社会の実現というためには、女性の働く権利の保障というのがまずないといけないと思うんです。一番これに抜け落ちている部分かというふうに思います。

それから、教育の中の男女平等教育の徹底というのを大前提にしないといけないというふうに思うんです。先ほど部長さんが、教育の中で男女平等教育が進んでいるというふうにおっしゃったんですけれども、東京都が調べたものによりますと、やはり性別役割分業が子供たちに語り継がれているというか、身にしみ込んでいるというような感じを持っています。そして、ずっとこういう活動もしてまいりまして、男性の無自覚というのがひどいばかりに、家庭の中に強いストレスを抱えながらやっとの思いで社会参加をしている女性というのはたくさんいます。また、女性は家にいてほしいという夫の希望というか、欲望というか、余りに強いばかりに家庭に縛りつけられているとしか表現できない女性も何人かいました。子供の手が離れて福祉の現場で少し働きたい、そう思っているけれども家にいてほしいということで外に出ていくことができない。女性問題は男性問題だというふうに私は思っています。この男性の自覚を高める施策をはっきりと書き入れるべきだというふうに思います。

先日、30人ぐらいの大学生と政治の活動について話す機会がありました。議員になったきっかけとか活動の中身を話して意見交換をしました。会が終わって話し足りなかったのか、1人の女子の学生さんがそばに来まして「女の幸せって何でしょう」というふうに聞かれました。この手の質問は久しぶりでしたので、少々面食らいましたが、私は「女でも男でも自分の好きな仕事ができ、しかもそれが社会の役に立つということではないでしょうか」というふうに答えました。すると「家族を犠牲にしてもですか」というふうに、さらに聞かれたんです。「それは女でも男でも困るでしょうね」というふうに答えたんですけれども、このやりとりを後になってよく考えてみると、女が働くということは家族を犠牲にしてでなければあり得るはずがないという思い込みが、その若い女子学生にはあったんだろうというふうに思います。

その後、ややしばらく先ほどの質問した女子学生さんも含めて女性の人生について語り合った中で、女性は家庭に入ることによって自由がなくなるというふうに思っているけれど、考えてみれば男性だって家族の生活を一身に担って、家族の生活費を得るためには環境

破壊になるからこの仕事は嫌だなというふうに思ってやらざるを得ない不自由さがあるでしょう、というふうに話をしましたらば、男だって不自由な人生を生きているのが今の社会ではないかというふうにお話をしましたらば、「そんな考えを初めて聞いた。これまで思ってみたこともなかった」そういう答えだったわけです。「大学を卒業したらずっと勤める道を選ぶか、二、三年働いた後結婚するか、どっちにしようか迷っている」というふうに言うんです。それで、これまでは仕事をするか結婚するか、または子供を生むか生まないか、どちらかの選択しかなかったんだけど、これからの女性はどちらも選べるような社会をつくっていかないといけないんじゃないだろうかという話もしたわけなんです。

国連婦人の10年というのがありまして、国内でも法が整備をされまして、女性の働く権利もはっきりと打ち出されている中で、これは何なんだというのが私の正直な感想です。その女子学生さんたちが悪いというのではなくて、教育の現場は一体何をしてきたんだというふうに腹が立ちました。男女平等教育の推進、女性の働く権利の保障をはっきりと明記をした書き直しをしていただきたいというふうに思っています。それで、これについてはどういう形でまた私たちのところに示されてくるのか、御回答と、こちらにもう一度どういう形で返ってくるのかということをお尋ねしたいと思います。

○副議長（宮沢清子君） 生活文化部長。

○生活文化部長（藤本享一君） 男女平等の教育、これは小学校、中学校の教科書、そういうものの中からは以前に比べればずっと進んでいるというふうに私は受けとめております。

また、今の学生さんの場合に、学校教育よりも、もしかしたら家庭での教育が影響が強かったのかと私はちょっと感想を持っているわけですが、いずれにいたしましても、いろいろの問題があろうかと思えます。そんなことで、この基本計画のこの部分については具体的に、かつ教育のことや男女平等のこと、そういうことをもう少し整理をさせていただいて、再度ここに書きかえるといいましようか、差しかえといいましようか、そういうようなことを検討をさせていただきたいと思えます。

○副議長（宮沢清子君） 執印真智子さん。

○14番（執印真智子君） 今のお答えの中で、家庭の役割というふうにおっしゃいましたけれども、両方の役割だとは思いますが、家庭の中で男女不平等がその女子学生は持っていたんだろうというようなお答えでしたけれども、そういうふうにこの問題を受けとめるところに私は問題があるというふうに思います。決してそういうことでは

ないというふうに、それは一つ確認をしていただきたいんです。しっかりと教育の場で身に着けさせなければいけないというふうに思います。

私は、先日、アメリカの州立大学の先生とちょっとお話をする機会がありましたけれども、アメリカでも60代の男性というのは日本の男性と同じだという表現でしたけれども、しかし若い世代、30代から40代というのは教育の中で自分が教養があると思っている男性は「私は御飯の支度はできません」というようなことを言うのは大変恥ずかしいことだという、そういうお話がありました。それを今きちっとしていかなければ、また同じことが繰り返されていくというふうに、男女の不平等が繰り返されていくというふうに私は感じています。その辺は計画をつくる人、それが男性が多いという、そういう状況の中で、どうしても最後は母親が働いているから子供が悪くなるとか、母親が働いているから子供が悪い本を見るとか、そういうふうに最後は弱いところに責任を押しつけてきたんだろうというふうに思いますので、そういうことはぜひ、これからまた書き直すのであればしっかりと認識をしていただきたいというふうに思っています。

それで、これから女性行動計画ができていくわけですけれども、これについてはどういった段取りで進めていくお考えでしょうか。

○副議長（宮沢清子君） 生活文化部長。

○生活文化部長（藤本享一君） お答えします。

ことしの予算で、多少でございますが女性問題推進委員ということで報酬を用意をさせていただいております。報酬の分については10人分で5会合を予定をしているわけですが、できれば報酬は出ない部分でございますが、市の職員もかかわりの深いところを2名ぐらい入れられたらいいというふうに今考えているところですが、今、この素案をつくるための資料の収集とか、また市民のニーズ収集のためのこととして、学習会だとか、また女性センターの使用者グループ等から意見を聞くとか、アンケートをとるといったようなことを進めるように準備をしているところでございます。

また、庁内におきましては、この基本計画とのまた整合性を図ることや、関係期間との連携を図りながら進めていきたいというふうに考えておきまして、今現在、庁内女性行政連絡会というものがあるわけですが、今まで機能を果たしていない部分が多くありましたけれども、これをまたより活用したい。7部で16の課長がこれに所属するわけですけれども、こういうものをフル活動し、また市民に対しましては啓発活動とか広報紙などでの情報提供だとか意見の収集、また市民参加のこの推進に関する要綱に基づく参画の推進委員、こういうようなことを予定をして計画に取り組んでいきたいというふう

に考えております。

○副議長（宮沢清子君） 執印真智子さん。

○14番（執印真智子君） ありがとうございます。

部長の方からも、どういう表現でしたでしょうか、余り予算が多くないような発言があったんですけども、これ、また6年なり、男女平等の社会のためにこの計画がつくられていくわけですから、少し時間をかけてちゃんとしたものをつくっていききたいというふうに要望します。

それから、また先ほどのところに戻ってしまいますけれども、この5-1-4の女性の社会参加の促進というところですか。これは、くくり方が悪いんじゃないかという気もするんです。もっと男女共同参加社会の形成とか、もしくは男女共同参画型社会を目指してとかいう、そういう書き方にしていかないと、現状だけが前面に出てきて、結局どうしたいのか、今何が問題で、どういうふうにして変えていくのかということが見えなくなってしまうと思います。その辺もあわせて検討していただきたいわけですが、それはいかがでしょうか。

○副議長（宮沢清子君） 生活文化部長。

○生活文化部長（藤本享一君） 今の御意見等、参考にさせていただきたいと思います。

○副議長（宮沢清子君） 執印真智子さん。

○14番（執印真智子君） ありがとうございます。

それでは市長に、私、このことについては昨年の決算でも質問しまして、やっぱり女性の自覚だけを高めてそれで本当に問題が解決するんだろうかということで質問をいたしまして、市長は、私はそこでぜひ男性の自覚を高めるということも含めて見直してほしいということを言っているわけですけども、市長は「男女平等の原理はまさに憲法の人権問題からスタートしている考え方でございますので、どちらかといいますと言葉で表現をすると、しばしば女性の自覚を促すとか、高めとか、そういう言い方になりがちでありますから、本来は両性は全く対等平等に意識を新たにするという努力が必要でありますから、そういう考え方で政策発言等の書き物、あるいは政策決定の場にも広く女性の能力を発揮していただく、そういう地方自治体を目指してこれからも努力をしていきたいと思っております」というようなおっしゃり方でお答えをされているんです。それがここまで来たということに、私は一体どういうことなんだろうとは思いますが、今の私の質問の中で、このことについては男女平等教育、それから女性の働く権利を保障すること、そういったことを含めて見直しをしていくという、そういう答えがあった

わけですが、市長の見解をお聞きしたいと思います。

○副議長（宮沢清子君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 私は過去の議場で、女性問題の考え方にかかわりまして、原始の時代に女性は太陽であったという言い方が女性運動の先覚者から指摘をされ、そしてそれがその女性問題の大きな指導原理になってきたというふうに言ってよろしいのではなからうかと考えますということをお話をしたことがあります。母系家族という、いわゆる原始の当時の男女の関係の形成から言いますと、まさに太陽的存在であったということが、よく言い得ているというふうに言えるかと思えます。その後、だんだんと封建時代、あるいは封建社会、あるいは比較的新しい立憲主義の政治体系、そして今日の民主主義体系、こういう時代の変革の中で、まだまだ、つまり封建時代の女性観が男性の側にも女性の側にも尾を引いているということの方が、いわゆる女性問題ではないだろうかという感じがいたします。

したがって、なるべく意識しない、それこそが一番女性問題の到達する社会ではないだろうかというふうに言えるかと思うわけであります。つまり経済社会には、どちらかといいますと分業制でありますとか、あるいは何らかの能力制、つまり利潤追求のためにすべてが構造になり組織されるという社会情勢の中で、例えば我が国では我が国特有のいわゆる問題と言われる状況が今日でも存続をしている。したがって、今、私の発言というふうにお話しいただきました。やはり民主主義がすべてのその問題の帰属、帰属というよりも帰趨の最終目標ではないかというふうに言えるのではないかと思っております。そして地域社会、自治体行政がどのようにそれらの問題とかがかかわりを持つか。これもまたもう既に憲法があり、最近には男女雇用機会均等法もつくられ、原理としてはほとんど無差別という共同社会の建前になっておるわけでありますから、これをいかに地域社会で、あるいは家庭で具現化をしていくかということであって、余り大きなテーマとして扱う意識よりも、実質的な考え方、あるいは行動、そういうことによっていわゆる男女平等社会をおのずから形成されるべきではないか、こういうふうに思っております。余り高邁な知識はあるわけではありませんけれど、私どもの描きます、つまり意識しない、差別を意識しないといえますか、分担はおのずからそれぞれの関係において発生するものでありましようから、それを優等感、劣等感という形で取り扱わないということが、個人個人の尊重の立場でも大切ではないだろうかというふうに思っています。

女性の行動計画あるいは基本計画等の中で、余り具体的に女性問題という、つまり解決すべき課題ということで問題を提起いたしますと、何かまだまだ、いわゆる性の差別

があるんだなというふうに表現されることになってしまいます。地域社会あるいは家庭におきまして、特に一日の生活の行動範囲といたしまして、比較的地域に密着をされる女性の役割ということになるわけでありますので、むしろ育児にいたしましても、あるいは教育にいたしましても、あるいは地域の連帯、思いやり、ボランティア、コミュニティというふうな領域に女性がしっかりと基盤をつくっていただくということこそ、まさに大切な課題ではなかろうか、こんなふうに思っております。

○副議長（宮沢清子君） 執印真智子さん。

○14番（執印真智子君） ありがとうございます。

市長、いろいろお話しいただいたんですけれども、市長が最後におっしゃった、女性は地域にいるから地域の中で基盤をつくっていくんだということが、もう既に（笑声）今私たちがなぜこれを問題としたかということ少しずれているのかというふうに思っています。

再三申し上げているように、女性も働く権利を持っているんだけれども、高度経済成長の中で男は外に行く、女は家を守るということが、それが普通のことになってきたということだと思えます。無意識のうちに、無意識にお互いの性差を感じなくていいというのは、それはそのとおりだと思いますけれども、今、無意識のうちに植え込まれているというのが実情なんです。だからそれを変えるために、私はこの女性の社会参加の促進も書きかえていただきたいし、女性行動計画をつくるときに、とりあえずつくればいい、つくったけれど後はお蔵入り、庁内の女性行政連絡会ですか、それも何年に一度あるのかないのかかわからないというような、そういうことでは差別の意識というのが再生産されていくだけだというふうに感じているということを私は今ずっとお話をしてきたつもりなんです。

それで、こういう大変いい行動計画がありながら教育の場ではどうかというと、男女混合名簿、これもまだ行われておりません。男が先、女が後というのを、こういうところの学校教育の中で教え込まれていくんじゃないかというふうに思います。校長先生に、一度「小学校や中学校の児童会長や生徒会長は男と女がどっちが多いですか」というふうに聞いたときに「今は女の子も多くなっています。女の子の方がよく気がついていい面があります」というようなお答えだったんですけれども、女の子は気がつくという、そのこと自体も個人差ではなくて性差として片づけてしまっているところに問題があるというふうに思っています。その固まったものが、この女性の社会参加の促進という形で出てきたと思うんです。市長、ぜひその辺をもう一回考え直してもらいたいんです。私

は、男も女も働く、そしてもし家庭を持っている人だったら、男も女も子供と遊ぶ時間がある、男も女もボランティアの時間が持てる、そういうような社会をつくっていかないといけないというふうに思うんです。もう一回、市長のお考えをお聞かせください。

○副議長（宮沢清子君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 結局、固い言葉で言えば、民主主義社会をより発展をさせるということと、それから風のごとく水のごとく、みんなで協力をし合って思いやり社会をつくるということが究極の自治体行政のはずだと私は考えております。

○副議長（宮沢清子君） 執印真智子さん。

○14番（執印真智子君） では、これについてはまた今後もいろいろお話し合いをしていかないといけないだろうというふうには思います。そう思います。しかし、今回、とにかくこの社会参加の促進についてはもう一度、女性の声をしっかりと取り入れて作り直していただきたい。そうしなければ、基本構想も基本計画もないというふうに考えております。

以上で質問を終わります。

○副議長（宮沢清子君） これをもって15の2、「女性の社会参加促進」の方向を問うの質問を終わります。

一般質問16の1、学校における「空き教室」の利用について（その2）の通告質問者、菅原直志さんの質問を許します。

〔3番議員登壇〕

○3番（菅原直志君） 通告に従いまして、質問させていただきます。無会派の菅原直志です。

まずは、今回は、その2ということで質問させていただきます。学校の空き教室の有効利用についてです。前回の質問の中で私の方で間違えた発言がありましたので、その訂正とおわびを申し上げるところから始めようと思っています。

前回の質問の中で、南平高校の件を発言いたしました。内容は、将来的に南平高校は老人ホームに転用できるということで、私、発言しておりました。その情報は複数のところから入ってきてたので、そのとおりだろうと思ってたところ、実際に南平高校の校舎を見て、そして学校の校長先生とも話してみたら「そんなことは全くない。地域の日野市の中でそういううわさが立っていて非常に困っている」そういうお話をいただいたんです。関係先からも年に何回か問い合わせが来て、本当に対応を苦慮していますということでした。そこで、何とか広報もしてくださいと言われた関係もありまして、では

ここに南平高校は高校としてできているということを表明すること、それと、あとは前回の質問の中で間違いがあったのでそれをおわびし、訂正させていただきます。

では、今回の話の中に入っていくわけですが、前回の一般質問の中で3人の議員の方が、この空き教室の有効利用について題材として取り上げております。今回は、私も含めて2名の方が、空き教室を有効利用しようじゃないかというお話をされております。この空き教室の有効利用に対する要望が非常に大きいことは、これだけでも実感できるのではないかと思います。

さて、ここで前回の議論を簡単にまとめていきますと、まず空き教室の実態について、これは理事者側からのお話ですが、余裕教室という言葉が使われております。学校の保有している教室がありましたよね、そこから認可教室を差し引いたものが空き教室である、という定義でございます。そして、平成5年度の実績で小学校152、中学校52、合計204の教室が空いております、このような御答弁でございます。学校の空き教室の使い方としては、その基本理念として四つの考え方がありますということです。

最初の三つ目は、基本的に学校教育に重点を置いた使用や転用が図られている、ということです。

一つ目、学校教育施設の拡充として、図書室、資料室、特別室としての使用がありません。

二つ目、生活交流のスペースとして、児童会議室、ランチルーム、クラブ室としての使用があります。

三つ目、学校教育施設以外の使い方としては、学童施設、研究施設としての使用が行われます。

そして四つ目、これが社会教育施設への転用としての教室開放という考え方がある。

それで私が今回、前回もなんですが、取り上げているのは、この四つ目です。社会教育として取り上げてほしいということを言っております。

さて、前回の中で明らかになったことですが、学校が社会教育施設として開放できるのは、例えば滝合小学校、これの会議室、平山小学校の和室、百草台小学校の和室、高幡台小学校の和室、こういったものが挙げられました。そして、実際に一般の方々に学校長の許可、責任のもとで開放されているということも明らかになりました。その開放した事例の中で、問題が発生したこともないということも、お話をいただきました。では、学校を使わせてくれ、学校を使えるじゃないかと言ったところ、教室を開放する場合には学校の管理責任者である学校長、これと、地域開放とのかかわりがきちっとした

責任をとれるような体制になれば開放は可能である、このような答弁もいただきました。また、学校を開放する場合の一時転用、これは一時的に転用します、また元に戻せますという考えです。それと、恒久転用、つまり改装して、その後は普通教室としてはちょっと戻せないかもしれない、そのぐらいの気持ちでつくる恒久転用というお話もありましたので、理解するところです。

さて、3月の議会以降、3人の方が一般質問をして、その要望は大きいとわかった時点で、それから今まで2カ月たっています。この2カ月の間「議論します。検討します」というお話をいただいていたから、一つ目の質問として、どのような対応をされたのか。ちょっとこの問題の佐瀬議員の質問と重複しますが、簡単にお答え願いたいと思います。

お願いします。

○副議長（宮沢清子君） 菅原直志さんの質問についての答弁を求めます。学校教育部長。

○学校教育部長（谷 正幸君） 4月ですけれども、校長会の代表とお話し合いをちょっとしました。4月16日、土曜日だったと思います。議会でいろいろ起こったことについて、これからこうしていかなければいけないという意見を、教育長と私で行きまして、お話をまずしました。学校の方でも検討してみてくださいと。その中でも一応開放することについては協力していきたいという話がありました。

それから5月になりまして、5月11日でしたか、教育委員会全部の部課長で第1回目の会議を開きまして、開放のあり方とか、そういうものを検討いたしました。

以上です。

○副議長（宮沢清子君） 菅原直志さん。

○3番（菅原直志君） ありがとうございます。

昭和62年ですね、学校開放についての検討する委員会が開かれております。昭和63年3月に答申が出されておりますが、この名前は「余裕教室活用委員会」という、こういう名前でございました。この委員会の中で、学校教育の問題と、社会教育という二つの分野を柱にして検討がなされたということも承知しております。63年といえは今から6年前ですね。その答申を受けて、行政としては今まで6年間にどのような対応がなされたのでしょうか。それを、前回は聞きましたが、もう少しお話を聞いてみたいと思います。

前回の答弁の中には「学校の大規模改修にあわせて体育館の外から使えるトイレを設

置しました、ランチルームの設置をいたしました」そういうことのほかに、余裕教室を改良して一般へも貸し出せるようなお金をかけて恒久的な施設を設置した、これは発言のとおりです。もう一度言います。「余裕教室を改良して一般へも貸し出せるようなお金をかけて恒久的な施設を設置しました」こういう発言も得ております。

さて、先日、5月に、私は多摩平にあります日野第五小学校に実際に行ってみりました。この学校の校舎は63年の答申の後に改修されておりますので、この答申が反映されているであろうというふうな気持ちで行ってきたんです。もう少し詳しくお話しさせていただきますと、この校舎の特徴の一つとしては、学校の校舎がL字型になっているわけです。L字型になっておりまして、その北側部分に特別教室が集中しております。1階に図工室、第二音楽室、2階には図書室があります。そして4階になったときに多目的教室があった。北側のL字型の上の部分です。この部分に特別教室が集中していたという関係から、答申が十分に反映されたのかなというふうな気持ちも起こりました。

一番象徴的な面なんですけれども、その北側部分に一つ、昇降口がございます。この昇降口を入ったすぐ右側にトイレがあるんです。つまり生徒たちがふだん使うようなトイレではなく、小さなトイレなんです。これはもうまさしく答申のとおりじゃないかと思ったんですが、そのあたりはどうなのか、ぜひお聞きしたいと思っております。

校長先生ともお話をしてみました。その中でも、そのトイレの、私が指摘したときに「実際にこのトイレが何のために昇降口のすぐそば、しかも北側の校舎のうちの4階建てのうちの1階部分にだけあるのか、よくわからない。実際にそういう話を聞いて初めてわかった」こういう答弁だったんです。答弁というか、お話だったんです。そのあたり、もう少し徹底されていたのか。学校長または学校側と行政側が学校の改築についての話し合いの中で、この余裕教室開放についての思想がどれだけ反映されていたのか、いま一つ不安になるんです。このあたりも含めて、ぜひぜひ伺いしたいと思っております。

まとめた方がいいかもしれませんね。検討委員会の答申を通して、行政としては過去6年間にどのような対応がなされたのかということが一つ目です。

もう一つは、五小の改築に当たってどのように答申を反映させていたのか、ということころです。このあたりをお話し願えればと思います。

お願いします。

○副議長（宮沢清子君） 学校教育部長。

○学校教育部長（谷 正幸君） 昭和62年に日野市余裕教室活用検討委員会が設置され、

余裕教室活用の基本的な考え方が検討され、報告されました。第2次日野市基本構想の中でも余裕教室については学校教育の質の向上のほか、社会教育の場として活用を検討していくとして、平成2年度に改築された第五小学校については、特別教室あるいは特別教室のある棟の開放を前提に改築がされました。したがって、今後はこの報告書並びに国が策定している余裕教室の活用指針等を踏まえて学校の大規模改修事業、営繕事業等では、学校と協議しながら地域開放に向けた学校改築の改修を計画的に図っていききたい、今後はそういうことなんです。

2点目の五小の件でございます。五小は、先ほどトイレのことがありましたけれども、北側に延びた4階までのものが開放ができるような形で、そういう計画をされております。ただ、一つ問題としては、入り口にシャッターがないという、それぞれのシャッターがないということで、ただトイレが一つですので、そこらには問題点がありますけれども、そういう開放ができるような施設であるということでございます。

以上です。

○副議長（宮沢清子君） 菅原直志さん。

○3番（菅原直志君） この五小の件なんですけれども、先日、五小の見取り図がありますよね、1階から4階までそれぞれの教室の配置を施している見取り図です。これにもその昇降口そばのトイレが表記されていないんです。ですからそのあたり、どこまで一体、本気でこの答申のことを考えているのか不安なので、そのあたりは、抜け落ちていたんならそれはそれでいいんですけれども、そこらあたりはしっかりとやっていただきたいというところを思いました。

こちらに資料がありまして、これはコピーなんですけれども、主要な施策の成果という資料です。これは皆さんも御承知だと思うんですが、各年度ごとにそれぞれの事業の、こういうことをやりましたということを一覧にした表でございます。その中の教育費という欄がありまして、これは昭和63年から平成4年まで、すべていただいてまいりました。この中の、これは私の私見なんですけれども、学校の改築または改修に当たった中で、どのぐらいの予算がこの答申に沿った形で上げられているかというのを計算してみました。

まずは、教育費ということで、昭和63年から平成4年まで総額が43億8,800万円でした。そのうち、この答申が、思想が施されたであろうと考えられるのが20億、大体半分ぐらいの件については余裕教室をつくりましょうという考えのもとに行われているのではないかという思いがします。

大きい物件では、五小の改築または第三小学校の北校舎の改修、改造などがありますから、それは金額的には大きくなりますけれども、そのほかには滝合小学校の会議室をつくるのに400万円、平山小学校の郷土資料室に大体500万円弱、そして高幡台小学校の和室にも800万円、百草台小学校の和室にも800万円、それぞれやっぱり予算をかけて、しかもこの資料の中に「答申を受けてつくりました」ということを書いているわけです。

それで、では余裕教室活用検討委員会の報告に基づいてつくったのならば、その思想はどのような形で反映されているのか。私が言っている基本思想の四つ目の「一般の市民の方々への開放」というところ、これはどのぐらいなされているのか、そのあたりがちょっと疑問なんです。どのような形で改築がされ、そして一般開放のアプローチがどれだけなされたのか、そのあたり、ちょっともう少し突っ込んでお伺いしたいんですが、お願いします。

○副議長（宮沢清子君） 学校教育部長。

○学校教育部長（谷 正幸君） 余裕教室の活用検討委員会の中ですけれども、先ほど菅原議員さんが言われたように、1から3までがまだ学校の充実ということがあります。そして、それを踏まえながら、それも一般に開放できるような形でつくるということで、ランチルームとか、そういうものをつくってまいりました。

一般に開放できるということは、一般に開放できるようなオープンの決まりをつくったり、いつでもだれでも借りられるようなそういうシステムをつくることだと思います。それらについてはまだできておりませんが、実際には一般に開放するのは学校単位でもって校長の権限でございますので、一番身近なものはPTAとか地元という形で貸し出しをしておりますけれども、そういう一般的な形での開放の決まりがございませんので、それぞれでどのくらい貸し出したかというのは、それぞれの学校で今、掌握して、私の方はちょっと掌握していないんですが、かなり貸しているということがございます。

以上です。

○副議長（宮沢清子君） 菅原直志さん。

○3番（菅原直志君） システムや決まりができていないということなんです、だから言っているんです。6年間、何をやってきたかということなんです。答申が出されて、答申は1年間できていますよ。その後、すぐにこのようなソフト面のこともやっていかない限りは、いつまでたってもできるものがないじゃないかというふうに思います。

これからちょっと市長にもお話をお伺いしていきたいんですが、この検討委員会とい

うのはどのような思想のもとに、なぜつくられたんでしょうか。そして、その答申に対してどのような感想を持って対応されたんでしょうか。そのあたりから、まずお伺いしたいんですが、お願いいたします。

○副議長（宮沢清子君） 市長。

○市長（森田喜美男君） もう少し広い視野で、実際における教育行政、現実的には学校教育現場の変遷ということから、私なりの理解を申し述べておきたいと思います。

日野市が、いわゆる国内の経済成長の論理をもとにして、人口が地方から毎年毎年、いわゆる生産のための勤労者ということで都市に送り込まれ、そのために近郊の、かつては農業地帯であったところがだんだんと宅地化され、都市形成を進めてきた、こういう経過ののっとなって教育の現場も一時、非常に学校づくりが忙しかった時代があるわけでありまして、そのふえた人口もまた、いわゆる人口動態が今日では高齢化社会に一步踏み込む、こういう変化を経てきておるわけでありまして、需要が非常に教育現場の、学校という形か、あるいは教室という形の需要が非常に高くなった時代、教育は何といってもなるべく補足をしなければなりませんので、幼児教育の場と、それから小・中学校の義務教育の場をどんどん積極的につくった。そして、ようやく需要にこたえ得た年代から、今度は人口が定着したという現象のもとに子供の数がだんだんと安定化といいましょうか、標準化、とにかく解決したと思ったころには、そのころからもう地域によっては空き教室が生まれるほど子供さんの数がまた減ってきた。思いがけない人口構造の変化であります。これは、どのような専門家、経済学者でも予測しなかったところだろうと思うんですが、要するに後から考えると当たり前のことなんです、その当時は都市こそまさに経済成長に沿って際限なく発展の一路をたどる、こういうふうを受け取られた時代があります。

教育行政は、これは地方教育の管理運営に関する法律に基づいて市長部局という市政全体から、また特別な任務を持つ大きな組織になって今日まで来ておるわけでありまして、空き教室といいましょうか、余剰能力をいかに活用するかということは当然のまた発想になってくる課題であります。その当時からちょうど今言われておるころの空き教室の活用に関する検討委員会が持たれた、こういうことであつたと思います。教育全体は、これは国政では文部省の管轄のもと極めて厳しい基準と規模の中で行われてまいっておるわけでありまして、その方式が全く開放されたということではありません。あくまで学校は学校ということで、小学校は小学校、中学校は中学校として、文部行政の管理のもとに置かれてあるということでありまして。

したがって、空き教室がまず活用が考えられるのは、当然、社会教育という領域であります。社会教育をどの範囲でまた認識するかということも、だんだんとまた変化はしつつあるわけでありまして、現在はちょうど社会教育が認められる、空き教室を社会教育にひとつ活用しよう、これは行政管理をする立場も地域社会でも一応認識は一致している、こういう時期であります。したがって、空いているからすぐ使えるというものでもないわけでありまして、思想は思想、理念は理念として行政管理のもとに社会変化が今進みつつあるということでありまして、特に発想としては大いにあるに思いますが、既存の高等学校が老人施設になるなんていうことは現実には相当困難な課題でもある。また、そのことが象徴するごとく、空き教室をどのように活用するかということは一時で決まる課題ではない。まだまだ長い経過をたどりながら、実質的な変化を遂げつつ進行するものであるという、これがとりもなおさずまた地域自治体の要請であるというふうに、基本的にはお考えをさせていただかないと回答にならないと思っております。

○副議長（宮沢清子君） 菅原直志さん。

○3番（菅原直志君） 空き教室を社会に開放するという事は、さまざまな問題、または解決しなければいけないことはあると思います。ただ、余裕教室の活用検討委員会が終わってから、ハード面のところはつくっているわけです。学校の方はつくっているわけです。ですから、その方向に向かっていいはずなのに全く、とっては言い過ぎかもしれないんですけども、でも動いていないんじゃないか、フットワークが悪すぎるんじゃないかということも言えると思うんです。そのあたりは、どのように理解したらいいのかかわからないんです。そこについて、ちょっとどなたか担当の方というか、お願いします。

○副議長（宮沢清子君） 教育長。

○教育長（長沢三郎君） 今、菅原議員さんの方から、検討委員会の中でも触れられておりますように、学校施設というのが第一義的には学校教育の充実・強化と申しますか、学校の教育活動を充実していくために使われる。第二義的に、今、市長の方でもちょっとお話がありましたけれど、社会教育関係の施設を学校の余裕教室の中に取り入れられないかというような観点での、文部省の方から指導も行われている。

そういう中で、この答申が出ましてからどんなぐあいに空き教室というものが使われてきているかと申し上げますと、空いている教室に際しまして、例えば当時はなかったランチルーム等を各学校に子供たちの給食の時間、豊かさといいますか、そういうものにあてがうためにランチルームをつくるか、あるいは児童会議室をつくるか、そ

れからちょっと社会教育的な面の分野が多いかと思えますけれど、PTAですね、各学校では、どうしても学校教育と切り離せない形で存在しているPTA室を余裕教室を使つてつくるとか、なおかつ同じ余裕教室の中でも大量に余裕教室を使っているところと、それから余裕教室といっても三つ、四つ程度、余裕教室を持っている学校と、さまざまなので、大量に余裕教室を使っている学校につきましては、学童をその中に受け入れて学童の部屋をつかっていったとか、それから研究室、潤徳小学校などは1棟を全部研究室に転用するとか、そんなような形で、第一義的な目的である学校教育、それから第二義的な目標であるところの社会教育、それを重点にしながら今日まで来た。

今、社会一般に貸し出す、そういう余裕教室、そういうものについてどうなんだという形で問われているわけでごさいます、その点について、私たちの方としても内部検討をしながら学校当局とも話をしているわけですけれども、一般の方々が借用したいという、その中身を分析いたしますと、ほぼ学校の特別教室、いわゆる陶芸窯を備えている工作室だとか、料理の実習のできる家庭科室だとか、あるいは音楽のサークル等をやれるピアノのある音楽室とか、そういうような特別教室をぜひ地域に開放していただきたい、こういう意向が強んじゃないか。一般的な集まりに使うんですと、地区センター等が十分いろんな形で機能している。学校の施設を使って地域的那种文化活動等を進めていく視点の中での地域の方々の要望というのが、今言った特別教室というようなものにある意味では集中しているのではないか。その問題を討議しながら、いわゆる社会教育でやっていかななくてはならない公民館の分館活動、これらと結合しながら、今、方針を打ち出して一定のきちとした要綱をつかった上で、学校当局も安心してそういう形の場合、貸し出しのできるような方向をつくり上げていきたい、こんな形で進めているというのが現状でごさいます。

○副議長（宮沢清子君） 菅原直志さん。

○3番（菅原直志君） 私が聞いたのは、6年間ハード面はつくっています、ではソフト面が進んでいないじゃないか、そこについてどのように考えているのかというお話なんで、そこについては触れられていないと思うんですが、そこをもう一度お願いします。

○副議長（宮沢清子君） 教育長。

○教育長（長沢三郎君） ソフト面の使い方、いわゆるそういう空き教室の使い方というものについて触れられていないではないか、というような御質問なんですけれど、先ほど申し上げましたように、今まで空いている教室、いわゆる余裕教室をどんな形で転用してきたかという、その内容がほぼ申し上げましたように、学校教育の充実、並びに

それに類似する社会教育的な分野での内容で対応してきたものですから、あえてその問題について使用のソフトの条件とか、そういうものを特別つくらないで、学校の身内同士の使い分けみたいな形の中で対応してきたので、これを一般の方々に貸し出すというような状況になってまいりますと、今、菅原議員さんの方で指摘されておりますように、きちっとしたソフト面についての対応の内容をまとめ上げてからやっていかななくてはならない。この6年間ですね。ですからそちらの方まで手が伸びていない。もっと内部の問題を取り上げてきたというのが実情でございます。

○副議長（宮沢清子君） 菅原直志さん。

○3番（菅原直志君） 今、検討を始めたばかりだと思いますので、そこについて詳しく突っ込んでいくつもりはないんですけども、市長からも話がありましたし、教育長からもお話があった発言を拾いますと、学校は学校、社会は社会、という言葉がお二人から出ているわけです。その基本的な考え方がちょっと、もう少し検討していただけないかというふうに思います。

今、日野市だけではなくて、全国でこの余裕教室を開放しようという動きが出ております。そして私も実際にこここのところ1カ月ぐらいで、杉並区や多摩市、または稲城市に行って、先進地区がなぜ開放できたのかというところを調べてきました。そして、例えば杉並区の、これが地域に開かれた学校を目指してという、この活用の検討委員会の報告書、これの中に、学校は学校、社会は社会じゃないんだよという記述が載っています。ちょっと読んでみます。

「初めに」というところに出ています。「生涯学習の拡大、余暇の増大、地域コミュニティの活性化などの面から学校施設を活用していくことが要請されている。単なる児童、生徒の教育、学習の場にとどまらない地域に開かれた施設として有効に活用していくことがこれからの学校のあり方として求められている」というところ。

そして、その後の後段で「これからの学校は地域に開かれ、子供から高齢者まですべての年齢改装の区民がともに学び、相互に理解し、助け合いの心を育てられる場となることが求められている」というところです。

または、では多摩市を読んでいきますと、これは活用に当たっての基本的な考え方の欄の中で「学校は言うまでもなく児童、生徒の教育の場であるばかりでなく地域における学習活動の重要な拠点である」。地域の中に子供たちも入っているわけですから。

そして、稲城市は、これ、条例にしてやっています。「学校使用条例、昭和39年、稲城市条例第126号の全部を改正する」という中で、「学校施設の使用の範囲は」という

ところで「学校というものは社会教育その他教育、学術、及び文化の向上に寄与するものである。ただし政治活動、宗教活動、もしくは営業活動、または公益を害するものと認められるものを除く」というのを、使用範囲のところで言っているわけです。つまり、今までお話のあった学校は学校、社会教育は社会教育です、そういう二つの分け方じゃない。そういう分け方を少し変えていかない限り、学校を一般の社会の方々に開くことはできないんじゃないか、そのように思うわけです。

では実際に日野市、日野市も言っているわけです。日野市の中でも、この余裕教室活用検討委員会の中で、こういうことを言っております。「初めに」という欄です。この中で「各学校で生じた余裕教室をどのような方向で活用を図っていくかが今日の課題の一つとなっている。また、児童、生徒の非行、いじめ、構内暴力など問題行動が社会的に注目される中で、画一性を廃した個性重視の教育が強調され、学校、家庭、地域の連携や地域の教育力を高めることの重要性などが指摘されている」。また後段で「家庭や地域との生き生きとした関係をつくっていくために、地域開放を含む余裕教室の積極的活用を図ることが非常に重要であると考えている」。このようなこともうたっているわけです。

つまり、学校施設を地域の一つのコミュニティーの場というふうに思考を変えていかない限りには、学校の地域への開放というのはできないんじゃないか、そのように考えられます。これについては改めて答弁を求めるようなことはいたしませんけれども、そのあたり、もしかしたら考え方を考えていただかない限りには難しいんじゃないか。学校の地域への開放は難しいんじゃないかというふうに思います。

それと、地区センターで十分という発言もありましたけれど、それはもうとんでもない話でして、地区センターが足りないから今いろいろ言われているわけですから、そのあたりについては何かございますか。あったらお願いします。

○副議長（宮沢清子君） 教育長。

○教育長（長沢三郎君） 今、菅原議員さんのおっしゃるとおりで、生涯学習社会の中で学校が地域のコミュニティー、あるいは文化センターの拠点として地域の方々に開かれた学校、そういうものができ上がってくるというのが将来の学校の一定の方向であって、そういう方向に向かいながら各地区でもそういう余裕教室等を活用しながらやっていきたい、こういう観点で取り組んでいるというのが現状でございまして、今、申しました地区センターにつきまして、日野市の場合、大変細かく地域の地区のセンターが設置されている。そういう中で、小さな集まり等についてはほとんど地区センターを使っ

て市民の方々が地域のコミュニティー、あるいは活動をやっている。

学校の、例えば中学校の食堂にしろ、あるいはそれ以外の体育館にしろ、実際問題、そういう小さな集会以外にやっぱり地域の寄り集まり、そういうものを持っていくための対応というものは、教育委員会の方もそれに基づきながら進めてきているというのが現状でございまして、今、直接的に一つ一つの教室という問題になってきますと、開放をする、しない以前に、まだ地域の方々に余裕の教室が空きますから活用していただいて結構ですよといっても、やっぱりそれほど利用をされる方向というのが極端に学校ごとにあらわれてこない。このことはやっぱりある程度地域の方々に開放できるような条件整備をしていかない限りにおいては、なかなか地域の方も利用しにくいのかという問題と、それからもう一つは、学校自体に施設管理の責任を学校長が負っているわけで、そういう施設管理の責任から学校側を開放してあげるといような条件整備をしていかないと、「こういう教室がこういうように空いていますからどうぞ御自由にお使いください」と言っても、なかなか使える条件ができてきていない。その辺をきちっと整備しながらやっていきたいということに今取り組んでいるという、そんな状況なんです。

○副議長（宮沢清子君） 菅原直志さん。

○3番（菅原直志君） 今のお話の中で2点あるんですけども、市民の需要がないという発言があったんです。調査されたんでしょうか。そこをお願いします。（「そうだ、そこだよ。そこをつけ」と呼ぶ者あり）

○副議長（宮沢清子君） 教育長。

○教育長（長沢三郎君） 市民の開放という形で、一つは、滝合小学校に開放用の教室をつくりまして、ちょうど一番市民の方が出入りが便利なような形で、ほかの管理棟と直接つながらないような方向で、一番利用しやすいようなお部屋をつくらせたんですけど、やっぱり使うのはPTAとか、あるいは地域の育成会、そういう社会教育団体関係はあるんですけど、現実的に自治会で会合を持たれたというのは1回あったとかというお話は聞いているわけなんですけれど、現実的には今申し上げましたように、普通の地域の集まりというのは、大体、地区センターあたり消化しているんで学校まで及んでこないのかというような気持ちは持っております。

ただ、全市的にどんな需要があるかというような調査は特別行ったという、そういうあれはありません。

○副議長（宮沢清子君） 菅原直志さん。

○3番（菅原直志君） 今、滝合小学校の件でお話、具体例が挙げられたんですけど

も、私は滝合小学校へ行っております。実際に見ています。滝合小学校は現在、確かにPTA、あとは育成会、それと手芸教室、この3団体が恒常的に使っているというお話でしたが、これはやっぱり学校長の許可なんです。それで、学校長とそのPTAの方々、手芸クラブの方がよく知り合った仲というか、信頼関係ができたところでやっているから学校開放ができていているというわけです。

先ほどのお話にもありましたけれども、今、学校というのは学校長が管理の責任であるから難しいんだというお話がありましたよね。ですから、そこを社会教育、それは例えば土曜日、日曜日はその団体が借りている間は、例えば社会教育部が担当になりますとか、または地元の推進委員会が担当になりますとか、ある意味では学校長のその管理から離すという思想がなければ、これは無理だ、そこには異論がないと思うんです。そういう、ちょっと細かいところで議論しても、今そういう場じゃないと思うので、後でぜひ議論していただきたいんですけれども、調査をしっかりとやるとか、またはモデル校をつくってやってみるとか、そういう活動がここ6年間でもしかしたらなかったんじゃないかということです。そこを考慮していただきたいんです。これはやっぱり市長にもぜひぜひ考えていただきたい。

先ほどの執印議員のお話の中にもありましたね。昭和62年、女性行動計画の本ができました、しかしその女性行動計画の精神が実際に行政に生かされていないというお話があったわけです。今回もそうじゃないですか。昭和63年に余裕教室活用検討委員会ができて、そしてきれいな立派な本ができたわけです。しかし、ハードなところ、教室をスペースをあけるとか、そういうことだけやって、ソフト面には活用されていない。やるだけやれ、できるところはやるけれど、そこから先、セルフチェックがされていないことであるとか、ソフト面の対応がなされていないとか、もしかしたらこれ以外にもたくさんあるかもしれないんです。そのあたりのことをやっていかない限りには、やはり片手間で詰め甘い行政になってしまうんじゃないか、そのように考えるわけです。これから学校の教室開放については、検討委員会が開かれるらしいというお話を聞いておりますので、そこに期待していく中ですけれども、ぜひソフト面の詰め、実際にやってみること、そういう中から活動していただきたい、そのように考えます。

今回の質問はこのぐらいにさせていただきます。ありがとうございました。

○副議長（宮沢清子君） これをもって16の1、学校における「空き教室」の利用について（その2）の質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異

議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（宮沢清子君） 御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後2時54分 休憩

午後3時24分 再開

○副議長（宮沢清子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問17の1、日野駅、豊田駅のエスカレーター設置の見通しについての通告質問者、板垣正男さんの質問を許します。

〔19番議員登壇〕

○19番（板垣正男君） J R中央線の日野駅、豊田駅のエスカレーター設置の見通しについて、質問を行ってまいりたいと思います。

私は、同じ質問の内容で、ちょうど5年前でありますけれど、1989年、第4回定例議会の一般質問でも取り上げました。当時、まだエスカレーター設置を行うという気運は少なかったのでありますけれど、しかし、駅によっては設置をされたということなどがあった当時でございます。議会でも論議を行い、森田市長は私の質問に答えまして、早速J R東京地域本社に文書で日野駅にエスカレーター設置を含む市民要望としての要求を行っていただきました。そのことが翌年の1月15日付の広報ひのに紹介されまして、私どもも早速、日野市がそれに対応したということを知ることができたわけでございます。この内容をすべて御紹介するということではございませんが、一部、御紹介をしておきたいと思っております。

12月27日、東日本旅客鉄道株式会社、東京圏運行本部長に対し、日野市長名で、日野駅のエスカレーター設置について要望書を提出しましたということで、その本文の要望内容が紹介されているわけでございます。以来、この5年間、担当部課で、恐らくJ Rとの折衝や協議が行われてきたものと思っております。この間、全国的なエスカレーター設置を望む声が高まってきたのは、御承知のとおりであります。

これらの国民の声に押されてと申しましょうか、こたえて、運輸省の鉄道局が、鉄道駅におけるエスカレーターの整備指針を制定いたしまして、各鉄道事業者に指示を出したわけでございます。エスカレーター設置整備指針を出すに当たっての背景というのが当然あるわけではありますが、運輸省が昨年8月5日付で出しました「鉄道駅におけるエレベーター整備指針」によりますと、次のように述べているわけであります。

「近年、ゆとりと豊かさを実感できる社会の構築や我が国の社会構造の進展に伴い、

これらに対応した施設の整備が社会的に求められている。また、我が国の高齢化は今後、急激に進展し、厚生省の日本の将来推定人口によれば2010年には65歳以上の高齢者を20%超えることが予想されている。さらに昨年までの国連障害者の10年を経て、身体障害者の社会参加や安全かつ円滑な移動の確保が叫ばれ、公共交通機関においても高齢者、身体障害者等のいわゆる移動制約者対策の推進が望まれている」ということで、平成3年、1991年、先ほど御紹介いたしましたように鉄道駅におけるエスカレーターの整備指針を制定したのに続きまして、昨年8月5日付でエレベーターの整備指針を制定し、関係事業者に通達したというわけであります。

私は、今回の質問で、主にエスカレーターの問題で質問を行ってまいりますので、それに関係する部分で質問を進めてまいりたいと思います。

運輸省は、平成3年に制定いたしましたエスカレーター整備指針を改定をいたしまして、よりエスカレーター設置の幅を広げて、従来、設置が困難だと思えるようなところでも設置すべきではないかという方向を打ち出していたわけでございます。例えば、駅に設置するその基準といたしまして、通路に原則として上り及び下り専用のエスカレーターをそれぞれ設置するというのを原則にしているわけであります。そして、改札口の路面からホームの路面まで、累計で5メートル以上という高さを示しております。日野駅のように二つの階段がございますから、一方の階段だけの高さを示すのではなくて、累計で5メートル以上というふうに改定しているわけであります。

特に、既設の駅のエスカレーター設置については、その推進に当たっては可能な限り早期に設置するものとしたしまして、用地の確保が困難である場合等にあっては設置可能な箇所についてエスカレーターを設置しなさい、そして障害者も原則として利用できるような構造のものにすること、ということになっているわけであります。この改定に基づきまして、JR、日野で言えば京王帝都等々、当然エスカレーター設置、エレベーター設置の検討が促進されてまいってきておるものと思われまます。

この間、私は、JR当局はもちろんでありますけれども、日野市当局のJRに対する働きかけもかなりあったのではないかと考えておるわけでありますが、その現状を、どこまで今到達しているのでありましようか。

その前に、運輸省で示しましたエスカレーター整備指針の基準を日野駅はクリアしているわけであります。1992年度の統計資料によりますと、日野駅の一日の乗降客は5万6,392人、豊田駅が7万4,984人、京王線の百草園駅、8,378人、高幡不動駅、5万1,016人、多摩動物公園、3万1,174人、南平駅、1万3,480人、平山城址公園が1万1,812

名となっております。一日の乗降客5,000人以上は当然であります、では高さはどうかということで調べてまいりましたら、5メートルを超える高さになっているということでございます。いずれもエスカレーター設置基準をはるかに超えて、十分設置の条件はあるということになるわけでございます。

そこで、質問を行ってまいりたいと思います。

これまで運輸省の指針に基づきまして、JRは全国的にエスカレーター設置の第1次設置計画の駅の発表と、それに続いて第2次の設置計画駅を発表いたしてまいりました。これらには、日野、豊田、両駅は含まれてあったのかどうかということと、JR当局がどのような検討ないしは具体的な市側との協議等、示して、協議が行われているのかどうかということ、まずお伺いしたいと思います。

○副議長（宮沢清子君） 板垣正男さんの質問についての答弁を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（大崎茂男君） JR駅のエスカレーター設置に関する御質問でございますが、御質問の中と若干、重複する点があるかと思いますが、このエスカレーター設置につきましては、平成元年12月、並びに平成2年2月に、JR当局に設置についての要望書を提出しております。それから今日まで、この件についても要請してきておるところでございます。

先般、夏井議員さんの質問も日野駅の問題がございましたが、企画担当といたしましては、西豊田新駅、あるいは日野駅の改良、また部分的な改善、そういうような幾つかの問題点を同時にJR当局に要求してきておるわけでございます。この間、御質問にもありましたように、運輸省からエスカレーター設置の指針が出まして、当初の指針では豊田駅が該当する。日野駅は外れておったわけでございますが、御質問にもありましたように、次の改定で該当するということになったわけでございます。当初の案ですと、今後、エスカレーターを設置する駅は438駅あるというような数字もあったわけでございますが、その後の改定でさらにふえたわけでございます。条件が、プラットホームまでの高さが5メートル以上ある、利用者が5,000人以上というようなことで、日野駅もクリアーしておるわけでございます。

その中で、御質問にもありましたが、第1次発表、あるいは第2次発表ということでございます。この件につきましては、特にその書類でそれを承知しているわけではございませんが、JR当局と話し合っている中では、まず最初に該当いたしました豊田駅につきましては、交渉の中では市としても豊田南の再開発的な考えがございます。し

たがいまして、南北の自由通路といいますか、デッキをつくる計画があるというようなことで、その計画が具体化した時点でエスカレーターが設置するのがよろしいのではないかというようなJR当局のお話でございます。これは、特にホームへのエスカレーターだけでなく、駅から外へ出ます階段につけますエスカレーターのことと考えておりまして、豊田駅についてはただ1本置くということではないので、自由通路との整合性を図りたいということで、一応それまでの懸案になっております。

日野駅につきましては、ホームが狭い、特に階段が狭いということで、エスカレーターを設置した場合、階段の約半分を使ってしまうというようなことで、どちらかというところ消極的な回答があったわけでございますけれども、御質問にありましたような、日野駅も一応基準に該当するというようなことで、JR当局としましては、豊田駅に次いで日野駅も予備調査をしまして、その可能性について検討していくというようなことで、協議が続いておるところでございます。

○副議長（宮沢清子君） 板垣正男さん。

○19番（板垣正男君） 運輸省で示しましたエスカレーター整備指針の当初の指針では、日野駅も該当しなかったけれど、その後の改定によって該当するようになったというところでございます。そして、今、部長の説明がありましたように、階段の幅が狭いということなどが一つの問題点となっているようでございまして、その可能性について調査を行っているということが明らかになりました。これは、今後、日野駅のホームに上がる階段にエスカレーターができるという可能性を示したというふうに受け取っておきたいと思っております。

JRというのは、この階段の問題が解決すれば直ちに設置の工事を始めるということなのですか。それとも、まだほかに問題点があるとか、協議をしなければならないようなことなどがあるということではなくて、直ちに工事に入れるんだということなのか、それと、年次的なものはどうJRは提起しているか。そういうことなどについてはいかがでしょうか。

○副議長（宮沢清子君） 企画財政部長。

○企画財政部長（大崎茂男君） 階段が狭いというような中で、エスカレーターは幅を1.2メートル必要といたしております。それで、それに付帯工事といまして、それを備える構築物が必要でございますから、1メートル80程度、幅をとりたいというふうに聞いております。日野駅につきましては、階段幅が4メートル未満でございますから、先ほど申しましたように約半分はエスカレーターで占めるわけでございますが、しかし

利用者のためにエスカレーターをつけ、その利用が効果があるものとして一応検討していただいておりますが、その幅が狭いこと、またあるいは地域に設置するにしても工事的なものがございまして、コンクリートの壁を破壊いたしましてつくるといようなことで、かなり機械以外の工事費がかかるというふうなことでございまして、そういうふうなものも調査していくわけではございますが、JRのエスカレーター設置計画は、やはり何百とあるエスカレーターの中で一挙にはできませんので、年次的に計画を持ち、1年に10基なら10基というふうなことでやっていくというふうに聞いておりますが、これを早めるには、地元自治体の負担を仰がなければ早くはできません。したがって、現在、エスカレーターがここで設置されたところ、あるいは工事をしているところ等については、大体地元自治体の負担を仰いでいるというふうなことでございまして、

したがって、技術的な調査によりまして、どの程度の費用、どの程度の期間が必要かということが明らかになった時点で、再度、経費的な話し合いも持たなければならないかと思っております。一切、市は負担しないということになりますと、またJRの全体計画の中でやっていくことになるわけですが、市民の利便を考えれば、負担ができる範囲であれば負担をして早急な設置を考えたいというふうに思っております。

○副議長（宮沢清子君） 板垣正男さん。

○19番（板垣正男君） 現在までの協議の到達が大体わかりました。これは、当初、日野駅で限って言えば、エスカレーター設置計画駅には含まれていなかったわけでありまして、その後、含まれるようになったということだけでも市民にとって大きな見通しを開いたということになると思うわけではございません。

問題の階段の幅の狭さ、そして財政負担の問題などもあるようではございますが、運輸省のこの整備指針にもありますように、上りと下りをつけなさいということを行っているわけではございます。今の部長の話ですと、エスカレーターをつけると階段が半分ぐらいとってしまふ、これは恐らく下りとかあるいは上りの一方のエスカレーターだと思っております。もう半分、上下同時に稼働するようなエスカレーターをつけるということになれば、幅の問題もそう大きな障害にならないのではないかと思っております。階段の半分を使うと、例えば乗降客が大幅に制限されて混雑をもたらしてしまうとか、あるいはエスカレーター運行に効果をもたらさないとかというようなことはないと思っております。私が中央線あるいはその他の私鉄の駅を調べてまいりました中でも、日野の駅とはほぼ似たような幅のところでも上下同時につけて、乗降客の利便を満たしているということなんです。

しかもエスカレーター設置を望む高齢者の方々の意見を聞きますと、上りも大変です

けれど下りも大変なんだということなんです。足の弱い方は特に下りというのは相当神経を使わないと転んでしまう。あるいは、恐くてなかなかスムーズに下りられないということがあるというわけでありますから、上りだけではなくて、下りのエスカレーターも同時に設置するということで、ぜひＪＲと折衝していただきたいと思います。今の部長の説明ですと、幅は必ずしも広くはないけれど、しかし設置できないような幅ではないというふうに伺いましたので、ぜひこの点を今後も詰めていただきたいと思います。

それで、私が今、気になっておりますのは、部長の説明になかったのでありますけれど、日野の駅の場合、改札口を入りまして二つ階段があるわけです。運輸省の指針では累計で５メートル以上というふうになっているわけですから、日野の駅の場合も累計で５メートル以上はあるんです。ですから最初の階段と、ホームにつながる二つ目の階段には、それぞれ上りと下りのエスカレーターをつけるという方向で、ぜひ話をさせていただきたいと思います。片方だけつけて片方はつかないということでは、せっかくのエスカレーター設置の効果もかなり大きくなれないということが懸念されますので、ぜひともその立場を堅持していただきたいと思います。

最初に申し上げましたように、私は、市長が私の一般質問を受けて早速文書でＪＲ当局にエスカレーター設置の要望書を提出したということなどを初めといたしまして、これまで恐らく困難な中でもいろいろと努力をされてまいってきたことと思います。そのことには率直に評価し、敬意をあらわすものでありますけれど、それとあわせて、このエスカレーター設置の問題は駅利用者の大きな運動もあったということを紹介せざるを得ないというわけでございます。

私に関係いたしましただけでも、幾つかの大きな山場もあったわけでございます。この一般質問の壇上からも以前、御紹介もいたしましたけれど、日野駅改良促進協議会が駅利用者などを中心につくられまして、この17年間、18年間に及ぶ日野駅の安全、便利、サービスの行き届いた駅にしようという運動を続けてまいりました。その中で、エスカレーター問題に限って申し上げますならば、1991年12月から92年1月にかけて、駅利用に対するアンケート調査を行ったこととございます。駅周辺の道路なども含めて、このアンケート調査に寄せられました駅利用者の回答が48項目にのぼったものでございます。これらを整理いたしましてＪＲ当局にも提出し、市長にも提出されました。そして建設省、相武国土事務所、日野支所出張所の所長にも提出を行うなど、関係機関の善処を要望してまいったわけでございます。その中に、エスカレーター設置の声が多かったことは、改めて申し上げるまでもないこととございます。

そして1992年2月、日本共産党の党副委員長、参議院議員、上田耕一郎事務所がJRとの交渉をセットしてくれたわけでございます。そのとき、今、現職でおります我が市議団の中谷好幸議員は、当時、上田秘書でございまして、この交渉に大きな役割を果たしたことは申し添えておきたいと思っております。それで昨年の11月、岩佐恵美衆議院議員の紹介で、当時の伊藤茂運輸大臣と交渉する機会を持ちました。運輸省の大臣室に私も初めて入ったのでありますけれど、広い部屋で、交渉を行いました。このときは、当市議団が同席をいたしまして、住民の方々の代表ももちろん同席しての陳情であったわけでございます。大臣は、日野の駅の実態を説明いたしましたら、半分驚いておりましたけれど、よく研究をしていきたいという回答をしてくれたわけでございます。

私は、そのことが大きな効果の一つでもあったのではないかと考えておりますけれど、ことしの1月、運輸省の担当官とも、この日野駅のエスカレーター問題で協議をする機会がございました。細かい技術的なことなどにもいろいろと御教示をいただいたわけでございます。

同じその1月に、岩佐恵美衆議院議員、村松美枝子都議会議員、そして鈴木美奈子市議会議員3人が日野の駅長に合いまして、エスカレーター設置の地元からの要望を強く東京本社に上げるように要望を行ったわけであります。

そしてことしの5月には、岩佐恵美衆議院議員の紹介でJR東京地域本社企画部の担当者と交渉を持つ機会があり、詳しくJRの考えも伺ってきたわけでございます。今、部長が説明したほどの詳しいことは説明がなかったのでありますけれど、エスカレーター設置の該当駅である、というふうに回答してくれたわけであります。この間、市当局の努力や、あるいは住民の運動等々を合わせて、JRも大きな態度の変更があったものと、私たちはとらえているわけでございます。

なお、この際に申し上げておきますけれど、日野駅改良促進協議会は発足以来、日野駅のホームが東京寄り少し上屋がなかったということを当時の国鉄にも要望をいたしまして、上屋を延長させる工事、駅のホーム、ちょうど真ん中辺の防風板の設置、トイレの水洗化、券売機2台の増設、歩道トンネル実現等々にも取り組んでまいってきたことを、御紹介をしておきたいと思っております。

さて、私は、この5月のJR交渉との交渉の際にも申し上げました。日野の駅の特徴は幾つかありますけれど、その一つに、高齢化社会を迎える云々という、この運輸省のエスカレーター設置の背景に言われておりますように、日野駅を利用する地域の人たちの人口に対する高齢者の人口割合というのは、かつて2%、これは平成2年度、90年の

調査によるものでありますけれど、日野市全体の高齢者の人口割合が7.7%でありますから、高齢者が平均より多いという駅利用者の人口分布になっているということがわかったわけでありまして。こうした特徴もありますので、エスカレーターを設置というのは、それだけ切実だということが言えると思うわけでございます。

さらに、昨年12月の一般質問で私はバス問題を取り上げた際にも、高齢者が立川に抜ける際、日野駅からバスで高幡不動まで出て、高幡不動からバスに乗り継いで立川に出るという声を紹介いたしました。これは、日野の駅のホームに上る階段が高いからだという理由もその一つになっているわけでありまして。こうした実態などをよく説明し、JR当局も御理解をいただいてまいったわけでございます。

私は、このエスカレーター設置の問題は、あるいはエレベーターも同じでありますけれど、重要な福祉施策だと考えております。そういう観点で、自治体としてもJRへの働きかけと、その設置を促進するという立場を堅持していただきたいと思うわけでございます。

ここで、市長のお考えを伺いたいと思います。まだ具体的な日程が議題に上る、協議に上る、ということまで至っていないのでありますけれど、先ほどの部長の説明では、ホームの幅の問題と財政負担云々ということもございました。それらを踏まえて、お考えを聞かせていただきたいと思います。

○副議長（宮沢清子君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 駅舎に、近ごろサービス的手段としてエスカレーターがこちらの駅に設置されつつあるという、いわゆるJRの考える旅客サービスという具体的な施策が、我々の目にはようやくという感じで受けとめる状況があります。今伺いますと、いろいろとまた日野駅あるいは豊田駅に政党的な立場で御活躍をいただいておりますということを知りまして、大変ありがたく思っております。

日野駅がエスカレーター設置の該当駅になった、そういうことをその運動の中ではっきりとしてきましたことも、何かの情報によって頭に入れておるわけでありまして。この状況を大きな足がかりといたしまして、具体的に地元の駅長さん並びに工事、その判断の一番資料提供をする組織の方々に、市民要望あるいは自治体としてのお願いを積極的に進めていかなければならない、このように感じておるところであります。高齢化社会という大きなサービスの転換期にも当たっておるわけでありまして、それから恐らく日野駅、豊田駅とも採算上には十分、経営者にも重要性がわかっているはずでありますので、より説得力のある発言と、それから地元の運動のいろんな活動と、ひとつ協力させ

ていただきましてぜひ実現にこぎつけていきたい、このように伺ったところであります。

○副議長（宮沢清子君） 板垣正男さん。

○19番（板垣正男君） 公共交通機関、ないしは私的な交通機関でも同じでありますけれど、こうした大量の人間を輸送する輸送機関は、安全、そして便利さ、そしてきめの細かいサービスが行き届いたというところに、私はその使命があると思います。これは、日野市政の望むこととも一致しているものと考えております。ひとえにJR当局のみならず、日野市としてもこの問題に取り組み、JR当局に今後一層強く働きかけていただきたいと思っております。

なお、我々も住民団体と力を合わせてこの問題の実現に向けて取り組んでまいりたいと考えていることは、言うまでもございません。この際、日本共産党は、参議院で上田耕一郎党副委員長、衆議院でも岩佐恵美衆議院議員、あるいは村松都議会議員、これらの力もあわせて取り組んでいくことを申し上げまして、この質問を終わりたいと思っております。

○副議長（宮沢清子君） これをもって17の1、日野駅、豊田駅のエスカレーター設置の見通しについての質問を終わります。

一般質問17の2、住環境を守るため建築違反に厳しく対応されたいの通告質問者、板垣正男さんの質問を許します。

○19番（板垣正男君） 私が住んでおります日野市新町の地域は、中央自動車道の騒音や、あるいは電波障害等がございますが、それ以外を見るならば、住みよい住環境の地域だと考えております。これは何よりもそこに住む住民自身がこれまで築いてきたことであり、住民の住環境あるいは人間関係等をしっかりと守ってきたからだと考えております。その基準になるものが、法律を守るということではないかと思うわけでございます。私がこの建築違反の問題で相談を受け、現地を見て大変驚きました。これまで私が住んでいるこの地域で、これほどひどい建築違反はないのではないかと思うくらいの工事が行われようとしていたからであります。

具体的にこの質問に入ってまいりたいと思っております。新町二丁目10番地先の一戸建ての住宅3棟が、今、建設が行われております。一たんは工事停止の張り紙をされたにもかかわらず、工事を継続しようという動きが今日まで断続的ではあるが続いている状況であります。まさに法も何もない無法な、悪質な業者による建築が行われているといっても言い過ぎではないと思うわけでございます。近隣住民から私にこの実態が訴えられました。事の経過を細かく書いた住民の方のメモがございますので、これに沿って経過を

申し上げたいと思います。

ことしの5月9日、3棟のうちの2棟の柱の建設が始まった。驚いてその住民が朝、東京都多摩西部建築指導事務所に電話をいたしました。担当の職員が出て対応をしたのでありますが、住民が建ぺい率40%を守ってくれるように指導をお願いしたが、明確な回答がありませんでした。

翌々日、11日、再度、連絡を受けてのことです。多摩西部事務所から測量に現地に来ました。

13日、東京都から明確な答えがなかったまま工事はさらに進んでいるので、再度、東京都に電話をいたしました。そういたしましたら対応した担当者は「もう買い主が決まっているから。工事が進んでいるから」といって、まともに対応はしてくれなかったそうです。

そして5月14日には、3棟あるうちの東側の1棟の柱を立てる工事が行われた。16日の月曜日、再三、電話で多摩西部事務所をお願いをした。そういたしましたら、やっと担当者は業者を呼んで話をしてくれると言ってくれました。その際、40%以内の指導はできないと言われ、結局、東京都はなおざりの修正しか指導しないのだろうかという疑問を抱かざるを得なかったわけです。この日に、市の都市計画にも電話をいたしているわけでございます。

そして同じく27日、所長に今度は電話いたしました。これまでの経過を話したのでありますが、調べてみましょうということで、余り明確な対応はしてもらえなかったというわけです。

そして5月30日の月曜日、私にも前日、相談がありましたことを踏まえて、村松都議会議員と住民の方と合わせて多摩西部事務所へ行きまして、担当の課長と実態を話したわけです。

翌31日、工事停止の赤紙を張りました。しかし、工事はまた続けているわけでありませぬ。これは、そのときの様子を撮った写真ですので、参考までに見ていただきたいと思ひます。（市長に写真集提出）これまでの私の経験でも、赤紙が張られたら工事はやめてしまうというのが、私が何回か経験した例なんです、今回の事例は、工事停止の赤紙が張られたにもかかわらず、なお工事を行うというありさまであります。

詳しく、まだこういうことが何回もあったわけでごさいます、住民の方も業者との話し合いを業者側から受けて、ではそれに応じましょうという返事をしていながらもかかわらず、工事がまた始まるというようなことだとか、さらに話し合いの合意を得るまで

は工事をしませんという一筆を入れているにもかかわらず、さらに工事を始めるというようなことなどがあったわけでございます。

そして最近、15日でありますけれど、朝からまた工事に来る。屋根だけではなくて床や窓の取り付けの工事も始めるといったようなことなどが、ずっと続いてきたわけでありまして。

この事実経過に見られますように、明確に違反建築だということが指摘されているにもかかわらず、住民の満足いくような行政指導が東京都から行われぬ。しかもそれに乗じて業者が工事を始めようとして、まるですきを伺っているかのような様子が続いているわけでありまして。恐らく市もこの実態を掌握されていると思います。この場合、住民が東京都に違法建築を連絡する、あるいは指導をお願いする、当然、住民ですから、市にもそのことを訴えてくる、そうした場合、市はどのような対応をされているのか。また、この工事現場をどのような把握をされているか、説明をしていただきたいと思っております。

○副議長（宮沢清子君） 板垣正男さんの質問についての答弁を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君） この状況、違法建築につきまして、今、前段の情報関係につきましては、議員さんがお話しされておりますので、ただ、日野市の方へ連絡があった、市の方が確認したというのは、5月の、期日ははっきりしませんけれども中旬であろうというふうに伺っております。

それで、早速、多摩西部の方へ、東京都がこの建築確認、それから行政指導を行っておるわけでございますので、許可権を持っているわけでございますので、連絡をいたしましたところ、もう既にこの時点では、その事業者を呼んで東京都がみずから指導をしている段階でございました。それで、私の方も、市といたしましても、厳正に指導していただきたいという形をお願いをいたしておるところでございます。実態としてはそういう流れで、東京都が許認可、それから監察のすべての任を持って実施しておるものがございますので、厳正に取り扱っていただきたいという要請をいたしておるということでございます。

現地につきましても、私の方では一応、把握をいたしております。ただ、具体的な数字的なものは資料も何もございませんので、感覚として確かに容積、それから建ぺい率の違反かなという感じをいたしておるところでございます。

○副議長（宮沢清子君） 板垣正男さん。

○19番（板垣正男君） この際に伺っておきたいんですが、東京都に市は要請するというのは、どういう形をとって要請するんですか。

例えば、電話でこれこれの苦情が住民からあったから厳正に対処してくださいよというような程度なのか、部長が東京都に赴いて、これこれこれだという、詳しく話をするのか、その辺のところをわかりやすく。

○副議長（宮沢清子君） 都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君） 従来からこういうふうな、例えば周辺住民から通報等、苦情等がございます。こういう場合は、まず、いち早くその状況を確認をして、その今の状況を踏まえて東京都へ電話でまず通報する。早急に対応していただきたい、という形をとっておるということでございます。

○副議長（宮沢清子君） 板垣正男さん。

○19番（板垣正男君） 住民が市に電話したのは5月11日なんです。そのときに初めて市にもお願いしたということで、その後、私も一度、伺ったりというようなことなどもございました。実態はよく把握されているかと思いますが、とりあえず電話でお願いする、東京都に話をするという事です。許認可権の権限は東京都が持っておりますから、なかなか市としても踏み込んだ都への要請というのにはできないのかもしれないんですが、しかし、住民からそうして困った要請を受けているわけですから、直接の住民に責任を負う行政担当者として、東京都のこれまでの紹介しましたような対応は、ちょっと生ぬるんじゃないかということをやっぱり出向いて、よく実態を話をすることが、私は必要なんじゃないかと思えます。

いまだに電話だけということじゃないんじゃないかと思うんですけど、今後より一層この辺のところは本腰を入れて対応をしていただきたいと思えます。（「都会議員は一体何をやっているんだ」と呼ぶ者あり）

この地域は、用途的には第1種住居専用地域でございます。高度地区は第1種、容積率は80%で、建ぺい率が40%のところなんです。良好な住環境を目指すということで、このように用途地域が決められているわけですから、しっかりやっぱり守ってもらおうということが何といても大切なことではないかと思えます。

東京都に問い合わせをいたしましたら、この西部建築指導事務所で大体、年間5,000件前後の処理を行っているということであります。職員は、七つの市の指導第1課で、再雇用の2名を含めて27名の体制でこの処理に当たっているということですから、人手が足りなくて現地に行けないなどということではないんじゃないかと、私たちはそうい

うふうに想像できるんで、そのことも都に行った際にもお話をしたわけですけど、しかし東京都は「人手が足りない。とってそんなところに行っている暇がない。人手がないんだ」そういうことを盛んに課長さんは強調するわけです。本当にそうなのかというふうに私も疑問に思って職員の数を聞いたら、今申し上げたようなことなんです。

鈴木知事のもとで、どのような職員配置が行われているかわかりませんが、例えば、ゼネコンや大企業のための大型開発と言われております臨海部の副都心開発などが進められておりますけれど、ああいうところに担当の職員をどっとやって、三多摩地区のそういった確認事務を手薄にするというようなことなどがあるいは行われているかもしれませんよ。その辺の実態ははっきり把握しているわけじゃありませんけれど、確かにああした大型の開発工事などが、開発が行われますと、担当の職員はそういうところはかなり異動しているということは、これはどんなところでもあることですから、恐らくそういうことによって職員の手不足というようなことが、あるいはあるのかもしれませんが。課長のこうした説明だけではよくはわかり知れないところもあるのでありますけれど、それにしても私は職員の手薄ということだけではなくて、建築確認に対する東京都の姿勢を問題にしているわけでありまして。ですから、当初、住民が電話したときに、もう用途地域に沿って建ぺい率40%を守ってくれるように指導してください、このように言っても、東京都は明確な返事をしなかったわけです。ここに私は今日の都政の問題点があるというふうに言わざるを得ないわけでありまして。

この用途地域に沿って、日野市民の良好な住環境を守るという立場を私はこの20年間、革新市政のもとで営々として、市長を初め職員の皆さんが努力をされて今日の住環境をつくる大きな行政側の一つの役割を果たしたんだろうと思うんです。それを、いとも簡単に東京都が建築確認を見逃してしまうというようなことが行われていけば、私は日野の行政としても非常に困った事態だということがあると思います。

現場に行かれました職員の報告を受けていると思うんですが、例えば建築確認済みという標識を建築現場はどこも出すでしょう。そして東京都の課長さんの名前が出ておまして、これはちゃんと確認済みですよという標識が出るんです。ところが、この現地は標識が1枚も出ていないんです。3棟建っているうち、3カ所とも何もないんです。どこの会社がつくっているのか、建築主がだれなのか、許可をおろしているのか、おろしていないのか、わからない。こういう実態でありますから、もう容易に違反建築を行っているということはいかえりなわけです。ですから、こうした近隣の迷惑を省みない悪質な建築工事には厳しく対応をするということが、私は必要だと思うわけでありまして。

日本の建築に対する規制の歴史というのは、かなり長いものだということは、私もこの間の調査でわかったんです。戦国時代よりさかのぼって、まだまだこの建築の規制が行われているというのがわかったんです。都市整備部長はよくわかっていると思うんですが。今から1293年前の、西暦701年に制定されたと言われております大宝律令において、私邸を建てる場合に、他の人家を眺望をすることができるような楼閣を建築することを禁止しているんです。もう既にそのころから日本人は隣のことをよく考えてつくりなさい、ということを行っているわけです。まさに歴史が教えているんです。

民法の235条第1項、これは、境界線より1メートル未満の距離において他人の宅地を眺望をすることができるような窓とか緑陰を設ける場合に、目隠しをしなさいということの規定しておりますね。ちゃんと民法の現在生きている法律と、はるかやっぴり昔につくったものは同じ趣旨、考え方が今日まで生かされているというのを、この法律の条文によっても明らかになっているというのを、私自身も今回これを調べてみて、大変勉強になりました。ぜひこうした立場は、建築の規制はとりも直さず民家、あるいは周辺住民の互いの生活を守るという精神に立っているものと思います。

以降、日本の歴史の中にもこの建築問題についてはいろいろと経過はありますけれど、現行の建築基準法が制定されたのは、昭和25年11月25日に施行されております。憲法に沿って、この建築基準法が制定されたわけでありまして、御承知のように現在の憲法は三権分立の精神に基づきまして、主権在民、個人の権利の尊重、地方自治の確立をうたったものであります。こうした背景に基づきまして建築基準法が新たに従来のものにとってかわって制定されてまいったわけでございます。そして関係する部分だけを申し上げますと、昭和34年に一部改正が行われて、違反の是正措置の強化が、この改正のときにうたわれているんです。こういう内容なんです。「違反が明白な工事中の建築物については特定行政庁が聴聞等の事前手続きを経ないで直ちに行使停止の命令を出すことができる」ようにした改正なんです。これはやっぱり近隣の住民の環境を守るという精神をさらに具体的にこの法律の中に入れたんです。

そしてさらに再改正が行われておりますけれど、昭和45年の改正では、これがさらに強化され、具体化されているんです。「特定行政庁の違反是正命令が履行されない場合は特定行政庁みずからが代執行を行うこととし、行政代執行法の特例を開いた」、そういうことができるように、この法律の再改正によってちゃんと明確にしたということです。

さらに「明白な違反の工事中の建築物について工事の停止等を命ずる権限を有する建

建築監視員の制度を設けるとともに、一般的に違反是正を命じた場合の標識等による公示制度を設けた」ということです。

それから申請書の事前の閲覧ができるようにしたというのも45年の改正のときに行われているんですけど、このように建築監視員制度を設けて、こうした違反はちゃんと法を守る立場で取り締まる、是正させるという精神が生きているんですから、この立場に立って東京都もしっかりと指導を行っていただきたいということを、強く申し入れを行っていただきたいと思います。私もさらに村松都議会議員と一緒に、この是正のために今後も東京都へ出向いて説明をし、また要請も行っていきたいと考えております。

何よりもこの建築基準法の精神は、この法律の第1条に明らかにうたわれておりますように「建築物の敷地や構造、設備及び用途に関する最低の基準を定め、国民の生命、健康及び財産の保護を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする」ということなんです。やっぱり法の目的をしっかり踏まえて指導を要請するということをお願いしておきたいと思います。

私もこうした問題に取り組んで本当に残念なだと思うことは、許認可権が東京都にあるために、直接、日野市が行政指導を行うことができないという歯がゆさを感じているわけです。感じておりますけれど、住民のこうした訴えにやはり最善を尽くしてこたえるということが、私は大切なことではないかと思います。

そして市長に何う前に、日野市住みよいまちづくり指導要綱がございますが、この要綱の第1条、目的にも、やはり同じようなこと、趣旨が述べられているわけでありまして。「過密化やスプロール化等、住環境の悪化及び災害の防止を図り、健康で文化的な市民生活を保障できる住みよいまちづくりの実現に寄与する」ということの精神に基づいて要綱を設置して、そして指導に当たっているというわけでありまして。これは適用のもとでも、大規模開発などに指導を適用するわけでありましてですけど、明確に建築基準法に違反しているわけですから、これはもっと厳しく是正に当たる必要があるということが言えると思います。

部長にこの際、1点だけ伺っておきたいんですが、用途地域の基準を大幅にオーバーして、今回のように建ぺい率をかなりオーバーしていると思われるような行政庁、東京都の許認可事務の中に幅というのがあるのかどうか、そういうことをこれまで伺ったことがあるのかどうかということをお伺いしたいんです。例えば建築基準法の何条にこうこう書いてあるとか、あるいは規則でこれだけの幅を認めているとか、あるいは東京都が何かのまた別の条例で建ぺい率は何%までオーバーしてもいいんだというようなことなどが

明確に規定を持っているかどうか、この際、伺っておきたいと思うんです。

○副議長（宮沢清子君） 都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君） 私も余り建築基準法関係は詳しくないんで非常に申しわけないんですけども、建築基準法の中に、例えば用途上で緩和措置というのが部分的にあるはずでございます。これは、例えば道路の状況、例えば角地の場合、建ぺい率がある一定の率で上げることができるとか、そういうものがありますけれども、基本的には用途地域の建ぺい率は変わらない。容積については全体的に変わらない。ただ建ぺい率だけがそういう緩和措置があるということは、何条か、ちょっと条項は忘れちゃったけれども、そういう記憶がございます。

○副議長（宮沢清子君） 板垣正男さん。

○19番（板垣正男君） わかりました。基本的には建築基準法に基づいて用途地域の基準を守って建築をする、またその立場で指導をするという点では変わらないと思います。

この現地は南東、東南というんですか、東南に面した場所でありますけれど、3棟建てておりますから、この角地に面しているのはたった1棟なんですよ。あとの2棟は角地じゃないんですから。そこが大事なところなんです。たとえ角地であって建ぺい率が幾らか緩和措置があるとしても、それは幾らかのことであって、しかも近隣に迷惑を及ぼさないという範囲のものだと思うんです。ところがそうでない実態がこの場所にあるわけですから、これは私は見逃すわけにいかないという問題だと思います。

以上の質問を通じまして、市長にこの問題についての考えを伺いたいと思います。

○副議長（宮沢清子君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 公共の福祉を守るための秩序としていろいろな法規が伴っておるわけでありまして、とりわけ都市計画関係でこの用途地域でありますとか、あるいは建ぺい率、容積率、そういうことを日野市の都市計画として定めておる内容でもあるわけであります。

建築確認事務そのものは、まだ日野市が行っていない関係から、東京都の直接行政の所管にあるわけでありまして、日野市といたしましては、住みよいまちづくり指導要綱を基準にいたしまして、これは要綱ですから法規ということではありません。あるいは法規以上の内容にもなるわけでありまして、時々トラブルの起こる根拠になることがあります。しかし、開発とか建築とかいう行為に当たる方は、いわゆる特定少数ということでありまして、公共の福祉というのは、これは住民全体の利害にかかわることありますから、私どもの指導要綱そのものはそういうことによって存立の根拠があると

いうふうに公認をされておるとのことだと思っております。

今、具体的に指摘されております日野市の中で違反建築がある。土地事情が窮屈になる、評価が高くなればなるほど、また土地利用のために需要供給の関係もより深刻になる一面もあるわけでありましたが、日野市指導要綱に伴う開発、建築、その他につきましては、本当に内部的に考えても珍しいぐらい日野市はトラブルの少ない指導行政が成り立っているというふうに関係者が認めておるところでありまして、いわゆる違反建築、いわゆる建ぺい率違反、これもまさに法規の示すところの限度があるわけでありますから、それを違反すれば、これはまた行政指導の対象になる。つまり中止命令でありますとか、あるいは撤去命令でありますとか、そういう手順も伴う、いわゆる指導行政であります。

東京都の、特に西部事務所の所管という我々の現在の地域でありますから、御承知のとおり日野市自身が確認行政に取り組もうということも進めつつあるわけでございまして、8年あたりから仕事を始める、こういう意図のもとで東京都と交渉も進めておるわけであります。具体的に現在、現実の問題といたしましては、何といたしましても東京都に、指導当局によくその責任を依頼をして、中止命令、工事中止が出ているにもかかわらずなお続行しておるといふことになれば、まさにこれは違反行為であるとともに解釈の仕方によっては懲罰にも該当するということではないかというふうに思っております。なるべく有効に機能するように迅速な指導行政を東京都にもお願いをして、1例が見送られますとまた他の例も生まれてくるということにもなりかねませんので、速やかな対応をひとつやってみなければならぬ、このように受けとめておるところであります。

○副議長（宮沢清子君） 板垣正男さん。

○19番（板垣正男君） 今、市長の考えも伺うことができました。1例を認めると、また他の例も認めてしまうということにもなりかねないということや、速やかに是正措置をとるよう東京都に今、働きかけたいという説明でございました。私は、ぜひその立場で速やかに対応していただきたいということを最後をお願いをしておきたいと思っております。

なお、つけ加えておきたいと思えますけれど、この建築を行っている業者は、日野市内に所在する業者じゃないんです。他市の業者だから悪いということじゃない、そういうつもりではないんですけれど、たまたま日野市のような指導あるいは行政基準のあるような経験のなかった業者なのかもしれません。こうしたことなどは他のところにもあるいは行っていたのかもしれませんが、詳しいことはわからないんですが、日野市内の所在する業者でないということは、はっきりしているわけでございます。

しかも、こういうこともあるんです。6月12日、前触れもなく業者である社長が近くの住民のところに来まして「合意するまで工事はストップいたします。そういう条件でぜひ話し合いをしてほしい。話し合ってほしい」という申し入れに来たわけです。それで、ではよろしいですよという返事をいたしましたんですが、その夜になって社長の代理という方が来て——代理という人から電話が入ったんです、来たんじゃないくて。電話が入って「雨からこれまでつくった家を保護するために屋根の工事だけやらせてほしい」という申し入れがあったんです。昼間、社長が来て、工事はしませんがと言っておきながら夜になって電話をして、雨が降るから屋根の工事だけやらせてくれ、こういうことを言うてくるとか、それから話し合いをしましょうと行って日時を約束しておきながら、相手方に、その当日ですよ、電話をしたら、社長が茨城の方にゴルフをしに行っちゃっていないというような返事をするというように、非常に不誠実な態度を示しているわけです。ですから、こういう不誠実なやり方に対して東京都にももっとよく話をして対応をしていただきたいということを、強くあわせてお願いしておきたいと思います。

御承知のように、こうした事態が5月9日から続いているわけでありますから、近くの住民はたまったものじゃないんです。電話があるとか、朝8時ごろいきなりドアをたたいて業者の方が来て、これから工事しているかどうか、なんていうことを聞くわけです。何の関係もない隣の人に、あるいは近所の方に、朝8時ごろからドアをたたかれてきたんじゃないとまらないということだとか、あるいは電話が再三かかってくるというようなことなど、一種これはもう明らかに嫌がらせ行為ではないかというふうに思うんです。こういうことなどもよく踏まえて、住民の平穏な生活を守るためにも行政としてあらゆる方法を講じて、東京都に強く申し入れをするということが今大事ではないかと思えます。

市長の今、心強い考えも伺うことができました。ぜひその方向で担当部局でもしっかり腰を据えて、しかも速やかに対応していただきたいことを最後をお願いいたしまして、この質問を終わります。

○副議長（宮沢清子君） これをもって17の2、住環境を守るため建築違反に厳しく対応されたいの質問を終わります。

一般質問18の1、消費税の税率アップに、市長は反対の意志表明をの通告質問者、佐藤洋二さんの質問を許します。

〔2番議員登壇〕

○2番（佐藤洋二君） 議長のお許しをいただきましたので、ただいまから一般質問を

させていただきたいと思います。

けさの新聞に、政府の税制調査会が昨日、起草小委員会で税制改革の答申案の骨格を固めたと報じられました。将来の福祉財源を確保するため、3年後に消費税率を大幅アップするというものでありまして、具体的な消費税率は明記しておりませんが、実質的に税率7%以上を示唆する表現となる模様であります。この政府税制調査会の会長は加藤寛という方です。この方は、かつて国鉄の臨調行革を推進され、そして国鉄の民営分割を推進した、いわゆる辣腕であります。そういう意味では、けさの新聞を私自身は非常に消費税アップという立場の中で、危機感を持って読んでまいりました。

それでは、一般質問に入らせていただきたいと思います。

非自民の精力を結集させ誕生しました連立政権の細川前首相は、これまで歴代の自民党政権でさえ自分の内閣では実施しないと約束をしてきた消費税率の引き上げを、そういう約束はできないと公言し、また細川首相の後を継いだ羽田首相も前首相の考えを踏襲し、一路、消費税率アップに向かって進んでいます。現政府の方針どおりに消費税率がアップされると5兆円減税が実施されますが、労働者、サラリーマンの85%に当たりますところの平均年収730万円以下の世帯は、確実に増税になります。仮に消費税率が7%であるとしますと、8万円から10万円の増税になると言われております。ましてや所得の少ない農家、自営業者はみな増税となります。一方、年収、極端な例かもしれませんが、1億円以上の金持ちは所得の1割、1,000万円以上の減税となります。このように庶民の懐からは取り上げ、大金持ち、大企業には振りまく税制改革では、落ち込んだ景気を浮揚させるどころか、ますます冷え込ませるばかりであります。

生活者協同組合の売れ行きを調査してみたてわかったことではありますが、バブルが崩壊してから消費者は身の丈に合った生活をしようとしています。景気は一向に回復の兆しを見せないし、賃金は目減りをする。企業のリストラで人減らしの話はあちらこちらで出てくる。そんな社会情勢に、先行き不安が募るばかりです。そこで主婦は消費税アップ前の減税分は貯蓄に回して生活を防衛しようとするからであり、決して景気は浮揚するものではありません。

さて、これからの高齢化社会のためだという目的で創設された消費税も導入され、早くも5年が経過しました。生活者協同組合の組合員が1992年に支払いました消費税を調べたところ、1世帯平均、12万4,361円という数字が出ました。毎日少しずつ払っていますと、さほど感じなかった消費税かもしれませんが、年間にしますと1.6カ月分の食費と同じ額になるそうでありまして、国民からいただいたこの消費税がさぞかし福祉予算

に充当されているものと思い調べてみましたが、とんでもありませんでした。導入された1989年から93年までの消費税税収は29兆4,600億円。その中から地方自治体の財源になる分を除きまして国庫に入った税は、17兆9,000億円でした。ところが高齢者福祉の目玉、ゴールドプラン関連国家予算、国家負担分には、国庫の消費税収入のわずか3.7%、6,700億しか使われていませんでした。高齢化社会のために使うと国民に約束、導入した消費税のほとんどが、他の目的で使用されてしまったのであります。

例えば、アメリカの世界戦略を破壊し、日本の大企業の対外投資などの地ならしの役割を果たしていると言われていた政府開発事業は、1.45倍に急増しています。軍事費は1.24倍になっています。この事例が、一事が万事ではないと思いますが、高齢者福祉、生活関連の予算がふえたとは思えません。アメリカ、大企業へのサービスに大切な増税分が使われていると思うのは、私1人だけでしょうか。

そこで、4点、質問をいたしたいと思います。

質問の一つは、消費税は商品の値段に折り込まれる場合が多く、税を負担する痛みが弱いと言われています。このため税による増税が大変容易であります。EC諸国でもほとんどの国で大幅に税金が引き上げられており、平均しますと18%になっていると言われています。1%上げるだけで2兆円以上の増収効果がある消費税は、まさに打ち出の小づちと言えそうであります。この消費税についてどのようなお考えをお持ちか、お示しをしていただきたいと思います。

質問の二つ目であります。消費税は、高齢化社会に備えて、が創設の理由でした。高齢化社会に対応できる財源をどこに求めたらいいのでしょうか、お尋ねをいたします。

質問の三つ目であります。いろいろと問題のある消費税であります。消費税は廃止すべきだと考えておりますか、お尋ねをいたします。

最後に、工事に伴う契約で、日野市がこれまでどのくらいの消費税を業者に支払ったか、数字を年度別にお示しをしていただきたいと思います。

○副議長（宮沢清子君） お諮りいたします。議事の都合によりあらかじめ会議時間の延長をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（宮沢清子君） 御異議ないものと認めます。よって会議時間を延長することに決しました。

佐藤洋二さんの質問についての答弁を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（大崎茂男君） 御質問が4点あるわけでございますけれども、順を追っ

てお答えしたいと思います。

消費税の問題でございますけれども、消費税につきましては3%というようなことで5年前に導入されたわけでございます。安定収入といいますか、税収、将来性を見た税収ということでございますけれども、一方では導入の当初から不公平税制の取り残し、あるいは地方自治体等の財源の配分で、自治体が減収になっているというようなこと、あるいは所得の逆進性、または消費者物価への影響というような問題点も上がっておったわけでございます。しかしながら、この5年間、3%の消費税は施行されておるわけでございますが、今回、再び政府が減税を予定している中で、また高齢化社会を考えての財政負担ということで、税制改革の中に消費税のアップを予定しておるところでございますが、政府の税制調査会では、先般、福祉ビジョンを完全にするには消費税のアップはやむを得ないということで、先ほど御質問の冒頭にございましたように来週早々にも答申を取りまとめようとしておるところでございます。

現行の消費税を7%にした場合のシミュレーションを見た場合、給与所得の人でも年収700万から800万の人を境に、800万以上の人は減税になりますけれども、七、八百万以下の勤労者は増税になるというような税の逆進性といいますか、不公平感というか、負担の不公平感がますます高まってくるというようなことも言われております。税制改革に当たりましては、やはり国民の信頼を得た形で進められることが大切であろうかというふうに思っておるところであります。

2点目の、消費税が高齢社会に備えての必要性ということでございますけれども、確かに高齢化社会になりまして、福祉関係の財源は必要となってきました。これは私もなかなか国の財政の細かなところまで掌握はできませんが、手持ちといいますか、市の福祉関係の財政から見ますと、福祉財源といたしましては、昭和50年代までは一般財源が40%台の充ただったわけでございますが、平成3年になりましては50%に上がってきてまして、また翌年の平成4年度には60%台というふうに税の負担といいますか、一般財源の負担が高まってきているところでございます。

一方、消費税が導入されまして、電気、ガス税等の間接税がなくなったわけでございますけれども、これの見返りとしての財源は消費譲与税などによりまして交付されておりますけれども、やはりこれは消費税導入前と比べますと減収ということになっております。地方分権化の方向を見るときには、やはり地方の独自の財源が必要かというふうに思われております。減税に伴いましての地方自治体の収入減、これは交付団体にはさらにダブルで出てきております。そんな中では、市のといいますか、自治体としても高

齢化社会に対する経費の増高に見合う財源確保が必要であるわけですが、現状の税制改革の中では、なかなか地方の自主財源という点が乏しいという中では、福祉行政にかなり影響が出てこようかというふうに考えておるところでございます。

3点目の、消費税は廃止すべきだと思えるが、というようなことですが、この税制改革の目的が減税と、それから福祉ビジョンを達成するという意味の財源というふうな中で考えられているわけですが、もちろん不公平税制の是正、あるいは行財政改革等によっての財源の捻出等もあろうかと思いますが、いずれにいたしましても税制改革によってはその消費税の取り扱いについては慎重に行っていただきたいという感じを持っております。

4点目ですが、これまで市が消費税をどのくらい払ってきたかということをご工約で調べた額でございますけれども、平成元年からこれまで5年間、消費税は支払ってきておりますが、大体年に2億円の消費税を払っております。この5年間で12億1,600万円ほどの消費税を支払っているということでございます。

以上でございます。

○副議長（宮沢清子君） 佐藤洋二さん。

○2番（佐藤洋二君） どうもありがとうございました。

何点が再質問をしたいんですけれども、速記さんの関係もありますので、再質問の分につきましては、また後ほど企画財政部長の方に行きまして聞きたいと思ひまして、私はこの場におきましては私の考え方を述べることによって再質問にかえていきたいというふうに考えております。

このテーマを扱うに当たりまして、事前に企画財政部長あるいは企画課長とも話をし、まいました。それに基づきまして、私の考え方を述べたいと思ひます。

まず、最初の質問の消費税についての市の見解についてであります。現行消費税に對しましては、導入当初から不公平税制の問題なり、福祉財政の自主財源の減収の問題、また所得に對します逆進性の問題、そして物価上昇の問題など、市民生活に多大な影響が出ていること、また今回の税制改革、あるいは消費税率のアップに對しても、年間所得800万を境に、800万以上の人たちにとっては段階的に減収になっていくが、800万以下、この方々が給与所得者のほとんどであります。増税につながっていく。そういった立場では、税の不公平はますます出てくる等の指摘がされ、現行の消費税の欠陥とあわせ抜本的に税体制を見直す必要がある、こういうふうな考え方をお持ちでありました。まさに的確な判断でありまして、御回答としましては高く評価をしたいというふうに思っ

ております。

二つ目の、高齢化社会に対応できる財源をどこに求めたらよいかという私の質問でありました。率直に申しまして、いま少し具体的な回答が欲しかったというふうに思います。例えば、大企業の法人税については、今まで優遇されておりました。この税負担をきちんと見直す。あるいは、クロヨンと言われるような不公平税制も改める必要もあると思います。所得税、住民税の課税最低限の引き上げや、当面、消費税、食料品非課税を中心とする減税、またゼネコン構造にメスを入れ、水増し公共事業費の削減、さらに予算の使い方を変えていく。軍事費なんかは顕著な例かもしれません。などなど、消費税に対しますこういう具体的な代替財源があると私は考えております。

質問の3番目は、消費税は廃止すべきであると考えますか、こういう質問でありました。私は先ほども述べましたが、不公平税制の問題なり、あるいは税の逆進性の問題と物価上昇、さらには自主財源減収などの悪弊、また、今の消費税は見直すべき点が多々あると思います。特に年金生活者や障害者に負担が重くのしかかっております。食料品を中心とする日常生活品を非課税とすべきであると思っております。また、逆にぜいたく品の税率はアップし複数税率にする。また、消費税が一部の業者のもうけになっているのも改めていかなければいけないと思っております。いずれにしても、不公平そのものの消費税、必ず税率アップを引き起こす消費税、矛盾、欠陥だらけの消費税、そして物価上昇の元凶の消費税、何よりも公約違反の消費税は、廃止すべきであります。

最後に、工事に伴う契約で、市としてこれまでどのぐらいの消費税を業者に支払ってきたかということにつきましては、12億1,000万という消費税を業者に払ったということとであります。この12億1,000万のうち日野市にどの程度財源として入ったのか、あるいは国庫にどの程度入ったのかは不明でありますけれども、さまざまな問題を抱えての12億の市としての支出は、お上の命令とはいえむだなお金を使ったというのが実感であります。この12億があれば民生費あるいは土木費等に有効に使えたと思うと残念でなりません。

そこで、市長にこれからお尋ねといいたしめようか、市長の御見解を伺いたいと思っておりますので、お願いをいたしたいと思っております。

大蔵省は5月27日に、消費税率の引き上げを柱といたしました消費税率の試算結果を政府税制調査会と連立与党、税制改革協議会に提出をしました。現行3%の消費税率を7%から10%の4段階に設定した上で、減税の継続実施、厚生省の21世紀福祉ビジョンの具体化などをした場合の財政状況を試算したもので、結果は、税率7%としても3年

後には5兆3,000億円の歳入不足、9%でも2000年度には歳入不足が発生し、10%にしてやっと6,000億のプラスという大変厳しい内容でありました。大蔵省は、あくまで機械的に試算したとっております。この大蔵省思案に基づきまして、政府税調地方公聴会が札幌、名古屋、大阪等の6都市で6月7日に開催をされました。口述人の1人、落語家の桂文珍さん、この方は今タレントとしての方が活躍されているようでありますけれども、この桂文珍さんは「たくさんの資料をもらったけれども問題は機械的試算というところ、官庁の考えることは人間の心を置いてきぼりにしている。どうして人間的試算ができないのか。いつも高齢者福祉のためと言われるが、それは高齢者に失礼である。同世代のサラリーマンに聞くと重税感が強く教育費や住宅費もかかり、三重苦のヘレンケラーのような生きざまだ」桂文珍口述人は地方ヒアリングの中でこのように大蔵省試算を痛烈に批判をしております。

今回の機械的試算結果は、大蔵省が国民福祉税並みの7%税率が譲れないぎりぎりの線であるということ、政府税調、政党、国民に訴え、政府税調、マスコミ国民世論を上手に操縦することによって10%の税率を実現させたところに意図があると私は思っております。また、消費税導入先進国の西欧諸国やアメリカにならって法人税、所得税の率を下げている。反対に消費税率を引き上げることが、消費税の持つ逆進性をますます高め、経済的弱者と言われております年金生活者のお年寄りや母子家庭、生活保護世帯の生活は一体どうなるのか、このことを大蔵省は考えているのでしょうか。「年金暮らしになって生活を切り詰めるのにやっきになっているのに消費税を引き上げるなんてとんでもない」、あるいは「収入の少ない年寄りをいじめないでほしい」、これは新聞に載りました読者の声であります。このような声は、日増しに強くなってきています。まさに消費税は税率アップどころか廃止、当面、食料品非課税こそが必要だと思っております。

市長は、市民生活を守るとりでの自治体の役割にてらし、現体制が進めようとしている消費税率アップに反対の意思を表明すべきであると思っておりますが、御所見を伺いたいと思っております。

○副議長（宮沢清子君） 市長。

○市長（森田喜美男君） まさに国政の状況に対する具体的な発言が、日野市議会でも行われたということだと思っております。

昨年夏という時期に、思いがけずといいたいでしょうか、38年続いた自民党政府が議会において不信任をされて細川内閣が成立をした。そしてその細川内閣も7カ月の寿命で

羽田内閣にかわったという大きな国政の転換という状況に、国民は少し啞然としたという感じがしないわけでもないと思います。そして御指摘のとおり、いわゆる財政改革という言い方において、消費税の減税と、それからその見合う財源として消費税の論議が今は極めて高く位置づけられておるといふ状況を、我々は承知しております。

新しい政権が新しい政策を打ち出すということは、当然あり得ることでもありますし、またそれを国民がある意味で期待をしておるといふことは当然でありますので、国民に約束をしたといえますか、具体的に支持を得た、そういう政策によって新しい政策が取り生まれ、展開をされるということなら納得ができるわけでありませうけれど、国民に全く信を問わない政治課題が、なにか新しい政府の政権の打ち出し方として目まぐるしく国民の前に、まるで具体的な事実のごとくマスコミ等で扱われておるといふ状況を我々はまさに異様な感で見詰めさせられておる現状であるという感じがいたします。

特に、佐藤議員さんから消費税のことに絞って、その税率アップに自治体の市長として反対をせよ、こういう御提言であります。自治体の首長の役目は、まさに市民に対する全体の奉仕者でもありますし、いろんな意味で政府の政治の中に位置づけられてはいるわけでありませうけれど、また自治体の独自性ということも当然、権限能力としてなければならぬことでもありますから、態度表明は差し支えないというふうに言ってよろしいかと思っております。当初の消費税が創設される時にも日野市政では、私が住民の立場に立ちまして消費税反対、また消費税はいずれ廃棄すべき政策である、という立場を貫いてまいりました。

今回、いろんな先取りの中で、臨時議会の中で具体化したのは、いわゆる政治改革と言われる衆議院の改革の範囲でありまして、税制はまだ細川内閣の決定によって臨時議会の中で減税のみが否決をされて、いわゆる所得減税という部分の実務的变化といえましょうか、影響がようやく具体化した、こういう状況であります。したがって、政策としてはまだ中途半端な状況でありまして、今の政治のいわゆる課題として減税を存続すべきか、また所得減税を存続する場合の別の財源として消費税の問題が生まれている。そうして、いわゆる直間比率と言われる今までの直接税と、それから間接税という形で消費税が一番国民に課しい手段として、いろいろと唱えられてきておるわけでありまして、外国でもいわゆる先進国家群は消費税をかなり採用しているということではあります。国民にまだ十分納得がいくという手だてがとられないで試算等が先走って、その数字が躍っているということではないかと思うわけであります。

日本の行政改革、まさにきょう話題になりました憲法を中心とするいろいろな実現し

得ていない国民福祉関係の政策も数々あるわけでありまして、高齢化社会が急に迫ってきたということで、なにか福祉のための財源が欠乏する、こういう言い方でこの消費税問題が論議されているという状況ではなかろうか、このように思っております。消費税は今、御指摘のとおり、まだ日本人になじみの少ない、定着をし得ていない、そういう税制の一つでもありますし、取られてきたこれまでの国民世論、これらが十分に理解をした中で進められてきたということではなかったように思います。いろいろなまた欠陥も持っておるわけでありまして。もっと財源について、あるいは年々の、毎年の予算の編成の中において不用、あるいは特に自衛隊に要する経費等は毎年膨張し、今、世界でも二、三流どころの軍備力に値するというふうにとらわれておるわけでありまして、それらを全体の再検討をした上で、なお必要な財源であれば国民もおのずから理解もするし納得もできる、こういうことではなかろうかと思っております。1%が2兆数千億円にも匹敵をするという、そういう取りいといひますか、そういうことにのみ依存をされて、安易にその積算等をされて、あたかもそれが大蔵官僚の国民をならず手段というふうにとられても仕方がない状況の扱い方でありまして。

したがって、民主主義の原則からいまして、やはり国会がみずから国民に信を問うという形を大前提として、もう一遍国民にいろいろな判断の機会を提供をし、その期するところによって国政が運営されていくということでない、民主主義国家のあるべき姿がだんだんおかしくなってしまう、こういう感じは、我々国民の1人として、あるいは自治体の立場において、するわけでありまして。御指摘のことにつきましては、おおむね同感である、そのように受けとめておりますことをお答えといたします。

○副議長（宮沢清子君） 佐藤洋二さん。

○2番（佐藤洋二君） ありがとうございます。

態度表明は差し支えないという市長からのお答えをいただきました。消費税率アップに反対の意思表示を市長はされたわけでありまして。この一言が全国の自治体に大きな勇気を与え、心ある自治体の首長に対して、これまた勇気を与えることになると思います。本当にありがとうございました。

これもちまして、この一般質問を終わらせていただきます。

○副議長（宮沢清子君） これをもって18の1、消費税の税率アップに、市長は反対の意志表明をの質問を終わります。

一般質問18の2、ボランティア都市宣言の制定をの通告質問者、佐藤洋二さんの質問を許します。

○2番（佐藤洋二君） それでは最後の一般質問をさせていただきます。

21世紀の超高齢化社会に向けまして、我が国は社会福祉の制度や施策の大きな発展のときを迎えております。平成元年、国が示した高齢者保健福祉推進10カ年戦略、いわゆるゴールドプラン、これを具現化するため、国、地方自治体はもちろんのこと国民全体が新しい福祉社会に向けて努力をしております。そこで、ボランティア活動についてお尋ねをいたしたいと思っております。

我が国の社会制度の歩みを見ますと、戦後においては憲法11条の基本的な人権、25条の健康で文化的な最低限度の生活の権利を理念として、救貧対策から出発し、その後社会経済の発展に伴い年々、制度や施策の成熟が行われ、今日に至っているわけですが、高齢等に基づく行政の福祉施策だけでは住民の福祉ニーズを完全に充足するまでに至っていないのが現実であります。現在、急速な高齢化と少子化現象、そして家族形態の変化、さらには生活の質や心の豊かさの重視とノーマライゼーションの理念の浸透など、背景として国民の福祉に対するニーズがより高度化、多様化し、また増大をしております。このような社会情勢の変化の中で、真に住民の福祉ニーズにこたえる社会福祉を構築するためには、行政の福祉施策を支え、あるいは補充、補完する住民の福祉活動への参加、すなわちボランティア活動の促進が不可欠となってくるわけであります。これまでのボランティア活動の水準は、それぞれの各区市町村で取り組まれており、一定の成果を上げておりますが、その活動は一部の献身的な人々が少数の恵まれない人々に対して行う一方的な活動として受けとめられておりました。しかし、これからは地域社会のさまざまな構成員が互いに助け合い、交流するという広い意味での福祉マインドに基づいた高度なボランティア社会の形成をしていかなければならないときを迎えていると考えます。

このような時代的要請の中で、昨年、厚生省公示という形で、国民の社会福祉に関する活動への参加の促進を図るための措置に関する基本的な指針が示されました。この指針の中で示されている幾つかの点について挙げてみますと、まず自主性を尊重するということでもあります。ボランティア活動においては自主性、自発性、及び創造性が最大限に尊重されなければならないとされています。また、公的サービスとの役割分担ではありますが、社会福祉の基本的需要については、行政が第一義的に協議するものとし、ボランティア活動はこれらの公的サービスでは対応しがたい福祉事業について柔軟かつ多様なサービスを提供するものとされています。

福祉活動の理解の増進については、福祉教育や学習、啓発や普及、社会的評価などが

内容となっており、特に社会的評価は各種顕彰等の実施、採用、入学時等におけるボランティア活動の実績などへの配慮ということも特徴点となっております。福祉活動の条件整備としては、国、都道府県及び区市町村段階の社会福祉協議会、ボランティアセンターを整備するとともにコーディネーターを配置し、多角的な福祉活動のネットワークの体系化を推進することとされております。また、企業及び労働組合の社会貢献活動の中では、ボランティア休暇制度の啓発といったことも盛り込まれております。

この指針の最後の部分として、地方公共団体による社会福祉協議会のボランティア活動推進への支援、地域福祉基金の積極的活用等の必要性にも触れられております。

以上、昨年4月に厚生省から示されました基本指針の特徴点に触れましたが、ボランティア活動はもはや一部の人の善意的な奉仕活動でなく、行政も住民も、そして企業や組合も一体となり、体系的に取り組まなければならない国民的課題として問題提起されるに至ったわけであります。

さて、本市ボランティア活動が進んでいるのかいないのかは不明でありますけれども、本市のボランティア活動の現状について、何点か質問をいたします。

質問の一つ目は、日野市のボランティア活動の現状についてであります。

二つ目は、ボランティアセンターの利用状況についてであります。

三つ目が、ボランティアを必要とする人たちと、催し物についてであります。

そして最後に、一番私が力を入れたいのは、ソフト面として市民意識の高揚を図ることも、この活動推進には欠くことのできない大事なことだと思っております。そこで、本市として、ボランティア都市宣言を行ってはどうかと考えておりますが、ここに力を入れて一般質問を進めていきたいと思っております。

○副議長（宮沢清子君） 佐藤洋二さんの質問についての答弁を求めます。福祉部長。

○福祉部長（坂口泰雄君） お答えいたします。

まず、第1点目の日野市のボランティア活動の現状でございます。日野市におきますボランティア活動は、これは個人、団体グループ等でさまざまな形態で活動が行われているのが実態でございます。ここでは、日野市社会福祉協議会のボランティアセンター事業の活動状況につきまして、お答えしていきたいというふうに考えております。

まず、活動の内容でございますが、一つには、啓発・広報活動でございます。二つ目には、研修・学習活動でございます。三つには調査・研究活動、四つにはボランティア活動相談でございます。五つ目には、活動、その育成でございます。

この啓発・広報活動につきましては、現在のボランティア活動を取り巻くさまざまな

問題を取り上げまして特集を組んだり、情報提供活動の充実を図るためにボランティアセンターニュース、これを隔月で発行しております。そのほか機会あるごとに各種のパンフレット等を配付したり、そういうことをしながらボランティア活動の啓発と広報活動を展開しているところでございます。

研修・学習活動につきましては、南多摩地区ボランティア研修集会とか、あるいは中学校、高校生を対象といたしましたボランティアスクール、あるいは少年夏のボランティア活動体験実習活動、その他各種の講座等の実施もしているところでございます。

調査・研究活動におきましては、高齢化あるいは核家族、在宅福祉などの諸問題とともにボランティア活動に対する関心が高まってきている中で、また一方では週休2日制や余暇時間の増大等からも潜在的なボランティア活動希望者としての意識がされているところでございます。今日の社会福祉協議会、ボランティアセンター事業のあり方とか、あるいはその事業の展開の方針など、長期的な展望等を調査・研究しているところでございます。

四つ目のボランティア活動相談でございますが、ボランティアによります援助を求めると、あるいはボランティア活動をしてみたいなどのさまざまな相談を受けているところでございます。

最後の5点目の活動育成につきましては、ボランティア活動をしてみたい方などに対しまして施設か、あるいは個人、家庭などでさまざまな活動の場をつくるよう行っているところでございます。

2点目のボランティアセンターの利用状況でございます。ボランティア活動をしたいという相談者については、原則といたしまして来所、面談の後、活動の紹介や情報の提供、活動の進め方について相談に応じております。地域のグループ紹介やら、希望に応じてセンターに登録等、対応しているところでございます。平成5年度の資料はまだちょっと、若干集計中で分析されていない面もございますので、平成4年度、ちょっと古いんですが、これらの数値でお答えしたいと思います。

新規ボランティア活動希望者、平成4年度でございますが、受付件数165件、これらについては165件でございます。それからボランティアの登録者数は現在162人、もう一つは情報提供者140人ということで、合計いたしまして302人でございます。

ボランティア活動の依頼状況でございますが、施設あるいは団体からのボランティア募集件数が、申し込み団体数が26件、申し込み件数が643件というデータが出ております。

在宅個人につきましては、申し込み人数が39件、申し込み件数463件ということでございます。

3点目のボランティアを必要とする人たちと催し物についてでございますが、ボランティアによる援助希望という相談は、大きく分けまして施設団体からのものと在宅個人からのものに分類されると思います。施設からの申し込みの内容でございますが、主にデイホームの作業補助、それから遊び相手、デイホームの講師、指導、それからフロア作業ですか、おむつのたたみ、そういうものが主な内容となっております。これらに対しましては588件、延べ人員1,093人の活動内容となっておりますのでございます。

それから団体からの申し込みにつきましては、主に送迎の解除、あるいは保育、遊び場、そのようなことになっております。これにつきましては19件で、延べ26の活動内容でございます。

在宅個人からの申し込みでございますが、448件ということで、39人の方からの申し込みでございます。そういうようなことで、これらについては内容としては、外出あるいは生活介助、コミュニティー、このコミュニティーの中には保育、遊びの相手、あるいはお話し相談というような内容でございます。

最後に4点目でございますが、市民の意識の高揚、またボランティア都市宣言の制定の件でございます。地域福祉の推進に当たりましては、御指摘のありましたように行政の福祉施策だけではニーズの高度化、多様化に対応していくことは限界が見えてくるのではないかと考えております。社会福祉協議会が中核となって展開しておりますボランティア事業に対しましては、行政といたしましても積極的に支援していくことは当然のことと考えております。また一方、地域の中ではなかなか目には見えてまいりませんが、高齢者あるいは障害者、児童等に対して、福祉の視点からかかわり合いを持ち、個人あるいはグループで活動していらっしゃる方も大勢いらっしゃるわけでございます。これからの高齢社会の中では、このような問題を自分自身の問題として受けとめまして、少しでも福祉にかかわりを持つ、こういう風土づくりが必要ではないかというふうに考えております。そういうようなことから、市民意識の高揚につきましては、重要な課題であるというふうに考えるところでございます。

また、御提言のございましたボランティア都市宣言の制定につきましては、今後、十分研究してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○副議長（宮沢清子君） 佐藤洋二さん。

○2番（佐藤洋二君） ありがとうございます。

2問で大体40分前後を予定しておりましたが、既に53分ほど経過しました。本来ならば福祉活動としての条件整備とコーディネータの問題、それからボランティアセンターの拠点の問題、これで計4点、再質問したいというふうに考えておりましたが、この問題につきましても後ほど福祉部長とじっくり話をする中で解決をしていきたいと思っています。

そこで、市長の方に、この問題についての最後の質問をさせていただきたいと思います。

昨今の成熟化社会にあっては、高齢者や、あるいは心身障害者に優しい社会でなければならないと考えております。また、経済的な不況の中でありまして、今、市民がともに生きるための協力、協調を図ることが大切であると思っております。このような時に当たりまして、今まではこのハード面が追及されていた傾向があったわけでありすけれども、これからの時代は人と人とのつながりなど、助け合いを大切にしたソフト面に重点を置いた都市づくりが必要ではなかろうかと思っております。ボランティアとは、みずからが進んで社会事業に参加する志願者であり、また奉仕者であるというふうに私は理解するところであります。今、全国の自治体でさまざまな都市宣言をされているところがございますが、ボランティア都市宣言をされている自治体はないと思います。日野市が全国に先駆けボランティア都市宣言をしたらどうかと思いますが、市長の御所見を伺いたいと思います。

○副議長（宮沢清子君） 市長。

○市長（森田喜美男君） ボランティアという考え方といましようか、無償の奉仕という心がけ、これは豊かな人間性からおのずから発散してくるぐらいの行動ということになるのだと理解をしております。今日、ある程度、社会生活の安定化が実現をしている中で、特に弱者に対する思いやり、また高齢化社会に対する積極的な組織活動、こういうことがおのずから需要であり、またそれに対する供給側の発想がだんだんと実現化しておるという状況だと思っております。地域社会の、特にボランティア活動の拠点になる行政の関心の仕組みといたしましては、いわゆる社会福祉協議会、ここが一番該当するというふうに私は日ごろ考えております。

特に都市宣言という形には、これは健康都市宣言、あるいは青少年の健全育成都市宣言、また暴力追放都市宣言、いろいろな都市宣言の事例は各所で見受けられるわけでありまして、私どもの平和都市宣言は、これは市民からの署名活動があり、議会がそれを

採択をされて一定の市民代表としての意思決定が行われ、それを私どもの執行部が受けて、いろいろ都市宣言という具体的な経路をたどったということでもありますので、それらとあわせて十分これからの活動の指針にさせていただきたい、このように思っております。ボランティア精神こそまさに人間性の一番尊い、またこれからの社会が目指さなければならない社会生活の大きな方向だというふうに考えておりますので、福祉のプロだという形でボランティアがますます行動として普及、発展することが、また自治体の大きな役割になるということは御指摘のとおりだ、このように思っております。また今後の課題として、福祉のムードづくりのためのボランティア活動をいろんな形でお願いをしていきたいと思っております。

○副議長（宮沢清子君） 佐藤洋二さん。

○2番（佐藤洋二君） ありがとうございました。

実は、私の考えているボランティアと、現実、日野のまちで行われているボランティアには開きがございまして、その開きの中で質問をいたしましたから、部長の方もかなり答弁にはお困りになったと思います。本当に私の真意を酌んでいただきまして、御回答していただきまして、ありがとうございました。

また、市長の方からもこれからの検討課題と申しましょうか、所信について、こういう言葉もいただきました。ぜひ一日も早くこのボランティア都市宣言が制定できるように御努力をしていただきたい。このことを最後をお願い申し上げまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。

○副議長（宮沢清子君） これをもって18の2、ボランティア都市宣言の制定をの質問を終わります。

本日の日程はすべて終わりました。

明日の本会議は午前10時より開議いたします。時間厳守で御参集願います。

本日はこれにて散会いたします。

午後5時42分 散会

6月17日 金曜日 (第6日)

平成6年
第2回定例会 日野市議会会議録 (第20号)

6月17日 金曜日 (第6日)

出席議員 (30名)

1番	江口和雄君	2番	佐藤洋二君
3番	菅原直志君	4番	渡邊馨鴻君
5番	吉富正敏君	6番	小島久君
7番	小川友一君	8番	森田美津雄君
9番	佐瀬昭二郎君	10番	中谷好幸君
11番	沢田研二君	12番	田原茂君
13番	宮沢清子君	14番	執印真智子君
15番	土方尚功君	16番	天野輝男君
17番	奥住日出男君	18番	橋本文子君
19番	板垣正男君	20番	鈴木美奈子君
21番	内田勲君	22番	馬場繁夫君
23番	夏井明男君	24番	黒川重憲君
25番	福島盛之助君	26番	箕野行雄君
27番	小山良悟君	28番	一ノ瀬隆君
29番	竹ノ上武俊君	30番	米沢照男君

欠席議員 (なし)

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君	助役	前田雅夫君
企画財政部長	大崎茂男君	総務部長	小林修君
市民部長	永瀬誠一君	生活文化部長	藤本享一君
環境部長	山口正夫君	都市整備部長	鈴木栄弘君
建設部長	小俣雅義君	福祉部長	坂口泰雄君
水道部長	土方重男君	病院事務長	須藤雄示君
教育長	長沢三郎君	学校教育部長	谷正幸君
社会教育部長	大谷俊夫君		

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	落合豊君	次長	田中正美君
書記	濃沼哲夫君	書記	橋達雄君
書記	山田二郎君	書記	田倉芳夫君
書記	鈴木俊之君	書記	堀辺美子君
書記	永野裕子君		

速記委託先 住所 東京都立川市曙町一丁目10の3
立川速記者養成所 所長 関根福次
速記者 山川芳子君

議事日程

平成6年6月17日(金)

午前10時開議

日程第1 一般質問

(議案上程)

日程第2 議案 第44号 浅川右岸第四処理分区(6-4)工事請負契約の締結について

日程第3 議案 第45号 浅川左岸第四処理分区(6-1)工事請負契約の締結について

(請願上程)

日程第4 請願 第6-19号 公共住宅家賃値上げに関する意見書提出を求める

請願

- | | | |
|-----------|----------|-----------------------------------|
| 日程第 5 請願 | 第 6-20 号 | 「海の非核化」宣言に関する請願 |
| 日程第 6 請願 | 第 6-21 号 | 在日朝鮮、韓国人高齢者と障害者に国民年金適用の救済措置を求める陳情 |
| 日程第 7 請願 | 第 6-22 号 | 日野市に重度知的障害者が主に入所出来る更生施設の建設に関する請願 |
| 日程第 8 請願 | 第 6-23 号 | 「日野市立かしまだい地区広場」の施設充実に関する請願 |
| 日程第 9 請願 | 第 6-24 号 | 日野市に政治倫理確立の条例制定を求める請願 |
| 日程第 10 請願 | 第 6-25 号 | 第五小学校で発生する砂ぼこりの防止に関する請願 |
| 日程第 11 請願 | 第 6-26 号 | 地元中小建設業者の不況打開と振興政策を求める請願 |
| 日程第 12 請願 | 第 6-27 号 | 消費税率の引き上げ反対を求める請願 |
| 日程第 13 請願 | 第 6-28 号 | 社会保障の拡充を求める意見書採択の請願 |
| 日程第 14 請願 | 第 6-29 号 | 潤徳小学校の北側の環境の保全を求める請願 |

本日の会議に付した事件

日程第 1 から日程第 14 まで

○議長（福島盛之助君） 本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員25名であります。

これより日程第1、一般質問を行います。

一般質問19の1、市民参加型行政の推進について問うの通告質問者、奥住日出男君の質問を許します。

〔17番議員 登壇〕

○17番（奥住日出男君） おはようございます。通告に従いまして質問させていただきます。

今回質問します市民参加型行政の推進について問う、本件は、この3月の第1回定例会におきまして、市長の方から所信表明がございまして、その中で市民参加の要綱をめぐって、数名の議員の方からいろいろと御意見等々が出されまして、かなりけんけんごうごうやった記憶が新しいわけですが、それに関連しまして質問をさせていただきたいというふうに思います。

若干整理をいたしますと、住民意識を正しく集約するためには、市民参加方式の開発が大きな意味を持つという森田市長の考え方によりまして、3月1日、市民参加の推進に関する要綱が開発されまして制定されたところでございますけれども、なぜこういう要綱をつくったかというやりとりがありまして、市長の方から、日野市は過去市民運動という行政手法によって、事業の積み重ねが行われてきた、こういう経過がある。これからなるべく市民の声に耳を傾けていく、こういう姿勢こそ大切だと思っている、こんな趣旨の御答弁がございました。ただ、市民参加ということが、かなり行政の中では難しい面もあわせ持つ。しかしながら、一つの行政の手法としては、これからも市民参加の機会をなるべく幅広く設けていきたい、こういう考えが示されております。

さらには、間接民主主義の一つの完成した姿として議会制民主主義が整っている。それでも、近年における市民意識の多様化あるいは自治に対する関心の強さ、こういうものを考えると、行政の姿勢としては、努めて市民参加の機会を持つことが適当である。

そして最後に、私どもの自治体としては、既に早くから市民自治学園あるいは市長相談、こういうことを積極的に取り組んできた。その状態こそ、一つの市民参加を目指しておるといふふうにも言えるわけです。こんな答弁の結びになっていると記憶をしております。

これに対しまして、今回、冒頭で確認を含めて市長に質問をいたしたいわけですが

も、なぜ本要綱ができたかという理由が、私にはまだはっきりしないんです。市民参加が、これまでも行われてきたことは私自身よく承知していますし、日野市より優れた自治体があることも承知をしております。市長が今まで積み重ねてきた市民参加行政、このどこに問題があったのか、問題点があったとしたらどのように整理をして、また改正をしていくのか、この辺がよく見えてこない。3月の定例議会で4名の議員から、その辺の追及もされております。

そこで、市長は3月1日号の広報「ひの」に、このような文面を載せまして、このやりとりをめぐって、特に私どもの民主クラブの小山代表の方から、「議会制民主主義の機能を向上させる一助として、市民参加の道を開くというのなら理解はできる。しかしながら、この文面を読むと市長の見解は違う。今の議会制民主主義が正しく機能していないから、正しく機能させるという、こういう見解になっているではないか」こういう反論をしたわけでございます。間接民主主義のそういう集約した形として、こういう議会があるわけですから、ここを中心に今までも来ている。それにどこに問題があるのかもよくわからないわけですが、それに対して、市長が「本件については十分自己反省をして、責任のある対応をとります」という、こういう答弁を最後にしております。

どんな責任のある対応をとられるのかなというふうに注目しておりましたら、5月1日号の広報「ひの」に、「私はこれまで、私の認識に基づく月1回の広報記事を書かせていただきました」、ことし2月1日号に「政治は最高の道徳であることを願って」、次いで3月1日号には、「市民参加は住民自治の大切なエネルギーです」の記事の中に、「私見が強過ぎるとの指摘を議会の中で受けました。発言や発表記事には、これからも十分に注意をするよう、公職者として自戒しております」という、これが責任をとった文章でございます。私見が強過ぎるといのは、これだけじゃなくて随所に見られるわけでございますけども、これは16万市民の首長としての責任も含めての主張でございますから、我々市民からは、それに対してどうこう言う必要はございませんし見解ですから、それはそれでいいんですけども、こういった十分反省をしているということが出されてきたわけです。

その後、どんなふうになるのかなと見ていましたら、市民公聴会、こういうものが催されるようになった。市政の政策立案段階から市民参加ができますよ。さらには、行政施策の運営等にも参加ができますよということで、かなり反響があったわけでございます。ただ、市民が主役であって、自分たちのまちは自分たちで守り育てていくんだという、こういう考え方が生かされれば、文字どおり市民参加型行政の実現でありまして、

一つの改革ですから、これはもう歓迎をいたします。ただ、市長もよく言われるように、多様化している市民ニーズを考えますと、政策のテーマ一つとるにしても、けんけんごうごうとなることは、もう明らかであるわけでございます。これまでも5月14日に第1回の市民公聴会が開かれております。そのときのテーマが市立病院の問題。さらには、明後日、第2回の公聴会が「子供の権利条約について」というテーマで開催される予定になっております。さらには、来月から新設される清流開始委員会、20人の委員がこれには、いるわけでございますけども、そのうちの半分、10名は一般から募集するという、こういう記事もマスコミの報道あるいは広報「ひの」にも載っておったわけでございます。

勝手な一方的な言い方をすると、市民参加要綱を制定した。そうしたら、反響がものすごくあった。泡を食った市長当局は、何かやらなきやおさまりがつかない（「失礼の言い方よ」と呼ぶ者あり）こんな……。ですから、言っているんですよ、失礼な言い方かもしれませんが、これは私の考えですから、そこで考えついたのが市民公聴会ではないのかな。もともと計画性はなくて、思いつきの策（「そんなことはないわよ」と呼ぶ者あり）こんなふうに受け取られても仕方がないような、突然の公聴会なんです、市民公聴会。

3月の定例会の中で、沢田議員の方からどんなステップを踏んできたんですかというような質問が出されております。それに対しては、企画財政部の中でやったけども、市長みずからの考えであるということ、こういうことを言っているでしょう。執印議員とのやり取りの中でもそう言っている。ですから、もともと計画性はない。市長の考えでもって出されたのかなという、こんな理解をしたんです。

この市民公聴会、それはそれで冒頭申し上げましたように、考え方が整理されればそれでいいですよ。いいんですけども、今まで市民参加がずっとやられてきた。いろいろな委員会もあります、庁内にもあるでしょうあるいは議会にもあるでしょう、さらには、第三者的な機関としてもある。そういう中には、市民参加が十分にされてきている。市長が言うには、どこの自治体でも当たり前のことなんですと、こういうことは。それをさらに整理をしていくのであれば、それなりのステップもあるでしょうし、なぜ要綱ができたのか、これを冒頭、市長の方からお伺いをしたいと思います。その後、4点ばかり質問いたします。

- 議長（福島盛之助君） 奥住日出男君の質問についての答弁を求めます。市長。
- 市長（森田喜美男君） 地方自治の本旨という、憲法にも地方自治の章で用いられて

いる言葉があります。地方自治の本旨ということは、なかなか定義も難しいわけであり、私もどういう意味であるかということを経験と日ごろ私なりの考え方を持たせてありますが、要するに、なるべく地方自治体の場では、もう市民の参加と合意を得て本来の地方自治行政のみんなの意識の集結の形で推進のことができることが、一番地方自治体のあるべき姿だというふうに考えるわけであり、いろいろな一方的な工夫ということになるかもしれませんが、試みとして、例えば対話集会、それから市民自治学園、日ごろの市民相談、これらを進めてまいっておられるわけであり、地方自治体の当然の建前といたしまして、日ごろ市民こそ主権者であり主人公であるという行政対応こそ、地方自治の本旨に叶う一つの基準ではなかろうか、このように考えております。

したがって、いろいろな工夫をして、そして、市民皆さんが自分たちの自治体である、また自治体のいろいろな施策であるということを提案をしていただき、また理解をしていただく、これが団体自治の姿だろうというふうに思っております。

また、一方に住民自治という言い方もございますので、なるべく住民自治が適切に調整をされて、そして、団体自治の、いわゆる行政という中でいろいろな施策が実施に向かうということ、具体的に手法としてなるべく行っていきたいという考え方であり、市民参加の考え方は、まさにそれに尽きるものでありまして、いわゆる間接民主主義の議会制のあり方と、それから、住民自治のなるべく直接的な民主主義のあり方も、ともに矛盾のない形で一致させていくということが、地方自治の本旨であろうというふうな考え方をしております、なかなか手法を具体化ということは難しいといえ、難しいわけではございますが、自治体こそ、そういうことのまた努力をする可能性の豊かさがあるというふうに考えての発想であります。

問題点ということも、ないわけではございません。また、果たして全市民の意識を完全に網羅し吸収することができるかということも、これも難しいことでもあります。いろいろな手法を試みつつ、本来の地方自治の本旨を追及していくということこそ、やはりいろいろな意味での発展に役立つだろうというふうに確信をしたところであります。したがって、問題点という言い方も大いにあり得るだろうと思っておりますけど、努力、工夫をして、そして、地方自治はまさに市民を主人公とし主権者としての関係で成り立つということを実証していくということだと思っております。

○議長（福島盛之助君） 奥住日出男君。

○17番（奥住日出男君） 行政の長として、努力をしていくことは当然のことであり大切なことであるんだということのようですけども、今回の市民公聴会というのが、行政

への市民参加を開く手法の試みなんですよ。試みとして公聴会をやるんだということなんです、第1回やりましたけども。今までも、今、市長が言われたように自治学園であるとかあるいは市長相談等々が長い間、ずっと開催されていた、もう二十数年間。いろんなメリットもあったと思うんです。ただ、その中で、果たして本当に市民の声が行政運営に反映されてきたのかどうか疑問に思うところもあるんです。ちょっとこれはおかしいんじゃないかなというところもありました。ですから、今までの手法だと、ちょっと問題があるんで、ひとつもう一步ステップを踏んで公聴会かなにかを模索したいんだという、こういうことだと思うんですね。

ですから、じゃ今までのそういった市民参加のあり方について、何か問題があったんでしょ。市長は問題はないとは言わないけどもというけども、何か問題があったはずなんですよ。ですから、そういうのは、各部署でどんな問題があったのか、それがどんなふうに整理されたのか。そこで、ここは残そうあるいはこれはちょっと問題だから、もうちょっといい方に行こうじゃないかという、それが一つの試みとして、市民公聴会がスタートしたのであれば、市民にとっては非常にありがたいし、わかりやすいんです。ですから、その辺がよくまだ見えてこないんです。余りこれやっていると、わかなくなっちゃうんで、勝手に私が自分でこうじゃないかな、ああじゃないかというふうに理解だけをしようというふうに、今しているんですけども。もしそうであるのであれば、市長が今まで市民相談等々でも、かなり一生懸命やってきた。この状態が一つの市民参加を目指しているんだということを言ってきた。では、そのままやっていけばいいじゃないですか、これからもずっと、そのままずっと。ここに何か変えたということは、何かあるんでしょ。ですから、その辺がよくわからないんですよ。

よく市長は、議会と行政の方は車の両輪です、お互いうまく連携をとりながら日野市のために頑張ろうではありませんかということと言われる、議会でね。我々もそのとおりだなというふうに来たわけです。ところが、何か突然片方の車だけが走り出しちゃう、左の方に行くんだか、右の方に行くんだかわからないですけども、そうすると、またここでもがたがたなっちゃう。もうそんな時代じゃないんですから、そこまで市長が市民参加ということを重要視するのであれば、その集約である、そういう形であるこの議会のこともうまく連携をとりながらやるのが本来の筋ですけども、この公聴会だって何ら議会の方には話はない。これは行政が努力しているんだから、そんなことは余計なことだと言えさうですけども、やはり市民からこういうこと「あの市民公聴会にはどうなんですか、議員も出席するんですかあるいはできないんですか、私たちはどうしたら

いいんですか」ということを聞かれる。答えようがないんですよ。「広報に書いてあるとおりですよ」と言うしかないんですね。それでは答弁になりませんので、担当部局に聞きますけども、何かあれほどの大きな反響があった参加要綱をつくるのであれば、事前でも議会の冒頭でも報告していただいて理解を求めるのが、私は常識ではないかな、答弁要りませんけども、私はそんなふうに考えております。

時間がもったいないですから、先に進めていきたいと思えます。勝手に私は理解をしながら進めますけども、（「それはだめ」と呼ぶ者あり）いずれにしても、今、市長が言われた行政としての努力、その結果が、この市民参加要綱の制定であるということのようです。

それで、4点ばかり質問をさせてもらいますけども、市民参加を開く手法の試みとして市民公聴会が開催されました。これからもいくんでしょうけども、公聴会のテーマ、これはどのようにして決められるのか、そのステップをまずお聞きをしたい。それから2点目は、公聴会で出された意見、これがどのような形で行政に反映されるのか。さらには、こういう方法で公聴会の中へ出された意見あるいはそれに対する答弁、さらには、今後、これは行政の中でこのように生かしていきます、こういうことがどんな形で市民に報告されるのか、これが2点目。3点目は、公聴会の今後の計画。どんなふうに計画されているのか。最後の4点目は、市議会あるいは関係諸団体、こういうところとの対応、これは大変重要だと思いますけども、この辺の連携プレーをどうやっていこうとしているのかお考えをお聞かせいただきたい。4点について、御答弁をお願いいたします。

○議長（福島盛之助君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 御認識をなるべく我々と同じにさせていただく意味で、ちょっと今の御質問の中で、変えたという、つまり市民参加の手法を変えた、こういう言い方がございましたが、私どもは変えたのではなくて加えたんだ、より発展をさせる、また模索を加えたんだというふうに、御理解をしておいていただきたいと思っております。

○議長（福島盛之助君） 企画財政部長。

○企画財政部長（大崎茂男君） 御質問、4点ございます。

まず第1点目の市民公聴会のテーマは、どのように決められるのかという御質問でございますけれども、公聴会につきましては、市民参加の推進に関する要綱に基づきまして、広く市民の声を受け入れるために場を設けるというものでございまして、これから、市が取り組もうとする行政課題や、現在推進している事業で、より円滑な運営をしてい

こうとする中で、適宜にテーマを取り上げようということでございます。そのテーマにつきましても、主管課でございます広報課が、一応発議いたしまして、市長の決裁を得て決定していくということでございます。

それから、2点目の公聴会で出された意見は、どう反映されるかということでございます。公聴会には、一応、関係部課長に出席していただいております。せんだって行いました市立病院についてにつきましても、病院事務長ほか企画担当等も出席しておるわけでございます。それから、市長、助役はもちろんでございます。

そこで出ました市民からの意見につきましては、一応、概要として報告書というものを取りまとめております。これを資料にして、今後の事業推進に反映していくわけでございますが、意見の中で直接近いうちに反映しなきゃいけない、すぐ手を打たなきゃいけないというような、また、それができるような問題につきましては、当日出席しております関係管理職がそれに沿った対応をするかと思いますが、一般的には、報告書としてまとめておきまして今後の資料にするという考えでございます。特に、その内容につきまして、参加者等に報告するということは考えておらないところでございます。

3番目の今後の計画ということでございますが、公聴会につきましては、あした第2回目を行うわけでございますが、できれば毎月行いたいというように考えておるところです。そして、テーマもその時期に合ったものとしていきたいということでございます。

4点目の関係機関、組織との関係でございますけれども、やはりそれぞれのテーマによりましてあるいは内容によりまして、関係機関と十分関係のあるものが多く出てこようかと思っております。先ほどお話にございました議会制民主主義の問題もございまして、また、それぞれの機関、東京都あるいは国等の関係もございまして、そういうような中へは、この市民の意見につきましてそれぞれの連絡、そういう会議等に必要があれば一応報告して、今後の参考として提出したいというふうに考えております。

○議長（福島盛之助君） 奥住日出男君。

○17番（奥住日出男君） 再質問いたします。

今、市長の方から冒頭、変えたんではなくて加えたんだという考え方が示されました。いろんな市民参加には手法があると思っております、一通りのことではなくて。そのメニューの一つ加えたということで理解をいたしますけれども、今、企画財政部長の方から御答弁がありました中で、テーマについてはそれぞれの行政課題に即応するような形で決めたい。主管部署は広報課だということですが、では、広報課でもって月1回やるようでございますけれども、どんな形で会議を開いて決めるのか。それぞれの部局にはそれぞ

れの考えもあるだろうし、余り市民の声を聞くとなると、それは一番楽なやり方ですね、行政としては。市民がこう言ってるから、そのことを聞くんだという、大変単純なやり方になるといったら語弊がありますけども、どんなふうにそれがやられるのか。

公聴会で出された意見、これは当然行政に反映されるんでしょうけども、その報告はしないということなんです、出席者にはしないのかどうか。例えば、5月14日に行われた第1回の市民公聴会、市立病院について、ここで、十数項目の意見が出された、質問でなくて意見だった。あの内容は、ほとんど議会やいろんな団体で出されることの繰り返しなんです。屋上屋を重ねるとは言いませんけども、いろんなふうにそういう場所を広げちゃって（「意見の反映が問題」と呼ぶ者あり）いろんなところから聞いてくる。例えば、今回病院問題で公聴会やった。そのときの出席メンバーに企画課主幹、いわゆる病院建て替え担当が出席をしているんですよ。では、意見を出された方には報告しないけども、そのことについてこうするとかああするとか、では、その方に何か指示をしたのかどうか。5月14日にこれだけの十数件の意見が出された。では、これについて、主幹あなたが整理をしてどう進めたらいいのか、病院建て替えも含めて考えなさいとか、何かそういう仕事を与えたかどうか、それも1点お答えください。

それから、最後のいろんな関係、諸団体あるいは議会等との連携、これが、例えば何回も言うようですけど、この病院問題もマスコミでも報道されておりましたけども、非常に今後何か難しいような感じが述べられております、いわゆる市議会内の特別委員会、こういったところとの連携をどうするんだとか。3月の一般質問で、私も取り上げたんですが、病院問題で地域医療協議会ですか、その中で病院問題を市長の方から入れるという。今回も、去年の12月に出されて1,165床不足しているから、南多摩地域圏として日野市も早く出した方がいいですよ、早い者勝ちだからと、こんなある先生から話があった。そのとき、市長ができれば、その協議会から意見書でも出してくれという、全くの他力本願なんです。では、議会の中にある病対でもってどんなふうになるのか、まだ私、把握しておりませんが、同じようなことが言われるのか。

では、公聴会で出された意見に対してどういうふうに言うのか。どれを重要視するのか、よく見えてこない。（「みんな聞きっ放しだ」と呼ぶ者あり）我々が考えていることが、市民からのいろんな意見そういうものを聞いて、こういう行政の場で、いわゆる市政の場でもって反映をさせてきている。それはそれでいい、また公聴会で何か出て、それもいい、そういう委員会が出されるのもいいです、どんどん進んでいけばいいですよ、改善されて。ところが、一向にいまだに見えてこない。何かもてあそぶのか、い

ろんなものを並べて私はこういうことをやっています、こういうこともやっています、こんなこともやりましょう、こういうことも加えていきましょうという、市長、こんなに仕事を抱え込んだら大変ですよ。疲れちゃうんじゃないかと思うし、心配をしている一人ですけども、今の4問の中で、広報課でもって今度は主幹なりこれが月に1回開催をして、いろいろとテーマを決める。どんなふうに招集をしてやられるのか、市長からの指示で動くのか、あるいは広報課が主体的に動くのか、ちょっとそこだけ1問目は聞かせてください。

それから2問目は、今言ったように、公聴会で出されたこういう意見、出席した市民には報告しないけども、では市側から出席している担当者にはどんな指示を与えるのか、聞きっ放しなのかあるいはそれを積極的に行政に反映して、大変いい意見だから、あなたの部門ではこういうふうにしなさい、早急に考え方を市長に出せとか部長に出せとか、そういう指示をするのかどうか、その2点をお答えいただきたいと思います。

○議長（福島盛之助君） 企画財政部長。

○企画財政部長（大崎茂男君） まず、テーマについてでございますけれども、広報課が主管課でございますが、そのテーマの案といいますか、幾つかその時期に合ったものを広報課が考えます。複数考えまして、企画財政部長とも協議し、その一つのたたき台につきまして、公聴会につきましては市長も出席して、市長みずから市民の意見を聞くということでございます。そういう制度でございますから、市長の意見もお聞きして最終的に決めるということでございます。

それから、結果報告というようなことでございますが、先ほど申し上げましたように、一応、関係部課長が出席しております。その中で、市民の意見として参考になるものを十分、今後の仕事に反映させるというようなことが趣旨でございますので、あえて広報課とか企画財政部の方で、こういうことの見解があったので早速それをというような指示というようなことはいたしておりません。その出席した部署の者が判断するということになろうかと思いますが、公聴会で出ました意見が、即反映されることもございますし、また、先ほどお話をありました今まで盛んに言われてきたことの同一意見であるということもございますし、今後の施策を進める中でいろいろな意見の一つとしてお聞きするというようなことですから、担当の方としては、判断材料として持つということになろうかと思えます。

○議長（福島盛之助君） 奥住日出男君。

○17番（奥住日出男君） ありがとうございます。

公聴会をやったからといって、もう即まちが変わるものでもありませんし、これも一つの積み重ねであるわけですが、やはり今まで市民参加、市民運動ということを大切にしてきたという市長の考え方から、さらにもう少し幅を広げようという考え方で、この公聴会が開催されるようになった。ただ、あれほど反響があった要綱の制定の割には、第1回の公聴会17名、しかもその顔ぶれは、余り言いたくないから言いませんけども、大体予想されたような感じで、果たしてこの公聴会が今後どんなふうに推移していくのか見守りたいんですけども、市長が私どもの小山代表の方から、議会制民主主義を真っ向から否定する、それに対してどう市長が反省して責任ある対応をとるのかという、ぜひそれはとりなさいというようなことで追及したわけですが、それに対して、市長は私権が強過ぎるけども、これから注意するという、その程度。私はもう一つ加えて、この本会議の冒頭でもいいですから、市長の方から本件について触れていただいて、（「当たり前だよ、あれだけやったんだから」と呼ぶ者あり）今後、こんなふうにしていく、ぜひ理解をしてほしい、こういう一言があってもよかったのではないかな、こんなふうに思っております。

市長、小さな事業と大きな事業がありまして、大きな事業というのは、本当にもう一党一派でできる問題じゃないんですよ、何回も言っているように。本当に議会と理事者側が一つになって、現場で働く職員の方を応援するという、こんな感じの行政運営もそろそろ始めないと、いつまでも質問しなければ答えない、聞かなければ教えてくれない、そういうやり方はもうやめましょうよ。もっと腹を割って素直にやっていくという、こういうことをぜひ大きな事業を抱えているわけですからやって、もう少し議会とうまくやっていく、私どもも市民参加型行政というのを望んでいるわけですから、我々も市民ですから、要求する方の立場ですからいろいろなことを言いますけども、ただ、余りにも今までやってきたことが何だったのかなという、大変寂しい気がいたしました、この要綱ができたときに。

しかも、市長のこういう発言、もう間接民主主義などというのは真っ平御免だ、やはり直接聞くことが大切なんだというような、そういう方向転換、大変残念だと思うんですね。こういうことをやるときには、ぜひ事前に議会あるいは関係団体、重要ないろんな団体があるわけですから、そういうところに話をしていただいて、ある日突然スタートするのではなくて、今までの経過はこうだった、しかし、こういう問題があるし、それを整理するとこんなふうに今度は進めていきたい、加えることでもいいですけども、ひとつ御理解いただきたいという、こういうことをぜひ今後やっていただきたい、このこと

を最後にお願ひしまして、この質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（福島盛之助君） これをもって19の1、市民参加型行政の推進について問うの質問を終わります。

一般質問20の1、図書館行政をより充実させるために！の通告質問者、田原茂君の質問を許します。

〔12番議員 登壇〕

○12番（田原 茂君） それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。いわゆる活字離れが指摘をされて久しいわけであります。それと並行して、公立図書館のありようも問われてしかるべきであるという観点から、今回の図書館行政をより充実させるために！というテーマで一般質問をさせていただきます。

さて、まず初めに、日野市の図書館行政は、同規模の人口の自治体の中において、貸し出し数等において今どのような位置にあるのか。たしか平成2年度の貸し出し数で6位と記憶しておりますが、その後の推移なども含めて教えていただきたいと思います。あわせて、そのような実態が、なぜ1位の座を奪われてこういう状態になっているのかということの分析なども、もしされているのであれば、あわせて教えていただきたいと思います。

○議長（福島盛之助君） 田原茂君の質問についての答弁を求めます。社会教育部長。

○社会教育部長（大谷俊夫君） 現在の貸し出し冊数が全国で何位ぐらいかという御質問でございます。何の数値で比較するかということは、なかなかむずかしいわけでございますが、平成4年度の実績を、人口10万人台の自治体と比較いたしますと、蔵書の数では4位でございますが、貸し出し冊数につきましては、前回御質問のときにお答えしたとおり現在も6位でございます。これにつきましては、いろいろと原因があると思っておりますけど、かつてずっと貸し出し冊数で50年代は1位であったわけでございますが、その後、他市等が図書館の分館を充実してきた。日野市を一つの目標として、追いつけ追い越せということで、他市がそういうふうな整備をしてきたということが、原因ではなからうかというふうに考えております。

○議長（福島盛之助君） 田原 茂君。

○12番（田原 茂君） ありがとうございました。

かつては、日野といえば図書館、図書館といえば日野市と言われるほど、日野の図書館行政は、貸し出し数全国1位の輝かしい歴史があったことからしますと、大変残念で

なりません。我々の知らない間に、他市においては日野市をしのぐ整備をしてきたのかと思うと、日野市における図書館行政のより一層の充実を叫ばずにはおれません。

ここに1986年に実施されました日野市立図書館の発展計画のための調査研究書というものがございます。この将来の発展に向けての図書館の配置計画の項目の中に、蔵書8万から10万程度の図書館と位置づけ、これをA館として、現在の中央図書館、高幡図書館、そして日野図書館を規模を拡大し、基本的に現在地に再設置する。また、社協センター図書館を現在地周辺に敷地を求め、やはりこれも拡大しながら設置をしていく。この4館を中心的センターとして、あとは蔵書を3万冊から5万冊程度の図書館をB型として、平山地域、南平地域、落川・百草台地域、石田・下田地域、栄町・新町地域、旭が丘地域の6地域に配置する。また、C型分館として、市政図書室をやや拡充しながら再設置するというものであります。さらに、既存の多摩平児童図書館、百草台児童図書館は、統廃合で廃止にしていくというものでございます。一言で言えば、小型館の大型化であり、大型館の新設ということであろうと思いますけども。

さて、この調査研究書は、8年前に書かれたものであります。当然、日野の図書館行政が全国一という輝かしい歴史を誇っていたときの調査研究書でございます。そんな意味で、現在とやや状況が違うというふうに、私思っているわけでございますけれども、現在における、この調査研究の先ほどの提言もあるわけですが、それとの関係で、今現在の担当部局のこの今後の図書館の分館建設計画、これらの現在における計画というものを教えていただければと、こんなふうに思っているところでございます。

○議長（福島盛之助君） 社会教育部長。

○社会教育部長（大谷俊夫君） 御質問にもございましたとおり、日野市を四つの区に分けて、そこに大型分館を設置し、さらにそれぞれの地区に中型分館、小型分館を設置するということが、1985年に出されました調査研究でございます。その後、教育委員会あるいは図書館等で、この構想に基づきまして素案を考えているわけでございますが、そして、第3次基本構想、基本計画案にも載せているわけでございます。今後の分館計画といたしましては、まず上げられるのが、南平地区に1館、それから石田・下田・万願寺地区に1館、そして旭が丘地区に1館ということが、現在、図書館の方で持ち合わせている素案でございます。

○議長（福島盛之助君） 田原 茂君。

○12番（田原 茂君） ありがとうございます。

大体この研究書に沿っているというふうに考えていいわけでしょうか。

○議長（福島盛之助君） 社会教育部長。

○社会教育部長（大谷俊夫君） この調査研究の構想をもとにして、素案をつくってあります。

○議長（福島盛之助君） 田原 茂君。

○12番（田原 茂君） 私は、基本的にはこの調査研究に基づく提言、また先ほどの部長のお話における今後の、いわゆる分館建設計画、これに基本的には異論はございませんけれども、しかし、この調査研究がなされたのは、先ほども申し上げたとおり、日野の輝かしい図書館行政が全国に誇りをもって運営できたという、こんな状況の中での調査研究でありました。しかしながら、今は徐々に、日野市の図書館行政そのものが衰退という語弊がありますけれども、やはり他市に抜かれてきている、こんな状況を考えてみますと、やはりこれをそのまま今の時代に当てはめていいものかどうかということも、少し感じているところでございます。

やはり移動図書館、ひまわり号も含めて、図書館の本が身近に接することができるという、このことがやはり今後の貸し出し数をふやしていくということとか、図書館行政のある意味では基本的なテーマになってくるんだろうというふうに考えていきますと、このような、いわゆる大上段に構えて大規模館が何館、または中規模館が何館、こういう考え方は、当然長期的にはいいんだろうと思うんですが、やはり近未来的なところを考えていきますと、身近なところに可能性があれば、やはり今の日野図書館程度のを、あるいは土地等がなかなか難しいのであれば、今後はやはりビルのテナントということも含めて、また全国的なものを見てみますと、北海道が結構図書館行政は、かなり町単位で全国一とかいうところも幾つかあるようでございますが、そのような図書館行政が充実しているところを見ると、かなり細かく図書館行政というものを、市民のくまなく網の目のように張りめぐらせているというんでしょうか、公共施設の中にあるいは簡易郵便局の中に図書館を置いてあるとか、そんなようなことを工夫してやってきているという、これが現実の図書館行政の充実という観点での取り組みが多いのではないかな、こんなことを考えますと、やはり長期的にはこれでいいんだろうと思うんですが、やはり短期的というんでしょうか、近未来的に考えますと、そのような身近なところに可能性があれば、小さいところでもいいから設置をしていくというか、ビルのテナント、または公共施設等も含めて設置をしていくというような積極的なきめ細かい図書館行政の網の目を築いていくということが、私は大事なのではないかなということを強く思っているところでございます。

次の次ぐらいに移動図書館の件もちょっと質問したいんですが、移動図書館も当然、今日の日野市の図書館行政の中において、きめ細かくという意味では非常に大事な役割を担っている、当然なことでございますが。しかしながら、30分や1時間ぐらいでは、やはり限度があるわけでございますね。そんな意味では、たとえ半日でも身近に、たとえ蔵書冊数は少なくてもそういう図書館があるということは、非常に市民の方からすると大きな図書館に接する機会を持っていただくということで、図書館の利用ということが増大的に、拡大的にふえていくのではないかな、そんなことを強く私も思っているところでございます。

そんな意味で、これも次の質問で出すんですけど、例えば旭が丘地域とか、そういうところには非常に難しい状況でございます。そんなことを考えますと、土地を購入しあるいは大きなビルの一角を借りて中規模館というものをつくっていくと、かなり私は先の、もういつできるのかなという、こんなことで住民側もあきらめにも近いというような感じも持っているということ伺いますと、やはり身近なところで大上段に構えて3万冊、5万冊ということじゃなくして、もっともっと細かな網の目をめぐらせていくという意味での可能性を、私は追求していくという意味で、これはこれとしておきながらも、そういう近未来的にそういったものを模索をしていくということ、再度私は考えていっていただきたいな、こんなことを考えているわけでございますが、この点についてはいかがお考えでしょうか。

○議長（福島盛之助君） 社会教育部長。

○社会教育部長（大谷俊夫君） 図書館の一番理想的な位置といいますと、やはり交通便利な駅周辺ということが、最も望まれるわけでございますが、今、テナントというようなことのお話もありました。それが、百草図書館におきまして実現をしているわけでございます。そして、日野の駅周辺にもそういうテナント等がありますれば、日野図書館とあわせて神明あるいは栄町、新町地区の合わせた分館等も考えの中にあるわけでございます。さらには、今お話がございました旭が丘の地区というふうなところにおきましても、なかなか適当な用地が見当たらない、その一つの対応策といたしましては、やはり民間の建物等が建った場合には、そこをお借りするなりというようなことも考えております。そうしたことで、努力はしているところでございます。

○議長（福島盛之助君） 田原 茂君。

○12番（田原 茂君） どうもありがとうございました。

いずれにしても、大規模館4館、中規模館6館、この計画は計画として、それは将来

的な大きな構想として、中規模館でなくても、本当に身近なところでできるのであればつくっていただきながら、長期的にそういった中規模館、大規模館ができるときに統廃合していけばいい、こんなことを強く思っているところでございます。さらなる御検討をお願いをしたいと思います。

次に、先ほどの中でもちょっとお話をいたしましたけれども、旭が丘地域における図書館の建設でございます。先ほども部長の方から話がありましたけれども、難しいというふうなお話が再三出ておりますけれども、これは人口という意味でちょっと私も、これは調べてもらったんですけども、人口の伸びからいっても、御存じかと思うんですが、改めて申し上げたいと思うんですけども、この旭が丘地域、非常に人口が伸びております。これは、町丁別世帯数及び人口報告書というのがございますけれども、昭和58年から平成6年、ことしの1月1日における推移というようなものを調べてもらったわけでございますけれども、この中で、旭が丘四丁目地域においては、何とダントツの伸びを示して6.4倍という伸びがございます。そしてまた、旭が丘の周辺の六丁目だとかあるいは三丁目等にも1.5倍の伸び、平均としては1.2倍ぐらいの伸びなんですけども、全体としてはですね。それをしのぐいわゆる伸び率が旭が丘地域で集中をしている、こんなことを考え合わせますと、当然住宅公団等のシティーハイツ等ができたこともありますし、また最近においては、社宅等も幾つかできております。そんな意味で、この旭が丘地域、非常に人口が伸びております。にもかかわらず、今、文化施設は何もありません。当然、図書館建設の要望も強いわけであります。

昭和62年6月27日には旭が丘地域に図書館の設置を希望する請願が全会一致で採択をされました。このような住民要望を受け、私は平成4年3月議会において、旭が丘地域に図書館の設置をとのタイトルで一般質問をさせていただきました。その答弁の中で、計画はあるが、設置場所の目安がつかない、先ほどおっしゃられた言葉とほとんど同じなんですけども、そんな理由で今のところは設置は考えていないというようなお話があったわけでございます。

その後の取り組みということも、当然あるんではありまじょうが、なかなか現状では厳しいんだろうなと、これは質問しようと思ったんですけども、答えはわかっているんであえてこれは質問しませんが、その後の取り組みといっても、ほとんど私はないのではないかと、具体的なものはないのではないかと、こんなことを思っておりますので、あえてその後の取り組みは聞きませんが、いわゆる土地を見つけるのは、まずこれはほとんど不可能に私は近いぐらいの、今現在考えても、そんな気さえするわけでありま

す。今後、図書館を設置しようとするれば、先ほども話に出たようなビルの一角を借りるテナント形式、そんなものも当然考えられるわけではありますが、この旭が丘地域において、そんなビルができるのかな、またはそんなビルが借りられるのかなと思うと、これまたかなり難しいなど、こんな思いがしているわけでございます。

しかしながら、一つだけこの旭が丘地域に可能性がある場所があります。それは、前回にも、私は質問の中でお聞きをしたところでございますけれども、旭が丘地域の中心地域に旭が丘の中央公園がございます。面積も2万6,281平米という膨大な都市公園でございます。平成4年3月議会での一般質問の折にも、中央公園の中にはつくれないのかと質問をさせていただきました。法的な観点から、当時の橋本建設部長に法的な意味での可能性を問いただしたわけでございます。

その答弁の中で、少し読ませていただきますと、当時、橋本建設部長はこのようにお話をしてくださいました。「今、旭が丘中央公園の中に設置できるかという御質問でございます。私のここを管理している立場から法的な面、それから、建てられる場合にどういった問題点があるかというのを、お答えをさせていただきたいと思います。」こういうことでお答えをさせていただいておりますけれども、「まず一つは、法的な面でございますけれども、あそこの公園については用途地域の中からいきますと、第1種住居専用地域ということになっております。この中の建築制限につきましては、学校、それから図書館というものは建築できるという形になっております。それから、建ぺい率からいきますと建ぺい率が50の容積率が100ということでございまして、高度制限の高さの制限につきましては、10メートルということになっているわけでございます。

ただし、これはあくまでも住居専用地域の中のことでございまして、あそこにつきましては都市公園という位置づけがされているわけでございます。こうなりますと、今度は都市公園法の中で設置という形が出てくるわけでございます。都市公園法の中の設置につきましては、先ほど御質問者が申しましたように図書館というものは建てられます。その中で、建築面積が、その都市公園の敷地面積の100分の2という形になるわけでございます。これを中央公園に、それではどのくらいの建物が建てられるかということをお答えをさせていただきますと、まず一つは、面積が2万6,281平方メートルでございます。それを、先ほどの100分の2という形をとりますと、今、既に現在この公園の中に既設の建物がございます。一つは地区センター、一つは便所でございます。これらの面積を合計いたしますと127平方メートルになっているわけでございます。これを先ほどの公園の面積から引きまして100分の2を掛けるわけでございます。そうしますと525.

6平方メートルが公園の面積と100分の2を掛けると、答えが525.6平方メートルになるわけでございます。それに既存の建物を引きますと398平方メートルになるわけでございます。このものが、一応公園法上の中からいきますと、建てる面積という形になるわけでございます。

ただし、ここで問題があるのは、もう既に都市公園という形になっておりまして、この中で建物を建てるということになりますと、まず第一には、その図書館をつくった場合でも、緑の関係のあるものの図書館という位置づけがなされると思います。その中で、あと二つ目といたしますと、近隣に居住する市民の方々の利用に対する図書館という二つのものが建てる場合に、東京都の協議が問題点になってくるということだけでございます。以上でございます。」

このように、当時の橋本建設部長が法的な意味で御答弁をさせていただいているわけでございますけれども、法的には可能である。大体400平米ぐらいのものができそうだと、こんなようなお話でございます。

日野の図書館が200平米と聞いておりますので、それを一回りぐらい大きいのができるのかなと、こんな大体予想がつくわけでございますけれども、やはり問題点としては、東京都の協議ということが書いてありますけれども、それとともに、やはり公園を利用されている方の御意見というものも、当然これは必要になってくるでございましょうし、もちろん簡単にはいかないのは重々わかっておりますけれども、やはり前回の社会教育部長の御答弁の中にもあるとおり、用地難に対する一つの御提言と受けとめさせていただきますという、そして、今後の検討課題とさせていただきます、このように社会教育部長、当時御答弁をなさっていただいているわけでございます。

その後の中央公園の中における図書館建設、御提言と受けとめていただいて検討するとおっしゃっていただいているわけでございますが、どのような検討がなされたのか、その辺ちょっとお聞かせいただければと思うんですが。

○議長（福島盛之助君）　社会教育部長。

○社会教育部長（大谷俊夫君）　ただいま御質問にもありましたとおり、法的には中央公園の中に図書館あるいは博物館というような性格の建物ができるというふうに理解をしているわけでございますが、この前も答弁させていただきましたとおり、既に公園として使われているところでございますし、いろいろとそういうふうな面の調整も図らなければなりませんので、現在までそういうふうなことは念頭にありながらも、そういうことで検討は進んでいないという段階でございます。

○議長（福島盛之助君） 田原 茂君。

○12番（田原 茂君） 恐らくそうだろうと思っておりましたが、はっきり言って頭からだめだと決めつけていらっしゃるむきがあるんじゃないか、こんなように思っているわけでございます。やはり先ほども申し上げたように、非常にあの地域は、土地からしてもビルのテナントとしても、ほかの地域もそうだと思うんですが、非常に難しいという、今後図書館が計画にあっても、もうほとんど不可能というこんな状況で、ずっといいものかどうかということを考えますと、そういう可能性があるのであれば、やはり突き詰めて検討していただき、どうしてもいろんな状況でだめだということであれば、私も納得はいたしますが、ほとんど何も検討していないじゃないですか。

そんな意味で、私は、確かに緑を削るということの反対というんでしょうか、そういうものも当然あるかとは思いますが。しかし、あそこをちょっとよく見てみますと、樹木を伐採するとかいうことではないと思うんですね。東芝の前の大きい通りに面している、そのグラウンドがありますね。あのグラウンドのちょうど北側というか、ガストというレストランできましたが、あれに面しているところのあたりというのはスペースがあるわけですよ。ですから、先ほど申し上げたように、大きなものをつくろうとすれば、やはり無理があると思うんですよ。そんな意味で、大きいものはずっと先の計画でいいと思うんですが、やはり身近なところで使えるという意味では、たとえ日野図書館程度でも、私はいいと思うんです。やはり住民側が身近に接する、また中央公園の中にあるということで、散策をしながらふらっと図書館に寄る、こんなことはむしろ理想的でさえあるような、私は気がいたします。

そんな意味でも、今後具体的に検討していただきたいと思うんです。だめだだめだ、何も検討しないで終わってしまうんでは、これ住民側も納得いたしません、説明のしようがありません。「どうしてだめなんですか」「今、公園で使っているから」、これじゃ答弁にならないわけですね。そんな意味で、日野の自然を守る会の皆様方とか自治会の皆様方とか公園を利用されている方々に対して、意見を聞くとか、その辺の具体的な検討というか動きを、私はしてもいいのではないかとことを思っているわけでございます。ただただ本庁の中において、あそこはだめだと投げているということでは、これは何のために質問したのか、私はわかりません。そんな意味で、具体的なそんな形での御検討をしていただけるかどうか、もう一度お聞きしたいと思います。

○議長（福島盛之助君） 社会教育部長。

○社会教育部長（大谷俊夫君） 関係の部課とも協議いたしまして、前向きにひとつ検

討してみたいと思います。

○議長（福島盛之助君） 田原 茂君。

○12番（田原 茂君） 皆様も御存じのとおり、ほかの市へ行きますと公園の中に文化施設があるのは、もう自然な形であるわけですよ。上野公園に行けば博物館や美術館がある、こんなことは、もう本当に自然の中で何の違和感もないわけですよ。そんな意味では、私は、そんなに住民側も、また樹木を大幅に伐採するというでなければ、自然を保護する運動の方々もそんなに反対はしていかないのではないかなという感じも受けているわけでございます、やってみなきゃわかりませんがね。そんな意味で、私は検討するに値する大きな場所ではないかなということを強く思っているわけでございます。

これについては、市長にもちょっと御意見をお聞かせいただきたいと思うんですが、旭が丘地域に図書館ということを含めて、中央公園の中のこと。

○議長（福島盛之助君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 旭が丘地域に図書館を希望される運動が、請願の形あるいは私にも直接いろいろな形で申し出られておるわけでありまして、何とか対策はないかということ、絶えず感じておるところであります。中央公園という公共施設の位置を探せば、そういう発想が伴うわけでありまして、旭が丘という地域の住民の方々あるいは企業、事業所等のいわゆる市民層ということから考えますと、一つの地域の動態といましようか、動き方があるわけでありまして、その動き方に叶うということが、これがまた人々を集める大切な要件だというふうになるわけでありまして、なるべく交通利便のいいところに、駅の周辺にという意味は、そういう意味で、一般的に駅の周辺あるいは公共的な建物あるいは民間の建物の中にテナントとして設置するというふうなことが発想されてまいっておるわけでありまして、そのことを考えますと、やはり駅の方角へということに、おのずからなるわけでありまして、駅の方角で、ではどのような用地の確保あるいは位置の設定が見通せるかというようなこともあわせ考えながら、今日に至っておるわけでありまして。これからも民間の建物等も含めて、市民の方々の一番利用されやすい、そういう方策をあわせ考えて一定の結論に到達したい、このように考えております。

○議長（福島盛之助君） 田原 茂君

○12番（田原 茂君） 前回はそういうお話を伺っているわけですが、中央公園の中に設置ということについて、ほとんど市長の御意見が聞けなかったんですけども、

市長も頭から中央公園の中には設置はできない、しない、こういうお考えなんですか。

○議長（福島盛之助君） 市長。

○市長（森田喜美男君） ああ地域、区画整理という都市計画事業を行いました際、本来ならば、そういう用地をセットしておくことが望ましかったわけですが、具体的にはそこまで到達し得ていなかったということがあります。中央公園のこともあわせてということにはなるわけですが、なるべく中央公園は中央公園として、今の動態のこともあわせて考えて位置のめどをつけたい、こういう考え方であります。

○議長（福島盛之助君） 田原 茂君。

○12番（田原 茂君） 市長、そんなことを言ったら、もうほとんど市長の御存命中にできるかどうか、そんなこともあるわけでございます。どうか、可能性のあるところをやはりこの……。そんなことを言ったら、ほんとどできませんこの旭が丘地域は。土地も厳しい。

○議長（福島盛之助君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 見込みなしと思っておられませんので、なるべく任期中に方向を決めていきたいと思っております。

○議長（福島盛之助君） 田原 茂君。

○12番（田原 茂君） 任期中に方向を示したい、このようにはっきりお聞きいたしました。そのことを重く私は受けとめさせていただいて、地域住民にも市長が任期中には必ず何らかの方向を示すんだと言っていたというふうにお伝えをさせていただきたいと思っております。

ひとつ市長、そういういこじにならずに、この中央公園の中も一つ可能性として頭から不可能ということじゃなくして、先ほども部長がおっしゃったように、関係部局あるいは自然を守る会の方々とか話し合ってみてください。これは何回も言ってもあれです、それだけお願いをしておきたいというふうに思います。

次に、移動図書館の件でございます。移動図書館は現在、先ほども申し上げたように、きめ細かく市民の図書館需要というものに対する役割は、大変大きなものがある、このことを強く思っているわけでございます。この移動図書館、現在52カ所を回っているというふうに、私も理解をしているわけでございますが、また、この移動図書館における貸し出し数の推移というんでしょうか、そんなものも含めて、この運行の経緯というものを簡単にお聞かせいただければと思いますけども。

○議長（福島盛之助君） 社会教育部長。

○社会教育部長（大谷俊夫君） 御質問にございましたとおり、現在、移動図書館は市内52カ所を2週間ごとに2台の車で巡回をしているわけですが、最初は昭和40年に37の駐車場からスタートいたしまして、最高時には72カ所の駐車場を持って移動図書館車を走らせていたわけですが、平成元年には、移動図書館車で扱いました冊数でございますが、利用状況でございますが、10万3,000冊という結果が出ております。平成5年度におきましては6万1,000冊と、年々減少しているのがその状況でございますが、その理由といたしましては、例えば平成元年の10万3,000冊から平成5年の6万1,000冊に減った中には、平成2年に百草図書館が開館したというようなことの原因もあると思います。それから、そういった文化設置の理由とあわせて、巡回しているところの見直しというものが、まだできておりませんので、あるいはそうした利用者数が少ないところを巡回しているからというようなことも考えられるわけでございます。そんなような状況でございます。

○議長（福島盛之助君） 田原 茂君。

○12番（田原 茂君） ありがとうございます。

その経緯というか、また現在の貸し出し数もかなり落ち込んでおる。その理由も、当然私も百草図書館等の新設に伴う減少もあるとは思いますが、しかし、それにしても、ちょっと極端な現象ではないのかな。平成元年が10万3,000冊から平成5年が6万、まあ半分までは行きませんが、かなり落ち込んでおるというような状況でございます。これは、かなり問題があるのではないかという御指摘をせざるを得ないわけですが、そんな中で、いみじくも部長が今おっしゃっていただいたように、私も実は、その巡回の場所についての問題があるのではないかなということを強く感じているところでございます。私がこれを感じるようになったのは、つい最近のちょっとした交渉の中で、例えば、私は旭が丘に550世帯近くの住都公団のシティーハイツができておりますけども、ここにお住まいのお母様方から、なぜこれだけの世帯がある、まして児童が300人近くいらっしゃるこの大団地において、またスペースもあるわけでございますので、行けないことはないという観点から考えますと、なぜ来ないのか。当然、お母様方からすると、要望もあり疑問も出てくるわけでございます。

私も早速、図書館長にお話をさせていただいたわけですが、現在、中央公園の北側にちょっと中央公園に食い込んだ形でとまっておられる。当然、確かにシティーハイツからも、そんなに遠くはないわけですが、やはりお母様方からしますと、

中央公園の中を子供1人で行かせるということは心配であるという、こういう御意見が大変多くあるわけでございます。ですから、子供に本を何とか借りてきてあげたい、そうするとお母さんが一緒についていかなきゃいけないという、大変なそういう労をいってはいけないではありませんけれども、やはりお母様方からすると、月に2回のときに行けばいいんでしょうけれども、なかなか時間的な問題があって行くことができないとなると、子供は1人では行かせられないということになると、当然近くにこれだけの大きな団地がありながら利用者がそんなにいない。今、たしかあそこの中央公園の北側においては、38世帯ぐらいですかね、が借りていて、その中のたしかシティーハイツの利用者が半分も満たないぐらいじゃないかなというふうに、報告を私も聞いておりますけれども。それ、お母様方がいわく、もしシティーハイツの中に入ってきてくだされば、もう飛躍的に児童の貸し出し数がふえるのは間違いない、ここまでおっしゃっているにもかかわらず、現体制では難しいというお答えが返ってきているわけでございます。それは、やはり既得権、現状、巡回車がとまっているところについて、たとえそこが少なくとも、既得権としてなかなか外せないんだ、こんなようなお話も伺っていたわけでございます。

しかし、冷静に考えてみますと、本当にこの移動図書館というものが、きめ細かく地域に回るということの使命を考え合わせますと、果たして既得権だけで旧態依然のそういう貸し出し数がそんなにでもないところに、部長さんがみずからおっしゃっていたように、そんなに借り手がいないようなところに、果たしてそのお一人ひとりの方々の借りたいという真心、お気持ちは、当然尊重しなければいけませんけれども、やはり貸し出し数をふやすという観点、使命を考えると、それでいいのかどうか。これは大変疑問とまではいきませんが、大きな課題を投げかけているのではないかということ強く思っているわけでございます。

そんな意味で、私はこの移動図書館が発足して現在52カ所、かつては七十数カ所あったわけでございますが、その都度、部分的には見直しをしてきているということは承知しておりますけれども、やはりここで私は、この移動図書館の使命というものを考え合わせても、今の貸し出し数が極端に減ってきているということ、今率直に真摯に受けとめるならば、全面的な回る箇所、52カ所を含めて見直しをすべきときなんではないかということ強く思っているわけでございます。

当然、職員にも数が限界があり、ローテーションを組んでやっているわけでございますので、そんなにふやすことは、まず難しいということは当然のことながらわかるわけ

でございますので、今ある中で基本的には見直しをしていくということが、当然出てきてしかるべきではないのか。そしてまた、部分的な手直しをするのであれば、それはそれで、住民側の今まで利用していた方々の苦情というものは当然あるでしょう。しかし、全体的に今回見直しをしたんです、どうかそういった意味で、全体的な中での、今回は見直しですから、御了解いただきたいということを言えば、そんなに大きな混乱はないのではないかなということも強く感じているわけでございます。そんな意味での、この移動図書館、この使命を全うするために、今全面的な、恐らく私はシティーハイツの似たような場所というのは、ほかにも幾つか私はあると思うんです。私が聞いている限りでも3カ所ぐらい来てほしいというところが、そこもかなり住宅が張りつき、マンションができ、もうなぜそこに来ないのかというような御意見、ほかにも私も聞いているところでございますので、そんな意味で、ほかにもまだまだあるのかなと考えますと、ここで全面的な見直しをして、より多くの市民の方々が利用できる、そういった方向を考えるべきときに来ているのではないかなということ強く思っているわけでございますので、その辺の見直しをする御意思というか計画というか方針があるかどうかお聞かせいただきたいと思います。

○議長（福島盛之助君） 社会教育部長。

○社会教育部長（大谷俊夫君） 現在、移動図書館の要望されている箇所が、旭が丘地区のほかにも南平、栄町等があるわけでございます。それで、先ほど申し上げましたとおり、分館が開館したところ等につきましては、部分的には見直しを図ってきておりますが、この移動図書館車を始めてから、全体的な総合的な見直しは1回もしておりません。そんなことで、人口が少ないところと、あるいは利用者が少ないからといって、分館的機能を果たしておりますので、一概に行かないというわけにもいきませんが、それらを総合いたしまして、全体的な面で移動図書館の駐車場所を見直すということは可能だと思いますので、早速検討してみたいと思います。

○議長（福島盛之助君） 田原 茂君。

○12番（田原 茂君） ぜひ、私は何も、例えばお体の不自由な方が、本当に本を借りていらっしゃるという、そういうところは、もう当然残していただきながら、限度というものが当然あるわけでありまして、全部が全部そんな形で見直しをしろということを言っているわけではございません。そんな意味で、今でも恐らくその地域において、より人が集まりやすいところというのは、ほかにも私は、本当に見直しをすれば出てくるのではないかな、こんなような観点でそういったところを含めて見直しをしていただき

たい、このことを要望させていただきたいと思っているところでございます。ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。そんなわけで、ぜひシティーハイツの中にも入っていただきますよう、あわせて要望させていただきたいと思っているところでございます。

お昼で申しわけありませんが、あとすぐでございます。最後に、時間延長の件であります。勤労者からの要望を、私も強く受けているところでございます。同規模の図書館で、夜間への時間延長をしているのは、都内・都下では小平市、三鷹市、荒川区、台東区、文京区等々既に実施をしている市も区もあるわけでございますけれども、そういう意味では、従来図書館行政の先導的役割を担ってきた日野市としても、もはや検討段階から実施に踏み切る時期に来ているのではないかと強く思っているところでございます。昨日も週2回程度で、夜の7時ぐらまでの延長ということで検討しているというようなお話がございました。

再度、この実施時期についての腹づもりというんでしょうか、きのうもお聞きしたわけでございますが、再度より具体的なものがもし秋というよりも何月とかいうものがあれば、お聞かせいただきたいと思ひます。

○議長（福島盛之助君） 社会教育部長。

○社会教育部長（大谷俊夫君） これまでも大勢の方から、夜間開館につきましての御質問をいただいております。そのたびに中央館で週2回、2時間程度、夜間開館をしたというふうなことで申し上げてきたわけでございますが、この夜間開館は、現在、教育委員会といたしましても、何としてもやっていかなければならないという強い決意を持っています。そういうことで、図書館の方にも館長に対しまして、そのように言っておりますし、館長の方も今、職員との調整をとっております。そういうことで、何月ということは申し上げられませんが、来年度の予算編成に反映できるように頑張っていきたい、こういう固い決意を持っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（福島盛之助君） 田原 茂君。

○12番（田原 茂君） ありがとうございます。

最後に、市長よりまた夜間延長についての市長の御決意をお聞かせいただきたいと思ひます。

○議長（福島盛之助君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 私の決意というお問いでございますけど、図書館行政は、日野市の大きな自治体としての看板でもあるわけでありまして、市民の方々に学習する権利あるいは知る権利を保障する手段としての公共図書館でありますので、本来的なりー

ダーシップのとれる図書館行政にたえず位置づけるというふうに、担当の人たちにも激励をし、またお願いをしているところであります。

○議長（福島盛之助君） 田原 茂君。

○12番（田原 茂君） どうもありがとうございました。

今回は図書館行政の充実のためにということで、思いつくままに一般質問をさせていただきました。その中で取り上げた問題につきましては、どうか真摯に受けとめていただき、再び全国一の図書館行政を勝ち取っていただきたいことを強く要望して、この質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（福島盛之助君） これをもって20の1、図書館行政をより充実させるために！の質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君） 御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後0時5分 休憩

午後1時23分 再開

○議長（福島盛之助君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問21の1、福祉を破壊する消費税引き上げに反対しよう！の通告質問者、中谷好幸君の質問を許します。

〔10番議員 登壇〕

○10番（中谷好幸君） 議長のお許しをいただきましたので、福祉を破壊する消費税引き上げに反対しよう！について、質問をさせていただきます。

消費税問題は、来週中にも政府税調の案がまとめられるという重大な段階になっています。消費税率が何%になるかは、まだ定かではございませんけれども、しかし、たとえ7%でも8兆2,000億円、10%では14兆4,000万円の税収増、文字どおり戦後最大の大増税になります。このような大増税が、国民の信を問うことなく、しかも少数与党政権のもとで準備が進められている。民主主義のイロハにかかわる重要問題であると考えます。（「許せない」と呼ぶ者あり）

消費税率の引き上げについては、わずか1年前の総選挙で連立与党も含め、どの党も国民に対して、税率を引き上げるというような公約はした事実はありません。例えば、

連立与党の公明党は、消費税率アップは絶対にやらないと公約をしていました。（「そのとおり」と呼ぶ者あり）これは、93年7月8日の公明新聞で、石田委員長の見解として見出しに掲げられているところでもあります。（「公明新聞なんか見なくたっていいよ」と呼ぶ者あり）「自民党は昭和61年の衆参同時選挙のときも、大型間接税はしませんとうそをついて300議席を獲得しました。うそとごまかしは自民党の専売特許と言えます」これは赤旗の報道ではなく、93年7月16日の公明新聞の記事であります。政権に入ったら、国民の公約を180度転換する、こんなことを許せるでしょうか。国会を解散し、国民の信を問え、これが憲政の常道でありますし、日本共産党は国民とともに国会解散と総選挙を強く要求するものでございます。

消費税は1988年の12月に成立し、89年4月より実施されました。5年が経過したわけですけれども、導入に際しては、当時日野市議会でも反対決議が上げられ、市長を先頭に、この増税に反対した事実があります。その理由は、第1に、消費税が市民生活、とりわけ低所得者や高齢者に重大な、また深刻な影響を与えるということ。第2に、市財政にも重大なマイナス影響を与えるということでありました。

そこで、質問をしたいと思います。消費税導入から5年が経過するわけですけれども、この現行消費税によって、市民生活と市財政にどのような影響があったのか、市が把握されているところ、認識されているところを教えてくださいと思います。

○議長（福島盛之助君） 中谷好幸君の質問についての答弁を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（大崎茂男君） 消費税問題につきましては、先般、佐藤洋二議員の方からも御質問いただきましたけれども、消費税の導入にかかわる影響ということでございますが、消費税導入の5年前のときにも、地方財政への負担といえますか影響、それから物価の上昇、あるいは所得の逆進性というようなことでの影響が出ていたわけでございます。

平成6年の当初予算からの影響といえますか、当初予算から見た消費税関連の影響ということで、ちょっとお話しいたしますと、歳入の影響というようなことでは、消費税導入については、今まで間接税としての電気・ガス税等がございましたけれども、消費税導入でこれがなくなったというようなことでマイナスになるんですが、これの見返り等の財源も、消費譲与税というようなことで来ておりますが、結果的には、歳出の方にも影響いたしておりまして、市財政には、かなり影響を来しておるわけでございます。一応、6年度予算から見た数値を申し上げますと、歳出におきまして、3%の消費税負担というようなことがございます。これが7億2,000万ほどの消費税の支払いというよ

うなことで負担になっておるところでございます。

それから、特に金銭的には申し上げられませんが、物価の上昇等の市民生活への影響は、数多くあろうかと思えますけれども、消費税ということに限るわけではなく、今回の税制改革というようなことで、減税を含んだ消費税というようなことで見てみますと、各所得階層によりまして影響が変わってくるわけでございますけれども、これを一つ例にいたしますと、減税、ことし臨時的に所得税、住民税の減税を行いました、これと同様の減税を今後続けるという中での消費税の考えも出てきているわけですが、その例でいきますと、給与所得者で500万相当の人に対しましては、消費税7%とした場合は、年7万2,000円の税の増額になる。それから、年収700万円の方は、1万5,000円の税がふえるということでございます。これは、ある機関がシミュレーションしたものでございますが、そして、800万の年収になって初めて減税といえますか、税がマイナスになってまいります。1,000万年収としますと、19万6,000円ほどの減税ということになります。

また、大蔵省が機械的といえますか、試算の例に出しました10%消費税ということになりますと、500万の年収の方は15万3,000円の税額増、700万年収の方は12万6,000円、それから、800万の収入の方は4万9,000円の増税、それから、1,000万クラスになりますと5万400円というような減税の恩恵が出てくるというような状況にあります。

したがって、給与段階によりまして、7%の消費税ですと、年収700万から800万が境になりまして、年収七、八百万以下の方は増税、それ以上の方は減税ということになりまして、年間所得の低い方には税負担という感じが——増税感ということが出てこようかと思えます。

私どもで一応とらえている市財政への影響あるいは市民生活、市民の関係では以上でございます。

○議長（福島盛之助君） 中谷好幸君。

○10番（中谷好幸君） 今の御答弁いただいた内容について、少し確認したいというふうに思います。

市財政への影響ですけれども、歳入について言いますと、電気・ガス税の廃止があった。しかし、それを補填する形で消費譲与税がつくられたので、これはプラス・マイナス・ゼロになるということですね。それから、歳出については、自治体が消費者として工事請負等々で支払う消費税の納付額が7億2,000万になる、こういうふうな御回答であったというふうに思うんですけれども、この消費税が導入されるときに、住民税の減

税がやられて市に減収になっているはずなんです。たしか89年のレベルで2億8,000万程度の減収があったと思うんです。これは補填がされていないのではないかと、そのまま市に対するマイナスになっているのではないかと思いますけれども、その点、1点伺いたい。

もう1点は、これはプラスのことですけれども、下水道会計で消費税の還付額というのがあるのではないかと思います、その点、2点についてお伺いしたいと思います。

○議長（福島盛之助君） 企画財政部長。

○企画財政部長（大崎茂男君） 御質問の中の、5年前の税制改革によりまして地方税としての電気・ガス税という間接税が廃止されたわけですが、それにかわるものとして消費譲与税というものがあります、金額をはっきりつかむことはできません。つまり、現在、電気・ガス税がありませんので、今、5年前のものがあつたらどのくらいかというような推計はできますが、はっきりはわかりません。ですから、地方譲与税として、それがそっくり来ているかということもわからないんですが、しかし、税制改革の中ではそういうふうな振りかえを行ったということからして、同額と見ざるを得ないというようなことでございます。

それで、また当時、住民税の減税があつたということでございます。この減税についての補填というようなことは、これはないわけですが。今回、政府税制調査会でも行ってあります税制改革につきましては、消費税だけを見ますと3%が7%とか10%とかいう試算で、相当金額は上がるわけですが、一方、所得税、地方税、住民税ですね、これのマイナスといいますか減税も行っておるわけですが、これがイコールになるような改正かあるいはネットでふえるようなものか、今後動向を見なければわかりませんが、5年前につきましてはイコールというようなことでの税制改革ではなかったと思います。以上でございます。（「消費税の下水道会計への還付は」と呼ぶ者あり）

失礼いたしました。一つ答弁漏れがございました。

消費税について、日野市自治体が支払っておるものがたくさんあるわけですが。物品の購入、あるいは工事請負等について消費税を業者に支払い、それが納税になっておるわけですが、下水道事業会計については、一つの独立採算といいますか、公営企業として行っております中で、この工事あるいは物品等にかかわるものの消費税、一たんは支払いますけれども、歳入の面で赤字といいますか、十分歳入がそれに見合うものございませんので、公営企業としては、下水道が赤字経営ということになっており

ますので、一つの法人といいますか、額として赤字でございますので、支払った消費税について還付があるという制度でございます。

○議長（福島盛之助君） 中谷好幸君。

○10番（中谷好幸君） 大体明らかになったと思いますけれども、5年前に導入された消費税の影響額ですけれども、歳入では間接税廃止による減収、いわゆる電気・ガス税の廃止による減収と、消費譲与税がプラス・マイナス・ゼロという関係になる。そのほかに、下水道会計で若干の還付がある。それから、この際行われた税制改正により、住民税減税が行われて、89年当時で2億8,000万程度の減収があったわけですけれども、この住民税減税に伴う減収については、国からの補填は行われていないということですね。ですから、大体歳入では、私の計算では、やはり2億から3億ぐらいのマイナス影響を、今受けているのではないかというふうに思うんです。歳出については消費税を市としても納付しなければいけません、これが、今お答えがあったように大体7億ぐらいだと、現在のレベルで。そうすると、歳入歳出合わせると、平成6年の現在で、大体5年前の消費税導入、それに関連する税制改革の影響は、年間10億近いというふうにも見積られるのではないかと思います。そういう点でいくと、5年間で40、50億というようなマイナス影響があったというふうにはっきりするのではないかというふうに思います。

市民に対する影響ですけれども、この影響は今、企画財政部長の方から、今度のもし消費税率のアップでどういふふうになるのかというふうな予測が報告されたわけですけれども、現在の消費税でどのぐらいの影響があるのかということについても見ておく必要があると思います。これは、きのう佐藤洋二議員も引用されましたけれども、3月に発表された日生協の1993年度消費税額調査によりますと、家計簿提出者の1世帯年間消費税額は、平均12万1,822円というふうなことが報告されています。また、年収が低いほど負担が大きくなっているということも報告されておりまして、年収の300万円以下では、平均4万9,472円、年収の1.9%という数字が報告されています。年収が1,000万円以上になると、平均16万4,120円、年収の1.2%になる、こういうふうな所得の低い層ほど負担が大きくなるという数字も、幾つか出されているわけでありまして。

さらに総務庁のデータでありますけれども、高齢者夫婦の消費税負担というものもあるんですけれども、これを見ますと、高齢者世帯では消費税の負担が一般家庭に比べてさらに重くなっている。例えば、年収200万円以下の高齢者夫婦では、税の負担率が消費税の3%を超えるというような、こういう数字も出ています。これは、高齢者の場合、

収入だけでは足りなくて貯金を取り崩して生活に回している、こういう実態も明らかになっているわけであります。

今言いましたように、現行の消費税が市財政と市民生活に与えているという影響、これは極めて重大であると言わなければなりません。3%でもこれだけの被害を与えているわけでありますから、7%、10%、最終的には15%という数字も出ているわけでありますけれども、これが実施されればどういうことになるのか、全くとんでもない話だと思っただけであります。

ところが、政府や財界、消費税推進勢力はマスコミも使って大規模な世論操作、まさにうそとごまかしの手法で、国民の反対を押さえ込もうとしているというふうに思うわけであります。このうそとごまかしの中身なんですけれども、一つは、所得平準化論とでも言えるのではないかと思います。どういうことかと言いますと、戦後半世紀近くたつて国民はみんな豊かになった、福祉も日本の場合ますますの水準になった、貧富の差はなくなった。だから、消費のときに薄く広く負担するのが公平だという論法であります。昨年11月の政府税調の答申には、このように書かれてあります。「従来、社会的弱者というイメージでとらえてきた高齢者の経済状況も、平均的に見れば改善が進んでいると考えられる」こういうふうに言っているわけです。それから、21世紀福祉ビジョンも、これに口裏を合わせたように「日本の社会保障制度は、国際的に見ても相当な水準にある。所得水準の大幅な向上や貯蓄などの資産の増加により豊かで元気な高齢者が増加している」こういうふうな認識を述べています。もっとわかりやすい話は、加藤寛、慶応大学の教授、政府税調の会長ですけれども、月刊「アサヒ」の1月号で、もっとわかりやすく言っているわけであります。政府税調会長は、こういうふうに言っています。「老人ホームなどの国の基準で食事代が1人当たり月30万円となっておりますが、とても使い切れないので、お昼御飯にうな井などを一斉に提供している。何しろ相手は老人ですから、そうそううなぎなんか食べられない。しかし、残ったうな井は職員がみんな食べている。こんな情報が表に出れば、国民はけしからんじゃないんかと思うけれども、情報を隠しているからわからないわけです」こういうふうに言って、これが政府税調の会長の認識なわけです。みんな豊かになったから消費税を薄く広く負担してもらうのは当然だ、こういう論調、本当かどうかという問題であります。（「うそだ」と呼ぶ者あり）

もう一つの手法というのは、いわゆる高齢化社会危機論であります。現在は、お年寄り1人を現役5人で支えているが、将来は1人を2人で支えることになるから、増税は

避けられないという論法です。これは、消費税導入以来の論法でありまして、今度の税率アップの論法でもあります。消費税導入の際は、政府はあわててこの論を裏づけるために「高齢者保健・福祉推進10カ年戦略」ゴールドプランというのを立てました。今度は「21世紀福祉ビジョン」をあわててつくったわけでありまして。そして、これが消費税引き上げの根拠とされています。21世紀に高齢化社会の危機を本当に迎えるのか。消費税は本当に高齢化社会に備えるための福祉の税金なのか、このことをはっきりとさせる必要があります。

そこで、二つのことを質問したいと思います。福祉部長にお願いしたいと思います。加藤政府税調会長は、老人ホームの食事代の国基準は月30万円だと言いました。これは事実でしょうか。加藤氏は、情報を隠して職員がうなぎを食べているというふうに言っているわけですが、浅川苑では食事はどうなっているのか、このことを一つ聞きたいと思います。

それから、もう一つ、栄町にサービスセンターができました。国のゴールドプランによれば、在宅介護センターは2000年までに全国で7,615カ所つくるという目標が掲げられています。5月25日の毎日新聞では、2000年まであと5年しかありませんけれども、達成率は10%満たないというふうに報道されております。この栄町のセンター、建設費、運営費はどれだけかかって、国の補助割合はどのぐらいになったのか、このことについて教えていただきたいと思います。

○議長（福島盛之助君） 福祉部長。

○福祉部長（坂口泰雄君） お答えいたします。

第1点目の特別養護老人ホームの入所者の食事の関係でございます。これは、措置費負担金ということで、国で2分の1の補助率ということでございます。内訳を見ますと、入所者1人当たり月額27万2,177円でございます。このうち、人件費といたしまして19万7,307円、それから管理費1万1,400円、これらが事務費として負担されます。それから、一般生活費の中に飲食物費ということで3万1,580円、それから日常諸費ということで3万1,890円ということでございます。したがって、1日当たりの食費でございますが、1,038円という単価でございます。この2分の1が国の負担ということでございます。

浅川苑の実際の運営に当たります飲食費といいますが、これにつきましては、大体この1,038円、これが基礎となりまして、賄い材料だけでございますけれども、約2,000万という予算の編成になってございます。

それから、栄町のサービスセンターでございますが、これにつきましては、御承知のとおり床面積が930平方メートルということでございますけども、たまたまこの施設は単独のショートステイを設けていますので、実際の補助対象面積は363平方メートル、残りの部分は補助対象じゃございません。これにつきましては、国の補助率が2分の1、東京都が4分の1、市が4分の1というような負担割合になってございます。これに対しまして、建築費の単価ですね、補助基準単価でございます。これにつきましては、平成4年、平成5年にかけてまして建設移転しましたが、平成5年度の単価が19万2,600円ということでございます。この総体の930平方メートルの建設費が4億2,100万ということでございますので、これを割り返しますと、平方メートルの当たりの単価が45万3,112円というふうになってございます。したがって、国の補助対象面積に対します補助基準単価は19万2,600円でございますので、その2分の1が国の補助ということでございますが、実勢単価と補助基準単価の差がございますので、実質的には4分の1以下の補助率というふうには言わざるを得ないのが現状でございます。

それから、運営費の方につきましては、現在、ショートステイを含めまして、2億300万ほどで委託をしております。これにつきましても、やはり運営費については国が2分の1、都が4分の1と、建設費と同じような負担割合になってございます。このうち、今申し上げましたように、ショートステイ部分は補助対象になっておりませんので、実際には、それらを除きますと国では全体の運営費の7.7%、東京都の負担につきましては、都独自の加算補助等がございますので、10.2%。それから、本人の負担金もございます。これらが2.9%、残りの79.2%が実質市の負担というような現状でございます。以上でございます。

○議長（福島盛之助君） 中谷好幸君。

○10番（中谷好幸君） ありがとうございます。

加藤税調会長の発言というのは誤りなんですね。老人ホームの食費は月30万ではなくて、月3万1,000円ということなんです。これは、同じく月刊「アサヒ」の2月号に訂正記事として載りました。加藤税調会長のうっかりミスではないと思うんです。彼は福祉はよくなったあるいはよくなり過ぎたと思込んでいるわけですね。だから、こういうふうな発言となったわけでありまして、いずれにしても、この程度の人が税調会長を務めて、そして福祉を受けるお年寄りにも消費税を負担すべきだというふうに言っているわけですから、大変恐ろしい話であります。貧富の差がなくなった、お年寄りが豊かになった、うそとごまかしを統計資料でも確かめたいと思います。

厚生省の所得再配分調査によれば、全世帯を五つの所得階層に20%ずつ分けたときに、1990年で最高所得者層と最下位の所得者層、最高所得者層20%が全体の収入の43.7%を占めるのに対して、一番下の20%の世帯は全収入の4.7%にすぎない。その差は9.3倍であります。1978年にも同じような調査をやられているわけですがけれども、当時6.6倍でありましたから、12年間で貧富の差は大きく広がったということであります。日本は、国際的に見て、貧富の格差は少ないんだというようなことが、よく言われるわけですがけれども、ちなみにアメリカの1990年の貧富の格差が9.6倍ですから、ほぼ日本の貧富の差はアメリカ並みと言っていいわけであります。

お年寄りも豊かになったか。これも数字があります。老齢年金受給者1,720万人のうち、国民年金受給者が51.7%を占め、その平均の年金月額が3万7,350円であります。（「生活できない」と呼ぶ者あり）所得平準化論というのは、全くのデマゴギーであります。

次に、消費税は高齢者福祉に使われているかということで、きのうも佐藤洋二議員が93年までに国庫に入った消費税17兆9,100億円のうち、ゴールドプランに使われたのは、6,700億、3.7%にすぎないというふうに指摘されましたが、そのとおりであります。栄町のサービスセンターの場合を見ましても、運営費は建前は2分の1が国が負担をして、市は4分の1負担すればいい。ところが、実際には国が負担をしているのは7.7%。そして、市と利用者が80%以上を負担をしているというわけであります。この建前と実態の乖離こそ、高齢者福祉のための消費税の論拠とされているゴールドプランや21世紀福祉ビジョンの政治的な本質を示しているものではないかというふうに思います。

次に、高齢化社会危機論についても見てみたいと思います。現在、1,490万人の65歳以上の人口、これは90年の時点ですが、ありますけれども、2020年には3,197万人とほぼ倍になるのは事実であります。だから、大変になるのかということが問題であります。二つポイントがあります。この年齢構成をもとに、生産年齢人口に高齢者の扶養負担が重くのしかかってくるという宣伝が行われているわけですがけれども、実際には、高齢者でも女性にも、働く人はふえ続けているわけであります。したがって、働き手と働き手が支える総人口は、現在で1.98倍、1人が自分も含めて1.98倍を扶養する。2020年では1.87倍、ほとんど変わらないというふうな数字が出ているわけであります。もう一つのポイントは、2020年に老人人口が2倍になったとしても、年2%から3%の経済成長率があれば、2020年には国民所得も倍になっているということであります。すなわち仮に、現在の福祉や医療の水準を維持する——維持するというのは、今政府がやろうとしてい

るように、年金を65歳に延ばすとかそういうふうな改悪を行わなくても、税金や社会保険料の負担率をふやすことなく、2倍の財源が確保できるという計算になるということです。

以上の点を指摘するだけでも、高齢化社会危機論、消費税は高齢者福祉のためにという議論が、いかにまやかしであるかということのはっきりするのではないかと思います。（「そうだ」と呼ぶ者あり）日本で、すべての国民が人たるにふさわしい処遇を受け、長寿を喜べる社会保障の仕組みを、果たしてつくれるのかどうなのかという問題は、言いかえれば、国民の労働によって生み出される富が、世界第2位の経済力が年金や医療、福祉に正当に使われる仕組みをつくれるのかという問題だと思います。日本の1990年時点での社会保障給付費は46兆円です。国民所得比で14%、これに対して、イギリスは22.1%、旧西ドイツが28.4%、フランスは33.6%、日本はヨーロッパの半分です。ヨーロッパの諸国で国民の生み出した富が充実した福祉制度をつくり出すために注ぎ込まれていた時期に、日本では、長時間過密労働で過労死まで生み出した。そうして稼いだ富が、土地や株、海外への投資に使われていたわけでありました。

今大事なのは、高齢化社会を支えるためにも、ヨーロッパ諸国と比べて極めて貧弱な社会保障、福祉の水準を引き上げること、福祉貧困症とも言うべき日本経済の病的な体質を改めるべきだということです。消費税は所得の高い層に負担が少なく、所得の低い層に負担の大きい税金であります。同時に、大企業には、全く負担のかからない税金、すべて価格に転嫁できるわけですから、大企業にはかかりません。極めて不公正な税であります。この税がさらに引き上げられて、大金持ちや大企業にかけられる直接税が軽減されることになれば、日本経済のいびつな構造、病気は一層重くなるのではないのでしょうか。

今やるべきは、政官財の腐敗、癒着をなくして、環境破壊する大規模開発や公共事業のむだをなくすこと。国や地方を合わせて国民の税金、年間41兆円が公共事業に使われています。政官財が癒着して談合価格で水増しは3割だというふうな話もありますし、1から3%が政界に流れているという指摘もあります。3割で12兆円です、1%で4,000億です、こういうむだを削るべきであります。また、世界第2位の軍事費や米軍への思いやり予算を削ること、世界から見ても、異例の大企業や大金持ちへの優遇税制、不公平税制を是正すること。あるいは厚生年金や健康保険の労使負担割合を、現在の5対5から、ヨーロッパ並みに3対7へ企業の負担をふやすこと。これだけでも新たに11兆円の新しい財源が生まれます。こうしてこそ、日本経済の体質改善を行い、

国民の生み出した富、世界第2位の経済力を正当に福祉のために使われるのではないかと
いうふうに考えます。

市長にお聞きしたいと思います。既に昨日、消費税に対する所信の表明はありました。
市議会にも今、請願が出されておりますけれども、恐らく議会で採択されるであろうと
思いますけれども、改めて議会も、また市長も一緒にこの反対運動を進めていって
いただきたい、一緒に頑張りたいというふうに思いますけれども、御意見をお伺い
したいと思います。また、今、羽田内閣が選挙もやらないで、このようなひどい
ことをやろうとしているということについて、どう考えられるか、あわせてお
答えいただきたいと思ひます。

○議長（福島盛之助君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 昨日も佐藤議員の方から消費税には反対であるという
意思表示を行えという御趣旨の質問をいただきました。消費税という、いわゆる国民
一人ひとりにまんべんなく物を消費すれば課税が伴う、そういう制度であります
から、言われるところの、低所得者に対しては課税の税負担の逆進性がある。
それから、直間比率という言い方で、直接税に対して、いわゆる間接税とい
う、その割合がなるべくならば折半程度がいいのではないかという、そ
ういふ説も確かにあるわけでありまして、課税はいかに公平に、しかも弱者
に対してはなるべく不安を与えないように、そして、納税能力のあるところ
から財源を賄うということで、今までの日本の税制が、一応成り立っている
ところであります。今お話しのとおり、確かに高齢化社会は急速に進むわけ
でありますけど、現在の税制で、特に間接税を設けなければ福祉サービスが
成り立たないということではない理由が、いろいろ挙げられております。

それから、自治体としての、いわゆる市民生活あるいはまちづくり、いろいろな
立場におきましても、財源が減るといふことは極めてゆゆしいことである
わけです。本来、悪影響があれば、必ず別的手段によって補填がされるという
のが、バランスの当然の仕組みであるわけでありまして、それらに対しまし
ても、何ら今具体的な対応が示されておられません。したがいまして、少
なくともそういう不安が解消するまで反対であるという姿勢は、国民とし
てやむを得ない、また一面でもあるというふうに思ふわけでありまして。

したがいまして、国家財政を賄うために、いろんな専門家の知恵や政策提言
があるわけでありまして、よく国民にその内容を示して、そして、適当な
国民参加、すなわち信を問うという選挙の制度によって、大きな方向づけ
が行われるべきであるということ、民主主義の上でも当然でなければなら
ないと思ひます。

いろいろ具体的な指数の上の御指摘もあったわけでありますから、十分それらの行き先を見定めながら、納得ができるまでは反対であるということは、民主主義のまた前提でもあるわけでありますから、そういう態度をきちっととりながら帰趨を見守っていきたい、このようにお答えを申し上げておきます。

○議長（福島盛之助君） 中谷好幸君。

○10番（中谷好幸君） ありがとうございました。

今、日本経済は深刻で大変長い不況に入っています。混沌とした状況であります。これは、80年代以降大企業と自民党が推し進めてきた経済政策が招いた数々の重い病気が重なり合った状態と言えます。日本経済は、大企業の世界市場における地位や貿易黒字では、世界第1級の経済大国となりましたけれども、国民生活の面では、労働の条件を見ても、福祉を見ても、住宅や環境を見ても、多くの資本主義国に比べて著しく立ちおくれています。このギャップがどうして生まれたのか、どうすれば埋まるのか、ここに焦点が合わない限り、従来の古い枠組みの取り組みでは、日本経済の重い病気を治すことはできません。消費税率引き上げに反対する闘い、当面、国会解散、総選挙を要求する闘いは、日本の経済を国民本位に転換する壮大な国民闘争の出発点でもあると考えるわけであります。

私も消費税廃止、税率引き上げ反対、そして当面、国会解散、総選挙で国民の信を問うように、この運動を市民の皆さんと一緒に展開したい、このことを決意表明して質問を終わりたいと思います。

○議長（福島盛之助君） これをもって21の1、福祉を破壊する消費税引き上げに反対しよう！の質問を終わります。

一般質問21の2、「タクシーバス」の運行で、交通不便地域の解消を！の通告質問者、中谷好幸君の質問を許します。

○10番（中谷好幸君） 「タクシーバス」の運行で、交通不便地域の解消を！と題して質問をしたいと思います。

1987年の3月の議会に、私は「いつでもどこでもだれでも市役所や市立病院に行くことができる便利な市内バス交通を、市民の交通権を保障せよ」という、こういう質問をいたしました。前年の1986年から、いわゆる市内連絡バスが市の補助金1,000万円を得て、午前午後2便運行されたばかりのときであったと思います。一方では、当時、国鉄の分割民営化が問題となり、また八王子～立川間の都営バスが打ち切られる、こういうこともありましたし、市では動く窓口車の廃止についていろいろ論議をされた時期でも

ありました。私はこのときの質問で、交通問題というのは憲法25条の健康で文化的な最低限の生活を営む権利として位置づけるべきではないかという質問をいたしました。同時に、交通問題というのは、住民参加や自治の発展にとっても、大変重要な市民の権利である。さらに、経済性や環境問題から見ても、公共交通というのを重視すべきだというふうに述べました。

その後、7年間経過いたしまして、市内連絡バスの事業は京王管内では日野だけだというふうに聞いているんですが、一層充実し前進をいたしました。予算の規模でも6倍になっています。新たに南平の路線の開設が準備されています。また、当時1台で運行が始まりました車いすタクシーが、先日の報告では4台になっているということでございます。7年間に市民の交通権を保障する仕事は着実に前進してきたというふうに思います。しかし、いつでもどこでもだれもがスムーズに市役所や市立病院に行くことができるかと言えば、この課題は一層切実な問題になっています。

例えば日野市の南部地域、昭和40年代に民間業者によって開発された地域、今では絶対許されないような乱開発が進められたわけでありまして、道路が狭くてミニバスさえ入ることができない地域として残っています。当時、入居された方々が、ちょうど70代、80代のお年になられています。先日、明星大学の前の団地のお年寄りから「1日、朝と夕1本でもよいから、団地の上まで上がってくるバスがほしい」というふうにも訴えられました。ミニバス事業は軌道に乗りまして、今後も恐らく発展すると思います。また、一層発展させていただきたいと思います。しかし、ここから取り残される地域も生まれているわけでありまして。例えば、今言った明星大学前住宅や三井電建地域もそうかもしれません。今度都営住宅がつくられ、人口が比較的ふえております落川の地域もそうであります。こういう地域を含む交通不便地域に、よりきめ細かい交通対策を施すことができないのかどうなのか、このことが強く要求されておりますので、質問したいと思います。

質問は、ミニバスよりもさらに小型のタクシーバスを巡回することができないかどうか。市では、内部でこのことを検討したことがあると聞いたこともあるわけですが、どうして具体化しなかったのか、今後具体化するつもりはないか、このことについてお聞きしたいと思います。

○議長（福島盛之助君） 中谷好幸君の質問についての答弁を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（大崎茂男君） 市内の不便地域への公共交通ということでは、御案内のようにミニバスを普及させておるところでございます。御質問にありますタクシーバ

スの運行につきましては、一般的には乗り合いタクシーというようなことで、運輸省関係は表現しておるところでございます。

この乗り合いタクシーについての事例がございまして、その例といたしましては、山形県のある町には乗り合いタクシーということがございます。若干内容を御説明申し上げますと、この乗り合いタクシーにつきましては、今まで過疎地域を走っておりました一般営業バスが、採算性ということで廃止になってございます。この廃止後もなおかつ公共交通が必要だというようなことで、住民の強い要望もありまして、特例的に運輸当局で許可しておるといふことのようにございまして、9人乗りの車で運行しておるわけですが、これには、町当局から100万円の補助というふうなことを行っておるといふことです。

もう一つ乗り合いタクシーの特例がございまして、これは都内で深夜タクシーでございまして、終電車の前に路線バスが普通9時なり10時で終バスになりまして、電車の方は、夜中12時、1時までであるという中では、終バスから終電車の時間帯ですか、つまりバスがなくなっても終電車で降りる人の足の便というふうなことを考えまして、乗り合いタクシーというものを一部許可しておるわけでございます。これは、渋谷とか新宿とか、かなり乗降客の多いところというふう聞いております。平成元年から本格的に行っておりまして、12系統でございまして、やはり9人乗りのタクシーということで、タクシー料金は1人700円というふうな状況でございまして、このような特例が、現在あるわけでございます。

御質問にもありました日野市で、前に検討したことがある。それが、具体化しないのはというふうな御質問でございまして、昭和63年ごろ運輸省に照会いたしましたところ、ただいまお話しいたしました山形県の例とかあるいは都内の深夜タクシーの実験的施行の話があったわけでございますけれども、そのほかについては、運輸当局としては許可が困難だというふうな内容でしょうか、私どものやりたいというふうな照会について、前向きな答えが来ておらない状況でございまして、その後、大分時間もたっておりますし、また状況も変わってきておろうかと思っておりますので、再度運輸当局等も話し合ってみまして検討していつてみたいというふうな思っています。

○議長（福島盛之助君） 中谷好幸君。

○10番（中谷好幸君） ありがとうございます。

私も先日、運輸省本省の自動車交通局旅客課というところの担当者、また関東運輸局自動車第1部、旅客第2部の担当者から、基本的な説明を受けました。要するに、今、

企画財政部長がおっしゃられたとおりです。タクシーとかバスの事業というのは、道路運送法という法律で、運輸大臣の許認可のもとにあるということでもあります。これに、事業免許を与える場合、二つの点で審査を受ける。一つは、事業者がその事業を行うに、適格な能力を持っているかどうかということ。二つ目には、これが問題なんです、既存の事業と需給の調整ができるかどうか。要するに、タクシーが乗り合いタクシーとして運行する場合、既存の乗り合い自動車ですね、要するにバスとの住み分け、縄張りがうまく調整できるかどうかということが、認可の、許可の基準になっているんだというふうなお話でありました。そういう点で、乗り合いタクシーが認可を受けていること、関東運輸局でも認可している例があるということで、一つは過疎地、既に乗り合いバスが廃バスになった競合しない地域、それから、競合しない時間である深夜タクシーについて認可をしている、こういうふうなお話でありました。

ところで、今、運輸行政においても、いわゆる規制緩和ということが言われているわけであります。よくバスの停留所を変えるのに、認可をとるのに2年、3年かかるなどということで問題になりましたけれども、運輸省はそういうふうな宣伝をやられたこともあって、規制緩和をどうしてやるかということ、かなりいろいろ検討しているようであります。今、運輸行政において規制緩和を行っているけれども、この問題についてはどうなのかということについて率直に聞きました。それに対する答えは、タクシーの乗り合い旅客事業への規制が全部取り払われるということはないけれども、今、タクシーの多様化、弾力的運用について調査や研究を行っている、こういうお話でした。そしてさらに、これは関東運輸局の担当者ですけれども、日野市でタクシーバスを走らせることについてどうかというふうに聞きましたところ、日野市の方から、このような形で走らせるのであればどうかというような具体案が出されれば、一緒にバス路線との調整問題についても考えてみたいというふうなお返事をいただいたところであります。

ですから、ぜひとも今、一つの流れにもなっているわけで、ミニバスに比べてもより臨機応変に対応できるタクシーバス、乗り合いタクシーの導入、具体化を検討していただきたい、このことを強く要求したいと思います。市長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（福島盛之助君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 今、質問があり、今お答えをいたしました乗り合いタクシー、私は相乗りタクシーという言葉が、当時あったのではないかとことを思い出しております。地方の小都市で、タクシーが営業上からもお客さんが少なければ成り立たない

ということもあるかもしれませんが、つまり一方にのみ、左回りあるいは右回り、それで運行していく。その際に、途中で乗りたい人があれば相乗りをさせる、こういう許可の一例があるということを調査したことがあります。そして、ちょっと町の名前は忘れましたが、過去の記憶をたどれば出てくださると思うしております。日野市内の三つのタクシー業者の方に、そのことを相談をしたことがあります。そして、業者の方はやれそうですというお話でした。ただ、すべて運行にかかわることは許可が多いわけでありますので、当時の状況では当局、つまり陸運局では、一定の今のタクシーあるいはバスの秩序に大きくかかわることなので、検討してみないと何とも結論が出ない、こういう状況であったと思っております。業者の方からも、かなりそのことを当局に説明をしてもらったわけでありますが、許可にまでは至らなかった。市内の業者の方は、おもしろい一つの営業手段でもあるので、やってみたい、こういう当時の意向は積極的でありましたので、もう一遍、規制緩和のこともありますし相談をしてみたい、こんなふうに思います。

運行事業、特にバス交通事業は、もうほとんど陸運局の許認可の範囲に該当しておりまして、バス停を動かすことでも認可が要するというぐらい、細かな規制下にあるわけがあります。しかも、日野市の地域の場合は、一企業に全く単独の認可ということでありますから、そういう意味で、京王バス当局は、日野市の要求に対してはかなり積極的な対応をしてもらっている。そのことが、ミニバスの運行にもあらわれているわけでありまして、それらの調整がうまくつけば、一つの町の中の一交通手段に大きな朗報をもたらすかもしれないという感じがいたします。一遍相談してみたいと思います。

○議長（福島盛之助君） 中谷好幸君。

○10番（中谷好幸君） ありがとうございます。

情勢の若干の変化が、今おっしゃったようにあると思うんです。一つは規制緩和だったというふうに思いますし、それから、もう一つは福祉の観点から福祉バスだとかコミュニティバス、こういう形でできないのかというような問い合わせが、運輸省の本庁にもかなり来ているようで、それらにどういうふうに対応するのか、法的に体系づけるのかということについて、モデル研究事業を平成5年から始めているというようなお話もありました。少し動きがあると思いますので、ぜひ改めてこれを具体化するための研究、それから、各機関への働きかけをやっていただきたいというふうに思います。

前回の1987年の質問で、私、こういうふうな計算をしました。昭和60年当時、豊田と市役所と日野駅間の路線バスが走ってしまして、ここに1,900万円の補助を出してい

ました。それから、立川～八王子間の都営バスを運行するために、市は2,100万円の分担金を出していました。動く窓口の運行に3,100万円をかけていました。合計、60年に7,000万円かけていた交通対策、これが前回質問した時点では、すべてスクラップされた。だから、一つ1,000万円かけて連絡バスが運行されたわけですがけれども、まだまだ交通対策に財源をつぎ込んでもいいのではないかというふうに質問したわけです。7年間たつて、金額ではほぼ水準に達したというふうには思うんですが、予算規模も大きくなっていますから、さらに積極的に交通対策、特に福祉の観点でこうした対策に取り組んでいただきたい、このことを強く要望して質問を終わらせていただきます。

○議長（福島盛之助君） これをもって21の2、「タクシーバス」の運行で交通不便地域の解消を！の質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君） 御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後2時31分 休憩

午後3時3分 再開

○議長（福島盛之助君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問22の1、高幡土地区画整理地域の電波障害等の対策をの通告質問者、馬場繁夫君の質問を許します。

〔22番議員 登壇〕

○22番（馬場繁夫君） それでは、議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

日野市の三大商業地の一つであります高幡地域は、八王子、聖蹟桜ヶ丘を加えまして、モノレール整備によりまして、立川多摩センターの交通の接点となってまいります。駅前商業核、生活利便商業核、そして、文化の核の三つの核を持ち、21世紀にふさわしいまちづくりを目指して土地区画整理事業が、現在、施行中でございます。既に商業ビルが完成したり建設中のビルもあります。その状況の中で、既に電波障害も起きてまいってきております。今後、ますます中高層建築工事も増加してまいります。なお、一層の電波障害が起きてくることは必定であります。この電波障害に対する行政の対策なり取り組みについて、まず第1点目はお伺いします。

第2点目といたしまして、高幡地域商業者にとりましての最大の関心事は、京王線と

多摩都市モノレールのアクセスの問題であります。高幡駅、モノレール駅の人の流れによりまして、商業の広がりが大きく変化をしております。商業者にとりましては、商売の死活問題にも発展するおそれのある大きな問題であります。このモノレール駅の階段等の設置はどこの場所につくのか、またその商業のお店との流れはどうなるのか、この辺が大事になってまいりますので、この辺につきましては今後、商業者と十分話し合いを持っていただきながら、設置場所については決めていただきたいということが一つであります。

また、現在、駅前地下駐車場につきましては、200台規模の駐車場を予定しているところでございます。この駐車場につきましての入口の問題も大きな問題でありますので、あわせて地域の商店街の方とのより一層の話し合いにより、階段の設置場所等については決めていただきまして、建設を望むものであります。これにつきましての今後の商店街に対する話し合い等についてお伺いいたします。

そして、3点目としましては、高幡駅周辺商店街診断報告書によりまして、買い物行動の実態につきましては、食料品、それから日用雑貨につきましては35.6%の方が地元で購入しますが、30.7%の人は市外を利用してしまいます。また、衣料品につきまして、衣料品のうちの高級衣類につきましては、地元で買う方3.5%と著しく少ないのが実態です。90%の方は市外に行ってしまう。特に、聖蹟桜ヶ丘には33.8%、新宿には30%というように人の流れが市外に行ってしまう状況でございます。また、家電や家具につきましては、地元ではたった9.9%の方しか購入することがないのが、今の状況でございます。今後モノレールの開通に伴いまして、大商業圏であります立川や多摩センターが、大変に交通の便とともに流出しやすい状況が加速してくのではないかという悲観的な意見もあるのが現状でございます。特に、地元商店の活性化、育成を一層図っていただきまして、この流出傾向を抑えていただく、この辺につきましての現状と今後の地元商店街への育成についてはどう図っていかれるのか、その点の3点につきましてお伺いいたします。

○議長（福島盛之助君） 馬場繁夫君の質問についての答弁を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君） まず第1点目の電波障害の関係でございます。

御承知のとおり、高幡の今、区画整理事業の中で商業地域という形で、駅前につきましては、全域が商業地域という形で位置づけられております。通常の場合の建物、ビル等につきましては、当然その建築主がみずから、そういうものの解決をしていく、電波障害等に対する解決をしていくのが当然でございますけれども、この地域は今、議員さ

んのお話にございましたとおり、高幡という土地区画整理事業の中で、特に再開発等誘導をいたしておるわけでございます。そういう関係がございますので、間接的な区画整理事業の中でも影響があるということで、今後ともこの電波障害等に対する考え方につきましては、検討はしていきたいというふうに考えております。

ただ、市が地元へ進めております共同化、こういうものが市の計画どおりある程度進んでくれば、こういう対応そのものは、非常に容易な部分があるわけでございますけれども、現状では、各自が、要するにペンシルビルのような形で別々の建築をされております。そういうことでございますので、その対応の仕方、また区域外のビル等の関係もございまして、そういう関係で現在、検討はいたしておりますけれども、最終の結論に至っていないというのが、実態でございます。

いずれにいたしましても、今後とも十分検討はしていきたいというふうに考えております。

それから、モノレールの駅舎、御承知のとおり踏切の上が駅舎になるわけでございます。この駅舎につきましては、階段、要するに南側と北側——線路をはさんで北側、両側に階段ができる予定になっております。問題は、この南側の商店会の方の階段でございますけれども、できるだけまちの今の現状の道路にそのまま下ろすという形になりますと、単に京王線の駅と、それから、モノレールの駅へ直行するような形になりますので、これは最大限避けていくような方法で、駅周辺の活性化につながるような階段の位置を設定していきたいという形で、東京都とも、現在、その階段の位置につきましては協議いたしております。地元の商店会からも、以前から京王線と直行するような形の、それは最小限下げていただきたいという要請も受けておりますので、こういう点を受けまして、現在東京都と協議をいたしておるということでございます。今後とも、地元商店会とも十分協議をしながら、そういう位置等については対応していきたいというふうに考えております。

それから、3点目の基本的には商業の地域の活性化ということでございます。この区画整理事業によりまして、地下の駐車場、それから、当然今のお話にもございましたモノレール関係、それから用途的には、もう既に相当の緩和をした用途を設定しております。商業の活性化をつくる基盤としては十分整っておるわけでございます。これをいかに地元の権利者を含めて、その後の対応をしていくかということで、都市整備部といたしましては、今、この地域に各ブロックごと、または個々に大地主さんに当たりまして、共同化、またはそういう形の誘導をいたしておるところでございます。

今、議員さんの御指摘のように、この地域は、モノレールができることによりまして、立川、それから多摩センターと非常に交通の利便な地域となりますので、それが逆にこの周辺の人たちがほかへ出ていくようなまちであっては困るわけでございますので、やはり魅力のあるまちにしていきたい。そのためには、どうしてもやはりある程度の共同化、こういうものが必要であろうという考え方で、現在、地元商店会、そういう方たちとお話し合いをさせていただいております。今後とも積極的にそういう対応をしていきたいというふうに考えております。

○議長（福島盛之助君） 馬場繁夫君。

○22番（馬場繁夫君） ありがとうございます。

特に地元の高幡の商店街の方たちの経営者たちは、大体年齢が50歳以上が66.4%を占めているということでございます。非常に、年齢的にも50代以上の人が多くおりますので、大きなかけの部分とか、大きな流れをつくっていくのを、非常にちゅうちょしやすい年代層になってまいります。そして、新しく大きな負担をかけてのまちづくりに参加していくわけでございますが、一步間違えますと大変な皆さんの状況になってまいります。ですから、この商店街が新しくなると同時に、経営者としての発想の転換なり、また、その人たちが新しい視点で商売がやっつけますように、いろんな経営的な部分とか、いろんなノウハウにつきまして、十分行政側も援助していく、また、いろんな研修会をやったり、いろんな角度から発想を転換できるようにお手伝いをさせていただき、名実ともに新しく区画整理事業によりまして高幡のまちが生まれ変われば、そこに住んでいる地元の商店の方たちも、それに合わせて生まれ変わって、新しいたくさんのお客さんを引き入れながら、魅力ある高幡地域の商店街をつくり上げていただきたい。この辺を、強くお願いいたします。

そのためには、先ほど答弁もいただきましたが、このモノレール駅のことについては、どこが階段になるかということが、非常に人の流れによって、商売を大きく左右してまいりますので、これについては重ね重ねお願いしておきます。

また、当然、今は車社会になってきておりますので、どこに駐車場があって、その駐車場から商店にどうアクセスがあるか。これは非常に、またあわせて重要な部分になりますので、この場所についても十分協議しながら、方向性を見出していきたい。このことについても、またお願いをしておきます。

それから、電波障害につきましては、やはりなかなか難しい問題もあることは、十分承知はしているんですけど、特に、今までの区画整理事業というのは、どっちかとい

ますと駅ではなく通常の住宅地の区画整理事業というのが、日野市はメインになってまいりました。今回、高幡駅、また豊田駅という駅を中心とした部分が、区画整理事業に入っています。そうしますと、今までとは違った、要するに用途地域、また用途の制限も大きく変化してまいります。そうすると、従来では考えられなかったような中・高層ビルというのが建てられるという条件に変わってきております。そうしますと、当然、大きな電波障害ということが出てくるわけです。ところが、難しいのは、この電波障害が現状の中では個々に任されている。そして、一つビルを建てると、そこで電波障害が起きて、また次ができるということで、タケノコのようにどんどんこれからビルが建って、非常にふくそうしてくる大きな電波障害が問題になってくるわけでございます。

確かに、自治体として介入することは大変難しい部分がありますが、この辺をどうこれから自治体がこの部分を、そういう障害が起こらないような形で、またそのような障害が起きたらどう受け皿を持って、その問題を整理し解決できるのか、その辺がこれからは大きな自治体を取り組める方向になると思います。その辺について、十分対応を考えていただきたいと思います。

例えば、一つのビルが建って、そして、そのビルを建てることによって、その周辺に電波障害が起こります。そして、その次に、また隣接して大きなビルを建てる。そして、そのときにその電波障害は重なってきます。そして、そういうのができ上がって、それなりの形態の中で、共同アンテナ化が進んでまいります。問題は、その次の段階で今度は個々の共同アンテナの部分のメンテナンスがかかってきます。このメンテナンスが個々の段階では、なかなか次の問題が受益者負担という大きな問題になってまいりますので、負担が大きい部分になってきます。ですから、これを最終的には総合化して、共聴アンテナ組合をつくっていけば、全体的なアンテナ組合ができますと、非常に対応もしやすくなりますし、ですから、それをどう誘導していくのか。また、その接点を、受け皿というか、その接点にいろんなノウハウも含んで、また、他市のいろんな区画整理事業、また再開発の中で、当然こういう問題が起きております。

ですから、そういう事例もいろんな情報として提供したり、また場合によれば、そういうところに視察的に関連議員さんをお連れするなりして意識を改革しながら、今後、電波障害の問題がスムーズに解決していくような具体的な対策ができるような体制づくりを、まず行政の方で進めたいと思います。先ほどの検討していきたいということはよくわかるんですけど、もう一步、その検討を深めた中での検討をしていただきたいと思いますので、特にこの電波障害についての再答弁を、ひとつお願いいたします。

○議長（福島盛之助君） 都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君） 現在、地元へ入りまして、この共同化のお話を、各ブロック単位または先ほどもお話ししましたが、大地主さん等にお話をさせていただいておるわけでございます。ただ、ある程度、こういう話が共同化されてくれば、当然その中で一つの団体として、こういう話ができるわけでございますけれども、現時点では、そういう段階までまだ至っておりません。ただ、今、議員さんから言われるように、個々のビルが全部そういう複合してくる、非常に将来の維持管理上も問題があるわけでございます。

したがって、できれば、ある一定の方向で電波障害に関する部分だけでも共同的なものでできれば、お互いにこの点については助かってくるわけでございます。また、経費的にも相当節減されてくるはずでございますので、そういうものを含めて、今、部の内部でどういう方法がいいのかということを含めて検討いたしております。十分、今、御指摘の点を含めて今後、検討していきたいというふうに考えております。

○議長（福島盛之助君） 馬場繁夫君。

○22番（馬場繁夫君） どうもありがとうございました。

ひとつ検討につきましても、前向きの検討をよろしく願いいたしまして、この問題を終わらせていただきます。

○議長（福島盛之助君） これをもって22の1、高幡土地区画整理地域の電波障害等の対策をの質問を終わります。

一般質問22の2、地球にやさしいリサイクル行政を求めての通告質問者、馬場繁夫君の質問を許します。

○22番（馬場繁夫君） 引き続きまして、質問をさせていただきます。

昨年制定されました通称リサイクル条例は、従来の生活環境の保全や公衆衛生の向上の清掃行政から廃棄物の発生を抑制、再利用の促進、適正処理を図り、今までにない新しい循環社会をつくることに、大きく変わってきているところであります。そのかなめとして、行政と市民の代表者が新しいリサイクルの方向を検討する廃棄物減量等推進審議会が、条例により設置されました。この審議会は、日野市の従来の協議会や審議会の形式的な制度にならないよう、真の審議会となり得るよう行政の方向転換を強く望むものであります。審議会の役割を今後どう認識しているのか、まず行政のお考えをお伺いします。

そして、2点目としまして、各家庭で生ごみを肥料化するコンポスト購入補助金が、

今年度よりやっとな日野市で実施されるようになりました。コンポストは悪臭が出る、埋める場所が必要などの欠点もあります。EM菌を使った生ごみ処理容器は、室内やベランダでも簡単に置けまして、庭や土地のない団地などの市民の方でも利用ができてまいりますし、悪臭や虫の少ないEM菌を使った生ごみ処理容器購入への補助金が、今後できないかという問題についても伺いいたします。

また、現在、コンポストで堆肥化するためには半年ぐらいかかってしまう。ところが、このEM菌を使ってまいりますと一、二週間で堆肥化するそうであります。このEM菌を使ったボカシの普及で、生ごみのリサイクルを促進し、ごみ減量を図ったらどうかということをお伺いいたします。

そして、第3点目としまして、古紙、瓶、缶等の資源ごみの買い取り価格の暴落で、回収業者の経営状況は、ますます悪化し回収業者の経営が、もう経営努力では乗り切れない状況まで来ているところであります。それに雑誌等は引き取らなかつたり、逆有償となってきているのが現状でございます。市民がボランティアでせっかく集めても回収してもらえない。お金を支払って回収してもらおう現状では、せっかくのリサイクル意識を後退しかねない状況でございます。日野市では、資源回収業者へ年間12万円の運営費を補助交付をしているところでございますが、リサイクルの火を後退させないためにも、回収業者への助成をもう一步深めて検討すべき時期に来ております。この回収行政への助成についての考え方をお伺いいたします。

第4点目としましては、リサイクルの推進は、市民に理解と協力をしていただくには、啓発活動が重要になってまいります。身近な日常生活の中に、具体的な再利用の方法が大変に大切になってまいります。例えば、空き缶、空き瓶、プラスチック、牛乳パックなどのものを使いまして、いろんな工作教室を開いたり、また衣類などの日用品を対象にしたリフォーム、そして、ごみを出さないことを留意した料理教室、そしてセミナーやリサイクル情報などを提供していく、このような講師の派遣、このごみ減量、リサイクルを目的に市民が開催している教室や集まりなどに、各市のリサイクルの技術を持った人を派遣するリサイクルリーダー、または環境アドバイザー登録制度の導入を図るべきであります。これについても伺いいたします。

それから、5点目としまして、粗大ごみの冷蔵庫やエアコン等から排出され、地球の宇宙服とも言われておりますオゾン層を破壊する特定フロンを全国の自治体が、次々と回収への事業化へ向けているところでございます。日野市でも、200万円の予算を計上しまして、今年度よりフロン回収機1台を購入する予定でございます。しかし、冷蔵庫

の冷媒に使われます特定フロン12と、クーラーの冷媒のフロン22というのがあります。異なるフロン22と12を同一ガスポンベの保管等もできない状況でございます。ですから、もう1台、フロン回収機の購入が必要になってまいります。今後、この回収機をもう1台購入するようお願いするものでございます。

また、冷蔵庫の出荷台数は、年間約300万台とされているところであります。そのうち、市町村に粗大ごみとして回収されるのは、約20%の60万台であります。粗大ごみのフロン回収だけでは効果はおぼつかない現状でございます。冷蔵庫の販売店や廃棄物業者、カーエアコン、業務用冷凍庫、美・理容設備などからのフロンガスは、民間事業者の協力を得て回収拡大を図ることが今後の重要な課題でもありますし、早急にフロン廃棄処理関係者や市民などのユーザーにおきましても、フロン回収してもらおう意思を表示するなど啓蒙、啓発、回収システムの確立など、行政の積極的な役割を望むものであります。これにつきましても、行政のこれからの取り組みについて、お伺いいたします。

第6点目としまして、さまざまな分野で利用されている高分子プラスチック類は、その使用が終わりますと、ごみとして廃棄され、このプラスチック類は焼却処理では、炉を痛めたり有害ガス発生等の問題点がありますし、埋め立て処分も容積がふさがったり、資源のむだになるなど、最も厄介とされているところであります。平成4年度の不燃ごみ組成分析によりますと、不燃ごみ中プラスチック類が21.5%であります。これは破碎され埋め立てされてしまうのが現状であります。処分場の延命化や資源の再利用を考えますと、埋め立て処分ではなく再利用を図るべきであります。最近、研究も大変進みまして、ハイプラスチックから石油を再生する技術や各種製品に再生することが可能になってまいりました。これらの装置を、1市では過大な財政負担になるため、日野市が積極的に役割を果たしまして、広域行政や三多摩地域廃棄物広域処分組合等で、早期に再利用できるよう強く望むものであります。

また、それまでの間、ペットボトルやプラスチック類の応急な対策を具体的にしていただきたいこともあわせて質問いたします。

とりあえず、以上6点につきましての、行政の取り組みなり方針をお伺いいたします。

○議長（福島盛之助君） 馬場繁夫君の質問についての答弁を求めます。環境部長。

○環境部長（山口正夫君） お答えいたします。

まず、1点目の審議会の役割ということでございますが、さきに市議会の方へ御提案申し上げました日野市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例、これ、いろいろと時間をかけて御審議をいただきまして、平成5年の10月に制定をしていただきました。

審議会につきましては、第7条におきまして設置いたしております。市長の附属機関ということですから、諮問する事項について御審議をいただき、答申をいただくのが条例の趣旨というふうに認識をいたしております。

それから、2点目でございますけれども、コンポストでございます。生ごみのリサイクルということになりましょうか、EM菌を含めてのお話でございます、さきに予算でお認めをいただきました生ごみの処理容器、本年度は地中埋設式の処理容器の助成制度を、7月を目途にスタートをさせる予定であります。市があっせんいたします生ごみ処理容器を購入して設置をされた場合に、1軒当たり3,000円の補助をしよう、こういうものでございます。本年度は試験的な取り組みとして、1機種にいたしました。これは、自然の作用と地中の微生物の力で生ごみを堆肥にするものでございます。醗酵促進剤や添加剤あるいは電気などのエネルギーを使用しなければならない他の堆肥化容器に比べて、自然環境に無理のかからない処理方式の精神であるというようなことで、私も、本年はこの機種をあっせん機種としたいと考えております。

ただいまございましたEM菌、ボカシというものの普及でございますが、これにつきましても、私もで入手いたしまして、現在、実験といいたししょうか、テストをいたしております。ただ、このEM菌で、今のところ、私どもの私的な考えでございますが、EM菌でボカシにおいあるいは有機質に変えるということでございますが、確かに1週間程度で無臭化し堆肥に使えらというものでございますが、その堆肥をどこへどのような形で堆肥として使用していくかという、そちらの流れと申しましようか、そういうものの考慮もしていかなければならないのかな、こんなふうに思っております。いずれにいたしましても、このEM菌につきましても、先ほど申し上げましたように、たがいまいろいろ実験しながらいい点、悪い点、研究をしているところでございます。

それから、3点目でございますが、資源回収業者への助成ということでございます。確かに最近におきます古紙——古い紙でございますが、使い古しの紙の市況が厳しい状況にあります。昨年未以来、逆に日野市で申しますと、新聞はまだいいんですが、雑誌類につきましては、回収団体が回収をしますと、それを資源回収業者が取りに行く場合には、キロ当たり3円をいただきたい、こういうことでやっておられるようでございます。これらにつきまして、どのような状況かと申しますと、ある団体では、当初は古紙の回収、雑誌の回収につきましても、子供たちがリヤカーなり自転車なりで回収し、公園なら公園に積んでおく。それを資源回収業者が取りに行くわけでございますが、その際に、そこから、今度はヤード業者、市内に紙を専門に扱う問い屋がございまして、

そこまで運ぶ運賃が全く出ないというのが、今、古紙が値下がりしたときの、今当面の課題でございます。そこで、その3円というのを分析しました協議いたしますと、この3円は、その回収した場所から市内の間屋さんまでトラックで運ぶわけですが、その運賃だ、こういうお話でございます。それらのことがわかってまいりまして、これからこのような状態が続きますと、集団回収の意欲がそがれる懸念もあるわけでございます。

そのようなことから、資源回収への助成につきまして、また運搬部分をどのように負担したらいいのか、また、収集事業の絡みでどのようなことが考えられるか、資源回収業者からの情報も得ながら方策を探りたい、このように考えております。

それから、4点目でございますが、啓発活動あるいはリフォーム、料理教室等の講師の派遣、その他で環境アドバイザーというなお話がございます、登録制度はということでございますが、これは大変この問題につきましては、市民の皆さんの中にはさまざまな能力を持たれた方がたくさんいらっしゃると思います。特にごみ減量やリサイクルの知恵といったことに関しましては発掘をいたしまして、それを広く伝えていくことも必要だと思います。市民の皆さんの力を積極的にお借りするということになろうかと思っておりますので、研究課題とさせていただきますと思います。

次に、フロンにつきましの御質問でございます。御承知のように、フロンにつきましては、さきの質問の中にもありましたように、本年度7月、来月を目途に今、鋭意準備を進めているところでございますが、フロンの特定フロン、特定フロンにつきましては、もう来年の12月で使用も製造もできない、このようになっております。それから、先ほどお話に出ました22の方でございますが、これは2020年まで、これは指定フロンということになりますが、2020年に生産、それから使用が中止されるということでございます。主に特定フロンの11、12の系統でございますが、これは御家庭で使用している冷蔵庫が主なものでございます。それから、フロンの22の方はルームエアコンあるいはカーエアコン、こういうものに主として使われているものでございます。先ほど、お話にございましたように、特定フロンだけでは片手落ちといましようか、もう両方やるべきだというお話はございます。私どもも、このフロン22につきましても、前向きに検討をしていきたい、このように思っております。

それから、6点目でございますが、プラスチックの再利用ということでございます。御案内のとおり、プラスチック製品は、特にペットボトルやプラスチックトレイ、これらにつきましては、軽くて持ち運びが便利という、それから、比較的成本も安い、このようなことから、急速に生産量が増大いたしております。これの処分につきましては、

もう既に私どもも各自治体も含めて、大変苦勞しているところでございます。この再利用につきましても、先ほど御質問にもありましたように、油化をして原料に近いものにして、またさらに利用していくという方法、それといま一つは、これを固形燃料化をして発電等に再利用する、このような方法が今のところある。そのほかあろうかと思いません。

次に広域的な処理ということでございますが、さきに東京都市町村自治調査会で、各市のこのプラスチック処理に対します意向調査をいたしまして、それぞれの市の意見をまとめたところでございますが、いろいろ問題点が出てくる。一つ例を申し上げますと、まず、広域処理をする場合には施設が集中いたします。1カ所あるいは2カ所に集中するわけですが、施設周辺の住民の合意が得にくいのではなからうか、こういう問題もございまして。それから、一つには分別収集あるいは処理方法の各市の統一化が必要になってくる、このようなこと。それから、まだいろいろありますけれども、広域的なストックヤードの確保が必要とか。むしろ、製造者責任で処分すべきで自治体の処分にも限界がある、このようにおっしゃられている市もあるようでございます。

いずれにいたしましても、このような意見が出る、あるいは意見を認めるということは、プラスチックを溶解する施策、処理施策、政策、再利用施策、これらを緊急な課題として検討せざるを得ない状態に、今来ておりますので、東京都の清掃協議会あるいは施設協議会、それから、先ほど質問にもございました処分組合の協議会、こちらともいろいろ協議をしながら、プラスチックについての模索をしていきたい、このように思っております。

以上でございます。

○議長（福島盛之助君） 馬場繁夫君。

○22番（馬場繁夫君） ありがとうございます。それでは、再質問をさせていただきます。

まず第1点につきましては、私は認識についてもお伺いしたいんですけど、審議会に対する認識についてお答えいただけませんでしたので、これを一つお願いしたいと思います。

それと、第2点目につきましてはEM菌につきましての中でも、今テスト中である。そして、堆肥化をした場合、そこであとをどうするのかというようなことも、ちょっと答弁がありました。思えば、私、コンポストにつきまして質問したのは、もう10年近く前に生ごみのコンポスト化という質問をいたしました。その後、何度か本会議の一般質

問で質問したり、委員会の中で質問しました。各市、もう相当前からこのコンポスト化というのは実現しております。やっとな、日野市は、今年度から地中に埋めるコンポスト化が始まってまいりました。だから、今回のEM菌を使ったボカシについても、確かにいろいろ意味でテストというのは大事なことでございますが、同じ轍を踏まないように早急に結論を出していただきたいと思ひます。

やはり、生ごみを今、コンポストというのは、基本的に先ほど指摘しましたように、庭がある、土地がある、これがないともう対象外になっちゃうんですね。で、補助金を出した場合、そこに不公平性というのも一面では出てきてまいります。ですから、庭がない、ベランダがある方も利用できる製品が、もうたくさんメーカーから出されております。ですから、これについては、そういう視点からでも公平化を期すためにも、これは導入は必要なのかな。それと同時に、このボカシを使って堆肥化できた。こういう製品をつくれる場合は、その助成する場合は、燃焼とかいろんな方法の中で、その方がごみとして出さないように、できた肥料は、例えば家庭菜園をやっている人と提携を結んで持っていきなり、農家と提携して渡すなりいろんなちょっとした工夫をすれば、そんな難しい問題ではございません。ですから、そういうことをやっていただければ。ただ、問題は、これがもっと普及した場合はどうするかという次の問題が出てきます。これは、やはりそのときにはもっと大がかりな対応を将来的には考えていく必要がありますけど、当面としては、こういうような家庭で出る身近な問題をリサイクルするということは、リサイクルについて市民の意識が大変に高揚してまいりますし、このことが、非常に今後のリサイクル促進に対しては大きなメリットになってまいりますので、意識変革という視点からも考えていただきたいし、当然、堆肥化した肥料というのは、有機農法になってまいりますし、非常にいい方向にすべてが動いてまいりますし、何とかこれを大きな流れ、ごみ原料の流れにして、これを通してながら市民の皆様の意識改革、リサイクルを通して、今まで以上に積極的な関心と協力体制をしてもらえる一つの大きな流れをつけるチャンスだと思うんです。

可児市というところで、随分これを積極的にやっけてまいりまして、前年度対比で9%のごみが減量されたということも聞いております。ですから、どうこういうものを活用して市民意識を変えるかという視点もあわせながら、思い切った対応をしていただきたい。また、日野市を取り巻く周辺の市でも、随分もう取り扱ってあります。多摩市でも立川市でも積極的にもう進めてあります。

ですから、その辺も後追い行政にならないように積極的に対応する中で、たしか問題

点があれば、どこが問題点なんだ。では、そこをどう対応すればいいかということ踏まえながら、リサイクルの流れをつくっていただきたいと思います。これについて、また答弁をお願いします。

それから、3点目として、回収業者の助成につきましても、これは随分前も質問をさせていただいたところでございます。今、状況としては非常に厳しい状況になっております。まして、昨年制定されましたリサイクル条例の中でも、回収業者に対する助成ということは、行政の責務としてもうたわれていますし、また行政の責務の中に、市民がリサイクルをするためには、それを行政も後押ししていくというような助成関係も、条例の中では組み込まれています。ですから、ますますリサイクルの流れを大きくしていく中で、リサイクルの流れを縮小するような、そういうようなことにならないように、この回収業者の助成も含めていただきまして、子供会の人たちや自治会の人たちが、ボランティアでリサイクルしていこうということで一生懸命頑張っております。その人たちが、さらにリサイクルを発展しやすいように、それなりの対策を考えていただきたい。

例えば、どこでしたかキロ10円を切れると、もう回収業者の経営が成り立たない。ですから、10円を切った段階でキロ3円の補助をしていくとか、いろんな市によって制度の対応が違いますけど、その辺のいろんな状況を調べまして、何らかの対策を早急に考えていただきたいと思います。

それから、環境アドバイザー制度につきましても、研究課題だということで片づけないで、今までの日野市の行政の市民への啓蒙というのは、ほとんどがチラシ、もしくは広報を使っただけの啓蒙が中心でありました。それは、もう限界なんですね。それでは、もう市長意識を大きく変えろとかできないんです。やはり具体的にどうしていく、市民の中に入っていき、そのために、こういう制度を活用しますと、具体的にリサイクルする方法というのが見えてくるんですね。自分のうちで眠っていて、それを邪魔だからということで捨てる物を再利用していく。ですから、その具体的な方法を、今市民の方がどんどんわかってきますと、さらにリサイクルというのは進んでまいりますから、これは早急に環境アドバイザー制度、これを活用して、人から人へとリサイクルの波を起こしていくをお願いしたい、この辺もさらに御意見があったら伺いたします。

5点目のフロンにつきましても、これは早急にフロン12とか22につきましても、これはセットでありますので、それについては早急に対応していただきたい。このときに、答弁が一つ落ちていますので、これもやっぱり、行政だけが粗大ごみとして出されたものを幾ら処理しても、これはもうほんの氷山の一角ですから、せっかく日野市の行政も

そういうことについて意識を持っていただいたんですから、それを市民の人たちも、例えば、自分のとこで冷蔵庫を買ったから、その冷蔵庫を業者に渡す、また粗大ごみとして出す。このときに、フロン回収ということをや、やっぱりユーザー側も意識を持って、業者に廃棄してもらっても、それを業者に訴えてみる。市民意識を高揚するということは、非常に大事なことです。こう一つは対応していただきたい。また、いろんな各種フロンを回収しても、業者の協力なくしてはできませんから、今後、市内の業者に対して、市が積極的に意識啓蒙していく、そして業者みずから回収できる体制を早くつくり上げていただきたい。ですから、業者だけがやればいんじゃないなくて、それからどう発展をさせていくか、市民意識を高揚させていくというのは大事な要素ですから、その辺もお願いをしていただきたい。この辺もありましたら答弁いただきたい。

そして、プラスチックにつきまして。このプラスチックにつきましては、もう本当に今すぐやらなくちゃいけない重要な問題です。特に、最終処分地の延命化ということを考えても、これは大変な要素でございます。確かに、今問題点として、1カ所に集中してしまうから広域では難しい。また、これの市民の了解を得られないとか、どこにつくるとか、いろいろな難しい問題はあります。しかしながら、それを乗り越えて新しいのをつくり上げていかない限り、この大切なプラスチックが公害となり、またプラスチックの持っている重要なエネルギーを資源化すれば、随分、この地球の資源も助かってまいります。ですから、いろんな問題をどう知恵を出して克服していくか、本来であれば、もし広域行政でできなければ、日野市が独自でやらざるを得ないんです。これは大変な重要なことなんですね。ですから、具体的には日野市の中は対応が難しい現状です。ですから、そのエネルギーを広域でできるように積極的に各市に声をかけ合って、そういう流れをつくっていただきたい、また、それを現実化していただきたい。その役割を日野市の行政がリードできるようにしていただきたいと思います。

それと同時に、これも答弁ございましたが、それができるまでどうしても若干時間がかかりますから、では、その辺の間に日野市が具体的にプラスチックについてはどう対応ができるのか、この辺もいろんな知恵を出していただきたい。この辺もあわせて答弁をお願いいたします。

○議長（福島盛之助君） 環境部長。

○環境部長（山口正夫君） お答えいたします。

まず1点目の審議会に対します認識ということでございまして、先ほど、お答えの中で申し上げましたけれども、第7条におきまして設置しております審議会でございます

けれども、市長の附属機関ということで、諮問する事項について御審議をいただきたい、このように認識をしております。これが条例の趣旨だというふうに認識をしておりますというようなお答えをしたところでございますけれども、現在既に、私ども10月に条例が施行されまして、もう昨年12月25日に第1回を開催し、そこで、私どもが当面する課題につきまして、ごみの減量、最終処分場を中心といたします当面の課題をどのような形で市民に御協力願い、ごみを減量していくかというようなことでの諮問をしたところでございまして、今その問題についての御審議をいただいているところでございます。

いずれにいたしましても、これからのごみ行政は大変大きな課題を抱えておりますので、私どもも短期的な課題あるいは中・長期的な課題、このようなものを見極めながら、やはり当面どういうふうな形で緊急には何をすべきなのかというようなことで、検討をしているということでございます。

それから、2点目のことでございますが、確かに私どもの方で生ごみのコンポストにつきましての助成をいたしますと、土地のない方から見ますと、アパートの方にはということになれば、不公平ということになります。そのことから、今後は、私どもも室内やベランダなどでさまざまな条件の中でも、確かに取り組むことができるように、何種類かの機種についての研究をしたいというふうに考えておりますし、これも制度化をしていきたい、このように考えております。

それから、3点目の回収業者の助成でございましてけれども、先ほどおっしゃるとおり、他市では二、三の市で助成をしている市もございまして。これは市況が不安定と申しましょるか、今は古紙市場が大変低い部分で安定しておりますので、なかなか業者もそれを回収するのに費用がかかるというようなこともございます。こんな情報も得ていますので、先ほど申しましたように、この助成につきましては、今後も回収業者の共同組合の構成の方々ともいろいろお話をしながら、また情報もいただきながら方策を考えていきたい、このように思っております。

それから、次に4点目の環境アドバイザーということでございますが、これは廃品を利用していろいろリフォームさせる。ぼろきれでこういうものができました、ああいうものができたと、いろいろ私も拝見させていただいております。大変優れたものもございまして、私ども今後の基本構想もございましてけれども、ガラスの再生利用、このようなものを含めたリサイクルプラザというようなものが、今後できればということで、基本計画の中でも考えていきたいと思っておりますので、それらの施設が中心に、そのような普及ができればというように思いますが、それまでの間、やはりアドバイザー

という制度でさらに、これが有効な手段ということであれば、ぜひ採用していきたいというふうにも思っているところでございます。

それから、フロンにつきましては、これからも市民の協力も得ますけれども、私ども現在考えておりますのは、大体冷蔵庫、今粗大ごみで入ってまいりますのが1日5台程度入ってまいります、こんな予測がございまして、300日収集するといたしまして1,500台、これらにつきましてはのフロンを回収する、こういうこととございまして、1年間に1,500程度のフロンを回収することになります。これは、特定フロンでございましてけれども、指定フロンにつきましても、先ほどお話ございましたように、あらゆる機会を使って市民にもPRをしていきたい、このように思っております。

それから、プラスチックでございまして、かなり今、プラスチック工業界では、現在群馬県に1カ所工場をつくりました。ここまで持ってくれば受け取ります、一定の経費かかるわけとございまして、受け取りますというような方式で、それに幾つかの市が持ち込んでいるということは伺っております。このプラスチック類ですが、先ほど申しましたようにペットボトルあるいはプラスチックトレイ、こういうものは大変減容させんと、車に幾らも積めない。1回行くのにかかなりの経費もかかりますので、そういうこととになりますと、相当ストックヤードにまとめ、さらにそれを減容するための機械が、相当高いものを購入しなければならんというようなこともございまして、それから、回収システムも開発しなければならぬ、こういうようなことも考えられます。今現在、大きなストアですね、こういうところには、極力自社のプラスチックトレイあるいはペットボトルは、再利用なり御自分で自社処理をしてほしいという要請をいたしまして、幾つかの大手では御協力をいただいております。もちろん生協を含めてでございますけれども、したがって、今後はいろいろコンビニエンスもございまして、そういうようなストアを中心にお願いをしながら、また施策も開発をしていきたい、このように思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（福島盛之助君） 馬場繁夫君。

○22番（馬場繁夫君） ありがとうございます。

ここで、市長に意見をもらいたんですけど、時間もあれですから、先に進ませていただきます。今までお願いしました生ごみのリサイクル、回収業者への助成、環境アドバイザー制度、フロンガスの回収、プラスチック等のごみの問題点、これについては積極的に行政側が対応していただくように強くお願いします。

そこで、これから本題になるんですけど、今、廃棄物の減量の推進会議の件ですけど、先ほど部長から答弁いただいたのは、条例の内容について答弁いただきました。今まで日野市の中にも数多くの協議会や審議会があります。しかし、今まで私も随分いろんなところへ出させていただきましたが、基本的なことは、やっぱり4回ないし5回程度やって終わりにしてしまうというか、非常に形式的な部分が多いんですね。ですけど、今回のリサイクルについては、そうあってはならないので、あえて質問をさせていただくんですけど、特に今回、諮問の内容につきまして、市長からこの審議会に諮問がありました。審議会制度、またこの中で審議する場合は、後追い行政をしたくないんですね。今回の諮問の内容は後追い行政なんです。今現在の緊急課題としてのごみの減量につきましては、現在の日野市が進めております10カ所でしたか、モデル地区を決めまして、今やっています。これをさらに普及させていただければ、当面のごみ減量についてはクリアしていくんですね。ですから、これは行政の対応で十分対応ができるんですよ。それを、ごみ減量について諮問するんじゃなく、もうちょっと先の問題についてしっかりと諮問して、行政では視点がないいろんな新しい問題を協議していただいたりしていくことが、本来、この審議会の大きな意味があると思うんです。ですから、後追い行政にならないように諮問の内容も気をつけていただきたい。

そして、非常にこれは難しい問題が出てくるんですけど、行政のレベル、また市長の物の認識によって、この諮問機関である審議会が十分に機能されるのか、形式で終わってしまうか、そういうことになってしまいますので、今までの審議会というのはあくまでも諮問中心、諮問があって、初めて審議をしていく、これが審議会の基本でございます。ですけど、このリサイクルに関しては、諮問以外にも、委員のメンバーから提案なりあったものを審議ができるような方向を、これから考えるべきだと思います。そして、今まで日野市は形式的な市民参加ということはありませんでしたが、本当の市民参加はできていないですね。要綱というのはできました。ですから、要綱が本当に機能を果たすためには、まず手始めに、この審議会制度を変えていただきたいんですよ。市長が諮問のほかにも、委員の人たちから提案があれば、その問題について協議をして市長に建議できるとか、そういうことも、これからは制度的に考えていただきたいんです。そうしなければ、行政側の質によって、レベルによって審議会が十分機能を果たさないという、こういう問題があります。それから、行政の活性化に結びつかないんですね。ですから、行政側がそういう強い意識を持っているときには、あえてそういう問題も余り起こってきません。

ですけど、今回の諮問の内容を見てみますと、後追い行政になってしまう。前進的な流れではございませんので、このことについて、1点お伺いします。

それから、これに関連しまして、6条の中には市民の意見を入れるようになっております。そして、この施策に対して、市民の意見を反映しなければならないということが、この6条、市民参加のところとうたわれているんです。ところが、この審議会については、そういうふうにこれは諮問ですから、尊重はしても、十分取り扱わなくてもいい部分が出てきますし、この市民参加の6条と7条の審議会については、非常にどうも責任の度合いというのがわかりにくい。本来ならば、市民参加のときに、そういう意見を反映しなければならないという行政側の姿勢があるなら、少なくともこの7条の諮問について、もう少し積極的に諮問された問題に対して十分こたえていくという行政の姿勢が何らかの形で明記されていないと、この審議会そのものが形式になってくる可能性も大きいですから、これについても今後、条例についての見直しというのも検討しなければいけないんじゃないかなという気がしてまいります。

それから、審議会の委員につきましても、現在15名でございます。そして、審議会の構成、規約の第3条に、市民、事業者となつてまいりますけど、この人数15名では分科会が十分対応できないという問題になりますし、そして、市民の代表というのも、非常に実質的には市民の代表なのか、それぞれの委員会の代表なのか、非常にこの辺が不明確でありますし、この辺もこれからもう少し枠の人数もふやしていただきまして、例えば、市民から公募する。この公募もただ公募じゃなく、ちょっとした小論文を書いてもらうとか、何らかの形で応募していただいて、数は5名とか、そして、いろんなリサイクルを行っている各種団体の中の代表を5名出していただくとか、もう少し市民の意見が聞けるような、そういう内容の体制づくりというのをしていきたいと、審議会の機能が十分果たしていけないんじゃないか。

例えば、商業者につきましてもスーパーとか、それからいろんな小売店もあるし、こういうこともどう取り扱っていくのか。それからまた、事業者についても大手の事業者もいますし、いろんなその辺をもう少し網羅していただきながら、各種いろんな方から意見を聞けるような体制づくり、そして、この審議会が名実ともに行政と市民の両方によって新しい日野市のリサイクルの流れをつくっていく、循環都市の流れをつくっていく、本当の機関となれるようにしていただきたいと思います。

で、この機関で検討したものは、どんどん情報として市民に提供していく、また市民がこの機関にもいろんな意見も出せるとか、そういう形にしていって、本当の新しい体

制づくりをしていきませんと、このリサイクルというのは進まないんです。

なぜかという、リサイクルというのは行政が決めて市民が従うということじゃなく、行政と市民が一体となつてつくりないと機能していきません。ですから、今の体制では十分でない状況でありますから、その辺について、思い切った方向転換をしていただくように、これは本当にお願ひしたい状況でございます。

それから、次の問題としまして、今回の平成6年度の予算の中に、基本計画が載っております。これは、リサイクルの基本計画です。これもまた500万の委託料なんです、委託料。日野市は、第3次基本構想、基本計画についても、さまざまな考える機能についてはみんな委託になっちゃうんですよ。そういう問題を行政側が自分たちでつくっていく、もっとそういう考える機能を強化していただきたいんです。肝心な大事なものを委託してしまう。確かに職員体制があつたりして、なかなかつくるのが時間をとって難しい部分があるんでしょうけど、極力行政が物を考えていく、そして、市民に投げかけていく、それこそ日野市が文化創造の発進基地となるような体制をつくらなければだめなんです。いつも肝心なところは外へ持って行ってしまいます。これでは、職員意識も深く高揚していきません。ですから、この基本計画づくりについては、もう委託されてしまいましたけど、やはりこれはリサイクル課だけの問題ではなく、全庁的な問題でもありますし、しっかりその辺を全庁を挙げて取り組んでいくんだ、みんなで作くり上げていくんだ、こういう職員参加がないと、ただ、できてもそれが機能を果たしていかない。形だけでき上がってしまう恐れが出てまいりますから、そういうことのないようにしていただきたい。このことも答弁いただきたいと思ひます。

まず、そのことについて、時間が余らないんで簡単明瞭で結構ですから、簡単明瞭に答弁いただきたいと思ひます。

○議長（福島盛之助君） 環境部長。

○環境部長（山口正夫君） 市民参加のことにつきましての御意見、6条と7条の関係だと思ひます。確かに第6条では、市長は廃棄物の処理及び再利用について、市民の意見を聞くなど市民の参加を求め、これを施策に反映させなければならない。2項として、市民は廃棄物の処理及び再利用について、市長に意見を述べることができる。これが、本議会の方で一部修正をいただいて可決された部分でございます。この部分で私ども考えますのは、やはり市民参加要綱ができて、それらとの整合性も見ながら、市民参加を図っていくということになろうかと思ひますし、また、廃棄物減量等推進審議会、これにつきましては、条例にございますように、先ほどもお答えいたしましたけれども、

長の諮問ということで規定がございます。いろいろ条例も新しく全文改正いたしまして、まだ10月に発足しスタートしたところでございます。いろいろ体験をさせていただきながら、今後の課題とさせていただきたい、かように思います。

それから、基本計画ということで、予算には出しましたけれども、これは廃棄物の処理及び清掃に関する法律では一般廃棄物処理計画、このようになっております。これは、基本が入るか、基本が入らないかということで、都の方にもお聞きしましたところ、法律では基本は入らないということでございましたので、これは処理計画、このようにお答えさせていただきたいと思いますが、この第6条では、市町村は当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画を定めなければならない。これは、市町村は、この3項ですね、地方自治法第2条第5項の基本構想に即して、一般廃棄物処理計画を定めるものとする、このようになっております。

この処理計画の内容は、廃棄物の発生量あるいは処理場の見込み、それから、排出の抑制のための方策に関する事項、それから、3番、分別して収集するものとしては、一般廃棄物の種類及び分別の区分、このようなことで、もう既に現行でも区分はいたしております。

それから、5番目といたしまして一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項、このようなことをこの処理計画の中で定めるようになっております。私も委託料で計上いたしましたけれども、これにつきましては、本来ですともう既に前につくってなければならないものでございましたが、ここで法も改正され、条例も改正されましたので、改めてここで大きなものとして取り上げたところでございまして、市のクリーン課あるいはリサイクル課の職員10名でプロジェクトチームをつくりまして、これからこのコンサルタントと毎月定例的な会議を持ちながら、一緒につくり上げていきたい、このように思っているところでございます。決してお任せということでないようにしていきたい、重々それは承知しているところでございます。

以上でございます。

○議長（福島盛之助君） 馬場繁夫君。

○22番（馬場繁夫君） ありがとうございます。

時間が無いから、それに対して、また細かくやりませんが、先ほど指摘させていただいた問題については、しっかり今後、庁内でまたよく検討していただいて、そのような方向性を見出させていただきたいと思います。それについては、また別の機会にもう少し質問をさせていただきますので、ひとつよろしく願いいたします。

次の問題に移ってまいりますけど、今回の条例の目的にありますように、廃棄物の発生を抑制し再利用を促進するとともに、廃棄物を適正に処理をしていく、これが今までと違った新しい方向になってまいりました。要するに、生活環境の保全及び公衆衛生というのが、今までの中心的な、要するにごみ行政から資源が循環して利用されていくまちづくりなんです。要するに循環都市というふうに視点が変わってきたんですね、この（仮称）リサイクル条例は。そこが、大きな視点に、要するに循環ということが、初めてここで明確に条例にうたわれてきた、条例に。この循環都市、リサイクルを循環していった。ここが、非常に今までになく重要な報告なんです。ですから、そのために行政は、あくまでもごみ行政ではないんですよ。ですから、ごみ行政とリサイクル行政が、もういよいよ分けて本格的にやらざるを得ない状況になってまいりましたので、今の組織体制ももう少ししっかりした体制をつくって、本当に循環型都市ができるように、これは行政も具体的に施策の中で反映していかなければいけない。これは当然なことなんです。

ですから、そういう体制づくりと、それができるような流れというのは、本当につくっていただきたいと強く思うんです。

ところが、第3次基本構想にはそれがのっかっていないんですよ、基本構想、基本計画のこの循環ということが。この第3次基本構想の中に六つの新しい、要するに第2次基本構想を策定してから、大きく社会が変化してきているんだ。そして、大きく六つの点について取り上げているんです。地球規模の環境問題が発生し、生存の危機という状況が起きています。また、国際化社会に向け平和を基調とした国際交流、貢献のあり方についてだとか、高齢化社会の促進について、環境に優しいライフスタイルの転換とか情報化社会への対応という項目では、前段といたしまして、こういうことが新しい第2次基本構想後の新しい社会状況ということがうたわれているんです。ところが、せっかくここで環境に優しいとかいろんなことが出てきている割には、では具体的に基本構想、基本計画には、その具体策が、循環型社会を目指すということが全然網羅されてないんですよ。

その基本構想でいいますと、第3節の自然と調和する安全快適なまち、公害のない快適なまちを目指して、公害のないと言ってるんですよ。もう公害も大事ですけど、それよりさらに発展して、環境問題、循環型都市をつくっていかうというのが、社会の流れなんです。例えば、武蔵野市でしたかどこでしたか、高福祉、高環境というのが、随前から基本構想、基本計画に盛り込まれて、それを目指して市の方向性を出しているんです

ね。ところが、日野市はないんです、そういう部分が。住宅都市としての日野市では、公害のない健全な生活が保障されることが大切です。身近なごみは増加の傾向にあり、家庭のごみの減量やリサイクルを重視したライフスタイルの拡充など、広く環境問題の一つとして取り組みますと、こういう弱い調子で訴えていますけれどもね。

では、これが今度、基本計画になりますと、ごみの収集と方法の適正化、リサイクル施設の設置推進ということで終わっているんです。

では、何のための基本構想、基本計画なのか。少なくとも、普通、条例なんかよりも、この基本構想なんか先に進んで新しいまちづくりに進んでいくんですね。それにどんどん現実の条例とかいろんなものが追いついていくんですよ。ところが、条例の方が先に進んじゃうんですよ。こんな逆転現象なんかあっていいんですかね。（「おかしい」と呼ぶ者あり）そうでしょう、おかしいでしょう。

ですから、これはやはり職員参加であったり、また本当に市民の多くの意見を聞いていけば、こんなおかしな基本構想、基本計画はできないわけですよ。ですから、見れば見るほど、この基本構想、基本計画は何だったのか、そういう疑いを持たざるを得ない。この第3次基本構想も、これはみんな委託ですから。やっぱり職員の英知によってつくり上げたということじゃないです。ですから、こういう結果を生んでしまうんです。これでは、本当の新しいリサイクルの社会というのはつくっていきません。また、おかれてしまう。こういう懸念が出てくるんですよ。ですから、そういうことがないようにやっていただきたい。

そこで、市長にお尋ねをしたいんですけど、先ほど質問いたしました廃棄物減量の審議会、これについて、今後どういうふうに市長は取り組もうと、またしているのか。それと同時に、この循環都市というのを、どうこれから行政の中で対応していくか。また、これに関連して、では基本構想、基本計画はそういうふうな形になっていない。この矛盾に対して、この基本構想、基本計画を少し修正するなりなんかするしかないと思うんですけど、その辺についてお考えをお示しいただきたいと思います。

○議長（福島盛之助君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　地球に優しい循環社会をとという御指摘を、的確なポイントを御指摘いただきながら、いろいろ御提言をいただいたと思っております。

条例改正が、生活廃棄物の処理と再利用の促進に関する、こういう次第になっておりますとおり、実務的なリサイクル事業を行政として具体化を図っていこうという内容であります。その中に設けられております審議会、これは大切な一つの理念づくりをして

いただく、そしてまた理念から政策へ、そして具体的な実行可能な、また手法へとそのような順序のことをいろいろと提言もいただく、また諮問にお答えいただく、こういうことが審議会の使命になっていることは言うまでもございません。とりわけ、一つの行政理念としての条例、そしてまた、行政に附属機関としての審議会ということでありますから、一番有効に機能させる、そのような取り組みをお願いをする。そのために、またそれに最もふさわしい方々に委嘱を申し上げたというふうに考えております。市民代表、各運動代表の方もおいでになりますし、会長さんには、PL法という、いわゆる生産物の後々の処理に関するそういう責任体制についての専門家でいらっしゃる日野市在住の中村さんという方をお願いをした、こういう次第であります。

それから、具体的な実施計画に伴いまして、コンサルタントの機関に委託をする形をとっておりますが、もちろん行政自身の担当者がチームを設けて参加をし、その論議を記述してもらい、あるいは広い情報を専門的に提供してもらい、こういうことが伴うわけでありますので、成果物の印刷物のそれらの経費も含めた、そういう手法で行うのが、大きな計画の表に出る姿だというふうに御理解をお願いしておきます。内部的な討議と意見交換、とりわけ審議会の意見等を十分反映していただく、こういうことが重厚だというふうに思っております。

それから、基本構想、基本計画との関連におきましては、私は循環という言葉は、つまりリサイクルという言葉が、とりもなおさず直訳すれば再循環、こういうことになるわけでありますから、理念と精神は十分持ち得ておるこのように思っております。なお、もし不十分とかあるいは不的確な部分につきましては、今後の改正に対する御指摘等によって十分対処していきたい、より立派なものに仕上げしていきたい、このように考えております。

○議長（福島盛之助君） 馬場繁夫君。

○22番（馬場繁夫君） ありがとうございます。

最初に、審議会の中に市長が諮問してというふうにありますように、例えば日野市の消防委員会というのがありまして、この消防委員会も同じように、市長の諮問、または市長に建議することができるということなんですね。この条例に従って市長が諮問をする。残念ながら、この消防委員会には市長は諮問してないんですね、諮問するというそういう制度があっても。ですから、やっぱり行政のトップの認識によっては、その機関を生かすも殺すもそういうふうになります。ですから、そのことを十分踏まえて、せっかくできた審議会、制度化、十分機能を果たすような制度づくりを、欠陥があれば今後

直していく。そして、私は委員について云々、先ほど言ったものではありませんので、その辺、誤解しないでいただきたいと思いますが、制度そのものについてもう少し、このリサイクルの社会をつくっていかうという強い方針が行政にあるなら、名実ともにその機能を果たすような体制をしていくのがいいなと思いますので、そういう視点から、いろんな角度から指摘させてもらったことについては、変えていただきたいと思います。

それから、基本構想、基本計画について市長、今、理念というのはリサイクルが理念だという視点がございましたが、大事なことは、日野市が何を考えているのか、日野市がどういう方向に進むのかということ、市民の人が、その方向性がわかるためには、基本構想なり基本計画を見て、ああ日野市はこういう方向で行くんだとわかってまいります。また、行政の職員が自分の部署を超えてきた場合、なかなか市の全体が見えません。そういうときに、この基本構想、基本計画を見ますと、ああなるほど、そういう中で、自分たち職員がどう位置づけて、どう物を考えていいんだということがわかってくるわけですよ。ですから、この基本構想、基本計画はそういう意味からも、やはりだれもわかりやすく方向が明確になっていくということが大事なことです。ですから、見方によってはどこも取り入れるような言い方であれば、本来の趣旨からそがれないと思います。

ですから、リサイクルがそうだ、再循環、それは、どうもいただけない話です。ですから、もう少し具体的に見えていくということが大事なことです。例えば、この循環型社会をつくるための方向性というのは、大きく3点あると思うんですよ。一つはリサイクル。ごみ減量を含んだリサイクル、こういう視点。それから、私たちが生活していく上の大きく、生活対応のリサイクル、そして、もっと大きな、この私が住んでいます都市としての循環都市、この大きく三つを総称して循環都市なんですね。

この大きな三本柱の一つとして、リサイクルの社会、私が今、今回問題取り上げている、今の日野市の清掃関連のリサイクルなんですよ。ですから、リサイクルといっても、その辺が今回、そういうものも全然網羅されていない。社会の大きな流れからずれていっていることを、十分御理解いただきたいと思います。ですから、そういうリサイクル社会を目指していく、そういうふうに行政が一丸となって進めていく、それがわかりやすいようにしていただきたいと思います。

まだ言いたいことがありますし、いろいろとあるんですけど、もう時間があと2分になりましたので、とりあえずきょうはここで終わりにさせていただきますけど、十分先ほどの指摘も検討していただきまして、本当に名実ともにリサイクル型社会ができます

よう、しっかりと行政が新しい視点になっていただきたい。そして、基本構想、基本計画に取り組みの基本から日野市はずれていますので、その辺、今後よく方向性を見出してくださいよう強くお願いしまして、この問題を終わらせていただきます。

○議長（福島盛之助君） これをもって22の2、地球にやさしいリサイクル行政を求めているの質問を終わります。

これより議案第44号、浅川右岸第四処理分区（6-4）工事請負契約の締結の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 登壇〕

○市長（森田喜美男君） 議案第44号、浅川右岸第四処理分区（6-4）工事請負契約の締結について、提案理由を申し上げます。

本議案は、浅川右岸第四処理分区（6-4）工事の請負契約を締結するもので、地方自治法第96条第1項第5号の規定及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、提案するものであります。

入札の結果、1億6,119万5,000円で株式会社日野大野が落札いたしました。

詳細につきましては、担当部長に説明いたしますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（福島盛之助君） 関係部長から詳細説明を求めます。総務部長。

○総務部長（小林 修君） 議案第44号、浅川右岸第四処理分区（6-4）工事請負契約の締結について、御説明申し上げます。

契約金額は1億6,119万5,000円でございます。契約の方法は指名競争入札でございます。工期は、契約の翌日から平成7年3月17日まででございます。契約の相手方でございますが、日野市本町四丁目11番地の3、株式会社、日野大野、代表取締役、大野和久さんでございます。

恐れ入ります2ページ、3ページをお開き願いたいと思います。

入札の経過でございますが、6月1日に設計図書を渡しまして、入札を6月15日執行いたしました。入札の結果、株式会社、日野大野が1億5,650万円で落札いたしました。

工事の概要でございますが、管布設工250ミリ、14.5メートル、これは推進です。250ミリ、1,200.4メートル、これは開削でございます。マンホール設置工64カ所でございます。工事の位置につきましては、下記の図のとおりでございます。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（福島盛之助君）　　これより質疑に入ります。天野輝男君。

○16番（天野輝男君）　　今回は、下水の工事が出たわけでありますが、この工事の入札の方法、今、説明を受けた中では、6月1日、図面を渡したということでありまして。従来どおりと少し変わったやり方で、この指名競争入札をしたというようなことを業者の方から聞いたわけでありまして、変わった部分につきちょっと説明を、今までと違った方法で、多分やったと思うんですが、今までと違ったところを説明していただきたいと思っております。

○議長（福島盛之助君）　　総務部長。

○総務部長（小林 修君）　　契約につきましては、いろいろ社会的にも言われているところでございます。

そこで、日野市につきましても、庁内にプロジェクトをつくりまして研究いたしました。その中で、いろいろな改善を施行してみようという提案がございまして、指名競争入札方式の中で改善できる面は、その中の一つとしまして現場説明、これは一番問題になるところでございます。透明性、客観性、協調性、そういうものを図る目的で従来の現場説明を廃止して、設計、また図書等を渡して、質問文書形式を採用して、これを何点か試行してみたいということで、日野市としては、建設工事関係3件、それから下水道関係3件を一応候補に挙げまして、これを指名選定委員会で承認をしまして、市長の決裁を受けて、今施行をしたところでございます。

そのようなことで、今まで現場説明をしていしましたが、一つ現場説明にかわる形として、設計書とか仕分け書、その他の書類を渡して、あとのいろいろな質問があれば、文書でいただいて、それを文書でまた回答するということで、業者の人が全部一堂に集まらないという方式をとってみたいわけでございます。

これが、今回の下水道関係の2件のやり方でございます。以上です。

○議長（福島盛之助君）　　天野輝男君

○16番（天野輝男君）　　そうしますと、今の説明で変わった部分といいますのは、現場説明をしないで、現場説明の文書を渡して、そして、その説明をする中で、これをまた回答いただいてから、指名選定委員会というのは、今までもこれはあったわけでしょうか。この部分が変わったわけですね。そして、この中で、今回は建築が2件、下水道2件をこういう形でやった、そういう形でよろしいでしょうか。

そして、この中で、この業者の方は大変不安に思っていたんでしょう。そして、たまたま私が役所で会ったら「いや、こういう形になって、どうなんでしょうか」という説

明をいただいたものですから、その業者の方にランクづけがあって、ランクづけのある人を呼んだわけでしょうと思うわけですね。そして、指名入札に入っていないランクの低い人たちが、多分その一人と私が会ったもので、その人から説明を受けたという形の中なんです。やはりこういうことは、新しい契約方法が出てきたという形の中では、少なくとも広報等でしっかりと、今度は指名競争入札については、役所の方に来てほしいとかそういうことを載せて、そして、信を問うということが必要ではないか、このように思ったわけでありますが、このあたりいかがでしょう。

○議長（福島盛之助君） 総務部長。

○総務部長（小林 修君） お答えいたします。

先ほど申しましたように、1年間に何百、ちょっと数わかりませんが、ある契約の中で試行です。庁内でいろんな方式を試行してみて、そして結果を見て、また先につなげようということで、従来ある指名競争入札は全然変えていないわけです。ただ、現場説明だけを今の書類渡しにしよう。それも6件を指定してやるということでございますので、今までの流れは変えていませんことを御承知願いたいと思います。（「わかりました」と呼ぶ者あり）

○議長（福島盛之助君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本件については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君） 御異議ないものと認めます。よって本件については、委員会付託を省略することに決しました。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君） 御異議ないものと認めます。よって議案第44号、浅川右岸第四処理分区（6-4）工事請負契約の締結の件は、原案のとおり可決されました。

これより議案第45号、浅川左岸第四処理分区（6-1）工事請負契約の締結の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 登壇〕

○市長（森田喜美男君） 議案第45号、浅川左岸第四処理分区（6-1）工事請負契約の締結について。

本議案は、浅川左岸第四処理分区（6-1）工事の請負契約を締結するもので、地方自治法第96条第1項第5号の規定及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、提案するものであります。

入札の結果、落札者がいないため、最低価格者である篠崎土建株式会社と随意交渉により、1億5,656万円で見積もりを得ました。

詳細につきましては、担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（福島盛之助君） 関係部長から詳細説明を求めます。総務部長。

○総務部長（小林 修君） 議案第45号、浅川左岸第四処理分区（6-1）工事請負契約の締結について、御説明申し上げます。

契約金額は1億5,656万でございます。契約の方法は随意契約でございます。工期は、契約の翌日から平成7年3月17日まででございます。契約の相手方でございますが、日野市大字日野8番地、篠崎土建株式会社、代表取締役、篠崎盛之助でございます。

恐れ入ります2ページ、3ページをお開き願いたいと思います。

入札の経過でございますが、6月1日に設計図書渡しを行いました。入札を6月15日執行しました。入札の結果でございますけれども、2回入札を執行しましたが、落札に至らず、このうち最低価格の入札者、篠崎土建株式会社と随意交渉の結果、決定を見たものでございます。

工事の概要でございますが、管布設工250ミリ、1,390メートル、開削でございます。マンホール設置工53カ所でございます。工事の位置でございますが、下記の図のとおりでございます。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（福島盛之助君） これより質疑に入ります。土方尚功君。

○15番（土方尚功君） 1点伺います。

浅川左岸の関係では、特に万願寺の区画整理区域内を除いては、ほかの地域は初めてかなという感じですが、全体では東部地域はね。特に、この中で四小、要するにここが入ってきますと、この地域の人はずぐ使えるだろうという感じを受けるかと思うんですが、実際には、これまだ供用開始は大分先になるんじゃないかなと私は見るんですが、そこら辺の見通しですね。工事が始まってきますと、地域の方々はいつごろから使えるのか、

こういうことになると思うので、そこら辺とあわせて、かつての旧道の万願寺からあがっていったところ、小学校から多摩川へ抜ける1本道路、それから、国道に關したところ、四小の東側の部分あるいはまた一部突っ込みの道路で、ここだけ書いてない部分がありますけれども、そこら辺の処理の仕方ですね、そこら辺について、ちょっとわかればお話をいただきたい。以上です。

○議長（福島盛之助君） 都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君） 確かに、御指摘のように、この箇所はすぐ供用開始という地域ではございません。今の予定でまいりますと、9年度には供用開始できるという考え方を持っております。

といいますのは、都市計画道路の3・4・8号線、今年度、今、万願寺の第2地区から一部押し始めて、万願寺の第1地区の中の一部ガソリンスタンドの部分が残っているだけでございます。したがって、この路線がつながりますと、側道に新しく管を接続するような方法で接続をするという考え方でございます。したがって、9年度の最初の早い時期には接続になるだろうという考え方を持っております。

それから、このあいている部分、学校の四小のあいている部分のこの2路線のことではないかと思うんですけれども、この箇所につきましては、雨水管の計画もあるわけです。それで、御承知のとおりこの地域は雨の降るたびに床上、床下浸水がある箇所でございますので、この地域を雨水系統も同時に施行していきたいということで、これは、ただ、万願寺の区画整理の排水系統と同時に施行していきたいという考えで、今回の工事箇所から除外している、こういうことでございます。

それと、当時は現都道に雨水管の入る計画をいたしておりましたけれども、これを現都道にやりますと遅くなりますので、その裏のこの高速道路の点線で表示してあるこの箇所へ雨水の位置をずらしていきたい、そういう関係で、この一部分、今年度同時に施行していない、こういうことでございます。（「了解」と呼ぶ者あり）

○議長（福島盛之助君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本件については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君） 御異議ないものと認めます。よって本件については、委員会付託を省略することに決しました。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君） 御異議ないものと認めます。よって議案第45号、浅川左岸第四処理分区（6-1）工事請負契約の締結の件は、原案のとおり可決されました。

これより請願第6-19号、公共住宅家賃値上げに関する意見書提出を求める請願、請願第6-20号、「海の非核化」宣言に関する請願の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君） 御異議ないものと認め、一括議題といたします。

請願の要旨はお手元に配付しました印刷物のとおりです。

請願第6-19号、請願第6-20号の常任委員会への付託は、会議規則第138条の規定により、議長において総務委員会に付託いたします。

これより請願第6-21号、在日朝鮮、韓国人高齢者と障害者に国民年金適用の救済措置を求める陳情、請願第6-22号、日野市に重度知的障害者が主に入所出来る更生施設の建設に関する請願、請願第6-23号、「日野市立かしまだい地区広場」の施設充実に関する請願の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君） 御異議ないものと認め、一括議題といたします。

請願の要旨はお手元に配付しました印刷物のとおりです。

請願第6-21号、請願第6-22号、請願第6-23号の常任委員会への付託は、会議規則第138条の規定により、議長において厚生委員会に付託いたします。

これより請願第6-24号、日野市に政治倫理確立の条例制定を求める請願の件を議題といたします。

請願の要旨はお手元に配付しました印刷物のとおりです。

請願第6-24号の常任委員会への付託は、会議規則第138条の規定により、議長において総務委員会に付託いたします。

これより請願第6-25号、第五小学校で発生する砂ぼこりの防止に関する請願の件を議題といたします。

請願の要旨はお手元に配付しました印刷物のとおりです。

請願第6-25号の常任委員会への付託は、会議規則第138条の規定により、議長にお

いて文教委員会に付託いたします。

これより請願第6-26号、地元中小建設業者の不況打開と振興政策を求める請願の件を議題といたします。

請願の要旨はお手元に配付しました印刷物のとおりです。

請願第6-26号の常任委員会への付託は、会議規則第138条の規定により、議長において建設委員会に付託いたします。

これより請願第6-27号、消費税率の引き上げ反対を求める請願の件を議題といたします。

請願の要旨はお手元に配付しました印刷物のとおりです。

請願第6-27号の常任委員会への付託は、会議規則第138条の規定により、議長において総務委員会に付託いたします。

これより請願第6-28号、社会保障の充実を求める意見書採択の請願の件を議題といたします。

請願の要旨はお手元に配付しました印刷物のとおりです。

請願第6-28号の常任委員会への付託は、会議規則第138条の規定により、議長において厚生委員会に付託いたします。

これより請願第6-29号、潤徳小学校の北側の環境の保全を求める請願の件を議題といたします。

請願の要旨はお手元に配付しました印刷物のとおりです。

請願第6-29号の常任委員会への付託は、会議規則第138条の規定により、議長において建設委員会に付託いたします。

本日の日程はすべて終わりました。

6月20日から始まります常任・特別委員会は、お手元に配付しました日程表のとおりです。委員の皆様には日程表に基づき御参集願います。

次回本会議は6月24日金曜日午前10時より開議いたします。時間厳守で御参集願います。

本日は、これにて散会いたします。

午後4時55分 散会

6月24日 金曜日 (第7日)

平成6年 日野市議会会議録 (第21号)
第2回定例会

6月24日 金曜日 (第7日)

出席議員 (30名)

1番	江口和雄君	2番	佐藤洋二君
3番	菅原直志君	4番	渡邊馨鴻君
5番	吉富正敏君	6番	小島久君
7番	小川友一君	8番	森田美津雄君
9番	佐瀬昭二郎君	10番	中谷好幸君
11番	沢田研二君	12番	田原茂君
13番	宮沢清子君	14番	執印真智子君
15番	土方尚功君	16番	天野輝男君
17番	奥住日出男君	18番	橋本文子君
19番	板垣正男君	20番	鈴木美奈子君
21番	内田勲君	22番	馬場繁夫君
23番	夏井明男君	24番	黒川重憲君
25番	福島盛之助君	26番	箕野行雄君
27番	小山良悟君	28番	一ノ瀬隆君
29番	竹ノ上武俊君	30番	米沢照男君

欠席議員 (なし)

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君	助役	前田雅夫君
企画財政部長	大崎茂男君	総務部長	小林修君
市民部長	永瀬誠一君	生活文化部長	藤本享一君
都市整備部長	鈴木栄弘君	建設部長	小俣雅義君
福祉部長	坂口泰雄君	水道部長	土方重男君
病院事務長	須藤雄示君	教育長	長沢三郎君
学校教育部長	谷正幸君	社会教育部長	大谷俊夫君

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	落合豊君	次長	田中正美君
書記	濃沼哲夫君	書記	橘達雄君
書記	山田二郎君	書記	田倉芳夫君
書記	鈴木俊之君	書記	堀辺美子君
書記	永野裕子君		

速記委託先 住所 東京都立川市曙町一丁目10の3

立川速記者養成所 所長 関根福次
速記者 佐伯実和子君

議事日程

平成6年6月24日(金)

午前10時開議

(議案上程)

日程第1議案	第46号	日野市助役の選任について
日程第2議案	第42号	日野市収入役の選任について
日程第3議案	第43号	日野市教育委員会委員の任命について
(議案審査報告)		(総務委員会)
日程第4議案	第4号	第3次日野市基本構想の制定について
日程第5議案	第5号	政治倫理の確立のための日野市長の資産等の公開に関する条例の制定について
(請願審査報告)		(総務委員会)

日程第 6 請 願	第 6-14 号	ミニバス南平路線早期運行開始を求める請願
日程第 7 請 願	第 6-17 号	私学助成拡充を求める意見書採択に関する陳情
日程第 8 請 願	第 6-19 号	公共住宅家賃値上げに関する意見書提出を求める請願
日程第 9 請 願	第 6-20 号	「海の非核化」宣言に関する請願
(文教委員会)		
日程第 10 請 願	第 6-6 号	全日制高校進学希望者全員の受入れ枠確保の意見書採択を求める請願
日程第 11 請 願	第 6-25 号	第五小学校で発生する砂ぼこりの防止に関する請願
(建設委員会)		
日程第 12 請 願	第 6-1 号	通学路の安全確保に関する請願
日程第 13 請 願	第 6-2 号	旭が丘三丁目のグリーンコーポ豊田(仮称)の建設計画に関する請願
日程第 14 請 願	第 6-3 号	堤防上のサイクリング道路へ車椅子で上がるためのスロープ設置に関する請願
日程第 15 請 願	第 6-8 号	多摩平団地の建て替えに伴う都営住宅の併設に関する意見書提出を願う請願
(継続審査)		
日程第 16 請 願	第 6-9 号	南平一丁目～二丁目住宅地内への路線ミニバス導入計画の見直しについての陳情
日程第 17 請 願	第 6-12 号	真に国民のための公共事業推進を求める陳情
日程第 18 請 願	第 6-13 号	真に国民のための公共事業を求める陳情
日程第 19 請 願	第 6-18 号	「日本のプルトニウム利用に反対する」意見書提出の請願
日程第 20 請 願	第 6-24 号	日野市に政治倫理確立の条例制定を求める請願
日程第 21 請 願	第 6-27 号	消費税率の引き上げ反対を求める請願
(文教委員会)		
日程第 22 請 願	第 6-5 号	「学校五日制にふさわしい、ゆとりある教育内容にするために新学習指導要領を早急に再改訂することを求める意見書」を国にむけて提出すること

を求める請願

(厚生委員会)

- 日程第 23 請願 第 6-4 号 年金支給開始を 65 歳に遅らせることに反対する
意見書提出を求める請願
- 日程第 24 請願 第 6-7 号 多摩平五丁目地区センター設立に関する請願
- 日程第 25 請願 第 6-16 号 定住外国人の無年金者に対する適用拡大を求める
陳情
- 日程第 26 請願 第 6-21 号 在日朝鮮、韓国人高齢者と障害者に国民年金適用
の救済措置を求める陳情
- 日程第 27 請願 第 6-22 号 日野市に重度知的障害者が主に入所出来る更生施
設の建設に関する請願
- 日程第 28 請願 第 6-23 号 「日野市立かしまだい地区広場」の施設充実に関
する請願
- 日程第 29 請願 第 6-28 号 社会保障の拡充を求める意見書採択の請願

(建設委員会)

- 日程第 30 請願 第 6-10 号 公園建設に関する請願
- 日程第 31 請願 第 6-11 号 神明緑地の伐採反対に関する陳情
- 日程第 32 請願 第 6-15 号 程久保一丁目下程久保自治会私道を公道移管に関
する請願
- 日程第 33 請願 第 6-26 号 地元中小建設業者の不況打開と振興政策を求める
請願
- 日程第 34 請願 第 6-29 号 潤徳小学校の北側の環境の保全を求める請願

(継続審査議決)

- 日程第 35 議会運営委員会の継続審査議決に関する件
- 日程第 36 下水道対策特別委員会の継続審査議決に関する件
- 日程第 37 スポーツ・文化施設対策特別委員会の継続審査議決に関する件
- 日程第 38 交通対策特別委員会の継続審査議決に関する件
- 日程第 39 市立病院等対策特別委員会の継続審査議決に関する件

(請願上程)

- 日程第 40 請願 第 6-30 号 「核兵器全面禁止・廃絶の国際条約締結を求める
意見書」採択に関する陳情

(議案上程)

- | | | |
|--------|-------------|----------------------------------|
| 日程第 41 | 議員提出議案第 4 号 | J R採用差別事件及び労使紛争の早期解決に関する意見書 |
| 日程第 42 | 議員提出議案第 5 号 | 多摩平団地の建て替えに伴う都営住宅の併設に関する意見書 |
| 日程第 43 | 議員提出議案第 6 号 | 私学助成拡充を求める意見書 |
| 日程第 44 | 議員提出議案第 7 号 | 公共住宅家賃値上げを見送りし、建て替え後の適正家賃を求める意見書 |
| 日程第 45 | 議員提出議案第 8 号 | 海の非核化宣言に関する意見書 |
| 日程第 46 | 議員提出議案第 9 号 | 全日制高校進学希望者全員の受入れ枠確保の意見書 |

追加日程第 1 会期の延長

本日の会議に付した事件

日程第 1 から日程第 29 まで、及び追加日程第 1 まで

午後4時46分 開議

○議長（福島盛之助君） 本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員30名であります。

お諮りいたします。議事の都合により、あらかじめ会議時間の延長をいたしたいと思
いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君） 御異議ないものと認めます。よって、会議時間を延長するこ
とに決しました。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異
議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君） 御異議ないものと認めます。よって、暫時休憩いたしたいと
思います。

午後4時47分 休憩

午後6時8分 再開

○議長（福島盛之助君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第46号、日野市助役の選任の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 登壇〕

○市長（森田喜美男君） 議案第46号、日野市助役の選任について提案理由を申し上げ
ます。

本議案は、日野市助役の選任について、地方自治法第162条の規定により、議会の同
意を求めるものであります。

恐れ入りますが空欄に、住所、東京都日野市大字川辺堀之内493番地、氏名、坂口泰
雄、生年月日、昭和10年10月31日と御記入くださいますようお願いいたします。

よろしく御承認のほどお願いいたします。

○議長（福島盛之助君） お諮りいたします。本件については質疑・意見を省略し、直
ちに採決いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君） 御異議ないものと認めます。よって、本件について採決いた
します。

本件に同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第46号、日野市助役の選任の件は、これに同意することに決しました。

ただいま助役に選任同意されました坂口泰雄氏のあいさつを求めます。

〔助役選任同意者 登壇〕

○助役選任同意者（坂口泰雄君） このたび助役選任同意をいただきありがとうございます。責任の重大さを痛感しておるところでございます。

今後とも市政発展のため、全力をもって取り組んでまいる覚悟しておりますが、私はもとより浅学非才でございます。どうか皆様の御指導とお力添えを賜りますよう心からお願い申し上げます。甚だ簡単ではございますが、選任同意に当たりましたのごあいさついたします。よろしくお願い申し上げます。（拍手）

○議長（福島盛之助君） これより議案第42号、日野市収入役の選任の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 登壇〕

○市長（森田喜美男君） 議案第42号、日野市収入役の選任について提案理由を申し上げます。

本議案は、日野市収入役の選任について、地方自治法第168条第7項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

恐れ入りますが空欄に、住所、東京都日野市栄町三丁目9番地の16、氏名、落合豊、生年月日、昭和11年1月6日と御記入くださいますようお願いいたします。

よろしく御承認のほどお願いいたします。

○議長（福島盛之助君） お諮りいたします。本件については質疑・意見を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君） 御異議ないものと認めます。よって、本件について採決いたします。

本件を同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第42号、日野市収

入役の選任の件は、これに同意することに決しました。

ただいま収入役に選任同意されました落合豊氏のあいさつを求めます。

〔収入役選任同意者 登壇〕

○収入役選任同意者（落合 豊君） 落合でございます。ただいまは収入役の選任同意をいただきましてまことにありがとうございました。私といたしましては身に余る光栄でございますと同時に、改めて職責の重大さに身の引き締まる思いでございます。

私は議会事務局に参りましてちょうど4年10カ月ほどになりました。この間、議員の皆様方には直接に温かい御指導、御厚情を賜りまして、今日まで無事に務めさせていただきました。改めて感謝と御礼を申し上げる次第でございます。

この上はさらに努力をいたしまして、誠心誠意職務に専念いたす所存でございますので、何とぞ今後とも一層の御指導、御鞭撻を切にお願い申し上げまして、簡単ではございますが、ごあいさつとさせていただきます。

どうもありがとうございました。（拍手）

○議長（福島盛之助君） これより議案第43号、日野市教育委員会委員の任命の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 登壇〕

○市長（森田喜美男君） 議案第43号、日野市教育委員会委員の任命について提案理由を申し上げます。

本議案は、日野市教育委員会委員の長沢三郎の任期が平成6年8月2日をもって満了となるため、日野市教育委員会委員の任命について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

恐れ入りますが空欄に、住所、東京都世田谷区桜三丁目22番地の9号、氏名、園田匠、生年月日、昭和8年2月5日と御記入くださるようお願いいたします。

よろしく御承認のほどお願いいたします。

○議長（福島盛之助君） お諮りいたします。本件については質疑・意見を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君） 御異議ないものと認めます。よって、本件について採決いたします。

本件を同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第43号、日野市教育委員会委員の任命の件は、これに同意することに決しました。

ただいま日野市教育委員会委員に選任同意されました園田匠氏のあいさつを求めます。

〔教育委員会委員選任同意者 登壇〕

○教育委員会委員選任同意者（園田 匠君） 園田匠でございます。ただいま日野市教育委員会の教育委員に御同意いただきまして本当にありがとうございました。

私はこの職責の重さをひしひしと、今、感じているところでございます。職を誠心誠意、尽くしてまいりたいと思っております。

なお、日野市の教育の充実のために全力を傾けてまいりたいと思っております。日野市議会の皆様の温かい御指導と御鞭撻を賜りたいと思っております。どうぞよろしくお願いたします。

本日はありがとうございました。（拍手）

○議長（福島盛之助君） これより議案第4号、第3次日野市基本構想の制定、議案第5号、政治倫理の確立のための日野市長の資産等の公開に関する条例の制定の件を議題といたします。

委員長の審査報告は、これを省略いたします。

本2件については総務委員長から、目下委員会において審査中の事件につき、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。あわせて本委員会の所管事務を調査研究するため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。総務委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君） 御異議ないものと認めます。よって、総務委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

これより請願第6-14号、ミニバス南平路線早期運行開始を求める請願、請願第6-17号、私学助成拡充を求める意見書採択に関する陳情、請願第6-19号、公共住宅家賃値上げに関する意見書提出を求める請願、請願第6-20号、「海の非核化」宣言に関する請願の件を一括議題といたしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君） 御異議ないものと認め、一括議題といたします。

総務委員長の審査報告を求めます。

〔総務委員長 登壇〕

○総務委員長（田原 茂君） それでは、総務委員会の審査経過及び審査結果を御報告をいたします。

まず、初めに請願第6-14号について審査結果を御報告いたします。

この請願内容は、市が約1年前から着手している通称南平路線に対し、高齢者世帯あるいは坂の町の住民の公共の足を確保する意味から、一日も早い実現を要望している内容でございます。

委員会として審議した結果、バス停の位置に絡む一部の反対はあるものの、粘り強い説得と理解を得るための努力のもとに、実現に向けさらに努力すべきであるという結論に達し、全会一致、採択すべきものと決しました。

次に請願第6-17号について審査結果を御報告いたします。

この請願の内容は、私立高等学校等経常費に対する国の補助金の一般財源化は行わず、国庫補助制度を堅持することと私学助成の一層の充実を図るよう要望する意見書を国に提出してほしいというものでございます。

委員会では慎重審査の結果、全会一致、採択すべきものと決しました。

請願第6-19号について審査結果を御報告いたします。

この請願の内容は、公共住宅の家賃の値上げを見送ることと、家賃改定、建て替え後の家賃設定について、都市勤労者の定住を保障する家賃制度を実現することを要望する意見書を内閣総理大臣、建設大臣並びに東京都知事に提出してほしいというものでございます。

委員会では慎重審査の結果、全会一致、採択すべきものと決しました。

最後に請願第6-20号について審査結果を御報告いたします。

この請願の内容は、「海の非核化」宣言に対し意見書として国に提出してほしいというものでございます。

委員会では、同趣旨の請願が平成5年9月6日に提出されているが、内容が一部訂正されているのを確認の上、慎重審査の結果、全会一致、採択すべきものと決しました。

以上4件につき、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（福島盛之助君） これより質疑に入ります。執印真智子君。

○14番（執印真智子君） それでは、3点質問したいと思います。

先ほど、この6-14の請願のほかにも6-9ですか、そういうものも出ているというお

話があったんですけれども、この見直しの陳情というのは、後の方に書いてありますけれども、提出しているのは1人なんですけれども、大体何人ぐらい同じ考えの人がいるというようなお話があったのか。

それからもう一つは、見直しを求めるといことですので全く反対ということではないんだろうと思うんですけれども、相反するよう見えるものですので、両方の話を聞いてみようというような、そういった意見というか、そういうものは委員会の中では出なかったのかどうか。

それから、あともう一つの方についてはどのような対応がなされるのかというのを、その3点をお尋ねしたいと思います。

○議長（福島盛之助君） 総務委員長。

○総務委員長（田原 茂君） まず請願第6－9についてはどのぐらいの人数の方々がいらっしゃるのかという、こういう質問というふうに受けとめました。もちろんその話でも委員会でも出まして、事務局の御報告では54人の方々がいらっしゃると、こういう御報告をいただきました。

また両方の話を聞くというようなお話は出なかったのかと、こういうようなお話も出しましたが、それに似たものとしては、当然少数であっても、このような反対者に理解を求める努力をすべきではないのかというような御議論をさせていただいたわけでございます。

その中で、極力その方々の説得というか、話し合いというか、というものに努力をしたいと、こういうような話も当然あったわけでございます。

また、もう一方の方々に対してどういうふうな対処をしていくのかと、こういうようなお話でございました。委員会といたしましては、やはり人数的なものも考慮しなければならないというようなことも議論がなされ、請願第6－9号につきましては大多数の意見ではないと考えられるということもございまして、その方々の、いわゆる心情というものを十分考慮をする必要がある。そのために委員会として正副委員長で、この6－9号の陳情につきましては取り下げの働きしていただきたい、このような議論がなされたところでございます。

以上でございます。

○議長（福島盛之助君） これをもって質疑を終結いたします。

本4件について御意見があれば承ります。執印真智子君。

○14番（執印真智子君） それでは、6－14号のミニバス南平路線早期運行開始を求め

る請願につきまして、一言意見を述べさせていただきます。

この請願は採択ということで、基本的には私もミニバスを通すということには賛成の立場であります。

しかし、一つ不安に思っていることがあります。それは、今、委員長さんからいろいろ御説明をいただいたわけですが、6-9号、南平一丁目～二丁目住宅地内への路線ミニバス導入計画の見直しについてという陳情者への今後の対応についてです。この件につきましては、地域の中で長い年月をかけて話し合いがされて、しかし、それでも今まで結論が出なかったというものであると思います。それがこの二つの請願、陳情という形で出てきているのだと思います。

また、この陳情署名は1名になっておりますけれども、実態としては54名の反対者並びに見直しを求める市民がいるということです。この間、賛成、そしてまた見直しを求める市民、また反対をする市民の間で、見直しを求める市民に対して人権侵害と思われる行為もあるというふうに聞いております。地域の中でそういったことが今後も続かないように十分な対応をお願いしたいと思いますし、現在、陳情者の方も見直し、それから反対、みんなが納得できる形での見直しに向けて話し合いを重ねているというふうに聞いておりますので、正副委員長が陳情者と話し合いをされるということですが、これまでの経緯を十分に踏まえられまして、そんなことはないというふうに思っておりますけれども、ぜひ数の力で押し切ることがないように心からお願いをしたいと思います。

また、市民参加要綱もつくりまして市民参加をうたっている日野市ですので、それぞれ異なった市民の意見をどのようにまとめられていくかという方策を、担当課としても市としても研究をしていっていただきたいというふうに思っております。

例えば今、まちづくりの一つの手段としてワークショップ方式ですとか、ファシリテーターの養成などというものも注目をされておりますので、これが必ずしも最善の方法というふうには思っておりませんし、それぞれのパターンに、それぞれのまとめ上げ方というのがあると思いますけれども、ぜひ行政としても今後の検討課題としていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（福島盛之助君） 小山良悟君。

○27番（小山良悟君） 請願の第6-14号について、このミニバスの問題であります、この問題解決に向けて全力で取り組んでいる地元議員の立場から一言意見を申し上げて

おきたいというふうに思います。

この問題は、促進の請願が採択されて事が足りるという、そういう単純な問題ではありません。反対の見直しの陳情をされている方々、こういった方々の理解を得ながら、今、必死に作業を進めているところでありまして、問題解決に向けて、一つ一つ手続、手順を踏んでいるわけでございます。

そういった過程の中で、一挙にあしたからすぐ実現するというわけにもいかない。一定の時間も必要でありますし、その手続、手順も必要だと。そういう作業進行の中で、どうしてもこの見直しを求めている方々、数であらわれている方もおりますし、また数に出ていない潜在的ないろんな意見を持っている方もいるわけでありまして、そういった方々の理解を求めながら、このバス実現に向けて一步一步やっているところでございますので、総務委員会で見直しの陳情、請願第6－9号についての取り扱い、なんか取り下げのお願いをするというふうなことが決まったようではありますが、それについてはぜひ慎重に考えて対処していただきたいということを強く意見として求めておきたいと思えます。

以上です。

○議長（福島盛之助君） これをもって意見を終結いたします。

これより本4件について採決いたします。

本4件に関する委員長報告は採択であります。本4件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君） 御異議ないものと認めます。よって、請願第6－14号、ミニバス南平路線早期運行開始を求める請願、請願第6－17号、私学助成拡充を求める意見書採択に関する陳情、請願第6－19号、公共住宅家賃値上げに関する意見書提出を求める請願、請願第6－20号、「海の非核化」宣言に関する請願の件は委員長報告のとおり採択と決しました。

これより請願第6－6号、全日制高校進学希望者全員の受入れ枠確保の意見書採択を求める請願、請願第6－25号、第五小学校で発生する砂ぼこりの防止に関する請願の件を一括議題といたしたいと思えますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君） 御異議ないものと認め、一括議題といたします。

文教委員長の審査報告を求めます。

〔文教委員長 登壇〕

○文教委員長（竹ノ上武俊君） 文教委員会に付託されました2件の請願につきまして、審査の結果を一括して御報告を申し上げます。

請願第6－6号は、全日制高校進学希望者全員の受入れ枠確保の意見書採択を求める請願でございます。東京都教職員組合南多摩支部日野地区協議会、議長、遠田弘さん外1,201名から提出をされたものでございます。

中学生がすべて希望する者は全日制高校に入れるように、またすべての子供たちが全日制を希望できるような環境を充足をさせてほしい、そういう趣旨の請願でございます。

東京都全体の高校就学計画を抜本的に見直し、全日制高校への進学希望者が全員入学できる募集定員枠を確保すること。地域の子供たちが全日制高校への進学希望を断念させられたり、希望しない遠距離通学を強いられることのないよう、学区域の全日制高校への進学を希望しているすべての子供を受け入れられるだけの定員枠を確保することという趣旨の意見書提出をしてほしいというものでございます。

文教委員会は慎重なる審査の結果、全会一致、採択と決しました。

なお、同趣旨の意見書提出を後ほどお願いをいたしますので、御協力のほどお願いを申し上げます。

請願第6－25号、第五小学校で発生する砂ぼこりの防止に関する請願でございます。日野市多摩平六丁目31番地付近の住宅地域にお住まいの住民の皆さん301名から提出をされた請願でございます。

件名のような内容でしたが、文教委員会は慎重審議の結果、全会一致で採択と決しました。

以上でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（福島盛之助君） これより質疑に入ります。なければ、これをもって質疑を終結いたします。

本2件について御意見があれば承ります。なければ、これをもって意見を終結いたします。

これより本2件について採決いたします。本2件に対する委員長報告は採択であります。本2件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君） 御異議ないものと認めます。よって、請願第6－6号、全日制高校進学希望者全員の受入れ枠確保の意見書採択を求める請願、請願第6－25号、第

五小学校で発生する砂ぼこりの防止に関する請願の件は委員長報告のとおり採択と決しました。

これより請願第6-1号、通学路の安全確保に関する請願、請願第6-2号、旭が丘三丁目のグリーンコーポ豊田（仮称）の建設計画に関する請願、請願第6-3号、堤防上のサイクリング道路へ車椅子で上がるためのスロープ設置に関する請願、請願第6-8号、多摩平団地の建て替えに伴う都営住宅の併設に関する意見書提出を願う請願の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君） 御異議ないものと認め、一括議題といたします。

建設委員長の審査報告を求めます。

〔建設委員長 登壇〕

○建設委員長（沢田研二君） 四つの請願を採択しましたので御報告申し上げます。

請願第6-1号は通学路の安全確保に関する請願の件です。

本請願は、旭が丘四丁目の下谷礼子様外532名からのものです。

シティハイツから旭が丘小学校に通っている児童は235名。うち低学年が139名もおります。通学路としては何ら整備されていない状況の中へ毎日子供を送り出すことは大変心配なことであり、標識の設置、信号機の設置など、通学路の安全確保を願う請願です。

委員会としては慎重審議の結果、また、それを受けて行政側としてはほぼ請願者の要望に沿った対策を行うとの見解が示されましたので、全会一致、採択すべきものと決した次第でございます。

次に請願第6-2号、旭が丘三丁目のグリーンコーポ豊田（仮称）の建設計画に関する請願の件でございます。

本請願は、旭が丘三丁目の吉羽利之様外876名からのものです。

請願代表者等が居住するGSハイム豊田の西側に9階建て全58戸のマンション建設が計画されていますが、設計図では最も西寄りの部分では1メートル弱しか離れていません。このことは完全に壁を立てられるのと同じであるのみならず、リビングルーム側にも窓を設計しているなど、全体として相互のプライバシー侵害、日照阻害、圧迫感、防犯、防災問題等々生活権を侵害することは避けられない設計であり、住民の生活権や住環境に十分な配慮を行って、建築に変更を求める請願でございます。

委員会としては慎重審議の結果、行政側からの重ねての指導等もあり、施行者側から一定の配慮も示されつつあるとのことから、全会一致、採択すべきものと決した次第で

す。

次に請願第6-3号、堤防上のサイクリング道路へ車椅子で上がるためのスロープ設置に関する請願の件でございます。

本請願は日野台二丁目に住み、日野市福祉事業団在宅老人ケアA会員の園部和子様外1,637名からのものです。

多摩川、浅川の堤防上のサイクリング道路は整備が進み、市民から大変喜ばれています。しかし目線の位置の低い車いす生活者にとっては、今の状況では緑と清流を眺めることができません。車いすでの生活者こそ一層堤防の上での広い視野に安らぎを感じるということであり、このことから多摩川、浅川の堤防の上のサイクリング道路へ上がるためのスロープ状道路を可能な限り随所につくっていただきたいとの請願でございます。

委員会としては審議の結果、建設省としても堤防を削らなければ基本的に許可可能とのことであり、全会一致、採択すべきものと決した次第でございます。

続きまして請願第6-8号、多摩平団地の建て替えに伴う都営住宅の併設に関する意見書提出を願う請願の件でございます。

本請願は多摩平自治会会長、笹原武志様からのものがございます。

多摩平団地の建て替え計画が検討される中で、公団は建て替えを新規住宅の供給であると決めつけ、現に公団の土地になっているものを時価に再評価することから、家賃が現在の4~5倍に設定されつつあります。とても今の居住者がそのまま住み続けることはできません。

そこで建設省が高家賃対策の一環として示している公営住宅の併設を第1建設区域内の、しかも先工区に併設すること。とあわせて高家賃での建て替え対策が具体的に決まらないうちは建て替え承認をしないよう、関係機関に意見書を提出していただきたいという内容の請願でございます。

委員会としては慎重審議の結果、都営住宅の先工は当然の市民の願いであり、また早い時期からの市民参加こそ本来のあるべき市民参加であるとのことから、全会一致、採択すべきものと決した次第でございます。

以上4件についてよろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（福島盛之助君） これより質疑に入ります。なければ、これをもって質疑を終結いたします。

本4件について御意見があれば承ります。なければ、これをもって意見を終結いたします。

これより本4件について採決いたします。本4件に対する委員長報告は採択であります。本4件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君） 御異議ないものと認めます。よって、請願第6-1号、通学路の安全確保に関する請願、請願第6-2号、旭が丘三丁目のグリーンコーポ豊田（仮称）の建設計画に関する請願、請願第6-3号、堤防上のサイクリング道路へ車椅子で上がるためのスロープ設置に関する請願、請願第6-8号、多摩平団地の建て替えに伴う都営住宅の併設に関する意見書提出を願う請願の件は委員長報告のとおり採択と決しました。

これより請願第6-9号、南平一丁目～二丁目住宅地内への路線ミニバス導入計画の見直しについての陳情、請願第6-12号、真に国民のための公共事業推進を求める陳情、請願第6-13号、真に国民のための公共事業を求める陳情、請願第6-18号、「日本のプルトニウム利用に反対する」意見書提出の請願、請願第6-24号、日野市に政治倫理確立の条例制定を求める請願、請願第6-27号、消費税率の引き上げ反対を求める請願の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君） 御異議ないものと認め、一括議題といたします。

総務委員長の審査報告は、これを省略いたします。

本6件については総務委員長から、目下委員会において審査中の事件につき、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。あわせて本委員会の所管事務を調査研究するため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。総務委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君） 御異議ないものと認めます。よって、総務委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

これより請願第6-5号、「学校五日制にふさわしい、ゆとりある教育内容にするために新学習指導要領を早急に再改訂することを求める意見書」を国にむけて提出することを求める請願の件を議題といたします。

文教委員長の審査報告は、これを省略いたします。

本件については文教委員長から、目下委員会において審査中の事件につき、閉会中の

継続審査にされたいとの申し出があります。あわせて本委員会の所管事務を調査研究するため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。文教委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君） 御異議ないものと認めます。よって、文教委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

これより請願第6-4号、年金支給開始を65歳に遅らせることに反対する意見書提出を求める請願、請願第6-7号、多摩平五丁目地区センター設立に関する請願、請願第6-16号、定住外国人の無年金者に対する適用拡大を求める陳情、請願第6-21号、在日朝鮮、韓国人高齢者と障害者に国民年金適用の救済措置を求める陳情、請願第6-22号、日野市に重度知的障害者が主に入所出来る更生施設の建設に関する請願、請願第6-23号、「日野市立かしまだい地区広場」の施設充実にに関する請願、請願第6-28号、社会保障の拡充を求める意見書採択の請願の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君） 御異議ないものと認め、一括議題といたします。

厚生委員長の審査報告は、これを省略いたします。

本7件については厚生委員長から、目下委員会において審査中の事件につき、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。あわせて本委員会の所管事務を調査研究するため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。厚生委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君） 米沢照男君。

○30番（米沢照男君） 私も厚生委員会のメンバーの一人でありますけれども、委員会の結論とは違った主張、態度を委員会の中でとりましたので、一言発言をしておきます。

（「議長、おかしいぞ、そんなことやったことないぞ」と呼ぶ者あり）

請願第6-4号、年金支給開始を65歳に遅らせることに反対する意見書提出を求める請願と（「おかしいぞ、議長、何やっているんだ、やったことないぞ」と呼ぶ者あり）

請願第6-28号、社会保障の拡充を求める……（「議事進行」と呼ぶ者あり）

○議長（福島盛之助君） 議事の都合により暫時休憩いたしたいと思います。

午後6時48分 休憩

午後11時50分 再開

○議長（福島盛之助君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。この際、「会期の延長の件」を日程に追加し、先議いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君） 御異議ないものと認めます。よって、本件を日程に追加し、先議することに決しました。

「会期の延長の件」を議題といたします。

お諮りいたします。今定例会の会期は本日までと議決されておりますが、議事の都合により会期を6月25日まで1日間延長いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君） 御異議ないものと認めます。よって、会期を6月25日まで1日間延長することに決しました。

お諮りいたします。6月25日は休会の日であります。議事の都合により特に会議を開くことにいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君） 御異議ないものと認めます。よって、6月25日は特に会議を開くことに決しました。

お諮りいたします。6月25日の会議は議事の都合により特に午前0時に繰り上げて開くことにいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君） 御異議ないものと認めます。よって、6月25日の開議時間は午前0時に繰り上げることに決定いたしました。

お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ延会いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君） 御異議ないものと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。

本日の未了日程は明日の日程といたします。
明日の本会議は午前0時より開議いたします。
本日はこれにて延会いたします。

午後11時53分 延会

6月25日 土曜日 (第8日)

平成6年
第2回定例会 日野市議会会議録 (第22号)

6月25日 土曜日 (第8日)

出席議員 (30名)

1番	江口和雄君	2番	佐藤洋二君
3番	菅原直志君	4番	渡邊馨鴻君
5番	吉富正敏君	6番	小島久君
7番	小川友一君	8番	森田美津雄君
9番	佐瀬昭二郎君	10番	中谷好幸君
11番	沢田研二君	12番	田原茂君
13番	宮沢清子君	14番	執印真智子君
15番	土方尚功君	16番	天野輝男君
17番	奥住日出男君	18番	橋本文子君
19番	板垣正男君	20番	鈴木美奈子君
21番	内田勲君	22番	馬場繁夫君
23番	夏井明男君	24番	黒川重憲君
25番	福島盛之助君	26番	笹野行雄君
27番	小山良悟君	28番	一ノ瀬隆君
29番	竹ノ上武俊君	30番	米沢照男君

欠席議員 (なし)

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君	助役	前田雅夫君
企画財政部長	大崎茂男君	総務部長	小林修君
市民部長	永瀬誠一君	生活文化部長	藤本享一君
都市整備部長	鈴木栄弘君	建設部長	小俣雅義君
福祉部長	坂口泰雄君	水道部長	土方重男君
病院事務長	須藤雄示君	教育長	長沢三郎君
学校教育部長	谷正幸君	社会教育部長	大谷俊夫君

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	落合豊君	次長	田中正美君
書記	濃沼哲夫君	書記	橘達雄君
書記	山田二郎君	書記	田倉芳夫君
書記	鈴木俊之君	書記	堀辺美子君
書記	永野裕子君		

速記委託先 住所 東京都立川市曙町一丁目10の3
立川速記者養成所 所長 関根福次
速記者 佐伯実和子君

議事日程

平成6年6月25日(土)

午前0時開議

- 日程第 1 請願 第6-10号 公園建設に関する請願
- 日程第 2 請願 第6-11号 神明緑地の伐採反対に関する陳情
- 日程第 3 請願 第6-15号 程久保一丁目下程久保自治会私道を公道移管に関する請願
- 日程第 4 請願 第6-26号 地元中小建設業者の不況打開と振興政策を求める請願
- 日程第 5 請願 第6-29号 潤徳小学校の北側の環境の保全を求める請願
(継続審査議決)
- 日程第 6 議会運営委員会の継続審査議決に関する件

日程第 7 下水道対策特別委員会の継続審査議決に関する件

日程第 8 スポーツ・文化施設対策特別委員会の継続審査議決に関する件

日程第 9 交通対策特別委員会の継続審査議決に関する件

日程第 10 市立病院等対策特別委員会の継続審査議決に関する件

(請願上程)

日程第 11 請願 第 6-30 号 「核兵器全面禁止・廃絶の国際条約締結を求める
意見書」採択に関する陳情

(議案上程)

日程第 12 議員提出議案第 4 号 J R 採用差別事件及び労使紛争の早期解決に関する
意見書

日程第 13 議員提出議案第 5 号 多摩平団地の建て替えに伴う都営住宅の併設に関
する意見書

日程第 14 議員提出議案第 6 号 私学助成拡充を求める意見書

日程第 15 議員提出議案第 7 号 公共住宅家賃値上げを見送りし、建て替え後の適
正家賃を求める意見書

日程第 16 議員提出議案第 8 号 海の非核化宣言に関する意見書

日程第 17 議員提出議案第 9 号 全日制高校進学希望者全員の受入れ枠確保の意見
書

本日の会議に付した事件

日程第 1 から日程第 17 まで

○議長（福島盛之助君） おはようございます。

本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員30名であります。

厚生委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。（「議事進行」と呼ぶ者あり）竹ノ上武俊君。

○29番（竹ノ上武俊君） ただいまの議長の御発言について、議事進行の立場から質問いたします。

継続審査に決することにいたしましたという発言でございました。しかし、先ほどの休憩前は、米沢議員の議事進行に対する発言を議長がお認めになって、それについて発言中に突如、休憩が宣せられたわけでございます。議長はなぜ休憩を宣言されたのか、そういうことについての何ら本会議場での説明もないのに、いきなり結論だけが今申し述べられたということは我々ちょっと不可解でございますので、その辺について説明をお願いします。

○議長（福島盛之助君） ただいまの議事進行の発言につきましては、先ほどの議会運営委員会において結論が既に出ておりますので、このまま議事を進行させていただきます。（「議事進行」と呼ぶ者あり）竹ノ上武俊君。

○29番（竹ノ上武俊君） それでは、議運についての決定のいきさつについて2点ほど質問したいと思います。

議会運営委員会において、議長はどういう理由で休憩を宣言したか、その説明はなされたでしょうか。これが第1点です。それにお答えがあったら、また続けてもう1点質問したいと思います。

○議長（福島盛之助君） 米沢議員の発言に対しまして、議事進行と思ひまして私は指名をいたしました。ところが、内容がちょっと厚生委員会で発言するような内容でございましたので、私といたしましては休憩をとりまして、議会運営委員会にこの処置についてはお任せするという事で休憩をとらせていただきました。（「議事進行」「統行」と呼ぶ者あり）

これより請願第6-10号、公園建設に関する請願、請願第6-11号、神明緑地の伐採反対に関する陳情、（「議会制民主主義を外れるぞ」「何を言うんだ」と呼ぶ者あり）請願第6号-15号、程久保一丁目下程久保自治会私道を公道移管に関する請願、請願第6-26号、地元中小建設業者の不況打開と振興政策を求める請願、請願第6-29号、潤

徳小学校の北側の環境の保全を求める請願の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君） 御異議ないものと認め、一括議題といたします。

建設委員長の審査報告は、これを省略いたします。

本5件については建設委員長から、目下委員会において審査中の事件につき、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。あわせて本委員会の所管事務を調査研究するため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。建設委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君） 御異議ないものと認めます。よって、建設委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

次に日程第6、議会運営委員会の継続審査議決に関する件を議題といたします。

議会運営委員会委員長より、議会の効率的な運営等に関する事件の調査研究のため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君） 御異議ないものと認めます。よって、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

次に日程第7、下水道対策特別委員会の継続審査議決に関する件を議題といたします。

下水道対策特別委員長より、下水道に関する事件の調査研究のため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君） 御異議ないものと認めます。よって、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

次に日程第8、スポーツ・文化施設対策特別委員会の継続審査議決に関する件を議題といたします。

スポーツ・文化施設対策特別委員長より、スポーツ・文化施設に関する事件の調査研究のため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君） 御異議ないものと認めます。よって、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

次に日程第9、交通対策特別委員会の継続審査議決に関する件を議題といたします。

交通対策特別委員長より、交通に関する事件の調査研究のため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君） 御異議ないものと認めます。よって、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

次に日程第10、市立病院等対策特別委員会の継続審査議決に関する件を議題といたします。

市立病院等対策特別委員長より、市立病院等に関する事件の調査研究のため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君） 御異議ないものと認めます。よって、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

これより請願第6-30号、「核兵器全面禁止・廃絶の国際条約締結を求める意見書」採択に関する陳情の件を議題といたします。

請願の要旨はお手元に配付しました印刷物のとおりです。請願第6-30号の常任委員会への付託は、会議規則第138条の規程により、議長において総務委員会に付託いたします。

お諮りいたします。請願第6-30号は閉会中の継続審査にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君） 御異議ないものと認め、閉会中の継続審査に付することに決しました。

これより議員提出議案第4号、JR採用差別事件及び労使紛争の早期解決に関する意見書の件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。佐藤洋二君。

○2番（佐藤洋二君） 議員提出議案第4号でございます。JR採用差別事件及び労使紛争の早期解決に関する意見書でございます。

案文はお手元に配付したとおりでございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（福島盛之助君） 質疑討論を省略し、直ちに本件について採決いたします。

本件は原案のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（福島盛之助君） 挙手多数であります。よって、議員提出議案第4号、JR採用差別事件及び労使紛争の早期解決に関する意見書の件は原案のとおり可決されました。

これより議員提出議案第5号、多摩平団地の建て替えに伴う都営住宅の併設に関する意見書の件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。沢田研二君。

○11番（沢田研二君） 議員提出議案第5号、多摩平団地の建て替えに伴う都営住宅の併設に関する意見書でございます。

意見書の内容はお手元に配付してあるとおりでございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（福島盛之助君） 質疑討論を省略し、直ちに本件について採決いたします。

本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君） 御異議ないものと認めます。よって、議員提出議案第5号、多摩平団地の建て替えに伴う都営住宅の併設に関する意見書の件は原案のとおり可決されました。

これより議員提出議案第6号、私学助成拡充を求める意見書の件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。田原茂君。

○12番（田原茂君） 議員提出議案第6号、私学助成拡充を求める意見書についてで

ございます。

意見書の内容はお手元に配付してあるとおりでございます。よろしく御審議のほどをお願いいたします。

○議長（福島盛之助君） 質疑討論を省略し、直ちに本件について採決いたします。

本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君） 御異議ないものと認めます。よって、議員提出議案第6号、私学助成拡充を求める意見書の件は原案のとおり可決されました。

これより議員提出議案第7号、公共住宅家賃値上げを見送りし、建て替え後の適正家賃を求める意見書の件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。田原茂君。

○12番（田原 茂君） 議員提出議案第7号、公共住宅家賃値上げを見送りし、建て替え後の適正家賃を求める意見書でございます。

意見書の内容はお手元に配付してあるとおりでございます。よろしく御審議のほどをお願いいたします。

○議長（福島盛之助君） 質疑討論を省略し、直ちに本件について採決いたします。

本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君） 御異議ないものと認めます。よって、議員提出議案第7号、公共住宅家賃値上げを見送りし、建て替え後の適正家賃を求める意見書の件は原案のとおり可決されました。

これより議員提出議案第8号、海の非核化宣言に関する意見書の件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。田原茂君。

○12番（田原 茂君） 議員提出議案第8号、海の非核化宣言に関する意見書でございます。

意見書の内容はお手元に配付してあるとおりでございます。よろしく御審議のほどをお願いいたします。

○議長（福島盛之助君） 質疑討論を省略し、直ちに本件について採決いたします。

本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君） 御異議ないものと認めます。よって、議員提出議案第8号、海の非核化宣言に関する意見書の件は原案のとおり可決されました。

これより議員提出議案第9号、全日制高校進学希望者全員の受入れ枠確保の意見書の件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。竹ノ上武俊君。

○29番（竹ノ上武俊君） 全日制高校進学希望者全員の受入れ枠確保の意見書の提出について提案するものでございます。

意見書案文はお手元に配付されているとおりでございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（福島盛之助君） 質疑討論を省略し、直ちに本件について採決いたします。

本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君）¹ 御異議ないものと認めます。よって、議員提出議案第9号、全日制高校進学希望者全員の受入れ枠確保の意見書の件は原案のとおり可決されました。

本日の日程はすべて終わりました。

これをもって平成6年第2回日野市議会定例会を閉会いたします。

どうもありがとうございました。

午前1時16分 閉会

地方自治法第123条第2項及び日野市議会会議規則第81条の規定により署名する。

日野市議会議長 福 島 盛 之 助

署 名 議 員 菅 原 直 志

署 名 議 員 渡 邊 馨 鴻

